THE CENTRAL REVIEW

中央公論

3-1927

三月號

第四十二年　第三號　第四百七十號

豫約募集『締切

三月一日なるも雜誌の發表遲延せるを以て本誌讀者に限り特に

三月十日まで

内容見本無料進呈

世界文學全集

全三十八册

「神曲」「デカメロン」等の古典に始まつて近代の諸名篇を網羅し最近の新興文學に及ぶ ■ 八ポイント二段組み。内容豐富。一册原稿紙千三百枚以上。

「世界文學全集」の推奨

吉野作造

一

『世界文學全集』の新聞廣告を見て或る友人は私に曰つた。內容目次を見ると、どれ一つとして座右に缺くべからざる心の糧でないものはない。飛び付きたい程欲しいものばかりだが、併しあんな安い値段で本當に立派なものは出來るだらうかと。

私は云つた。どんなものが出來るか……

併し之れだけは間違ひなく云へる。當節斯う云ふ計畫を立てゝ兎も角も相當にやりこなせるもの新潮社を措いては他に絶對にないと。蓋し新潮社は今日までの出版經驗に依て有力なる多數の著譯者と親密の關係を有し、且又多年築き上げた地盤を以て印刷製本の上にも格別の便宜を握つて居るからである。立派な……

に十分の押しが利かなくてはならぬ。この二つの點に於て新潮社は、少なくとも飜譯文藝の出版に就ては、今日我が國に於て獨歩の地位を占めて居る。だから今度新潮社の我々に提供するものは、非常にいゝものかどうかは分らぬが、他の本屋では到底なし得ぬだけのものをやり遂げることは斷じて間違ひはあるまいと。

するとその友人は續けて斯う云つた。それにしても五百頁一圓は餘りに安い。譯者は勿論各々責任を重んじていゝ加減なものは出すまい。それだけは顔觸れを見ても十分に納得が出來る。が本屋の方に一體その……

之に對して私は斯う答へた。それは當初私も疑つたのだ。併し今はその斷じて杞憂なることを私は保證が出來る。そはこの事を懸念して私は親しく佐藤君からその決心の程を聞いたからであると。そして細しい事情を話してやつたら、友人は喜んで直に一部を申込み且つ知人にも大に勸誘すると云つて歸つた。

二

著述家として私は新潮社とは何の關係もない。が社主佐藤君とは別の意味に於て多年の友人である。それだけ私は勝手なことを云つては同君を惱ますが、同君も亦私に對しては商賣氣を離れて心おきなく胸襟をひらかれる。今度『世界文學全集』を出さるゝに就ても色々話を聞いたのであるが、細かいことは必要がないから玆には云はぬ。只この仕事は同君に取て非常の決心に出たものであることを一言しておく。同君も今日の成功を見るまでには七顚八起の苦辛を嘗めたのではあるが、それでも恐らく今度程の大冒險は曾て經驗されないのではあるまいか。それ程同君に取て今度の一擧は空前の犧牲的大奉仕であるやうだ。多少其間の事情を知つてゐる私は、一友人として是非とも同君の志を成さしめたいものと念じて居る。

といつても素晴らしい成功である。且つ澤山の立派な本を出して出版界に覇を稱し、我國文化の開展に多大の貢獻を致しても居る。併しそれだけのことなら實は必しも君を待たなくとも出來ることなのだ。我々が友人として心から君に期待するのは、更に一歩を進めて我々の立場から觀ての大成功を君にやつて貰ひたいことである。それは外でもない、君が多年の辛勞に依て築き上げた著述家並に印刷製本業者等に對する獨特の地位を極度に利用し、損までする必要はないが、暫時利益の打算を眼中より去つて、最も優れたるものを最も多數の人々に提供すること是れである。相當の値段で良いものを賣りだすことなら誰にでも出來る。志があつてもそれだけの利便を有たないものには固よりてんで望みを繫けるわけに行かぬ。丁度君にして始めて之が出來ると思ふのだが如何と。すると佐藤君は案を敲いて丁度それをこの『世界文學全集』で手始めにやつて見たい積りなのだと叫ばれた。眞逆同君は私にお座なりを云つたのではあるまい。又そんな輕薄な人間でないことも、萬々承知してゐる。私は同君の聲明を信じ、本全集の、必ずや世上の期待に背かざるべきことを、疑はぬものである。

は全くの門外漢だ。けれども時々名手巨匠の傑作を讀んでは多大の感動を覺え、省みて人間としての自分の教養が之に依て如何に高められ又如何に深められたかを喜び思ふことがある。私の專門とする政治の研究に於ても、史實の乾燥たる記述を文藝上の作品に對照して味付けるといふ必要もあるので、時々それ等名篇大作の筋を抄約本などに依て辿ることがあるが併し抄約本では原本で得る樣な感激はさつぱり與へられない。だから私は常に思ふ、若し心の糧として讀むのなら立派な全譯本に限ると。昨今西洋文藝に對する嗜好は我國の讀書階級の間に著しく熾烈となつたとやら。けれども若しそれが映畫などに依て得る樣な單なる筋書だけのものなら、殆んど何の役にも立つまいと思ふ。大家の手に編み上げられた藝術的作品の本當の精神を、少しでも我々の生活に直接の交渉を有たしめんとせば、私共は是非とも信用するに足る全譯本を座右から離してはならぬ。この意味に於て『世界文學全集』の提供は、假令、あくまで破天荒の安價でなくとも、我國の津々浦々に、是非普及させねばならないものであらうと考へる。

三黨首妥協劇の心理的解剖

Vitamogen
NERVE TONIC
Regd

腦及び神經の食料 ヴィタモーゲン

腦に過度の緊張を與ふるときは、神經中樞を通じて全身に反動を來し、頭痛に苦しみ、睡眠は妨げられ、食慾は減じ、仕事に倦み、感情は興奮し易くなります。

この狀態は腦神經細胞の重要成分たる燐その他の物質が過度に消費されて平衡を失した時に起り易き症狀で、鎭靜劑の服用は一時的には良効を奏しますが根本的の療法としてはこの缺乏せる成分を補給しなくてはなりません。

燐は牛卵中の卵黃からも一部を補給するを得ますが、頭腦の肥料として必要なる凡ての成分を最も濃厚に最も同化され易き狀態で含んで居るのはヴィタモーゲンであります。

ヴィタモーゲンは神經衰弱者は勿論、劇務家、學生幷びに頭腦を過度に用ふる人々に對する最上の美味なる榮養食料であります。

「腦力と記憶力とを増進するには」と題する小冊子御入要の方は總代理店宛郵[illegible]一錢[illegible]呈す

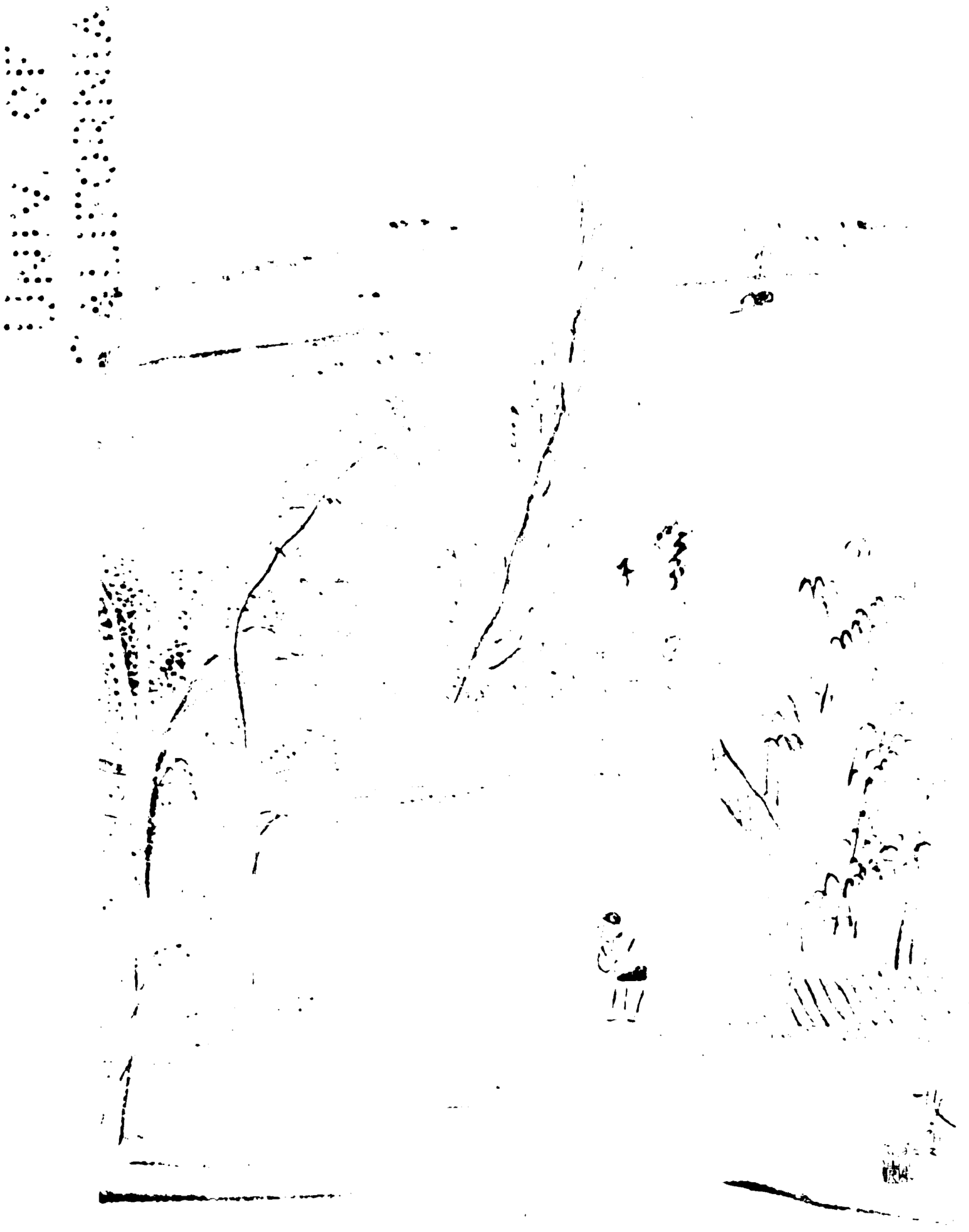


製造元 英國ロンドン ヴィタモーゲン會社
代理店 東京日本橋區本町 株式會社 田邊元三郎商店

一〇〇瓦入……一円八十銭
二五〇瓦入……四円

各地著名藥店にあり

VT 21



錢塘江春景　　小杉未醒筆

◇森山右一氏新著◇（敢て一本を各識者にすゝむ）

大好評 新刊

神皇正統記新釋

（本書出て神皇正統記の眞髓は究明し盡されて餘蘊なし）

神皇正統記の價値はその「史論」と「史論の述べ方」にあり。本書は實に著者多年の抱負と痛快なる研譜とに基き御歷代中より特に「國號論」「神器論」以下その眞隨を爲す三十餘篇を究明嚴選して浮立せ一見最も印象的に中心思想の把捉を得しむる様苦心せると共に全卷其要に隨ひて詳密なる「註釋」「通釋」「批評」を施し縱橫無盡の語學的解剖を試みたるものにして精要の宜しきを得たる無類の良書也。

四六判最上製本 全壹冊四百頁
正價金貳圓五拾錢 送料十八錢

小林榮子著 **伊勢物語活釋** 正價金貳圓 送料十八錢

吉村重德著 **落窪物語新釋** 貳圓八拾錢 送料十八錢

石川 誠著 **古今和歌集新釋** 參圓八拾錢 送料廿七錢

尾上登良子 **源氏物語大意** 頭註 正價金參圓 送料十八錢

大關增次郎 **カント研究** 七圓八拾錢 送料卅六錢

稻毛詛風著 **哲學教科書** 參圓八拾錢 送料十八錢

高橋敬視著 **西洋哲學史講義** 參圓八十錢 送料十八錢

市川一郎著 高尚な理論平易に講義 **哲學概論** 四圓八拾錢 送料十八錢

◇市川一郎氏譯著◇（哲學へ向上せんとする研究者の手引草）

大好評 新刊

中等學校上級用 哲學一班 基礎概念 講義

菊判最上製美本 全壹冊七百頁
正價金五圓八拾錢 送料廿七錢

本書は高等學校の初級生もしくはそれと同程度の素養を有する人々に廣義の哲學概念を與へ從來閑却せられてゐた新しき世界に對する興味を喚起せしめ兼ねて既得の自然科學の知識を完成せしめる爲に敍述せられしもの也今や哲學は一部の智識的階級の專有物でなく一般の人々にとつて必要な知識となつて來た時本書の如きは誠に貢獻する所多からんと信ず。—（萬朝報批評）—

東京市神田區表神保町七番地 **大同館發行** 振替貯金口座東京八七貳番

永年難治の習慣も忽ち改まる

簡易な禁煙方法

驚くべき「カロット」の効力

昨年三月五日の讀賣新聞はポー型の天才富ノ澤麟太郎氏の死を報じてゐるが、その後に『彼の生命を奪つたものはバットではないかと思はれる。彼は一日に十三箱も吸つてゐたからだ』とある。バットの十三箱とは聞くだに物凄い。兎に角、煙草の害は過度に用ふるに依つて起ることは事實だが、吸つてゐる中に段々多量に吸ふ様になるので、不知不識の間に身體を惡くしてゆくものである。煙草を止めると云ふ言葉はよく聞くが、絶對に禁煙したと云ふ人は餘り多くない。それは如何に禁煙が困難であるかを物語つてゐるもので永年の習慣は容易に改まるものでない所が、茲に面白い一つの禁煙方法がある。「カロット」を一度口にすれば煙草を用ゆるに少しも異ならないから手持無沙汰でないばかりでなく適量の朝鮮人蔘の精氣を含んでゐるから根氣をよくすると同時に温雅な香氣と忘れ難き清涼な甘味は、輕い刺戟と快感を長く口中に殘して、一度之を口にすれば煙草に對する永年の嗜好を忘れて斷じて二度と吸ふ氣になれない。殊に口中の惡臭、又は食後や夜中口の中がねばる時に用ゆれば忽ち爽快になり、暫く常用すれば永年のニコチン中毒も完治する効力がある。但し、これは眞劍に煙草を止めようとするのでなければお勸め出來ない。何故なら再び煙草がまずくて吸へなくなるからである。是は實業之日本社あたりでも實驗して此効力に驚いてゐるのでわかる。煙草の害を知りつゝ永年禁煙出來なかつた人、神經衰弱、慢性胃腸病、消化不良その他禁煙したら乾度肥つて身體を改造し得るだらうと感じてゐる方は是非一度カロットを試みられるが良い。大倉男爵の大阪朝日の村山社長との禁煙の約束なども面白い一例である。

神話傳說大系

菊大本全十八卷一萬五千頁

監修

文學博士 松村武雄

豫約募集

地球が生んだ最高至上の文献として永遠の光に輝くものは神話と傳說とである。本大系收むる所埃及以下三十餘國、世界人種の總てを包含した世界空前の大全集である。殊に編輯及執筆は、神話學の泰斗として世界的に知られたる松村文學博士、其他の苦心に成り、世界的定本たることを期する。教育と文藝とに熱意を有し、世界民族の生んだ詩の世界を知らんとするものに本書をお勸めする。

1 埃及 バビロン アッシリア 中嶋孤島編
2 度印、波斯 馬場吉信編
3 ヘブライ 松村武雄編
4 希臘、羅馬 中嶋孤島編
5 北歐 松村武雄編
6 獨逸 松村武雄編
7 愛蘭 中嶋孤島編
8 蘇格蘭、英蘭 中嶋孤島編
9 佛蘭西 井上勇編
露西亞 昇曙夢編
10 墺、匈、白 山崎光子編
11 西班牙安南 山崎光子編
12 蘭セルビア 松村武雄編
13 日本 藤澤衞彦編
14 支那 池田大伍編
朝鮮 中村亮平編
メキシコ、ペルー 馬場吉信編
15 16 17 18 自然民族 松村武雄編

○美麗内容見本進呈(必ず雜誌名記入のこと)
○豫約申込 三月三十一日限

規略

△申込金金四圓八拾錢(充最後會費)△毎月拂込金四圓八拾錢△一時拂金八拾圓・八ヶ月前金拂四拾壹圓△外要送料△送本四月より毎月一册宛

體裁

△菊大判天金△背布獨逸マーブル紙製極美本△最新鑄十ポイント組△名畫三色版、寫眞版、凸版等多數挿入△紙數平均八百頁餘

京橋第一相互館三一三
世界童話大系刊行會



カフェーサクラ
SAKURA

昭和二年

中央公論

三月一日發行

三月號

第四十二年第三號

第四百七十號

無産政黨運動の混亂

無産階級の運動が所謂政治的進出を始めてから、內部の混亂が頓と目立つて來た。大きな所だけを取つても、今や三つか四つかの群に分れて頻りに罵倒の投げ合をやつて居る。曰く、俺の仲間だけが公正の規道に乘つて居るもので他はみな贋物だと。同じ様なことをみんなが同時に主張するので、客觀的にどれが一體自分達の本當の味方なのか、正直な大衆は全く以て去就に迷つてしまふ。所謂無產政黨運動を二三新式デマゴーグの喰物たらしめず眞個無產大衆のものたらしむる爲には、今や大衆をして暫く局外第三者の忌憚なき批評を聽かしむるの必要が迫つて居る。現に彼等自身も熱心に之を希望しても居るやうだ。斯うした意味の投書は昨今記者の机上にも每日の樣に來る。

成る程考へて見れば、世上多數の純朴なる大衆が、新に與つた無產政黨運動に對し多少猜疑の目を以て臨むのは無理もない。何となれば彼等には無產諸政黨對立抗爭の現實の理由が解せないから。無論分れた上で銘々は各各の立場を相當の理論を以て說明はする。併し空疎なる理論はもとく一般大衆の切に聽かんと欲する所にあらず、又聞いたツて分りもしない。自分達の現實の問題をどうして與れるかの明ならざる以上、彼等は諸政黨の誘引に對して如何とも態度のきめ樣がないのである。この點から觀ると、昨今の無產政黨は、既成政黨の民衆と沒交涉なる如く、大衆の現實の問題と殆んど全く沒交涉である。

無產階級の政治運動も、その始めは唯一つの團體の統一的行動として出發した。やがて二つにも三つにも分れて互に喧嘩することになるが、局外から觀ると、之には自ら二つの種類があるやうだ。一は初めから立場の相違するものが同一群內に在て互に相排擠し、鎬を削つて勢力爭ひをやつた結果、遂に袂を分つて公然喧嘩するに至つたもので、二は初めは睦しく事を共にしたが何かの機會で一緒にやれなくなり、一旦分れることになると玆に始めて猛烈なる喧嘩をやり出したものである。俗な喩ではあるが、前者を仲のわるい兄弟の相續爭の類とすれば、後者は謂はば夫婦分れした者同志の遠方からの罵り合ひの樣なものと謂へよう。勞働農民黨と日本農民黨とにやゝ前者の俤があり、社會民衆黨と日本勞農黨との關係は幾分後者の類に比することが出來る。斯う云つた

ら、それ〴〵の黨の幹部の人達からは定めし嚴しいお叱りを蒙ることだらう。併し之を之等幹部の人達だけの問題とせず所謂我々大衆の問題とすると、各政黨の今日の對立抗爭には、實の所右に云つた樣な意味以外、別に何の意識的根據があり得るか。局外の大衆をしてさうでないと信ぜしむる爲には、各政黨を通じ、もつと確かりした說明を我々國民に提示して吳れなくては駄目だ。

斯く云へばとて私は各無產政黨の立場に全然理論上の根據が缺けて居ると云ふのではない。併し彼等自ら立つる所の理論は、要するに大衆の現實の要求を代辯するものではないと考へる。その證據には、擧ぐる所の理論に一として現實的背景の支持を受け得るものがないではないか。この事はまた無產政黨の理論なるものがどうして出來上るかを考へればすぐに分る。一つの纏まりが出來上つたとする。幹部はその好む所に依て或る思想家の援助を求める。又は思想家の方から各その好む所に從ひ或る團體を選んでは援助に來る。孰れにしても斯くしてそれ〴〵の團體に所謂理論家の一群が集り、之等の人々に依て理論的基礎づけの仕事が行はれる。その狀宛かも勞働者保護法が樞密顧問官と商工大臣とのみの相談で出來上ると云つた風の體裁である。だから作られた理論が必然的に大衆の要望に合せぬのだなどとは申さぬが、要するにそが大衆現實の要求に親切な顧慮を拂はずして作られ〴〵とに疑はない。されば今日の無產政黨運動は、その形式の側面的觀察に於ては、擬ふ方なき貴族專制の跡を辿つて居ると謂てもいゝ。それでも親切に大衆の要求に傾聽して吳れるのならいゝ。事實さうでもない樣だから我々は去就に迷ふのだ。何を以てさうでないと云ふか。彼等が空疎なる觀念的鬪爭に浮き身をやつして徒に無用の排擠をこれ事とするの事實が、明白に之を證據立てて居るからである。

この混亂より無產階級を救ひ、眞に大衆をしてその政治行動の方針に迷ふなからしむるものは、實に現實に即した創造的精神の覺醒の外にはない。如何にして自己を是認せしめ如何にして相手方を排斥すべきかの如きはどうでもいゝ。何よりも先きに如何にして無產大衆の生活を向上すべきかの問題を第一の要件と立てて貰ひたい。生活向上の道を本當に開いて吳れる處に我々は一日も早く身を寄せたいと冀つて居る。而して我々は今や血眼になつて斯うした創造力の宿る處をば探し求めて居るのである。而して今日の無產諸政黨はパンを求むる者に石を投げ與ふるの嫌はないだらうか。

無產政黨運動の混亂

無產階級の運動が所謂政治的進出を始めてから、內部の混亂が頓と目立つて來た。大きな所だけを取つても、今や三つか四つかの群に分れて頻りに罵倒の投げ合をやつて居る。曰く、俺の仲間だけが公正の規道に乘つて居るもので他はみな贋物だと。同じ樣なことをみんなが同時に主張するので、客觀的にどれが一體自分達の本當の味方なのか、正直な大衆は全く以て去就に迷つてしまふ。所謂無產政黨運動を二三新式デマゴーグの喰物たらしめず眞個無產大衆のものたらしむる爲には、今や大衆をして暫く局外第三者の忌憚なき批評を聽かしむるの必要が迫つて居る。現に彼等自身も熱心に之を希望しても居るやうだ。斯うした意味の投書は昨今記者の机上にも每日の樣に來る。

成る程考へて見れば、世上多數の純朴なる大衆が、新に興つた無產政黨運動に對し多少猜疑の目を以て臨むのは無理もない。何となれば彼等には無產諸政黨對立抗爭の現實の理由が解せないから。無論分れた上で銘々は各各の立場を相當の理論を以て說明はする。併し空疎なる理論はもと〳〵一般大衆の切に聽かんと欲する所にあらず、又聞いたツて分りもしない。自分達の現實の問題をどうして吳れるかの明ならざる以上、彼等は諸政黨の誘引に對して如何とも態度のきめ樣がないのである。この點から觀ると、昨今の無產政黨は、旣成政黨の民衆と沒交涉なる如く、大衆の現實の問題と殆んど全く沒交涉である。

無產階級の政治運動も、その始めは唯一つの團體の統一的行動として出發した。やがて二つにも三つにも分れて互に喧嘩することになるが、局外から觀ると、之には自ら二つの種類があるやうだ。一は初めから立場の相違するものが同一群內に在て互に相排擠し、鎬を削つて勢力爭ひをやつた結果、遂に袂を分つて公然喧嘩するに至つたもので、二は初めは睦しく事を共にしたが何かの機會で一緒にやれなくなり、一旦分れることになると玆に始めて猛烈なる喧嘩をやり出したものである。俗な喩ではあるが、前者を仲のわるい兄弟の相續爭の類とすれば、後者は謂はば夫婦分れした者同志の遣方からの罵り合ひの樣なものと謂へよう。勞働農民黨と日本農民黨とにやゝ前者の俤があり、社會民衆黨と日本勞農黨との關係は幾分後者の類に比することが出來る。斯う云つた

ら、それ〴〵の黨の幹部の人達からは定めし嚴しいお叱りを蒙ることだらう。併し之を之等幹部の人達だけの問題とせず所謂我々大衆の問題とすると、各政黨の今日の對立抗爭には、實の所右に云つた樣な意味以外、別に何の意識的根據があり得るか。局外の大衆をしてさうでないと信ぜしむる爲には、各政黨を通じ、もつと確かりした說明を我々國民に提示して具れなくては駄目だ。

斯く云へばとて私は各無產政黨の立場に全然理論上の根據が缺けて居ると云ふのではない。併し彼等自ら立つる所の理論は、要するに大衆の現實の要求を代辯するものではないと考へる。その證據には、擧ぐる所の理論に一として現實的背景の支持を受け得るものがないではないか。この事はまた無產政黨の理論なるものがどうして出來上るかを考へればすぐに分る。一つの纏まりが出來上つたとする。幹部はその好む所に依て或る思想家の援助を求める。又は思想家の方から各その好む所に從ひ或る團體を選んでは援助に來る。孰れにしても斯くしてそれ〴〵の團體に所謂理論家の一群が集り、之等の人々に依て理論的基礎づけの仕事が行はれる。その狀宛かも勞働者保護法が樞密顧問官と商工大臣とのみの相談で出來上ると云つた風の體裁である。だから作られた理論が必然的に大衆の要望に合せぬのだなどとは申さぬが、要するにそが大衆現實の要求に親切な顧慮を拂はずして作られ〴〵とに疑はない。されば今日の無產政黨運動は、その形式の側面的觀察に於ては、擬ふ方なき貴族專制の跡を辿つて居ると謂てもいゝ。それでも親切に大衆の要求に傾聽して具れるのならいゝ。事實さうでもない樣だから我々は去就に迷ふのだ。何を以てさうでないと云ふか。彼等が空疎なる觀念的鬪爭に浮き身をやつして徒に無用の排擠をこれ事とするの事實が、明白に之を證據立てて居るからである。

この混亂より無產階級を救ひ、眞に大衆をしてその政治行動の方針に迷ふなからしむるものは、實に現實に即した創造的精神の覺醒の外にはない。如何にして自己を是認せしめ如何にして相手方を排斥すべきかの如きはどうでもいゝ。何よりも先きに如何にして無產大衆の生活を向上すべきかの問題を第一の要件と立てて貰ひたい。生活向上の道を本當に開いて具れる處に我々は一日も早く身を寄せたいと冀つて居る。而して我々は今や血眼になつて斯うした創造力の宿る處をば探し求めて居るのである。而して今日の無產諸政黨はパンを求むる者に石を投げ與ふるの嫌はないだらうか。

中央公論



第四十二年第三號
三月號
第四百七十號

法律の動き方と動かせ方

法學博士　牧野英一

例に依つて法律のはなしを試みるに過ぎない。――思想を論じ乃至常識といふことを考へてゐる人人は、動もすれば、法律を以て、思想と沒交渉のものなりとし、常識を以ては律することのできないものとするのであるが、わたくしは、法律家として常に思想を論じ、法律學の學徒として常識の訓練といふことを說いてゐる。玆に、最近の判例二つを擧げて、大正の末尾に、われわれの法律が如何に動いたかを論じ、昭和の今後に、われわれの法律を如何に動かせて行くべ

きかを考へて見ようとおもふ。こひねがはくは、法律家にも亦思想と常識とを論ずることの許されんことを。又こひねがはくは、法律にも思想のこもるあり、常識の重んぜらるべきものあることとの世に理解されんことを。

□

民法第八百十三條を見ると、『夫婦の一方は左の場合に限り離婚の訴を提起することを得』として、種々の場合を擧げてゐるなかに『妻が姦通をなしたるとき』と『夫が姦淫罪に因りて刑に處せられたるとき』とを並べて規定してゐる。之に依つて、夫の姦通は離婚の原因にならないことになつて居り、此の點に於て夫と妻との法律上の取扱が甚だ平等でないことになつてゐる。

なほ、刑法第百八十三條には『有夫の婦姦通したるときは二年以下の懲役に處す云々』と規定してある。夫の他の女子と相通ずることは犯罪とされないのである。

右の二つの規定——右の如く特に掲げるまでもなくよく世に知れわたつてゐる二つの規定——から、從來は、法律上、夫に貞操の義務がないと解されて來た。さうして、世の人人もそれをさまで不都合なことでないと考へて來た。近來、男女間の平等を主張する論者が増して來て、離婚に付いても姦通が其の原因たり得ることは男と女とに同一であるべきであるとし、刑法上姦通が犯罪とされる點に付いては夫と婦との間に區別が設けらるべきでないとする人が多くなつた。しかし、議會は、まだ、それ等の點に付いて民法と刑法とを改めるまでに行つてゐない。さうして世の中の人も、そこに法律と道德との差異が當然に成立するものであるとしてゐるやうである

そこで次の如き實際問題が發生した。事案は恐喝被告事件といふのであつた。事件の被告人たる甲が、A女の依賴を受け、C女を恐喝した。A女の夫たるB男が、A女と其の小兒とを遺棄して、情を知るのC女と同棲してゐたのであるが、甲は、C女に對し、B男と同棲するのは姦通罪を構成するものであるとし、告訴を提起すべき旨を告げて恐喝し、

A女とB男との手切金及び小兒養育料の名義の下にC女から金若干を受取つたといふのであつた。控訴院は、甲の行爲を以て恐喝罪、即ち刑法第二百四十九條に『人を恐喝して財物を交付せしめたる者は十年以下の懲役に處す』とあるに該當するものとして有罪の判決を下した、其の理由は、A女はB男に對して貞操を守ることを强要するの權利がない、從つて、B男の不德の相手方たるC女に對しては何ものをも責めることができない。されば、被告人甲がA女の依頼を受けてC女を責めたことは法律上不當に人を恐喝したものに該當する、といふのであつた

民法が離婚の原因に付いて夫婦の間に取扱を異にし、姦通罪の成立に關して男女の間に區別を設けたことは、妻に對しては貞操の義務を重要視したに拘はらず、夫に對してはこの點を寬大に見たのに因るので、換言すれば、夫には法律上貞操の義務なし、といふのが從來の通説であつた。檢事は、この通説に從つて起訴をなし、控訴院は、この通説に從つて判決をしたまでである。

しかし、斯やうな起訴乃至判決は、其の議論の論理的な順序に於て不都合な點がないやうであるに拘はらず、實際の結果に於ては、必しも滿足できないやうである。其の氣の毒なA女は、其の夫を誘惑したC女に對して、法律上何等の請求權をも持ち得ないものであらうか。若し法律上そこに多少の救濟を與へることができるならば、法律はそれだけ道德との調和に向つて一歩を進めたことになるのである。法律を以て道德とは趣を異にするものとしてあきらめるのも一の方法であるにちがひないが、しかし、法律をして道德との調和に對し常に一歩を進ましめるといふのもわれわれの努力の一の標的にちがひない。被告人もあきらめられなかつた。さうして、法律家にも亦あきらめられない人があつた。斯くして、問題は大審院に繫屬することになつた。

〔　〕

そこで、法律家は之を次のやうに考へるのである。——法律は離婚の原因と姦通罪の成立とに關して男女の間に

差異を認めてゐる。しかし法律の明文の上では、それだけに付いて差異を認めてゐるに過ぎない。されば、之からして、直ちに、貞操の義務に關し男女の間に區別があると即斷するのは或は早計に過ぎるものがありはしないであらうか。何となれば、離婚の原因と姦通罪の成立とに屬せざる他の場合に關して問題が起つたとしたならば、法律は其の點に關して何等の規定をも設けてゐないと謂ふことになるのであり、其の場合を如何に論斷すべきかは、少くとも法律の明文の適用に依つては定め得べきところでないからである。

實は、夫に貞操の義務のないといふのは、民法第八百十三條と刑法第百八十三條とに基いて法律家たちが作つた假説に過ぎない。即ち、假りに夫に貞操の義務がないとしたならば、民法第八百十三條と刑法第百八十三條とを統一的に説明し得るといふのに過ぎない。しかし、それは、實は法律家たちの作つた私の假説たるに過ぎないのであるから、そのまま、當然に之を法律視するわけには行かないのである。

そこで、この假説は、其の確實性に關して檢定を受けねばならぬのである。法律家が之を檢定するのは二つの方法に依るのである。

其の一は、この假説を、單に其の二つの條文を説明するに都合よきものなりや否やの點から離れて、更に、この假説がそれ自體に於て條理として妥當なりや否やと考へて見ることである。右の二つの條文を説明するのに都合がいいといふだけでは、其の假説は單に自然科學的方法に依つて樹立されたものたるに過ぎない。しかし、わたくし共は、法律上の原則を以て、單に自然科學的認識に依つて成立するものとは考へたくないのである。固より、法律の存在、殊に成文法に於ける正文の存在は、疑もなく一の事實であり、われわれは其の事實の認識を全うすることを法律學上の仕事としてゐるのである。しかし、其の正文の意義乃至内容を知らし、其の正文の奥に成立する法律的原則を理解するが爲めには、其の事實が何故に正しいかの方面からも更に考へて見ることが必要であるとおもふ

のである。

其の二は、この假設を、更に方面を變へて論理的に考察することである。それは、其の二つの條文から樹立された其の假設に對し、しかく假設を樹立して見たものの、さて、其の假設には、其の二つの條文に漏れるべき第三の場合に關しての適用を考へて見ることができはしないか、と省ることである。さうして、此の第三の場合に關してそれを適用することが果して正當なりや否やを檢することが、また、假設の確實性を檢定する方法なのである

右の二つの方法は相關聯してゐるのである。何となれば、正文の規定にない第三の場合に關して其の假設の適用が正當なりや否やを考へるといふことは、最早自然科學的方法に依つて決定せらるべきところではないからである。自然科學的方法に依つて論じ得らるべきは、單に事實の認識の問題で、それは、二つの場合に關して設けられた正文の存在それ自體に止まる。それを越えては最早、一定の事實を認識するといふ問題はない。それで想定し得たる第三の場合に關しては、正文の存在を離れて、其の假設の當否を論ぜねばならぬことになるので、この場合の當否とは、現に一定の事實がありやなしやの問題ではなくして、其の一定の解決が條理の上で――謂ふまでもなく、ここに條理といふのは法律學者が用ゐ、又判例が屢示すところの法律的術語である――正當なりや否やの問題であるのである。若し、條理の上で、其の假設の適用が第三の場合に關し正當でないならば、われわれは、其の假設の確實性を疑はねばならぬのである。斯くして其の確實性を疑ふとは、其の假設の規範としての妥當性を疑ふことになるので、一定の法律的原則は、それが、法律の正文を說明し得たといふだけでは完全に成立し得るのではなく、更にそれが條理として成立し得るそれみづからの內在的價値に依つてはじめて全きを得るのである。

そこで法律家は、何故に、夫に貞操の義務なしといふことが合理的であるかを考へねばならなくなるのである。假りにこの方法を合理的批判と名付けよう。さうして、更に、法律に規定された二つの場合を離れて、第三の場合といふも

のが存し得べきかを探して見ねばならぬ。假りに之を實證的批判としておかう。合理的批判の方法とは、要するに、われわれの思想乃至常識一般から法律上の假說を批判することである。實證的批判としては、われわれは、一方には設例的にいろいろの場合を考へるといふこともするのであるが、又、實際には、裁判所に現はれた實際の事實に就き、殊に最高裁判所の裁判の當否を考へるといふ方法に依るのである。

□

さて、わが大審院は、右の事案に關して、大正十五年七月二十日、次の如く裁判した。

曰く、婚姻は夫婦の共同生活を目的とするものであるから、夫婦は互に協力して其の共同生活の平和安全及び幸福を保持せねばならぬ。さうして、夫婦が相互に誠實を守ることは、其の共同生活の平和安全及び幸福を保つの必要條件であるから、配偶者は、婚姻を爲すことに因り、互に誠實を守るの義務を負ふものと謂ふべきであり、從つて配偶者の一方が、不誠實な行動を爲し、共同生活の平和安全及び幸福を害するのは、即ち、婚姻に依つて負擔した義務に違背するもので、他方の權利を侵害するものと謂はねばならぬ。換言すれば、婦は夫に對して貞操を守るの義務あることは勿論、夫も亦婦に對して其の義務を負うてゐるものであると。

大審院は、事案に於けるA女の地位に對し救濟を與ふべきものと考へた。さうして、C女に對して爲した其の要求は條理の上で當然のものだと考へた。しかし、若し、夫に貞操の義務なしとの假說を許容するならば、此の場合——離婚にもあらず、犯罪としての姦通にもあらざるこの第三の場合——には救濟を與へることができないのである。それで、救濟を與へることが正當だとして見るに於ては、此の假說の妥當性は否定されねばならぬことになるとしたのである。

大審院は、斯くして、反對命題を採ることにした。謂はゆるテーゼに對するアンチ・テーゼである。さうして、夫にも亦妻に對して貞操の義務があるとの主張を樹立して見たのであつた。

しからば、大審院の新假說――わたくしは、嚴格に謂へば、これも亦假說に過ぎないものと考へる――の上から見て、離婚原因に關する民法第八百十三條や姦通罪に關する刑法第百八十三條やの規定は如何に之を理解すべきであらうか。大審院之を說いて曰く、民法第八百十三條第三號は夫の姦通を以て婦に對する離婚の原因と爲さず、刑法第百八十三條も亦男子の姦通を處罰してゐないが、これは、主として、古來の因襲に胚胎する特殊の立法政策に屬する規定であつて、これあるが爲めに婦が民法上夫に對し貞操義務を要求するの妨となるものではないと。

大審院は、法律の正文に示される二個の場合を以て『古來の因襲に胚胎する特殊の立法政策に屬する規定』であるとした。大審院は、其の新たに想定した假說を以て法律の正文と矛盾するものだとは考へない。たゞ、其の正文は、特殊の立法政策から來た理由に基いて原則たる新假說の例外を爲すに止まるものとするのである。其の正文は、しかく特殊の立法政策に基くものたる意味に於て、それみづからに內在する妥當性を持つのである。しかし、それは、其の特別なる妥當性の範圍にのみ限局せらるべきもので、之を擴大して適用することの許さるべきものではないとしたのである。

斯く解して見ると、民法第八百十三條と刑法第百八十三條とからは、必然的に、夫には貞操の義務なしといふ假說のみが想定されるのではなかつた。反對に、夫にも貞操の義務ありといふ命題が、また、矛盾なく成立し得るのであつた。さうして、條理から謂へば、『夫にも亦貞操の義務がある』といふ方が、規範としての妥當性の上に於て、『夫には貞操の義務なし』といふよりも優越してゐる、と大審院は認めたのであつた。

ただ、大審院の說明に就いて、多少のあきたりない點を謂ふならば、大審院が、民法第八百十三條と刑法第百八十三條とを目して、『古來の因襲に胚胎する特殊の立法政策に屬する規定』として、其の特殊性に付き、何等の說明をも與へてゐない點である。其の特殊性が『古來の因襲に胚胎する』ことを高調しただけでは、法律に存する右の二つの規定の合理的基礎が十分に說明されてゐない。しかも その合理的基礎が十分に說明されない限りは、大審院の設定した新假

說は法律の明文に牴觸するものであることになる。故に、その新假說を支持するに付いては、其の『特殊の立法政策』といふことが更に立至つて說明せらるべきであつたらうと考へる。

□

若し大審院に代つて、その點に付き、わたくしの見解を述べることが許されるならば、わたくしは次のやうに說明して見たいとおもふ。

夫は妻に對して貞操の義務を有する。斯く貞操の義務を有する點に於ては、妻が夫に對して貞操の義務を有するのと趣を異にするところはない。しかし、それからして、其の義務の違反に對する制裁が夫に對して妻に對しておなじでなければならぬといふ當然の理はない。原則としてはそれも亦おなじであるべきであらう。しかし、特殊の理由に因つてそれが相異ることも論理上は可能である。

この特殊の理由は、畢竟、大審院のいふ如く『古來の因襲』から來ることであらうとおもふ。古來の因襲に於て、男女が社會上同じやうに取扱はれてゐないことは疑もない事實である。この因襲は之を捨てることがわれわれの理想であるけれども、其の因襲たることからして、今俄かに之をふり捨てようとしても事實上ふり捨て難いことがある。從つて、また、之を俄かにふり捨てようとすると、却つてそれが當事者の不利益を釀すことにもなるおそれがある。斯やうにして、民法第八百十三條と刑法第百八十三條との規定が、なほわが法典の上に殘つてゐる。この意味に於て、右の二つの規定には一種の正當視せらるべき根據がないではない。しかし、同時に、その規定は、しかく正當視せらるべき範圍に於てのみ許容せらるべきであるので、原則たる規範、夫も亦妻に對して貞操の義務を有すといふことを覆へすことにはならない。

何故に、夫の姦通は犯罪として之を處罰することがないか。之を處罰しないといふことは、之を處罰することに因つ

て、果して刑罰の目的を達し得べきかを疑はねばならぬからではあるまいか。如何なる人數の人に對して如何なる程度の刑罰を科することに依つて、世に夫の姦通を根絶し得ることを待ち設け得べきであらうか。敢て根絶とまでは謂ふまい。竊盜を處罰することに因つて、世の不良なる傾向を有する者が自ら警しむるであらう如く、姦通を處罰することに因つて、世の不德なる男子が果してどの位自ら愼しむことになるであらうか。立法を爲する者は、立法が空文に了らざることを望むべきであるかぎり、深く此の點を考慮せねばならぬことであらう。

しかのみならず、妻の姦通は親告罪なりとされてゐる。裁判所は夫の告訴を待ちて之を訴追し處罰するのである。若しこの制度を正當なりと爲さんか、夫の姦通に付ても亦、其の訴追及び處罰に關し妻の告訴を必要とすることにならう。しかし、これは、今日の社會、即ち『古來の因襲』の殘存するわれわれの習俗に於て果して適當に實行され得ることであらうか。

更に考へて見よう。勇敢なる妻が告訴を提起したとしよう。夫がそれが爲め幾月かの懲役の刑に處せられたとしよう。刑期滿了の後、果して、幸福なる家庭、圓滿なる共同生活がそこに繼續し得べきものであらうか。苟も夫婦が相離別せんとするならば止む、しからざる限り、そこに姦通の處罰は相當に考慮せらるべきことではあるまいか。

この點に關して、わたくしは、わが刑事法が、舊來の法典から新法に移るに方つて一種の變遷を爲してゐることを注意せねばならぬ。即ち新刑事訴訟第二百六十四條は、姦通罪の告訴に關して一種の制限を設けた。妻の姦通に關し、夫は、婚姻が解消するか又は離婚の訴を提起したる後にあらざれば告訴を爲すことができない、となつたのである。なほ、同條は、引續いて曰く、夫が再び婚姻を爲し又は離婚の訴を取下げたるときは告訴を取消したるものと看做すと。この規定は從來は全くなかつたところである。しかし、妻を離別することなくして妻の處罰を官憲に要求することは、其の繼續せんとする婚姻の趣旨を全うすることになるべきであらうか。又、夫が妻を離別せんと欲するに至つてはじめ

て其の告訴は夫の眞面目な意思に出たものと見ることができよう。換言すれば、夫が妻を離別せねばならぬほど其の名譽乃至感情に痛手を負つた場合にのみ告訴は認められるのである。從つて、夫が一時の憤怒に任せて離婚を爲し又は離婚の訴を提起した場合に於ても、再び婚姻を爲し又は離婚の訴を取下げた場合に於ては、其の告訴は、當然、取下げられたものとして取扱はれることになるのである。

　されば、新刑事訴訟法の實施された大正十三年一月一日以來、妻の姦通の處罰せらるべき場合は、法律上大に制限されることになつたのである。換言すれば、法律はしかく動いて來てゐるのである。此の場合に於て、われわれは、この動きを抑止し、更に之を昔に立かへらしめ、進んで夫の姦通をもなほ處罰すべきものとすることが正當な理想の立て方と謂ふべきであらうか。ただしは、夫の姦通の處罰せられざるをそのままにして、妻の姦通に關することの動きをむしろ促進すべきであらうか。姦通はいづれにしても不當の行爲である。しかし、法律上之を犯罪と爲すに於ては、法律は刑罰といふ手段を以てそれに臨むのである。われわれの家庭に刑罰の手が及ぶことを認容するとき、われわれは、姦通の不幸に重ねるに、又いたづらに刑罰の不幸を以てするに過ぎないことになりはしないであらうか。

　轉じて、姦通の民法上の處置に付いて考へて見よう。妻の姦通が夫にとつて離婚を請求するの理由になり得ることは當然のことである。おそらくは、世の論者、男女間の平等を主張するの故を以て、妻の姦通は當然に夫から離婚を請求するの理由となるべきものでない、と爲す人はあるまい。しからば、反對に、夫の姦通も亦妻にとつて離婚を請求すべき理由となるべきものと主張すべきことにならう。さて、ここに、わたくしは、民法第八百十三條が、離婚の原因に關して、『配偶者より同居に堪へざる虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき』としてゐる規定のことを注意したいとおもふ。この離婚原因は謂ふまでもなく夫婦に共通に規定せられてゐるのである。

　『古來の因襲』に於ては、夫の姦通は、當然に『妻に對する虐待又は侮辱』と考へられなかつた。若し、妻の姦通が

夫の人格に對する侮辱であるやうに、おなじく、夫の姦通が妻に對する虐待乃至侮辱であるならば、おそらくは、法律は、妻の姦通を當然に離婚原因としたやうに、夫の姦通をまた當然にそれとして取扱つたことであらう。しかし、古來の因襲は、さうは解しなかつた。しかのみならず、それが『同居に堪へざる虐待又は侮辱』と解し得られる場合に於ても、其の虐待に堪へ侮辱を忍ぶことが妻たる者の美德とされた。劇の觀客は、半夜燈前、夫の放埒を嘆くの妻に對して同情を惜しまぬのである。妻が自己の人格を自覺して終に夫を捨てるといふが如きは、わづかに近時に至つて創作の資料となつたに過ぎない。

しかし、わづかに近時に至つて創作の資料になり得た斯やうな事例が、漸次、裁判所に於て是認されつつあるのである。大正七年十二月十九日に、大審院は判決して曰つた。夫が其の妻を顧みず、他の婦女と内縁の契を結び、之と同棲するの行爲は、民法第八百十三條に謂はゆる重大なる侮辱に該當する、其の夫の家出が相當な理由に出でたり否や、又、その他の婦女との同棲が生活の必要上止むを得ざるものなりしや否やに因つて軒輊あるべきものでないと。大正九年十月十三日に、東京控訴院は判決して曰つた。妻帶の夫が濫りに他の婦女と自宅に同棲關係を繼續するが如きは、特別の事情なき限り、其の配偶者に對する重大なる侮辱なることが明かであると。謂ふまでもなくこの兩つの判決は、夫の姦通を以て當然に重大なる侮辱と見たものではない。第一の例に於ては、其の姦通が單純なる姦通を越えて重婚になつてゐるのであるし、第二の例に於ては、裁判所は、斯くの如き同棲關係も、若し特別の事情があるならば、同居に堪へざる侮辱とならないことがあるかも知れないとしてゐる。しかし、少くとも、姦通が或場合に於て離婚を請求し得る原因たるべき侮辱となることを認めたものである。

民法第八百十三條は、離婚請求の原因としての姦通を揭げるに至り、ひとり妻のそれのみを擧げた。それで、法律家の常套論法たる謂はゆる反對論法に依るときは、夫の姦通は如何なる場合に於ても離婚請求の原因とはならないとも立

論し得ることにならう。しかし、裁判所の既に認めるが如く、又一般の學者も既に說くが如く、夫の姦通といへども、それが重大なる侮辱に該當するときは以て離婚の原因となるものと解するに於ては、夫の姦通はたゞ一般には妻に對する侮辱と考へられてゐないといふだけのことになるので、さうして、ただしかく侮辱を伴はぬ姦通に限つてのみ離婚の原因とならないのだと解して行かねばならぬことになるのである。——わたくしは、斯く姦通を制限して考へるところに、既に、法律のある動きが見受けられるやうにおもふ。

しかし、夫の姦通は、果して、しかく、一般に妻に對する侮辱でないと考へられるべきものであらうか、少くとも、わたくしは、夫の姦通は常に妻に對する侮辱だと考へられる日が早晩來るであらうと考へられてならぬ。さうして、其の日の近づくに從つて、侮辱を伴ふ夫の姦通といふ觀念が、日に日に擴がつて行くにちがひないとおもふのである。それは、法律の明文がしかく變遷して行くだらうといふのではない。百年一日の如き明文の下に於て、しかく、社會の思潮の變遷するにつれて、法律の適用が漸次にかはつて行くのである。從來の原則が例外となり、從來の例外が新たに原則となるのである。

さてわれわれは法律の斯くの如き動き方を歡迎すべきではあるまいか。若し之を歡迎すべきものなりとせばむしろ之を促進すべきではあるまいか。其の動く法律をして更に大に動かせねばならぬのではあるまいか。

□

從來の原則が例外となり、從來の例外が原則となるの現象を指稱して、わたくしは轉回の論理としてゐる。轉回の論理は法律が因つて動く所以のものであり、又法律を因つて動かせる所以のものである。

大審院は、この轉回の論理に依つて、民法第八百十三條と刑法百八十三條との明文の下に、妻に對する夫の貞操の義務なる原理を樹立したのであつた。人は其の論理の意表に出てたるにおどろきながら、其の結果の意外にも社會的に妥

當なるを認めざるを得ないのである。

ただ、茲に注意せねばならぬのは、斯くわが大審院に依つて轉回されたのは、夫の自救義務に關する原則であるといふことである。此の原則を新らしくかく轉回したところで、民法八百十三條と刑法第百八十三條との明文は儼に存立してゐるのである。この規定の存立することを認める以上、其の規定に內在する合理性は之を認めねばならぬのであるし、それを認める以上、その合理性の擴充さるべき範圍に於て其の例外は延長されねばならぬのである。されば、世の論者の動もすれば信ずるやうに、原則に斯くの如き革命があつたからとて、それが爲め當然に法律生活の激變が伴ふものではない。實生活に於ける法律秩序の進化は、常に、妥協を重ねつつ、徐ろに發展して行かねばならぬものである。

しかし、兎も角も、原理はしかく轉回したのである。事物の進化の方向がここに一轉したのである。

この轉回の性質に付いて特に注意せらるべきは、舊原則に對する新原則の內容が反對命題であることである。法律の同一の規定の下に於て、それを適用するの基礎となるべき思想は全く反對の形態を採り、人の常識とせらるるところが全く反對の方向に向はねばならぬのである。ここに、思想乃至常識の謂はば革命がある。

斯くの如き革命は、思想乃至常識の進化が論理的に考へられる限り必然的のものである。何となれば、一定の思想乃至常識が進化を重ねるといふことは、その傳統に對して例外の認められるところに成立する現象であり、さうして、而も例外を認める以上、其の思想乃至常識は、最早、其例外の爲めに、論理上、其の傳統を維持し得ないことになるからである。即ち、從來の傳統に代つて新たに認められるべき原則は、從來の傳統と其の例外とを包容して矛盾なく構成せらるべきものであるので、從つて、斯く其の例外を包容せねばならぬ意味に於て、新原則が傳統に對し全く反對の命題に到達せねばならぬのに、論理上必然のことであるとせねばならぬ。

しかし、斯やうな論理的轉回の下に、法律の適用は、徐々に變化して行くのである。われわれは其の轉回の急激なるが爲めにおどろくことはない。何となれば、論理は性質上妥協を許さぬものであるから、しかく急激に轉回するより外に仕方のないものであるが、しかし、生活はそれが爲めにはじめて動くのである。轉回が政治的でもなく、又立法的でもないだけに、法律は徐ろに動いて行くのである。さうして、われわれは、又、新らしい理想に向つて、法律をしかく徐ろに動かせて行かねばならぬものである。

□

わたくしは、最近の判例として、やや性質を異にした、他のものに移らう。議論は、湯屋業の老舗即ち一種のしにせが、民法第七百九條の解釋上、其の謂はゆる權利に該當するや否やに關するものであつた。民法第七百九條は不法行爲に基づく損害賠償責任を規定してゐる。曰く『故意又は過失に因りて他人の權利を侵害したる者は、之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ず』と。故に、民法上不法行爲ありと謂はんが爲めには、他人の權利の侵害ありたることを必要とするのである。しかし、此の權利の何ものたるかは、從來必ずしも明白になつてゐないのである。

先づ、事案の要旨を述べよう。京都に大學湯と呼ばれる湯屋があつた。其の建物は、上告人たる甲の先代が被告人たる乙から賃借したものであつた。さて、甲は先代以來其の建物で湯屋業を營み、そこに一の老舗が成立してゐた。此の老舗は上告人の先代以來の重要な利益であり、乙は其の事實を知りぬいてゐたに拘はらず、其の建物に對する賃貸借の期限が到來するに及び、其の建物を他に賃貸してしまつた。それが爲めに、上告人たる甲は其の老舗を他に賣却することができなくなつた。上告人は、之を以て、乙が其の老舗に對する甲の權利を侵害したものであるとし、乙に向つて損害賠償を請求したのであつたが、控訴院は之を斥けた。老舗は取引上重要な財産的價値のものではあるが、それは單純

な事實關係に過ぎない。之を以て權利と解すべき基礎は法規の上に發見することができない、といふのが其の理由であつた。

しかり。湯屋業の老舖そのものを權利として理解すべき成文上の根據は、之を發見することが相當に困難である。しかし、甲は右の控訴院の判決に不服だとして上告した。其の理由として商法に於ける營業讓渡の規定と商號のそれとを擧げた。又、刑法に於ける營業妨害の規定を擧げた。例へば、商法第二十條第一項は規定して『商號の登記を爲したる者は、不正の競爭の目的を以て同一又は類似の商號を使用する者に對して、其の使用を止むべきことを請求することを得、但し損害賠償の請求を妨げず』としてゐる。續いて、第二十二條は次の如く規定してゐる。曰く、『商號と共に營業を讓渡したる場合に於て、當事者が別段の意思を表示せざりしときは、讓渡人は同市町村內に於て二十年間同一の營業を爲すことを得ず。讓渡人が同一の營業を爲さざる特約を爲したるときは、其の特約は同府縣內且つ三十年を超えざる範圍內に於てのみ其の效力を有す。讓渡人は第二項の規定に拘はらず、不正の競爭の目的を以て同一の營業を爲すことを得ず』と。之が商法の規定である。又、刑法第二百三十三條に曰く、『虛僞の風說を流布し又は僞計を用ひ人の信用を毀損し若くは其の業務を妨害したる者は、三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す』と。續いて、第二百三十四條に曰く『威力を用ひ人の業務を妨害したる者亦前條の例に同じ』と。之が、營業妨害に關する規定である。さあれ、是等の規定からして、直ちに、湯屋業の老舖が一の權利であるといふことを形式的に演繹することは相當に困難なことと謂はねばならぬ。さうして、現に、控訴院は、動不動產、商標權、特許權の如きものと老舖とを同視することはできないと言ひ放つたのであつた。

しかし、老舖が取引の目的物として、實際上、重要な財產的價値を持つてゐることは疑ないことであるし、又控訴院も之は認めてゐるのである。さらば、其のかくの如き事實そのもの――老舖に對する社會の思想一般――か

ら、老舗が、やはり、一の權利であることを考へることは、法律上、できないものであらうか。

□

大審院は、大正十四年十一月二十八日の判決に於て、其の湯屋業の老舗を權利なりと宣言した。其の理由を次に掲げよう。

大審院は、先づ、曰く、『民法第七百九條は、故意又は過失に因りて法規違反の行爲に出で、以て他人を侵害したる者は、之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ずと云ふが如き廣汎なる意味に外ならず』と。

大審院は、民法第七百九條が、しかく明白に、他人の權利を侵害することを以て不法行爲の要件なりと規定してゐるに拘はらず、全く之を無視した。さうして、自分の合理的であると信ずるところに從つて不法行爲の要件を數へた末、民法第七百九條は畢竟それを意味するものに外ならないと斷言した。蓋し、法律の明文を離れ、條理の問題として不法行爲の成立要件を論ずるときは、權利侵害が果して其の要件に屬するやに付き學者間に議論がある。さうして、之を大審院の見解に徴するときは、不法行爲とは要するに法規違反の行爲であるといふことに歸着するのである。惟ふに、權利の侵害なる事實は一定の行爲が法規に違反するの特徴の一に屬するのであるが、しかし、必しも權利を侵害しないでも、苟くも、法規に違反して他人の正當なる利益を侵害した行爲がある以上、以てそこに不法行爲の成立ありと認めねばならぬ場合があるのである。民法第七百九條に謂はゆる權利侵害の文字は、この點からして、解釋上、適當に按配されねばならぬものである。

そこで、大審院は續いて曰つた。『其の侵害の對象は或はかの所有權、地上權、債權、無體財産權、名譽權等、謂はゆる一の具體的權利なることあるべく、或は之と同一程度の嚴密なる意味に於ては未だ目するに權利を以てすることができないでも、しかも、なほ法律上保護せらるる一の利益であることあるべく、否、詳く謂ふならば、吾人の法律觀念

上、其の侵害に對し不法行爲に基づく救濟を與ふることを必要とすと思惟する一の利益であることがあらう』と。

斯くて、大審院は、權利に二種ありとした。一は謂はゆる具體的權利であり、他は『吾人の法律觀念上』權利と考へられるものであるとした。大審院の用語たる『具體的權利』といふのは、從來あまり學者の用ゐるところではないやうである。惟ふに、大審院が、そこに、『所有權、地上權、債權、無體財産權、名譽權等』と例示してゐるところを見るときは、法律の規定上、形式的に且つ個別的に列擧せられる權利を謂ふのであらう。さて、大審院は、其のしかく列擧せられる權利の前になほ一種の權利があるとした。此の權利は謂はゆる具體的權利と『同一程度の嚴密なる意味に於ては未だ目するに權利を以てすべからざるものである』とした。惟ふに、權利に嚴密なる意味に於ける權利と然らざる意味に於ける權利とがあるといふことは、少くともわたくしには、理解がしかねる。何となれば不利益は、一の不法行爲の成立に關して、權利と解せらるべきものに非ずんば、權利と解すべからざるものであるので、嚴密なる意味から見る程度の差を認めるといふことは、何等の意味をも爲さないものであるからである。惟ふに、謂はゆる具體的權利なるものは、法律が規定上形式的に權利として列擧してゐるの意味に於て、之を權利なりと目するには何の異論もあるべきでないものである。これ謂はゆる嚴密なる意味に於ての權利である。之に對し、第二種の權利は、其權利たることに付き、法律の規定に形式的の根據のないものであるから、之を權利なりと解するには、多少の論理を重ね、若干の迂路を採らねばならぬことになるのである。其の故を以て、人に依つては、其の論理を不當とし、其の權利なることを否定するの擧に出づるものがあるかも知れないわけである。これ謂はゆる嚴密を缺くの權利たる所以であらうか。しかし、之を以て權利なりと解する大審院、及び大審院の所見に贊成するわれわれに採つては、それが權利たることは、論理上やはり嚴密の意味に於てしかるので、其の權利たるの性質乃至價値に於ては、謂はゆる具體的權利と何等區別せらるゝことのないものである。

しからば、大審院が、法律の規定の形式を離れて、其の一種の利益をなほ權利なりと認める論理は何所に存するのであらうか。大審院は之を說明して『吾人の法律觀念上其の侵害に對し不法行爲に基づく救濟を與ふることを必要と思惟する一の利益』たることがそれであるとした。さて、之は、果して、說明として正當であり、われわれが、以て首肯すべく、以て服從すべき性質のものであらうか。われわれは、いま、不法行爲の成立の有無を問題とし、一定の利益の侵害に關し、そこに不法行爲に基づくの救濟を與ふべきや否やを論究してゐるのである。しかも、大審院は、之に對して、『吾人の法律觀念上不法行爲に基づく救濟を與ふることを必要と思惟する利益』がそれであると答へるのである。謂ふまでもなく、それは循環論法である。さるからに、大審院は、斯くの如き權利を以て嚴密ならざる意味に於ての權利と謂つてゐる。わたくしは、それは、其の權利なりとせられる理由に關し異論を免れざるべき權利なりと解した。即ち、大審院がしかく循環論法を以て一定の利益の權利たる所以を說明せんとする限り、おそらくは、其の權利たることに關して異論は免れ得べきであるまい。

しかし、わたくしは考へる。大審院の斯くの如き循環論法を非難する人ありとせば、其の人は、畢竟、一定の利益が權利として理解せらるべきや否やを法律の規定の形式からのみ論定すべきものとしてゐるのではなからうか。われわれの法律關係が、第一には成文法に依つて定まり、第二には慣習法に依つて定まり、さうして、第三には條理に依つて定まるものとするならば――之に關しては、明治八年太政官布告第百三號裁判事務心得第三條にも『民事の裁判に成文の語なきものは習慣に依り習慣なきものは條理を推考して裁判すべし』とあることは、人のよく知るところである――條理に依つて認められる權利といふことも亦考へらるべきことである。(慣習のことはしばらく別問題にしたい)。しからば、われわれが、條理上――即ち、『吾人の法律觀念上』――權利として考へねばならぬ利益に對しては、それに相當する法律上の保護が與へられてしかるべきで、即ち、『不法行爲に基く救濟を與ふることを必要とす』と考へらるべきものに對

しては、當然其の救濟が與へらるべきことになるのである。されば、これ等の利益に關しては、『不法行爲に基く救濟を與ふることを必要とす』るが故に之を權利と認むべしとし、權利なるが故にそれに對する侵害を不法行爲なりとすとの迂回した論法を採ることなく、率直に、たゞ『不法行爲に基く救濟を與ふることを必要とす』るが故に、之に其の救濟を與ふべしと謂へば事足るわけである。其の意味に於て、民法第七百九條に謂ゆる『權利侵害』の文字は贅文とも見るべきであり、若し强ひて『權利侵害』といふことを不法行爲の要件なりと謂ひ立てるに於ては、右の如く迂回した論法に依つて、斯くの如き場合にそこに權利が存立するのであると謂ふことになるのである。

要するに、大審院は、その謂はゆる具體的權利の外に條理上權利といふものがあることを主張するのである。さうして、更に續いて曰く『夫れ、權利といふが如き名辭は、其の用法の精疎廣狹固より一でない。各規定の本旨に鑑みて以て之を解するのでなければ、爭でか其の眞意に中たることを得ようや。當該法條に「他人の權利」とあるの故を以て、必ずや之をかの具體的權利の義なりと解し、凡て不法行爲なりと云ふときは、先づ其の侵害せられたるは何權なりやとの穿鑿に腐心し、吾人の法律觀念に照して、大局の上から考察するの用意を忘れ、求めて不法行爲の救濟を局限するが如きは、思はざるも亦甚しと謂ふべきである』と。

大審院は、ここに於て、わたくしの謂はゆる轉回の論理を用ゐてゐる。民法第七百九條の規定に從つて、不法行爲の成立するや否やを論究するとき、『その侵害せられたるは何權なりや』とするの傳統的方法に代へて、全く立場を轉回し、『吾人の法律觀念に照して、大局の上から考察するの用意』を重んぜねばならぬとしてゐる。それは、形式的に法律の適用を考へないで、實質的に法律の運用をはからねばならぬといふことにならう『穿鑿に腐心』し『不法行爲の救濟を局限する』代りに、『規定の本旨に鑑み』て『その眞意に中たる』ことをおもへとして、徒らに分析的方法に耽るを戒しめ、むしろ綜合的に、權利といふ概念の持たねばならぬ特質を論定して、其の適用を遺漏なきやうにせようとした。さう

して、結局に於て、法律が保護する利益なるが故に權利なりといふ從來の見方を轉回して、法律が保護せねばならぬ利益なるが故に之を權利なりと見ねばならぬとしたのである。

それで、大審院は、語を結んで曰く『本件を案ずるに、上告人先代が大學湯の老舖を有せしことは原判決の確定するところである。老舖が、賣買、贈與、其の他の取引の對象となるは言を待たないところであるから、若し被上告人にして、法規違反の行爲を敢てし、以て、上告人先代が之を他に賣却することを不能ならしめ其の得べかりし利益を喪失せしめたるの事實あらむか、これ猶、或人が其の所有物を賣却せんとするに當り、第三者の詐術に因つて賣却が不能に歸し、爲めに所有者は其の得べかりし利益を喪失したる場合と何の擇ぶところがあらうか』と。

□

從來の判例の模樣と、從來の學說の傾向から見て、この判例は、むしろ意外なものであつたのである。しかし、今や、法律の正文上何等の根據なしと考へられる湯屋業の老舖に關して、大審院は、之を權利なりと宣言した。さうして、たとへ賃貸借の期限到來の場合といへども、建物の所有者が其の老舖の所有者の利益を考慮しないで、建物を他に賃貸するが如きは、不法行爲となるものとした。わたくしは、ここに、民法第七百九條に關して、法律の大きな動きを認めざるを得ないのである。其のしかく動かざるを得なかつた所以を、わたくしは、少しく、法律の立場から論究して見たい。おそらくは、之を論究することが、やがて、また更に法律を動かせる所以のものと考へることになるであらう。と思はれるのである。

第一に、大審院が、この判決に於て示したところは、法律の理解に關する轉回の論理である。このことはすでに一言した。しかし、ここに更にくり返して見たい。——さて、從來の見解に於ては、法律は主權者の命令である。この意味に於て法律は他律的なものと考へられて來たのであつた。この素朴な考へ方は、同時にまた最も常識的なものである

にちがひない。しかし、實際に於て法律の意義如何を考へて見ると、それのわからないことが少くないのである。しかし、裁判の實際に於ては、是非とも之を明かにせねばならぬので、ここに法律の解釋といふことが起つて來る。たとへ法律を以て主權者の命令なりとしても、其の命令として公布された法律――ここでは民法第七百九條――に依つてだけでは、其の命令の內容が明かにされ得ないのであるから、法律の解釋には、主權者の命令に屬しない他の或ものを拉し來つて、之を爲すことにせねばならぬのである。湯屋業の老舗を以て權利にあらずと爲すの論者は、民法第七百九條に謂はゆる權利の語を以て、法律の規定の形式と認められた權利でなければならぬとするのである。しかし、權利といふ語を以て斯くの如き意義に限局することは、民法第七百九條の明言してゐるところではないのである。故に、其の議論は、實は、主權者の命令たる民法第七百九條を離れ、自己の正しいと信ずるところに從つて、權利といふ語の內容を穿鑿してゐるのである。さうして、法律の規定の形式上、權利とされたもののみが權利であるとすることは、それ自體で精確なことであると考へてゐるのである。さて、わたくしの考へるところでは、民法第七百九條の用語をしかく解釋することは、最早、主權者の命令をそのまま受け入れるのでなく、法律を解釋する者が、自己の判斷に從つて自律的に其の內容を定めて行くことになるのであるから、其の解釋の末に成立した法律の意義乃至內容は、實は自律的なものと謂はねばならぬことになるのである。法律は之を他律的なものだとする素朴的な見解に代へて、われわれは、法律は自律的な解釋に依つて其の內容の定まるものであることを考へねばならぬ。ここに轉回の第一步がある。

斯く、轉回して考へて來ると、何故に、民法第七百九條に謂はゆる權利の語を解釋適用するに方り、法律の規定の形式に從ひ個別的に事を論定して行かねばならぬかが問題とならねばならぬのである。固より、法律が其の規定の形式に於て權利と認めたものは之を權利と解すべきこと當然であらうが、法律が規定したしかく認めてゐないものは之を權利でないと斷定する基礎はどこに在るであらうか。謂ふまでもなく、ただ權利の[illegible]はその點が明かにされてゐないので

ある。しかも、事物の認識に關する論理として、逆の定言は必しも眞實に非ざることは謂ふまでもない。しかも、從來は、素朴的に、この逆の定言を眞實としてゐたのである。

事實判斷の問題としては事を肯定することも否定することもできないこと斯くの如しとせば、われわれは、之を價値判斷の問題として考へて見たくなるのである。之を價値判斷の問題として考へるといふのは、吾人の合理的な價値判斷の結果として如何なるものが權利と考へられねばならぬかと論究することである。さうして、それが法律の解釋に關するところから、われわれは、之を次の如考くへねばならぬ。まづ、法律の規定の形式上認められる權利が侵害されたとき、之に法律上の救濟が與へられねばならぬ理由はどこに存するであらうか。斯くて、一定の理由が考へられ得たとき、其の理由は果して斯くの如き個別的權利にのみ內在するものであらうか、ただしは、其の理由を實に他の利益にも擴大して考へることができるものであらうか。若ししかく擴大することができるならば其の擴大のでき得る範圍に於て、其の利益は、其の個別的權利と同視し得られることになるであらう。——之を類推論法に依る法律の解釋といふのである。類推論法の特色は事物に對する價値觀を基礎として法律の適用を論ずるところに存する。

斯く、法律の解釋に價値判斷を用ゐることに依つて、法律は價値を保有するものと考へられることになるのである。仰も、社會が進歩し、事情が變遷するにつれて、實生活には新らしい重要な利益が發生して來る。さうして、法律の內容に對して疑が起り、解釋の必要を生ずるのは、實は、此の新らしい重要な利益に對し法律の保護の果して及ぶや否やが危ぶまれるからである。法律はこれ等の利益を保護する力のないものであらうか。若し法律を以てこれ等の利益に對し全く無關心なものであるとするならば、法律の價値は大に疑はれねばならぬ。法律は事實として成立する或ものであつても、其の存在の基礎はそれがわれわれの生活に規範を與へるからである。しかも、法律がこれ等の新らしい利益に對して何等の保護をも與へるところなきに於ては、それが規範として具有する價値は全くないことにならう。しかし、法律

の理解に價値判斷を用ゐるに於ては、——さうして、其の適用として類推論法を適當に用ゐるに於ては——法律は價値を保有もするのとなり、規範としての其の使命を全うすることになるのである。

法律の解釋に關する從來の方法では、一に事物の論理性が重んぜられてゐるといふことになつてゐる。しかし、事實判斷の論としても、逆の定言の必ずしも眞ならざることは、さきに述べた。しかし、一歩を讓つて、事物の論理性がそこに全うされたとしよう。さうして、其の結果として、新らしく發生した利益は法律上保護を受くべきでないとするなれば、その法律の主體——主權者としても、國家としても、それはいづれにしても——はただ事物を强行するの有形的な力あるのみのものとなると謂はねばならぬ。何となれば、新らしい利益が古い利益と共に適當に保護されるのでなければ、その保護を命令する法律は、決して內在的な道義的な價値を持つものでないからである。この新らしい利益を捨てて、保護を古い利益にのみ專らにするならば、法律は、社會に秩序を設定し之を維持するの名の下に、實は甚しき無理を强行するもので、其の實質は、單なる、否むしろ暴的なる、有形的の力に過ぎないと謂はねばならぬのである。

しかし、われわれは、法律の解釋に於て、ひとり價値判斷のみに依らうといふのではない。法律が一の事實として存立する以上、それは固より論理的に取扱はれねばならぬ。ただ、從來の方法に於ける論理性は、必しも論理性を全うしたものとは謂ひ難いので、ここに、われわれは、われわれの固有の立場に於て論理を遂行しようとおもふのである。即ち、法律の正文の形式から權利の內容を考へることを止め、直ちに法律の使命そのものを論じて事物の合理的必然性を考へ——判例の用語に從へば、『字義』を止めて『大局』に從ひ——それに依つて法律の內容を論定して行くのがそれである。考へ方に論理的順序を踏んで行かうとする點に付いては、われわれも亦從來の方法と趣を異にするところはないのである。しかし、其の論理的方法を適用するの出發點に於て、われわれは、全く、從來のものを轉回せんと欲するのである。

この轉回に依つて、われわれは、事物の合理性とその論理性とを矛盾なく一致せしめるのである。さうして、其の結果、法律乃至國家は、一の存在として疑ふべからざるものなる外に、それに加へて、更に價値を保有するものとして尊重されざるべからざるものになるのである。

斯くして法律は動いたのである。われわれは、斯くして更に法律を動かしめるべきではあるまいか。

□

第二に、わたくしは、法律の保護する利益の實質に關して、この判決の何を敎ふるかを反省して見たいとおもふ。——何故に、老舗はしかく老舗として法律上特に尊重されなければならぬであらうか。本案件に於て、老舗の所有者は、建物の賃貸借が期限の到來したにも拘はらず、其の建物の所有者に對して其の老舗の利益を對抗したのである。賃貸借の期限が到來するときは、建物の所有權は當然に其の本來の絕對性に復歸するのではあるまいか。しかも、其の絕對性がなほ老舗の存立に依つて制限されるものなりとせば、其の根據は抑もいづくに存するのであらうか。

事實として社會一般が老舗を財產的價値あるものとして取扱ふことは疑ひない。しかし、現に斯くの如き事實が存するといふことは、「それだけでそれを法律上保護せねばならぬといふの理由とはならない。其の實際に存する事實を以て、法律上保護せねばならぬものとするには、其の事實に社會的な價値が內在せねばならぬ。換言すれば、之を法律上保護しないことに依つてわれわれの社會に於ける善良の風俗公の秩序が危うされると認めらるべきものがなければならぬ。更に換言すれば、之を侵害することが法律の一般的に保護せんとする公の秩序善良の風俗に反することと認めらるべきでなければならぬ。

判決は、この點を明かにしてはゐない。ただ、老舗の利益に對する侵害は所有權に對する侵害と『何の擇ぶところがあらう』としてゐるだけである。

それで、わたくしは、所有權が何故に法律上保護されねばならぬかの基本問題に逢着せねばならぬ。しかし、此のすでに古くしてしかも未だ必しも解けざる問題は、必しもここで簡單に取扱ふことの許さるべきものではない。わたくしは、やや迂路を採つて、事を考へて見よう。

わたくしは、借地法と借家法とを聯想せねばならぬのである。わが大審院は、借地法と借家法との制定せられる前に於ては、借地者と借家者との利益――其の營業乃至居住――を以て、土地なり建物なりの所有權に對抗し得ないものなりとした。其の判決は、其の法律解釋としての當否はともかくも、實生活に對する其の價値に於て大に疑はれた。さうして、借地法と借家法とが終に制定されざるを得ないことになつたのであつた。その借地法と借家法とは、われわれの營業乃至居住を一の重要な利益として、法律上、之を、土地建物の所有權と、其の社會的價値に於て同視せらるべきものなりとしたのであつた。

さて、問題は次の如く起ることになるのである。法規の形に付いて論ずるときは、借地法と借家法とは、所有權の絕對性を本則として規定する民法に對して明かに例外法であるのである。しからば、それは例外法なるが故に、之をできるだけ嚴密に解釋すべきものであるといふことになるべきであらうか。ただしは、例外法も亦其の本旨の存するところ、其の價値の內在するかぎりに於て適當に擴大せらるべきものであらうか。

法律の解釋に付いて事物の論理性を强調する傳統的學說は、例外法を以て常に嚴格に解せらるべきものとすることを格言として擧げてゐる。しかし、わたくしが、この點に付いて反對の見解を固持することは上にも述べた。わたくしは、借地法と借家法とが人の營業乃至居住を所有權と同視する意義を擴大し、それに依つて、老舖の利益の本質を理解すべきものなりと考へるのである。

しかのみならず、わたくし自身は、所有權の合理的基礎を以て勞働に在りと考へてゐる。わたくしは、その勞働說に

對して反對説の存することを知らぬではない。しかし、この點に付いて詳細な討論に立ち入ることは、今、其の場合でない。また、勞働説を採るからと謂つて、必しも、一概に、利息の制度を呪ふのでもなければ、相續といふことを不當視するのでもない。要は、所有權を勞働の權化とし、人の人格の權化したものとして、其の適當な範圍に法律上の保護が與へられねばならぬと考へるのである。

若し、しかく、所有權の合理的基礎を勞働に依つて説明すべきものとすることが許容されるならば、借地法乃至借家法に依つて保護せられるところ、即ち人の營業乃至住居が、一種の權利として土地建物の所有權に對峙し得る所には、おのづから氷解するのでなからうか。營業といひ、住居といひ、それが保護せられねばならぬ所以は、畢竟、營業に依つて表示され、住居に依つて保持せられる勞働そのものに歸着するのではあるまいか。されば、民法上相隣者間に於て、所有權と所有權とが互に節制し互に調和せねばならぬが如く、所有權と勞働との間に於ても互に相讓歩し互に相妥協するところのあるべきのは當然であるまいか。

老舗は勞働の結果として成立する。この意味に於て、所有權は老舗を尊重せねばならぬであらう。固より、老舗が賃借した建物を介して成立する場合に於ては、老舗はその因つて立つところの所有權を十分尊重せねばならぬ。しかし、之を所有權の方面から見れば、所有物權は、老舗の所有者が之を賃借して老舗を成立せしめ、之に因つて社會的奉仕を全うするに因り、また自己の社會的奉仕を全うするものと謂はねばならぬ。されば、老舗の所有者は適當な地代乃至家賃を拂つて所有權を尊重せねばならぬとおなじく、土地建物の所有者も亦其の賃貸借の期限到來の場合といへども、其の老舗の成立を尊重せねばならぬはずである。若し賃貸借の期限到來の場合に於て、其の到來を名として、他に別に正當視せらるべき社會的理由なきに拘はらず、其の老舗を消滅せしむるといふが如きことあらんか、所有權は以て其の社會的職能を全うするものとせられ得ようか。況や、土地建物の所有者が、其の老舗の利益を以て、當然に自己に歸屬す

るものと爲さんか、所有權は、果して、勞働を其の合理的基礎とするの本質に從つて作用されたるものと謂ふことを得べきであらうか。

湯屋の老舖といふものが、法律上權利とせらるべく規定上の具體的根據を缺く場合に於ても、之を權利と解せねばならぬことは、所有權を權利として保護するわが法律全體の精神から見て、論理的に必然であり、合理的に妥當ではあるまいか。

若し之を權利なりと指稱することが不當であるとするならば、之を侵害することは、公の秩序善良の風俗に反することである、と謂ふことを以て、其の法律上保護せらるべき利益なることの理由としよう。世上、或は、或利益が權利であることと、其の利益を侵害することが公の秩序善良の風俗に反するといふこととは、法律上之を區別せねばならぬ、とするのであるが、法律上其の利益が保護せられ、之を侵害することが不法行爲となるとの點から見れば、兩者の區別は、法律家の煩瑣にして無用なる言たるに過ぎない。

□

今や、ともすれば、所有權と勞働とは相容れない概念のやうに取扱はれてゐる。さうして、之を從來の學說に就いて見ると、むしろ所有權を本位として法律全體の系統を組織立てるのが傳統であつたが、之に對して、わが大審院は、むしろ、勞働を本位として、法律のすべての組立てを考へようとしてゐるのではあるまいか。わたくしは、ここにも、判例に一種の轉回的方法の適用されたことを認めねばならぬのである。

謂ふまでもなく、斯くの如き轉回があつたからとて、從來の法律制度が其の全部に於て破棄されるのではない。却つて、從來のものを尊重し、之を妥當に作用せしめんと欲するが故に、斯くの如き轉回を爲さんとするものである。

老舖は斯くの如き意味に於て權利化された。しかし、同時に、老舖はしかく權利化された合理的基礎に依つて、ま

た、法律上節制を受けねばならぬ。例へば、それは、老舗の内容たる利益が土地の自然的發展の爲めに增價を來たしたやうな場合である。謂はゆる自然的發展とは、其の發展が社會の一般の人人の努力に因つてでき上つたものなることを意味する。此の故を以つて、其の增價額は、之を社會一般に向つては對抗することができないことにならねばならぬのである。斯くして、老舗の斯くの如き增價額に關して財政法上の問題、殊に租稅法上のそれが起つて來るのである。しかし、之は老舗に限つた問題ではない。土地建物の所有權に關しても、其の財產の自然的增價に付いては、おなじく財政法上の問題が起るのである。

國家が如何に公平に其の增價額を徵集し、如何に妥當に之を分配するかは、興味ある一の問題にちがひないけれども、わたくしが今ここに論ぜんとする民法刑法上の問題とは、やや趣を異にするものがあるから、しばらく之を別のこととしよう。しかし、謂ふまでもなく、國家は、此の問題を解決したときに於て、はじめて、所有權と勞働との上に立ちて、其の兩者を調和せしめたことになるのである。

□

以上、わたくしは、最近の判例にあらはれた二つの問題に付き、法律が如何に動いたかを說き、同時に、法律が如何に動かさるべきものなるかを說いたのである。わづかに二つの具體的な案件に付いて論じたのであるし、極めて平凡な日常の出來事に付いて考へたのに過ぎない。しかし、わたくしをして謂はしむれば、其の二つの平凡な事相の裡に、社會的轉回の大機緣が看取されるのではあるまいか。即ち——

第一に、社會現象に對するわれわれの價値觀合理觀は、文化の大正年代に於ける推移の間に於て轉回を爲すことになつた。大審院は、其の新觀察の要點をわれわれに指示したことになるのである。

第二に、斯くの如き轉回は、法律の正文の改正に依つて仕遂げられたところではない。換言すれば、それは他律的に成

就したものではない。大審院は「吾人の法律觀念」に照らして法律の解釋を爲し「古來の因襲に胚胎する」ところを限局することに依つて、之を明かにしたのである。此の意味に於て、右の轉回は、國民自身にとつて、全く自律的に完成されたものである。

要は、大審院が斯く指示したところを、われわれが如何に理解し如何に意識するかにある。

□

大正の年代に於て、われわれは、重要なる幾多の判例に接してゐる。さうして、其の若干は、わたくしが、すでに他の機會に於て、世の人人に指示し、其の反省を促したのである。しかし、法律の斯くの如き動き方と動かせ方との間に存する轉回の論理に關し、わたくしは、其の中に就いて重ねて二つを擧げ、以て、世の人人の注意を乞ひたいとおもふ。

第一は、謂はゆる談合行爲に關する判例である。——或官廳が或工場の請負の爲めに若干の請負業者を招集し、之に競爭入札を爲さしめた。其の請負業者等は、其の競爭の爲めに互に傷つくであらうといふことを慮り、そこに謂はゆる談合行爲を成立せしめた。即ち其の中の一人が、他の人人に向つて自己に落札せしむべきことを乞ひ、其の對償として若干金を差出すことにした。他の人人は其の協定に應じ、其の落札希望者の入札よりも高き價格に於て入札した。これで豫期の如く其の希望者が落札し、從つて工事を請負ひ、之を完成した。

其の人人は、其の内部に於て——かく協定しながら、官廳に對しては競爭入札を爲すが如く見せかけたのであつた。其の協定の事實が發覺して、檢事は其の人人を起訴した。詐欺罪の成立があるといふのであつた。

大審院は、大正八年二月二十七日の判決を以て、之を無罪と宣告した。さうして、次の如く理由を説明した。曰く、「注文者は自己の利益の爲め比較的に最も有利な條件を以て請負を爲す者を選擇するを趣旨とすることは論なきところ

であるが、之に對し、入札者は、隨意に入札價額を定むる自由を持つてゐるので入札者の連合に依る協定入札は、注文者に對し價格の最定を誤まらしめるの手段ではなくして、入札者が自己に利益なる價格を主張する方法なりと謂ふべきである。從つて、請負に關し協定入札を爲したることは詐欺罪に於ける欺罔手段の施用とならぬ』と。

協定に加入した人人の行爲は、注文者を欺罔したのであつたことは疑ひないのである。しかし、注文者は、競爭入札を爲さしめることに因つて、ひたすら自己の利益をはかり、請負人が相爭ふことに因つて自ら傷つくのを顧みないのである。否、却つて、請負人が互に傷つくことを利用せんとするのである。しかし、請負人は、また、自己の利益を擁護する權利を持つてゐる。其の擁護のため相協定するは其の任意であつて、其の結果、注文者を欺罔するに至るも、それは公の秩序善良の風俗に反するところのない行爲で、刑法上詐欺罪となるものではない、と大審院はしたのである。

大審院は、注文者たる官廳を基本としないで、請負者たる人々の方面から事を考へたのであつた。欺罔行爲が成立したや否やの上から見ないで、それ等の人々に於て團結を爲すことが適法なりや否やの立場より之を論じたのであつた。わたくしは、そこに一種の轉回の論理の適用を認めざるを得ないのである。

蓋し、自由競爭は、其の弊として、相爭ふ者の互に傷つくに至ることを免れ難いものである。さうして、其の互に傷つくところに、他の乘じるところとなるべき機緣が存立するのである。されば、之を救濟する爲めには、是非とも、團體の力を以てし、結合の强さに依らねばならぬ。上は國家より、下は一家一族に至るまで、そこに愛國心を强調し、そこに和合を力說せねばならぬは全くそれに因るのである。さうして、斯くの如き團結の自由を請負人の競爭入札に應用して事態を解決したのが、大審院の右の判決であつたのである。

團結の自由といふときは、事は、最早、談合行爲に限つた問題ではないのである。この用語、この觀念は、それ自體

に於て不當なものとされ、許さるべからざるものと考へられて來た。ひとりわが國に於てのみならず、ヨーロッパの諸國に於ても、團體結合はこれ自體に於て犯罪たるものであるとまで解せられたものであつたが、今や大審院は、事を全く轉回し、世界に於ける最近の趨勢に從つて團結の自由を適法視したのみならず、それに因つて欺罔を爲すも罪となることなしとするまでに至つたのである。わたくしは、大審院のこの轉回の論理のなかには、社會問題の處置に關する大きな暗示が與へられてゐるとも解せられるやうにおもふのである。

□

第二には、汽車の煤煙責任に關する判例である。某停車場に接近し、線路よりわづかに一間未滿の地上にあつた松の樹が、汽車の煤煙の爲めに枯死したといふのであつた。松の樹の所有者が鐵道省（實は舊鐵道院）に向つて損害の賠償を請求したのであつたが、鐵道省は、汽車の運轉に付き何等の過失がなかつたといふことを以て、之に對する抗辯とした。しかし、大審院は、鐵道省に賠償責任ありと爲し、一種の理由をそこに說明した。大正八年三月三日の判決である。

曰く、『權利の行使といへども、法律に於て認められた適當の範圍に於て之を爲すことを要するものであるから、權利を行使する場合に於て、故意又は過失に因り、其の適當なる範圍を超越し、失當なる方法を行ひたるが爲めに、他人の權利を侵害したときは、侵害の程度に於て不法行爲が成立する。さて、然らば、其の適當なる範圍とは如何。凡そ社會的共同生活を爲す者の間に於ては、一人の行爲が他人に不利益を及ぼすことあるは免るべからざるところで、此の場合に於て常に權利の侵害あるものと爲すべきではない。其の他人は共同生活の必要上之を認容せねばならぬ。しかし、其の行爲が、社會觀念上、被害者に於て認容すべからざるものと一般に認められる程度を越えたるときは、權利行使の適當なる範圍に在るものと謂ふことを得ざるを以て、不法行爲と爲るものと解するを相當とする』と。

此の判例は、謂はゆる權利の濫用の法理を說いたものである。此の判例は、或は故意過失を云爲し、或は權利の濫用を高調し、多少、明瞭を缺くところのあるものであるが、要するに、この判例に於て、權利の濫用なる觀念が、不法行爲の成立要件として特に論ぜられたことは、われわれの大に留意するところなのである。

權利の濫用は不法行爲である。――斯やうな提言は、權利を本位として法律關係を理解すべきものとした傳統的な考へ方に對し、全く轉回の論理を適用したものである。從來の考へ方に於ては、權利といふ觀念は、其の性質上濫用といふことを許さないものであつて、適利の濫用といふ語は、全く其の內容に於て矛盾を含み、其の意味に於て何ものをも保有しないものであるのである。しかし、わが大審院は、權利も亦濫用され得るものであると明言したのである。

しからば、其の濫用としからざる場合とを區別する標準は何所に存するのであらうか。大審院は之に答へて、『社會觀念』としたのである。社會觀念の上で、利の權行使の結果たる損害を『認容』することが當然視されるや否やに依つて、權利の行使がその『適當の範圍』に屬するや否やを定むべきであるとしたのである。

しかし、詳しく論ずるときは、權利の濫用には二つの場合が區別されねばならぬ。其の一として、權利の濫用は其の故を以て法律上許されないものとされねばならぬ場合である。例へば、他人を害する目的を以て權利を行使することは、權利の濫用である。其の行使は許されないものであるから、法律行爲としてはそれが無效であり、不法行爲としては損害賠償の責任を負はねばならぬのである。之に對し、其の二として、一定の行爲は權利の行使として許容せられるところではあるが、それから發生した損害に對しては損害賠償の責任を免れることができないといふ場合である。其の行爲は因より適法なものではあるが、ただ、しかく賠償責任を發生せしめるの意味に於て之を權利の濫用の一の場合なりとするのである。

わたくしの考へるところでは、鐵道の煤煙責任はこの第二の場合に屬するのではあるまいか。鐵道省の抗辯するが如

く、鐵道省の汽車の運轉には何等の過失がないのである。さうして、汽車の運轉は公益上固より正當の行爲に屬するのである。しかし、其の行爲が公益上のものであるからと謂つても、其の結果として若干の人の受ける損害は觀過されるべきでない。精確に謂へば、汽車の運轉に由來する公益は、其の個人の損害を差引いた殘高の範圍に於てはじめて實現されたものと謂はねばならぬ。されば、鐵道省即ち企業者が、汽車の運轉即ち其の事業を、其の公益上の理由に基いて正當なりと主張せんが爲めには、先づ、それに由來する個人の損害を賠償せねばならぬのである。

斯やうなのが謂はゆる企業責任の法理である。さうして、わたくしの解するところに於ては、大審院は、權利の濫用といふ法理の下に、斯くの如き企業責任を認めたのである。

企業に從事する人々は、企業責任の斯くの如きものが企業に對し負擔として甚だ重いと難ずるのである。しかし、企業は、斯くの如き責任を辭せざるときに於て、はじめて其の公益性を主張し得るのである。若し、其の責任を負ふが爲めに其の公益的な事業が遂行され得ないといふならば、其の公益的な事業を成立せしむべきは、其の事業より損害を受くべき若干の個人を犠牲としてではなく、廣く、國家全體に於て、社會全體に於て、其の損害を負擔することに因つてであると謂はねばなるまい。

□

明治時代と大正時代との差異を、法律思想の範圍に於て論ずるならば、わたくしは、斯くの如きものがあるとして、なほ若干の示例を擧げることができるのである。大正時代と昭和との間には果して如何なる差異が成立するであらうか。しかし、問題の要點は、しかく動いた法律が更に如何に動くかに在るのでなく、其の動き方を見ることに因つて、之を更に如何に動かせるべきかに存するのである。——さうして、それは、法律家の法律家らしい仕事できまることでなく、民衆としてわれわれ一般が持つ思想乃至常識の如何に因つて決せられるのである。

國債の病的激增と其の對策

——片岡藏相の國債政策の矛盾——

牧野輝智

(一)

我國の財政にありて最も憂慮すべき問題の一は國債激增の狀勢である。國債の激增は國民の財政負擔を加增するものであること勿論であるが、それが正當の理由又は眞に已むを得ない理由にて增加するのならば致方ないけれど、近年の我國の國債激增は、政府當局の失政の結果又は甚しいのは惡政の結果として國債の激增を招來することが多い。私は我國々債の現狀を陳べ、近年の國債激增の原因を具體的に檢討し、進んで現內閣の國債政策を論評し、其國債政策が如何に矛盾の甚しいものであるかを明にし、最後に國債整理の方策を攻究して見たいと思ふ。

少し古い時代に遡つて我國の國債の狀況を考へて見ると、明治維新後最初の國債とも云ふ可きものは明治元年に英國東洋銀行から借入れた洋銀五十萬弗の外債が即ちそれであつた。其の後明治三年に英京倫敦で九分利付四百八十八萬圓外債を發行したことがある。前者は佛國人某に對する舊幕府の負債を償却するために借入れたもの、後者は京濱鐵道、阪神鐵道の敷設費等に充當す可きもので共に意義ある外債であつた。初めて內債を發行したのは、明治六年の新舊公債二千三百萬圓で是は舊大名の所謂藩債を政府の公債に變更したものであつた。(舊公債といふのは弘化元年から慶應三年に至る舊々藩の債務、新公債といふのは明治元年から明治五年に至る舊藩諸縣の債務を引繼いだもの)其の後種種の必要に迫られ公債の發行を見たが、それでも明治初年から明治卅五年までの起債額は八億圓、その期間に償還されたるものを差引き、明治卅五年末の國債現在高は五億圓であつた。それが其の後五ヶ年を經たる明治四十年末には二十二億圓激增

し、四倍以上の增加を示してゐるが、是は其間に日露戰爭があつて二十億圓に近い軍費を要し、其の內十五億圓は公債を以て支出したからである。其の後國債は殆ど增加せず、約十年を經過したる大正五年末の國債は二十四億圓であつた。

然るに其の後の十年、即ち最近の十年に至りて急激な增加をなし、此の間に二倍以上の增加を示してゐる。私は必ずしも二倍の增加と云ふ數字に驚くのではない。此の間の國債增加の正當の原因として何人も首肯すべきものがあるなら敢て其の增加に驚くには當らぬ。歐洲諸國では此の期間に歐洲大戰といふ有史以來の大戰爭に遭遇してゐる。從つて交戰各國の國債の激增は事情眞に已むを得ないものがあるけれども、我國の國債增加は歐米と事情を異にしてゐる。最近、十年間に於ける國債の增加二十五億圓は、歷代の內閣が對外政策を誤つたために、或は黨勢擴張の目的にて公債政策を惡用したために、此の結果を招來したのである。此の點が私の特に遺憾とする所であるが、一般國民が公債の狀況に對して十分なる理解を有してゐないことを却て好都合とし、歷代の內閣は常に公債政策の惡用を試みてゐる。公債整理を標榜してゐる現內閣の財政策に於ても亦此點に於て頗る遺憾とすべき種々の矛盾があり不合理がある。是等の檢討に移るに先ちて、最近の國債增加が如何なる推移を示してゐるかを知るために大正三年（歐洲大戰開始の年）以後の各年末の國債現在高を左に揭ぐ。

我國の國債累年增加の狀勢

	內國債（千圓）	外國債（千圓）	合計（千圓）
大正三年末	一、〇三六、一七五	一、五二四、六〇三	二、五六〇、七七八
大正四年末	一、〇二一、四六八	一、四九三、一五五	二、五一四、六二四
大正五年末	一、〇九八、四六四	一、三八四、八五三	二、四八三、三一七
大正六年末	一、一〇六、九八四	一、五四八、五八七	二、六五五、五七一
大正七年末	一、六七九、八六六	一、三一二、六二九	二、九九二、四九五
大正八年末	一、九九五、二九六	一、三一一、一三七	三、三〇六、四三三
大正九年末	二、二四九、九六三	一、四二八、二九五	三、六七八、二五五
大正十年末	二、七二三、〇二一	一、三六二、三七〇	四、〇八五、三九一
大正十一年末	二、八九八、四五〇	一、三五八、九七五	四、二五七、四二五
大正十二年末	三、一〇〇、八五九	一、三三〇、六三四	四、四三一、四九三
大正十三年末	三、三五六、〇〇九	一、四一四、二六五	四、七七〇、二七四
大正十四年末	三、五三五、九〇九	一、〇〇〇、二二五	四、五三六、一三四
昭和元年末	三、六八四、三六八	一、四七七、八六八	五、一六三、二三七

（二）

右の表に現はれてゐる通り我國の國債は大正六年以後每年增加一方である。それも少い年にありて二億圓の增加、多い年は一ケ年に四億圓以上の增加をなしてゐる。目下帝國議會に附議

されてゐる昭和二年度の豫算案には現內閣の新なる施設として國債償還增額案（償還增額四千四百萬圓）が計上されてゐるから、明年度末に至れば國債は少し位減少するかといふに、明年度末に至るも國債總額は減少どころでなく、私の計算では更に三億五千萬圓激增する筈である。此點は後段に詳論するが兎に角減債方針を聲明する此內閣に於ても國債の總額が激增する結果になることは注目す可きことである。

然らば我國債の近年の激增は何に原因してゐるかを具體的に檢討して見ると、其第一は西伯利亞出兵の戰費である。是は寺內々閣が對露政策を誤り、其の後原內閣も亦歐露の前途に就ての判斷を誤り、西伯利亞出兵の始末を誤りたる爲め、西伯利對策はます／＼失敗を甚しふし、約九億圓の巨資を西伯利亞の荒野に棄てたと同一の結果を生じた次第である。其の第二は臨時國庫證券の發行である。是も寺內々閣時代に制度を創始したもので、當時の趣旨は必ずしも惡くなかつたが舊露國が崩潰したため、軍需品代金の決濟に便する爲め融通した二億圓以上の債權は、元金は勿論、利子もとれなくなつた。第三は軍縮及び行政整理に伴ふ交付公債である。軍縮及び行政整理による退職者に交付した公債は大正十二、十三年分で一億二百萬圓に達してゐる。

次は西原借款の後始末である。之も寺內內閣當時のこと、政府の保證により興業銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行が支那の北方軍閥に貸付けた金は支那政局の變動に伴ひ對露債權と同樣元も利も取れなくなつた。然し是は政府の保證あるものであるから一昨年濱口氏の藏相時代に政府にて肩代りして、一億四千三百萬圓の公債を右三銀行に交付することゝなり其の內八千萬圓は大正十五年度に於て既に交付し、殘額六千三百萬圓は昭和二、三の兩年度に於て交付することになつてゐる。此の外所謂交付公債なるものが、軍縮による造船業者への交付公債二千萬圓を始めとし、他に幾口もある。今現に議會に附議されてゐるもので公債增加の重大因となる可きものは、震災手形の救濟に充當せんとする公債二億三千萬圓である。是は目下審議中のものであるから昨年末の國債總額中には加はつてゐないが、是がいよ／＼通過するとなると、昭和二年度にはこの一口だけでも二億三千萬圓からの國債が增加する譯である。此問題は後段に於て改めて論述するから玆には省略する。尙ほ此の外に鐵道の敷設に要する公債の發行とか大震災復興費の財源としての公債發行とが、國債增加の重要原因をなしてゐることをも記憶せねばならぬ。

今一つ現在の國債には厄介な問題が存してゐる。それは我國の公債が多く短期債であることである。近年我國の國債は何時

も財界で消化し得るよりも以上に發行されて來たので、低利長期の公債を發行することが出來ず、短期の債券のみを頻發して所要資金を調達して來た國庫債券なるものが即ちそれである。

昭和元年末の內國債は三十六億八千萬圓。（外債を除いたもの）であるが、其內國庫債券が十九億圓、臨時國庫證券の殘額が二億四千萬圓、鐵道債券が八千萬圓、此三口の合計即ち短期債は二十二億二千萬圓に達し、內國債の六割を占めてゐる。斯の如く短期債が內國債の六割からを占めてゐる爲め、借換期限が頻々として到來し、政府では常に短期債の借換に忙殺されてゐる。而して一定の滿期國債を借換ゆるには、それ以上の國債を發行せねばならぬ（額面と發行價格の開きだけ）から、借換の都度國債は增加する譯である。而かも短期の國庫債券を長期の公債にでも借換ゆることが出來れば、いくらか公債整理の目的を達せられるけれど、今日までの實際は國庫債券を更に國庫債券に借換ゆるのに日も尙ほ足らぬといふ有樣で、其借換へ每に公債は增加するのみである。

（三）

斯く公債增發の原因を列擧して見るとそれが國家の存立上已むを得ないものであるとか、或は又國家の繁榮上國民の福利上有効のものであるとかいふものは殆どなく、多くは失政の結果による公債の激增である。西伯利出兵費の九億圓の如き今更らいふても歸らぬことではあるが、是だけの大資金を以てすれば、曾つて米國が露國からアラスカを買收したやうに、平和的手段により北樺太は勿論、沿海州迄の利權をも優に買收することが出來たかも知れない。今にして思へば此の巨額の出費は徒に露國の反感を高めたゞけで殘るものは軍事費特別會計から引繼がれたる九億圓の公債と田中政友會總裁機密費事件のやうな不愉快な問題のみである。西原借款の跡始末の公債增發一億四千萬圓とて同樣である。支那の國民は此の借款に對して何等感謝を表してゐないのみか、北方軍閥を援助したものとして却つて反感を抱いてゐる。斯かる後始末のため一億四千萬圓の公債を負擔する我々國民こそ誠に迷惑千萬な話である。對露債權二億圓が元利とも取れないのは露國革命の結果であるとはいえ、是また消極的にも積極的にも國家國民の利益には何等關係のないもので只だ其負擔のみが我々國民のために加增される次第である。

是等に引かへ鐵道公債の增加、復興公債の增加等は一見道理あるものゝやうに感ぜられるけれど、是も詳細に實際の事情を攻究すれば寧ろ甚だ不道理の增加であることを發見するであ

らう。其内でも特に甚しいものは鐵道公債の増加である。鐵道公債は生産的のものであるなどと稱して異議なく是認し得たのは昔のことである。近年に於ける鐵道の新設は政黨の勢力擴張の手段であること公知の事實である。それが産業開發上或は採算上眞に有効であるか否かは問ふ所ではない。鐵道新線敷設の目的は其地方に時の政府黨の勢力を扶植すれば達せられる譯である。憲法政治の名の下に斯かる種類の公債負擔を課せられることは我々の堪へ得る所ではない。震災復興の公債に至りては事情已むを得ざるものといへば云ふことも出來るけれど、是とて時の政府にして眞に財政を整理し豫算を緊縮する誠意があつたならば、整理節約による剩餘金によりて是が資源を調達することも出來た筈である。然しそれは兎に角として復興資金としての國債増額の如きは我々の我慢し得る種類のものである。名義不明の出兵に要した金や、西原借款の跡始末などとは同日の談でないこと勿論である。

斯の如き理由に依り我國の國債は頻りに増發せられ、昨年末には五十一億圓を超過することになつた。其結果として公債の利子として一ケ年に支拂ふ額は二億五千萬圓の巨額に達してゐる。其内譯は左の如し。

國債額負擔財源合計別

（昭和元年十二月末現在）

	公債額（千圓）	利子（千圓）
一般會計	三、四六五、四八三	一七〇、三一九
鐵道會計	一、三三三、六二六	六五、四二三
植民地會計	三六三、一四八	一七、八七七
合計	五、一六二、二五七	二五三、六一九

備考　植民地會計は朝鮮、臺灣、樺太廳、關東廳、南洋廳の五特別會計を合算したものである。

（四）

國債激増の狀勢に鑑み、加藤（高明伯）內閣の藏相濱口雄幸君は、公債支辨事業計畫に變更を加へ、所謂公債非公募主義を嚴守することを聲明した。公債非公募といふのは公債金を金融市場から吸收することを廢棄することであるから、是が爲め一般の金融市場は其抱擁する産業資金を政府事業に引上げられる憂を免れた次第である。從つて銀行業者などは、頻りに公債非公募の政策を賞揚したけれど、公債政策の全般から云へば極めて不徹底のものたるを免れなかつた。といふのは公債支辨の事業は、依然是を繼續し、只だ公債金調達の方法を預金部の引受及

び郵便局賣出しに限定しただけであるからである。此の方法は今日にありても繼續してゐるが、郵便局の賣出しにより公債金を吸收することは、農村其他の零細なる資金を政府事業に吸收する譯であるから、農村や都市の小農、小商工業ではます／＼金融に苦しむことになる。預金部資金も大部分は郵便貯金であるから發行公債を預金部に背負込ましむることは、是も亦細民に國費を割當てるやうなものである。要するに郵便局賣出しといひ、預金部引受といひ、之を一面から云へば細民の出資にかゝるものであるから、之による公債金を細民の金融とか、福利增進とかの資に充當するならば當を得てゐるともいへやうけれど、是を普通の政府事業に充て、山間僻地の鐵道新線建設費などに充當するなど云ふことは甚だ間違つた遣方である。

憲政會の内閣でも濱口氏の藏相時代には公債政策に就ては、たゞ非公募主義を聲明し、是を實行しただけであつたが、片岡藏相は、公債政策を其財政策の重要な事業の一として高唱し、其の具體案として、在來の減債基金の外每年度末の新なる剩餘金から其の四分の一を國債償還に振り當てるの案を立て、之を昭和二年度豫算案中の重要項目とし、是が實行に必要なる國債整理基金特別會計法の改正案をも今期議會に提出してゐる。此の案が成立すれば明年度にありては在來の減債基金制度による年割額五千四百十五萬圓（昭和元年度末に於ける公債總額の一萬分の百十六に當る金額）の外に、剩餘金の四分の一即ち四千四百四十萬圓が國債の償還に充當されるから、合計九千八百五十五萬圓、即ち約一億圓が國債償却に充當されることになる。是が片岡藏相の吹聽する國債新政策の實質である。單に此の計畫のみを聞くと如何にも國債問題の解決に効果があるかの如くに感ぜられるけれど、國債政策上の効果如何は財政計畫の全般を離れては是を判定する譯には行かぬ。

（五）

今日の狀態にありて國債政策の中核をなすものは國債總額を減少すること、少くとも其增加の狀勢を阻止するものでなければならぬ。然るに片岡藏相の國債新政策は此の中核に觸れてゐないのみか、國債は明年度内にありては甚しい激增を來す譯である。眞に國債整理の趣旨を達しやうと思ふならば、先づ國債支辨事業に對して方針を一變することが必要である。

鐵道新線を公債金にて建設する如き、特に此の新線計畫が明年度以後の繼續事業として增加せられ居る如きは、國債整理の趣旨からいふも、鐵道其のもの〻眞價からいふも、廢罷せねばならぬことであつたが、現内閣は政友會の故智に倣ひ、鐵道建

設には積極方針を採り、今後に於ける國債增額の因をつくつてゐる。斯くて一般特別兩會計に於ける公債支辨事業は依然一億五千萬圓といふ巨額を充當してゐる。

減債方針を吹聽する片岡藏相の遣口として私の最も驚くのは前にも一言した震災手形救濟の公債二億三千萬圓である。政府では震災手形の整理と稱して今期議會に（一）震災手形損失補償公債法案（二）震災手形善後處理法案を提出してゐる。前者は震災手形の補償として日銀に一億圓を交付せんとするもの、後者は一億七百萬圓まで貸付けて震災手形を救濟せんとするもので時價二億七百萬圓の公債を得るには額面二億三千萬圓位の公債を發行する必要がある。第一の補償法案は震災當時公布した緊急勅令（大正十二年勅令第四百廿四號）に基くものであるが、當時該勅令を制定したのは財界の不安を鎭靜せしめるためで事實政府が補償の金額一億圓を支出することは殆んど想像されてゐなかつた。是は制定當時大藏大臣井上準之助氏の屢々公言した所であつた。該勅令發布後日銀にて震災手形といふスタンプを受けたものは四億三千萬圓に達したが、眞面目な手形關係者は今日までに是を償却したけれど、不眞面目な連中は政府の救濟を當にし是が償却を努めず、遂に今日に至つたもので其額は二億七百萬圓であるといふ。政府としては其補償額の最高限度たる一億圓に就ても債務者の誠意ある履行を要求し國費支出の少しでも尠からんことを努むることこそ當然であるのに、此點には何等努むるところなく一億圓の支出は當り前といふが如き態度を採り、更にボロ手形關係者の運動に動かされて一億七百萬圓を支出せんとして是に要する公債額面二億三千萬圓を發行せんとするのである。是が即ち震災手形の大要である。而して此の法案により救濟を受けるものは臺灣銀行の一億圓を筆頭として、鮮銀以下八行にて總額の八割以外を受領することになつてゐるといふ。尤も被救濟銀行の總數は五十一行であるが、四十二行の受ける額は殆ど云ふに足らず、九行の受ける救濟金のみ爾かく巨額であることはいよいよ以て本案が不公平、不合理のものであることを語るものである。片岡藏相は震災手形の救濟が金解禁の實行上第一必要事項の如く言明してゐるけれど、震災前から醜態百出してゐる臺銀や鮮銀などに更に莫大な救濟公債を交付することが何が故に金解禁に缺く可からざる必要行爲であるか、甚だ了解に苦しむ次第である。勿論斯の如き薄弱なる理由の下に二億三千萬圓の大公債を交付せらるゝ當事者は喜ぶに相違ないが、それでは國民に對して甚だ不忠實ではあるまいか。又減債方針はめちや〱に破壞せらるゝ譯ではあるまいか。

震災手形救濟に就ては言ふ可き多くの問題が殘つてゐるけれ

ど、本文の目的は震災手形救濟の不當を論ずることを主題とするのではなく、我國の國債が現實の問題としても如何に不堅實の理由の下に濫發せられつゝあるかを說くを目的とするものであるから、震災手形問題に對する論述は之で打切ることにする。

（六）

前述の公債支辨事業の續行、震災手形救濟の公債發行の外、明年度にありて國債の增發を必要とするものは西原借款跡始末の公布公債明年度分、國庫債券借換の差增額其他幾口もある。試みに其重なるものの金額を擧げて見ると（單位千圓）

一、震債復興費公債	六四、〇〇〇
一、鐵道公債	五九、〇〇〇
一、各植民地事業公債	二七、〇〇〇
一、公債借換差增額	二六、三〇〇
一、震災手形救濟交付公債	二三〇、〇〇〇
一、西原借款關係三銀行へ交付公債（明年度分）	四四、〇〇〇
合計	四五〇、三〇〇

以上の六項目だけでも明年に於ける國債の增加は四億五千萬圓である。一方に國債償還額を增加し、舊減債基金の分をも合せ約一億圓の國債償還をなすも他の一面に於て償還額の五倍に近い國債發行が行はるれば、國債は從前よりも更に遙に增加するのみである。右の計數によると國債總額は明年度末に至りて今年度末よりも三億五千萬圓から增加し、昭和元年末の國債總額五十一億六千萬圓は五十五億何千萬圓に激增する譯である。數字は何よりも雄辯である。片岡藏相の新公債策が結果に於ては斯の如くに公債の增加を來すことを知つたならば、特に利益に浴する人以外には何人たりと雖も、現內閣財政策の不眞面目、不合理に一驚を禁じ得ないであらう。

（七）

我國の國債の現狀は實に斯の如き有樣である。是を今日のやうなだらしない狀態に委せて置くことはやがて財政の基礎を危ふするものである。今にして大に凝慮し眞面目なる對策を講ずる所がなければならぬ。然らば如何にすれば我が國債の不健全なる增加を抑止することが出來るであらうか。其の對策として根本的に攻究の必要ある一つの問題は鐵道國有が果して是であるかといふことである。鐵道が國有であればこそ、各政黨は是を黨勢擴張の具に供し、不必要なる鐵道の建設を爭ひ、鐵道會計

を不堅實ならしむるのみならず、公債增發の弊をいよいよ甚しからしむる次第ある。元來鐵道國有なるものは國防上の必要を第一の理由として實現したるものであるが、時代が一變し飛行機が發達した今日にありては、軍事上の國有鐵道の價値は殆ど消滅したといつてよろしい譯である。斯くて今日では國有鐵道の第一の長所は消滅し、其の弊害のみますます甚しいやうな狀態である。算盤を知る經營者ならば、今日のやうな無謀な新線計畫などはてんで問題にしないであらう。私は原内閣時代の大鐵道網計畫に對し、其露骨なる黨利黨略を甚しく不愉快に感じたが、憲政會内閣が出來れば政友會の故智に倣するばかりか、更に一層輪をかけて、鐵道計畫を黨利黨略に利用してゐる。斯くて明年度豫算にありて、鐵道公債だけは復興公債の領分をも侵し、前年度よりは更に增加してゐるやうな次第である。兎に角國債整理の根本問題としては、鐵道國有の問題に就き公正なる攻究を試みる必要があるやうに感ぜられる。

今日國債政策にありて最も大なる弊害を示しつゝあるものは、所謂交付公債の濫發である。西原借款の後始末、震災手形救濟公債等是等の交付公債に就ては既に述べた通りである。此の交付公債に就て極めて嚴格なる制限を加ふることは、國債整理の實を擧ぐる上に於て缺ぐ可からざることである。今期議會に在野黨の議員から提出されてゐる北海道農地特別處理法案の如きは實に言語同斷の法案である。北海道に於て大地主連が有する土地を政府に買上げしめ、其代價として六千萬圓の交付公債を發行せしめんとする案である。大地主の土地といふのは、貴族院議員や政黨の連中等が、多くはたゞのやうな値段で政府から拂下げたものである。それを附近の土地の十倍にも近い高價で政府に賣付けんとする案である。是が本案の眞相であるが、表面は化粧して自作農創定といふ假面をかぶつて世人を欺瞞せんとしてゐる。假りに斯かる案が成立するとすれば、巨利を博するは彼等利權屋の大地主連のみである。その交付公債の結局の負擔者は國民である。此の北海道農地特別處理法案の如きは交付公債の弊害を最も露骨に表示するものである。要するに交付公債濫發の弊を斷絶することは國債政策上當面の問題として最も必要なことである。

國債政策から見ても必要な他の一問題は繼續事業に大斧鉞を加ふることである。今期議會に出てゐる第二期北海道拓殖計畫の如きは餘りに無謀な計畫である。是も結局は利權屋や政商連の喰い物になるであらうが、假令それが二十ケ年の事業計畫であるにしても、九億五千萬圓といふ大計畫は公債の濫發なしには實行し難いことである。尤も此の九億五千萬圓といふのは政

府の黨勢擴張用の宣傳で單なる事業計畫案に過ぎない。昭和二年度豫算に繼續費として提出されてあるものは、土地改良費、治水費、港灣修築費のみであつて、總事業費中の一部分たる一億一千七百萬圓である。併し何れにしても此の計畫が公債の發行なくして進行し得ないことは、豫斷するに難からざることである。補助艦建造費と云ひ、第二期北海道拓殖計畫といひ、斯かる大規模の繼續費が財政上の禍根たるは言ふまでもないが、單に國債政策の方面からいつても、繼續費の問題は之を極めて重大視し、嚴重に且つ公正なる審議を試み削除又は大斧鉞を加ふることが肝要である。

然しながら全般の問題として更に最も大切なことは放漫なる財政に大斧鉞を加ふることである。我國の財政は好況時代の放漫の財政の結果として假に膨脹したが、其の後華府條約による海軍制限が實行され、續いて陸軍縮小が實現したに拘らず、國家の歳計豫算は毫も減少しない。否減少しないばかりか、甚しい激增を示してゐる。是を數字でいへば、昭和二年度の一般會計豫算は本豫算だけで、十七億三千萬圓であるから、大正九年度頃の一般會計豫算（所謂好景氣豫算）に比し、約四億圓の增加である。是では海軍制限や陸軍縮小も其趣旨の大半は沒却される次第である。而して斯の如き國費累年の大膨脹が國債激增の重大原因となりつゝあることは勿論のことである。

（八）

最後に繰返して言ふ。英、米、佛、伊、其他歐洲大戰の禍中にありし國々が最近の十數年にありて、それ〲國債の激增を招來したるは事情已むを得ないことである。それで英米等では戰後直に財政整理に着手し、財政整理の中核は國債の整理にありとなし、頻りに國債の整理に努力してゐる。固より大戰亂に充當した大公債のことであるから、容易に之を償却することは不可能であるが、それでも米國の國債は一九一九年の二百五十億弗を最高とし、最近には百九十億弗に減少してゐる。英國は一九二〇年の七十八億磅を最高とし、最近の國債總額は七十六億磅臺である。英國の減少率は大した額ではないが、兎に角我國の如くに、大戰禍中から遠かつてゐながらこの十年來、年一年に國債の激增をつゞけてゐるのは如何に財政が放漫であり不眞面目であるかを具體的に表現するやうなものである。財政當局者は勿論、一般國民も我國國債激增の眞相を公正に考察し、其整理策を攻究するの義務があると私は考へてゐる。

——昭和二・二・一一——

大正時代における我國無産階級の進展

赤松克麿

暗黒時代としての明治時代

明治時代は、資本主義國家若くは軍國主義國家としての日本が、新興の意氣を以て、その基礎を確立した時代であつた。後ればせに世界資本主義の仲間入りをした我國の資本主義は、駈足で以て其の發展過程を辿らねばならなかつた。しかして明治日本の建設者等は、歐米の帝國主義的壓力に絶えず直面したので、自ら强度の國家主義的意識の下に其の任務に從ふた。彼等は純然たる資本家にあらずして、封建的殘存勢力たる藩閥、官僚、軍閥であつた。彼等は、民主主義をそつちのけにして、官僚政治と軍國主義外交と保護的産業奬勵と忠君愛國教育とで以て、後進日本をして、ともかく歐米列强と對等のつきあひの出來る一人前の資本主義國家に仕上げたのである。我々は明治時代の支配階級が取つた國家政策が、その善し惡しは別として、當時の社會的環境からして、斯くの如き方向を取らなければならなかつた其の必然性を承認することが出來る。

しかしながら無産階級運動に取つて、明治時代たるものは實に暗黒の時代であり、また怨恨の時代であつた。强度の軍國主義と官僚政治とは、無産階級運動の萌芽を容赦なくむしり取つた。日清戰爭後、漸く勃興しかけた勞働組合運動は、政府の忌避する所となり、明治三十三年の治安警察法發布は、勞働運動の發達に致命的打擊を與へるに至つた。當時は勞働階級の數も少く、自覺も至つて淺く、且つまた社會の輿論にも民主主義的勢力が稀薄であつたがために、勞働組合も能く一片の專制的法律を以て壓伏し得たのである。しかし勞働大衆の進展は阻止されたけれども、社會進化の朝風を呼吸した一部の知識階級は、特權的支配階級に對して勇敢なる抗爭を續けた。しかしてまた彼等も遂に支配階級の彈壓の刄に窒息せしめらるゝ運命に陥つ

た。明治三十四年の社會民主黨は結黨の即日、解散を命ぜられた。社會主義者の演説會は頻々として中止解散を受け、その出版物も絶えず發賣禁止を命ぜられた。明治三十七年には社會主義協會が解散され、明治四十年には日本社會黨が解散された。日露戰爭に際して、軍國主義に挑戰した彼等社會主義的知識階級は、支配階級の意のまゝなる鐵蹄の蹂躙に委せらるゝこととなつた。しかして何等無產大衆の背景を有せざる彼等は、此の彈壓に對して、唯だ痛恨の涙を呑むほかはなかつた。明治政府の社會主義壓迫は、明治四十三年の大逆事件に依つて大詰まで行つた。政府の巧妙なる宣傳により、國民の眼には、社會主義者は不逞なる亂臣賊子となり、社會主義は惡魔の呪文となつた。ひとり社會主義ばかりではなく、いやしくも「社會」と名のつく出版物は、一樣に危險視せられた。誠に無產階級運動史としての明治時代を顧るとき、我々は暗澹なる感慨を催うさずには居られない。

大正時代の社會的激變

大正時代に於て、我々は豫想外の社會的激變に遭遇した。しかして其の社會的激變の根本動因は世界大戰であつた。世界大戰は我國の經濟界に一大衝撃を與へ、我國の資本主義をして大飛躍を遂げしむる機緣となつた。今、經濟界のバロメーターである外國貿易の發達に就いて見るに、大正元年は、輸出五億二千七百萬圓、輸入六億一千九百萬圓であつたのが、大正十五年には、輸出二十億四千二百萬圓、輸入二十三億七千二百萬圓となつて居る。またこれを內容的に見るに、輸出品全體に對し、大正元年に於ては、全製品輸出額三割、原料及び半製品六割であつたのが、大正十五年には、全製品四割四分、原料及び半製品四割八分となつた。輸入品に就いていへば、大正元年には全製品一割九分、原料及び半製品六割八分であつたのが、大正十五年には全製品一割一分、原料及び半製品七割二分に變化し、原料輸入と全製品輸出の增加を示して居る。即ち我國の資本主義は大正時代に於て、量的に異常の發展を遂げたばかりでなく、質的に近代工業化への進展を遂げたことを語つて居る。

資本主義の一大飛躍は、賃銀勞働者の激增と勞資階級對立の銳角化とを伴ふ。更にまた農村の疲弊の深刻化を生ぜしめる。斯くの如き國內的なる社會不安の氣運に對して、更に外部的衝動を與へたのは、大正六年に起つたロシヤ革命及びこれを低氣壓の中心とする世界革命の潮勢である。我國の無產階級が、解放への行進を起すべき社會的條件は、急激にそして驚濤に展開されたのである。明治政府の官僚的强壓下に屏息せしめられた

我國の社會運動者等は、再舉して事を成すべき時節到來に惠まれたのである。無産階級の反抗は、先づ産業勞働者の經濟爭から始まつた。同盟罷業は、大正五年頃より著しく增加した。大正四年の六十四件が、大正五年には一躍百八件となり、爾後逐次增加して、大正八年には四百九十七件といふ最高レコードを作るに至つた。しかして勞働階級が最も精彩ある經濟戰を敢行して、以て社會的印象を强からしめたのは、大正、八、九、十年の三個年であつた。實に此の三個年は我國産業界の暴風雨時代であつた。我國の支配階級をして勞働階級の擡頭に脅威を感ぜしめ、且つ一般社會をして勞働運動を重大なる社會現象として認識せしめたのは、此の暴風雨時代であつた。我國の新聞雜誌も、此の頃から勞働問題記事を掲げるやうになつた。

　右に述べた勞働階級の經濟的反抗と共に、我國無産階級の一大プロテストと見るべきものは、大正七年に起つた所謂米暴動である。此暴動は富山縣の一角で無産婦人等が米價の暴騰に憤慨して米屋を襲撃したのに始まつたのであるが、それは忽ちにして全國に波及する階級的大暴動となつた。各地の暴動は熾烈を極め、軍隊の威力に依つて鎭壓した處も少くなかつた。もとより之は無組織無計畫の暴擧ではあつたけれども、一個の階級性を帶びたものであつた。そして其の直接の原因は米價騰貴による生活不安から來たものであるが、一方から之を見るならば、永い間特權階級政治に抑壓されてきた無産大衆の間に、暗々裡に反抗意識が蓄積され、それが當時の生活不安を機會に、一大反撥作用として現はれたものである。

直接行動への轉向

　米暴動と同盟罷業とは、無産階級の二大反抗運動であつたが、これらの形式は明かに直接行動であつた。尤も一時的ではあつたが、直接行動ならざる合法運動として現はれたものに、普通選擧要求運動と勞働組合公認運動があつた。普選運動は、民主主義の思潮につれて、大正六年頃から起り、自由主義的政治家によつて指導された。大正八年頃より、勞働階級も之れに參加し、友愛會を始め多くの勞働組合は熱心に普選要求の叫びを擧げた。次いで大正九年に於ても勞働組合は普選運動に努力したが、大正十年に至つて、勞働組合の間に於ける普選熱は次第に冷却するやうになつた。そして勞働組合の多數は、議會政策を冷眼視して、專ら經濟的直接行動主義を讃美し且つ實行した。その後、普選運動は在野黨、新聞記者、進歩的評論家等の運動となつた。勞働組合公認の要求は勞働階級側から强調され、友愛會は大正八年に代議士今井嘉幸氏の手に依つて、衆議

院に治安警察法第十七條撤廢の請願をした。しかし此の勞働組合公認運動も亦間もなく振はないやうになり、勞働階級は直接行動へ轉じて行つた。

經濟的直接行動主義は、大正十三年に於ける勞働組合の方向轉換に至るまで、勞働運動の指導精神となつた。何が故に經濟的直接行動主義が是認されて、合法的政治運動が忌避されたのであるか。その原因に就いて見るに、當時歐洲に於ては革命的風潮が漲りつゝあつて、それが全世界を蔽ひ、我國も亦、此の氣運に捲き込まれるであらうといふ豫感が社會運動者を異常に刺激したがために、一切の合法的運動は廻りくどいものと見做され、唯だ資本主義變革を直接目的とする思想行動のみが是認されたのであつた。しかして彼等の革命思想なるものは、甚だ幼稚であつて、資本主義崩壞の手段方法に關して何等具體的の成案がある譯ではなく、たゞ經濟鬪爭の反復に依つて、資本主義崩壞と新社會の出現とを漫然と期待したにすぎなかつた。共産主義の浸潤せざる以前の革命主義なるものは、極めて空想的なそして簡單なものであつた。しかし空想的であり簡單であつたがために、社會的激動時代に於ける階級意識の粗雜なる勞働大衆の間に、此の革命主義が一種の魅力を持つたとも云ひ得る。

大正時代に於ける無産階級の勝利

右に述べたやうな、大正時代へ這入つてからの我國無産階級の進擊に對して、支配階級は如何なる態度を取つたかといふに、彼等は最早や明治時代に於けるやうな專制主義的抑壓を之れに加へることは出來なかつた。勞働階級の勢力の增大、民主主義輿論の擡頭、世界思潮の變化等は、支配階級をして無理押しに新興階級運動を抑壓することを敢てせしめなかつた。若し支配階級が明治時代と等しく之れに彈壓を加ふるならば、却つて階級鬪爭の激發となり、ロシヤ、ドイツ等の轍を履む恐れがないではなかつた。玆に於て彼等は已むを得ず、或る程度の讓歩を示さざるを得なくなつた。私は其の讓歩の最大なるものとして左の三つのものを擧げる。

一、勞働組合の事實的公認
二、普通選擧の實施
三、社會主義研究の自由

或る論者はいふ。支配階級が讓歩を示すのは、無産階級に對する一種の巧猾なる懷柔策であつて、之を以て無産階級の眞の進展と見做すことは出來ない。それは支配階級が退却と見せかけて、實は無産階級を陷穽に落し入れんとするものであると。

我々は右の見解に反對である。支配階級が讓歩したのは、無産階級の攻勢に對して已むを得ず讓歩したのである。もとより支配階級としては、かくの如き讓歩によつて、階級鬪爭を緩和し、またかくすることによつて現在制度をより巧妙に維持し得ると考へた點もあるであらうと思はれるが、無産階級運動の立場から之を見るならば、支配階級の動機如何に拘らず、茲に擧げた三つのものは、無産階級による民主主義的自由の獲得である。民主主義は無産階級の自主的成長のための基礎條件である。無産階級は民主主義を獲得することによつて、大衆自體の啓蒙、宣傳、訓練、組織を達成することが出來る。我々は我國無産階級の健實なる成長のために、民主主義の獲得が當面の最大任務と考へる。ところで大正時代における我國無産階級の健鬪は、民主主義的利益の獲得に於て、多大の効績を擧げたものといふことが出來る。此の意味に於て、大正時代は、我國社會運動史上に於て最も精彩ある位地の一つを占めるものである。無産階級に取つて、明治時代を暗黒時代とするならば、大正時代は基礎確立の曙光時代である。しかして新しき昭和時代は、恐らく無産階級の一大進展を遂ぐべき光彩時代であるであらう。私は、今から、大正時代における無産階級の勝利である此の三つの民主主義的利益に就いて、個別的な説明に入らうと思ふ。

階級的勞働組合に對する抑壓

大正時代の初頭に於ては、勞働組合の存在は、歐文植字工組合「歐友會」が明治時代からの微々たる殘壘を保つてゐたのと、友愛會が鈴木文治氏を中心とする同志十六名によつて惟一館の一室に孤々の聲を擧げたのとより外に見るべきものはなかつた。勞働組合の存在は、いまだ社會的視線を惹くに足らなかつた。しかるに其後十五年間に亘る勞働階級前衛分子の力戰健鬪は、社會局の調査によれば、大正十五年六月末現在に於て、勞働組合數五百十三個、組合員數二十七萬二千餘人を算するに至らしめた。今これを單一及び聯合の組織別に示せば左の通りである。

	組合數	組合員數
單一組合	二六〇	一一六、〇〇〇
聯合組合	四九	一五六、〇〇〇
（加盟組合二〇四）		

更に之を業態別に示せば左の通りである。

	組合數	組合員數
機械器具	七四	九二、九〇〇

化學	四八	八、二〇〇
染織	二一	一四、〇〇〇
飲食物	一五	五、二〇〇
雜工業	九四	一四、三〇〇
鑛業	八	五、二〇〇
瓦斯電氣	三	一、五〇〇
運輸交通	七三	九八、七〇〇
通信	一	七〇〇
土木建築	五六	五、三〇〇
其他	一二〇	二六、〇〇〇

大正時代に於て、勞働組合が急激に發達したのは大正八年からであるが、最初、政府及び資本家が階級的勞働組合の發達を忌避し且つ抑壓したことは云ふまでもない。彼等は時代の趨勢から見て、勞働組合そのものを惡いとは云へなかつた。しかし勞働組合をして何んとかして協調主義化しようと努めた。大正八年六月十三日、原内閣の床次内相が、全國商業會議所大會に於て述べた意見によれば、勞資の對立主義を不可とし、協調主義を希望して居る。しかして勞働問題解決のために協調主義に基く一大機關を設置する計畫を發表して居る。此の現はれが同年十二月に成立した協調會である。協調會の首腦者等は、鈴木文治氏の入會を勸誘したのであるが、鈴木氏は斷然として之を拒絶した。當時存在し又は發生した勞働組合の多くは、對抗的のものであつたがために、政府は極力これが壓迫に努め、鬪爭的勞働組合の中堅であつた友愛會（後の勞働總同盟）の如きは、大正七年の寺内内閣時代と大正十一年の高橋内閣時代とに於て、前後二回に亙り、惡辣なる方法によつて危く壓伏されやうとしたことがあつた。今日、當時の當局者に此の事實をたゞすならば、恐らく强辯を以て之を否認するであらうが、彼等が此の組合を壽殺しようとしたことは確かなる事實であつて、彼等は之によつて階級的勞働運動の主力を挫き、從つてその尖鋭的進出を阻止し得るといふ短見を抱いて居たものと思はれる。

政府が階級的勞働組合を嫌惡したことは、大正八年に第一回總會を開いたところの國際勞働機關の勞働代表選出に就いて、國際勞働條約を無視し、勞働組合から勞働代表を選任しないで、政府自ら意中の人物を官選した事實によつて明白に示された。政府の此の官僚的なる態度は、甚しく勞働組合側の憤激を買ひ、激烈なる政府反對運動を捲き起すことになつた。

抑壓主義より承認主義へ

政府及び資本家の苛酷なる抑壓に對して、覺醒した組合勞働

者は之れに屈することなく、健闘を續けて行つた。かの勞働組合運動を脅威するために用意された治安警察法第十七條の如きは、勇敢なる組合勞働者に取つては一個の死文であつた。彼等は治警十七條に觸れることを以て何等苦痛としなかつた。否、之れに觸れることによつて、むしろ階級的殉道者としての榮譽をかち得た。一方に於て協調主義は蔑視され、他方に於て威嚇主義は權威を失つた。更にまた勞働者團結權承認の進步主義的輿論は識者の間に高まつて來た。遂に政府も已むを得ず、時勢に引きづられて、勞働組合を承認せざるを得なくなつた。政府が、勞働組合壓迫主義から承認主義へ傾いて行つたについては、以上の諸原因の外に、國際勞働機關の外部的牽制が與つて力のあつたことを見落してはならない。

元來、國際勞働機關に加盟する國家は「勞働憲章」と呼ばれる平和條約勞働篇に示された諸原則を承認しなければならぬ筈である。しかしてその諸原則の一つとして、勞働者團結權がある。平和條約勞働篇の前文中にも、「結社自由の承認」は、目下の急務たる勞働狀態改善の一方法なりと述べてある。しかるに日本政府は、國際的には勞働者團結權を承認した振りをしながら、國內的には之を否認する態度を執つたのである。此の矛盾は第一回國際勞働總會以來、每回の總會に於て忌憚なく暴露された。日本の勞働組合は每回强硬なる抗議書を送つた。抗議書は、政府の勞働代表選任方法に於ける勞働組合無視を、論難すると共に、日本に尙ほ治安警察法第十七條の如き勞働運動抑壓の惡法制の存在すること、日本政府の勞働政策が不當なること等を攻擊したものであつた。列國の勞働代表團は之れに同情し、しばしば日本政府代表に警告する所があつた。尙ほまた官選勞働代表までが自らの資格を否定し、日本政府の誤れる勞働政策を攻擊したものもあつた。

日本政府が國際舞台に於て、その保守的勞働政策をたびたび攻擊されたことは、かなり身に應へたやうであつた。しかも日本は八大產業國として國際勞働機關に於ける優越的地位を占めて居る。大產業國の中で、勞働者團結權を承諾しないのは唯だ日本あるのみであつた。しかも日本政府を攻擊する者は、等しく平和條約勞働篇の第四百二十七條といふ昭々たる明文を楯に取つたのであつた。日本政府は、他の締盟列國に對する國家的面目の上からいつても、勞働者團結權を承認せざるを得なくなつた。遂に第六回國際勞働總會から、流石の我國政府も我を折つて、勞働代表選出母體を組織勞働者のみに限定した。玆に於て我國の勞働組合は、實質に於て公認された結果を生じた。更に第五十一議會（大正十五年）は、治警第十七條を撤廢するに

至つた。しかして政府の勞働組合に對する態度は、著しく抑壓主義より承認主義へ傾いて來た。本年の第十回國際勞働總會に於ける中心議題は、勞働者團結の自由であるが、此の議題の提出されたことについては、第六回及び第七回總會に於ける日本勞働代表鈴木文治氏の努力に負ふ所が大である。今回の總會の成績は、我國の勞働者團結權の上に、一段の好影響を與へるであらう。ともかく、國際勞働機關の存在が、我國政府の勞働政策を、保守的より進歩的へ轉化せしめることに就いて、貢獻する所少からざることは、看過する能はざる事實である。今日、**國際勞働機關を否認すべしといふが如き意見は、我國勞働階級の現實の發達過程を正しく認識せざる空想的革命主義者の妄斷である。**

普通選擧の實現

既に述べたやうに、**大正時代に於ける無産階級運動は**、普通選擧獲得に對しては比較的冷淡であつた。之れに熱心であつたのは、在野黨、民主主義的知識階級等であつた。無産階級は一見勞せずして普選を獲得したかの如く感ぜらるゝが、事の實相を究めるならば、やはり無産階級の進擊が因をなして實現されたのであつて、大正時代に於ける無産者階級の勝利の一指標と認むべきものである。普選運動の指導精神は民主主義（デモクラシイ）であつた。そして普通選擧を最も眞面目に最も熱心に主張したのは、民主主義者であつた。彼等は一方に於て舊來の特權階級政治に反感を有すると同時に、他方に於て新興無産階級の直接行動的傾向を憂慮した。大正十年二月五日、東京大阪の九大新聞編輯局長は連名を以て普選要望のステートメントを發表した。これは當時の普選論者の立場を最も明白に表示したものと思はれるが、その中に普選要望の理由の一つとして「階級緩和のために」を掲げて居る。そして曰く「昨年は勞働爭議が盛んであつたが、本年は小作爭議が各地方に蔓延しつゝある。富者對貧民の所謂階級鬪爭は、日本に於ても容易ならぬ問題である。吾等は普通選擧によつて此の問題を絶滅し得るとは思はぬ。併しながら普通選擧をも行はず、庶民階級に何等の發言權を與へぬことは、益々此の問題を惡化するものであることを斷言するに憚らぬ。此の意味に於て即ち階級間の緩和劑として、吾等はまた普通選擧の即時斷行を主張せねばならぬ」云々。

當時に於ける我國無産階級の熾烈なる經濟鬪爭の氣運は、民主主義者に對して所謂「民心の險惡」を想はしめた。そして若し此の儘に進むならば、如何なる暗黒状態を現出するかも知れぬといふ危惧の念を抱かしめた。そこで彼等は「民心の一新」

と「階級闘爭の緩和」のために、普通選擧を高調することになつたのである。ところで始め大正五六年頃に普通選擧が叫ばれたとき、支配階級は之を危險思想と認め、社會主義と同一の取扱ひをした。普選運動者は政府の壓迫を蒙つた。大正九年の第四十二議會が解散されたとき、原首相は其の理由として、「選擧法を改正する一理由として、階級制度打破を敢てせんとするに至つては、全く現代の社會組織を脅威するものと認めざるを得ず」といひ、「日本は歐洲諸國と其の國情を全く異にせるを以て、其の根柢に於て大なる相違あり、此の歐洲の國情を直に我國上の上に移し、之を以て選擧法の改正を爲さんとするが如きは、國家の基礎に將來危險を及ぼすものと認めざるを得ず」と述べてゐる。

原敬氏と其の一黨に取つては、普通選擧は日本の國情に適せざるものであり、若し之を我が國土に移すならば、國家の基礎を危くするものであつた。しかしながら斯くの如き反動主義見解が、國民の間に横溢しつゝあつた普選要望の聲を抑へ切ることは出來なかつた。普選運動は正に一個の國民運動と化して、全國の進歩分子を奮起せしめたのであつた。此の波濤のやうな氣運に引きづられ、また此の氣運を政權爭奪に利用せんとし、そして其れに成功したのが、憲政會其他の在野黨の政治家であつた。かくして大正十三年の總選擧は、普選派が勝を制して翌年の議會に於て普選法案の通過を見ることになつたのである。

普遍選擧に對する無產階級の態度

無產階級は、革命的勞働組合主義に動かされた結果、一時大正八九年の頃盛んであつた普選熱が忽ち下火になつて、經濟的直接行動一點張りで押して行つたけれども、その實際の成果は、あまり芳しいものではなかつた。勞働爭議は多く不利に陷り、勞働組合はしばしば潰滅され、勞働運動は理想に燃ゆる少數者運動となる傾向が强かつた。一方に於て、彼等の頭に描かれた革命的幻覺も次第に消えて來た。玆に於て所謂方向轉換論が起り、從來の少數者運動を大衆運動に轉ずべきことが力說され、その具體的手段として、改良主義的方法といへども之を積極的に利用すべきことが是認さるゝに至つた。その改良主義的手段として先づ擧げられたものは、普選實施後に於ける選擧權行使と國際勞働機關に對する積極的利用とであつた。大正十三年二月の勞働總同盟全國大會が、方向轉換を宣言して以來、我國の無產階級運動は、大體に於て、從來の經濟的直接行動萬能主義を改めて、政治行動へ進出することになつた。

普選運動が熟してきて、まさに其の成果が結ばれやうとした

ときに、無産階級側に於ては、さまざまの苦がき經驗をもたらしたところの經濟的直接行動主義に對する批判と反省とが行はれ、漸く其の殼を脱しようとしたのであつた。故に大正十四年の議會に於ける普選法通過は、無産階級の政治意識を著しく刺激し、その結果、大正十五年に於ては、勞働農民黨、日本農民黨、社會民衆黨、日本勞農黨等の四個の無産政黨が陣列を布くに至つたのである。普選の實施は、無産階級が政治行動へ進出する道を開いた。しかして彼等の政治行動への進出は、我國無産階級運動の一段階の進展である。無産階級に取つて、大正時**代は主として經濟闘爭時代であつて、政治行動へ進出したのは**大正末期であるが、政治行動への進出を容易ならしめたところの普通選擧の實現は、大正時代に於ける白熱的な經濟闘爭が、その有力なる一動因をなしたものと見るべきである。

社會主義研究の自由

明治政府の社會主義に對する壓迫は、常軌を逸する程に極端であつて、その實際運動はもとより、その學理的研究すらも禁壓した。社會主義に關する書籍の輸入は禁止され、圖書館の藏書の閲覧も停止された。しかして「社會」の二字は官憲の痛く嫌惡した文字であつて、或る地方に於ては官憲が社會學の書籍でさへも書店から押收する有様であつた。社會事業といふ言葉も最近用ひられるやうになつたので、以前は之を救濟事業といつた。我國無産階級の歐洲大戰後に於ける解放的行進は、一面に於て社會思想研究欲を刺激し、從つて社會主義に對する研究熱を旺盛ならしめた。諸外國の社會運動及び社會思想は、新聞雜誌に依つて續々と報道され紹介された。社會思想に關する外國圖書の輸入も激増した。久しい間、沈默を強ひられた社會主義者は、一陽來復の思ひで活潑な論陣を布いた。知識階級や勞働組合員の中に、社會主義を信奉する者が次第に増加した。

社會運動の急激なる進展に對して、社會思想研究の發達は必然に伴ふて行つた。しかして政府は此の澎湃たる新思潮に對して、明治時代に於けると同じ彈壓政策を敢て取らなかつた。また取ることが出來なかつた。歐洲大戰後に於て怒濤のやうに横流した世界思潮に對して、我國だけを鎖國狀態に置くことは到底不可能であつた。國際聯盟に加盟した我國政府が、自國民に對して極端なる言論自由の壓迫をなすことは、對外關係から見ても困難なことであつた。そこで大正八年頃から、政府は已むを得ず思想政策を緩和してきた。時の原内閣は、社會主義に對する學理的研究を幾分寬大にするやうになつた。面白いことは、政府が極端に嫌惡した「社會」の二字を、時勢に引きづら

れて政府自ら之を用ゐるやうになつた。元來、社會事業は救濟事業と稱して、之に對する指導監督の事務は、多年、內務省地方局の一隅に於て管理して居たが、大正六年同局內に始めて救護課なる一課が設けられ、その事務の大半は、軍事救護法による軍事救護に外ならなかつた。然るに大正八年に至り、救護課は社會課となり、更に大正九年には社會課を地方局から分離して、新たに社會局を設置することになり、その事務の內容も時代と共に擴大されてきた。政府が社會局を設置すると共に、各府縣に於ても社會課を置くやうになつた。

政府は大正八年以後、思想政策を幾分緩和してきたけれども、尙ほ保守的要素を多分に殘存してゐることは爭へない事實である。大正時代の末期に、共產主義運動が盛んとなるにつれて、稍々反動主義化した傾向がある。しかしながら明治時代に比較すると、大正時代に於ける社會主義研究の自由は、格段の進步を遂げるに至つた。その結果は、我國無產階級の思想的敎養を高めることが甚大であつた。かつては支配階級に取つて、惡魔の呪文であつた「社會主義」は、今や我國無產階級の常識と化しつゝある有樣である。

勞働組合の事實的公認、普通選擧の實施、社會主義研究の自由、此の三つのものは、大正時代に於ける我國無產階級の三大進步である。尙ほ此の外に、數ふべきものは、農民運動の發展、水平社運動の發展、消費組合の發展、婦人運動の進步、無產青年運動の發展、無產文藝運動の進展等であるが、前揭の三つのものは、其の最も顯著なるものであつて、大正時代の我國社會運動史上に立つ、最も光輝ある記念塔と目すべきものと信ずる。

資本家の國際的團結運動

沖中恒幸

世界大戰が終息してまだ間の無い一九一九年の春、ニューヨークの銀行家バンダーリップが歐洲を視察して歸つて有名な講演をやり、小冊子を出した。彼の意見は新しくして着想は雄大であつたが、その當時の學者からも實際家からも餘りに突飛であり誇大に過ぎるものと考へられ、單なる有名な新論として漸次忘れられて了つた。その時の意見の要旨といふのはこういふのであつた。『もし歐洲が巨額の損失から回復して政治的並に社會的破滅から免れ様とするには今直ちに全生產動員を行はねばならぬ。然しかくの如き全生產動員をなすにはアメリカの莫大なる貸付を必要とする。然し目下の狀態では歐洲の各國が各自獨立に國債を發行して見ても到底アメリカの投資家を誘引するだけの力はない。加ふるに歐洲はロシヤ共產主義の侵入を協力して防禦するの急務にも迫られて居るのであるから、之等何れの理由からも彼等は其生產力を擧げて結合するの必要がある。アメリカは斯く生產力の結合されたる所の歐洲全體を一つとして之に巨額の貸付を仕様。此貸付に對しては歐洲各政府の合同的保證を必要とし、且つ關稅收入を抵當としたい。』

戰爭が止むで國家的精神が益々頑なに凝固しつゝあつた反動期でもあり、眞の經濟的困難を骨身に感ずるには、まだ一二年早かつた當時の大陸に此種の意見は勿論顧みられなかつた。國際經濟會議の目的が『現在行はれつゝあるが如き經濟的國家主義禁止主義の政策は、世界の、特に歐洲の經濟的回復の爲めの障碍であり、平和政策に對する危險をなすものである。』と要約されても、歐洲に於ける國家的抗爭の解くのには短かからぬ時日を要したのである。

上掲バンダーリップの意見があつて七週年を經た今年の夏以來、歐洲諸國の間の經濟的連盟が色々な形を採つて現はれて來た。其第一は十月十九日ロンドンに於て發表された歐洲經濟復興に關する所謂共同宣言として傳へらるる所のものである。新

聞の報ずる所によれば世界十六ヶ國に亘る一流の銀行家實業家が之に署名したものであつて、歐洲大陸各國の間に築かれ來つた所の貿易の障壁を取除いて、宛かもアメリカ合衆國に於ける各洲間に見得るが如き自由貿易の許さるる歐洲合衆國を建設せむとするにある樣である。之れ從來、特に戰後の各國關稅制度が徒らに貿易の自發的發展を妨ぐるのみにして、その經濟的回復の障碍たるに至れるを考へたが故である。此宣言と同樣の趣旨による所の國際間の經濟的障碍除去の建議案が、十月二十日國際商業會議所聯合會委員會に於て可決された。即ち（一）國際間の旅行、運輸及び貿易に關する制限撤廢、（二）各種原料品の自由貿易の確立、（三）輸出を制限する諸課稅を全部廢止する事、（四）關稅の障壁を縮少する事、（五）國際聯盟主催の下に關稅及び貿易に關する常設委員會設置の事、等の建議案である。加ふるに國際聯盟の側に於ける自由貿易の主張は、上述各種運動の起るに至つた所の有力なる一つの基礎であると考へられるのであるが、又此等運動が益々一般化し來る樣になれば國際聯盟自身の方に於ても愈々其主張に力と熱度とを加へ來るに違ない。又十八ヶ國の代表が列席してゼネヴアに最初の會議を開いた國際協會も歐洲經濟同盟が目的であり、且つ近くウインで開かれる汎歐洲會議の基礎をなすものであると報じられて居る。十二月の中旬には英國に於て英國工業聯合會及び獨逸工業協會の代表者等が會合して兩國工業界の利益增進を目的とする協力の可能性、歐洲に於ける關稅戰爭を出來る限り制限する點、來る可き國際經濟會議の議題中の重要題目等に關して評議すると傳へられる。

所謂共同宣言なるものは其主張が餘りに唐突であり一般社會の考方を其方面に充分に振向けて掛ると言ふ準備を欠き、且つ各國政府の意向を造上げておくといふ用意に愼重で無かつたものである以上、之が目下の處どの程度迄實際的勢力を持ち得るか、又何程の時日を經て實現さる可き可能性あるかは疑はしい。現に各國の新聞紙は或はアメリカ關稅政策に對する或は英國議會に對する政策なりと言ひ、歐洲大陸には多く不評判である樣に傳へられて居る。然し又之を上揭各運動並に計畫の裡の重要な一つとして見れば決してその根柢は薄弱なものでなく、充分根强い所に基礎を持つて居るものだと考へる事が出來る。少くとも歐洲資本家及び企業家間に顯れた所の眞面目な傾向として重視するに値するものである。由來政治家の保守的迂廻的に對立して、資本家企業家は自分の利益從つて自分の屬する階級の利益を考へ之が爲めの對策を講ずるに、遙かに革命的であり且つ直接的である。從つて彼等の意志は素直に表現さるる場

合が多い。然し彼の意志を動かすに足る所の眞に必要なる事實が發生して迫り來るに非んば決して動かない。況んや世界有力社會の全權的代表者を動かす事は世界一流の政治家を握手せしむるよりも遙かに困難であるに相違ない。此意味からも共同宣言は重要なる運動の暗示に富める徴候として考へて見られねばならぬ。

此運動當面の又は表面上の目的は前掲の如く全歐洲を一個の合衆國となし相互に自由取引を可能ならしむるに非んば眞の經濟的歐洲復活は望み難いとするにある。戰後各自國の自給政策**を引續き採用せる事、各國異常の膨脹を來した財政歳入を計る**事、爲替下落國の爲替對策、物資の無制限流出防止、爲替騰貴國の外國よりの競爭防止、或は貿易均衡の維持等の爲めに各國總て相競ふて貿易障碍の壁を築いた。即ち從量税の引上げ、從**量税に從價附加税の設置、**或は關税の金貨拂制等によつて實際上には物價騰貴率以上に税率の騰貴を示し、その外、投資防止條項に輸出入禁止及制限、或は輸出入許可制に貿易はあらゆる壓迫制限を受けて來たのである。自由貿易を以つて傳統とする英國にあてさへ基礎工業に屬する數種の貨物に三割三分三分の一の從價税が課せられ、所謂奢侈關税にも保護的色彩が加味され、又民間工業家から輸入外國品との競爭に對して保護の要求ある時には政府は保護關税の設定を議會に求め得るに至れる如き、或は貿易促進法に、輸出信用制度の設定に、各種の人爲的方策を講じて來た。而も歐洲の經濟的復活は思ふ通りの進捗を示し得ず各國賣るに貨物は潤澤ならず買ふに支拂ふ可き資料從つて無きの窮狀からは仲々に脱し切れ想にもない。此所に産業政策は新しい局面を開かねばならなくなつたのである。勿論歐洲合衆國の建設なる自由貿易政策のみが充分此目的を達し得るものでは無くして多くの裡の一方策にすぎない事は疑ひ得ぬ所であつて、關税收入を失へる後の歐洲各國がその代用となる財**源を何所に採るかによつて、貿易上の關税的制限以上の壓迫を産業の上に來さないとは何人も斷言し得ない。然しとに角その**表面上の目的は、一種の産業政策の主張である。

かく彼等が一種の産業政策として歐洲自由貿易を主張すると言ふ事は、先づそれだけの所では何を意味するものであるかを考へて見る必要がある。社會は最も有利に生産し得る産業のみに從事し、他の社會よりも不利なる條件でなければ生産し得ない様な貨物はその供給を他の社會に俟つといふ分業の法則が自由貿易の基礎として採られて來た。之法則に從ふ事によつて各國はその生産力を最大限度に發揮し、國際間の經濟的依存關係益々密接となる事によつて國際平和の基礎たり得るものと主張

されて來た。我國にも堀江博士の論じらるる所によれば、戰後、(1)各國力疲弊して其回復治癒せさる限り、再び戰爭に從ひ得ざる可く、(2)經濟的帝國主義が戰禍を惹起す原因となる事を各國が認め之を排斥する勢の盛である事、(3)加ふるに國際聯盟成立して國際間の爭議を解決するに平和的手段を以つてするに至れるの事實により當然自給的經濟政策を捨てて『諸國は之に安んじて其經濟上の關係を律するに當つて、他國と共に自他相倚るの方針に出で、貿易上の關係の如き之を自由にし、一方に他國の長所とする所を利用して他の一方に自國の得意とする所を發展せしむ可』きであるとされて居る。

乍然實際社會に於て自由貿易の來す結果はかく簡單明瞭なるものではあり得ない。單純に國際競爭が自由に行はれる場合には生產能率以外の他の諸原因によつて競爭の勝負が決せられる場合が多いのである。或場合には同種產業の競爭に或國の能率低きものが他の國の能率高きものを打破る事さへもある。何故ならば物價の供給價格は生產に必要なる要素の總量ではなくして生產に必要なる要素の價格の總和であるからである。即ち生產能率の高い國の貨物の方が、夫の低い國の貨物よりも價格が安いのは要素の有する貨幣價格を同一水準にあるものとした場合の事であつて、貨幣價値の異なる國の間に於ては生產能率の相違は貨物の價格の相異と一致し得ない。故に自由貿易が貿易相手國同志の生產要素の價格を平等にする作用を前提とするに非んば一國の能率高き產業は必ず他國の能率低き產業に取つて代り得ると主張する事は出來ない。而も今日の如き社會組織に於ては例へ貿易が絕對的に自由に行はれるとしても、各生產要素は、特に勞働はその內部に於ても國間に於ても非競爭群として留る程度極めて大なる事に變化は起らないのであるから、自由競爭が生產要素の價格を國際的に平等にする事は期待し得ない所である。もし此事が正しいとすれば生產能率が高くとも勞賃の高き社會の產業は、能率低くとも勞賃がより低き社會の產業によつて破られねばならぬ。

又生產量增加すればする程、一單位當りの生產費用の遞減して行くが如き、所謂收穫遞增の法則に支配される所の產業、即ち大部分の製造業特に大量生產の許される製造業の場合、自由貿易は決して平和なる國際取引を意味しないのであつて、常に激甚なる經濟戰を意味して居るのである。もし吾々が過去に於ける外國市場への侵入戰、又は爭奪戰が如何に激しく行はれ來つたかを知るならば、競爭の障壁の取り去られたる後の戰の如何に激甚なるに至るかは容易に想像され得る所である。餘りに甚しき競爭は決して經濟界の順當なる發展を期し得る所以では

ない。外國市場に於ける競爭の方法中最も有効にして屢々採られるものは所謂外國市場廉賣であるが、事實生產物一單位當りの生產費よりも以下に外國市場に廉賣する事は、收穫遞增の働く限り廉賣者自身にとつて最も有利なる方法である。有利なるが故に永續的なる事が出來る。廉賣は決して一時的の過剩生產を外國市場に賣捌く方法、又は外國市場に侵入し又は外國競爭者を驅逐する所の一時的手段たるに止まらないのであつて、永續的に引續いて之を行ふ事が出來るのである。例へば或生產者の生產量一〇〇、〇〇〇單位とし、その設備を擴張せる後の生產量二〇〇、〇〇〇單位とする。此增加せる生產量を廉賣の方策によつて左表Bの樣に賣却する方が、從來の設備で從來通りの生產を續けて行くAよりも更に內地市場の價格を引下げて增加せる分を內地に賣捌くCよりも遙かに有利である。

總生產高	平均生產費用 直接費	平均生產費用 間接費	平均生產費用 合計	價格 內地價格	價格 輸出價格	賣上量 內地賣上	賣上量 輸出超	總利益
A 一〇〇、〇〇〇	一、〇〇圓	三、五〇圓	四、五〇円	四、七五円	四、七五	一〇〇、〇〇〇	〇	二五、〇〇〇円
B 二〇〇、〇〇〇	〇、八〇	二、八〇	三、六〇	四、七五	三、五〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
C 二〇〇、〇〇〇	〇、八〇	二、八〇	三、六〇	三、七〇	三、七〇	〇	二〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

即ちBの輸出價格三圓五十錢は平均生產費用三圓六十錢よりも低く一單位十錢づつの損失を來す譯である。夫にも拘はらず此十萬單位の[illegible]加し、[illegible]內地の賣價を從前と同樣の高さに止めておく事が出來る。之れ生產量增大に伴ふ所の生產費用の遞減に依つて然るを得るのである。かくて此際には外國市場に廉賣を行ひ乍ら他の二つの場合よりも遙かに多額の收益を見得るのであるから此販賣政策は永續的の可能性を有するものと考へる事が出來る。乍然、此種廉賣政策は廉賣の行はるる市場に於ける白熱戰を來す事を覺悟しなければならぬのであつて、保護關稅、產業獎勵金、又はその他の法制的手段による之が對策なく自由貿易に放任さるる時には內地生產業者は大抵の場合此競爭に打負かされる事になるであらう。

此種の傾向があらゆる產業の上に見られ得るものとせば、少くとも大企業生產の可能なる方面にだけにも之を見得るものとすれば、技術的の先進國及び製造原料に有利なる地步を占め得たる國は益々經濟的に優位に立ち、然らざる後進國は殆んど產業進步の餘地を失ふ事にならねばならぬ。生產力の高下は同等の水準に總ての社會が列べられて初めて比較判斷し得るのであつて、今日の如く總ての社會がその技術その他の生產條件に推移の甚しき時には公正なる比較は不可能である。從つて自由競爭に破れたる者必ずしも生產力、又は能率の低きものとは未だ斷定し得ないのであつて、もし數年の保護にして與へらるるならば非常に發達し得可かりしものが、自由競爭の壓力に堪えず

して夭折する事ありとせば、それは世界の經濟的發達を阻碍せるものと言はれねばならぬ。故に今日の如き狀態に於ては自由競爭は全體の社會から見ても、個々の國家社會から見ても不經濟なる競爭と言はれねばならぬ。

各國の資本家及び企業者と言ふ個々の立場より之を見る場合に於ても激甚なる國際競爭が如何に不利なるものであるかは、彼等自らの最もよく知る所である。競爭は已に過去の企業政策であつて、現今の政策は如何に競爭を避くるかにある。一定の市場に多數の競爭者の相併存して競ふ時には、比較的平和に且つ總ての者が大體に於て採算の可能なる限界內に生產を繼續し行くのであるが、企業の規模が益々膨脹し、企業の數が益々減少し行くに從つて競爭の熱度は激しくなつて來た。同一の市場に唯二個の競爭大企業が殘される時、その併存は到底數年に亘り得ないとはマーシャルの達見である。必ずその一方が倒れるか、又は相合して一つとなるか、何れかその一でなければならぬ。歐米各國の內地に於ては今や非常な勢を以て企業集中が行はれて居る。そしてカルテル幷にトラストの形式によつて內地に於ける競爭は有利に之を避くる所の手段を採りつゝある。換言すれば歐米の傾向は一定の市場に一種の產業について一個の企業又は少くとも同一の方策に出づる一個の企業團を有せむとするにある。此傾向の著るしい今日に於て、一朝無條件に貿易上一切の障碍が取拂はれるとするならば、各國の市場は直ちに恐る可き競爭によつて混亂に墜る事は疑得ない所である。而して現に自由貿易を主張して共同宣言に署名した所の著名なる實業家の裡の多くの者は致命的痛手を受けねばならぬ事になるに相違ない。各國の產業の分布と地位との上には著るしい變化を來す事確實である。

かく見る場合自由貿易の主張を唯夫だけのものとして考ふる時には歐洲の各國家社會の立場からも、個々資本家企業家の立場からも決して平和なる經濟政策ではないのであつて恐らく今日の如き帝國主義的政策と等しき或はより以上の危險を含む主張と言はねばならぬのである。產業革命以後英國の資本家企業家の主張し又は共鳴した自由主義は今日の夫とは餘程趣を異にするものである。夫は英國の彼等が英國及び外國に對してなせる主張であつて、獨逸や米國の資本家企業家は多く之に從ふとはしなかつたのである。然るに之は歐米各國の金權代表者の主張である。問題は甚しく異つて居ると言はねばならぬ、形式論を無責任に主張する事に興味を持たぬ所の自らの利害に眞劍なる所の彼等の自由貿易の主張には他に何等かの根柢が無ければならぬと言ふ疑は當然此所に湧いて來る筈である。

此疑問は自由貿易の宣言と前後して歐洲に頻りに發表されて來た所の國際的企業連合並に合同の實現及び計畫によって容易に答へられるのである。所謂國際的カルテル並に國際的トラストである。自由貿易は本來自由競爭を意味するものであるから、自由競爭を制限する所にその存在の理由を有するカルテル、トラストとは相對立するものであってその儘には併存し得可き性質のものでは無い。かく言ふことによって自由競爭とカルテル、トラストが相反する範疇に屬するものとするは誤であって、後者は單に前者の連續に過ぎぬものであるとするリーフマンその他獨逸式の解釋に反對する譯ではない。自由は常に連合合同に導く傾向を有するのであって共に自由社會に於ける企業發展の過程である。然し之は共に同じ企業形式が一つの線の上に沿ふて發展するを述べたものであって、一つには企業間に競爭あり一つには競爭は失はれると言ふ重要な對立は依然として殘るのである。故に歐米の資本家企業家は今や一方に於て國際的經濟競爭の完全なる自由を主張しながら、他方に於て國際的經濟競爭を制禦するの方策を取りつつあるといふ一見矛盾の傾向を示して居るのである。一般に歐洲各國の自由貿易關稅撤廢の要求と國際的カルテル、トラスト[illegible]に於て資本家企業家の相集り協調するの同一傾向を示すものの如くに述ぶるは皮相の見であって兩者はその儘では相反する政策としなければならぬ。

最近報じられた國際的企業連合中、最も喧傳されたものは所謂歐洲製鐵トラストである。トラストと言はれるも共内容は純然たるカルテルである。我國の一般にその計畫の傳へられたのは八月の半頃であったが、爾後多少の難色を示しながら九月卅日調印を終り十月一日から實施された。加盟者はドイツ、フランス、ベルギー、ルクセンブルグの四國の製鋼業者であって其協定の内容の詳細は未だ之を知り得ないが外電の報ずる所によれば

一・販賣價格は協定外に置き各國自由となすこと。
二・各國生産量の制限を主眼とす。但し所定違約金を支拂ふにおいては制限外生産は各自の自由たること。
一・各組合加入者は加入國に對し鋼の輸出をなす事を得ず。但し講和條約によるドイツに對する無關稅輸出は本協定により拘束を受くる事なし。

等であって生産高割宛・領地割宛の國際的カルテルである。十月一日から實際に實施された生産量の割宛はドイツ四割三分一八・フランス三割一分一九・ベルギー一割一分六三、ルクセンブルグ八分一三であって此年生産總額二千七百五十一萬八千噸

である。十月二十二日の大毎特電はニーエス・スチールのゲーリー社長は米國も亦之に參加し得る可能性ありと演説したと傳へて居る。以上の簡單なる報導に於ても充分明白なる如く右の企業者連合は製鋼貿易の自由競爭を制限する事がその眼目であつて、第一に各國の市場は自國生産者の手によつて獨占せむとするものであり、第二に生産總額を制限する事によつて自由市場に於ける價格を維持せむとするのである。

右の外英國、米國、佛蘭西、白義、瑞西に於ける銀行が加盟して金融トラストを組織し、國際的事業に投資し且つ長期の貸附を營むの計畫が十月半頃に成立したと報じられ、等しく十月中頃獨逸、佛蘭西、白義、和蘭、瑞西のアルミナム製造協約の假調印がなされ、更に獨逸、佛蘭西、白義の間に石炭、ポタッシュ、化學染料等の貿易協定が交渉されつつあるといふ。之等協定の内容は未だその詳細の傳はる時に達しては居ないが、恐らく市場分割その外相互に競爭を避けむとするの計畫なるは過去の傾向及び現下の趨勢から見て充分之を推測し得るのである。而して後に述ぶるが如き理由によつて將來、此所數年の近き將來を通じて此種の組織協約は益々增加して重要産業のあらゆる方面に之を見るに至る可く、目下既に吾々に傳はらずして秘密裡に運ばれつつあるものも必ずあるであらうと思はれる。

而して此計畫の中心として獨逸の活動せる事も恐らく誤なき所であつて上掲の數例に於て既に獨逸生産業者が中心的活動をなせる事は之を見る可く、共同宣言に於ても、歐洲經濟聯盟に於ても、英獨工業家の提携運動に於ても必ず獨逸が重要なる役目を演じて居るのである。此獨逸の活動は將來の歐洲經濟組織の進展に重要なる約束を與ふるものである。

由來獨逸は統制と組織との國である。アングロ・サクソンの自由主義は決して素直なる形の儘では獨逸人の裡に地歩を得る事は許されない。彼等がもし自由を主張したとすれば、それは必ず統制と組織とに制約されたその内部に於ける自由の事であつて、英米人の意味する所の個人の自由なる活動を謂ふのではない。之れ英米、特に後者に於て市場を統制せむとするトラストが十九世紀の終頃から今日に至る迄度々の法律及びその改修によつて禁止され制限され來つたに對して、獨逸に於ては之に類似せるカルテルが許され、保護され、時には强制的に組織立てられ、又政府が積極的に組織者の一部となつて培はれつつあると言ふ著るしい對立の來る基本的理由である。故に此點から考へて見ても獨逸が中心的に活動する自由貿易の主張は自由競爭を意味する所の自由貿易で無いだらうといふ事は最初の疑として上つて來なければならぬ。果してその他面に自由競爭を制

限せむとする計畫が各種の產業を單位として進められつつあるのである。そこで吾々はかういふ風に言ふ事が出來る。目下歐洲資本家及企業家の採らむとしつつある傾向は、一種の競爭制限策を排して、異なれる他の種類の競爭制限策に移らむとするものである。彼等の排せむとするは各國の政府の手によつてなされる所の國家を中心としての經濟活動の制限であり、彼等の得むとするは資本家及企業家自らの手によつてなされる所の各種產業の利益を中心とする制限である。偶々相別れて存在する國別の如何に不拘製鋼業者は製鋼業者としての利害を共通にする**が如く、石炭業者は各國の石炭業者とその利害を共通にす**る。故に國を單位とせる自由の制限を捨てて、產業を單位とせる夫を採らうとするのである。價格の決定、生產量の制限並に割宛、市場の割宛、「原料の買入、勞働者組合との對抗及び協**定、各國政府に對する力、並に他の諸產業**に對する對抗及び協定、之等の一切を自己の屬する種類の產業が國際的に相團結して行ひ又は得むとするのである。共同宣言及び之が類似の運動に表現された所の自由主義は、先づその第一歩として國家的制限を排除せむとする消極的の努力であり、國際的製鐵カルテル及び此種の計畫に表現された所の資本家企業家の團結は同種產業間の競爭に代ふるに[illegible]

最近に到つて表はれて來た上述二種の運動の社會經濟的意義を以上の如くに解釋し得るものとすれば、次に來る問題は一體此運動は一般に說かれつつある程新しいものであるのであらうか。戰時又は戰後の特殊なる歐洲經濟狀態から初めて生れ出た所の新現象として之を見る可きものであるだらうか。或は此運動は資本主義經濟組織の必然の過程の一つとしてその萌芽を既に出して居たものであつて、決して偶然的なものでなく、根柢は更らに深い所にあるのではなからうかといふ問題である。も**し之が全然新しいものとすれば、それの有する社會的意義は未**だ極めて不定で、之によつて將來の傾向を察知する事は言ふ迄もなく不可能である。目下の特殊なる事情が消去つて、より平常な經路に歸るに至つて全然其運動は意義を失ひ、又は異つた意義を有する樣になるかも知れないからである。之に反してその根柢が遙かに深い所にあり現代經濟組織其物の内部に運動發生の理由を有するものとすれば、現今の未だ微かの徵候と雖も或程度の確實さを以つて將來の傾向を示すものとして述ぶるを得るのである。即ち上述せる二種の運動が社會傾向として眞に設けるが如き意義を有し得るか否かの點に更らに確實なる論據を與ふるは、此問題に答ふる事によつて可能とされる。昨年二

種の運動の裡自由貿易主義の宣言は已に述べたる通りその性質が消極的のものであり、企業家連合並に合同運動の基礎の上に主張され且つ戰後の著るしい保護貿易の傾向によつて刺激されたものであつて此主張自らが何等必然的傾向を語るものではない。唯基礎的運動にして具體化すれば國家的障壁は夫に從つて排除す可きを求めらるゝに至るのである。故に以下資本家企業家の國際的連合並に合同運動に就て管見する事とする。

國際カルテルの組織は大戰の後に至つて、況んや最近に至つて初めて歐洲に現れたものでは決して無い。一八八四年既に軌道製造業者の國際的連盟を見て居る。獨逸、英國、白義の同品製造業者が各自國內の市場を保證され且つその他の諸國に至る輸出注文の分割をなしたのである。八六年に解散して後、佛蘭西、伊太利、スペイン、露西亞を加へて數年の間行はれた。一九一二年三ケ年の期限附で又興された。その際の各國割宛は英國三割三分六三、米國二割三分一三、獨逸二割三分一三、白義一割一分一一、佛蘭西九分であつた。一九〇一年には英國瑞西、米國の間にアルミナム製造業の國際的シンヂケートが建てられて居る。ヘルルト特許の製造方法の共同使用を基礎とせるものであつて市場分割價格協定の規約を有して居た。その翌年の一九〇二年にはアメリカ煙草會社と英國煙草會社との國際的協約が成立して居る。之によつて兩國の生產業者は兩市場を相互に侵す事なきを保證し合ひ、且つ英米煙草會社を新しく設立して兩者にとつての外國輸出取引を一切引受くる事とした。かくて英米市場及び其他の外國市場に於て兩生產者の競爭は完全に除き得らるゝ事となつた。一九〇六年には伊太利米國硫黃合同が成立し一九〇七年にはオーウエン特許權を基礎として國際ガラス瓶聯盟が成立した。一九〇八年には北大西洋海運プールが出來上つた。後者は國際的協約中最もその範域の廣大なものゝ一つであつて、英國、米國、白義、加奈太、獨逸、和蘭、露西亞の各國を含有して歐洲北米合衆國及び加奈太諸港に到る三等船客運送を支配し得たのである。

かくの如き趨勢の下に國際的企業の結合は年を追ふてその數を增し、大戰前約十ケ年の間歐米企業界は之によつて一つの特徵を與へらるるの有樣であつた。その結果大戰直前には其數既に百十四を算するに至つて居る。之を業別にして見れば運送業一八、石炭鑛鐵其他金屬業二六、石並に砂業六、電氣業五、化學工業一九、織物業一五、石器陶器業八、紙七、其他一〇となる。この裡には勿論小規模に行はれて居たものもあつて之等は國際的運動として特に重要なる意義を附して考ふる事は出來ない。例へば貨物の價格に對して運賃の占むる割合の比較的大な

るが如き商品を產する事業が二國の國境に相接して存在する時恐らく內地の同業よりも隣國の同業から來る競爭の方が相互に影響の深い事がある。こういふ際に隣國の同業者相倚つてカルテルを結ぶ事あるも之等は國內的のものと殆んどその意義を等しくして居る。然し又全世界の各國に亘つて大規模に組織されよく各國の同一又は關係產業の生產及び輸出を統制し巧に國際的競爭も制限するの能力を發揮し得たものも尠からずあつたのである。

主として二十世紀に入つてから大戰迄かくの如き急速なる增加を示した所の國際的結合は其最も主要なる目的を內地の市場を外國侵入から擁護する事に置いたのであつて所謂販賣領域の分割を契約せるものである。勿論領域分割は內地市場の獨占のみに限られるのではなくして生產國以外の市場、即ち輸出地の分割も亦含まれる事がある。前掲煙草會社の場合はその變形の一でありリビングタイン＝デユ・ポン・ド・ネムール協約にもその例を見る事が出來る。生產量の制限割宛、價格制限等も亦多く協約に含まれる所であつて、更らに細目に亘つて規定するものにあつては信用條件荷造方法、販賣方法を契約するものあり、不利益なる製造品を共同して削減し一定標準の品質のものとすべき規約を有するのもある。之れ競爭は單に價格によつてのみ行はるるに非ずして他の各種の條件によつても充分に此目的を達し得るが故である。更らに重要なる規約と認む可きは特許權並に秘密的技術行程の交換である。化學製品、電機器金屬工業、石油業等に於て此種の基礎の上に建てられたものは多い。前掲國際ガラス瓶聯盟はその一例であつて國際カルテルの最大なるものの一つであつた。其主要目的はオーウエンス特許權の共同使用であつて、白義、スカンヂナビヤ、獨逸、英國、墺太利、佛蘭西の各國に成功して價格制限、生產高制限を併用してカルテル外の獨立工場を非常に壓迫しよく獨占的目的を達し得たものである。前掲アルミナムシンヂゲートも亦此種に屬して居る。之亦國際的競爭の防止策であつて、一國のみが特殊の製造方法を利用する事によつて生產費の低下を來す事は他國同業者の恐るる所である。此所に各國相互にその憂を取除いて有利なる製法を共同使用に任ぜむとするに至るのである。上述各種の目的を通覽するに殆んどその全部が競爭の防止又は夫に關連せる項目であると言ふ事が出來る。

然らば國際的競爭を防止しやうといふ共通の目的にして立つ場合は如何なる國と國との間にも此種の協約が成立し得るかと言へば決してそうでは無く、之に加盟し得るには豫め一つの條件を所有して居なければならぬ。即ち協約に入らむとする組合

品は自國市場に於て同種産業のカルテル又はトラストの如き市場統制權の集中を豫め成就して居なければならないのである。自國内の市場に於て自由競爭の行はれつつあるが如き産業は、例へ外國産業の競爭を避け得たと假定しても自國内の同業者相互が自らに市場を破る可く國際的協約は何等の效をも有し得ない。のみならず國内に於て統一を得ざる場合には全然最初より外國同業者と有効なる契約を締結する事さへも出來ない。故に先づ第一に國内市場に企業の集中又は結合の充分ならざる社會の間には國際的結合又は合同の成立し得る基礎なしと言ふ事が出來る。と同時に第二に國内的に此準備ある場合には恐らく後者の結果は必然的に發生しなければならぬものであると言ふ事も出來る。

一國内部の市場に於て競爭者の企業の規模が益々大きくなり、それに從つて競爭者の數が相伴つて減少して行く場合には相互に競爭に消す精力の割合は益々多くなつて行く。一定の市場に二大企業が相對立して市場の爭奪戰を行ふに至つて競爭はその頂點に達し、生産物の價格は遙かに生産費より低下し一般生産費さへも償ひ得ない價格を出す樣になつて來る。即ち競爭費用が企業の資本迄も食ひ込むで行く事になるのである。此際競爭が利害の打算を離れて行はれるか、或は相方共に自らの耐久力を信頼し切つて居る限りはその何れかが破産して了ふ迄兩者の妥協は成立し難い。その結果最後は一定市場に一個の大企業が殘るのであるが、先づ今日最も多くの例によればそこに行く迄に兩者の協同的連合、又は合同等によつて妥協する事が普通である。忍久力の弱い内容の貧弱な方が其相手方よりも稍歩の悪い契約によつて結末を附けるのであるが、それでも尚いづれの側から見ても最後迄競爭をつづくるよりは遙かに安全であり資力の痛手を少い程度に止めておくことが出來る譯である。

こうして一度一定市場を支配する覇權を握るものが此處に成立した場合には夫に對抗して新しい競爭者の現れる事は仲々困難である。此獨占的地位を得た者は潜在的競爭者の存在によつて常に牽制を受けて居るが故に眞の獨占は、法律又は自然的條件によつて保證されざる限りは、不可能である、とは屢々經濟學の說く所であるが、現實の社會に於ては潜在的競爭者なるものは殆んど無力に等しい。何故ならば獨占的地位を既に有する企業と同等の又は夫以上の企業を新しく建てて競爭をする事は見す見す非常なる危險に飛び込む事であり供給の急激な過剩は直ちに自らの營業不能を來す事明白なるが故である。又夫よりも遙かに小規模の企業を新しく建てたとしても競爭者としての影響を少しでも現はし初むれば大企業の採る各種の惡辣た競爭

方法によつて間もなく破壊される事は過去の經驗を俟つ迄もなく明白である。故に獨占者の有する威力又は壓力は滅殺的競爭者をして久しく擡頭の機會を與へないのである。即ち內國市場に就て言へば競爭が激甚に行はれて企業收穫が一般率よりも遙かに低下し來り、或は積極的に損失を來す憂生ずるに至つて多くの場合企業の連合又は合同が行はれる樣になる。而して一度夫が成立すれば稍永續的にその地位を守つて行く可能性があると言ひ得るのである。

かく國內に市場統一の準備が出來上つた際外國生產者からの**競爭が來たとする。もし此競爭者が外國市場に於ける獨立力又は少くとも支配力を所有して居る所の大企業である場合には、**丁度內國市場に二大競爭者が對立した時の如く非常に激甚なる競爭を惹起する事となる、少くともそれを引起す可能性はある**譯である。その結果は亦前の場合と同樣に二個の競爭者は相互**に妥協して此所に國際的販賣契約を結ぶ事となるのである。同一の市場に二國以上の外國の競爭のある場合も同樣であつて、戰前國際カルテルの勃興期の如きには國際的競爭の可能性ある時には極めて速かに此契約が成立したのである。けれ共國際的競爭の一方が未だ充分市場の獨占力又は支配力を得る樣に市場の統一を得て居ない場合には國際的妥協の成立の非常に困難である事は前述の通りであるが、已に此準備なれる際には　內地市場の必然的に連合合同の發生すると同樣の理由によつて國際的にも亦發生して來たければならぬのである。かく見る事によつて國內に於けるカルテルは又トラストの發達は當然國際的カルテル又はトラスト發達の必要條件であると言ひ、且つその生產貨物が外國市場に出さるる限りに於て、前者の發達は當然後者の發達を制約するものなりと言ふ事が出來る。勿論ある場合には後者を成立せしむるが爲めの目的を以つて前者を組織するが如き逆の順序を採る事のある可きも之を認めねばならぬの**であつて、將來の日本には反つて此種の傾向を示すものも多かる可しと推測する事が出來る。即ちかくて下の如くに斷言する**を得る。資本主義經濟の發達が機械生產と密接なる關係を有し　大量生產と大規模經營とが生產と販賣との上に、收穫遞增**の法則を實現せしめ生存力を強からしめ得るものなる以上、重**要產業に於ける企業の規模は益々大きくなつて來る。夫に從つて企業間の競爭は激甚となつて大企業の併存は必ず彼等間の連合合同等によつて統一される事となる。此傾向は一定國內市場に於ても國際的市場に於ても同樣に言ふ事が出來る。即ち國際的カルテル又はトラストは資本主義發達の必然的過程と言はなければならぬ。

國際的企業の運動は國內的企業統一の進むに從つて上に述たる如く急速なる發展を示して來たのであるが、世界大戰は此運動の上に著るしい急變を齎す事となつた。第一は其發展を阻めるのみならず多くの場合その解散をさへ來せるに至つた事である。然し第二は、此一時的頓挫はあり乍らやがては戰前に於けるよりも遙かに大なる勢を以つて急激なる發展を來さしむるであらう所の基礎が大戰の結果として固められて行つたといふ事及びある種の方面においては反つて之が助長されたるものもある事である。已に述たるが如くカルテルは獨逸のものであつて、恐らくその國民性の表現とも考へらるゝ程企業組織的の技巧才能從つて多くの經驗を有して居る。故に戰前の國際カルテル中獨逸の勢力の下になりその運用をなし來れるもの非常に多く、歐洲に存在せるものにして彼の關係なきものは殆んどなしと言ひ得る程である。然るに大戰の結果交戰國の產業が同一の組織の下に經營を續くるを得ない事となり、此所に獨逸の加盟せる國際カルテルは或は解散をなすの已むなきに至り、或は重要なる役目を行ひ來つた獨逸を除外せざるを得ぬ事となつて其實際的勢力を微弱ならしめた。之れ戰爭の及ぼせる第一種の影響中最大のものであつたのであるが、更らに加ふるに各國共に或種の生產及び賣買を直接政府の支配又は監督の下に置き又は許可制を敷くに至つた事情があり、更らに會社の株式が外國人によつて所有さるゝ事に嚴重なる制限を加へたと言ふ點もある。大戰は各國產業貿易のあらゆる方面に特殊の變動を及ぼし殆んど一切の舊きものは其儘の姿を以つてしては充分に當時の要求に應じ得ざるに、上述の理由が附加へられ國際カルテルはその發展の初期に於て漸く鳴を靜むるに至つたのである。

例へば從前主要國際カルテルにして白義に主部を設置したものが多かつたのであるが、之等は殆んど全部その機能を失つた。更らに從來獨逸人の形成してゐた『錫聯盟』はオーストラリヤの錫鉛を支配した重要な國際カルテルであつたが、戰爭の結果オーストラリヤ政府は之等外人の支配を排除するが爲めに先づ金屬取引所を建て、將來の取引は一切此取引所を通じてなさる可く、且つ五〇〇〇磅以上の取引は取引相手の詳細なる說明を登錄する事とした。又戰前の國際キナイン・カルテルは米國、英國、佛蘭西、和蘭、獨逸諸會社の市場分割を眼目としたのであるが、戰爭の結果英國の勢力の非常なる擴大を來した。之等の直接企業關係に於ける變化ありしに加へて世界各國の產業分布の上に著るしい變化を來したが爲に從來の聯盟組合等の如きは或は全然その存在の理由を失ひ、或は建直しの要に迫ら

る丶ものもあつた。即ち戰前獨逸の獨占又は支配品であつた所の染料、鏡用ガラス、白熱ランプのマントル、等は米英佛及び我國にも生產し得る事となり、或は戰爭中マーガリン、ファットコプラ油等の製造業がロンドンに永久的基礎をおくに至り、革手袋生產が米國に勢力を得たるが如きである。

戰爭の齎せる之等消極的影響に對して第二の積極的なるものとしては貿易事業に於ける國際的企業を舉げ得るのであつて、例へば有力なる銀行の後援になる所の資本金百萬磅のブリチッシユーイタリヤン・コーポレーションがクレヂト・イタリアノと共に資本金一千萬リラのコムパニヤ・イタロ・ブリタニカを建設せる之れであつて、英國側の株主には多數の英國銀行の有力なるものが名を連ねて居る。更らにローマに於て伊佛兩國の經濟關係を進むる可く一千萬リラの資本金を以つて伊佛產業聯盟が造られた。更らに巨大なる一例は一千萬磅の資本金を以つて建てられた英國貿易會社であつて、その目的の一部を次の如くに述べて居る。(一)シンヂケートその他の方法を以つて、種類の如何を問はず事實を發起し、之に金融を與へ之を助くる事、(二)鐵道、市街軌道、船舶、運河、船渠、港灣、兵器、造船、灌漑、電氣、瓦斯、水道、及び運輸、商業、製造、農業、金融等に對する諸關係を得、之を保有し、處分し、又は之等諸業を經營する事。以つて國際的に發展し行かうとする計畫なりとさるる所である。大戰後と雖も之に等しき傾向は屢々見出され得るのであつて、一九一九年英國の鐵鋼機關誌は英米鐵業のカルテルを勸勵し、事實英國鋼鐵業者から米國側に代表者の派遣を申送つた事がある。一九二〇年にはダイヤモンド・マッチ會社が日本の全マッチ會社と連合して日本支那の市場を支配せむとする計畫を立てた。然し之等は全く交戰國の一方側に限られたる聯盟なるが故に戰後年經て獨逸との關係が全く平常に復するに及んでは當然ある程度の變形を來さねばならぬ性質のものであつた。

戰爭の齎した影響に就て上述の事情も決して輕からぬものではあるが、將來の傾向に對して更らに決定的なる重要さを有し得るは積極的なるものの第二に數へ樣とする所の、歐洲國內に於ける資本家企業家の連合並に合同である。國內に於ける之等の傾向が國際的の運動を決定する所の基礎であり、且つ後者發展を制約する所の尺度となり得るは已に述べたる所である。然りとすれば、もし大戰の結果として國內的連合並に合同が促進されたか或は反對に阻止されたかと言ふ問題は資本主義發展の過程を批判する上に誠に重大なる意味を有するものとしなければならぬ。此點に就ての事實は殆んど世界の凡ゆる資本主義的社會を通じて共通に說明し得られるのであつて、戰時中國內的連合及合同が異常なる進捗を示さなかつた所は先づ無しと言ひ

得る樣である。尤もそのかくなつた原因に到つては各々相異を示して居ると共に、その時期に就ても多少前後の差はあるが、之が特殊の事情の結果非常に促進されたといふ點に到つては總て相等しい。

而も此傾向が最も著るしく現れたのが獨乙の内部に於てであるといふ事實は特に注目に値する點である。第一に獨逸は墺太利と共に戰前外國の供給に俟つて居た所の生産諸原料の輸入が杜絶した爲めに、その代用品を得る目的を以て相依り相協力するの必要が生じた。例へばブリキの代用品、半田附シロメ用の錫、瓦斯メートル用のアンチモニー等の代用品を得るの必要から一九一五年此方面に從事せる三會社の合同があつて好成績を見て居る。第二には燃料の欠乏から工場の閉鎖するもの多きに至つては　之が對策として事業の連合を行ふて燃料の供給を擁護し且つ各社に均等ならしめ樣とした。第三には政府の强制的カルテルの政策である。獨逸に於ては上述の如く集中的傾向を示せるものある一方、反つて從來の連合集中から分離して獨立企業の立場に歸らうとする傾向を示したものも少なからずあつた。此種の例は獨逸に於ける最大の二個のカルテルなる石炭及び鋼鐵シンヂケートに現はれて居る。前者は協約の滿期が一九一五年十一月に來たに不拘炭坑主がその續行を希望しなかつたが爲めに更新は危ぶまれるに至つたのであるが、元來此シンヂケートは獨逸石炭生産販賣の大部分を占むるものであり、戰爭用にも鐵道船舶その他重要産業にも基本的資料である關係上之が配給は常に統一された政策に從はねばならぬ所から、政府は同生産が無統一なる多數獨立の企業によつて行はるる事を恐れた。そこで同年の七月政府は命令を發して從來のシンヂケートが續行し得ざる時には强制的シンヂケートを組織す可しと聲明するに至つた結果一六年には一度所謂過渡的シンヂケートを造り一七年再び五ヶ年の期限に於て更新さるる事となつた。後者も亦割當に就て各製造業者間の協約ならず解散しやうとしたのであるが、之亦石炭の場合と同樣の理由によつて政府の强制によつて更新された。更らに等しく基礎的産業であるセメント業に於ても、大戰と共に政府の巨額の注文に刺激されてカルテル以外に新會社續出し一般に獨立企業を欲するの傾向を示したるが爲めに政府は此所にも强制力を使用して全企業を相倚らしむる事に成功した。第四には政府の上述の如き强制的政策並に國有事業の進展し來る傾向に反對して自主的組織を擁護し主張せむとするの風潮が生じて來た。例へば革製造業者は政府の强制力によつてカルテルを設けしめらるるを恐れて、進んで自主的に之を組織した。同樣に什器製造業者の聯合が作られたが、其目的は産業者側自らに相倚つて政府用什器供給の道を充分に開き以つて政府からの强制を避け樣としたのである。獨逸は之等

種々の理由の上に戰時中益々カルテル組織を發展せしめて來たのであるが、戰爭後此傾向は愈々助長されて來た。一時カルテルは已にその頂點に達して將に下り坂となり　今後アメリカ式のトラストに向はむとしつゝあるといふ觀察が行はれて居たが、未だ眞に全體として此方向に進むには稍長き年月を要するが如くである。リーフマンは一九〇五年政府調査による獨逸國內のカルテル三百八十五なりしもの、一九二二年には一千を越えて居ると述べて居たのであるが、更に最近同教授の發表する所によれば一九二四年大規模のもののみで三千百を數ふると謂ふ。以つてその發展の如何に著るしきかを推察す可きである。

此の如き趨勢は決して獨逸のみに限られるのではなく、他の諸國にも之を見る事が出來る。英國に於ては此運動は主として政府の保護獎勵に負ふ所が大きかつた。之れ從來トラスト式の合同及び價格協定等の連合も多く存在した事は事實であるが、大體に於て個人的獨立企業を好む傾向にあつたが故である。然し乍ら戰爭の影響は此所に重大なる變化を起こさしめ、政府の任命せる特別委員の報告は擧げて英國製造業者の合同を推稱するに至つた。一九一六年アスキスの任命せる所のバルフォア卿を長とする委員は一八年最後の報告に於て次の如く述べて居る。「次の諸點に關しては吾々の從來採り來つた所の個人的方法に對して協同合同の方法を加味し、又は前者が後者によつて入替らる可き必要を認める。（一）原料品供給の獲得。（二）製造。――（三）販賣。――吾々の意見によれば原料の供給を得る爲めに、製造業者其他の合同組織は出來得る限り政府によりて獎勵さる可く、更らに外國にある鑛物の支配權を獲る必要を認めたる場合には出來る限り政府は之を援助す可きである。――輸出貿易上の合同の發展はある種の場合には望ましき事のみならず、事實近代的經濟狀態の下に於ては誠に妨げ得可からざる傾向にして從來一般に中央幷に地方當局も政府も此傾向に對して反對の意見を抱けるも、斯の如きは今や改變の必要あるものと信ず――」

更にガルトン財團は一九一六年に、產業關係者等は各個人的敵對並に羨望を捨てて外國市場を得るが爲めに協同をなす可しと發表した。貿易局の顧問委員は等しき精神を以て報告をして居る。即ち獨逸のカルテル、米國加奈太のトラストの形式の方が個人的企業よりも、有利に注文を分配し、各工場をして有効なる分業的專門化をなさしめ、更らに輸出地に事務所を設くる爲にも販賣費用を削減する爲にも、又永久的計畫により廣告並に販賣戰をなす爲にも遙か有利なりとした。

貿易局は之等によつて推稱された合同の促進策を採用し、戰中並に戰後にかけて、各種の形式を採れる連合並に合同は急激なる增加を見たのである。例へば英國が獨逸の染料界から獨

立す可く戰爭開始後間もなく政府の助力によつて英國染料會社が設立されたのであるが、之は一九一八年政府の努力によつて英國染料界に於ける重鎭レヴィンスタイン會社と合同した。更らに後者がマンチエスター染料會社の多數の株を所有せるネベル爆發藥會社と相携ふる事によつて連合の勢を附加へた。此傾向は鐵、鋼鐵業界にも特に著るしく、銀行、船舶その他事業との間の重役兼業による連盟協同は非常なる勢を以つて增加した。此外農業器具機械の方面も同樣である。船舶運輸の合同に就て海運造船委員の報告に曰ふ。『英國船主は近代產業界の合同的傾向を無視す可からず。之れ外國船舶の合同的活動に對抗し得るは唯英國船舶界の合同あるのみなるが故である。合同的經營をなすが爲めの最善の方法を發見するは英國船舶業者自らの利益である。』以つてその一般的情勢を知る事が出來る。

米國が少くともその法制に表はれたる國家政策の關する限り、連合又は合同組織を阻止す可き手段を徹底的に採用し來れる事は有名である。獨逸に發達せるカルテルに對立して米國にはトラストが發達したのであるが、前者が社會一般及び政府の庇護の下に順調なる發育を遂げ來つたに對し、後者は社會からも政府からも常に壓迫の手を弛められる事がなかつた。而も經濟的の必要は益々その發達を培ひ種々なる形式をとつて合同は助長されて來た。然し戰爭の持ち來つた新しい事情は、一八九〇年のシャーマン・トラスト禁止法以後益々嚴重に固執し來つた政府の態度を一變せしむる事となつた。勿論內地生產取引の關する限り今日に於ても尙從來の政策に變化を示して居ないのであるが、外國貿易に關連して近年重要なる變化を來したのである。即ち聯邦貿易委員は大規模の調査を行ひ、特に輸出貿易上、連合、合同の利益に就ての研究を遂げた。即ち大戰の爲めに貿易關係に全體としての變化が起り來れる事、海外市場から獨逸の勢力の排除されたる事、新市場開發の必要、特に戰時中異常に膨脹せる生產力を戰後輸出によつて消化するが爲めの輸出貿易の振興の必要。之等多くの問題に對する解答が『輸出貿易の爲めの協同合同』となつて表はれたのである。その結果一九一八年四月輸出貿易法、所謂ウエッブ法令の實施となつたのである。此法令によれば、シャーマン・トラスト禁止法は輸出貿易に從事する事を目的とする會社の場合には適用せず、且つ之等の會社は同種の會社と利益を共通にする事を妨げずといふのである。即ち之によつて輸出を目的とする會社は合衆國內に於ける取引を制限し又は競爭者の輸出を妨げざる限りは、從來の傳統を破つて組合を造り合同を行ふ事が出來る事となつた。此新法は直ちに應用されて此種の組合は盛に設立さるゝに至つた。最近我國にも傳へられた銅輸出組合設立の計畫も亦此法令によるものである。米國の法制の上に表はれる傾向は僅かに此の如き外國貿易の方面に止まるのであるが、企業の自然的集中による市場の獨占又は支配の傾向は獨逸と共に世界に於て最も

著るしい發達を遂げて居る事は一般の知る所である。

以上によつて戰前著るしく發展し來つた國際的企業の運動が大戰によつて多くの方面に一時停頓の姿にあつた事。然し乍ら國際的運動の基礎であり且つ必然的に之を生まねばならぬ所の國內的傾向は大戰中及び戰後を通じて各國異常の進展を來せる事。の事情は大體之を説明し且つ證明し得た事と思ふ。

資本家及び企業家の國際的結合運動が此一層博くされ固くされたる基礎の上に新しい勢力を以つて勃興し來る事は必然ではあるが、尙之が爲めには此方面の經驗は充分に履み來つた助產婦を必要とした。此役目を引請けた者が獨乙である。ロカルノ會議を經て獨逸が國際聯盟に歡迎され、佛蘭西白義と握手なれる時當然發揮す可き彼の手腕は、作られたる基礎の上に思ふが儘に延ばされ樣として居る。然し此處に投げられた一個の問題は國際的企業運動が飽く迄も獨逸式のカルテルの形として各國のカルテル又はトラストを獨立のものとして殘存せしめ乍らの連合に止り、今日あるが如くに市場分割、生產高制限、價格協定又は支配の形にあるであらうか。即ち嚴密には企業の連盟に止まるものだらうか。或は然らずして一步結合の形式を深く進めてアメリカ式のトラストの形を採り各國の企業は全部その獨立を失ひ全世界に唯一つの獨立企業を打建てて世界の[illegible]と一個の主腦部によつて左右するに至るものであるだらうか。即ち嚴密には資本的合同に至りつくものであるだらうか。と言ふ問題である。一國內部の運動は恐らく最後はトラストの形式に進み行くものと考へらるるのであるが、國際的の運動としては夫程單純なる推測を許さない所の複雜した多くの事情がある。自分は此點に就て未だ確信のある意見を發表するだけの大膽を持たない。

最近歐洲に起された自由貿易の主張と前後して再興して來た所の資本家及企業家の國際的結合合同の運動は、近き將來を通じて益々發展を來す可く、獨逸の此間に介在する事は愈々此運動の發展を急速にし且つ確實にする事と信ぜしむるものである。斯の如きは資本主義經濟組織發達の必然的なる過程であつて、而もそは最も爛熟せる一過程なるを思はしむるものである。地方の資本家が貴族階級を造り、都市の資本家がギルド、株仲間を組織せる如く、國境內部の資本家はカルテル、トラストを形作つて來たのであるが、彼等は二十世紀に入つて全世界を通じて、國境を越えて團結の計畫を進めつつあるのである。その基礎は全くなつて役割の振宛も定まつて居る。我國は戰後の沈靜期を通じて今將に企業の連合が盛に計畫され、資本家の團結が固められて來た。勿論未だ歐米の狀態に至るには多少の時日を要するであらうけれ共遠からず等しき過程には到達するく違ない。我國の資本家企業家が國際的團結に加入するのは其時の事である。

軍備撤廢の期到る

清澤洌

一　軍備に滿足の境地なし

『軍備といふものは、自國が持てば正當に自身を保護するに過ぎないものであるが、他國が持てば、悉く自國を脅威するものである』とエドワード・グレーが云つた。長年英國の外交を雙肩に負つて、人以上に驅引も、策略も用ひた實際政治家であるかれの眼にすらも、各國人が自國の事は棚にあげて、他國の軍備だけに眼をとがらす心理狀態が、かう皮肉に映つたものなのである。

一國の軍備といふものは、どの點まで防禦的で、どの點まで攻勢的であるか。また『軍備』そのもの丶限界は果して何處にあるのか、ゼネバにおいてフランスの代表ボンクールが主張したやうに、軍備といふものは結局戰時における最終的戰鬪能力を意味するものであるか、それとも同じ頃、英國の代表セシルが述べたやうに、『軍備』の意味は、平和時における兵力(ストレングス)に制限さるべきものであるか。かうした議論を鬪はせれば、その國と、その人の立場によつて、到底歸一するところがないであらう。

併しながら、これ等の議論は何れにもあれ、たゞ一つ明白なる事實は、軍備は對手國——想定敵國なくしては、存在の理由なきものである一事である。もし一國にして絶對に襲撃される恐れのない位置にあるか、乃至は襲撃して來る國がないといふやうな場合には、軍備の必要は全くないといへる。これに反して、一國が目を八方に配つて、何れの國に對しても恐怖を感ずるやうな場合においては、その國の國防は幾らあつても、これで滿足といふ限界はないわけである。

この事は假りに日本の例をとつてみれば、もつと明らかになる。たとへば日本の海軍が米國のそれを對手にして軍備を張つ

て居るとする。そうした場合には米國の五に對し、日本が三の比率で、とに角最低限度の防備を保持し得る。ところがこゝに、もし英國が現はれて、シンガポールの進出及びアングロサクソンの提携その他の關係から、日本はこれに對しても備へなければならないといふならば、日本の海軍はこの二國を對手にするだけの勢力を必要とするのである。これに加へて更にもし勞農ロシアをも考慮に入れ、或は又擡頭した支那の軍隊にも備へねばならぬとするならば、その必要軍備の範圍は、止まるところなく廣がらねばならぬ筈である。

かうして一國には國防に關する限り滿足といふものがない。自國が假りに十の勢力を有して居る場合、突然對手が二十の勢力を持つにおいては、その十の勢力は殆んど無力同樣になつてしまふのである。日本の議會などでは、よく『國防の方針を確定せよ』などゝいふけれども、元來が對手次第のものであつて、對手によつて當方の方針が異ならざるを得ざる以上、千古不變の國防方針などといふものがあり得る筈がない。

然らばその國防方針といふものは如何にして決定するかといふと、それは他國に對するその國民の心の持ち方によつて決定するといつてもいゝのである。大國と大國とが國境を接して居つても、これは必らずしも軍備の競爭を惹き起さないことは、米國とカナダの國境には百數十年以來、全く軍備がなく、三千マイル以上の國境を無防備に露出しておいて、かつて兩國共不安を感じたことがないのに見ても明らかである。近來米國は軍國的國家の色彩が漸く明らかになつて來たけれども、カナダ國民自身はこれに對し何等の脅威を感じて居らない。これはカナダは隣國の米國が、同國を侵略することのないことを確信してゐるからである。しかもこの隣國に不安を感じない兩國は、却つて四千マイルを隔てた日本に對しては、いづれも疑心暗鬼の念にかられて、絶えずその國防の足らざらんことを惧れてゐるのは何故であるか。それは國防といふものが地理的關係で生れるものであるよりは、その國民が他國民に對する信不信の心的境地から生れる警戒の念に發するが故でなければならぬ。

かうして國防が全く相對的なものである事、そしてこの國防方針は、その時の國際的事情及び對手國に對する觀察の如何によつて異なつて來るものであるとすれば、この國防方針の樹立は、軍人といふ衝突した場合における軍事的技術家――そして多くの場合それだけしか分らない人々に委すべきものでなくて、絶えず國際狀態と外國の事情を研究してゐる國際問題研究家の領分であることを知ることが出來る筈である。

わたしは日本の不幸、そして各國の不幸は國防の事を、餘り

に軍事的技術家に任せすぎたことにあると思ふ。今こそかれ等の手から經濟的に、産業的に最も重要であるこれ等の問題をとりあげて、改めて限られたる技術的方面のみを彼等に托すべきである。

これだけを前提として本論に入る。

二　日本を奪ふ國があるか

私は軍備撤廢の期が到つた理由として、大まかに二つをあげる。

第一は最近の國際的輿論の變化は、大袈裟な軍事的行動を許さない。かりに軍事的行動を起すとしても、それが國家に齎らす結果は、頗ぶる有害にして、却つて國家の發展を妨げるものである。第二に、もし世界が既に大袈裟な軍事的行動を許さず、これを行使する機會が少ないとすれば、日本の如き自然の富源のない國においては、産業立國の趣意からいつても、徹底的に軍備を縮少することを以て、國家の大を來たす所以である。これが私の主張する二つの理由である。

かう二つの理由を並べると、私は猛烈なる抗議が、第一の理由に集まるのを直感する。世界の軍備が大戰後、殆んど縮少されずに持續されて居るのは、何人にも明白なる事實であるに拘はらず、何を以て『軍事的行動が許されない』といふかと。私はこの種の論者に對して、改めて國際政治の動きを直視すべきことを希望せざるを得ない。

この事を述べる前に、私は軍備擴張論者も、軍備が領土を擴大する道具としては、すでに時代に適せざるものであることだけは同意される思ふ。日本の一部の論者は近代においても、そうしたことを夢想してゐるものがないではなかつた。サイベリヤに對して各國との諒解以上の兵力を送つたのも、かうした思想を懷いてゐる者の考へが、含まれて居らないとは斷言し得ない。また青島に軍備行政を敷いた當時は、それが結局日本の領土となるであらうことを信じた者は少なくなかつた筈である。然るにこれ等の計畫乃至は夢想は、時の流れのために無慘にも破られた。青島が日本の手から捥ぎ取られて行つたのは無論として、ニ港事件の保證として、最後まで握つてゐた北樺太までが、いつの間にか前の所有者であるロシヤの手に歸つてしまつたではないか。

成程北樺太には、その代りに少しの利權は殘つた。併しこれはいふに足らない類であつて、當時の臨時軍事費の支出九億餘萬圓に比すれば十分の一にも足らないものである。即ち始めから出兵せずしてこれを平和的な交渉を以てコンセッションを得

たとすれば、現に有する利權の數倍のものを手に入れることが出來たに相違なく、軍隊を以て領土或は特權を得ることは、どの道算盤珠にはのらないものなのである。

もし軍隊が侵略的な目的のためでないとするならば――ワシントン會議に英米の五に對し日本が三で滿足したことが、既に日本が防禦的軍備を是認した證據である――殘る問題は、日本は軍備を撤廢すれば、何處からか侵略される恐れがあるか否かの點に歸着する。そして私の議論がもし侵略されないといふ結論を生ずれば、軍備撤廢の原則だけは確立して、殘るは如何にして、何時、そして何の程度にといふ方法論のみが殘る譯である。

そこで私は、も一度議論の始めに歸つて、一つの疑問を提出する。『もし日本が全く軍備を撤廢すれば、何處かの國が日本をとつてしまふのか』と。

かうした疑問が、今から三十年以前、否十五年以前に發せられたとするならば、それは殆んど問題にもならないほどな愚問である。日本の本土は幸ひにして完全であるにしても、その周圍は列强の帝國主義的野心のために掩ぎとられて、日本は浮ぶ瀬のない悲慘な狀態に沈淪してゐたであらう。故に日本は當時においで、帝國主義的侵略を排するために、断然武装して立つたといふことは、極めて正當なことであつた。この點についてバートランド・ラッセルは、さすがによく見てゐる。氏はその新著『教育について』(On Education, by Bertrand Russell)において述べていふ――

近代の日本は、すべての强國に顯著なる傾向、即ち國家を强大にすることを、最高の目的とする傾向を、最も明らかに示してゐる。日本の教育の目的は、その感情を訓練することによつて、國家に獻身し、またかくして得たる智識を以て、國家に有用であり得る國民を製出せんとするにある。予はこの二つの目的を、極めて巧妙に實行し來つた手腕を賞讃せざるを得ない。ペリー提督の米國艦隊が、日本の門を叩いてから以來、日本は自己保存が、甚だ困難である位置におかれた。彼等が成功したことは、かれ等の方法が、よかつたといふことを證據だてるものである、もし自己保存そのものが否認すべきものだといふ議論でないならば、

このラッセルの議論は、われ等の賛同を拒まないところであつて、われ等は明治初代以來の教育なり國防方針なりが、世界の傾向に應ずるために樹立せられたことに對して、その卓見に服するものである。

併しながら人類共通の欠點は、一度樹立したる方針は、時勢

の變更と共に變改し能はざることである。特にその始めの方針が國家强大の原因をなし、或は國民理想の中に溶け込んだやうな場合は、それに對する執着は益々大となるを常とする。米國民が國祖ワシントン及び憲法に對し、或は勞農ロシアのレニンに對する法外なる尊敬執着の如きは、その例であつて、これがため當然なさるべき進歩改正も阻まれる場合が少なくない。日本の明治當初に對する執着も、いさゝかこれに似たるものがあると思ふ。

　併し時代は常に進歩する。世界に大をなし得る者は、時代を直視して、これと共に移り得る國民に外ならない。

三　無產國支那の自己主張

　最近の國際政局を觀察するものにして、見落し難い顯著なる現象は、國際的に最も强い立場を有する國は、無防備國であるといふ一事である。元來、その國の外交の强弱は、その背後に有する武力によつて決したのは長い間の通り相場であつた。ドイツが强かつたのも、英國が强かつたのも、偏へにこれがためであつて、偏務的な無理な交渉も、腰間の劍をガチャつかせることにより、大概は成効したものなのである。

　然るにこの傾向は近來急轉回を見るやうになつて來た。たとへば歐洲においてドイツの立場を見ても、ドイツはベルサイユ條約の結果、國内において十萬以上の兵力を有するを得ず、それも義勇兵制度によらねばならず、その上に各國の軍事委員が、ベルリンに駐在してこれを管理してゐた（この委員は一月末限り撤回されて、國際聯盟がこれに代つたが）。即ちこれを對外的に見れば、ドイツは全く無能力者といつてもいゝほどの無防備國である。しかもこのドイツは、この一二年間は國際的に最も强い發言權（ボイス）を持つ國になつてゐた。國際聯盟は同國が理事國たることを拒絶し得ず、ブラジル、スペイン等の脫退の値ひを支拂つても、これが加入を承認せざるを得なかつたのである。フランス外相ブリアンとドイツ外相ストレゼマンの會見においても、何人もフランスといふ强國と、ドイツといふ弱國が不平等的な交渉を行つたと見るものもなく、寧ろ積極的な動きはドイツ側にありと見るのが、一般識者の意見である。

　この弱國擡頭の事實は英國と支那との現下の交渉を見るに及んで、もつと明瞭になる。廣東政府は所謂被壓迫國の國民として、英國に働きかけた。香港に對し仙頭（スワトウ）に對し、ボーイコットその他の方法により、積極的に逆襲したのは支那側である。この英國に對する敵對行動は、日を經るに從つて益々猛烈になり、萬縣において英國軍艦を猛射して、十數名の死傷者を出だ

したのを始めとして、一月四日に至つては漢口の英租界に亂入して、暴力を以てこれを占領したのである。

　この引き續く支那側の亂暴なる行動に對して、英國が備へんとしたのは當然である。殊に英國は東洋においては印度その他において甚大なる利益を有し、この亂暴默認の影響が大なるのみならず、國民政府の排英行動が、上海に及ぶ如きことある場合には、數十年來礎きあげたる合理的なる經濟的基礎は一朝にして崩壞するのやむを得ざるに至るは明らかである。英國は一方、北京より大使館參事官オマレーを派して、國民政府と交渉を開始せしめると同時に、英本國より約一萬二千（二萬ともいふ）の軍隊を送つたのである。

　然るにこゝに不思議な事は、從來支那における英國の苦境に同情したものも、その少數の軍隊を送るを見るや、俄然として英國に對し非難の聲をあげ始めたのである。國民政府はこの軍隊の前に、屏息すると思ひきや、却つて一月末に漢口事件の締始末に關する交渉の調印を拒絕し、支那は斷じて威脅に屈せさる意を聲明した。この聲明に對して英國は、更に讓步して直ちに派兵を中止する旨を明らかにしたのである。われ等から見れば、條約違反の當事者、即ち外交上の責任は、徹頭徹尾支那側にある。それが例へ所謂不平等條約であつても、國際法上條約の神聖に些も相違なき事、ベルサイユ條約が戰敗國ドイツに課したものなるに拘はらず、その價値が疑はれないと同じである。然るにこの條約を破つた支那に對し、英國は讓步又讓步、偏へにその意を迎ふるに汲々たる有樣であつて、海關上の特權も、租界も、布教上の權利も、裁判權も、未だ公式に要求せられざるに、あげてこれを返還するの態度に出て居る。

　これは何を語るか。今や兵力が外交上の問題を解決するのに、何等の助力にもならざることを語るものでなければならぬ。昔ならば、その一つを行つても、支那分割といふ形勢を馴致した事件が、今はこれに對して正當なる保護すらも遠慮せねばならぬ時代に到達したのである。この理由は種々あるであらう、國內における非戰主義を支持する勞働黨、自由黨の主張、國際間における協調主義の發達、武力行使に對する反感等は、いづれもこれが原因として擧げることが出來るであらうが、併しそれ等を檢討するのはこの文の目的ではない。われ等はたゞ此事實を事實として承認すれば、この議論の關するかぎり充分である。

四　米國とメキシコの確執

國際問題を解決するのに、軍事行使が許されなくなつたこと

を示すために、ドイツや支那の例證だけでは足らないといふならば、も少し的確な例として、私は米國とメキシコの對抗事件を引照することが出來る。

世界をわが世とぞ思ふほどに強大な米國と、その隣りに在つて半開國の狀態を脫しないメキシコとは、今、外交上互角に引組んで、軍配團扇を何れにもあげられないほどな大角力をとつてゐる。話は一九一七年にさかのぼる。米國の後援によつて大統領の職についたカランザは、同年メキシコの憲法を制定した。その中には外人の土地所有を制限し、また場合によつては、外人の既得權利をも剝奪する條項を有して居る。

『メキシコは富んで居るが、メキシコ人は貧しい』といふ言葉があるが、メキシコは殆んど世界無比の油田を有して居るにかかはらず、この採掘權は大多數は外國人、殊に米國人の手に歸してゐる。同憲法の目指すところは、この特權を外國人の手からメキシコ人自身の手に取り戾すことにある。この憲法の制定に對し、米國政府はこれ既得の權利を侵害するものなりとて抗議し、爾來何回となく外交文書の往復をなして來たのである。この憲法は從來實施されて居らなかつたが、現に大統領カイエスが就任するに及んで、これが實施を聲明し、かつ新たに法律を加へて、斷然たる態度に出づる旨を發表した。

この態度が米國を怒らしたのは無論であるが、この外に米國を怒らした事件が二つある。第一はカトリック敎徒の壓迫迫害である。メキシコにおいては、他のラテン國において然るやうに、カトリック敎の勢力が絕大であつて、弊害も甚だ多い。カイエス大統領はこれを矯正する意味から、まづ大英斷を以て敎會を閉鎖し、その財産を沒收し、敎會經營の學校を禁止し、外人宣敎師を追放する等、頗ぶる過激なる手段をとり、これがために軍隊と信徒との衝突が、各處に起り、流血の慘事が隨處に現出したのである。この狀態を見て、眞赤になつて憤慨したのは隣國たる米國の一千萬人に餘る同敎徒であつたことは申すまでもない。盛んに大統領及び國務長官に電報を送つて、これが干渉を行ふべきことを要請したのである。

かうした事件があるところに持つて來て、今一つの事件が重なつた。それはニカラガにおけるメキシコと米國の衝突である。即ち米國は同國のデアズ政府を承認して居るのに對し、メキシコは革命政府であるサカサ政府を承認した。兩國は公然の秘密として、その承認した政府を後援して居るのである。多くの消息通は、この兩國の確執を以て、中米における二國の覇權を爭ふものだとなして重要視してゐるほどである。

この重ね〲の事件に、米國が烈火の如く怒つたことは容易

に想像し得る。ケロッグ國務長官は昨年の暮に、最後通牒に等しき外交文書を發した。上院の外交委員長ボラーの如きは、これを以て最後通牒なりと見なし、政府の武斷政策を極力攻撃したものである。

今までメキシコの態度を非難してゐた國論は、ケロッグ國務長官の强硬政策を見るや、突如その方向を一轉して國務長官に攻撃の矢が集中されることになつた。各紙は一齊にかれを攻撃し、上院にはロビンソン議員が、國務長官彈劾の決議案を提出したのであつた。この輿論の轉回は、丁度前述した英國の對支派兵と符節を合する如きものがあつたのは、極めて注目すべき事實である。

元來米國はメキシコに何回も干渉した。大統領ウイルソンの如きは、執拗に大統領ウイルタを排斥して內政干渉を行ひ、タンピコを占領し、陸戰隊をあげて、結局ウエルタをして辭せざるを得ざらしめたのである。當時、米國においてはこの强硬政策に對して、殆んど何等の反對を見なかつた。然るにその後十五年を經ざる今は、當時の干渉經由よりも、餘程大なる事件に對し、單に强硬なる通牒を發したるだけで、右の如き騷々たる輿論起り、政府は振りあげたる拳の持つて行きどころ——結局仲裁に附するの外なき状勢にあるのである。

われ等はこの時勢の變遷に對し、心を靜かにして觀察する必要があると思ふ。

五　軍備撤廢の諸理由

支那もメキシコも對外的に殆んど無能力國家であることは同じである。しかもこの兩國共、世界稀に見る富源國であつて、各國共これに對し垂涎おかざるものあるの一事も異なるところがない。殊にメキシコに對しては米國內においても、今尙合併論者すらも少なくない狀態である。しかもこれ等の國に對して、甚大なる利害を有する英米二ケ國といふ强大なる國家が、危態に瀕する自國民を、軍隊を送つて保護をなすことすらも出來ない事實は果して何を語るものであらうか。

第一には無論世界における國際協調心と武力排斥の思潮が勃興して、これが現はれたものであることは前述の通りである。併しながらこれよりもつと重大なる第二の理由は、國民的自覺せる國家の前に、他國の管理乃至領土占領の如きが、到底可能なるものに非ざるが故である。たとへばこれを支那に引例しても、支那の北方の如く未だ國民思想の發達せざる專制治下にあつては、その國民を抑ふることは、結局その統治者を抑ふるところによつて解決するけれども、南方支那の如く、一般國民の覺醒

せるところにありては、一個の統治者に對する壓迫或は排除は、何等の効を奏するものではない。寧ろ一の壓迫は、十の反撥を惹起し、收拾するに由なきに至るのである。

かくして對外的に全く防備なき支那、メキシコの如きは、その後寸土の土地を失はざりしのみならず、また失ふの危險なきのみならず、却つてその失ひしところを、易々として取り返して居る現狀である。この傾向は單にこれ等の小國に限られるものにあらず、かの英大帝國の如き、從來本國と自治領とは形式的になほ從屬的關係を持續して來たのであるが、昨秋の英帝國會議においては、全く自治國は獨立して、絕對自立の關係に立ち、たゞ同じ皇帝を頂く點においてのみ英聯邦を形造るに至つたのである。自由主義的な世界の傾向を見るべきではないか。

こゝまで書いて來て、私は改めて始めに提出しておいた『日本が軍備を撤廢すれば、何處の國が日本を來て取ろうといふのか』といふ疑問を繰返したいと思ふ。この狹少な、この富源の少ない、そしてその土地の上には國民的自負心において世界無比に强烈なる國民六千萬人を滿載する日本の國土を、何者の物好きぞ、これを取ろうとするのか！。ヒリッピンの獨立も、もう時機の問題である。印度が英國を離れ去るのも、決してそう遠い將來のことではあるまい。その時に日本の國土を狙ふ國が、地球上、何處かの隅に存在するのであろうか。私はそれを知りたいと思ふ。

軍隊を撤廢しても、日本は寸尺の土地をも失ふことがないであろうとして、併し乍ら若し巨大なる軍隊を有することが、何等か國家に有益なる貢獻ありとすれば、われ等はこれが現狀維持乃至は擴張に毫末も異論を有するものではない。たゞ私の考ふるところによれば、巨大なる軍隊の存置は、國運の發展に大害がある。この點については、與へられたスペースでは到底詳述の餘地はないから、單に項目だけを並べておきたいと思ふ。

第一に軍隊を擁することは、今のところ外交上の强みにならないことは前に述べた。二十一ヶ師團を有しても、米國の排日移民法は出來あがつた。世界第三位の海軍は、日支條約改訂に何等の援助を與ふるものではない。それはかりではない、日本が法外に巨大な軍隊を有すること、即ち日本に軍國的傾向ありといふことが、どれだけ日本の平和的發展を妨げてゐるかは、國際關係を虛心坦懷に見る人の承認せざるを得ざるところである。各地に起る排日感情は、その一つの原因が人種的理由から發しつゝあるは否定出來ないが、他の原因は日本の軍備を恐れる對手國の感情であることは明らかな事實である。この場合軍備は

日本人の平和的發展を妨げてゐる。

第二に軍隊が背後になくて始めて、民族的の大發展が出來る。初代米國が十三州より忽ちあの大國となつたのは、あの場合少しも兵力を背後に有さず、自由平等なる待遇を各州に與へ得たからである。然るに同じ米國は兵力を持ち始めてから、却つて小國の反抗を招いて、その政策が行ひ難くなつた。由來國民は、如何に未開の人々と雖も、征服的統御に甘んずることを好まないところの本能がある。これはチベットが英國を放れて混亂の支那に走らんとし、ロシアの帝政時代に、この統治下にあるを嫌つた小國が、今は却つて進んでソビエット聯邦に入りつゝある事實でも說明出來る。又今や中米の小國は米國に走らずして、メキシコに傾いてゐる。日本が武力を背後にして居る間は、朝鮮、台灣の如きが心窃かに支那に心を寄せる如きことないであらうか――少なくとも日本と支那の歸屬に關し、一般投票を求めたら、彼等の最大多數は『日本』といふだらうか。われ等の恐れるのはこの點である。

第三には日本が軍備を撤去することにより、列强をして具體的に、心理的にディスアームせしむることである。各國が日本を恐れて居ることは豫想以上である。日本の侵略を恐れて米國では閣議で、その準備を圖はしたことすらあることが明らかになつてゐる。先頃の石油疑獄事件の證言にみても、米國海軍が の恐怖が分る。この太平洋諸國の共通する恐怖は、何時の間にか米國とカナダ、オーストラリヤ及びニュージーランド等を、一つのブロックとして日本に當るやうな、自然の狀勢を招致してゐる。シンガポール港も英米狀勢の現はれの一つである。日本の軍備論者の如く自國のことは全く言及せずして、對手のみを責むるの愚を捨て、まづ自身軍備撤廢の意志を示して、彼等をして同行動に出でしむべきである。

第三は軍備を撤去することは、國內に於ける頑冥なる最右翼思想を除去するに最も有力なる道である。各國の現狀を見ても極端なる右翼思想は、常に軍隊及びそれを中心にする團體の中から出てゐる。ドイツはその軍國主義の故に國家を躓かせたのみならず、その軍隊の中にはなほこの思想が殘存して、絶えず國家的政策を內部から破壞せんとしてゐる。先頃マルクス內閣が總辭職したのもこれがためである。この人々の特長は、國內にあつては極端なる國粹主義國外にあつては國際狀態の實狀を正視せずして問題を武力を以て解決せんとする點にある。日本においても同じ惱みがある。

第四は産業日本建設のためである。日本が殆んど世界一の軍費支出國（國富の比例から云つて）であることは茲に改めて說

かない。日本の教育も產業も、悉くが一旦緩急を目がけてゐる關係から、產業立國といふ如きは全く名ばかりである。青年教育といふも、國家總動員といふも、その又の名は軍事的準備に過ぎない。われ等はこの努力が結局將來の日本を禍ひすると思ふ。寧ろこの努力と經費はあげて、國內產業の改善及び滿洲、朝鮮、シベリア等の產業的開發のために使用すべきものだと思ふ。そして日本が未來永遠に生き得る道はこれだけである。

以上蛇足のやうに、簡單に理由だけをあげて來た。もしかうして軍備撤廢の原則だけ認められゝば、殘るはたゞ方法論のみである。外國との平和條約の締結、軍備縮少會議の提唱、內亂（朝鮮內地は無論として、滿洲その他に於ける經濟的利益の冒されたる如き場合も含む）に備ふるための最少限度の兵力の存置等はこの中にある。但しそれ等はこの文の範圍ではない。

軍備縮少會議の提案來たる

『軍備撤廢の期到る』の一文を稿し終つて二日の後、米國大統領クーリツヂ氏は、第二次軍備縮少會議を、ジエネバに開催するの議を提案して來た。この事は餘程以前から米國政府において考慮しておつたことで、一九二四年度における大統領選擧戰にも、クーリツヂ氏個人の政策の中にあげられて居つたものであり、又昨年春のメモリアル・デーの大統領の演說には、この事を豫言してゐた。從つて日本海軍の擴張政策は、この會議が早晚來たるべきものであるといふ前提の下に、計畫せられて居つたのは隱れもない事實であつて、平生この邊の事情に注意するものから見れば、クーリツヂ氏の提案が遲延して、今に到つたことを寧ろ不思議とせねばならない。

クーリツヂ氏のこの提案があると、世間は改めてその『動機』といふものを詮索し始めた。特に日本人は、裏面の事情とか、腹藝とか、魂膽とかといふものに、法外の價値をおいて、問題を表面から檢討することを嫌ふ性行を有してゐる。待合政治、貴族院の策動などといふことが、その性行の現はれである。この場合がそうであつた。提案そのものに對する研究、對策よりも、それが米國の內政の關係から出されたものである事、クーリツヂ自身の立場を救ふものである事といふやうなサイド・イシユーのみに力瘤を入れた。

併しかうした論議、報道の間から、明白に親取し得る一事は、今回の米國の提案に對して、日本の朝野に狼狽の跡が少なかつたことである。第一回の際は『國難來たる』といふやうな文字が、新聞の紙面を賑はしたのに對して、今回は何人も主義としてこれを贊成するに吝かでなかつた。これはワシントン付

議以前においては、日本の軍費が豫算の約五割を占めて、あの慘で進行すれば國家的破産を免れない情勢であつたのが、今や軍縮條約の結果、とに角增税を免がれ得た事、而して軍備競爭になれば、米國は日本の約十倍乃至十五倍の擴張をなし得る物質的財源があり、米國の提案は決して『支出不可能』の結果でないことを諒解したが故に外ならないと思ふ。

然らば米國提案の內容は如何。試みにそのポイントを摘記すると左のやうである。

第一、軍備の競爭は、結局戰爭を誘發する重大な原因である。故に米國政府はこの競爭を防止するために、總ゆる努力を盡して來た。ワシントン會議を開いたのも、國際聯盟の軍備縮少會議に代表者を送つたのもこれがために外ならない。

第二　この軍備縮少の最難點は、海軍、陸軍、航空の三つの軍備が、相互關係（インターデペンデンス）にあつて、この一つだけを縮少することが不可能だといふ事實である。しかも、もし世界が總べてこの軍備を一時に縮少せねばならぬといふならば、軍備縮少の實をあげることは不可能だと見ねばならぬ。そこで米國政府の最もいゝと信ずることは、これ等の問題を出來るだけ別々に取り扱つて、やがてこれを他に及ぼすことである。

第三　米國政府の信ずるところでは、陸軍及び航空の軍備は地方的なものである。これに反して海軍は地方的ではなく、ある限局した國の間において制限し得る。これを以て米國政府は、ワシントン條約調印國に對して、來るべきゼネバに開かるゝ準備委員會において、この問題について討議するため、その代表者に全權を與ふるやう要請する。

第四　この準備委員會は、單に本會議に對する準備會議である。そして最終的會合は本年中に開かれることはあるまい。併しこの會合において到達するところあるべき協定の實施を延引せしむることは、各國民の意志ではない。

第五　この際、嚴格な提案をなすことは好まないが、ワシントン條約で決定した以外の船艦につき、米、英、日の三國は五・五・三の比率を以てし、フランスとイタリーの比率はジェネバにおいて充分討議することがいゝと信ずる。

以上が、米國政府が各國に送致した提案の內容である。

私はこの內容を見て、この會議の成功に、多少の危惧を感ずる二つのものがあるのを感ずる。一つはこの會議がワシントンを會議地として選ばずして、ジェネバを選び、しかもその主體を國際聯盟においたことである。第一回のワシントン會議においては、大統領ハーディングが開會の辭を述べ、國務長官ヒユーズが司會して、米國としてはその會議の成否については、殆ん

ど絶對的な責任があつた。これに加ふるに米國の輿論は、全く機械的な軍縮論に終始し、この輿論の間にある各國の全權は、などこれを承諾するの外はないほどな壓迫を感じたのである。然るに今回の會議は大統領の召集になるのは同じであるけれども米國以外の地であり、米國の代表者も今のところ第一回のそれと同じほどなウエイトを有さない人のやうである。殊に米國は、前回と違つて失敗した場合に、それを國際聯盟に轉化させ得る地位にある。これが成功に危惧を懷かしむる一つの理由である。

第二はイタリー及びフランスをして、ジエネバにおいて改めて比率について討議せしむることである。これは元より當然である。一國の軍備その他の問題について、壓迫的な態度に出づるのは非であり、殊に歐洲の問題に容喙するを嫌ふ米國が、この態度に出でたのは容易に想像し得る理由があるが、併しこれがため伊佛兩國を中心に相當な議論が沸騰する可能性あるは、即ち否定するわけにはゆかぬ。幸にして佛國外相ブリアンは、最も自由主義的な傾向を有する政治家であり、佛國の政界の事情も、近時漸く國際協調の波に乘つて來てゐる。イタリーは佛國と同じ比率ならば、國力からいつても、地位からいつても、進んでこれを認諾しよう。

もしそれ大統領クーリツヂの誠意に至つては、これを疑ふわけにはゆかない。かれが嘗て議會の通過を見たる巡洋艦二隻の建造費百二十萬ドルの少額を支出せんとする上下兩院の意志を飽くまで否定し、これを暗から暗に葬つた決心は、これを買つてやらねばならぬと信ずる。またジエネバにおける準備委員會の米國代表者ギブソンが、絶えず問題の實際的方面に注目し、これを指導したのも、やがて米國が主催する會議の道ならしをしたものと見ることが出來よう。

會議とは讀んで字の如く、相寄つて議することである。そしてこれから生れる協定とは自分だけが束縛されることではなくて、人をも束縛せしむることである。日本は今や何國からも制肘乃至は牽制さるべき何等の理由も欠點もない。從つてわれ等は會議を恐れ、或は忌避する必要は毫末もない。われ等は寧ろ積極的な行動に出で、軍縮會議を指導し得べき地位にあるのである。

極端なる軍備擴張論者の議論を以てしても、彼等の恐れるのは日本が、他國から襲撃さるゝことあるべきを豫想するが故である。もし然りとすれば何故に、一歩を進めて各國の協定を以て、如何にしても襲撃出來ないやうな條約と組織を作らんとはしないか。日本がもし海軍比率の多からんことを欲して、これ

が三とか四とかいふ牽引に沒頭して居るが如きことあらんか、この會議によつて得るところは極めて少なからざる得ぬ。寧ろ日本は、その根本政策を軍備撤廢におき、その代りに積極的に米國にハワイ乃至はヒリツプン、グアムの防備撤廢を主張し、或は英國にシンガポールの防備中止を要求すべきである。實に米國の移民政策なり、對東洋政策なりを攻撃追及して少しも差支えないのである。

日本は支那の問題に關し、捨身の政策に出でたが故に、列强を引き廻して居るといはれる。（私はこの點で多少異論があるが、暫らく一般の說に聽從する）私は軍備縮少會議においても、日本が世界の流れを豫見して、逆にこの會議を利用せんことを、邦家百年の將來のために主張する次第である。

（一一、一三）

幣原外相中心の對支外交批判

幣原外交の本領

外務省參與官 永井柳太郎

一

我國には外交に關して二種の思潮がある。一は帝國主義の思潮であつて、他は自由主義のそれである。帝國主義の思潮は、獨逸のウェルト・ポリティクの崩壞と共に、其勢は著しく衰へたけれども、尙一部の有力なる人々の間に其信者を有する。從來我國の外務大臣は多く薄志弱行にして、常に此二大思潮の中間に遊泳し、時としては帝國主義者に迎合し、時としては自由主義を標榜して、其態度は矛盾撞着を極めた。幣原外交の特色は自由主義を以て一貫し、自己の所信に背きて何者にも追隨せざることに存する。

二

幣原外交の重要なる部分は、其亞細亞に對する關係である。幣原外相の就任後、我國と亞細亞諸國との關係に新生面を開いたことは、爭はれない事實である。

第一は勞農露西亞との國交恢復であつた。勞農政府承認に就ては、共産主義を恐るゝ餘り、之に反對した者が少くなかつ

た。然し凡ての國民は、其國民獨自の生活狀態並に生活理想に從つて、其國民獨自の政治組織を決定する自由がなくてはならぬ。若し他國が日本國民の欲せざる政治組織を有する故を以て之と絕交することになれば、日本は遂に世界から孤立しなくてはならぬかも知れない。況んや日露兩國は、領土領海共に相接し、經濟上互に他の協力を必要とするものが頗る多いのである。幣原外相が、淸議を排して、勞農政府を承認し、西比利亞出兵以來七年に亙つて斷絕したる日露國交を復活したるは、自由主義外交の一大勝利と云はねばならぬ。今日の支那の動亂に際しても、我國が尙露國と國交斷絕の狀態に在るならば、支那に於ける我立場は、恐らく現在よりも遙に大なる困難に遭遇したであらう。

第二に支那との關係も亦當に一新しつゝある。南匪事件後、我國と支那とが今日の如く親善の狀態に在ることは、未曾有であると思ふ。而して如斯き大變化を生じたのは、即ち幣原外相就任後の我對支外交が、常に支那國民の自主權を尊重し、公明正大の態度を以て日支共存共榮の大道を樹立せんとしつゝある、其精神の反映に外ならぬと思ふ。外相は今期議會の劈頭に於ける演說の中で、彼の支那國民に對する態度を率直に言明した。

「支那に於て何人が政權を掌握するか、又如何なる國內政策が果して支那のため健全安當なりやは、當然同國民自身の決定すべき問題であります。……支那人の國家的生活は實に數千年の歷史を背景とし、自國特有の環境に制肘せられて發達し來つたものでありますから、如何なる外國も自己本位によりて案出したる政治又は社會組織の計畫を支那に强ひむとするが如きことは、永遠に成功すべきでありませぬ。」

と。彼が如何に支那國民の自主權を尊重するかは、此一語で明瞭である。此精神が軈て彼の支那內爭不干涉の主張となり、又關稅會議に於ける我代表の支那に對する理解ある聲明となつたのである。彼は支那に於ける日本人の權利々益を主張するに强硬である。彼は其一點一角たりとも侵害せらるゝことを許さない。然し同時に彼は又支那の權利々益を侵害せんとするが如き如何なる運動にも參加する者でない。此公明正大なる態度が、獨立自由の自覺に燃ゆる支那人に知己の感を與へたのは、蓋し自然と云はざるを得ぬ。

三

近代日本の外交は、追隨外交であつた。西比利亞出兵は、我外交當局者が軍閥の專橫に追隨したる生々しき事實である。國際聯盟規約は、我外交家が列强に追隨して、其實行を默認した

る生證文である。霞ヶ關は優柔不斷の別名となり、自主的外交の叫びは起らざるべからずして起つた。而して幣原外交は、其叫びに應じて生れたが如き觀がある。

歐米諸國の中には尙勞農政府の承認に躊躇して居るものが少くない。然し日本は日本獨自の見地に立ちて其承認を斷行した。關稅自主權に對する支那の要求を承認すべきや否やは、列國の問題であつた。關稅會議の劈頭に於ける日本の聲明が其機運を促進したことは爭はれぬ。

最近支那が突如として輸入品に對し二分五厘附加稅增徵を宣言したのは、明に華府條約違反である。日本は支那の財政困難に同情して居る。其整理に必要なる歲入の增加を認むることに吝なるものでない。然しそれがためには條約の定むる所により關稅會議を再開して附加稅增徵の期日、目的及條件に就きて列國の同意を求めねばならぬ。支那が條約を無視して輸入品に課稅せんとするは、國際信義の蹂躪である。日本は孤立となるも斷じて服從することは出來ぬ。而して單獨にて爭ふた。幸にして列國亦、次第に我態度の公正を認むるに至り、支那も關稅會議の再會に贊成の意を表し、今や支那に於ける我立場は一變せんとしつゝある。

最近天下の耳目を聳動せしめた支那出兵問題に對しても、日本は日本獨自の信念に基きて敢て動かない。而して列國をして日本の態度に鑑みて自重するの必要を感ぜしめつゝある。

此等の事實に徵するも、我幣原外交は、日本の自主的外交のために萬丈の氣を吐くものと云はざるを得ない。日本の外交史は、幣原外交を其區劃として、追隨外交時代より自主的外交時代に移りつゝある。

四

幣原外交に就き尙特筆すべきは、外相其人が國民外交を以て精神として居ることとである。舊式外交家の間には、人民は外交に關して無識であるのみならず、秘密を保つことが出來ない、故に外交は官僚に一任すべきであるとの說をなす者が多い。然し之は大なる誤解である。外交は目的と手段とに別けて考へなくてはならぬ。外交の手段は別として、其目的即ち外交の根本方針は、其善惡によつて直接影響を蒙るべき國民自ら之を決定すべき權利がなくてはならぬ。

帝國主義外交の下に於て最大の恩惠に浴するは、資本家である。然し各國が帝國主義外交を行ふ結果、必ず起るべきは、其衝突である。而かも其衝突に際して自國の帝國主義を擁護すべき任務を擔ふて戰場に出るのは、資本家其人にあらずして、[illegible]

ろ帝國主義の恩惠に浴することなき一般人民である。大戰後、世界各國を通じて、外交監督權を人民の手に收めんとする運動の起つたのは、決して偶然でない。世界の外交は、宮廷外交より官僚外交へ、官僚外交より國民外交へと移動しつゝある。少數の官僚が恣に外交方針を決定し、自己の力を以て之を支持する能はざるに及んで、初めて國民に訴へて擧國一致の協力を求むるが如きは、唯に時代錯誤であるのみならず、又許し難き罪惡である。

ブライスは其著「モダン・デモクラシイ」の中で云ふて居る。「人民は外交方針を決定するに當り、其智慮に於て、決して貴族官僚に劣らない。否、寧ろ一層德義を重んずることが歷史上證明せられた一八七六―八年のアフガン戰爭に際し、上流の人人は政府に味方したるも、一般人民は反對した。南阿戰爭の時も、人民の大多數は反對であつた。之に反して輿論を顧ざる露西亞や墺匈國や獨逸の外交は、凡て失敗で、遂に國家を危機に陷れた。」と。

幣原外相が去る二月一日衆議院の豫算總會に於て秘密會を開きて對支外交の經過を詳述せよと要求したる者あるに對し、秘密會を開くに反對し「外交の經過は之を公開の場所にて報告し、國民の前に於て其是非を討議せん。」と主張したるは、從來の外務大臣に見ること能はざる立憲的態度と云ふべく、私は將來何人が外務大臣となるとも、此精神を繼承して貰ひたいと思ふ。

五

彼は第五十議會の劈頭に於て云ふた。「世界は一國を中心として廻轉して居るものでない。凡そ一國は、其國力が如何に強大であつても、又財力が如何に豐富であつても、之を恃んで專橫を極むる時は、遂に無慘なる失敗に終らざるを得ぬ。之は歷史が證明して居る」と。彼は人類共存主義の熱烈なる信者であると同時に、又其勇敢なる戰士である。

國家の眞價は、其領土の大小武力の强弱に在るのでない。其眞價は、實に人類生活及人類文化に對する貢獻の多少によつて決するのである。人間をして直ちに神と接觸せしめたる世界最初の大思想は、强大なるバビロン、繁榮を極めたる埃及に起らずして、今日の丁抹よりも尙小なるイスラエルより起つた。バルカン半島の南端に散在したる小都市より出でたる自由の燈火は、遍て全歐洲を光被して、其文化の淵源となつた。日本の將來も亦、其國民が如何に正義を重んじ、其隣人を愛するかによつて定まると云はねばならぬ。此意味に於て幣原外交は、最も適切

に時代の要求を代表して居ると信ずる。

六

或人は幣原外相は、其見識及手腕に於て、小村外相に比敵すると云ふて居る。私は小村外相を多く知らぬから、其比較が果して當を得て居るや否やを知らぬ。然し幣原外相が、小村外相同樣、單なる外交技術家でなく、自己の屬する時代の要求を理解したる政治家的外交家であることは認めざるを得ないであらう。デヴィッド・ゼーン・ヒルは其名著「近代國家論」の中で云ふて居る。「外交家の任務は時代と共に變ずる。嘗ては權謀術數を其主要なる任務とする時代があつた。今や人類文化の進步と共に、正義を内容とする法理の適用が其大切なる任務である」と。幣原外相は、此意味に於て、確に新時代に屬し、且つ其精神を代表する外交家であると云はねばならぬ。

幣原外相の對支外交の難點

法學博士　信夫淳平

幣原外相の今期議會に於ける定例演說中の支那觀は、國內に於て概して甚しき不評なく、國外に於ては寧ろ極めて好評なるやに報ぜられた。由來歷代の我が外務大臣は、其の議會の定例演說の目標を國內よりもョリ多く國外に置き、好反響を列國間に獲んことに初めより腐心する。故に其の演說草案も、先づ歐文にて起稿し、推敲を盡したる上にて之を邦文に飜案するといふのが從來の定式であつた。幣原男のやり方はどうであるか承知しないが、英文家の男のことであるから、矢張り其の順序を取るものかも知れない。が順序は孰れにても可いとし、外交當局者として如何に外國の反響といふことに一喜一憂するかは、男に於ても前任諸賢と同樣なるべく、隨つて男も、其の支那演說が特に國外に好評を博し得たことを特に滿足とすべく、男の爲めに之を祝福する。

けれども國外の批評に對する私の批評は今措き、吾等國民の

見地に於て男の演說を玩味すると、中に肯定すべき部分も無論あるが、同時に不足の感なきを得ざる論素も亦これあるを否み得ない。其の肯定すべき部分は、霞ケ關の官人及び與黨の面々が之を嘖々讃美するから、敢て私の披露するを須ゐずとし、今は其の感服し難き二三點を指摘するに止める。

幣原男に依りて宣明せられたる我が政府の對支方針の大綱は、過日の定例演說の末段（演說全體に就て云へば中段）に擧げた四點にある。曰く『日支兩國の關係に於ける諸問題の全體を通じて政府の方針を約言致しますれば、第一に支那の主權及び領土保全を尊重し、其の內爭に付ては絕對不干涉の主義を嚴守するものであります、第二には兩國間に共存共榮の關係並に經濟上の提携を增進せんことを期する次第であります、第三に道理のある支那の國民的希望に對しては、同情と好意とを以て之を迎へ、其の實現に向つて協力することを辭しませぬ、第四に支那の現狀に際して及ぶ限り耐忍寬大の態度を執ると共に、我が正當且重要なる權利利益は飽くまでも合法的手段を盡して之が擁護に努むる覺悟であります』と。與黨議員は拍手を以て此の演說を送つた。

卒然として此の方針を讀めば、孰れも尤も千萬の意見のやうに一寸感ずる。けれども試みに問ふ。第一の謂ゆる內爭にも、支那軍閥自身の單に政權爭奪を事とする月並的の內爭もあれば、國外の或勢力の使嗾操縱の下に醱酵せる質の善くない內爭もある。其の後者に屬する內爭とても、之が爲めに我國の社會組織が、我國の一派の人々の憂慮若くは恐怖するが如くに、其の影響を受けて甚しく動搖するに至るべしとは私は信じない。此の點に於て幣原男が『日本國民は亦我が獨特の歷史を有し、獨特の理想を有し、飽くまでも自國の國體を維持擁護するに足るべき鞏固なる決心と十分なる能力とを有することの確信を有するものであります』と云へることに私は同感である。けれども我が國體は勿論無難としても、斯かる內爭は延いて其の背後の國と、其の國と政治的、經濟的、將た軍事的利害を異にする別國との國際關係の上に紛糾乃至危殆を齎すなしと限らない。其の懸念なきを保せざる或種の內爭に對しても、我國は依然絕對不干涉主義を嚴守することに於て果して機宜を失するの心配なきか。露國が其の敵視する帝國主義の一權化として英國の位地と勢力を根柢より覆へさんが爲め、先づ支那南方派を鼓吹して排英運動を起さしめたといふ說が如何程まで適中するか明確には推斷し得ざるも、支那の排英は轉ては排列國、而して最後に强烈なる排日と序を追ひ轉化すべしとの觀測は、必しも理由なき猶庸憶測に過ぎずとも打消し得ない。內爭不干涉も、單純なる

政權爭奪的同志打である內爭に對しては明かに肯定し得らるべきが、飛火を逐次他列國關係の上に及ぼすの虞ある對外的意義の內爭に對しては、徒らに對岸の火災視して絕對不干涉主義を株守して居つたのでは、他日臍を噬むも及ばざる一大危機に逢着せずとも限らずと懸念する。勿論其の內爭の對外的に波及すべき廣さと深さとに就て大凡の見當が立つに先だち、漫然進んで倉皇其の渦中に飛込み、爲めに却つて其の波及を激助せしむるが如きは斷じて避くべきで、其の取捨進退に愼慮を要するは言を俟たざるも、さりとて定石的に凡そ內爭に對しては絕對不干涉の主義を嚴守するといふは、聊か柱に膠して瑟を彈ずるの類でないか。

第二に、日支兩國間に共存共榮の關係竝に經濟上の提携を增進せんことを期すといふは、抽象的の外交宣言としては申分も無いが、眞個に其の增進を期さんとならば、勢ひ我國の當さに執るべき滿蒙政策の根本に觸れる。滿蒙を將來如何に活用し、又之を活用する爲めに彼我の政治的及び軍事的默契を如何に講立するかの腹案が要る。此の腹案ありて然る後、茲に始めて共存共榮の關係竝に經濟上の提携を增進するを期すと云ひ得るのである。滿蒙に關する我が國民の意見は今日實は區々まちまちである。一方には依然日露戰役當時の眼を以て現在及び將來の滿蒙を視、滿蒙を我が屬領地若くは占領地視し、同地域に於ける我國の謂ゆる特殊利益を極度の廣義に解釋する積極論者もあれば、他方には滿蒙拋棄論若くは之に近き極端の非覇道主義者もある。其の間にありて中正の見方を口にする者にありても、然らば滿蒙を結局どうする、如何に滿蒙の地位を立てしむれば以て我國百年の長計に副ふべき、と問ひ詰めれば、所說概ね書生の机上論に落ち、眞に識者を首肯せしむる根本の大策とては聽かんとするも得ない。共存共榮は獨り日支の關係に限らず、全世界の國々とも同樣である。經濟上の提携とも亦然りだが、今特に日支の上に之を强調するからには、同時に滿蒙の將來に就て特定の政策が立つて居るものと推測すべきであらう。さもないで單に架空的に共存共榮、經濟提携を期すと云爲するのでは、宛ら御經の文句を高誦すると擇ぶなく、今時の外務大臣の外交演說として甚だ物足らない。

これから第三も、尤もと云へば尤もで、無意味と云へば無意味な闡明である。世に誰か道理ある他國の國民的希望に對し非同情と惡意を以て之を迎ふる者があらうぞ、又其の實現を不可として之が協力を辭する國があらんやだ。さるにても道理あるとなしとは、我國自身の主觀的尺度にて測定すべく、而して國際上に於ける其の主觀的尺度は、國の利害政策が主たる準繩と

なるのを常とする。そこで國際法及び國際道德の見地に基く支那の國民的希望も、我國の利害、政策と相容れずと認むる場合には、幣原男は之を道理なき希望として排斥するか。將た道理は利害を超越すとし、前者の前に後者を犠牲にするか。具體的に實地問題を二三種擧げて右の取捨を的確に尋ねて見たいが、頗を慮りて今措くとし、兎に角此の闡明を聴ける支那當局者は、自今其の或國民的希望を我が政府に向つて披陳するに方り『先づ以て閣下は之を道理ある希望と思召すや如何、それを承はつた上にて、協力を願ふか願はざるかを當方にて決定仕るべし』と或は皮肉つて出るやうになるかも知れない。

若し夫れ第四の方針として、謂ふ所の『及ぶ限り耐忍寛大の態度を執る』といふことと『我が正當且重要なる權利利益は飽くまでも合法的手段を盡して之が擁護に努むる』のと（此の最强語の『飽くまで』は『合法的手段』のみに掛かるのか『擁護に努むる』にも掛かるのか明瞭でない）、此の兩方針をば實際問題として如何なる具合に兩立せしめ、如何なる度合に調和せしむる成算であるか。幣原男の右に云へる覺悟なるものは、今日列國政府の對支政策上大に苦心を傾倒し居る所のもので、現に英國も、全く此の覺悟の實現化に於て手を焼いた風である。此の調和の成算が確と立ちさへすれば、何の難問も刃を迎へて解くが如しだ。けれども問ひたきは、我が權利利益の飽くまで合法的手段に依る擁護も、彼れにして肯ぜずんば、其の際には我れ一歩進んで非合法的手段に依りても之を擁護すべきか、或は合法的手段の範圍を守りて其の擁護を緩むべきか、將た謂ゆる耐忍寛大の態度の前に我が擁護を讓歩すべきかにある。兩者の調和は能きる場合もあれば、到底能きぬ場合もある。其の到底能きぬといふ場合には、兩者の孰れにより重きを置くべきか。問題はそこにあらう。英國は現に此の問題の中心を捉ふるに惑ひ、遂に七分三分の兼合に其の方針を立てたものが同國の最近の對支外交である。

支那に對する各國協調の決裂は、國際政局上に於ける近來の悲哀である。幣原男が二月一日の衆議院に於て神田代議士の質問に對する答辯中に『國際協調のことに付きましては何れの場合に於ても必要のことでありますが、殊に支那問題に付ては我々は列國並に支那と協調を保たんが爲めに苦心して居ります』と云へるは頗る可い。我が國民は追隨外交を忌み、漫然自主的外交なるものに憧憬するの餘り、動もすれば列國との協調を以て自主的外交と相容れざるものと爲すの風がある。けれども自主と協調とは必しも撞着矛盾するものではない。今日の對支外交の大混亂は、要は列國協調の決裂に基く當然の歸結でも

る。從來列國の支那に關する協調は、支那の對外的洪水の一大防堤たるの用を爲せしに、其の一大防堤が崩壞したので、洪水氾濫して取り止めが能きなくなつた。其の防堤の完全である限りは、支那の國民的要望も合理的手段を逸脱せんとするも得ないが、協調の決裂は支那民衆に隙を與へ、列國の足元を見すかさしめ、一種の慢矜心を促すあるに至らしめた。支那今日の對外的洪水を巧みに疏導して之を大海に落さしむるの大工事は、蓋し一國の能くする所ではなく、是非とも列國共同の努力を要すべきかと思はるゝが、不幸にして輓近英國の對極東方針は我が國民の間に一種の反感を招徠し、加ふるに自主的外交なるものを要求する聲の我が國民の間に高まり來りしに連れ、英國の最近の對支態度及び之に伴へる英國の苦境に對しては、露骨に云へば我が國民の間に之を小氣味好しと冷笑的に視るやうな一種の反撥的念情もありて、旁々支那の南方派民衆の暴力的動作に對しても、事は英支兩國間の解決に委して可なり、我國は拱手傍觀して足れり、といふが如き意見若くは感想が間々聞え、それが自主的外交の眞髓であるかの如くに思はれて居る。甚だ面白からざる對外思潮であるが、而も協調決裂の責任は他國側にもありとは云へ、其の一半は關稅會議以來、自主的外交の聲に三嘆隨喜せる我國にもあることを覺らずんば正鵠を失する。而して其の聲に和して踊つた音頭取りとして、幣原男の外交にも責むべきものあることを見逃し得ない。

現代日本の要求する大外交家

——幣原外相は果してその任か——

政友本黨 中村嘉壽

幣原外相は、加藤高明伯が死なれた以後、急に光を放つて來た。と云ふのは加藤伯は、日本には推しも推されもせぬ當代一流の大外交家として信ぜられて居つた。私自身から見れば、加藤伯は、日本の外交史上に汚點を殘した人と思つてゐる。特に、アメリカ關係のことから、對支二十一個條の問題、日露交涉の問題に就いては、不利益な點が餘程あつたと思ふ。けれど

も、兎も角小村侯以來の外交家として、自らも任じ、人も許して居つたのである。その所謂大外交家の緣戚の弟であることが、幣原男からその光を奪つて居つたのである。又我々から見ても幣原男は、從來刀筆の吏であつて、外交の事務には堪能であるが、國家の大策に對して、果して幾何の經綸があり、幾何の强みがあり膽力があるかといふことを、頗る疑問として居つたのである。殊に多年外務次官として、働いて居つた爲に、自ら事務的に偏重して居つた關係もあらうが、その始めて駐米大使として、アメリカに赴任した時は、朝野の人が多少不安を感ぜないでもなかつた。それはワシントンの軍縮會議の時に、語學に堪能な幣原男が病に倒れて、德川全權一行は、頗る不便を感じたと云ふことから見ても、我々が不安に思つて居つたことが、多少裏切られて、期待以上の使節であつたことを證明したわけである。

間もなく埴原氏が代つて、幣原男は現內閣の外務大臣に任命されたが、前にも云つたやうな意味で、國民一般はこの人に多くを期待しなかつたのである。然し加藤伯の內閣である以上は、名は大臣でも、加藤外相の許に幣原次官が働くとしか考へなかつたので、國民も多く論議を挾まなかつた。それ故に加藤伯生存中は、多く光を放たなかつたが、伯の歿後は全責任を一身に負ひ、殊に若槻氏が、外交上の識見も經驗もないために、自由の手腕を揮つた結果でもあらう。大分男を上げたやうに見える。

これを要するに元々素質が無かつたものならば、如何に責任を負ふても、地金が出て來る筈であるが、さうでないところを見れば、何處かに良い所があるからであらう。一見したところ男は、大政治家のやうにも、又は大外交家のやうにも見えないが、極めて圓滿な風丰をして、何處となく親しみもあり、如何なる質問があつても、激せず、騷がず、從つて質問者に揚足を取られるやうな事が少ない。又一面非常に注意深い所がある。思ふに幣原男は、若い時から事務に丹精をした人であり、又語學に熱心であつたことが、氏の自信を强くせしめて、今日の地位をなさしめたのであらう。

語學の事を云へば男に一つの挿話がある。それは外務省顧問の米國人デビス在世中、この人に附き纏つて常に語學を勉强して居つたので、口さがない霞ケ關雀は、幣原男をデビスの月給喰ひとまで云つたものである。こんな風で、今では霞ケ關切つての外交家になり濟してゐるが、今の平和な時代にはそれで良いとして、國家重大なる時に際して、果してこの人に我國の外交を擔當せしめて國民が安心して居られるかは疑問である。私

がたう云ふのは滿更想像だけではない。あゝ見えても割合に神經質なところがある。思ひ起す一つの例は、往年今上陛下が、英國御留學からお歸りの途次、米國の有力者達が、是非アメリカに御立寄を願ひ度いと云ふことで、日米協會の金子子爵などを通じて、熱心な希望を申出たので、當時の原内閣の諸公は勿論、宮内省方面の凡ての手續を了したにも係らず、時の駐米大使幣原男は、若しもの事があつても到底責任が負へぬとの理由で、御取止めを願ひ、宮内省は勿論内閣をして頗る手古摺らしめたことがある。あれ丈の語學には堪能な人であるから、まさか殿下の御前で、不出來な挨拶でもして申譯ないと云ふやうな、つまらん考へでもなかつたらうが、今になつても私は、幣原男のその時の處置を甚だ遺憾と思ふ。それが爲に今上陛下はこの世紀に於て、いろ〳〵な意味で、最も興味ある國の人情風物を御味ひになる機會を永遠に葬りたてまつつたのである。

今度の議會劈頭に於て幣原男のなされた演說は、世界の呼び物となつて、これを支那にきくも、或は米國にきくも、又は歐洲諸國にたづぬるも、その反響の良かつたことは、國家の爲にも、幣原男の爲にも、誠に喜ばしいことである。然し少し苛酷かも知れぬが、私から見れば、實際以上に値踏みをされたのではないかと思ふ。この好評の原因は蓋し同男が、文章に巧であり、性格が圓滿であるから、それが言葉や文章に現はれて、非難の餘地を與へなかつたことが與つて力があると思ふ。云ふことと行ふこととは別の事であるから、言葉の上で褒められても、その實績が上らなければ多く用をなさない。

米國との關係で近頃民間が段々日本を諒解するやうになり、その排日移民法を公開する傾向のあることを云はれたのは私も同感である。そうしてこの問題は未だ未解決に在ると云つて居られるが、これも我々としてはそう思ひ度い。米人の中でも親日の人々は、日米問題は未解決なりと云つて居るが、多くの人は既に解決した問題だと思つて居るから、今度の聲明でその未解決なる意味を今少しく力强く聲明して貰ひたかつたのである。大體日米の問題に就いては、國民外交を主とする上に於て、我々の意見と一致して居るが、その實行の伴はないのを甚だ遺憾とする。私は屢々云ふのであるが、外交官の養成が宜しくない爲に、眞に兩國の間を親善に導くのには非常な時間を要する。現在の外交官を同一地方に永く止らしめて、言葉に通じ、人情に通じ、友人が出來るようにしなければ、今の如く一年か二年每に更迭するやうでは、少し物心のついた頃に轉々するやうになるからなんにもならないのである。これでは外交もあつたものではない。私は先づアメリカに對しては、アメリカ育ち

の日本人で、凡てをアメリカ人と同じやうに理解し得る人に日本の魂を持たせて外交の任に當らしめることが必要であると思ふ。幣原男は私のこの言葉には全然一致するが、如何せん日本の文官試驗制度がこれを許さず、屢々會議に持出しても顧られないとかこつて居るが、それを突き通すだけの勇氣と熱心があつて欲しい。

英國との關係も日英同盟は繼續しなかつたけれども、昔と變らない親密を保つて居ると聲明し、ロシアとは二年前北京條約を締結してから、いろんな懸案を圓滿に解決しつゝありと云つて居る。獨逸とは世界大戰では互に干戈相見えたけれども、今は極めて親善なる關係に在る。フランスとも亦善隣の誼を結んで居り、其他歐洲各國とは未だ嘗て無かつた程の善良なる關係に在ると聲明して居られるが、私も同樣な感を持つてゐる。

この各國との親善關係は之を善用するにあらざれば、何等の役を爲さないのであるから、たゞの聲明だけでなしに、實際に於て積極的の政策を施し、日本の同情者をつくることが刻下の急務ではあるまいか。幣原男は心あつてか否か、あまり中米南米の事に言及して居られないが、今後五十年間の間には、我國は南中米との交渉が支那との間に於けるよりも、より以上に面白く展開するかと思ふのであるから、これにめざましい活動をして貰ひ度いと思ふ。但しこの事を大きな聲で内外に聲明することが良いか悪いかは、深甚なる考慮が必要であらう。

何と云つても現在の對外關係として、我國が最も密接な關係にあり、且又、最も努力をしなければならないのは支那との關係であらう。議會に於ける幣原男の聲明は、支那に於ても割合に受けが良い。勿論その云ふところは、支那との善隣を保ち、共存共榮の道を拓くことに努力をして、一切内政に關しては干渉しないと云ふのが主旨であるから、喜ぶのは當然である。私は多く支那の問題に就いて知識を持たず、經驗も持たないが、屢ゝ支那にも行き、又時局に對しては多少の注意を拂つてゐるつもりであるが、今の支那を理解しようとし批評しようとするのは、何人と雖も不可能の事であらう。あの四億の大民衆は何千年の間各省に割據して、各々異なる歷史と異なる宗教と、同じやうでも異なる言語に依つて今日迄來てゐるのであるから、非常なる英雄と雖も、之をうまく統一して行くことは、何かの力強い組織の出來ない限りは先づ不可能と見るべきである。日本のみならず各國何れもが、南方を援けるとか、北方を援けると云ふやうな偏頗な行動に出るのは宜しくない。且又その場限りは良いとしても、必ず後には悔ひを殘すことになる。殷鑑遠からず、近い例を見れば南方に英國が出兵すれば、一寸考へて

北方が喜ぶ筈だが、これに對しては張作霖も反對を表して居るやうに、對外の事と云へば東西南北結束して當る傾向のあるのは、眞に當然のことである。そこに外來者がかれこれするのは、夫婦喧嘩にかれこれ云ふやうなものである。

それで幣原男の不干渉主義は眞に當然のことであるから、ロだけではなく名實共に不干渉であつて欲しい。但し我國と特殊關係のある地域、例へば滿蒙の既得權に對してなどは、毫も侵害を許してはならぬことは勿論云ふまでもない。近頃ソビエット運動が段々支那に侵入して、カンシクやマンチュリー近くはハルビンあたりに、大分赤化運動があると云ふので、日本では大騷ぎをしてゐるが、實際を考へれば、果して支那人がソビエット運動にかぶれるかは、少なくも私は疑問とする。南方政府にはロシアから軍事顧問は素より、いろ／＼な顧問も來て居るやうであるが、支那人は永久にロシア人であり得ないことは、我々日本人が永久に支那人であり得ないことゝ何等撰ばないのである。然しロシアの立場から見れば、自分の味方をつくり、自分の主義を宣傳する爲には、防禦力の弱い方面に極力力を集中するのは當然の事であらう。殊にロシア人は親しみ易く、支那人と起居生活を同じうし、雜婚をするだけの大雅量を持つてゐるから、段々ロシア化せらるゝのは已むを得まい。それを云爲するよりは、私はむしろ我々日本人が從來の態度を改めて、支那人を蔑視し、直ちにチャンコロと貶なして、一視同仁や或は唇齒輔車を說く者に似合はない行動を一切やめて、支那人の内生活にまで入り込んで、日支親善を講ずることが今の急務ではあるまいか。又私の考へを以てすれば、支那に於ける青年學生の運動を餘りに輕視してはならないと思ふ。あの運動には可成に根强い力が潛んで居ることに思ひを及ぼさねばならない。此の點は幣原男がどんな考へかは知らぬが、若し眞に日支の親善を考へてゐるあらば、蓋し私と一致せらるゝと思ふ。私は支那との間には、たゞ條約や口の上の交歡を事とするよりも、先づ前述の方針から經濟上の結合をすることが、最も必要であると思ふ。支那の今後の政治のやり方は、私の多年考へて居つた事であるが、やはりアメリカのやうな聯邦政治を行ふことが最も納りが良いと思ふ。例へばアメリカが四十八州に分れて、その州が獨立の主權を有して、互に相侵さず、單に他外國の事に關してのみ、並に國防の事に關してのみ、中央政府が關係して居る。やはり支那のやうな大きな國ではアメリカのやうに聯邦政治を布いた方が良いと思ふ。幣原男の答辯の中に、今支那に於て此の如き說のあることを答へてゐたが、若しこれが實現せらるゝことは可成に容易なことであると思はれる。

近頃世界各國は人口問題食料問題に關して、頻りに人種問題を研究して居る。そして學者の間にもいろ〳〵な說がある。即ち一二の例を擧げれば、英國のサー・モニー氏は人種問題の解決は、互に垣根が在つては永久に出來ないから、世界の各人種を雜婚させて、標準人種を作る必要があると、極めて溫健なる凡進化した議論を立てゝゐるが、米國の學者、ロスロップ・ストダード氏などは、これと全然反對の意見を立てゝ「水と油は同化しないが如く、人種の雜婚することは益〻世の中を複雜にする所以であるから、やはり純なる血を保存する方が良い。それには今の世界の人口が十七八億あるとして、白色人種は漸く五億五六千萬あとは五億の黃色人種、四億五千萬の褐色人種、一億五千萬の黑色人種と其他である。その中白色人種は世界戰爭に例のあつた如く、兄弟牆に鬩ぐやうな歷史を繰り返し、內には產兒制限を行ひ特にフランスの如きは、今の二千九百萬の人口を倍に爲すには、四百三十五年かゝると云ふやうに、人口の增加率が少なく、白色人種全體を平均すると約八十個年經なければ倍にならないのに、黃色人種褐色人種は六十年目に、黑色人種は四十年目に倍加する計算である。そうすれば今は僅かの數を以てしても、白色人種が地球の表面の九分の八を支配して居るけれども、今から五十五六年後には、有色人種は二十四五億となり、白色人種は漸く八九億であるとすれば、果して今日の如く世界支配權を維持し得るかは頗る疑問である。況んや白色人種が今迄考へて居つた白色人種優越の事實は、段々裏切られて居ると。云ふのは、試に哲學を見よ、ギリシア哲學はその起源を亞細亞に持つて居るではないか。又文學美術にしても東洋が遙かに古い歷史を持つて居る。宗教を考へれば、印度教は勿論、儒教佛教マホメット教凡てが東洋に起つたではないか、我我が唯一の宗教として信仰して居る耶蘇教も亦東洋にその起源を持つて居るではないか。唯今日我々が有色人種より進んで居ると考へられるのは、科學的の問題だけである。然し乍らそれも日本人の如きは特に我等の壘を摩して居るから油斷が出來ない。殊に日露役から北淸の事變近くは歐洲戰爭に依つて、亞細亞民族が異常なる覺醒をして來た。即ち有色人種と雖も軍事に於ては勿論凡ゆる方面に於て、白人に劣らぬことを證明されたとして、彼等は日本を盟主とし有色人種の結合を圖る考へを持つて居る。それが爲にアフリカのシリア方面其他に於ては、回教徒が結束してキリスト教に對抗して居る。三億の回教徒七億の佛教徒が互に零碎相通じて白色人種に當つて來ることを想像して見たならば、眞に由々敷ことではないか」と云つて、大警鐘を亂打してゐる事實がある。要するに此等一部の學者は如何

にして有色人種の勢力を挫くかと云ふことに、腐心をしてゐるのであるから、我々は必ずしもこれに反抗すると云ふ行動に出る必要がないかも知れないが、自己存在の意味から、心の奥底にはこれを秘めて置いて、百年後の日本民族の力を涵養することに考へを及ぼさねばならない。

幣原男は果してこれに處するの大抱負を持つて居るか、又これを持つて居るとして、これを樹てるだけの力量があるかゞ疑問である。我々は今後單なる技術的の外交官でなく、此の如き國家百年の計を樹てる政治家であり外交家であり、又理想家である人を、我國の外務大臣に要求するものである。

憂ふべき支那の現狀と幣原外交

政友會　植原悅二郎

日支兩國の關係は、單に接壤隣邦の國家であり、其國民は同文同種の人民であるといふのみではない。此等兩國は將來、其興廢存亡の運命を共にすべき因緣を有するものである。從つて、兩國民の興亡盛衰は軈て亞細亞十億の民族の死活と、東洋文化の盛衰とに係はる問題である。そうして斯る見地より、私は我國の對支問題を檢討考察するものである。

今や、支那の時局は極めて重大である。中華民國建設以來、支那に於ては、動亂内爭の絕えたる事はない。然し、今回の事變ほど其影響の波及する所甚大なるものはなからう。或る意味に於て今回の紛擾は、對内的にも、また對外的にも、支那近代の事變、即ち阿片戰爭、日淸戰役、中華民國建設の革命、袁世凱帝政の事變、團匪事件及び宣統帝北京追放問題より一層深刻なるものであるかも知れぬ。阿片戰爭や、日淸戰役は支那の近世史に於て、重大なる國際問題であつたに違ひない。けれども當時、之れを支那國民より見れば、淸朝の一國際紛議に過ぎなかつたかも知れぬ。又第一革命や、袁世凱の復辟問題や、團匪事件や、宣統帝北京放逐問題は、當時の支那國民に取つては、北京の政界に於ける一事變と考へられてゐたかも知れぬ。然る

に、今回の動亂は從來のものと大に其趣を異にしてゐる。そうして其地域は決して一局部のみに限られて居らぬ。現在支那は揚子江を境として南北に分れ、廣東政府と、北京政府と相對峙して、互に政權爭奪を試みて居る。けれども、兩者の間には共通一貫の思想と、主張とが漲つてゐる。之れは從來の政爭動亂に於て未だ曾て見ざりし現象である。中華民國建設以來、支那は常に群雄割據の狀態であつた。そうして其動亂は常に中央政權の爭奪に過ぎなかつた。然るに今回の事變は、南北兩政府共に中央政權の爭奪を試みつゝあると雖も、互に相競つて、國權回復、不平等條約撤廢を主張して居る。そうして支那國民中一人として此主張に共鳴せざるものはなく、全然異議異論を唱ふるものはない。素より之れに對し異議異論のあるべき筈もない。而已ならず、世界列强一つとして支那國民の此主張と、要求とに正面反對し得るものはない。其結果、支那の內亂は益々錯綜し、其對外關係は前代未聞の險惡なる狀態を呈してゐる。

元來、支那が貧弱なる國土であれば、其國內の紛擾は兎に角、其對外關係の問題を解決する事は左まで困難でない。然し、支那は世界の寶庫と目されてゐる國である。恐らく支那ほど豐富なる未開發の資源を有する國はなからう。そうして支那には四億の人民が居住してゐる。されば從來、支那と密接なる關係を有せし國家に取つて、今回の對支問題は極めて重大なる事件である。殊に日支兩國は脣齒輔車の關係にして、我對支問題は我國の死活、東洋の文化、亞細亞民族の興廢に關するものである。而して今や、支那問題は世界の耳目を聳動し、世界の外交の中心となつてゐる。我國の對外關係に於て未だ曾て之より重大なる時局に遭遇したる事はない。そうして現在此衝に當りつゝあるものは、幣原外相其人である。

幣原外相は第五十二議會劈頭に於て、其對支政策なるものを聲明した。其要旨は、第一、支那の主權及び領土の保全を尊重し、其內爭に就ては絕體不干涉の主義を嚴守する事。第二、兩國間に共存共榮の關係併に經濟上の提携を增進せしむる事を期する事。第三、道理ある支那の國民的希望に對しては同情と厚意とを以て、之れを迎へ其實現に向つて協力する事。第四、支那の現狀に際して及ぶ限り耐忍寬大の對度を採ると共に、我が正當且つ重要なる權利利益は飽くまでも合理的手段を盡して之れが擁護に努むる事。といふ事である。そうして之れは多くの新聞に於ては、好評を得て居るけれども、極めて平凡なるものであつて、何等の新機軸を示すものでない。素よりこの抽象的聲明に對しては、何人も異論がない。之れは我國民のみでない。英、米、佛、伊、葡、白、和の諸國に於ても亦同樣であらうと

思はれる。それのみではない。米國が墨西哥に對しても、其對墨政策を抽象的に聲明すれば、同一なる言辭を弄するに違ひない。又土耳古や、波斯に對して英國や、獨逸や、佛國が其對外政策を主張する場合、同一なる筆法を用ゆるであらう。謂はば、之れは、普通外交上の辭令である。されば、我國民は、支那の現時の難局に對し、幣原外相のこの一片の聲明を以て、安心する事も出來なければ、又滿足する事も出來ぬ。のみならず、東亞百年の計を知る事も出來ない。

從來、支那が辛うじて、其主權と領土とを保全し得たるは、專ら其自國の實力に依れるものではない。支那と密接なる關係を有する諸外國の支那に對する勢力の均衡が、主として支那の主權と、領土とを保全し來つたのである。今日滿洲は支那の領土と確認されてゐる。然し若し、所謂李鴻章、ハバロスクの密約を其儘存在せしめ、其効力を發生せしめたとすれば、多分滿洲は今日、シベリアの一部として露國主權の下に歸するに至つたに違ひない。我國は支那の領土を保全し、東洋の平和を確保する爲めに、露國と干戈を交へた。其結果、支那北境の領土は保全され、東三省に於て、我國特種の關係が結ばれたのである。若し今日に於ても、我國が東三省に於ける其特種の權利を放棄すれば、恐らく支那の自力によつて滿蒙の其主權と領土とを保全し能はざるのみならず、東洋の平和を攪亂する事象を誘發するに違ひなからうと思はれる。實際、支那國民は現今に於ても、其單獨の實力によつて自國の主權と、領土とを保全し得るや否やは疑問である。滿蒙も、西藏も、支那の領土である。然るに此等の地方に於ける支那政府の威力は、頗る微弱なるものである。實際、外蒙等に於ては、支那人よりは、露國人の威勢が寧しろ盛んであるかも知れぬ。滿洲里、齊々哈爾等に於ては、略、露國政府と同一なる政治組織が編制され、露國人によつて、主として之れが左右されてゐるやうである。

支那の邊境が全く支那國民の手によつて安全に防禦され、其領土と、主權とが、支那單獨の力によつて確保し得らるゝものであれば、我國の對支政策につき何等憂慮すべき問題はない。又其內爭が自國民のみに限られて居る事であれば、我對支政策に於て何等危惧すべきものはない。內爭不干涉の聲明さへも殆んど無意味である。然るに幣原外相の否定にも拘らず、滿蒙に於ける露國人の活動は、非常に目覺ましきものであり、其勢力が著しく伸展しつゝある事は、殆んど周知の事實である。而已ならず、蘭州に根據を占め、甘肅、陝西に勢力を有する馮玉祥は、絕えずモスクワと連絡を取り、其兵器彈藥を露國に仰ぎ、而かも廣東政府と氣脈を通じて居る事も亦疑ひない事實として

傳へられてゐる。而して廣東政府の部内には、ボロヂンを始め、アニキン、ガロン、ラジヤチエフ、シトラダオン、スメノワ、リマー等二百有餘名の露國人が參畫して居る事は、一般公知の事實である。流石の幣原外相も、之れのみは否定して居らぬ。斯くて、廣東政府は今や、廣東、廣西、貴州、四川、湖南、湖北、江西、福建までも其勢力を張り、將に浙江をも脅かさんとしてゐる。そうして國民軍の使用しつゝある軍器は、主に所謂三八銃にして、之れは歐洲戰亂當時我國より露國に輸入されたるものが、露國より廣東軍に供給されたものである。之等の事實に徴するも、廣東政府と露國との間に、緊接なる關係を有する事は爭はれない。或る說には、蔣介石、陳友仁等の給料さへも、露國政府より支辨されてゐると傳へられてゐる程である。

廣東政府が露國の共產主義を標榜するものであるか、孫文の三民主義を主張するものであるか、素より之れは問題でない。けれども廣東政府の裏面や、馮玉祥の背後に偉大なる露國の勢力が潛在して居る事は事實である。幣原外相は各國共、支那に大正八年以來軍器彈藥の輸入を禁止してゐると主張してゐる。然し、南方政府が露國より軍費及び兵器彈藥を供給されて居る事を否定する事は出來ぬ。露國のみではない。獨逸よりも兵器の輸入は行はれて居る。而して新支那國民は、其單獨の力によつて領土及主權を保全し能はざるものである。內政不干涉は其主義として結構であるが、之を傍觀すれば、露國の勢力の支那全土に瀰漫する事を避くる事が出來ぬ。從つて日支兩國の共存共榮及び經濟上の提携に脅威を感ぜしめぬとは保證が出來ぬ。曾て、我國は露國の勢力の東漸は、支那の領土を侵害し、東洋の平和を攪亂し、我國の存立を危險ならしむるものとして、日露戰爭を開始した、日支兩國の關係は、其當時より今日、一層緊密である。日支兩國將來の爲めには、經濟的に對馬海峽を消滅せしめる國策を樹てねばならぬ。而して今日の對支問題は、單に支那國民のみに對する問題でない。支那を本據とする一定の對露政策を考へてのものでなければならぬ。然らざれば我國國家百年の計を誤る惧れがある。然るに、幣原外相は單に之れを當面の支那問題のみと考へてゐるではなからうか。

支那の文化は近年著しく發達した。又歐洲戰亂の產出せし民族自決主義も、支那國民に非常なる刺戟を與へた。其結果、支那國民の覺醒は顯著なるものである。けれども何と謂つても、支那國民は猶混亂時代のものである。そうして江蘇、安徽、浙江に跨る孫傳芳の勢力や、河南の吳佩孚や、山東の張宗昌や、北京の張作霖の勢力の存在をも無視する事は出來ぬ。從つて其

國民の熱烈なる希望要求である國權回復、不平等條約撤廢には、幣原外相の云ふが如く、大に同情すべきものがあるけれども、未だ單獨に自主自立し能はざる國情をも充分に考慮せねばならぬ。昔から『泣く子と、地頭にはかなはぬ。』と云はれてゐるが、駄々ッ子の泣くが儘に其要求を充たす事は、眞に夫れに同情する事でもなく、亦親切な事でもない。而して横暴なる地頭の主張に追從する事は、決して國利民福を增進する所以でもない。然るに今や、支那に對する各國の態度は、駄々ッ子の泣くが儘に先を爭ふて其要求に應ぜんとするが如き有様である。而して各國のこの態度は、支那の騷擾動亂を一層助成せしむるが如き觀を呈してゐる。

白耳義や、伊太利や、佛蘭西や、和蘭は支那がどうなつても、甚しい損傷はない。米國も亦さうである。而して英國は萬一誤つて威海衛、香港、九龍を棄てゝも、其國家の存亡には影響しない。之れに反して亞細亞大陸の問題は、我國の死活存亡に關する問題である。それ故に我國が支那に對し徹底的に內爭不干涉を唱ふるなら、露國は勿論、世界列强をして支那領土に一指を染めさらしむる策を採らねばならぬ。それと同時に、真心支那國民に同情し、國內を紛擾動亂せしむる事なく、堅實に一歩づつ彼等を漸進せしめ、獨力自主の途を樹てしむる方法を講じねばならぬ。之れは幣原外相の說くが如き、抽象的外交上の辭令の問題ではない。支那の現實を現實とし、具體的に之に對して其一步を進めねばならぬ。地理的關係から謂つても、同文同種の民族たる關係から考慮しても、亦經濟上の見地からしても支那の問題に對しては、我國は各國を追從せしめ得る實力を有し、且つ其地步を占めてゐる。現下の形勢に於ては、我國にして確固たる對支政策を有すれば、世界列强は之れに隨從するより外に途はない。而して對支政策に對し、各國が其步調を紊すも紊さゞるも、一に我國の態度によるべきものであるといふも決して過言でない。

支那國內の今日の混亂は、素より其軍閥の勢力の衰頽と、其國民の自覺とに由る所も尠くなく、又歐洲戰亂後の世界大勢の刺戟にも依るけれども、其直接原因は、華府條約に連なる九ケ國の協調の破滅と、この間隙に乘ぜし露國の活動とである。而して何と謂つても、支那は尙自主獨往し能はざる國家であるが故に、其健全なる發達を期するには、誠心誠意、其國民の要望に同情し、急激に非らず、徐々に其要望を實現せしむる策を採らねばならぬ。夫れには支那に密接なる關係を有する諸國が、常に協調を保ち、努めて其內亂紛糾を滋からしめざる事を圖らねばならぬ。然るに、一昨年の關稅會議以來、各國の協調は破滅

した。勿論關稅會議に對する支那政府の主張も、決して穩健なるものではなかつた。けれども、之に對せし日本の態度も決して其當を得たるものではなかつた。關稅會議に於て、日本は英米を出し拔くが如き態度を示した。之れに依つて英、米、特に英國の感情を阻碍したる事は尠くない。以來、各國の對支政策は、全く亂調子となつた。而して今や日、佛、白三國は、支那と通商航海條約改訂の商議を進めてゐる。之れに就ても、各國の協調は必要である。特に現行日支通商航海條約の規定に就ては、日支兩國間に見解の相違がある。それ故に、其商議を進捗せしむるにも、幾多の難關ある事を豫想せねばならぬ。萬一之れが本年四月に至つて猶締結の運びに到らざる場合には、白耳義の如く一時無條約國の運命に陷らぬとも保證の限りでない。

而して各國の協調破滅は列强に對して不利なるのみでない。支那國民に取つても非常なる損失である。

幣原外相は『我正當且つ重要なる權利利益は飽くまでも合理的手段を盡くして之れが擁護に努むる』といふてゐるが、現下の事實に照し、之れさへも空文に終はらんとする虞れがある。廣東や、漢口や、九江や、上海等に於て、實際實施されつゝある關稅二分五厘の增徵は、明かに條約に於て規定されて居る我國民の權利の侵害である。斯る條約違反の行爲は獨り南方政府の處業のみではない。北京政府に於ても、關稅二分五厘、五分の徵收を迫つてゐる。而して滿洲に於ける日貨排斥も、亦我權利の侵害たる事は疑ひない。のみならず、長春城內に於ける營業稅一分、鎭場稅二分五厘、特別稅二分四厘の課稅も、凡べて不當課稅である事を認めざるものはない。勿論、外務當局は凡べて此等に對して强硬に抗議してゐる。然し、關稅附加稅の如きは、南方に於て已に實際徵收されて居るのみならず、之れを阻止する途はない。之れのみではない。漢口や、九江に於て英國の租界は暴力に依て回收された。そうして外務當局は之れを他事の如くに思ふて居るが、元來、廣東政府の遣口は、一時對一國主義であるから、今日の如く列强が步調を紊して居れば、英國の次ぎには日本の租界が同一手段を以て回收されぬとも限られぬ。啻に租界のみではない。同一筆法を以てすれば、滿洲及び**山東に於ける我特種權利の破壞をも企てられぬとは保證が出來ぬ。**勿論、斯る暴擧が俄かに實現され得るものとは思はれぬけれども、漢口、九江等に於ける英租界回收の論理的歸結は、其處に到達する事を豫想せねばならぬ。而して之れを未然に豫防するが外交政策である。

幣原外相の聲明は、全然具體的に何等我對支政策を示して居らぬ。而して權利利益の擁護を唱へながら、其侵害されたる事實

を傍觀しつゝ只微力なき抗議を試みてゐるのみである。勿論我外務當局は其日〳〵の出來事はよく之れを彌縫してゐる。而して最近に於ける關稅會議再會の提案の如きは、一種の彌縫策としては至極名案である。昨年七月關稅會議中止の際、各國は支那に有力なる政府が出現するまで、之れを延期する事を聲明した。今や支那政府は南北に分立し、孰れも各國の承認を得べき有力なるものに非ず、北京政府でさへも支那政府として承認し得られざるものである。此場合、關稅會議再開といふが如きは、世界列强自から其聲明を裏切るものである。然し現今の狀態に於て、各國の協調を回復しようとすれば、何等かの途を樹てねばならぬ。而して關稅會議再開提議は、此亂れたる各國の步調を歸一せしむる一手段となるかも知れぬ。孰れにせよ、支那の主權及び領土の保全は、支那に强固なる政府の存在が必要なる條件であると共に、各國の協力に俟たねばならぬ。而已ならず、支那國民の國權回復、不平等條約撤廢の要望實現は、國民の自覺と、秩序ある發達とに依つて、徐々に達成せらるべきものである。國內の騷擾混亂不統一は決して之れに一步を進むる所以でない。而して列國の支那に於ける勢力扶植は、支那國民を誤り東洋の平和を攪亂し、我國の存立を脅威するものである。然るに、支那の現狀は、凡べて此等の條件に背馳してゐる。されば此場合我國が其對支政策に於て一步を誤れば、千載の禍根を生ずる。而して幣原外相の任務は頗る重大なるものといはねばならぬ。然しながら、東亞百年の長計を樹つる我對支政策が、事務的外交や、官僚式秘密外交に依つて確立され得るものとは期待されない。

「幣原外交」試練の時

大阪朝日新聞　神尾　茂

この頃或る人の話に、大谷光瑞氏は幣原外相を評して「ムソリニ、ケマル・パシヤと並ぶ世界の三大外交家」といつたそう

である。果して世界的大外交家に數へらるべきか、その理由からたゞさすには俄かに首肯し得ないところだが、その外交―主として對支外交の運用には、いまゝでのところ何處か知らう、まい味のあつたのは事實である。

元來幣原といふ人は人も知る如く、縱横無盡に切りまくる外交的才略の人といふよりは、寧ろモーションは鈍いがガツシリとした確實さを多分にもち、危なげない人といふのが當つてゐる。而してその特徴の一つは頭腦がいかにも明晰で、法律家風の緻密さをもつて物事を分析してかゝる點にあるやうだ。何んでも人のいふことを素直に聞く人ではなく、必ず小ツぴどく反駁してかゝる性質である。ワシントンから歸朝の後萬人の希望として國際正義の宣傳行脚でもやり兼ねまじき口吻であつたが、この種の啓蒙運動を起すほど先覺者タイプの人とは思はれない。但し先覺者の啓示を擊破しこれに實行性を與へ最後の仕上げをする人であるのでないかと思ふ。外相としての議會における最初の演說から、幣原の哲學外交といふ別名が出來上がつたやうに、別段の新味はなくとも、すでに新聞や雜誌に唱へられた、いはゞ言ひ舊るされたものは、一箇の系統を立て、理路井然と述べ立てるところにその特徴があるのだと思ふ。その哲學外交から出發して今では押しも押されもしない「幣原外交」を作り上げたが、その外交の本質はワシントン會議以來の極東形勢の變化に伴ひ、その分析力に富むだ頭腦を通して、日本の進むべき獨自の途を次第に形成して行くところにあると思ふ。その第一に數ふべきものは關稅會議の對策であり、第二は第一から繼續された現在の對支方針である。その特徴は周圍の事情にもよることだが、これによつて支那の對日反感を一掃し、支那をして相當日本の立場を理解させ、日本の根本的利益を損はないで日支國交締め直ほしの大事業がこの分なら出來上るかも知れないと認められるに至つた點にある。もとより目下進行中のことであるからして果してよく所期の目的を達し得るかは、全く今後の努力如何に繫つてゐる。が、危なさそうに見えつゝも今までのところではまづ以て成功するを失はない。關稅會議に日本が、ワシントン會議の範圍を越へて關稅自主權の承認にまで突進するには、餘程の困難があつた。勿論如何なる場合でも一國の外交政策が外務大臣の方寸からばかり出るとは限らない。否多くの場合に於て政策の献立は次官や局長の直接事務に携れてゐるものの建言に基づくものであるから、近來「幣原外交」の名によつて開展された我が對支政策といへども、北京公使館や本省の若手連によつてたてられたものに相違ない。事實巷間に傳へられたるところによれば、日本の關稅會議の對策が

いよいよこれと決つたのは、ほんの開會間際のことであつて、今日「幣原外交」の名ある對支方針が、外務省案として成立する最後までも一番しゆんじゆんしたのは幣原外相その人であつたさうである。なほ且つ最後の決定に迷ひ先づ佐分利局長を北京に派遣して支那側の空氣を偵察せしめその報告によつてやつと決まつたのだといふ。

果して然らば今日好い意味にも惡るい意味にも「幣原外交」の名で呼ばるゝ日本の對支政策は全く部下の活動に附せられたもので、いはゞうむしろ右の名を取つただけのものであるであらうか。聞くところによれば、幣原外相はうつかり盲判を押す人でなく、重要公文は一言一句自分からひねり出さなければ承知できない人であり、下僚の仕事までも奪ひ取る方のたちであるから、關稅會議の對策の如きも一旦その決斷によつて採用が決せられたとすれば、何人の頭腦から編み出されたるにもせよ、最早幣原外相の頭の篩ひにかけられ外相自身のものとなつてゐることを疑はない。「大臣は決斷が遲い、決まりがつかなくて困まる」との嘆聲がもし外務省内にありとすれば、幣原男の一度は反對側に立つて討論しつくさなければ已まない性癖のたゝりであると同時に、確信を持ち得るまで容易に動かない性質からでもあらう。これ即ち社會の先覺者としてよりは寧ろ先覺者のいふところを取上げて最後の斷案を下だす底の人だとする所以である。さればこの人に對支外交を一任して支那の變化窮りない形勢に處して果して誤りなきを期し得るであらうかとの氣遣ひには理由がある。思ふに多少無穿鑿でもよい、世の先覺者だちが輿論を喚起して、その明晰な頭の中に新しく感じたところをドシ／＼注入して行くならば「幣原外交」にもつと流動性を與へ、彈力性を增して行く上に役に立つかと思ふ。

幣原外交の名に謳はれる對支外交の第二の重大事は、現在日本が取りつゝある對支態度である。即ち端的にいへば日支通商條約の改訂交渉と、廣東軍の進出による支那時局の對策に關するものである。

日支通商條約の改訂は日本と支那の國交關係全部に亙る締め直ほしである。關稅會議の問題も、また治外法權委員會の問題も皆な當然この改訂交渉の議題となつて來るのである。私の氣遣ふところは、交渉相手方の問題と條約改訂の範圍問題である。交渉開始前の日本の腹案では除外してもよいと見られた事項にして、英支の葛藤から偶然にも議題となるプロバビリティーを增したものがある。例へば租界問題の如きがそれだ。支那側の概括的に唱へる不平等條約の撤廢は、具體的にいへばどの點とどの點を指すのかもまだよく分つてゐない。けれどもイ

ギリスが支那全國の專管居留地を引出物にして、英支間の紛議を片づけやうとし、ベルギーが天津租界の權利をまづ拋棄してやつとのことに無條約國となる憂目を免れたのに比すれば、日本が北からも南からも恃まれることとなしに、悠々として自己の立場を築くべく日支通商條約の締め直ほしにかゝることの出來るやうになつたのは、國際環境の變化からではあつても、一面また日本外交の勝利といふの外はない。そこでイギリスの困難なる立場を見るにつけても、日本は今日の好機會を利用して改訂範圍の縮少に滿足してゐてそれでいゝか、或は更に積極的に出て、現在の好機會を利用して日支間の不和の原因たる恐れあるもの全部に切開手術を施す方がいゝかは、重大な問題だと思ふ。現在支那側に存在する好感をよいことにして、出來るだけ改訂範圍を縮少しやうとするやうな、消極方針に出るならば、英支關係の改まつた後において、日本は第二のイギリスとして不平等條約撤廢、帝國主義反對の叫びの前に當然俎上に上ぼさるべき可能性がある。世人やゝもすれば「英國の次ぎは日本だ」と稱して警戒するが、我々がその憂慮に同意し得ないといふのは、日本は飽くまで積極的に出て相互主義による改訂を自ら進んで行ふものとしての判斷である。この種の徹底的改訂に反對し、反對するが故に支那の國民的希望を非難する一部人士が、それほど當然の理窟を懷きながら安閑として現狀維持の可能を信じつつあるには寧ろ驚かさるを得ない。更にその人々が日英の協調を唱へて支那の國民運動の阻止に對する行動に出づべしとなすに至つては、その支那における新形勢を無視する大膽さに驚かされるのである。

通商條約交渉に關して我々の氣遣ふ第二の點は交渉の相手方に關してである。言ふまでもなく現在の支那には正式政府がない。それは北京政府が傳統的に中央政府の位地にあるから、假りに之を相手としてゐるに止まる。政府としての組織、政權の行はるゝ實狀から見れば、寧ろ南方國民政府の方が却つて堅い基礎の上に立つてゐると見られるのである。尤も「幣原外交」の代辯者に言はせれば「交渉の相手は便宜上どちらでもよい、日本の眞の相手としてゐるのは支那國民全體であるから、國民の希望のあるところに基準を置いて一箇の解決案を作れば、それでよいのである」かも知れないが、若し南方政府が近き將來に支那全國を支配する可能性があるとすれば、今日北方相手の交渉によつて得た結果が後日果してよく南方政府によつてそのまゝ承認されるかは疑問である。況んや、日本の方針があまりに消極的で、現在の好感を利用して改訂範圍の縮少に力點を入れるやうなことに終るならば、他日南方のために範圍擴大を餘儀な

くされないものでもない。萬一その場合に及んだら日本と支那との關係は、正面抗爭の幕に入りいはゆる「英國の次ぎは日本の番」となつた時であるから、その時になつて、朝に一歩を讓り夕に十歩を退いても、支那は足もとを見すかすばかりであらう。現在の好感を好機といふは、今ならば支那の友人としての待遇の下に膝とも談合が出來るからのことである。そこで日本は現在北方相手の交渉について南方政府と如何なる諒解があるか、寧ろ北方の交渉を南方に移すことの賢明な處置であるかないかについて十分考慮したことがあるか。また移すにしても如何なる時機を及ふべきか等々、現に進行を始めたこの交渉には今後踏み違つてはならない幾多の迷路がある。

南方との諒解に言及した序でに、最後の重要項目たる「幣原外交」の對時局態度に說き進まなければならない。幣原外相は議會の演說において、四箇の大方針を述べ內政不干涉を第一に擧げたが、日本はこの主張のために英米との協調を捨てゝ顧みさへしなかつたのである。南方政府の好感は恐らくこの邊からも來てゐると思ふ。南方はロシヤの援助をうけると同樣の援助を他の烈國から期待してはゐないやうである。その烈國に望むところは、絕對不干涉である。即ち北方に對する援助、又は南方の進路を阻止する如き行動を止めて貰へればよいのである。

英國が上海に出兵して萬一に備へやうとしアメリカが上海の中立を提議したのは南方から見れば即ち南方勢力に對する一種の阻止行動であり、英米政府と見解を異にする日本が、共同出兵の擧に出でず、中立を無用としたのは、南方から見れば、日英又は日英米協調による阻止運動の不成立である。更に舊臘英國はワシントン協定の附加税を即時實施して各地の政權に歸せしむることを提議し、南北双方に對して大に公平振りを發揮したつもりであつたが、これは南方から見れば、自分等が廣東において內地税として附加税に該當する税を徵收し、北方政府に附加税增徵の口實を與へないつもりのところ、イギリスのお節介から北方にも附加税を承認して廣東同樣の增收が得られる機會を與へるやうになり、廣東はこれで七八百萬元の收入を豫期するのみなるに反して、奉天派に一千萬元、而して南方正面の政敵たる孫傳芳派に千二百萬元增收の機會を與へる結果となるのだから、英國の公平は南方から見れば不公平である。今日軍資問題が南北の勝敗を定むるほどの重要さを有つ時に當り、イギリスのこの仕打に南方の憤慨したのは理由あることである。日本の抗議によつてこれが取消に進み兼ねてゐるといふやうな點もまた南方の好感が日本に注がれる結果を見た他の原因である。

但しそう言へばとて日本の外交が隅から隅までぬかりがない

といふのではない。日本は附加稅問題に關する英國の提議に對して、南方への好意とか不好意とかによつてのみ態度を決したものでなく、南方に對する考慮以外他に重大なわけがある。幣原外相が演說中第二の方針として「日支の經濟的提携を促進せんことを期す」と述べた通り、日本の對支經濟政策は關稅會議に際して根本方針が定まつた、即ち日本の行き方は國定稅率實施による、關稅自主權の回復を承認すると同時に互惠條約によつて兩國の緊切なる利害を調節しやうといふに在る。然るに英國の行き方は國定稅率さへ公佈されゝば、無條件に關稅自主權を承認するといふにあるから、英國のやり口は日本よりも先きに進むでゐる。故にこれを基礎として關稅自主權の回復を決定するとしたら、日本の互惠條約締結の機會は逸し去るかも知れない。英國の提案に對する日本の反對理由を强めた現象として、この紛糾が軍閥爭奪の目標となると日本から指摘した通り、南方政府もこの點を擧げて、アメリカ政府に反省を促がした等の事實もあるが、日本は偶然か必然か、ワシントン條約一點張りに突き進んで、アグレン總稅務司の强制罷免といふ英國の痛手に乘じて、英國の提案を事實上消滅に歸せしめたのである。

こゝにおいて世間には日英の非協調を非難し、とかくの說をなすものもあるが、こゝに不思議なるは、ワシントン會議によつて高調された當時の列國の協調は、支那に對する讓步のためであり、これに反する單獨行動は侵略的作用を伴ふものと解されてゐたが、今日協調を說く人は、あべこべに支那に對する讓步反對のためにこれを唱へ、單獨行動に出やうとする國は、成るべく支那と接近して支那のために列國を或る一定の讓步線上に追ひ込まんとしつゝあることである。蓋し支那の將來を顧念し自國の立場を作るためには支那人と結ぶこと以外にヨリ堅固な城壁のあり得ないからである。昔しは侵略のための單獨拔駈けであり今は支那の希望を阻止するための協調である。英國の昨臘十六日に提案した新對支政策（附加稅提案）に關する覺書が發表されてから、一月十八日に幣原外相の對支政策の聲明演說があり、二月二十八日に及んでイギリスではチエンバレン外相が「英國百年の大計」と銘打つて大演說を試み、第二回の讓步を聲明した。イギリスの第一次提案に態度を決しかねたアメリカ政府でもポーター案に轉換され國務卿ケロッグ氏から聲明し、次でフランスでもブリアン長官の聲明があつた。こゝに特筆すべきはアメリカの聲明は、單に不平等條約改訂の豫約をなすに止まり、その實行は支那に正式政府が出來た上でするると述べてあるから、これまで支那の亂局は外力の壓迫だとしたワシントン會議當時のいはゆる支那積弱の外因說は立消となり、內

因說に歸結して凡ての責任は正式政府によつて統一されるか否か支那内部にあることを承認してしまつたことである。フランスの態度は租界を必ずしも固執しないといひ、英國の上海死守說には共鳴しない態度を採つてゐる。たゞイタリアがアフリカ方面の殖民地問題の驅引から、イギリスと協力しやうとしてゐるが、何といつても列國中他國の對支政策にまで根本的影響を與へるに足るものは、日本と英國の態度である。

なぜ英國の對支態度が他國を動かすかといふに、日本から見てもさうである、舊臘の附加稅承認は、今や日本の反對によつて葬られんとしてゐるが、その日本の對支經濟政策の根本方針を動搖せしむる虞れあるものとして、如何に日本を刺戟したかを見よ。更に英國の一月二十六日決定した第二次提案によれば英國は漢口、九江の租界問題を解決するために、上海のみを固持すればよいと決心し、その代りに支那全國に亘る專管居留地(九龍は疑問)を擧げて或る條件の下に拋棄しやうとした。この態度は必ず日本の通商條約交涉に影響があるであらう。他の治外法權や納稅やに關する英國の讓步の豫約は、豫約たるにおいて、アメリカと同樣だが、暫行辦法を協定して、正式條約の成立をまたず實施すべきを仄めかし、殊に租界問題においては明日にも新狀態の出現を可能ならしむるの態度に出てゐる。アメリカが豫約に止まり且つ次ぎの新條約が出來上り上院の批准を經るまでは舊條約は廢棄すべからずと斷はつてゐる態度に比すれば、百步を擢んづるものと言へやう。如何に英國が支那の國際的水平運動の前に目標となるべき障碍物を切り取つて、風向きを變へやうと努力してゐるかがわかる。

日本の聲明の有つ力は、支那における好感の現はれに乘じて、天與の機會たる通商條約の改訂期到來を善用して、アメリカの如く豫約でなく、英國の如く敵對關係の間に折衝する敵人扱ひでなく、友人としての待遇を受けつゝ靜かに交涉に入つたことにある。であるから、日本としてはよほど先き〳〵のことまで考へてこの機會に思ひきつた療治をする覺悟がなければならぬ。これによつて他國に模範となるべき相互平等の通商條約を作り上げることもしやうと思へば出來るのである。これが現在日本の態度の他列國に絕大の影響を及ぼさずには措かない特殊の立場である。

幣原外相の議會における演說は、一言一句皆な現在の時局に觸れたものであることは、これを精讀したものゝ首肯し得るところである。支那に對する觀察の第二項において支那の赤化は恐るゝに足らざるを明にしてゐるが、國民黨と共產黨の協力は、國民革命を遂成するための共同であつて、我々は外相の視

察に全然同感である。よしんば支那が赤化したとしても支那國民が自ら選んで採用した制度に日本から干渉することが賢明の策であるか否か、斯くの如き干渉の成功するものでないことは近年の歴史に徴して明かである。それどころか我々は、この局面に處する最も賢明なる對策は、從來の南方に對する繼子扱ひをやめて、相當の待遇を南方派に與へ寧ろその一枚看板たる軍閥打破、不平等條約撤廢の叫びに同情ある考慮を與へるならば、これによつて南方政府の自重を促がし、次第に責任ある行動に出て來るに相違ないと信ずるのである。若し否らずしてこれを嫌厭しその破滅を希ふやうな態度に出るならば、それこそ彼等を驅つてロシヤの懐ろに飛び込ませるやうなものである。

最後に今日の時局を生みだした上に持つロシヤの役割を檢討すべきであるが、指定されたる紙幅はすでにつきた。たゞ一言を附け加へて擱筆することにしやう。カラハンの名によつて發さられた一九二〇年の宣言、並にその後にロシヤの與へた國民運動への援助は今日各國を追ひつめて、思ひ／＼にロシヤの後に從はしめんとするに至つたが、ロシヤの支那に與へた水平運動の目標に一番よく當てはまるのは英國である。而してもしその目標にされるとしたら一番みじめな結果に陥るだらうと思はれるのは日本である。尤もそうした場合に最も大きな反動が支那に加へられるかも知れないのも日本であらう。若しそうなつたら日支の間は現在の英支關係以上に緊張しどんな危機が發生しないとも限らないのであるのであるから日本として取るべき安全の途は、國際的水平運動の方向が他國に向ひつゝある間に、自國の立場をコンソ　デートすべく大英斷を下すべきだと思ふ。カラハンの宣言とアメリカ、フランス、イギリスの最近の聲明を比較すると、同じカテゴリーに數へらるべき事項を含んでゐるが、いまだロシヤとは千里の差がある。さすがに英國だけは自分の立場について正確な意識を持つて來たやうである。但し過日來二回に亙る讓歩は保守黨内閣としての大英斷たるに違ひないが、恐らくマクドナルド内閣の再現するまで、英國は排斥の的から離なれることは困難だらうと信ぜられる。日本は「英國の次ぎの番」などと自ら呪ふことなく、將來最も困難な問題に突き當たるの豫感があればあるほど、友好關係の存續する今日において十分の諒解を圖るべきだと信ずる。この點について幣原外相が南方支那の最近事情を述べて歸朝した、佐分利局長や廣田公使の報告をどう取り入れて行くかは眞に注目に値する。（二月十日稿）

時評

教授と政黨員との兩立不兩立

吉野作造

與へられた問題

勞働農民黨の事實上の首領となつた大山郁夫君が早大教授の職をやめるやめぬの問題で、新年早々早稻田の學園では大騷ぎをやつた。之に就ては世間でも可なり眞面目に注意してゐる様である。無產政黨の發達に伴れて同じ様な問題は今後各方面に頻繁に起るべきを豫想さるるからであらう。而して差當りこの問題を單に早稻田大學對大山教授の關係だけの事として觀れば、其間いろ／＼複雜した特殊の事情もあるらしく、第三者としては輕々の論評を愼まねばならぬ樣にも思はるるが、併し之を單に教授政黨員の兩立不兩立に關する抽象的原則の論として觀ると、答案は決して爾く六かしい問題ではない。私は寧ろ學校當局も世間も何故あんな大騷ぎをしたかを今以て不思議に思ふものである。

現行法は教員の政黨加入を禁じて居る

第一に私は教師が政黨に入ることは現行法上許されないことを指摘しておきたい。斯の法規の是否得失は固より大に之を非議するの餘地はある。が、それが明に改廢されぬ限り、之を無視して教授政黨員の兩立不兩立を爭ふのは、私共の甚だ了解に苦む所である。

治安警察法第五條は『左ニ掲クル者ハ政事上ノ結社ニ加入スルコトヲ得ス』と規定し、その第四項に『官立公立私立學校ノ教員學生々徒』を擧げて居る。之は本項に擧げられた者の『政事上ノ結社』に入るを許さざることと共に又『政事上ノ結社』に加入して居る者の新に學校教員並に生徒たることをも認めさ

る所皆たることは言ふまでもない。詰りこの兩者の原則的不兩立を法定したものである。さてこの規則の不都合なものであることは、從來多くの人から屢々說かれた所である。加之事實の上でも又はあまり嚴格に勵行されて居らぬとも聞いて居る。併し現行法として立派に存在して居る以上、之を全然無視して教授政黨員兩立の原則を承認せよと主張するのは、迫る者も迫るものだが、之を迫られて大まごつきにまごつく學校も學校だ。教授學生又は學校當局が政府と之を爭ふのなら分る。學校內部で之を爭ふのは丸で意味を爲さぬではないか。一體あの大騷ぎの關係者達は斯の法律の存在を丸で御存じなかつたのであらうか。

因に云ふ。治安警察法第五條に所謂「官立公立私立學校ノ教員」とあるは極めて廣汎なる意味を有するもので、即ち一切の學校の一切の教員を含むものとせられて居る。形式的稱呼の教授たり教諭たり又講師たり臨時雇たるは問ふ所でない。特別の題目を講ずる爲に回數を限り一時的に講壇に招聘された者は無論この中に這入らぬ。故に政黨員を招いて一場の講演を依頼するが如きは妨げない。が、繼續的に教鞭を執る者である以上、之が假令當該學校の教授團の一員たらざる謂はば員外講師のやうな者でも、右の規定の「教員」の中に這入ることは明白である。故に例へば政黨に入つたから教授はやめるが講師となつて暫く講義は續けて往かうと云ふの類も、治安警察法の規定とは明白に兩立しないものである。その事の是否は別として、大山君が政黨員として依然早稻田大學に教鞭を執るといふのは、教授講師の名目如何に拘らず、ひとしく國法の認許せざる所なのである。同じ事は安部磯雄先生に就ても云へる。

繰り返して云ふ。勞働農民黨員たる大山郁夫君を依然早稻田大學教授の地位に置かうと云ふ問題たら、之は明白に國法の禁ずる所を學校に强ゆるものに外ならぬ。假りに學校が承知したとて文部省から一片の通知でもあれば忽ち引ツくり返される問題である。識らずして之をやつたとすれば、餘計な事に無駄骨を折つたことを氣の毒に思ふが、識つて之をやつたのなら、或は閑人の惡戯たる譏を免れぬだらう。孰れにしてもあんな大騷ぎをする丈けの遑と熱とがあるなら、私共は寧ろ治安警察法第五條の改正運動に必死の奔走をして貰ひたかつた。ひそかに聞く所に依ると、或る人は政府部內の關係當局に、あんな無駄騷ぎをさせぬ爲に一片の警告を以て法規の存在を知らしたらどうかと云ふたら、迂ツかり之を指摘してあの運動が治安警察法改廢の要求にでも轉ぜられては飛んだ藪蛇だから、こツそり知らぬ顏で居るのだと答へたとやら。眞僞の程は分らぬが、役人の

立場から觀たら或はそんな風のものであつたかも分らぬ。

學園內規として攻究するの必要

治安警察法第五條の規定する教員政黨員不兩立の原則そのものの是否得失は、今こゝに之を詳論するの遑はない、又讀者諸君に取つては今更その必要もなからうと思ふ。官界に在てもこの規定は、一つには暗にその不都合なことを感じて居るためか又はその實際上の不便を顧慮しての爲めか、現に餘り勵行されて居らぬと聞く。それでもいよ〳〵之を廢すとなるといろ〳〵また障碍が起つて容易に解決を見難い事情もあらうが、とにかくその早晩改廢せらるべき運命にあることだけは疑を容れない。既に今日まで其の事が屢々少壯議員間の調査にも上つたとやら。且つ政府部內にも適當の機に之を改正せんとするの考はあると聞いて居る。そこで假りに右の治安警察法の規定が廢されたとしたらどうなる。或人は云ふ、治安警察法の禁令がなくなつた以上、教員は最早公然政黨に入つても一向差支はあるまいと。國民的權利の制限に關する一般的の問題としては成る程さうに相違なからう。併し之には教育乃至學校管理上の問題としてその特殊の見地から何等かの制限を附するの必要はないものだらうか。尤も政黨に入つたからとて教員はすべて直に職務を曠廢するものとは限らない。故に兩者の不兩立を原則的に法定するは勿論穩當であるまい。が、併し實際上政黨員なるものにもピンからキリまである。代議士になつたり又は幹部の地位に就いて重要黨務を見ると云ふ樣な事になれば、そが果して教職と兩立し得るものかどうかは大なる疑問となる。尤も多くの場合その間の關係は、當該教員の德義上の問題として、その自發的に解決する所となるだらうとは思ふ。それでも學校當局が內部規律の問題として之に關し豫め相當の方法を講ずるは必しも不當ではないと思ふ。斯う云ふ意味に於て、政黨員教員兩立不兩立の關係は、學校內部の問題として又教員個人の問題として、可なり重要な事項たるを失はぬと考へる。

先にも述べた如く、治安警察法第五條の規定は現に嚴格に勵行されて居ないと云ふ。政府も政黨も之を八釜しく詮議せぬのは、之を荒立てることに因て有力な黨員を喪ふの恐れあるからであらう。併し表て向きの問題にならぬからとて政黨と學校とを片手間にやる教員が澤山殖へては困る。そこで政府がこの規定を勵行して呉れればよし、然らざる限り、學校は學校として亦自ら相當の內規をきめる必要はあらう。この點に於て教員政黨員兩立不兩立の原則は、治安警察法の規定に拘らず、學校內部の事としては、依然愼重なる考究を要する問題なのである。

要するに、教員政黨員の二者兼務を認むべきや否や、之を認むるとすればどの程度まで之を許すべきかは、治安警察法の規定が無くなれば無論だが、この禁令があつても、實際の取扱上に在て何とか一定の標準をきめておくことは、孰れの學校に取つても不必要な事ではない。

私が學校當局であつたらどうする

假りに私が學校當局であつたとしたらどう云ふ處置を執つたであらう。問題の紛亂を避くるため姑く之を大學の事に限つておく。云ふまでもなく大學は單に學生に教授するばかりの設備ではない。更に學生の研究を指導し併せて又教授自身の倦まざる研鑽に依て一國學術の振興に貢獻すべき任務を有つ處である。先づこの事を念頭に入れて考を進めて見たい。

第一に治安警察法の規定の存する限り、私は教授の政黨加入を絶對に許さないだらう。講師でもさうしたものがあれば直に解嘱する。大山君に關連して起つた樣な所謂原則承認の要求の如きは、飛んでもない馬鹿な事と一言の下に斥けてしまう。この點では恐らく何人からも異議を挿まれぬだらうと考へる。

第二に部下の教授教員の中に若し事實政黨と密接の關係を有するの明な者があつたらどうする。私は先づ取り敢へずその人に向ひ形式上その黨に籍を置かぬ樣にと要求するだらう。更に其人の政黨に對する關係の實質を精査しその程度に應じて相當の方法を講ずるであらう。

私は原則としてはすべての教授に對し一樣に教へる事と研究する事とに專念せんことを要求し、且熱心に之を期待して居る旨を告げる。講師は、專任の教授を見出す迄の間其人の現に有する學識を信頼して一時講釋を依嘱するものなのだから、教授に對すると同樣の專念獻身を彼に望むことは出來ない。故に問題は主として教授に對して起るものとしておく。

さて原則として專念獻身を要求すると云ふ事は必しも當然に政黨參加を排斥するものではない。教授も亦國民の一人としては政治上の利害得失に大なる關心をもつだらう。その結果彼れが政治上ある特定の態度を執るに至るのは怪むに足らぬ。而して單にそれ丈けの事なら教授の職を毫末も妨たげぬことは勿論だ。只その事が一歩を進めて政黨參加といふ形式を取ることになると、問題は多少複雜になる。そは政黨員と云ふ意味が今日決して單純でないからである。私は本來政黨といふものは、政治家が政治家としての目的を達する爲に組織する所の、謂はば玄人達の團體であると考へて居る。從つて、一般國民は、彼等を監督すべき第三者として常に必ず嚴正中立の態度を保持すべ

きものと考へて居る。この立場からすれば、政黨參加は即ち政治家といふ意識を以て積極的に行動することを意味するのであるから、教授の職分と兩立し得ると觀るべき根據は極めて薄弱になる。けれども昨今勃興しつゝある無産政黨の場合の如く、既成政黨の醜怪なる誘惑から良民の神聖性を匡救するといふ考に基き、その前提の下に大衆の政治的結束を必要として廣く黨員を天下に求むるといふものに在ては、政黨參加は必しも直に政治家としての積極的活動を意味しない。斯う云ふ意味の政黨參加なら、單に國民の一人として自家の政治的立場に特定の方向を與へると云ふに過ぎぬから、教授の任務と兩立するせぬの問題の起る餘地は殆んどない。故に今日の様な場合に在ては、教授の政黨參加といふ問題に對しても一概に良いとも惡いとも動きの取れぬ機械的な斷定は下し得ぬものと考へる。良い惡いは各々の場合につき彼等が政黨に對して有つ實際の關係如何に依て別々に定まるものだからである。

以上の點を顧慮しつゝ、そんなら抽象的な一定の標準を前以て設定しておくの必要は全然ないのかと云ふに、この點に就ては私に今格別の定見はない。教授の中不幸にして陰に政黨の事業に深入りし爲に學事を忽諸に附するものが澤山あつたとしたら、私は無論急いでさうした内規を作ることに腐心したであらう。然うした事實がないとしても、若し教授の多數が進んで一定の内規を設け自ら銘々の鑑戒に供せんと主張するのなら、私は決してその勸説を容れるに吝でない。併し大體に於て私は教授の學者としての良心を信じ、別に規則を設くるの必要はないと云ふ態度を持するだらう。學術に忠なる限り、一時情に激して常軌を逸することあるも、結局その好む所に戻つて來るは明白だからである。若し方向轉換に新しい使命を感じて其處に大なる熱情を湧かすに至つたとすれば、彼は必ずや教職を辭して進退を曖昧にせぬだらう。教授その人の自決に恃んで十分安心が出來るものとせば、別に内規などを作る必要は毛頭ないのである。

併し一般論としては、學校當局が教授の政治運動に關し或種の拘束を規定せんとするは、學校の目的から觀てそれ自身決して不當な事ではない。その規定の内容又は動機に付ては自ら別に論があらう。斯種の規定を設くることが直に學問の自由に對する壓迫だなどと考へるのは、飛んでもない見當外れの妄論である。

私が教授ならどうする

次に私が教授であつたならどう處置するか。他人の事は暫く

措き、私一己の問題としては、一方に教授としての任を辱しめず、他方同時に忠實なる政黨員たり得べしとは、私の到底夢想だもせぬ所である。一つには能不能の問題でもある。頭腦明敏加ふるに精力旺盛の英才なら格別、私共の様な平凡な者に在ては、その一つだに滿足に勤め了うし得ようとは考へられぬからだ。假りに格別恵まれた才能と優れた體力の人があり二つ乍ら共に人並の成績を擧げ得るとする。それでも彼は學界の深奥なると政界の多事なるとを望み見て、而も果してその兩股の姑息なる態度に自家良心の不安を感ぜずに居れるだらうか。斯くして教授政黨員兩立不兩立の議論は、少くとも私にとつては、能力の問題であると共にまた德操の問題でもある。

暫く私の個人的事情を語るを許されたい。私は政治の研究を專門とする丈けに、殊に多大の興味を實際問題の評論に傾けて居るだけに、政治運動に對して食指の動くことは絶えずある。それに色々の事情は亦常にこの方面に私の奮起を促して熄まない。この誘惑——と云ふては惡るいのかも知れぬが——は私が大學教授を辭し續いて純然たる失業者となつてから一段と甚しくなつた。けれども私は、大學の教授ではないが教授であつた時と同じ心持で、單なる一學究としての使命に十分の未練を持つて居るので、大に内面的の勇氣を振ひ起しては絶えず右の誘惑を斥けるに骨折つて居る。之を誘惑と観るだけ、私の小さい學的良心は、外の事に係つて其本務の些でも礙げられることを極度に惜むのである。併し單に能力の問題として觀ても、學海は茫洋として際涯を知らず爲すべき事の甚だ多くして業蹟の更に擧らざるを顧みると、月並な言ひ方だが所謂日暮れ道遠きの歎を痛感するばかりである。此場合何の遑あつて他事に手を出す氣になれよう。それでも時に一片の赤心事に激して已む能はざるを覺へることはある。あとで後悔するを萬々承知であり乍ら、柄にもない場面に思はず飛び出すことも稀ではない。社會民衆黨の産婆役をつとめたるが如きは最近に於けるその一例だ。その外にもまだ澤山あるが、恥ぢを惜んで一々は吹聽せぬ。それでも結局私がそこに永久の立場を作るを肯んぜず暫くして再び元の書齋に退いてしまうのは、一つには因循爲す無きの性格にも依るのだらうが、一つには何處までも學究としての使命に忠ならんと欲するが爲めに外ならぬ。繰り返して云ふ。私は今は所謂大學教授ではない。謂はば學問を好む一私人に過ぎぬ。それでも他に義務を有つを忌むこと斯の如し。若し私が大學教授の地位に居る者であつたら、更に別個の理由に依り極度の潔癖を此間に發揮したに相違ない。

思ふに教授は單に學生に特定の講學をするばかりの者でな

く、常に研究に專念して大に學術の發達に貢獻すべき任務を有する者である。即ち教授は一つには學生を導き一つには一國文運の發達に貢すべく特に設けられた貴重な地位なのである。講釋だけなら或は片手間にも出來ると云へよう。而も研究に至ては窮まる所がない。片手間に之がやれると云ふものあらば、そは教授の地位に對する大なる冒瀆ではあるまいか。講釋だけにした所で、之を片手間にやられるのは實は餘り好ましいことではない。政黨の側になつて見ても、學校教師の片手間に黨務を見られるのでは定めし賴りなく思ふことであらう。それも規律や秩序のついた既成政黨ならまだいゝとする（既成政黨に在ては所謂最高幹部が一切を切盛りし、黨員一般の活動に待つべき部分は極めて少いから。）新興の無產政黨に至つては、首領から陣笠に至るまで、大童になつて働いても到底追ッ付くものではない。故に此方に眞劍に身を投ぜようと云ふのなら、今更何の餘裕あつて呑氣に學校の講釋などをして居れよう。故に若し私が政黨の實際運動に使命を感じたとしたら、私は忍び難きを忍んで斷乎として教職を棄てる。教授ばかりではない、講師としての仕事も出來るものなら辭退したに相違ない。

その場合假りに學校や學生から切なる留任の要求があつたとしたらどうする。私の答は極めて簡單だ。（一）教授の地位には斷じて留らない。之は單に教場で講釋するばかりでなく、學術の進歩に貢獻すべき地位だから、自分の如き大半の力を他の方面に致さんとする者の汚すべき所では斷じてない。是非早く專心學術研究に獻身すべき適當の後任者を作つて貰ひたい、（二）けれども急に後任者の求め難く之を求め得ても準備の整ふまで相當の時日を要すると云ふのなら、從來の情誼上學校並に學生に迷惑を掛けても濟まぬから、暫く講師として引き續き講壇に立たう。併し之は一時の急に應ずる變則的便法に過ぎぬから、出來る丈け早く專任の教授を以て代らして貰ひたいと。

斯うした私の立場から、安部磯雄先生の執られたあの立派な態度には私は心から敬服する。之に反し大山君に同情すると稱する一派が教授と政黨員との兩立の原則的承認を主張したあの驚くべき亂暴さ加減に至ては、私の到底了解し能はざる所である。此事件に關連して屢々引き合に出された北澤、內ケ崎兩教授に就ては殆んど議すべき問題はないやうだ。內ケ崎教授は用心深くも憲政會に黨籍をおいてない。而して自らは頻りに治安警察法第五條の撤廢に努力して居ると云ふ。北澤君の日本農民黨顧問たるは形の上で固より何等教授の地位と矛盾するものではない。但し兩君とも實際の關係に於て政黨とどれだけ深い連絡を有つて居るか、それは局外から詮索するよりも寧ろ兩君の自

ら決する所に委すの外はない。

餘談

以上の論中大山郁夫君の進退に關する點は、固より抽象的の原則の論としての立言である。全體としてあの事實の認定といふことになれば、事必しも斯く單純ではない樣である。或は曰ふ、早稻田大學當局は教授連の關係する政黨の如何に依てそれ〲取扱を異にして居ると。又曰ふ、勞働農民黨參加を好機として或る一派は大山教授の排斥を企てたと。他の一方に於てはまた斯んなことを云ふ者もある。**大山教授が自分で辭表を出しておき乍ら、後に至り教授政黨員の原則的兩立などと唱へて自ら出した辭表の不採納を**教授會に迫らんとするのは可笑しいと。又曰ふ、所謂共産系の一派は大山君の早稻田大學に於ける地位の存廢が自派勢力の消長に大關係ありと觀て、大山君を強要して無理にもその地位に噛ぢり付かせようとしたのだと。其他いろ〱の流言蜚語は頻々として私の耳朶をたゝき殆んど送迎に遑ない。何處まで本當か局外の我々には一向見當が付かぬが、少しでもさうした氣配ひのあるものなら、成る程あゝした大騷ぎの起るのも無理はないと思はれる。併しこれ丈けは間違なく云へる、教授と政黨員との關係に付ての原則は炳として日月の如し、紛々たる陰謀に依て此でもその動きの尖らさるべき筋合のものではない。而してこの原則の文字通りの確立の如何に緊要であるかは、紛々たる感情的暗闘に依て其事の毫末も枉げらるべきでないことを明白に示して居ると。この問題に絡んで暗々裡にこの點でしてやられたあの點で乘ぜられたなど考へては、定めし切齒扼腕することもあらう。さりとてこの一時の感情を滿足させる爲め何よりも大事な根本の原則を些でも歪めるのは、大局に明なる者の斷じて爲す所ではない。是に於て私は切に稻門數千の健兒の自重を望まざるを得ぬ。そは彼等の恩**師の爲に大事な問題であるばかりでなく、亦實に學問の爲に並に政界の爲に極めて大事な問題だからである。就中、**彼等が少しでも大山君をしてその「大」を成し同時に社會の爲に十二分の貢獻を爲さしめんと欲する心あらば——一言にしていへば彼等が眞に心から大山君を敬愛するのなら、大山君の爲に盡すべき道は自ら明な筈だ。大山君をして學界に留らしむるか又は彼を實際政界に送り出すか。それは何れでもいゝ。たゞ理窟にもならない屁理窟を並べ、無理に水陸兩棲の醜態を演ぜしめんとするのは、餘りに恩師を利用する暴擧のやうに私には見へる。

議員優遇案に就て

新聞の報ずる所に依れば、憲政會の顧問加藤政之助氏は議會の功勞者及び一般議員の優遇に關する意見書を草して之を若槻首相に提示しその實行を促したと云ふ。首相が之に對して如何の意見を有するやはまだ明でないが、加藤氏の建言は實は今年に始まつたことに非ず、且昨今世上には議員一般に從五位をやることにしてはなどの意見もあると云ふから、所謂優遇案なるものは或は近き將來に具體的の問題とならぬとも限らない。具體的の問題となれば今日の愚劣なる議員の忽ち之を通過せしむべきは見え透いて居る。之が通過したとて我々の利福には何の係はりもないから、進んで通過を希望せざると同時に敢てまた之を妨げようと努むる程の事もない。只之に依て今日の議員の多數が總じて如何に名利に憧がれて居るかを知るを得ば是亦多少の參考にはならう。更に進んで自己の名利に斯くも鋭敏なる彼等が議會に於て國民一般の利福の爲め一體何を爲しつゝあるかを照合したなら、當今の政治家の眞面目は一層明になるであらう。

提案の詳細なる內容に付ては未だ何等知る所がない。優遇を受くべきものとしては二種類を擧げて居るやうだ。一つは多年議席をかち得た所謂功勞者で、他は一般議員である。前者の優遇に付ては固より相當の理由を擧ぐるに苦まざるべきも、後者に就ては、官吏との權衡上議員たる地位にも相當の位階勳等を認めてもよからうと云ふ位の理屈を擧ぐるのではあるまいか。それはさておき、この二種の者を如何なる方法で優遇するのかと云ふに、その點は未だ發表されて居ないから分らぬが、併し局外の我々にも大體の所は想像がつかぬでない。それはどうでも可いとして、先づ我々は第一にそんな必要があるか如何を考へて見よう。

或は曰ふ、議會に議席を有すること何十年にもなると云ふ所謂功勞者は、同時にそれ／＼の所屬政黨に於ける功勞者である。その中有能なる者は屢々次官大臣に拔擢せられ、少くとも勅選議員に祭り上げられるの例であるが、併し之等の地位には限りあり固より我と思はん者の野望を洩れなく滿足してやるわけには行かない。そこで不平が起る。不平をその儘に放置するは節制の紊るる因といふので、之等の人々の爲に特殊の優遇方

法を講ずる必要が起るのだと。又或る人は曰ふ、昨今段々世間がやかましくなつて、折角議員になつても昔の樣に甘い汁は吸へぬ。どうせ物質的の役得がないものなら、切めて名譽上の利得にでも有り附きたいものだ。斯うした考が一般に強くなつたとすれば、幹部が議員の統制上自ら之に迎合すべき新案を工夫するに至るは當然でないかと。餘りに穿ち過ぎた解釋だけれども、當今の議員氣質から觀て私に今之を否定すべき材料はない。而して斯れが國家的見地から觀て何の理由にもならぬことは勿論である。

＊　＊　＊

官吏に位階勳等の制あるに對しては、**本來之を必要とするや否やの根本論に遡れば固より異論を挿むべき餘地はあり、**從つて官吏に之あるを理由として議員にも之を賜ふべしとするの說は一顧にだも値しないと思ふ。若し議員が自己を他と殊別すべき標識を欲しいと云ふなら、單に議員であると云ふだけで澤山ではないか。官吏の數は恐らく萬を以て算ふるの多きに上り、その中高等の位階勳等を有する者だけを擧げても遙に議員の數を超ゆるに違ひない。之に伍することが何で議員の名譽になる。六千萬人中より選ばれたる四百幾十人の中の一人だといふことに如何にして彼等は誇りを覺え併せて其責任の重大なるを感じ得ないのか。尤も實際の所世間は普ねく今日の議員を侮蔑し切つて居る。併し之は議員の地位そのものを馬鹿にして居るのではない、その尊貴な地位に擧げられた者の餘りに愚劣なその甚しき不釣合に呆れた結果に外ならぬ。即ち議員の社會的評價の斯くも甚しく低劣を極めるのは議員自ら侮つた結果であつて、彼等が單に議員たる事實の上に絕大の誇りを感じ得ぬに至つたのは謂はば自業自得なのだ。故に私は考へる、彼等が議員の地位に對する世間的評價の不當なるに憤慨しその本來の尊榮に周圍の人を覺醒せしめんと欲せば、須らく先づ自分自身の行**動に反省し、自ら侮るの不しだらをやめ、自分自身を眞にその尊榮に値するものたらしむべきである。議員其人の人間とし**ての品格が今の樣に劣等では、之に正一位大勳位を送つた所が所謂猿猴にして冠するもの益々世人の嘲笑を挑發するに留まるだらう。斯う云ふ立場から私は今更らしき議員の優遇を必要と認めざるのみならず、そが却つて議員其人の本當の覺醒を促す邪魔とならぬかを恐るるものである。眞面目な議員なら、斯んな提案に接しては却つて自家に對する一種の侮蔑を感ずるかも量られぬ。

假りに位階勳等を貰ふことになつたとしても、彼等は一體どの位のものを貰へると思つて居るのだらう。昨今新聞などに散

見する通り、華族の嗣子並みに從五位を頂戴するとすれば、其地位は丁度各省局長邊と相上下することになる。一般の議員にやるものとすれば、他との權衡上これ位がせい〴〵の所だらう。而してこの從五位が果してどれだけ議員の世俗的地位を光らすに役立つのか。位がなければこそ議員を以て大臣と同格だとも威張れる。位を貰つて之が却つて局長の地位になり下がるのだ。位は議員をやめても殘るのだから貰つて置いて損はないと云ふ人もあらうが、其人に相應しくない裝飾程第三者に不快の感を與ふるものはない。錚々たる實業家の死亡廣告に、從何位何某などと麗々しく書いてあるのを見て、毎も私は死者に對する遺族の心なき冒瀆を憤る。但し官吏は別だ。位の高下は丁度その人の地位を知らす樣に出來てゐるからだ。官界以外に在て位を冠するは多くの場合却て甚しく其人を小さくするの嫌はないか。夫にも拘らず之を欲しがる人の存外多いのは、私の常に了解に困しむ所である。

そこで或る狡猾なる人は斯んなことを考へてゐると云ふ噂がある。普通の方法で表彰するのは他の官吏等と比較されるから面白くない。武勳に對する金鵄勳章と云つた樣な文勳特殊の名譽の標識を新定しては如何と。但し議員だけとしては變だから、實業界學界の勤勞者にも議會の決議を以て同じ勳章を與へようと云ふのださうである。往年寺内内閣のときも實業方面から強要されてか同じ樣なことを考へたことがあると聞くが、流石に眞面目な支持者を缺いて遂に物にはならなかつたさうだ。佛蘭西のレジョン・ド・ノールの例もあるから滿更無稽の思ひ付ともいへぬが、今の議員にその運用を托して折角の新制度に相當の聲價を保てるかは甚だ疑しい。

いづれにしても子供が色の美しい玩具を喜ぶやうなことは此際是非とも思ひとゞまつて貰ひたい。まじめに仕事を勵みさへすれば、議員は單に議員としてその虛榮心を滿足せしむるだけの尊榮を十分世人に捧げさせることが出來るのだ。政界の先輩達も、斯んな事で末派の希望に迎合することの却て弊害多かるべきことに、此際大に反省して頂きたいと思ふ。

＊　＊　＊

同じ樣なことは所謂功勞議員に就ても云へる。永い間議員をつとめたといふことの外更に格段の勳功があつたと云ふのなら、一般の定めに從つて之を表彰するの方法は備はつてある。別に議員たるが故に特殊の方法を必要とする理由はない。而して只何年以上の勤續といふが如き機械的の標準を以てするに止まるのなら、猶更國家から特殊の表彰をする必要はあるまいではないか。學校の小使の勤續何年の表彰式といふ樣なものをよ

くその學校でやることがある。十年一日の如く勤めたと云ふことは、多くの場合に於て當該關係部局に於てのみの問題に過ぎない。議員の長年に亘る勤續は一面に於て慥にその人の德望を想はせるものに相違はないが、同時に之が國家に對する人並勝れた勳功を意味するやは全く別問題だ。彼に若し酬いらるべき何ものかがありとすれば、それは多年勤續し得たといふことで十分だ。それ以上國家を煩はすべき理合は斷じてないと考へる。

尤も多年下院に議席を有し眞に憲政の發達に貢獻せる者を議會の決議に依り勅選議員にでも推薦すると云ふ樣の制度なら、相當の理由はある。併し之には(一)各黨派とも之を自黨の便宜に利用せざること、並に(二)その選擇には十分の注意を加へ些の情實を交へず最も公平に判斷することの二條件の確守に信頼し得なければならぬ。之が恃めぬ限り斯種の制度は決して有效に運用され得るものではない。佛蘭西にパンテオンといふ處がある。祖國の發達に貢獻した文武の英雄を祀る所だが、その選定の決議に於て曾て議院の不公平の非難されたことを聞かない。又同國の上院には昔し七十五名の終身議員と云ふ者があつた。上院議員にも一般に任期があるのに、共和政の確立に大勳勞のあつた名士七十五名を特選し、之に終身議席を占むるの特權を附與したのである。この選擇にも曾て不公平の非難を聞かないのである。英國では金持に爵位を賣つて黨費を作るといふ公然の弊風がある。それでも華族として如何はしい樣な人物には斷じて之を許さぬと云はれて居る。之は勿論賞めた話ではないが、概して之を云ふに、公平を持し情實を避け選擇宜しきを得る限り之等の諸制は面白いと思ふけれども、今日の日本に之が弊害なく運用され得ようとは到底考へられない。尤も今日の勅選議員そのものは、其地位を以て直に多大の國家的貢獻を連想せしめぬ程貧弱なものであるから、假令下院の選擇があやまつたとしても、その當選者が上院の同格者と伍して多く遜色なかるべきは言ふまでもない。而して勅選議員をあんなものにして置くのでは、之に祭り上げることが決して勳勞の表彰を意味しないことは勿論である。

私が昔し佛蘭西に居つたときのこと、我國のある勅選議員が切りに Sénateur inamovible の肩書を振り廻して彼國人士を驚かしたことがある。Sénateur inamovible は前記の所謂終身上院議員で我國の元老にも當るべき至高の名譽を荷ふものである。推薦の際元勳七十五名に限り爾後補缺せずその人の死と共に消滅に歸すべき制度だからである。我國の勅選議員が單に終身たるの點に類似を見出して Sénateur inamovible と譯したのは本來甚しき錯誤の存在であるが、併し考へて見れば、勅

選議員にはこの位の重みがあつても然るべきものだ。之を設けた主意も必ずやそこに在つたに相違ない。只歴代の政府が之を濫用したので今日の様に安ツぽいものになつてしまつたのは遺憾だが、差當り急に之を本來の精神に引き戻し難き以上、之を以て功勞議員表彰の方法とするは適切であるまい。や丶有能な功勞者は大臣にする、之になり損つたものは樞密院に持つて行く、樞密院にも向け兼ねる代物は仕方がないから貴族院に祭り込めと云ふ現狀では、優遇案は却つて老朽淘汰案たるの事實を暴露することにならう。

斯う考へれば、結局議員の名譽の爲めには餘計な苦勞をせぬがましだといふことになる。人爲的に勿態を附けようとすればどの方法も悉くこれ品位を下げるに役立つばかりだからである。默つて居ても眞面目に仕事を勵みさへすれば獨り手に自然の光が外へ出るではないか。人の譽れを博するに是れ程樂な商買はないと思ふ。怠けて御褒美を頂戴したいと慾張るのでとかくボロが出る。私は議員諸君の爲に切にその自重を望むものである。

政治的責任の意義

或る角通は云つた、昔の相撲は堂々と四ツに組んで本當の力と技との角逐をしたものだ、故に勝つた負けたはその儘強い弱いの標識であつた、今の相撲は巧に相手のスキを狙ひ専ら小手先の器用不器用で雌雄を決せんとする、勝負に依つて知ることの出來るのは僅に賢愚の別に過ぎない、本當に強い力士の出現せぬやうになつたのも無理はないと。同じ様なことは私も平素政界の掛引に付て感じてゐる。尤も昔の政界が昔の相撲の様に堂々たるものであつたといふのではない。問題の實質を顧みず末節の揚足を取つては一時の快を貪らんとする弊風に慊らぬ點で私は右の角通と全然その感を同うするものである。相撲道が力と技の爭ひから専ら頭の爭ひに遷つて往つたことは、或は別の意味で一つの進歩とも云へやう。政治上の掛引が國利民福の實質的消長を度外して只管形式の末節に拘泥するやうになつたのは、どの點から觀ても斷じて許し得べき現象ではない。

別項に論じた小川平吉問責一件の如きも、或る意味に於てはこの厭ふべき弊風の一例と云ふことが出來る。古證文を出して

言責を負へといふのは、敵を追究する武器としては洵に痛快を極めて居る。併し一小川平吉を窮地に陷れることは抑も國利民福に何の係はりがあるか。我々民衆の本件に關して最も與り聽かんとする所は、所謂怪寫眞なるものが撮影當時の大臣の政治的責任を問はねばならぬ程の重大事件なりや否やに在る。私どもは初めあんな事で大臣に出たり引ッ込んだりされては困ると考へたのであつた。敢て江木法相を曲庇する意圖は毛頭ないが、斯かる些末の出來事を政爭の具に供するをば今以て陋劣至極と憎んで居る。あの當時から私共は頻りに小川翁の聲言を斥けたのであつたが、この態度は固より今日でも變らない。從てまた小川翁に就ても今日この件に關しては全然表面上の責任を負うて貰はうとの考はなく、却て責任を負はれては困るとさへ考へて居る。先きの聲明と對照し翁が今日の態度を自ら如何に說明するかに付ては、別項にも論じたやうに、彼れ一個の德義の問題として恐らく彼れに多大の煩悶があらう。之れに付け込んで公然彼れの責任を問ふは、小手先の小技巧としては眞に機宜に適したものに相違ない。併し之を眞顏になつて追究するの結果は、怪寫眞事件に關し先きに小川翁の與へた評價を事實上承認することになるを知らねばならぬ。之が小川翁の法相在任中の出來事だから良かつた樣なものの、若し江木法相時代のことであつたら、憲政會少壯議員諸君は自黨出身の大臣に向つても果して同じ樣な勇敢な態度を以て辭職を迫つただらうか。鹿を逐ふ者は山を見ず、小手先の巧妙に急ぐ者は動もすれば肝腎の原則を忘れる。政治的責任は根本の原則の守られるか守られぬかの標準に依てのみ論議せらるべきものである。

* * * * *

之と關連して私は玆に政治的責任と道德的責任との斷じて混同せらる可からざる所以を特に力說しておきたいと思ふ。この混同の結果政治上に於ける正義の發現が著しく抂げられ又蔽はれる例は我國に於て餘りに多いからである。**小川平吉一件にしても、彼れの道德的責任を外部の者がヒステリー的に氣にし過**ぎると、政治上の正義を確立すべき方面は頓と忘却されてしまうのである。道德上の責任は別に之を糺す方法があらう。政治上に在ては唯その事の結果のどうであるかに依て責任を問へばいゝ。之を混同すると馬鹿を見る。折角の油揚を鳶にさらはれぬやう極度に用心深くありたいものである。

之についてまた想ひ起すのは例の二枚舌の問題である。政友會內閣時代中橋文相が之で大に苦められたことは昔の物語りとして今は觸れずに置かう。昨今では若槻首相が再三之でいぢめられて居る。仙石前鐵道大臣は何かふくむ所ありと見えて頻りに

之を以て首相を難じて居られるが、箕浦勝人氏に至つては僞證の告訴をまで提起した。總理大臣の德義を問ふ問題としてはそれはそれでいゝ。併し二枚舌を使つたから辭職しろと云ふものあらば、それは飛んでもない間違だと思ふ。僞證の告訴が物になり裁判の結果首相の有罪と事が決まらば、留れと迫つても若槻氏は恐らくその地位を去るだらう。この點については外界から兎や角文句を入れる必要はあるまい。されば外部の者に彼れの進退に容喙する權利の生ずるのは、彼れの二枚舌の結果國家に多大の損害を與へた場合に限るとせねばならぬ。國家の利福に何の影響を與へしやの實質の問題を度外において、單に二枚舌の嫌疑だけで公人の進退を議するのは、小川平吉問責一件と同じく、政界の事として全然取り上ぐべき價値はない。

政治家の聲明に時に依て表裏あるは、無論純らその不德に歸すべき場合もあらうが、多くの場合それは見解の變化に基くものと觀なければならない。而してその見解の變化が何に依て生じたかの點に至て、始めて彼れの政治的責任を云々すべき内容に觸れるのである。或は初めの聲明が正しく後に或る方面の强要に動かされて態度を改めたといふ場合もあらう。斯うした場合に責任問題の起るのは怪むに足らぬ。又或は後の調査考慮の結果初めの態度の維持し難きを發見して全然別個の宣明をするに至つたと云ふ場合もあらう。斯う云ふ場合には、態度の變化を說明するに假令多少の懈怠粗慢があつたとしても、政治的には寧ろ彼れの常に所信に忠なるを支持せねばならぬ。政治家は忙しい。手續上の順序をやかましく責むるのは酷だ。要は只その結果に就てその當否を判斷すべきである。この點に於て私は、二枚舌問題の動もすれば政界に重大視さるるのを以て、決して喜ぶべき現象とは認めない。

少くとも私はかの松島事件に付き若槻首相の二枚舌問題の喧傳さるるを不思議に考へてゐる。姑く首相自身の辯明を無視し專ら反對側の擧ぐる所に從ふも、首相がはじめ移轉許可に意あるを漏し乍ら、後之に醜怪なる運動の絡むを耳にし斷然不許可に腹を變へて弊根の一掃を謀つたことは、政治的に觀て何處に糺彈に値する理由があるか。初めいゝ加減の事を云ひ乍ら後日全然知らぬ顏をするのは怪しからぬと云ふ。爲に自黨の長老を一層窮地に陷れたではないかと責める。この點に於て若槻首相の長者の德に缺く所あるを想像するはいゝ。併し之は直に移して彼れを台閣に留らしむ可からずとするの理由にはならない。初め一旦許すと云つた以上どこまでも其の方針で進むべきだといふのなら、成る程彼れの二枚舌は立派に政治問題になる。政界に在て最も重んずべきは結果の如何である。その爲めに國利

民福の障礙が除かれるのなら、二枚舌が三枚舌であつても一向構はない。

＊　＊　＊　＊　＊

政界では結果が重大だといふ所から、何處の國でも、去年は云々の聲明をしたではないかと云ふ樣なことはお互に輕々しく問題にせぬことになつて居る。尤も之れも程度問題ではあるが、初めの聲明が正しく急に態度の變つた原因に大なる疑があると云ふ場合の外は、政界の討議は一に唯現在の聲明を土臺とし、去年の宣言などは頓と忘れることになつて居る。去年は去年、今年は今年。事情が變れば對策の同じきを得ざるは當り前だからである。去年のことはどうでもいゝ。今日現在主張することが一體國利民福の要求に合するかどうか。之を吟味することが何よりの大事である。斯う云ふ習慣が立つて居ればこそ、政治家は古い言明に拘束されず自由にその時々の考に從て思ふ存分の働きをなし得るのである。國に依てはこの事を一層徹底させる爲に特殊の手段を講じて居るのさへもある。例へば英國に於ては、內閣の會議は故らに記錄を作らず、閣員はもとより之を外部に洩らさないことになつて居る。假りに之が洩れたとする。閣員は洩らす筈なく他の者に之を知る便宜は絕對にないから、それは斷じて訛傳だと云ふわけで、何人も之を公の問題とせぬ。之は昔から極めて嚴格に守られてゐる政治的習慣だと聞いて居る。成る程閣議の模樣があとから公けの問題にされる樣では、假令どんな公明の政治の行はれる處でも、到底自由潤達の手腕は振へまい。この點に於て、その昔し寺內首相が議會の壇上から大隈內閣當時の閣議の記錄を朗讀して憲政會に逆襲を試みたなどは、驚くべき暴擧であつて、當時內外人士の非常に吃驚したのも尤もである。いづれにしても、或る意味に於ては內閣大臣は本來二枚舌御免の特權を與へられて居るものと謂てもいゝ。遠い西洋の事だから之はその儘我國に適用し難いとしても、國利民福を唯一の標準とし時の宜しきに從て自由潤達の手腕を振ふべき內閣大臣に對しては、二枚舌の責任の糺彈の如きは格別寬大なるを必要とする。是れ亦決して理由のないことではない。

＊　＊　＊　＊　＊

政治的責任を糺すべき本當の標識の何處に存するかを見誤ることの結果現はるゝ弊害に、モ一つ大きなものがある。當局者がその政策の全部の無條件的承認を强ゐて種々陰險の手段を弄することも是れである。

政府の政策の行はれぬ場合は勿論だが、之が重大なる修正を受けた場合、それでも政府が依然その地位に留まり得るかに付

ては必しも豫め一定の標準を立て難い。が、第一に政府の主として力瘁を入れた政策の根本的に承認を拒まれた場合、いさぎよく骸骨を乞うて敵黨に讓るは當然とすべく、第二に多大の修正を見た場合、政府の當初企圖した趣旨の全然沒却されたものでない限り、原則としては之を原案の改善と視て與へられた施行の責任を忠實に盡すのが順當であらう。修正は時に一種の糺彈と見ねばならぬこともあるが、原則としては何處までも改善の要求と觀るべきであらう。併し之は常に問題の實質を重視する立場からの觀察であつて、我國の如く冠履を顚倒して徒らに末節に拘泥する處に在ては、一切の反對一切の修正は悉く提案者不信任の徵證として取扱はれるを常とする。反對修正を主張するものが土台その積りで騷ぐのだから、受け身になるものが亦その積りで攻擊を避けんとし、併せてまた豫期せざる結果の發生を過當に苦慮するのも無理はない。斯くして敵も味方も結果の良くなつたことを淡泊に祝し合ふと云ふ餘裕はないのである。そこで彼等は一旦言ひ出したことは無理にも通さうと焦る。無理が通らねば即ち自家の面目に關するとし、面目が立たねば直に重大な進退問題に響くと考へる。そこで爭ひは遂に單純なエースかノーかの決定とならざるを得ない。胸襟をひらいて審議をつくし、提案を更に一層良くしようと云ふのではない。結果が良からうが惡るからうが、一旦言ひ出したことが其儘通らないでは命にかゝはるといきまくのである。斯うした考方が如何に深く今日の政界を毒して居るか分らない。現に毎日の新聞は此點に關し引ツ切りなしに多くの材料を讀者諸君に供して居るではないか。

一旦提案したものを否決されては大變だとあつて、事前の了解を求むると云ふことが流行る。所謂待合政治はこの必要に促されて起つたものだ。世上の物議を來さぬうち突嗟の間に議決してしまはうとしては、兎に角事を秘密の間に運びたがる。最近東京市會を騷がした瓦斯問題の如きは正に之れだ。一旦提案した以上どんなに缺點の多いことが分つても之を無理で通さうとして凡ゆる手段を弄することは、今日現に宗教法案の討議に於て現はれて居るではないか。東京市會で瓦斯問題を擔いだ連中は、否決されんとする不面目を避けんとして一旦之を引つ込めたまではいゝが、この儘引き退り放しでは自家の威信に關するとて、蔭に廻つては時機を見て再び之を提案決定すると誇語して居るとやら。孰れにしても彼等の小さい面目の爲に國利民福の常に踏みにじられることは堪られない。是れ皆一つには末節に拘泥することから起る弊害である。而して傍目をふらずひたぶるに國利民福に直面することは、恐らく之等在來の政治家

には許めまい。

三黨首の妥協

三黨首の妥協と云ふことが目下世間一般の批難の的になつて居る。併し無條件にたゞ之を惡い〳〵とする議論には一概に賛成することが出來ない。

既成政黨の立場を根本的に排斥する見地から論理を一貫して吟味を進めると、成る程あゝした妥協はどう考へても是認し難い。併し是認し難いのは實に此の事ばかりではないのだ。彼等の一擧一動は恐く我等の好尚に合はぬのである。けれども議論の根據を專らこゝに置くのでは、始めから現代政治の批評にはならない。

今日の政治は不幸にして既成政黨の運用する所に委されて居る。否ツイ近頃まで實は特權階級の壟斷する所であつたのだ。ヤツと政黨の掌裡に之を收めた様なものの、今日猶未だその確保に安心の出來ぬ懸念もないではない。兎に角今の處これ以上の展開を望み難しとすれば、既成政黨の政權運用は與へられたる事實として之を承認の外はなからう。既成政黨に依る政權運用を與へられたる事實として承認して掛ると、朝野の黨首が密談に由て政局の安定をはかるは、其事自身必しも咎むべきことではない。動機、手續、條件、之等の細目の諸點を度外して、全體として妥協の不當を呼號するは間違つてゐる。

と云つて私は三黨首に依て運ばれたあの妥協を其儘是認せよと云ふのではない。之を是認すべきや否やは別に之を決する標準がある。妥協その事が當然に非難さるべき事柄だと早合點してはいけない。

然らば本問題につき特に我々の注意すべき點は何か。

＊　＊　＊　＊　＊

若槻首相は無用の解散を避けんとして妥協を敵黨の首領に申込んだ。これは當局者としては固より至當の手續である。之を彼がよくやる貴族院の殿原を待合に招待するのと同一視してはいけない。假令その事が秘密裡に運ばれたとしても、堂々と敵の首領と天下の事を諮るものなる以上、之を私しの內談と呼ぶことは出來ない。妥協に因て解散の好機を逸したことは、國民と

しては如何にも殘念だ。併し之に就ては、當今の政界一般が解散の意義に關し我々と見解を異にする點に鋒先を向くべきであり、我々と立場を異にする政客連が我々の好む通りに行動しなかツたとて、今更之を責むるわけには行くまい。孰れにしても、あの險惡極る政局を見事に轉回して玄人筋の所謂時局の安定を一擧に將來し得た手際の鮮かさは、舊式政治の立場から觀て若槻首相の非常な成功と許さねばならぬ。若し之に世間ひそかに想像するが如き條件が完全に附いて居ないものなら、若槻首相の政治家としての地位は——無論舊式政治の俗見から觀ての話だが——之に由て盤石の重きを致せるものと謂てい〻。

只問題となるのは、之に何等かの條件の附いて居ないかの點である。目下この點で問題となつて居るのは、若槻首相が在野兩黨首の要求に應じて與へたと云ふ「深甚の考慮」と云ふ文字だけであるが、之が事實果して近き將來に於ける總辭職を意味するものなりや否やは、當事者の與ふる解釋に齟齬があるので我我には何とも見當がつかぬ。何れ遠からず事實が之を決するであらう。而して此事實に依て始めて妥協の評價は善惡いづれとも決まるのである。若し一部の人の豫想の如く若槻內閣が近く辭職を決行したとする。その表面の口實の何であれ、世人が之を先きの妥協と關連せしめて考ふるは當然であつて、何と辯解しても、徒らに公器を弄べるの非難は到底免れ得ないであらう。若槻首相が辭職などしないと云ひ切る態度には頗る斷乎たるものあるが、床次田中の兩氏に至ては、頻りにやめるだらうやめるだらうと、さも自信ありさうに囁いて居る。何と云はれてもやめねばよし、やめれば若槻氏の政治的立場は疑もなく國民の眼の前にゼロになる。尤も之に依て國民的義憤の鎗玉にあげられるのは獨り若槻氏ばかりではない。田中床次と雖も、公器を弄せるの罪に於て固より彼と甲乙はない。

妥協に條件が附いて居るか否かは、双方の聲明に曖昧の纒綿する限り、將來の事實に待つて判斷するの外はない。只强て推測を逞うするに、何等か秘密の條件が有りさうに思はれてならない。そは如何に今日の政客が內心解散を回避して居るからとは云へ、一場の會談に於てあ〻雜作もなく首相の說得に屈する筈はないからである。事の實際に於て全く無條件で妥協の話が纏つたものとすれば、在野黨の首領が餘りに意氣地が無さ過ぎる。是れその反面に於て若槻の非凡を激賞するもののある所以であらう。床次氏には進退兩難の本黨を抱え込んで困り切つてゐたと云ふ特殊の立場がある。之を暫く論外として觀れば、田中大將獨りが一部の世評の如く敵に一杯喰はされた形になる。事實果して然るか。どんなに利口さうに振舞つても結局軍人は馬

鹿正直だなどと、安價に彼れを評價してはいけない。云ふ迄もなく形の上で一番馬鹿を見るのは政友會だ。此間忍び難きを忍んで姑く蟄伏に甘んずる彼れの頭は、寧ろ吾人の大なる研究をそゝるものではあるまいか。

田中は決して愚直なる一介の武辨ではない。若槻の多知聰明は多くの人の認むる所なるも、固より彼に未だ一場の會談に他の誠意を投げ出さしむる程の威望は許せない。床次には兎も角も研究會邊の策士が附いて居る。之等の事實を念頭に入れて考ふるに、かの妥協の成立は決して無雜作に出來上つたと觀るべきではないやうだ。私かに思ふに、之は次の二つの場合の孰れかを前提として現はれたものではあるまいか。一は噂の如く矢張り若槻が近き將來に於て引退すべきを諷したことで、二は彼等が共に表面に聲言した如く昭和新政の始に於て特に新帝陛下を煩し奉らざらんとする誠意に一致したことと是である。

第一の推定が若し事實だとすれば、世間の今日の非難は全部その儘彼等の甘受に値する。併しそれにしては在野兩黨に在て若槻内閣辭職後に處する準備の一向試みられぬのを怪まずには居れない。憲政會の顧問が議會後の時局を相談したいと總務を誘ひ、暗に總辭職の實現あるべきを諷したと云ふけれども、之を何處まで信じていゝのか分らない、孰れにしても此際多少の自信を以て將來を豫想せしむべき材料は一つもない。是に於て私は或は第二の推測が事實なのではあるまいかとも考ふるのである。

御大葬があつたからとて國務は一日も曠廢を許さないと云ふも一ト理窟だ。忍び難きを忍んで此際は姑く爭ひをやめようと云ふのにも、國民的感情としては大に共鳴が出來る。今日の政治家に折角の理窟をすてゝ麗しい國民的感情を顧慮せよなどと云つたとて始らないが、併し大正の始めにも、政界の波瀾は隨分登極早々の先帝陛下を惱まし奉つたとやら。今度も同じ樣な事を繰り返しては洵に恐懼に堪へぬとて、政海の波瀾に終を樣な考は早く既に一部の上流階級間には力强く說かれたと聞く。私は元來政界の掛引に宮中の事を援引するを不可とするものであり、政治上どんな大波瀾が起らうと、固より國家の爲めによかれと物事を心配する人達の爭ひだから、宮中は全然之に超越し安心して傍觀される樣にありたいとは思ふけれども、實際の情勢として今俄に斯の如くなるを期し難いことは知つて居る。果して然らば、政界の巨頭が右樣の憂惧を共にして忽ち從來の態度を改むるに至れるは、是亦想像に難くない。若しさうだとすれば、結果から觀て若槻首相が最も幸運の潮合に乗つたものであり、一番の貧乏籤を引いた田中大將に亦、最も多く陰

忍の美徳を貫すべき理由があるとも考へる。之等の點も私の想像だけの話だから事實の果して何れにありやは分らない。只この推測の樣なものとすれば、田中大將の一時の隱忍は、貫徹に値する雅量の表徴として或は機密費問題に絡む從來の不名聲を拭ひ去り、今後の政界に於て更に一段の信用を增す緣因とたらぬとも限らない。

＊　＊　＊　＊

孰れにしても、妥協その事には直に善惡の別が附け得られるのではない。妥協とさへ云へば何でも惡いものに決めて無暗に青筋を立てるのは、政治を解せざる少年的昂奮に過ぎぬ。之に依て關係政治家を如何に評價すべきやは實は今後の成行に待たねばならぬのだ。只何としても許し難いのは、一旦妥協の成るや在野黨の議員が全然審議權を抛棄して鵜呑みに豫算を通過したことである。反對の爲に反對することの外に何等爲す所を知らざる今日の議員に、堂々の論陣を張つて忌憚なき批評を披瀝せよと責めるのは無理かも知れない。それにしても昨今の議會の脊容は餘りにひどいではないか。それかとて必しも妥協其ものが惡いと云ふのではない。妥協に處するの道を知らないのが惡いのである。今日の議員には、戰場の勇士も平時に在ては郷黨の鼻摘みだと云つた風の所が多分にある。

あれ程の大事を一般黨員に諮らず黨首が獨自に秘密の間にきめたのが穩當でないといふ非難がある。之も一應の理由はあるが、我國の政黨が由來總裁專制の仕來りであること又斯くあらねばならぬ事情にあること等（拙著「古い政治の新しい觀方」參照）を思ひ合はすれば、是亦必しも責むべきではない樣に思はれる。無論一般黨員に相談した方がいいに違ひない。併しそれには先づ以て今日の組織を根本的に改正することが必要である。さうでない限り、殊に今度のやうな問題が格別に總裁獨自の專決事項たりとされるに不思議はない。

＊　＊　＊　＊

最後にもう一つ肝腎な點で讀者の注意を促しておきたい事がある。人或は曰ふ、憲政會内閣も三年となつてはそろ〳〵國民に倦きられる、解散に依て局面の轉回をはからぬ限り、もう宜い加減に投げ出すのが得策だ、此上その地位に戀々として居つては遂に野たれ死にするの悲運を見るだらうと。斯うした說は曾て或は現内閣に對する解散の奬勵として唱へられ、近くは又議會終了後に於ける出來る丈け早き總辭職の要求として色々の人から主張された。而して今日となりては、現内閣の總引退を冀ふ者の間からその決行を促す爲の口實として叫ばれかけても居る。妥協に對する世間一般の疑惑のかくも著しき今日、よし

や當例は斷く考へたとしても、若槻首相は今更急いで辭職を決行するわけにも行くまい。そこで早くやめて貰ひたいと希望する連中は、さうでもせぬと野たれ死にするぞと威かすのである。一體當今の政界に於て、所謂潮時に乗るを拒みいつまでも其地位に戀々として居れば、果して野たれ死にせねばならぬものだらうか。この點も一つ事實に就て精査しておくの必要がある。

この問題に對する私の考は斯うだ。明治から大正にかけての政界であつたら、成る程野たれ死にといふことは有り得る。それは何故かと云ふに、國民が倦きるといふのは實は代りて政權に有り附かうとする者が痺れを切らしたと云ふ事に外ならず、待ち切れぬ者が凡ゆる陰謀をめぐらして政府の倒壊を謀るのだからである。詳しいことは云ふを憚るが、例へば西園寺内閣の於從作などいふ様なこともあつた。國民の監督が殆んど政界に認められず、政權が專ら職業的高等政客に依て切り盛りされた時代に在ては、頭のいゝ者程、逸早く見限りをつけて退くべき時機を誤らず、由て以て他日再び浮び上がるの素地を作つたものである。然らば今日は如何と云ふに、時勢は必しも昔し乍らに停滯しては居ない。無論所謂職業的高等政客は今猶ほ昔の夢を追ひ、若槻内閣の餘りに其地位に執着するをば小癪に障へて何とかして一日も早く之を倒さうと試みるに相違ない。今日は併し乍ら斯うした彼等の策動を國民の輿論が承知せぬ。尤も今日の國民は固より若槻内閣を謳歌して居るのではない。が、また之に優るものとして床次内閣なり田中内閣なりを實現さしたいと希望して居ぬことは勿論だ。それにもこれにも愛相をつかしてゐるのだとすれば、國民としては先づ差當り傍觀の態度を執るの外はない。只この際現内閣に取りて一つの大なる僥倖は、國民が與つて陰謀に因る政變の到來を極度に憎むことである。知らず、今日の職業的政治家は、この國民の憎惡をまで押し切つて、内閣倒壊の陰謀に驀進を敢てするだらうか。

斯くして私は若槻内閣の此儘永く留職することは恐らく必しも野たれ死にの非運を持ち來すとは限るまいと考へる。既成政黨一般に對する國民的不信の反映として、彼れも亦兎や角の文句をつけられることは免れまい。けれども既成政黨間の掛引に於ては、却て益々その地盤を牢固にし、その勢力は在職期の長きに比例していよ〳〵增大するであらう。この秋には府縣會の改選がある。來年の春は即ち待ちに待つた總選擧だ。憲政會にも策士は多い。何で故なく放棄するの愚を爲さう。國民の利害からはどツちになつても構はないが、姑く憲政會の爲をはかるに、此際彼は石にかぢりついても今占めて居る地位を離すべき

ではない。

それだけに若し近き將來に於て內閣の總辭職を見ることあらん乎、私共は益々「妥協」に隱れたる秘密の伏在せしことを疑はざるを得なくなる。毫もその必要なくして投げ出したとせば、一時の急を逃れんとしてひそかに公器を弄んだ結果としか思はれぬからである。

若槻は偉いか田中が偉いか、孰れにしてもこゝ數ケ月のうちにはきまる。ひとり床次の値打に至ては、政局がどツちに展開しても大した輕重の狂ひは生じない。

小題雜感數則

小川平吉問責の惡戲

憲政會所屬の少壯代議士間に更新會なる一團があると云ふ。二月初旬緊急總會を開き、例の怪寫眞の撮影期日が小川平吉翁の法相在任中たることが明瞭となつたからとて改めて同氏の引責を要求するとかいふ意味の相談をしたとやら。若い者の癖に下らぬことを騷ぎまわる連中である。

と云つて私は小川翁に全然責任がないと云ふのではない。彼は去年の夏朴烈文子の怪寫眞事件の起つたとき之を司法權の威信に關する重大事件なりと呼號し、若し之が俺の在任中の出來事であつたら國家に對する申譯なさに全然政界を退引するといきまき、武者振り勇ましく江木法相に肉薄してその挂冠を迫つたのである。即ち彼は怪寫眞を以て當の責任者たる大臣の政治的致命傷に値する重大事件なりと爲し、この武器を取つて江木法相に喰つて掛つたのである。尤もあの當時ですら、世間は下らぬことに力みかへる男だナと彼れの態度を冷笑的侮蔑を以て迎へ、その事實がどう決まらうと政治的責任を叫ぶべき筋の問題ではないと、人みな高を括つてゐた。故に今日それが小川法相時代の出來事だと分つても、改まつて彼れの責任を問ふなどの子供らしい態度に出ようとするものは一人もない。たゞ之を小川翁一個人の問題として觀ると、敵に擬した刄は何ぞ圖らん自ら自分の頭に引つ掛つて居る姿であり、公人の德義としては何とか之を始末せずしては自己の良心が濟むまい。世間一般はそれがどうならうと今日一向之に關心してゐないことは勿論

だ。蓋し彼れの存否の如き固より國民が其眼中に置く所ではないからである。

* * * * *

暫く之を小川翁の爲に謀るに、形式的に言責を完うすると稱して先きの聲明通り政界を引退するなどは亦固より策の得たるものではない。是れ世間の嘲笑を買つたあの下らぬ聲明を今猶ほ本氣に信じて居ると云ふ度す可らざる愚を再び天下に公告する様なものだからである。世間では敵を陷るるに急いで武器の選擇をあやまつたものと見做して、今では彼れの一時の淺慮を内々恕して居る。それに相違ないのならその通りと腹をきめて依然政界に留つても差支はあるまい。併し兎も角彼れ程の地位に居る者が、あれ程の大見得を切つてまくし立てた議論を、今更丸で知らぬ顏でも居れまいから、其處をどう處置するかに就ては愼重なる考慮を廻らして欲しいと思ふ。**國民は今更之を責**め立てはせぬ。責めぬからとて知らぬ顏の半兵衛では彼れの良心が安んぜぬ筈だ。政界表面の問題としては決算済みと心得てよいが、小川平吉翁一個人の德義問題としてはまだ帳消しになつて居るのではない。

* * * * *

終りに私は新政會少壯代議士連の問責決議案を非とするもう一つの理由を擧げてこの稿を結びたい。一個人の德義に關する問題を公の論議に上ぼすことそれ自身の宜しくないことはいふ迄もないが、その外之を協議決定することは、小川翁引責と云ふ形に現はるる理論の無條件的承認になることを注意せねばならぬ。俺の在任時代の出來事なら引退すると小川翁は聲明した。その聲明をどう始末するかは、繰り返していふが、小川翁一個人の問題に過ぎぬのである。それが事實なら俺は切腹すると或人が云つた。後日それが間違なき事實だと分つても、傍から其人に切腹せよと要求する權利はない。嚮日の聲明通り正直に處決せよと迫り得るのは、その事が客觀的にも正當視され得る場合に限る。**怪寫眞が眞に大臣の政治的責任を喚び起すべき重大問題だと云ふ前提を承認せざる限り、**政治問題として小川翁の責任を問ふべき權利は何人にもない。更新會の連中は、あゝした事項を討議することの結果が飛んでもない理論の無條件的承認になることを一體心得て居るだらうか。勢に乘じ前後を忘れて猪突するの結果後日飛んでもない困惑を來すことは、小川翁の先蹤それ自身が既に明白に之を示して居るではないか。之を責むるに急いでまた同じ穴に落ち込むのを氣附かないのは何といふ短見であらう。就中私は政治の理論にも少しは明かなるべき所謂少壯議員の間から斯んな愚擧の企てられたことを怪訝に

念に思ふ。

＊　＊　＊　＊　＊

追記　後報に依れば更新會の連中は憲政會幹部の慰撫に免じてその運動を中止したとやら。下らぬ問題の煩累から議會の免れ得たのは兎も角もよろこばしい。但し之に關して新聞に發表された前記幹部の説明や將た又小川翁自身の辯明なるものが、揃ひも揃つて條理に外れて居るのは私の頗る遺憾とする所である。頭の惡い者が自分の利害にばかり拘泥して編み出す議論ほど始末に負へぬものはない。

政策の種切れ

二月初めの新聞に、憲政會内閣も加藤前首相以來三年に垂んとし、組閣當時掲げた政策は曲りなりにも大抵片づき最早種切れの形となつたとある。政策の種切れとは面白い。深い意味もなくて書いた文字だらうが、既成政黨の今後の立場をいみじくも云ひ當てた名句だと考へる。

ひとり憲政會に限つたことではない、政友會にしても政友本黨にしても、國民の少數階級に阿ねり徹頭徹尾醜怪なる方法でその勢力を築き上げた既成政黨が、普選の結果新興階級の勃然たる擡頭のはじまつた今日に在て、最早さう澤山の政策をもち得る道理がない。現内閣の勞働組合法案でも知れたこと、上と下との兩方に氣兼ねして居ては立ち竦んだ儘手も足も出せぬは當然である。政友會が代り立つたらやるだらうと豫想さるる樣に放漫政策の染め直しで露骨に大衆の利益を蹂躙するのでなければ、昨今問題となつて居る宗教法案の如く餘り人の氣附かぬ方面で無用の勞作に御茶を濁す位が關の山だらう。現内閣が政策に行き詰つたとすれば、それは既成政黨のすべての行き詰りを表徴するものに外ならぬ。政友會にだツて政友本黨にだツて、この際局面を有意義に展開するの能は斷じてない。

そこに無産政黨の代り立つて大に奮起すべき場面が展開する。政策の種切れは取も直さず滅ぶべきものの死期の到來を暗示するものに外ならない。たゞ氣遣はれるのは、新興階級を代表すと稱する無産政黨に、今日果して既成政黨に代り確實に國政料理の事務引繼に應じ得るの準備ありや否やの點である。

宗教法案に關する質疑に答ふ

宗教法案に關しさる讀者の寄せられた二三の質問に答へる。質疑者は基督信者であるらしい。

＊　＊　＊　＊　＊

第一の質問は、今度の宗教法案は憲法違反ではないかと云ふ

のである。之は二つに分けて考ふるの必要がある。一は憲法は信仰の自由を保障して居る、故に法律を以て特別の制限を加ふるのはその違反であると云ふ立場から、すべて宗教に關する取締規定を排斥する考である。之は言ふまでもなく間違だ。憲法には『安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ』信教の自由を認めるとある。何を以て安寧秩序を妨ぐとし又臣民たるの義務に背くとするかは、法令の規定に讓るの外はない。内容を吟味せずして一概に宗教法案を排斥するは憲法法條の誤解である。但し憲法は安寧秩序を妨げざること及び臣民たるの義務に背かぬことの條件を擧げ、この以外に於ては絶對に信教の自由を保障したものであるから、この憲法の個條に基いて規定せられたる法律が、若しその適當な範域を超え、事實上右の二條件に拘らざる不當の制限を信教の自由に加ふるが如きことあらん乎、それは正しく憲法違反の非難を免るることは出來ない。斯くして宗教の取締に關する法律は、その細目の内容に於て憲法に違反するものたることはあり得る。今度の宗教法案もこの第二の意味に於ては大に問題となり得るやうだが、内容を別として漠然憲法違反を以て之に擬するのは當らない。

* * * *

第二に宗教取締の法律は單に取締の必要上から或る宗教の信奉を不能ならしむる様の規定を設くることが出來るかといふ問がある。之に對して私は明白に答へる。それは出來ない。憲法は憲法に指示する條件以外に於ては絶對に信教の自由を許して居るから。而して現に問題となつて居る宗教法案は最も多く此點に於て缺點に富み非難に値して居ることは言ふまでもない。

今度の宗教法案が基督教界の實狀を無視したと難ぜられて居る諸點の中には、無理に辯明すれば、安寧秩序乃至臣民義務と云ふ點から説明の出來るものもないではない。例へば天主教會や救世軍の如くその管長が國外に在る外國人だと云ふ様な場合が之である。併し之とても單純な外形のみに依て判斷することは決して憲法の精神ではあるまい。信教自由を原則として絶對に承認せる趣旨に鑑み、之に加ふる條件は出來る丈け寛大に解釋すべきは勿論である。加之、果して其條件に該當するや否やは實害存在の説明と伴つてのみ論ぜらるることを必要とする。天主教會にしても救世軍にしても、曾て右の點につき實害の説かれしを聞かぬではないか。而も全體としては却て種々の貢獻を文運の開發に致せるの事實に富む。果して然らば單なる外形に依て危險の蓋然を想像するが如きは斷じて穩當でないと思ふ。

要するに、宗教に關する法律を制定すると云ふ之の事自身は憲法違反ではない。たゞ今度の宗教法案は憲法に違反する事多

の條項を包含して居ることは何としても爭ひ難い。

＊　＊　＊　＊

第三の質問は、假りに憲法違反でないとしてもあゝした取締法律は本來必要なものか如何と云ふのである。之も問題を二つに分けて考ふるの必要がある。第一は今日の宗教界には警察的に見て取締りを要する多くの事實ありやで、第二は假りにさうした事實ありとして特に新しい法律を設くるの必要ありやの點である。

今日の所謂宗教界を廣く見渡すと、隨分いかさまなものあることは事實である。之に依て風紀の紊さるること乃至細民の經濟生活の荒さるること等を考へると、警察的取締りは寧ろ大に必要だとも考へられる。併し之を取締るに付ては別に警察法規の存するあり、實は之にまかしても十分に目的は達せられるのである。所が一方に取締りの必要を認めつゝ他方少しでも之を善導しようなどと考へると、こゝに始めて特別法規制定の必要と云ふ樣な考が湧いて來る。さうなると、對象の宗教であることの點からして、その必要如何は愼重に考量せられねばならぬことになる。

この點に關しては、私が前號に述べた所で略ぼ要領を盡して居ると思ふから再びは述べぬ。たゞ老婆心ながら次の二點にモ一度讀者諸君の注意を喚起しておきたい。

（一）所謂宗教界の弊害なるものは、本來（イ）民智の開發に連れ（ロ）宗教各派間の生存競爭に依り漸次消滅すべきものである。故に之に對する最良の處置は、既に現れた弊害を取締ることではなくして、一つには教育を盛にすることであり又一つには一層信教自由の精神を徹底することである。無茶な消極的警戒よりも思慮ある積極的助長の方に寧ろ目的の達成を期待すべきである。

（二）宗教に關する干渉は、その最も善意なるものでも、その自由なる活動を妨げ少くとも知らず識らずの間に政府の意圖に迎合するの弊風を馴致する恐れがある。とかく俗な政治家は宗教にまで國家の用をつとめさせんとする。さう云ふ考で宗教法案が制定されたと云ふ點に我々の反對する一つの重大な理由が潜むのである。本當の宗教は放任して居ても自ら國家の用を爲すものだ。强ひもせず勸めもせずして自ら有機的に國家の用を爲す所に宗教の使命がある。この肝腎のたましひを踏みにじつてはいけない。

＊　＊　＊　＊

其他宗教法案が、無理に基督教を一定の型に押し込めんとし乍ら他面神道を理由もなくその埒外に放し去つたなど云ふ點に

於ても、救ふ可からざる大缺陷を暴露して居る。世間の本案に對する非難のうちには聊か常規を失して餘りに過敏なりと思はるゝものもあるが、要するに無用有害の規定たることに一點の疑はない。昨今所報の如く之が議會に於て葬り去られるのなら、それこそ眞に國民の幸ひである。

議員の疎懶

三黨首妥協の結果議會で正面衝突はせぬと決まると、議場の空氣は火の消えた樣におとなしい。論ずべき問題がないのではない、今日の議員には幹部の頤使に從つて喧嘩することの外に能がないからなのである。例へば問題の多い會社の總會に雇はれた壯士、反對黨を野次り倒すことのみに重寶がられる一部の院外團が、相手の意外におとなしいのに一寸手持無沙汰だと云ふ形である。人心を緊張させるには理否を問はず喧嘩を煽るに限る。敵の憎むべきものを目前に見ぬととかく士氣が昂らないと云ふ。軍閥の先鋒は國民元氣の振作と稱しては濫りに餘計な假想敵をつくる。爲に蒙る國家の迷惑は姑く別論として、流石に彼れの職人操縱の骨を心得て居るには敬服する。議員が鬪犬の類でない限り、國民の附託に孤負せず 國民利福の爲にモ少し眞面目に代議して呉れてもよささうなものだ。

公人の進退

東京市電氣局長大道良太氏は突然辭表を出した。そして新聞は報じて云ふ、東京電燈會社では近く同氏を重役として迎ふべしと。甲をやめて乙に鞍替するは固より大道氏の勝手だけれども、彼が先年どんな意氣込みで又どんな方法で電氣局に乘り込んだかを思ふとき、今日突如その仕事をあんな風に放任して引き下らうと云ふのは、啻に市民に親切な仕方と云ひ難きのみならず、公人の出所進退としてその宜しきを得たものとは認め難い。況んやいま氏を迎へんとする會社は、地下鐵道の問題につき市民を代表する同氏と所見を異にして、爲に其間大に爭のあつたものなるに於てをや。

私の友人に長く警察に巡査を勤めてゐた男がある。先年のこと、その所管區域内の某地主は藝者屋待合を開かうとて大に其筋に運動した。丁度その係りであつたこの巡査は、附近良民の尤もな反對陳情に快く聽いて、上司に都合のいゝ申達をしなかつた。その爲め容易に許可の指令が來なかつたが、その中何時の間にやらその巡査は職を辭して姿をかくし、大丈夫と安心した區内良民の期待はまんまと裏切られて、醜業はその筋の許可を得て華々しく開業した。斯くにして一時姿を消したかの硬

骨巡査は、三業取締所とかいふものの高級書記になり濟まして、再びその邊に得意氣な顔を現はしたのである。

職業の自由に對して外部から兎や角云ふの權利は固よりないが、公人の出所進退につき、徒らに外間の疑惑を挑發する事實の餘りに多きは、決して好ましい現象ではない。

實業家の德義

前項の事實と關連して私の常に憤慨に堪へぬのは、官界政界の腐敗を誘致する元兇の多くの場合に於て最も多く國恩に浴する實業家たることである。腐敗の根源たる點に於て、彼等の地位は丁度選擧場裡に於ける政黨者流に類するものがある。

一般の選擧民は何も知らずに居る。そこへ政黨の運動員が來て是非何某に投票して吳れと賴んでは密に金品を懷へねぢ込む。取つていゝものか知らと躊躇してゐる間に返す機會を失つてしまふ。中には政府黨だから大丈夫檢擧さるる氣遣ひはないなどと騙されるものもある。受くる者に全く罪なしとは云はぬが、與ふる者の一層罪深きを憎まずには居れぬ。若し彼れの誘惑が無かつたら、無垢の良民の或は遂に罪を犯すを知らずして濟んだかも知れぬ。都鄙の良民の爲に併せて又社會の公益の爲に、私は之等の政客に對し極度の憎惡を感ずるものである。實業家と官公吏との關係は必しも之と同一轍に論ずることは出來ないが、人間通有の弱點に乘じ、進んで取らうとする程でもない者に無理に金品を掴ませて巧に彼の良心を掠め取るの點に於て、所謂實業家の憎むべきは敢て政黨者流に讓らない。斯う云ふ誘惑に陷る程の官公吏は固より一般良民とひとしなみに純潔無垢とは許せないが、併し實業家側の積極的な醜運動が無かつたら、今日見るが如き腐敗沙汰はもッと／＼少なかつたらうと思はれる。若し夫れ法律上の制裁を導かぬ程度の巧妙な誘惑に至ては數限りなくある。前記大道氏の場合にした所が、法律上何の批議すべき所がないとは云へ、誰か彼等の道德的公正を信じ得よう。鈍感な私でさへ、所謂私曲の行はれたりと云ふ程の事はないとしても、之に依て他日必ずや市民一般の公益が何等かの形に於て損傷せられしの結果の現はるべきを疑ふことは出來ぬ。

金を儲けることが本職の實業家だとはいへ、其本職に餘り忠實で一點社會の公益を顧慮せぬ我國の實業家の如きは、恐らく世界に其比類を見ぬのであらう。

昔し英國で、貴族出のバルフオアに代つて純實業家たるボナー・ローが保守黨の總裁に擧げられた時、世人は擧つて之に滿足を表して曰つた、彼れが多年經濟界に於て積んだ所の經驗

は、他日必ずや特異の貢獻を國家に致すの結果となつて現はるるだらうと。我國で原敬氏がはじめて組閣の大命を拜した時、出來た閣員の顏觸の中に中橋徳五郎氏が文相の地位に据へられたのを見て、世人は亦ひとしくホッと安心したのであつた。適才適所を得たと云ふのではない。彼れが多年實業界に覇を稱せしの緣故に因み、農商務省にでも腰を下ろそうなものなら、何をやり出すか分からないと危惧したからである。中橋氏は柄にないと思はれた文相の椅子に據つてまづは相當の成績を擧げた。農商務の方は寧ろもッと適任であつたと思ふのだが、原氏が特に之を避けて文部に廻したのは、恐らく天下の群疑を招かざらんとするの用意に出でたのであらう。眞相の如何は私に分らないが、西洋なら適才適處とよろこぶ所を、我國に於て常に私曲の行はるるを懸念せねばならぬと云ふのは、疑ふ者に罪ありと云ふよりも、疑はるる側に却つて多分の責があるのではあるまいか。公設の調査會とか審議會とかに在て委員の選に入つた實業家の殆んどすべてが、常に例外なく私利私欲の代辨者であることは、私共の兼々聞いて居る所である。

之等現實の弊害の容易に拔き難きものあるを思ふ毎に、私は常に望を無産諸政黨の前途に繫ける。國民と共に偏にその健全ある發達を冀うてやまない。

追記二則

別項所記の如く一旦引ッ込めたと聞いて安心した小川平吉問責案が、又もや燃え上つて十五日にいよ〳〵提出を見たと云ふ。本稿の世に出る頃は定めし何とかケリのつくことだらうが、私は茲に再び改めて國民の名に於て宣明する、提案の迷妄と僭越とは深く我々の惜むところ、斯かる無用有害の惡戲に耽るは斷じて國民の彼等に期する所ではないと。小川平吉一人の困る困らぬはどうでもいゝ。之に由て議會の體面の傷けらるることは我々の忍ぶ能はざる所である。

× × × ×

傳聞する所に依れば、樋口秀雄氏外數名の議員から規定の贊成を得て「治安警察法中改正法律案」といふが去る一月二十九日を以て提出せられたと云ふ。要旨は同法第五條中の第三項第四項を削らうと云ふに在る。大學教授政黨加入の問題と關連し讀者と共にその成行を注視しよう。



清涼口錠

咽喉疾患

治療劑

本品は世界的著名なる獨逸バイエル社の創製品にして口腔咽喉粘膜に對し鎮靜、消炎、消毒の特效あるが故に……………………………

咽喉カタル、劇甚なる咳嗽、嗄聲、喘息、氣管枝炎、感冒等の場合に應用して著效を奏し又口腔の惡臭を除去し、發音を輕快增强せしむるの作用を有す。

コリフィンボンボンは佳味爽快にして危險性藥劑を配せず、絕對安全なり。

（一瓶 七十粒入 金壹圓拾五錢）

——各地藥店にあり說明書下記より進呈——

フリードリッヒ、バイエル合名會社

神戶市仲町三七番

出張所 東京市京橋區北槇町一八

日米信託ビル二階

BAYER

コリフィンボンボン

婦人

落第物語

創作家　徳田秋聲
陸軍少將　山口十九
醫學博士　内田孝藏
創作家　久保田万太郎
早大教授　武田豐四郎
創作家　佐藤春夫

首席物語

文學博士　松本亦太郎
侯爵　小村欣一
醫學博士　杉田直樹
早大教授　谷崎精二
醫學博士　林春雄
閨秀作家　三宅やす子

宵話

□男装……井口
□孔子の裔……栗原
□告白病……田口

黒い繪具……原阿佐緒

■男女就職難悲喜劇

□落選三題……木村哲二
□求職珍談……平林たい子

■狂つた人の狂はぬ言葉……下村千秋

■流行と經濟と……土方成美

■日本の政界改革につき婦人の助太刀を求む……石井満

■問題の怪寫眞を見た刹那の感想……女流廿四名家

女昭子新

第一章　フイリスの許嫁とその破約……阿部次郎選
第二章　世を見をさめの櫻……正宗白鳥選
第三章　婦人觀……太田正孝選
第四章　秋の言葉……吉田絃二郎選
第五章　無産婦人の義務……山川菊榮選

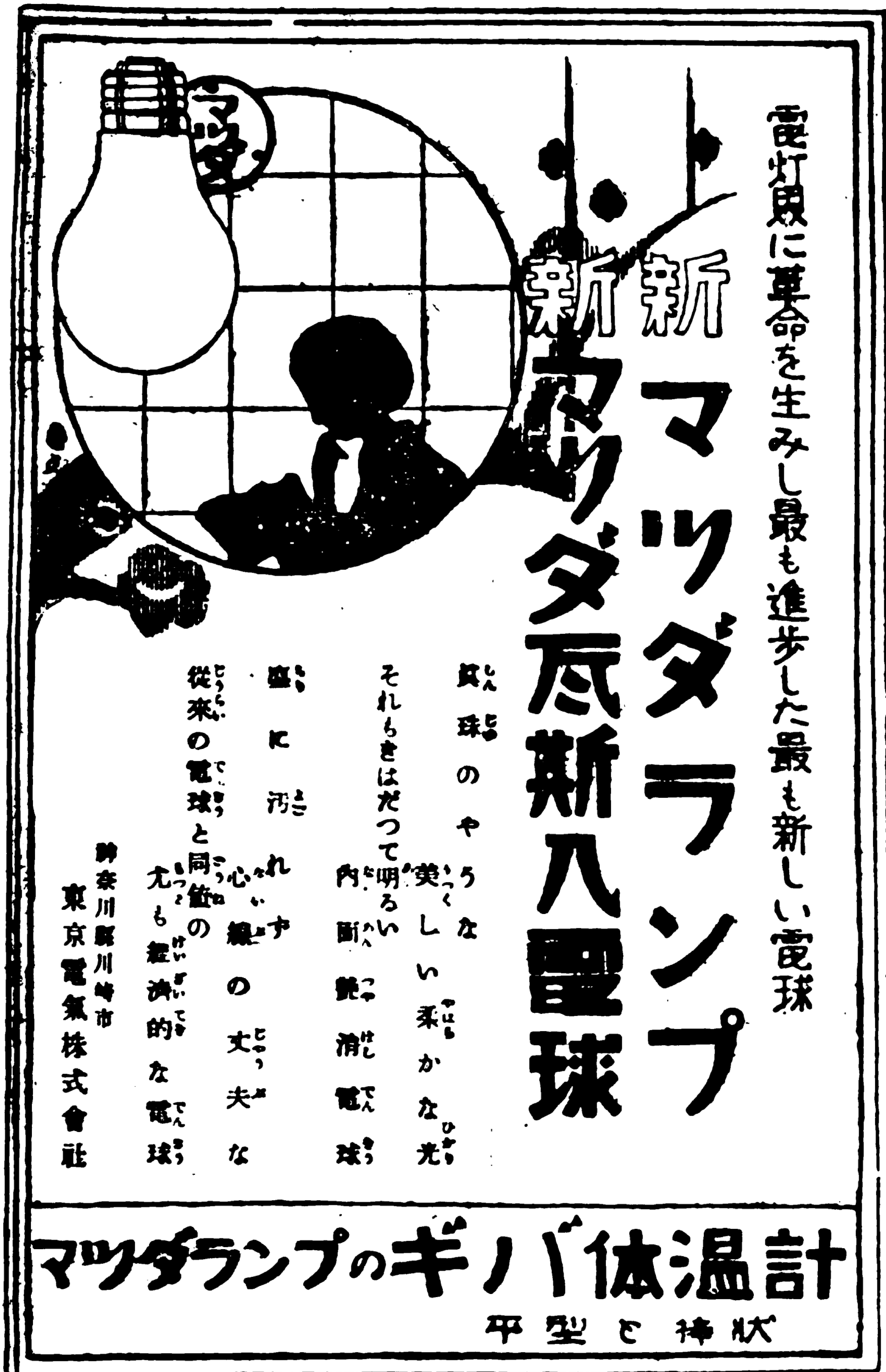
公論

和讀本

春を待つ心

三月號

◆定價七拾錢◆郵稅二錢◆
中央公論社
(振替東京三四)



電灯界に革命を生みし最も進歩した最も新しい電球
新マツダランプ
新マツダ瓦斯入電球
眞珠のやうな美しい柔かな光
それもきはだつて明るい
内面艶消電球
塵に汚れず心線の丈夫な
從來の電球と同價の尤も經濟的な電球
神奈川縣川崎市
東京電氣株式會社
マツダランプのギノバ体温計
平型と棒狀



資本主義經濟行詰りの打開者としての自働車王フォード

有川治助

一

戰後世界の經濟界は何處を向いても行詰りの姿である。そして其原因は各國が關稅壁を高くして自給自足の經濟態たらんとする國家主義の弊と、もう一つは資本と勞働との絶えざる爭議であるとせらるゝ。この行詰りの最も甚だしきは歐洲であつて、從つてこれが打開策も歐洲において懸命に考究せられつゝある。その方策の一は市場の擴大策である。惟へらく現今の經濟組織は、その原料において、その市場において國家分立を許さない。歐洲が米國の後へに瞠着たるは、一は極端なる國家分立なるに對し、他は大陸的たるによる。かのセシル・ローヅが嘗て唱へた「大陸經濟」は米國において或る程度の實現を見、それが更に全米洲に及ばんとする。汎アメリカ主義はその政治化に外ならない。英國は以前は單なる政治的大英帝國を實現せんと企てゝゐたが、今は年來の自由貿易主義を棄てゝ、特惠關稅による經濟的大英帝國の出現を企圖しつゝある。ロシアは社會主義國聯盟を、アジアは掠奪せられたる國民の結合を策しつゝある、是れ亦同樣の思想から發するものである。何れも國家經濟態より大陸經濟態へまでの發展に外ならない。歐洲においてこの種の傾向に最も覺醒したのは獨逸である。獨逸帝國の樹立は關稅同盟の成立に基する。かのナウマンが戰時中歐聯盟を説いたのも同一思想の流れを酌むものである。近者ロカルノの政治的歐洲聯盟によつ



資本主義經濟行詰りの打開者としての自働車王フォード

有川治助

一

戰後世界の經濟界は何處を向いても行詰りの姿である。そして其原因は各國が關稅壁を高くして自給自足の經濟態たらんとする國家主義の弊と、もう一つは資本と勞働との絕えざる爭議であるとせらるゝ。この行詰りの最も甚だしきは歐洲であつて、從つてこれが打開策も歐洲において懸命に考究せられつゝある。その方策の一は市場の擴大策である。惟へらく現今の經濟組織は、その原料において、その市場において國家分立を許さない。歐洲が米國の後へに瞠着たるは、一は極端なる國家分立なるに對し、他は大陸的たるによる。かのセシル・ローヅが嘗て唱へた「大陸經濟」は米國において或る程度の實現を見、それが更に全米洲に及ばんとする。汎アメリカ主義はその政治化に外ならない。英國は以前は單なる政治的大英帝國を實現せんと企てゝゐたが、今は年來の自由貿易主義を棄てゝ、特惠關稅による經濟的大英帝國の出現を企圖しつゝある。ロシアは社會主義國聯盟を、アジアは掠奪せられたる國民の結合を策しつゝある、是れ亦同樣の思想から發するものである。何れも國家經濟態より大陸經濟態へまでの發展に外ならない。歐洲においてこの種の傾向に最も覺醒したのは獨逸である。獨逸帝國の鼎立は關稅同盟の成立に基する。かのナウマンが戰時中歐聯盟を說いたのも同一思想の流れを酌むものである。近者ロカルノの政治的歐洲聯盟によつ

て、かの鋼鐵カルテルの組織せられ、同一傾向の經濟的聯合の劃されつゝあるは、漸く經濟的歐洲聯盟の萌芽と視るべきものであつて、その主動者は獨逸であることは云ふまでもない。かくして行詰れる國家主義的經濟を大陸經濟にまで擴めんとするのである。

行詰りの打開策の二は資本の聯合によつて大量生產をなし、これによつて勞働運動より來る生產費の昂騰を免れんとするのである。惟へらく米國の製品が其勞働賃銀の高きにも拘らず能く歐洲の關稅障壁を越えて侵入し來る所以は、その資本集中による大量生產の結果に外ならないと。戰後獨逸に橫斷的又は縱斷的企業聯合を頻々として見るはその爲めである。これ亦歐洲の米國化に外ならない。この米國式の好模範として獨逸人間に喧傳せらるゝは　フォードの自動車企業である。一九二三年フォードの「わが生活と業蹟」(My Life and Work) の出版さるゝや、直ちに獨逸語に譯され、既に數十版を重ね、ワルヒアーの「フォードかマルクスか」なる書に引用せる所によれば、商工業界において苟もフォードを讀まざる者は以て經濟を談ずるに足らずと經濟新聞がいふてゐるさうである。獨逸の經濟界に對するフォードの影響も大きいと看るべき理由があらう。

翻つてわが國の經濟界に見る。その行詰りの程度において歐洲諸國にまさるとも劣らない。賃銀が安く、勞働時間は長く、人力が豐富なるにも拘らず、生產費が高くて、外國には輸出に難く、外國品は關稅壁を越えて侵入して來るといふ有樣。もし獨逸にしてなほ且つフォードに學ぶべしとせば、我國は更にこれを研究すべき多くの理由があるではあるまいか。製鐵業者の合同、アルミニュームの合同等々、合同熱の盛んになれるも、近東及び南洋の貿易市場開拓に熱心するに至れるも、支那との外交通商關係に漸く覺醒して來たのも、要は世界の趨勢に順應せるに外なるまい

併しながら、市場の開拓、大量生產を以て、米國の產業、否フォードの成功より學べる經濟界行詰りの打開策なりとせば、そは未だ眞にフォードを讀んだものとは云ひ得ぬであらう。抑もフォードの製品が各國の關稅障壁の有無に關せず、蕩々として侵入し來る所以は、一にかかつてその製品の低廉なるにある。價格は一切の結論である。勞賃と資本と企業組織との一切の經濟活動は物價なる標目において現はる。然るに普通資本家の物價に關する經濟理論と、フォードの理論とには雲泥の差があり、又其企業精神において月鼈の違ひがある。この理論、この精神が、即ち一方においては經濟界の行詰りを現出し、一方においては往々として止まるところを知らざる所以でなければ

ならぬ。素よりフォードは經濟の學者ではない、彼に求むる所は單に學理の究明にあらずして、彼の經驗より歸納し得たる理論であり、またその理論の立證にある。若し經濟組織を變改することなく資本主義經濟の行詰りを打開するの途ありとせば、恐らくはフォードのとれる途より外にあるまじく、彼の精神と彼の企業を研究せば、恐らくは現今各國に試みられんとする經濟策の如きは、久しからずして再びその行詰りを現出すべきを悟り得るであらう。

二

フォードに從へば、生産費を節約するには、先づ第一に勞働賃銀を高め、勞働時間を短縮することによつて勞働の能率を高めることを必要とし、次にこの勞働の能率を十分に發揮せしむるため資本の善き統制を必要とする。資本の統制とは、機械の改善、工場の設備、資本の運用、製品の販賣等一切の企業經營をいふのである。この二者が合して初めて生産費を節約し得るのである。そして勞働者は生産者たると共に消費者であるから、その好遇は即ち市場の創造である。勞働者を虐遇して生産費の節約あるなく、市場の開拓はないといふ。故に勞働者好遇は彼の經濟的繁榮のアルファである。先づこれより說明せねばならぬ。

一九一四年一月のことであつた。米國デトロイトの町は雪と氷とに鎖されてゐた。寒空にかゝはらず、フォード自働車會社の門前には勞働者の一群が集つて交通も斷たるゝほどであつた。勞働者は鎖された門を破つて會社の庭に流れこんだ。警官は交通整理のために終に水道のホースをもつて之等の襲來せる勞働者の群を亂す外に術はなかつた。しかも列車每に集つて來る勞働者をば如何ともすることは出來なかつた。勞働爭議か、あらず。「最低賃銀五弗、一千萬弗の利益分配、八時間勞働制」をフォードが自發的に宣言したが故に、全國の勞働者が四方より押し寄せて來たのであつた。かくしてフォードの名は一擧にして世界に知られ、資本家は嘲笑を以て迎へ、銀行家は其得意先がために蒙るべき影響を考へて之を罵倒し破産近かるべしと豫言し、資本家の走狗たる新聞記者は彼を以てたゞ虛名を博せんの卑劣漢と書きたてた。

それにも拘らず、彼の事業は愈々繁榮し、一九二一年には最低賃銀を六弗とし、一九二六年には一日勞働時間八時間、一週五日勞働制をたて、二度世界の經濟界の耳目を驚かした。米國の勞働聯合はこの新制度を彼等の運働のモットーとし、資本家フ ードは勞働運動の指揮者たるの奇觀を呈してゐる。

フォードに從へば、勞働は萬人の爲すべき自然の義務である。「働かなくともよいといふ組識は未だ曾て發明されたことがない。自然は勞働を要求する。手と頭とは懶けてゐるやうに作られてはゐぬ。勞働はわが健康であり、わが自尊であり、わが救濟である。呪ふべきことではなくて、勞働は最大の恩寵である。社會正義といふものは、正直な勞働からのみ流れ出づる」

（「わが生涯と事業」二一〇頁、以下第一書と稱し、同書の續篇として出版された「今日と明日」（To-day and To-morrow, 1926）を第二書と呼ぶ）

勞働はたゞ勞働者のみに要求すべきものではない。資本家と勞働者との關係は相互依存の關係であつて、勞働の效果を大ならしめんには、適當にして十分なる資本家側の統制を必要條件とする。故に資本家は勞働者より層一層働かねばならぬ。この二者の結合によつて得たる利益は、其貢献に準じて分配せらるべきものである。其分配は一は賃銀となり、一は利益分配（ボーナス）となる。賃銀は勞働に對する直接の報酬として支拂はれ、ボーナスは利益決算後の分配として支拂はるべきものである。故に二者は廣義の賃銀を要求するものであつて、資本家の恩惠ではなく、當然の分け前であるのである。

かくして彼はこの賃銀をば、倫理的方面と經濟的方面から觀察する。勞働者は一個の人間である。一個の家長である。國民としての體面も修養も、その得たる賃銀によつて營まねばならぬし、家長としてはその家族を養ひ、之を教育し、快樂をも買つてやらねばならぬ。故に資本家は一個の勞働者の勞働を買つてゐるのではない、その人間及びその家族の精神上物質上一切の幸福に關與してゐるのである。最低賃銀の制度はこの點から出發して彼の規定したものである。是れ賃銀の倫理的方面である。第二に經濟的に賃銀を觀察すれば、賃銀はもと勞働者の供與したる勞働力に對する報酬であるが、もと〳〵事業の利益より分配せらるべきものであるから、先づ其事業に利益あることを前提とせねばならぬし、又利益の分配額は全利益額よりも多くてはならぬ。でなければ事業は倒れるからである。これが賃銀の最高の限度である。しかし生産費を減ずる方法として、資本家が常套用ひる所の賃銀の値下は、決してその目的を達するものではない。安い賃銀は反つて生産費を高め、高い賃銀は生産費を低める。そればかりではない、勞働者は生産者たると同時に消費者であるから、賃銀の高下は直ちに勞働者の欲望に影響する。故に高い賃銀はその生産能率に影響あるばかりでなく、勞働者の生産品に對する消化力を左右する。かるが故に高い賃銀は「市場の創造」であつて、低い賃銀は自殺行爲の觀方な販賣政策である。高い賃銀といふも前述の如き限度のあるに

當然である。この賃銀についての經濟的理論は、同時に勞働時間にも適用し得る。最近の一週五日勞働制の如きは主としてこの勞働者の欲望增進說から出發し、これによつて反つて經濟的繁榮を期し得るとなしてゐるのである。この高人勞働說と云ひ、安い賃銀は生產費を高めるといふ說、勞働者卽消費者と見るの說——これらがいかに一般資本家の經濟理論と異るかをくだくだしく玆に說くの必要はあるまい、是れ賢明なる讀者の悉く知る所であるから。

三

賃銀が利益の分配であり、その分配は勞働者の貢獻に準じて配分さるべきものであるとすれば、この要求を滿足せしむべき公正の方法が案出されなければならぬ。フォードは三つの段階を設けて、この要求を滿さんことを期した。一は勞働效程の測定であつて、これにより勞働貢獻の正しき差等を設け、二は經濟的條件を滿すための高い賃銀の支拂で、三は倫理的條件を充するための利益配分法である。以下順次に之を說明する。

第一に勞働效程の測定である。これは賃銀制度なるものが合理的であるか否かを測定すべき最後の點であつて、若し效程の測定が不可能ならば、賃銀制度は其合理性の根據を失ふことゝなるは言ふまでもない。フォードは最低賃銀制を定むる前年、その工場における凡ゆる仕事につき、その仕事に要する時間を測定した。其結果一勞働者の一日の生產高を理論上決定することが出來た。それに實際上より來る種々の條件を加味して、こゝに一人の生產單位なるものを決めることを得たのである。それ以上は職工の熟練にまつのであるから、從つて熟練の程度をも測定し得るわけである。卽ち彼の工場にあつては、三個の段階を經て其勞働效程を測定する。一は仕事に從事したか否かであり、二は一勞働單位の能率を發揮したか否かであり、三は一單位以上生產せる場合の能率測定である。この三つの測定によつて、之に適應した報酬を支拂ふことゝなる。勿論彼とても最初からかゝる方法を講じたのではなかつた。一九〇九年の頃から彼はたゞ年二期に其利益を分配してゐたのであつた。其方法は普通一般の會社が行ふ所と同樣で、其勤續年限に從つて分配したに過ぎなかつた。けれどこれは日々の仕事とは何等直接の關係を有しない。從つて所謂「賞與」となつて恩惠的のものとなり、勞働の當然の受くべき報酬ではなくなるし、更に勞働の效程が何等科學的に測定されてゐないといふ缺點を見た結果、彼自らの考察に基いて試みた新方法である。彼はこれを一九一四年一月から實行し、これによつて新賃銀制度を採用した。

賃銀は之を支拂ふ資本家側より見れば、利益の前拂の性質を有する日拂又は週拂のものと、利益決算の曉において分配さるべき性質のボーナスとあるが、勞働効程測定の第一段たる出勤して勞働に從事したといふことにつき、先づ第一に賃銀を支拂ふ必要がある。最低賃銀五弗制の場合にあつては、その一日の賃銀は當時米國における平均勞賃の一割五分增を支拂ひ、第二段及第三段の利益概算の前拂によつて一日最低五弗の賃銀になるやうな方法なのである。即ち一時間の勞働賃銀に一定の時間賃銀係數を乘じ、合して最低五弗となる法である。故に時間宛賃銀の最低の者が、最も高い利益分配率を受けることとなる。實例をもつてすれば、一時間三十四仙の賃銀の勞働者の利益分配は一時間二十八仙半であつて、合算して一日五弗となる。而して一時間五十四仙の人の利益分配割合は一時間二十一仙であつて、合計一日六弗となるのである。そしてこの利益分配は之を隔週に普通賃銀と共に支拂ふこととなつてゐる。隔週に利益を分配するといふことは、新入社の者にも退社の者にも公平なる分配にあづからしめんためではあるが、かゝる短期間に常に利益の概算をなし得るは、これ彼獨自の販賣方法と金融手段に基くものでなければならない。フォードの所謂「導き統制」の一部である。これは後述する。そしてこの利益の分配を前拂ひするには一定の條件に適合することを要する。蓋し賃銀は勞働者とその家族との肉體上及精神上の幸福を維持增進さすべきものなると共に、生産力再現の必要條件であるから、賃銀支拂の方法は、勞働者の道德性を破壞したり、能率を向下せしむ如きものであつてはならぬ。これ第二の賃銀の倫理性を滿足せしめんとする方法である。それには次の如き條件を附する。先づ過去六ヶ月間會社に勤續せる者たるを要し、更に次の條件の一を具備するを要する。(一)結婚男子にして其家族と共に生活し、家族を良く世話する者、(二)二十二才以上の獨身男子にして節儉の慣習あることを證明せられたる者、(三)二十二才以下の青年男子、又は婦人にして家族を扶養する者。之を確むるため社會部を設け常に傭人の行狀と家族事情とを調査する。その結果、この規定實施の當初にあつては、右の條件に適ふ者は全傭人の六〇%に過ぎなかつたが、六ヶ月後には七八%に增し、一年後には八七%となり、一年半後には條件を滿さざる者は極めて少數に過ぎぬ程となつた。この條件を付するについては、彼の工場に働く勞働者には外國人が多數あるので、それらの外國人が生活程度を高めず、たゞ貯蓄をのみする者あるを避けしむる意味も含まれてゐたのである。現今はこの監督制を採る必要がなくなつたので廢止した。當時の一九一六年の報告によれば、

最低賃銀の六弗以上の支拂を受くる者は、全勞働者數の六割以上を占めてゐるといふことである。

この制度の施行と共に勞働者の移動數の著しく減少したことは注目に値する。實施前年ハイランド・パークの工場では月平均の移動數は三一・九%であつたものが、實施直後の一九一五年には一・四%に減じ、一九一九年の好景氣時代は何所でも勞働の浮動した時であるが五・二%で止り、一九二五年は二%に減じてゐる。その移動は多くは病氣又は不規律な柔順のための退職者である。

尤もこの制度に對しては世の批難がないでもない。けれども高い賃銀を支拂ふことは、勞働者の能率を増進すると共に、勞働者自らの生活の向上を謀つてのことである。それを高賃を得るの故を以て、道德性を破壞し、勞働能率に影響すとせば、是れ勞働者及び資本家双方の破滅に終るべきは明かで、その當時も現今もこの種の議論が行はれてゐるとせば、フォードが或種のパターナリズムを加味するのは、最初の經驗としては至當のことであつたらう。故にその必要なしと認むるや、彼はいさぎよく之を廢止したのである。

四

勞働は人間の義務である、尊き義務である、苟も勞働心ある者はその機會を與られねばならぬとは、フォードの信念である。故に彼の下にあつては、勞働者の傭入につき何等特殊の條件を必要としない、履歴をも調べない、熟練をも必要としない肉體の完備又は健康をすら必ずしも必要要件とはしない。たゞ正直に働き、協同の精神を以て勞賃を稼ぐの意思があれば足れりとする。

雇傭に際してはたゞ其姓名、住所、年齡、既婚か未婚か、扶養家族數、以前フォード會社に雇はれたることの有無、視覺聽覺の狀態を帳簿に記入するのみである。ただ任意に前職業を申出で、本人の得意とする所を知るの便に供する。かういふ話がある。或る日フォードは途上で一人の放浪者を見た。彼は其男に職が欲しいのかと聞いた。男の答へるには、私は出獄者で誰も雇ふてくれる人がないと訴へた。フォードは、さうか働く氣があるならフォード會社に來いといふた。別に說教はしなかつた。そして出獄者はその前身を誰にも知らるゝことなく會社に雇はれて、正直な勞働者として働くやうになつた。

又身體の健全及び完備を必ずしも必要々件としない。不具廢疾者も輕症患者も普通勞働者と同樣の賃銀を支給さるゝ。彼は其工場の仕事を、體力の使用程度とか、仕事の清潔なりや否やとか、熔鑛爐に近いかどうか、空氣の狀態とか雙手を要するかどう

か、立働きか座つてやるか、喧しいか靜かゝ、正確を要するか否、光線は電燈か日光か、一時間に取扱ふべき仕事の量、取扱物品の重量、勞働時の緊張度合ひとかいふやうな分類方法によつて調査の結果、七千八百八十二の異る仕事に分類した。その中九百四十九種は强健にして體格の完備せるを必要とし、三千三百三十八種は普通の體格と膂力を以て足り、殘余の三千五百九十五種は何等體力を用ひるを要しないので虛弱な人でも勤まることが分つた。そして此最後の種類の仕事の中、六百七十種は足のない人でも出來るし、二千六百三十七種は片足の人、二種は手のない人七百十五種は片手の人十種は盲目者でも出來ることが判明した。

この調査の結果、不具廢疾者も彼の工場に働いてゐる。自叙傳によれば、この種の勞働者は九千五百六十三人であつて、其中百二十三人は跛者もしくは、前腕、手の切斷者で、其一人は双手を失ふてゐる。四人は兩眼を失ひし者、二百七人は隻眼、二百五十三人は隻眼の殆んど失明せる者、三十七人は聾啞、六十人は癲癇病者、四人は兩脚又は兩足なき者、二百三十四人は跛者、其他は輕度の故障ある者である。そして結核患者は特に同病者のみを集めた特別裝置の室に働かさるる。しかもこれは何等慈善的の行爲ではなくて、ある種の仕事の如きは、盲目者の方が反つて能率の高いことを實驗してゐるのである。かくして盲者も啞者も跛者も手のない者も、自ら働き、自ら儲け、家族を養ひ、自尊心を保持して行けるのであつて、これこそフォードの萬人勞働の精神を徹底したものといはなければならない。彼は慈善を惡む。慈善によりて生活せざるべからざる者は精神病者のみ、他は自ら働き自らパンを稼ぐべきを主張し、その勞働の機會を彼は與へる。山上の垂訓を實行するものといふは決して過言ではない。

既に不具廢疾者をも傭入るゝ程であるから、勤務中の負傷者又は病者を保護することは言ふ迄もない。その全快までは俸給を給せられ（働かざる者が働く者と同一の賃銀を貰ふことはできない、然らざれば其負擔は消費者にかゝるから、）其職は保留さるゝ。傷病者と雖も醫師の許可と本人の希望あれば、病床の上にて簡易な仕事が與へられ、全賃銀を支拂はるゝ。工場が病院まで移動するのである。そして其結果は反つて病氣のためにもよいといふ。兎に角彼は萬人勞働を徹底さしてゐる所に興味がある。

然らばその解職の條件は如何。解職は失業を意味する。殊に雇主の都合によつて解職する如きは、その勞働者と家族より食を奪ふことである。文字通りの「首切り」であることは屢々ある。故に本來事業に不具合なる仕事ある場合にあらざれば、其

意思に戻つて解職することがない。その好例として擧ぐべきは、一九二一年の財界恐慌とフォード會社の整理方法である。會社は戰時に軍需品の製造に從事したが、恐慌來と共に事業の整理を必要とした。「フォード破産」の報が中外に傳へられたのは此時である。彼は戰時の如き濫費多きやり方は、到底平時の經濟に適せざるを見、會社の整理に着手したのである。しかしながら彼の整理方法は他のものとは甚だしく異つてゐた。讀者の知る如く、資本主義經濟の下では、先づ第一に整理の際の血祭りは從業員の馘首である、減俸である。株主の配當は蛸配によつて彌縫せらるゝ限りは擁護さるゝ。減配や無配當は最後の手段である。即ち人間よりも資本が厚遇を受けるのが常である。然るにフォードにあつては、物品設備の整理はこれを嚴密に徹底的に行つた。けれど一人の從業者をも整理の故をもつては解雇しなかつた。勿論書記を工場に廻すごとき事はこれをやつた。そのために不平を抱いて退社した者はあらう。しかし既述の如く彼の工場にあつては不具廢疾者も働を得るほどになつてゐるのであるから、書記が工場勞働者にされたといふことは、不能を强ゆる所以では無論ない。最低賃銀六弗の値下をせざるも勿論である。整理とさへいへば、經費の節減とさへいへば、勞働者と社員との馘首と心得て、他に何等の企劃をめぐらさゞる多數資本家とは雲泥の差ではあるまいか。

勞働者の好遇といふことは工場の勞働生活を優柔にするの意味ではない。人生は嚴肅である、勞働も眞劍である、人間の戰場である。勞働が眞に生産的たらんには工場の勞働生活は最も緊張したものでなければならぬ。最高の能率を發揮して最高の賃銀を贏ちうるものでなければならぬ。彼は與ふることを知ると共に要求することを知る。その工場生活は最も嚴肅である。しかしそれは軍隊的だといふ意味ではない。官僚的だといふ意味でもない。官僚風は彼の最も嫌ふ所。工場には階級もなく、繁文縟禮を退け、職工は直ちに監督と交渉を重ね、ひたすら能率の發揮と仕事の改善に力めしむる。今一九一九年における解職者の調査を見るに、同年の勞働者移動數は三萬百五十五人であつて、其中一萬三百三十四人は十日以上無斷缺勤のための解職者で、三千七百二人は割當ての仕事を拒絕せるか、又は理由なくして他部の仕事に移らんことを申出た者である。英語修得を拒絕せる者三十八名（外國勞働者の米國化を力む）軍隊入營者百八名、三千人は他の工場に移り、約同數は歸郷歸農せる者、八十二名の婦人は其夫が職を有するの故を以て解職（一家扶養の義務ある婦人のみを雇ふ。）全體の移動者中眞に解職條件にあてはまつてる者は僅に八十名であつた。

五

高い賃銀は生産費を高くする。短い勞働時間も同樣の結果をもたらす、故に生産費を少くするには先づ第一に勞働賃銀を引下げ、勞働時間を延長する。これが資本家の頭腦深くしみこんでゐる經濟思想である。フォードは其反對に、高い賃銀と短い勞働時間は、勞働の能率を高めて、生産費を少くし、且つ勞働者の購買力を高めるから、經濟繁榮の根本だと主張し、且つこれを實行した。私は以上において其勞働者待遇について稍詳細に述べたから今は其結果について研究すべきである。

或る寒い雨の降る朝であつた。彼れヘンリは其子息エゼルを伴ふて工場を歩いてゐた。一人のイタリア人の働いてゐる傍を過ぎた。そのイタリア人は子息のエゼルを見て冷笑し、機械のハンドルを急にひいた。その光景がヘンリの頭にこびりついて、どうしても離れない。彼は考へた。自分もあの勞働者の地位におかれて事業主の贅澤な身なりをした者を見れば、矢張りあの態度に出るであらう。これはこのまゝに放置すべき問題ではないと。これが抑もフォードをして最低賃銀制と八時間勞働制を實施せんと決心せる近因であるといふ、しかも當時創業以來まだ十年、十分の蓄積ありしや否やは疑問である。疑問のうちに斷行したのである。その當時のいきさつについてフォードがスティツジアー（「ヘンリ・フォードの人となり及び彼の動機」三二頁以下）に語れる所によれば、一九一四年、その新年宴會の席上、幹部のソレンセンをして賃銀値上げの見込數を計算せしめた。ソレンセンは一日廿五仙を増し得る旨を答へる。フォードは「それでは足りない、一日五十仙増しにして見たまへ。それで立つて行くかどうか」。ソレンセンは更に詳細な計算をなし、五十仙增賃の可能なるを答へる。そこでなほ其日の午後全部を計算に費した結果、四弗八十仙までは支拂へるといふことになつた。それは一躍二弗四十仙の增賃といふことである。その日の相談はそれで了つた。幹部の一人たるクーゼンはこの席に列らなかつたが、前日のことを耳にし、怒つてフォードにどなりこんだ。そしていふた「どうです、どうせのこと一日五弗にして會社をぶちこわしては」と。「さう〳〵、さうだ。五弗にしやう」。これがヘンリの答であつた。かくして一日最低賃銀五弗制は決定されたのだ。これは確かに一の冒險であつた。幹部の反對せるほどの冒險である。そしてその冒險の結果はどうなつたか。冷かな數字についてこれを聞かう。

先づ第一に新制度が勞働能率にどんな影響を齎したかを調べる。

年度	勞働者數	賃銀（弗）	生產車數	一人生產高
一九〇九—一〇年	二、五〇〇	四	一八、六六四	七、五
一九一〇—一一	三、〇〇〇	四、二	三四、五二八	一一、五
一九一一—一二	五、五〇〇	四、四	七八、四四〇	一四、三
一九一二—一三	八、五〇〇	四、五	一六八、二二〇	一九、八
一九一三—一四	一二、〇〇〇	四、七	二四八、三一七	二〇、七
〇一九一四—一五	一七、〇〇〇	五、	三〇八、二一三	一八、一
一九一五—一六	二二、五〇〇	五、二	五三三、九二一	二三、七
一九一六—一七	二八、〇〇〇	五、三	七八五、四八二	二八、一
×一九一七—一八	三三、五〇〇	五、五	七〇六、五八四	二一、一
×一九一八—一九	三九、五〇〇	五、七	五三三、七〇六	一三、五
一九一九—二〇	四五、〇〇〇	五、九	九九六、六六〇	二二、一
一九二〇—二一	五〇、〇〇〇	六、	一、二五〇、〇〇〇	二五、〇

（この內勞働者數及び賃銀はヅッフェンシュミット博士著「フォードの經濟組織」による。一人生產高は概數に止めた。生產車數は「乘用車」のみである。戰時×印の生產總額の少いのは軍需品製造のためではないかと思ふ。若しさうだとすれば、勞働者數が果して正確かは不明である。暫くヅッフェンシュミット博士の擧げたるまゝにしておく。）

數字は最も雄辯に彼の冒險の成功を語つてゐる。そして彼の生產能率に關する說を裏書してゐる。それと同時に普通資本家のいふ所は誤謬であることも判る。

然らば次に賃銀の昂騰は製品の價格に如何なる影響を來したかを、數字について見よう。

年度	價格（一臺）	年度	價格
一九〇九—一〇	九五〇弗	一九一五—一六	四四〇
一九一〇—一一	七八〇	一九一六—一七	三六〇
一九一一—一二	六九〇	×一九一七—一八	四五〇
一九一二—一三	六〇〇	×一九一八—一九	五二五
一九一三—一四	五五〇	×一九一九—二〇	五七五—四四〇
一九一四—一五	四九〇	一九二〇—二一	四四〇—三五五

（×印は戰時であつて、フォードは戰時は浪費多しといふてゐる）

時間の短縮は以つて能率を發揮してゐると共に、賃銀の昂騰（この二者は勿論分離すべきものではあるが）は生產費を增加せずして、反つて價格を低廉ならしめたことを發見する。しかし戰時戰後は物價の騰貴を來した時であるから、前表の價格は物價指數と照合して見るでなければ、眞の價格を知ることを得ない。物價指數並にこれを以て價格を除したる眞の價格は次表の如くなる。

年度	米國物價指數	自働車一臺價格	換算價格
一九一三—一四	一〇〇	五五〇弗	五五〇
〇一九一四—一五	九六、七	四九〇	五〇八
一九一五—一六	一〇七	四四〇	四一〇
一九一六—一七	一二八、四	三六〇	二八〇
一九一七—一八	一七〇、〇	四五〇	二六五
一九一八—一九	二〇三、	五二五	二五七
一九一九—二〇	二〇二、七	五七五—四四〇	二五七

一九二〇—二一　　二〇八、二　　四四〇—三五五　　二〇〇

之によつて勞働時間の短縮と勞賃の昂騰は、反つて生産費を節減し、生産費を安價ならしむるといふフォードの豫定は、幸ひにも肯定された。

然らば第二の假說たる勞働時間の短縮と賃銀の昂騰は、勞働者の購買力を旺盛ならしめ、生産企業の繁榮を招來すとの說は、如何なる結果を見たかを調べる必要がある。しかし之を直接に證明すべき數字は、事の性質上得らるべくもない。故に間接ながら之を證するに足るべき次の數字を以て滿足せねばならぬ。その一は自動車賣上數である。彼の販賣方法は前金拂であるから、その生産額は全部賣上數といふことができる。前々表の生産年數の勇躍ぶりは同時に賣上の旺盛を示す。その二は一九一四年における米國々內の賣上高は全生産額の二九・五%に過ぎなかつたが、恐慌直後の一九二二年には四七・二%を占め、一九二六年には六〇%を占むるに至つた。フォード自働車を操縱する者は米國にあつては、勞働者農民が多分を占むるの事實を見るならば、米國の勞働階級の繁榮が、フォード會社の繁榮に反射してゐることを観取し得るのである。歐洲今日の行詰りは、歐洲諸國が其生産品の販路を外國にのみ多くを求め、國內消費力を開拓せざる結果であると彼はいふ。たゞに歐洲の行詰りのみではない。蓋し國內の消費を開拓するとは、その勞働者の生活を裕福ならしむることに外ならないのである。賃銀の安いこと、勞働時間の長いことゝを以て、我國の唯一の强味なるが如く考へてゐる我が資本家は、右の事實を何と考へるであらうか。

故に彼は最低賃銀制制定の當時を回想し、かくいふ。曰く、「その時から私共の事業は實際出發したのである。第一に其日はわが自働車の得意先を多數に創つたのであり、第二にそれによつて多くの節約を斷行し得たので、我等は賣價値下のプログラムを實行し得たのである。……安い人間では安い上等な物を作ることは出來ない。生産費を低下せんとせば善き人間を得ねばならぬ」と（第二書一五八頁）。そして賃銀の高き所に能力ある勞働者は集つて來る。かくして彼の假說は悉く肯定され、今日の隆盛を現出してゐる。彼においては單なる學說ではない、實際である、何人も否認し得ざる嚴乎たる事實である。

六

「高い賃銀は勞働者自らが之を儲けるでなければ拂ひ得るものではない。彼等の勞働は生産的要素である。たゞし唯一の生産的要素ではない、——精巧な技術は勞働と[illegible]にし、勞

働の効果を絶無にする。勞働も亦善き統制の結果を皆無とする。けれど熟練せる統制と、熱心なる勞働とが結合するとき、勞働はできるだけの高賃を稼ぎ得るのである」（第一書一一九頁）とフォードはいふ。謂ふ所の「善き統制」「熟練せる統制」とは、生産行程及び流通行程の期間にかける企業全體の指揮主宰監督方法一切をいふものである。この善き統制なくしては勞働能率の十分なる發揮も不可能であるべく、また其効果を收穫することも不可能であることは容易に首肯し得らるゝ。この事實は勞働能率の増進の割合に比し、生産品賣價の値下の割合が遙に大であることを看れば直ちに諒解さるゝであらう。左に新勞働制施行を一〇〇とし、施行前後の勞働能率の増進割合と、同期間における價格値下の割合とを表示する。

年度	一人生産高	生産能率増進率	自働車價格（物價指數にて換算せるもの）	値下割合
一九一三―一四	二〇、七臺	一〇〇	五五〇弗	一〇〇
一九一四―一五	一八、一	八九、五	五〇八	九〇、五
一九一五―一六	二三、七	一一四、六	四一〇	七四、五
一九一六―一七	二八、一	一三五、七	二八〇	五〇、九
一九一七―一八	二一、一	一〇二、〇	二六五	四八、二
一九一八―一九	一三、五	六五、二	二五七	四六、七
一九一九―二〇	二二、一	一〇六、八	二五七	四六、七
一九二〇―二一	二五、〇	一二〇、八	二〇〇	三六、四

即ち勞働者の能率は一九一三年度において一〇〇のものが一九二〇年になつては一二〇となつたゞけなるに、價格は半額以下になつてゐる。その差額は何所から生じて來たのであるか。是れフォードの所謂「善き統制」以外に生ぜるものではない。機械の改良、原料品の安價買入、諸經費の節約等企業經營一切の統制の結果がそれである。而してフォードの企業經營には普通一般の資本主義經營に比し極めて顯著な差違がある。その差違こそは「統制」の「善き」所以であり、彼の企業の洋々として春の海の如く生々極るところを知らざる所以である。順次これを說明する。

第一に生産品の單一化と極端なる分業をあげねばならぬ。工業經營の理想につきフォードはかくいふ、「將來最も經濟的な製造工業は一製品の全部を一工場で製作しないことである。但し極めて簡單なものはこの限りではない。近代の――否な、將來の生産方法は各部をその最も適する所で製作し、消費地において完全なる一體に組み合はせるにある。是れわが現に行ひ、更に擴張せんとする方法である」（第一書五二頁）と。彼は内外國に八十の工場を有するが、その何れの一個工場にても一臺の自働車全部を作らず、自働車とトラクターも一工場にては製作せぬのである。この方法を徹底せしむるには、その製作品が單一で

なければならぬ。一九〇九年の交までは彼の工場にても種々の型を製作したのであるが、遂にT型と稱するものをスタンダードとなし、その各部を各地にて製作し、その部分品を集合して一個體を組み立つることゝする。この方法は經濟上種々の得點を有する。(一)原料品の産地に近く工場をたてゝ運賃を節約し得る。(二)部分品の製作に全精力を集中するから、常にその部分についての改良を施し得る。(三)一部の損害については部分品を求むることによつて容易に修繕し得る結果、使用者は永い間同一品を使用し得るの便利がある。從つて消費者の經費を少からしめる。(四)極端なる分業組織であるため生産費が安くつく。かくして彼は自動車を贅澤品より實用品にまで爲すことを得たのである。工業用品の規格不一統の甚だしきもの我國の如く甚だしきはあるまい。そのために生ずる材料及び時間の浪費は計り知るべからざる程であらう。米國商務卿ソーヴアーが「浪費節約戰」によつて、この工業品の單一化を力說し、その効果をあげつゝある。共に學ぶべき所ではないか。

この分業主義は更に勞働者の保護上重要なる狀態を招來する。即ちこの種の工場は大工場たるを要しないので、便宜の地に散在せしむるを得る。從つて勞働者は大都會に群集して、不衛生的な、不自然な、生活をなすを要しなくなるといふのである。フォードの理想よりすれば、今日の工業勞働者を救ふの途は、勞働者を都會より解放することである。勞働者を歸村せしめて、田舍で工業と農業とを併せ營ましむることである。それには勿論今日の農業經營方法を根本的に改革するを要する。農業革命は彼の理想なのである。單なる農業の工業化にあらずして、工業と農業とに同一勞働者が從事することによつて、近代工業勞働者の不自然な生活から解放せんとするのである。彼の自動車發明はもと〳〵農業經營を改革せんとする精神に出發する。自働車はトラクター使用の前提要件である。彼はその發明にかゝる機械をもつて、耕耘より收穫に至るまでを、その試驗農場において實驗してゐる。工場勞働者を使役して一ケ年僅かに約十五日で耕耘から收穫までを終了するを得てゐる(最初の經驗では二十四日を要した。)更に各地に發電所を設け、その傍に支工場をおき、農閑時の農夫を働かしてゐる。これ共に彼の理想實現への階段である。彼は賃銀制度と勞働時間制度で二度世を驚かした。近き將來において彼は工業經營の解放方法につき三度世人を驚かすであらう。かくして彼の勞働者解放の理想は實現せらるゝのである。

この農業革命といひ、現今の製品の單一化といひ、共に極端まで機械を使用するによりて生じ得る結果である。是に種々

「機械が人間を使役す」と非難せらるゝ所以である。けれど他面人間が機械力によつて、その經濟的束縛より脫却し得る點をも見ねばならぬ。フォードをして云はしむれば、機械による單調なる仕事は、勞働者の精神上及び肉體上害ありと經濟學者はいふけれど、これは勞働の經驗なき「お座敷の專門家」のいふことであつて、事の實際はしからずとなしてゐる。

第二の特異性として彼の資本關係をあげねばならぬ。現在のフォード會社は彼れ一族の所有であつて外部の資本を含まない。初め彼はその發明にかゝる自働車製作のため一の株式會社を組織した。漸時株式を買收し、終に一九一九年殘餘の拂込資本五千弗を千二百五十萬弗を以て買收し、全部彼一族の所有に歸したのである。何が故に外部の資本を排斥して、全部を自己の支配下においたのであるか。それは彼の產業上の理想を實現するに便せんがためである。他にはない。資本家唯一の願望は、其投じたる資本より最も多くの利潤を得んことである。金錢的利得がその欲望であつて、他にはない。しかるにフォードにあつては甚だ其趣を異にしてゐる。彼にあつては、一の企業は「金儲機關ではなくて、一の奉仕機關である」。故にその企業にして利益を舉げ得たならば、その一部は之を消費者に返還すべき性質のものである。利益の拂戾し、—價格の値下はその形式である。生產は勞働の結果であるから、利益の一部は之を勞働者に分配せねばならぬ。生產を補助せる資本と、資本家の善き統制に對してもそれ相應の報酬あるべきは當然である。これと同時に、利得するものは、本來消費者ありての利得であるから、その利益の一部は消費者にも分配せねばならぬ。値下、生產品の改良はそれである。これを換言すれば社會への奉仕である。世に同族會社の例は少くない。三井、三菱、住友、何れも然らざるはない。けれど利益主義よりも奉仕主義に徹底せんがために同族會社を組織したものは、果して幾つあるか。脫稅のための同族會社はあるであらう。責任のがれのための同族會社はあるであらう。社會奉仕に徹底せんがための同族會社改造に至つては、フォードをおいて他に類例を見ない。これにつき興味ある一挿話がある。ドッヂ事件がそれである。

一九一六年九月一日に終る決算において、フォード會社の純利益は約六千萬弗であつた。豫想外の利益を見たる彼は、一名につき五十弗の拂戾しをなした。其金額は四千萬弗である。殘餘の二千萬弗中、一千九百萬弗を以て新工場、熔鑛爐等を建設し、事業の擴張を策し、餘る百萬弗を株主の配當にあてることに重役會議で決した。當時彼は過半數の株をもつてゐたので重役會は無事に通過し、翌年度の値下と共に、「余の野心は出來

るだけ多くの人に、この企業から生ずる利得の分配にあづからしめ、その生活と家庭とを幸福ならしむるため、更に多くの人を傭入れやうとする。この意をもつて余はその得たる利益の大部分を事業に投ぜんとするのである」と宣言した。こゝにおいて株主の一人ドッヂは、これ株主の利益を侵害するものである、新事業をやめて、二千萬弗全部を株主に配當すべしとの訴訟を提起した。第一審及び第二審においてフォードは敗訴したが、大審院において勝訴、新事業の違法ならざること、重役會議を適法に經たる値下斷行も適法と云ふことゝなつたのである。(ミラー著「ヘンリ・フォード」)

このドッヂ事件こそは資本家根性を遺憾なく暴露したもので、フォードの社會奉仕的事業精神は大審院において漸く承認されたのである。米國司法界における資本主義的思想の侵潤を見得るではないか。彼フォードが殘餘の株を全部買收しやうと決心したのは、この事件からである。資本家にドッヂの如き精神の漲るかぎり、利益の大部分が配當となり、勞賃の値上も、製品の値下も、その勢を殺がるゝは怪むに足らない。フォードが「利息と配當とは近代事業の呪咀なり」と絶叫するのは、果して彼の言ひ過ぎであらうか。

第二は事業の集中である。事業の集中には三つの意味があ

る。フォードの全心全力はたゞ彼の自働車事業のみにあつて他にはない。その製品が單一である如く、彼の事業も自働車事業に限られ、如何にして製品の改良をなすか、如何にして生産費を低下せしめ得るか、如何にして勞働者と消費者に貢獻し得るか、彼の全神經、彼の全時間は、そのために費され、集中される。彼は世界稀に見る發明界事業界の天才である。しかも局限せられたる一事業に專念する。某々氏の如く數十の會社の平重役となり、其子息をして株の賣買をなさしめ富を致すが如きは、ヘンリ・フォード及びその息エゼルの爲さゞる所である。けれどこフォードは嘗て大統領の候補者に擧げられんとした。けれどこれを受けなかつた。彼の意見によれば、政治をもつては物を生産するを得ず、價値を生むを得ない。政治や軍隊が國家第一の重要なる地位を占めた時代もある。けれど今はその時代ではない。しかし政治や軍隊に指揮者が必要である如く、實業界にも指揮者がいりようだ。と彼は常に新時代の指揮者を任ずるものゝやうである。實業と政治の二股は彼の喜ばざる所、爲さゞる所である。

事業集中の第二は自働車製作に必要なる一切の原料品をば自給せんとする方針である。會社の生産力が一定の程度に達すれば其原料品を自給することとお[illegible]的である。一は先[illegible]的におい

て低廉であり、一は勞働爭議のために供給を妨碍せらるゝ如き憂ひがなくなる。故にフォードの會社は漸次原料品に手を擴げ、現今では其用ゆる木材も、石炭も、鐵も、硝子も、電力も、人造皮も、麻布も、セメントも、タイヤーも、銅線も、これを運搬する鐵道も、船舶も自家の經營より供給してゐる。

事業集中の第三は之を廢物の利用の如き經濟的方法に之を見ることができる。例へば石炭はコークスとなり、其際生ずる揮發性のガスはボイラーの下に管を以て誘かれ、金屑とコークスの細粉とは混合して蒸氣の原動力となり、變じて電力を起し、全工場を動かす。又ガスは工場にて用ゐられ、硫酸アムモニアは會社所屬の農場の肥料となり、ベンゾールはモーターの燃料となる。この副産物だけでも裕に石炭代を償ふといふ。木材でも同樣である。副産物たるメチル・アルコール、タール、ピッチ、クレオソート等は勿論、從來廢物とされてゐた木皮、木片は板紙となる如きである。農場の穀物は勞働者の購買組合に賣られ、その藁はフォーダイトなるゴム代用品となる如きである。この種の廢物利用は必ずしも驚くには足りないが、たゞ異る所は、それらの廢物利用の一切は擧げて自動車製作のために用ゐらるゝのであつて、他に賣らんがためではないことである。たゞ硫安其他一物のみは供給過剩のため他に賣却する。かくして生産費を極端まで節約することに力めるのである。

しかしながら、彼の事業集中は市場を獨占し、價格をつりあげ、利益を壟斷せんとするトラストではない。嘗て彼は破産せんとする一自働會社の買收を求められたことがあるが、彼は之を拒絕し、救濟資金を貸與したのである。彼は其製品をもつて正々堂々の競爭を試みるが、市場獨占の如き非デモクラチックな態度には出ない。世界各國に支工場を設けるのも、一は彼の經濟的生産方法からであり、一は關稅對策であつて、かの娘會社を設立して世界市場を獨占せんとするトラストとは全然その趣を異にする。ロツクフエラー、ゲーリイの徒と異るところである。

第四の特異點はこれを製作並に販賣についての彼の金融政策に發見するを得る。彼は生産行程において極力その費用を節約するのみならず、流通行程においても、その流通期間を短縮することによつて、資金流通の迅速をはかり、資金の利子を削減せんことに苦心する。原料品の買入れ、及び製品の販賣は之を現金取引とし、銀行の手形割引、借入等の形式による利息の支拂を、製品の價格に轉嫁することを避けようとする。彼はいふ「商賣上競爭しようとすれば自ら敗れ、金融の巧者となるために費す時間は生産において失ふ。工業家の金融場は工場

であつて銀行ではない。事業家が金融につき知るの要なしといふのではない、たゞ知り過ぎるよりは、知らな過ぎるを良しとする。餘り巧者となれば、金を稼ぎだすことよりも、借り出すことを考へ出すやうになる、そして借入金を返濟するため、又別個に借り入るゝことゝなり、遂には實業家ではなくて手形僞造者となるのがおちである」（第一書一五六頁）と。我國のフォードを任じたる某製藥王も、フォードを讀むこと盡さず、これを學ぶこと足らなかつたのであらう。好漢惜むべきである。ドイッチエ・エコノミスト誌によれば、クルップ初代の經營も同樣であつたといふことである。

以上の企業經營上の特質は相集まつて、生産と流通行程中の經費を節約し得るのである。これがフォードの所謂、「善き統制」であつて、この統制の結果は前に表示せる如き利潤を生み、その利潤を賣價より差引くの結果、製品の低廉を來せるものと信ずるのである。であるからフォードはいふ、勞働は生産するも、その統制惡しくば勞働の成果を絕無にし、統制宜しきを得ば、愈々その効果を大にすると。

七

武藤山治氏はフォードの一週五日勞働制の發表あるや、新聞記者の問に對し、「フォード氏は機械と人間の能率を高めるについての有力な手腕家」であること、並にこの新制度によつて勞働者は益々刺戟されて能率をあげるに相違なきを認めてゐる。これはさすがに武藤氏の意見で、普通資本家と異る所を示すものと感服にたへない。けれどついで氏はいふ、しかも「直ちに他の一般の工場に應用できるかといふと、非常にこの點の發達したるフォードの工場なら、いざ知らず、他には到底不可能」であらうと斷じ、且つ曰く、「わが國の紡績工場では國情や現在の分業狀態の關係上、到底應用し得ないことです」といふてゐる。武藤氏がフォードにおける勞働者の能率昂進を以て、一にその機械應用と、分業とにありとする點は、歐米資本家と同樣の意見であり、他の工場に應用し得ずといふ所も同樣である。けれどこれは余の述べ來つた所により、フォードの意見とは前後轉倒せるものであることを知るであらう。何となれば、フォードにおいては、「高い賃銀」と「勞働時間の短縮」が勞働能率の源であつて、同時に繁榮の基だといふのである。機械により能率が高まつたが故に、又業務が繁榮となつたが故に、賃銀を高くし、勞働時間を短縮したのではないのである。そして彼の言を實際について説明した。何れが眞、何れが誤かは言ふを俟たないであらう。

しかも尙ほいふ、フォードの工場ならば、いざ知らず、他の一般工場には直ちに之を應用し得ないと。素よりフォードが今日達したる一日の最低賃銀十二圓、勞働時間一日八時間、一週五日なる制度を直ちに實施し得べしとは、いかなる夢想家も考へまい。フォードにおいても、それは漸次の發達によつたものであることは明である。けれど斯くの如きは、單にフォードの自働車工場のみに施し得べきものであるといふならば、余は實例をもつて、その然らざる所以を立證せねばならぬ。

既述の如くフォードはその原料品の大部分を自給してゐる。炭坑あり、鐵坑あり、紡績工場あり、鐵道あり、硝子工場あり、木材工場等がある。これらの業務一度彼の手にいるや、彼は自働車工場同樣の賃銀規定と時間規定を即時に實施したのである。故にその實績は、他の工業に適用し得るや否やの問に答ふるものと云はなければならない。

先づ第一に工場の設備、職員勞働者一切を改めずして、たゞ勞賃と勞働時間のみを變更した場合の成績如何を見よう。その好例はグラスミーアのアルゲニー硝子工場である。その工場を買收するや、機械も傭人も全部舊態のまゝとし、たゞ少しの新機械をいれたのみで、其賃銀及び勞働時間に新制度を施した結果、從來の工場では一年の生產額は六百萬平方呎であつて、その三割は自働車用に不向きであつたに對し、新制度の下では、生產額は八百萬平方呎に增し、不用品は一割に減じた。又ケンタキイのウエスト・ヴアージニアには十六の炭坑を有してゐるが、其採掘方法にはさしたる變更を加へず、單に最低賃銀制と八時間制をしき、(普通坑夫の賃銀の倍額に相當する)住宅、風呂、衞生設備をしてやつたゞけで、その炭價は市價よりも安價につき、また同地方は勞働組合の勢力盛んで、休坑同樣になつてゐたものが、彼の所有となるや、勞働爭議はその跡を絕ち、一坑の如きは傭人二百名は今やフォード自働車を所有しこれを操縱してゐる有樣である。これは全く高い賃銀と短い勞働時間のために勞働能率を發揮した場合であつて、又勞働者は同時に消費者であることを證明する憑據でもある。

第二には新設備に新勞働制を適用した場合を見る。前記硝子工場と共に全然機械力による新式工場の成績は、舊式方法による生產額に比し、約倍加の成績をあげた。又ラシア製作によつて經費の約三割を節約し、その金額は一年數百萬弗にのぼり、レザー工場では一日に一萬二千弗以上を節約するを得た。このレザー原料には從來綿布を用ゐてゐたが、それは材料購入の便宜上からで、麻布の更に强いといふ理由から、亞麻を自家農場に栽培し、全く新式の方法をもつて紡織し得ることに成功した。

彼はいふ、「綿紡織業は動力使用の最初のものであるが、又幼年工使用の最初のものでもある。多くの紡織業者は安價の生産は低賃の勞働でなければ全然不可能だと信じてゐる。工業上の技術の進歩は驚くべきものがある。けれど絕對に自由な心で、しきたりに捕はれずに、工業を經營し得るものかどうかといふことは、是れ亦別個の問題である」（第二書五五―五六頁）と。かくして彼は「綿紡織業よりも更に多くの傳說を有する」麻紡織業につき、從來の傳說を破り、麻織業は米國の「國情」には適せずと言はれてゐたに拘らず、これに成功し、機械力を以ては不可能とせられた作業を機械力によることを發明したのである。そしてレザー工業に優秀な原料を供給すると共に、經費の節約をなし得たのである。この事實と武藤氏の言とを比較するとき、そこに無限の興味を感ずるではないか。フォードはいふ、「そんなことは出來ないではなくて、やつてみよである」と。

第三に工場勞働とは全く異る業務に同一勞働制をしき、統制の良好なる結果成功を見たものとして、鐵道經營を擧げよう。鐵道は他の機械工業とは全く其趣を異にしてゐる。この方面に何等の[illegible]に鐵道に適用し得るや否やについては、彼も亦疑惑なきを得なかつた。しかも彼は斷然これを適用した。その結果はどうであつたか。茲にいふ鐵道とは彼の工場所在地たるデトロイトとアイアントン間のものであつて、彼の所有に移る前後において、その經濟事情には何等の差異を見なかつた。そして同鐵道は常に收支償はず、幾度破產し、幾度か整理せられ、依然損失續きであつたのである。一度フォードの買收するや、彼れ一流の統制方法により、一切の冗費を節約し、事務の輕掌を計り、終に一九二五年の如きは買收費の半額の利を擧げ得たのである。

以上の簡單なる記述により、フォードの能率經營策は、たゞに彼の工場の如きもの丶みに適用し得るものではなくて、その精神と、斷行力と、工夫とを以てすれば、何れの企業にも適用し得るものなることを知つた。然らばその精神とは何であるか。これがフォードの事業の根柢に横はる大問題である。

八

ヘンリ・フォードはもと農夫の子であつた。百姓の子として馬の脚をたゝいて地を耕した。そしてつくづく考へた。人間が馬を使ふのか、馬が人間を使ふのか。農民の解放は先づ馬からの[illegible]

とか農産物販賣の方法が講ぜらるゝ。けれどもそれは末の問題である。基本の問題は何といふも生産である。生産費が低廉になるならば、その他の問題は自然と解決がつく。それには農業の工業化と、工業の農業化より外に方法はない。フォード農場の實驗によれば約十五日にて耕耘より收穫までを終了し得る。牧場も機械力を借りて八時間勞働、最低賃銀六弗を給して利益をあげてゐる。これ農業の工業化の結果である。一ケ年十數日の農作以外の日は工業勞働に從事せしむる。フォードの分業的生産方法は工場の中央集權ではなくて、地方分權を可能ならしめてゐる。農民はその農閑時を工場に費し、工場勞働者は其閑暇時を農業に費す。これ工業の農業化といふ所以である。この二つの方法をもつて勞働問題中、最も困難とせらるゝ部分が解決せられ、國民經濟中、最も厄介なる農民問題が解決さるゝ。その第一着手として農民を機械操從に練習せしむるを要する。これ自働車を發明せる所以である。彼の終局の理想は農民の救濟であつて、同時に工業勞働者の救濟である。金錢的利益にはあらずして「同胞への奉仕」である。

嘗てドッヂ事件の際、彼はその事業擴張は社會奉仕に外ならぬを宣言した。勞働者には高い賃銀と幸福、公衆へは安價にして實用的なる製作品、これ彼のモットーである。スティッチアーは彼に問ふて曰く、「世人は君の死後その財産を如何なる方面に使用するかにつき知らんとしつゝある。貴意如何」と。彼言下に答へて曰く、「何ぞ死後といはん、余は生前既に基金(ファンデーション)を設けてある、事業が即ち基金である。故に現在の勞働條件も此後どまで進むかは前以て知るを得ない、經濟の許す限り、勞働者れの利益を增進しよう」と。是れ彼の精神である。

そしてこの精神の發する所、勞働條件は愈々改善せられ、勞働者の收入が增し、閑暇が生ずるならば、一方に於いては勞働者の能率が增して製品の價格が下落すると共に、他方勞働者の欲望は進んで製品の賣行がよくなる。この循環は絕ゆることなく、理論的繁榮は洋々として極まる所を知らない。この精神だにあらば、經濟界の行詰りの如きは現出すべくもない。素よりこの幾循環のうちには經濟界の生産力は激增して、消費者の欲望を超過し、終に生産過剩なる現象を現出せぬとはいへぬ。けれど各人がその欲望を滿足し得て餘ありといふ理想的狀態は、不幸にも近い將來には現出されさうもないから、結局生産過剩の現象は事實起らずといふことを得べく、事業は無限の發展を遂げ得といふも誤がない。

フォードの奉仕は何等國家的色彩を有するものではない。彼は各國に支工場を設け、所在地の勞働者を幸ひにしながら、原

料品を消費地に求め、運賃と關稅とを節約する。奉仕が主であつて、トラストにもあらず、カルテルでもない。そこに關稅の障害もなく、經濟上の行詰りもない。

數萬人勞働の眞理を高唱しつゝ、自ら大に働き、勞働者に勞働の機會を與へ、臥食する資本家を呪ひ、金錢のために働いて企業を妨碍する金融業者に警告を與へ、更に動的社會を知らずして夢想に耽る職業的社會改革者を排斥しながら、獨自の境涯を打開し行く彼は、正に現代の偉観といはねばならぬ。

金錢的利益を主とする資本家は行詰りを感じ、奉仕を主とするフォードは隆々その極るところを知らぬ。知らず、世の資本家は果してフォードの精神をもつて己が精神となすであらうか。生命に到る途は狹くして險しい、滅亡に到るの道は廣くして坦かである。悟らざるの資本家は恐らくはたゞその落行くべき所に趨りつゞけるのみ外はないであらう。

三黨首妥協劇の心理的解剖

(一) 取引に勝つて義理に負けた若槻氏

馬場恒吾

日本の輿論と云ふものほど、獨自の見解に欠けてゐるものは少ない。大抵は流行の論調に附和雷同するか、然らざれば固定した概念で片付けて了まふのである。さうなるのは、問題の本質を自分の頭で徹底する迄考へて見、或は事實の眞相を自分で突き止めに歩るく勞力を省く爲めである。其結果が皆んな似たりよつたりの議論ばかりしてゐる。

好んで異を立てるのではない。然り、三つの既成政黨の黨首が會見して、三黨妥協が成立した事に對して、世評一般に惡いのも此一例である。所謂純眞なる論者が此妥協の一幕に慊らず思ふ心持ちはよく判つてゐる。それは普通選擧法が成立してから已に二年にならんとする。古るい制限選擧に依つて選擧された今の衆議院は見るのも厭だ。もう普選に依る議會を作つてもよい時機だ。早く議會を解散して欲しい。然るに三黨首の會見に依つて折角在野黨が出した不信任案が撤回され、議會の解散も總選擧も一年は後れるとなつては、吾々癪に障らざるを得ない。だから此妥協政治は怪しからぬと云ふのである。此心持ちには同情出來る。併し今少しく感情を交へずに、事實の本質を考へて見れば、此議論には論理の混亂がある。元來不信任案なるものが其提出されるに當つては世論の支持を欠いだものであつた。朴烈問題とか松島事件とかで、在野黨が政府不信任案を

出す事に對して、世論はそれを只黨略を政權爭奪の爲めにする泥仕合の最も苦々敷き事だと云つてゐた。だから不信任案其ものを引込ました事は少しも悪い事ではなく、寧ろ當然であると云つてよい。現に其後朴烈とか松島事件とか云ふ讀み度くもない記事が、新聞に載らなくなつた丈けでも、吾々局外者は何の位助かつたかしれぬ。その不信任案を引込ましたと云ふ事と、議會の解散と云ふこととは別にして考へなければならない。議會の解散を希望するからと云つて、下らない泥合戰を止めたのが悪るいと議論する譯けには行かぬ。解散を止めにしたから、三黨首會合が悪るいと云ふ議論は確かに電話の混線である。だから純理論から云つても、愚なる泥合戰の熄まつたのは三黨首妥協の効果として認め、普選を實行する爲めには其趣旨を明かにして議會を解散すればよいと云ふ事になる。

併し實際政治は純理論で動いて居らぬ。議會解散を最も強く希望してゐるものは若槻首相の率ゐる憲政會である。と云つても、彼等が解散を希望するのは普選を一日も早く實行せねばならぬと云ふ純理論から出發しては居らぬ。只憲政會が内閣を取つてゐる時こそ、彼等に採つて總選擧を行ふべき絶好の機會であると云ふ打算から來てゐる。だから其機會を逸したのは若槻首相の失敗だと公言する。併し憲政會の黨員でない吾々は、何にも彼等の黨略本位の議論に雷同して首相の失敗を鳴らす必要を見ないのである。

三黨首妥協の正確な價値判斷をする爲めには、吾々は先づ正確な事實を知る必要がある。若槻首相が何の爲めに此妥協を敢てした乎。政友會の田中總裁、本黨の床次總裁が何故此妥協に應じたか。其徑路を研究すると、玆に現代政治家の心理狀態が暴露されるのである。

昨年五月若槻首相は政友本黨に向つて聯立内閣を提議して拒絶された。それ以來彼れが側目も振らずに、議會解散に向つて邁進してゐた事は皆んなの知る通りである。昨年末に先帝陛下の崩御があつて官邊及政界要路の人々の間に、此諒闇の時に際して議會を解散するのはよくないと云ふ意見が起る危險があつた。それ故に、若槻氏は機會ある每に宮中府中の別を說いた。御大葬は宮中の御事、政治は政府の事、假令諒闇の中でも、國家の政務に關しては政府は政府の最善と信ずる所に邁進する。それが結局は皇室に忠なる所以であると云ふ事を力說した。そして所謂要路の人々から、政府が必要と認める時には解散を行つても差支ないと云ふ諒解を得た。それほど迄にして彼れは解散の準備をなして今年の議會に臨んだのであるが、運命

は最後の五分間の處で彼れを迷はしめた。

それは政本が朴烈、松島、不景氣の三問題で提携して、政府不信任案を提さげて政府に肉迫して來、形勢は政府の思ふ壺の解散に向つて驀進しつゝあるやうであつたが、若槻首相の許に達する情報には、在野黨は必ずしも政府との正面衝突、即ち議會の解散になる事を望んでゐるものでない。其所に或は議會を無事に濟ます機會があるかもしれぬと云ふ事であつた。若槻氏は此所で迷つた。憲政會の黨略から云へば在野黨が不信任案を出して來た機會を捉らへて、議會を解散するより以上の良策はない。併し彼れは憲政會の總裁であると同時に國政を宰る責任者である。だから、黨本位に考へるか、國家本位に考へるか。若し黨本位に考へて、議會を解散するとすれば、彼れは國政を圓滿に遂行し得べき機會があるのに、故らに其機會を無視して黨略的見地から議會を解散した事になる。それは國政を宰る責任者としては、充分に責任を盡くしたと云へない。だから一應は議會を停會にして、反對黨に反省を求める。それでも反對黨が尚政府に反對して來れば其上は良心に恥ぢずして解散が出來る。政府は國家の爲めに、盡される限りの手段を盡くした。其手段を盡くしても尚國政を圓滿に遂行する事が出來ないが故に玆に議會を解散する。さうなつた時國家本位の行動が黨本位の行動と始めて一致する。其所迄は盡くすべき手段を盡さねばなるまいと決心したのが彼れの心事であつた。

蓋し彼れの最後の目標は此徑路を經ての議會解散であつたと思はれる。眞逆に、政友會も、本黨も無條件で不信任案を撤回するやうな事はあるまい。若し撤回しなければ、議會解散に直往邁進出來ると云ふ腹であつた。だから三黨首會合の場合の彼れは殆んど何等の言質を與へてゐない。此會合に於ての問答はすべて言ひ放し、聞き放しであつた。彼れは政治家が所信を斷行するに何等の妨げはないが、豫算を成立さす途はないかと云ひ、田中、床次兩氏は政府は深甚の考量を拂はれたいと云つた。若槻首相は後に誤解があつては困ると云つて、其時の問答を自分で筆を取つて書き物にした。(それが後に新聞に發表されたものである)。それを見せると田中總裁がまだ云つた事があると云つて、『深甚の考量』を書き加へた。其意味は只文字通りの意味で、政府の進退に關する事でないと云ふ事は、後に若槻首相が貴族院で演說してゐる。次ぎに此會合で出來上つた申合せ(黨員を戒飭して言論を愼む云々)は床次總裁が初めから書いて懐中に有つてゐたものを出したので、これは若槻首相は前の會見の題目とは全く別個の問題と諒解してゐる。泥仕合を愼しむと云ふ事に、誰れも異議のあらう筈がないと云ふので皆んな贊成

した。だから、政府から云へば、在野黨の不信任案撤回は在野黨の無條件降伏と見れば見られるやうになつて居る。

然るに何んぞ知らん。それが政黨人としての若槻首相から見れば思はぬ不覺を取つた事になつた。と云ふのは、此儘で行けば、政府は此妥協の結果として、議會後には總辭職をやらねばならぬ立場になつたからである。それは三黨首妥協の問答、言質から云へば、若槻首相は辭職すべき責任も約束もない。併しそれは商賣上の取引として見ればさう云へるのである。實際の經緯から見れば、若槻首相は反對黨に反省を求めた。反對黨は其請求を容れて不信任案を引込めた。それに對して若槻首相が何等の報酬をする事なく、只自分に有利な取引を贏ち得たと云ふ風にしてゐては、それは餘りに、苛酷な取引（ハアド、バーゲン）を敢てしたと云ふ印象が殘る。政府が餘りに儲け過ぎ、在野黨が餘りに損し過ぎたやうに世間に思はれる。これが商取引ならば、普通の事所ろではなく却つて商賣上手を誇る材料になるかもしれぬが、公人としての若槻首相は爲すを忍びざる所と思ふであらう。だから、彼れは議會後に辭職せねばならぬと決心したらしく見へる。此所に彼れは取引で勝つて、義理で負けたと云ふ形になつてゐる。

世間では、田中政友會總裁が一杯喰つたと云ふ評判をした。何んぞ知らん。田中男は一杯喰つた形をして實は次ぎの政權を己の手に取つたかの如き地位に自分を置いてゐる。それは取引に負けて、義理で勝つたからである。

本黨の床次總裁に至つては厭々ながら政友會と提携し、厭々ながら不信任案を出したのである。だから政府から反省を求められることを渡りに舟と考へて、不信任案を引込め、政友との提携打切りを聲明した。これ丈けでも彼れは滿足すべきで、若し此上政府が辭職してくれるなら、それこそ思はぬ儲けものをすると云ふ勘定になる。

かうして、三黨首は三人三色の考へを以て妥協の一幕を演じた。若槻首相は他の二人がさう容易に屈服しないだらうと思つた。それが殆んど無條件な妥協に應じたので、豫想が狂つて悲觀してゐる。議會は解散出來ず、自分は辭職せねばならぬと思へば悲觀せざるを得ないであらう。

併しさう悲觀する事に就いては吾々局外者には疑問がある。三黨首が喜ぶとか、悲しむとか云ふのはすべて黨人心理から割り出して云ふ事である。若槻首相は在野黨に反省を求めるときに、黨人として行動するか爲政家として行動するかに迷つた。そして爲政家として行動すると決心して、其目的は達したのである。今日に至つて何も悲觀する理由はない、何故に其國家本

位に行動すると云ふ初一念を固執して、俯仰天地に愧ぢずといふ態度を採らないのであらうかと思ふ。在野黨が朴烈問題などを引込ましたのは當然引込ますべきものを引込ましたのであつて、こんな愚劣な問題が消滅した事に對して、國民は感謝してこそ居れ、少しも遺憾だと思つてゐない。普選實行の爲めに議會を解散するか、否かはそれとは別に考ふべき問題である。若し國民が解散を要求してゐるならば、政府は議會が閉會した後に、悠々として議會を解散して、普選による新たな議會を成立せしめればよい。朴烈問題などで最初の普選を爭ふ如きは考へた丈けでウンザリする。それよりも正直に普選實行の爲めに議會が解散されたのであると云つた方が、何の位、理義明白になつてよいか判らない。

(二) 各人各樣の變態心理

新居格

政本二黨が協同して政府に對して彈劾案を出し議會が停會になつたとき、私は「愈々解散かな」と思つた。解散にでもなれば私の如き非議會主義者でも、世間が妙にざわつくので面白くなれるのである。何しろ初めて普選で代議士を選ぶのだし、無產政黨はいくつも出來てゐるし、既成政治家は選擧の作戰に見當が付かないし、新味のある人間や、風變りの人間がウヂヨウヂヨ飛び出してこれまでにない光景が見られると思つて、密かに樂しんでゐたのに、停會に亟ぐに妥協ですつかり面白くなくなつた。それからの新聞紙にたいする自分の興味は支那の問題に轉じて議會記事は全然見なくなつた。

あれだけ勢込んで彈劾して置きながら、朝顏の萎ばむやうに難なく妥協して仕舞つた。そして彈劾案をケロリと忘れて片付けてゐる黨首達である。

「昭和の御代の初めに豫算不成立と云ふやうなことのないやうにしたいのはお互ひに希望する所だから、何とか政戰を罷めてこの議會を無事に過す譯には行かぬでせうかね」なんて憲政會

の黨首が云ふ。だが、お互ひに希望するのは解散のないことで、「解散のないやうに致したいのはお互ひに希望する所だと信じますから、解散しないでこの議會を過す譯には往かないでせうか」とほんとうは云ひたい所だらうが、まさかにそうも云へないので以上のやうに云つたのであらう。

そこで申合せが出來た。解散回避同盟とも云ふべき申合せである。そこで三人がそれ／＼黨員をうまく操つてそうすべく努力しやうぢやないかと云ふことに鬼がついたのぢやないか。その辭、「政治の公明を望むを以つて」とか、「黨員を嚴に戒飾して言論を愼み」だとか、「國民の議會にたいする信頼を厚くするやうに努力する」とかと、如何にもまことしやかで尤らしいことを云ふのだから面白い。「政治の公明を望む」と思つたればこそ、政本二黨は彈劾案を出した譯ではなかつたのか。國民は誰も今の議會なんかに信頼を置いてゐないのに、信頼があるかの如き幻の假定から出發して零を無數に加算し得るやうに思つてゐるのだから、いゝ氣なものだし、他愛がなさ過ぎもする。國民が信頼してゐるかどうかは解散して普選に問ふてみるのがいい。國民は解散を望んである。そしてむしろ、諸君を葬つて仕舞ふべく用意してゐるかも知れない。

だが、それはそれ。あの三人の身にもなつて見ればその程度でいろ／＼考へてゐるのである。何食はぬ顏（新聞紙で見た三人が寄合つた寫眞を見ると）をしてゐて、それ／＼中々食へぬ考を一生懸命に絞つてゐたのに違ひない。詰り五十歩百歩の知慧くらべをしてゐた譯であらう。

どちらがどう轉んでも國民、取分け、無産階級の利害に少しも交渉のない三人の知慧くらべがどう勝負が付こうが、まづい五目並べの勝負ほどにも興味がないに極まつてゐる。西園寺老の胸の中を讀唇術でよんでみると、新帝新政の初めから、あまり騷がぬがいゝと思つたらしいのかも知れない。そうだとすれば、それに逆つて老人を不機嫌にさせちや、後がたゝる位に、思つた所が三人の心のどこかに少しはありはしなかつたらうか。三人が三人とも。だから、どの點から云つても解散回避同盟はそれ／＼にエゴイスチツクな考から、當然成立すべき理由があつたとも云へやう。

次ぎに、何を內密に話し合つたか知る由もないが、歸する所一つの政權を中心にして思ひ／＼の物思ひである

議會さへ無事に濟ませてくれるなら、憲政會內閣はやめるのだらう。そうなりや、二人のうちの誰かに（床次本黨は床次本黨で、田中政友は田中政友で自分にお鉢がと思つてゐて）授受されるとすりや、解散を賭けるのは馬鹿／＼しいと思ふのは當然

で、いくら普選になり、無產政黨がいくつあつても、それがすぐに多數の代議士が出ない位は知つてもゐやうし、選擧戰に金がいるのは黨首としてはそれ／＼困ることだらうし、しかも、その黨員の選擧戰が見當のちつともつかぬ地盤で爭ふのも可愛相だ位のお察しもあつてのことにちがひない。

床次本黨は彈劾案（それを出すまでの三問題での提携だつたのだから）を引込める段になると、提携の理由も自然消滅になる。さうなれば都合次第で若槻憲政とでも握手していゝと云ふ餘地が開けて來たのだ。三黨首の會合では、俺が一番うまくやつてのけたと思つてゐるかも知れない。若槻憲政は俺に後釜を讓つて俺を支持する立場の與黨にならないとも限らないと夢みてゐるかも知れない。後釜が田中政友に行つて自分がそれに應援するものいやだし、憲政と本黨お手のものの握手をして野黨的立場で相變らずゐるのも面白いことにもならないし、また、憲政會もこれまでの事情から田中政友へ後釜を渡すより、俺の方を後釜とするのがすきであるだらうし、……これは無論筆者の試みた床次本黨の讀心術だが――なぞと蟲のいゝユートーピアを考へてゐるのかも知れない。憲政子は憲政子で議會が無事に濟んでも、三黨首會合で何と云つたかは直ぐ都合よく忘れて、成程豫算の成立に就いて考量を乞ふとは云つたが、議會閉會後に總辭職するとはちつとも云はなかつたと云へる餘地を殘してゐると北叟笑んでるかも知れない。若槻憲政はいろ／＼の意味に受取れる言葉を意識的でなく無意識的に隨分とうまく云へるのかも知れないことは既にいくつもの前例がある。

田中政友は後釜は無論俺にきまつてゐるとひとりで決めてゐるらしくある。だから、若槻憲政の言葉をその自惚が自分の思ふやうに解釋させて、お次ぎは俺のもの、床次本黨へ行く譯はないし、議會でも濟めば憲政會は總辭職をしやうし、こゝで若槻憲政の與へた言質があるし、後釜は無論俺のものだから黨員よ俺を信じてゐてくれと胸を叩いて黨員の前で意氣揚々の見得を切る氣にもなつたらしい。さうなるとそこでも何でもが都合よく解釋され出して、豫算成立と云ふのだからやめるのは議會が終るとすぐだらう位は當然思ふのも無理からぬことである。

がお互に脛に傷もつ三人片輪である。三人片輪とか云つたつけ。そんな名前の所作事があつたやうに思ふがそれを菊五郎、三津五郎、彥三郎あたりで踊り拔くのなら隨分と面白いものだらうが、若槻、田中、床次の三人片輪の所作事では退屈どころか不愉快である。

「君の方のあれも君素破拔くと困らうぜ。だが俺の方のあれも

實は困まるのさ」
「ぢやお互ひに素破抜きごつこはよしにして、何とかうまくお互ひに胡麻化そうぜ」
と云つたやうな三人の心理も妥協の成立を早からしめた一つの重大な原因かも知れない。
どこかの新聞紙に彼等三人のしたことを「暗和」と云つてのけたのはお手際な表現だつたと思ふ。
あんな可笑しな相談をする位なら、いつそ若槻憲政は
「君達は不信任案だけはよしてくれ。その代り議會が濟めば俺はよす。後は君達の番だ。どうだね。君、チヤン拳でもするなり、くぢでも引合つちや。くぢは俺がこさへるから」とあけすけに云つて仕舞へばいゝものを。
何しろ政本二黨がそれ〴〵あんなにも直ぐに妥協したとすれば妥協しても損がないと考へたうまい話、若くば、うまいらしい話が持ち上がつたものに相違ない。それとも狐と、庄屋と、鐵砲の關係か或は蛙、蛇、となめくじの三すくみか、何しろ會體の知れぬ三つの心理である。そしてそれは變態心理の範疇に屬する。であるから、正しい合理觀をもつ人間には解釋しがたい種類のものである。心理解剖をしても何の種類の劇にもならない。喜劇にしてはユモラスな所がちつともない。悲劇にしては莫迦〴〵しすぎる。と云つて無論悲喜劇にもならない。詰り、劇の要素はちつともないのである。あれでは、どんなにエライ劇作家が居ても手が付けられないであらう。
若し強いて書くとすれば三人がそれ〴〵にくだらぬ思ひで得意になつてゐる心理だけだ。涙も笑ひもない、と云つてオストロウスキーの作品にあるやうな運命に脆い性格劇の面白味もない。こんな馬鹿氣切つた芝居をあの人達が寄合つてしたと云ふことの奇現象だけが不思議の極みである。
私は解散後にあるべき多少様子が變るべき筈の選擧を高見の見物人として眺めやうと思つてゐたのに、それが妥協で當分駄目になつた。而し、それとても、ゴオルデン、バツトを買ひに行つて品切れであつたとき位の失望を感じさせられたに過ぎない。
私はもと〴〵政治には欺瞞性が伴ふものであることを知つてゐるから、政治そのものに信を置かない思想の持主であるから、あの人達三人があゝした欺瞞を敢てしても別に今更憤慨する氣にもなれないが、欺瞞にしたつてあゝまで拙く、あゝまでつまらないと輕蔑したくなる。
ひし〴〵と迫まつて來る民衆生活の現實觀からすれば、あまりにも影のうすれた三黨首會合の影響はやがて消へて行くもの

の象徴でもあるかのやうに映るのである。しかもその影像は劇的な何のポーズもない、全く醜い姿そのもの。

せめて、彼等が澎湃として押寄せて來る新しい大衆の意思を恐れ、それに最後の對抗を覺悟すべく協力すると云ふ悲壮な申合せでもしたと云ふなら劇的になるのだが、何のことはない以上に説明したやうな程度のものなのだから氣の毒になる。時代の感覺が麻痺し、社會の動向にたいする認識を喪失した（初めからもつてゐないのかも知れないが）古い世界の政治的出來事、そこの世界に動く奇態な心理の解剖は腐爛體を解剖するのと同様にむつかしいものだ。

（三）政界大晦日の氣分

上司小劍

政治といふものゝ嫌ひな人間に向つて、政治談をせよ、と言はれるのは、面白い註文だが、利き酒は下戸の方が上手だといふから、見當ちがひの話に却つて眞理があるか知れないといふところなのであらうか。なにしろ現代の政治といふものに全く興味もなく、それを語るのも、見るのも（政治を見るといふのもをかしい。視るといふ意味ではもちろんない）厭やで、國會の開會中は議事堂の近くを避けて通る、どんなに廻はり道をしても、政黨の本部の前は決して通らないといふ氣ちがひじみた癖のある私だから、所謂政治屋の政治の記事は新聞に出たのもあまり讀まない。三黨首の妥協劇とやらも、この原稿を頼まれてから、古い新聞を探し出して讀みなほしたといふていたらく、心理解剖なぞと大それたことは出來ないが、下戸の利き酒として、ほんたうの味が、却つてそこにわかつてゐたといふやうなことがあれば大當りである。

これが若し、ペレアとメリサンドがフランス・グラモフォンへ入つたといふやうな話だつたら、氣乘りがして、力瘤も入るのだが、日本の現代政治の情弊のレコードではね、ばか〳〵しくて筆が進まない。そこを無理に書くのである。

しかし、書く以上、やはり自分の高踏的態度を棄てゝ、現代政治の水準まで、思索を引き下げてかゝらねば駄目だ。世にはよく、テンから歌舞伎劇を馬鹿にしながら、其の劇評をしてゐる人がある。頼まれたから已むを得ないのであらうが、愚劇と一と口に言つてしまつて、それに附け足しては、羽左衛門がどうの、左團次がかうの、歌右衛門がなんだのと、從來の劇評めいたことを言つてゐるのはをかしいでないか。引き受けて劇評をやる以上、評者の好尚もまた歌舞伎劇の程度に引き下げてかゝらねばならない。

そこで、私も現代政治家の行動を評するのに、歌舞伎劇をまじめに批評するといふ態度でとりかゝらうと思ふ。現代政治の型は、歌舞伎劇よりももう一つ古くて、能楽のやうなものかも知れないが、能楽ほどの古典的味ひもなく、氣品はゼロで、狂言に近いが、あの太郎冠者ほどの洒脱はなく、やるまいぞ、やるまいぞ』の滑稽的風味に缺けて、やはり、いつも例に引かれる茶番狂言の類であらう。そこで一つ、茶番狂言をまじめに評するつもりでやつてみる。さう思つて考へると、新聞に出てゐた三黨首會見の圖の漫畫といふものは、そつくり茶番狂言の形であつた。

前口上ばかり長くなつた『扨』と改まつてみて考へると、若槻といふ人のとつた態度は、やはりあれが一ぱん、現在の低俗な事情に適合するものなのであらう。あゝやるよりほかに、あの人としては途がなかつたのであらう。さうしてまた他方床次とか田中とかいふ人々も、下地は好きなり御意はよし、で、若槻の差した盃を受けて、ぐツと一息にか、或はチビリ／＼にか、どツちにしても、飲まないわけに行かなかつたであらう。酒客だといふ話だから、若槻の盃の差し方はさすがにうまい。苦酒か醇酒か、それは知らぬが、床次といふ人の飲みッ振り、或は飲まされッぷりは、いつになく上手だつた。ちよッと見てゐると、みんながこの人にいッぱい引ッかゝつたやうにさへ思はれる。この人は『政治は力なり』と言ひつゝ無名の少年の暴力に斃れた原といふ人の幕下の侍大将だといふことだが、頭腦の古いことは、現代の政治家並みで仕方がないとして、親分に似氣なく、常に力の足りないのを思はせる人だつたが、今度は附いてゐた後見役のせいか、實にうまくやつたと言つてやりたい。猫ならよく捕つたと褒めるところだ。マルだかタマだか知らないが、このニャア／＼なか／＼力もあるやうに見えて、大きな鼠をくはへて引き摺つた。『たゞの鼠であんめえ』とでも言はなければならぬ大きな鼠を。

まづいのは、田中といふ人だッたといふ氣がする。田中とい

ふ名がさう思はせるせいかも知れないが、この人寫眞で見ると、田園生活の模型といつたやうな顔をしてゐる。もう二十年も前のことであらう、私が新聞記者時代（と言つてもノンキな文藝部だつたが）芝口から其の頃あつた小さな鐵道馬車に乘ると、陸軍の將校が後からドャ〳〵ガチャ〳〵（サーベルの音）乘つて來た。其のうちで中佐の服裝をした長身の一將校はどことなく、私が小年の頃お世話になつた西村碩園先生に似てゐたので、私はこの軍人も碩園先生と同じく薩摩の人だらうかと思つたのであつた。さうして、其の將校の面影をいつまでも眼底にとゞめてゐた。ところが、それから四五年の後、友人が麻布の歩兵第三聯隊へ一年志願兵として入營したのを送つて行くと、聯隊長として現はれたのが、忘れらせね長身偉軀、赭顔のおだやかな大佐で、往年玩具のやうな小さい電車へ背中を曲げて乘つてゐた中佐だッた。この聯隊長の名を田中義一と言つて、なか〳〵のやりてだとか、野心家だとか、長州人だとか（碩園先生と同國でなかつた）いふことを聞いてゐる人が、多くの見送人のうちにあつた。しかし私はそんなことに興味も何もないので、高が聯隊長ぐらゐの話は其のまゝ忘れてゐると、其の後ちよい〳〵田中といふ名が新聞に見える。大佐として、小將として、中將として、大將として、其の間にまた十年以上も經つてであらう。聯隊長は陸軍省の課長となり、局長となり、出でては旅團長となり、入つては次官（？）となり、遂ひに大臣となり、最近には政黨の首領になつてしまつた。けれども私にはこの人の仕事が聯隊長として最も篏まつてゐるやうに思へてならぬ。もちろん私なんぞの眼から見れば、聯隊長も大臣大將も同じ藪に生えた官吏の一種で、小さい筍と大きな筍との相違ぐらゐのもの、聯隊長は詰まらない、大臣はえらいといふのでない。

政黨の首領としてはまだ馴れないし、摺れッからしの政治屋どもが多く集つてゐるところでは、聯隊長のやうに部下を動かして行くわけにはまゐらぬから、三黨首といふものゝ中では、氣の毒にも、この田中といふ人が一ばんまづさうに見える。しかし、人間といふものには、さうえらくないの別があるのでなく、地位と權力（金力）とをもたせて、押し上げておけば、格外れの馬鹿者でないかぎり、相當の仕事はするものである。紙數とひまと報酬とを與へさへすれば、今時の傑作小說なんか、多少文才のあるものなら、誰れでも書き得るやうに。………第一、總裁なぞといふいかめしい名で黨首をおかなければならぬやうな政黨のばか〳〵しさ。………それはこゝで言はぬ約束だつた。

若槻といふのは、全然刀筆の吏といふ型の人らしい。官吏とすれば、能吏とか循吏とかいふべき、よい役人なのであらう。政治といふことが特別にさうえらい仕事でなく、萬人の自治を基として、たゞ其の動きのまゝに、指圖されて事務を執つて行くものに過ぎないやうな進んだ世の中になれば、若槻のやうな人は、一ばん適當な大臣であらう。けれども權謀術數とかを必要とする舊式不純の政治界では、若槻のやうな人のすることは、とかく小刀細工に見える。頭の古さにおいては、他の二黨首に較らぬのか知れないが、何となく三人の中ではまだそれでも一ばん新らしいといふ氣のする人である。今度の妥協一件は、この人として、持ち味の全部を出してしまつたもの、蜘蛛なら腹の絲を皆吐き切つたといふところで、あの場合、どうしてもあゝしなければならなかつたのであらう。昭和の初めに豫算の不成立といふやうなことを避けたい、といふのも、たゞ口上だけでなく、ほんたうにさう思つたのでもあらう。普通選擧を早く實行するための解散なら、普通選擧法の成立した時にやらなければならないし、それがやれなかつたのだから、今やつてもさうえらいとは言はれない。『加藤だつたら解散したらう』なぞと言つて、若槻を小さいが上にも小さい人物にするのは可哀さうだ。加藤だつてさう別にえらいといふわけではないが、ブツキラ棒だし、金の工面が出來やすいから、それは解散したかも知れないけれど。

新聞におだてられたか、新聞を輿論と見たためか、それは知らぬが、いや／＼普通選擧に贊成したといふ點では、誰れも皆同じである。（床次のやうに、其の一黨とゝもに反對したのもあるけれど）加藤だつて若槻だつて、普通選擧は内心厭やだつたにちがひない。いや／＼やつたことを、今は自分の手柄話のやうに吹聴してゐるけれど、其の實施がたとへ一年でもいくらでも、先きへ延びて、金の工面も共に延びるといふことは、既成政治家にとつて、何より嬉しいことにちがひない。大晦日さへ無事に越せば、あとはまたあとのこと。……といふのが、解散するまでもなく、三黨首一様の心理だつたと思はれる。

普通選擧法は成立してゐるものゝ、成るだけ其の實施を延ばしたいといふことは、可なり廣い方面の希望であらう。三黨首はそれに共鳴したのでもある。私なんぞも普通選擧に限らず選擧といふことは成るだけ延ばしてもらひたい、方々に貼り紙を汚ならしくベタ／＼やられるだけでもいやだ。投票による選擧……それが第一あまり好きでない。今までだつて選擧權といふものはあつたが、投票といふことをしたことがなかつた。別に自慢するわけではないが。（そはり）

(四) 普選恐怖と解散回避

青野季吉

こんどの議會はどうしても解散まで行かなければ事が納まるまいと言ふのが、一般の豫期であつた。また開會前の各政黨の態度を見ても、さう豫期することが大して間違ひではなかつた。たゞどう言ふ問題で、各政黨がどう云ふ名目で、解散をやるかゞ一つの興味であつた。

もつともさうは言つても、特に抗爭の重大な問題があるわけでないし、若槻首相の從來のリヤリスチツクな遣り口から見て、必らずしも解散まで時局を押し進めるかどうか、そこに多少の疑問がないでもなかつた。

だから私などは、例へば無產政黨の執るべき對議會政策にしても、もうこの議會は解散になるものと頭から定めてしまつて、その當推量の上に政策を樹てるやうな、日和見的な態度には、最初から贊成が出來なかつた。言ひ換へれば、社會民衆黨や、日本勞農黨の對議會政策には、贊成が出來なかつたのである。やはりブルジョアジーの政治家の表面的な言說や、單なる外觀に捉はれないで、議會を解散させるとさせないとは、自分達の力にあると信じて、解散請願運動をもつて、對議會策とした勞働農民黨の政策に、心から贊成せざるを得なかつた。もちろん客觀的に見れば、勞働農民黨の解散請願運動は、何ほどの偉力も發揮することは出來なかつた。お濠へ小石を投じたほどの波紋も描かなかつたと言はれても、仕方がないほど微弱であつた。が、こんどの議會を向ふに廻しての、無產政黨の對策は、あれ以外にあり得ないと、私は信じてゐる。三黨首の妥協がなつて、解散のユトピアが消散してしまつてから、社會民衆黨や、日本勞農黨が泡を喰つて、解散請願運動へ方向轉換するとすれば、それは彼等の徹底日和見主義の暴露以外の何物でもない。

問題がすこし横道へ外れたが、謂ゆる三黨首の妥協問題は、

これを解剖して見ると、いまの政治、政黨關係の底に橫つてゐる『現實』がさらけ出される意味において、面白い問題である。一般には、解散にたいする豫期が强かつただけ、この妥協に開いた口がふさがらないと言つた氣味であるが、解散の外觀をつくり出したのにも、また妥協の實際を示したのにも、それ相當の根柢がなければならぬ。

先づ、議會前に何故、政府も憲政會も、政友會も、本黨も、そろひもそろつて解散の空氣を濃厚にすることに、あれほど骨を折つたのであらうか、それを考へて見ておく必要がある。

今日の政治に働く力は、最も根底的なものから、皮相なものにいたるまで、いろいろ樣々ある。たとへば異なる政黨心理と言つたものまでが、極く限られた政治の範圍、短かい期間をとつて見れば、相當に大きな力をもつて來る。議會開會前の、各政黨が謂ゆるその陣容を固める際に、强硬な態度を示して、政敵を威嚇すると言つたことも、深い根柢なくして行はれることで、これも確かに政黨心理の一つである。そうしてこの政黨心理は、主として各政黨のおかれた位置から、自然發生的に來ることであつて、政府及び與黨にして見れば、政權を掌握してゐると言ふ關係から、解散によつて民衆の意志を問ふこと敢て辭せず、と言つた態度を執るのがその偉力を示すのに、一番いい手段であり、反對黨にして見れば、その反對黨たる立場から、現存の政府の民衆的基礎の薄弱なことを暴露するためには、解散によつて國民に問へ、と迫るのが、その偉力を示す一番いい手段なのである。こゝから件の政黨心理が生れる。こんどの議會前の解散の空氣の大部は、この心理によつて釀し出された氣味が、これまでに比して非常に多いと思はれる。

この外に政府與黨の議會における數の上の基礎の薄弱が、一般にも解散の豫期をそそつたものであるし、反對黨をして容易に自由に、解散の空氣を拵へ上げさせたものである。大した抗爭の問題があるわけでなく、實際の事情がそれを要求してもゐないのに、無理に問題——朴烈問題の如き——をこさへて、解散を見せびらかしたのにはこの勢力上の關係が少からず作用してゐる。これも一つの政黨心理、それから引いて一般の政治心理であつて、今日の政治の表面がいかにつまらぬことで波立つたものか、政治の機構がどんな具合に出來上つてゐるかを、示唆するものである。しかしここに忘れてならぬことは、それらの政黨心理が、結局において、民衆の意志を對象において、働いてゐると言ふことである。つまり民衆に媚びやうとする要素が、知らず識らずそれらの心理を生み出して來るのである。

ところでそうした議會前の解散の濃厚な空氣が、何故三黨首

の妥協で手もなく消散してしまつたのか。

曩にも言つたやうに、極く短かい期間や限られた行動の範圍では、皮相な政黨心理も可成り大きな役目を演ずる。しかしさうした政黨心理から來る表面的な幻想や行動も、政治の『現實』（ウイルクリヒカイト）の力には勝てない。解散などといふやうな、政黨としても大きな犠牲と冒險の伴ふ行動は、口にすることは容易であるが、實際においてはその十分な必然性がなければやれるものでない。

三黨首の妥協を心理的に解剖して見ると、そこにいろんな力の働いてゐることを知るが、第一には、解散後の第一回普選にたいする漠然たる恐怖をあげるのが、妥當だと、私は考へる。この恐怖は、彼等が明確に意識してゐると否とは問題外にして、彼等の心理の底にこびり付いて離れないものであり、且つ三黨首に共通なものである。三黨の相互勢力關係で言へば總選擧は必ずしも恐るゝに足らないが、それが普選の第一回實施である場合、三黨首はいやでもその相互の勢力關係以外に民衆の新政治勢力の擡頭と、それに處する方策とを考へなければならない。もしその方策が明確に樹てられ、その方策に基いての準備が出來てゐないとすれば、三黨の相互の勢力關係の問題だけで、解散を斷行し、總選擧に臨むことは、大きに過ぎる冒險と言はなければならない。私はこのたびの三黨首の妥協の第一の理由として、どうしても三黨首にあつての、その準備の不十分の自覺と、新政治勢力の擡頭にたいする恐怖をあげないではおれない。

この恐怖が本能的に可成り强いものであると言ふ實證を、我我は今日まで幾度びも見せつけられて來てゐる。曩に原敬のやつた解散がある。あれには別の政策的の意味が大分含まれてゐたが、しかし普選案の齎らす政治的意味にたいする本能的な恐怖が、そこに見てとられたのである。近くは治安維持法及び第一次勞働農民黨にたいする各政黨の、一致した態度にそれが、痛ましいまでにまざ／＼と示されてゐた。從來の政治現象にあつても、既成政黨と民衆の意志の對立と言ふことを度外しては、解釋が出來なかつたが、今日及び今日以後の政治現象にあつては、既成政黨と無産階級の政治的進出と言ふ對立を考への外においては、その正しい解釋は望まれない。

それが三黨首の妥協の最根本的なものと思はれるが、更に妥協を可能ならしめた條件を見ると、三黨のそれぞれにおいて、積極的に解散を求めなければならぬ内的の理由のないことも、その條件の一つである。憲政會にして見れば、政權維持が出來さへすれば、强いて解散に問ふて、危い橋を渡る必要はない。政友

會や本黨にしても、現在のまゝで解散後の總選擧にのぞむよりも、モット政局の變移を見、自黨の準備を待つて、事を圖つても遲くはない。しかも政局を動かす實際の力を、自分達の手に持つてゐる場合、よけいにそうである。妥協成立に際して、三黨首の間に、政權の移動について默契が成つたと傳へられてゐるが、その眞僞は疑はしいとしても、尠くとも政權移動にたいする目算が、各黨首の頭に成り立つたことは、想像してよいであらう。だからこそ、一時的の妥協が手品のやうに手つ取り早く成立つたのである。要するに今日の政黨の術策の重點は、政權維持、政權獲得にあるのであつて、そのためには水と油のやうな間柄でも、その各の見込次第で、容易に一時的に融合するのである。

最後にモウ一つ積極的に妥協を可能ならしめた條件と、それに基く心理を數へておかう。それは今日の經濟界の不振と、それから來たところの、三政黨の對選擧準備の物質的薄弱である。この事實が反映して、解散回避の心理を生み出してゐることは容易に認められる。議會前の解散の空氣の濃厚であつた時分でさへ、この事實と、それを反映した心理とによつて、その濃厚な空氣がやゝもすると薄められる氣味のあつたことは、爭はれない。が、いよいよ最後の段階へ入つて、解散か否か、と言ふ場合になると、かゝる現實が大きな壓力をもつて迫つて來るのである。こゝにもまた今日の政治機構の一端が、まざまざと露出してゐる。

三黨首の妥協が成立すると、例によつて自由主義の新聞紙は、筆をそろへて『政治の壟斷』を叫んだ。が、それは今更のことでも無く、いかに叫びつゞけたとて、詮ない話である。今日の政治はブルジョアジーの政治的正義によつては、決して高められない。ブルジョアジーの政黨と、プロレタリアートの政黨との對立によつてのみ、その對立の齎らす鬪爭によつてのみ、高められ、淸められる。それが最重要な點である。（二・八）

(五) 漫畫上の存在と見て

水島爾保布

たまには議會へでも出かけて、生きてゐる生のものを見てゞもゐたら、大臣にしろ陣笠にしろそこにはそこで幾分見最負もつかう道理、たとへば禿げつ振りにしろ喋りつぷりにしろそのどづかに好意の寄せ端もあらうつてものだが、何といふにも新聞紙上の存在、しかも漫畫の上の存在以上に殆ど價値も興味も認めてゐない今の我等にとつては、彼等政治家諸君のいざこざ沙汰なんか要するにどうでもいゝ事なんである。秦人が越人の肥瘦を見る類、敢へて否定も肯定もあつたものぢやない。そんな事に下らなく昂奮してあたら感情の濫費をやるより、淺草の花屋敷へでも行つてペリカンや獺が泥鰌を食ふところでも見てゐる方が餘程氣が利いてゐる。生きてゐる平家蟹なら躁々見たいものだと思つてゐるが、大臣の生きてるのなんかは見たくもない。

と、餘事で恐れ入るが、——とにかくに、右申上る通り新聞紙上漫畫苑の珍動物手合の身すぎ世すぎにするお芝居だ。どうでも滑稽で……とはいへ、既に身過ぎ世過ぎである以上、御當人同士には多少とも悲慘は伴はざるを得ない。立ち入つて忖度する限りではないかも知れないが、その心根はやゝ氣の毒にも笑止にも當るとしたところで、笑止々々アハヽ、がコケの三笑、笑止笑止が三笑止ござるとは大昔元祿時代に流行つた小唄だ。とあながちに茶化して了ひたくなる。

由來政治家と稱する手合程世に表裏反覆定まりなき者はない。嘘から誠誠から嘘、色の諸分戀の掛け引き、二上りと三下りのかね合ひ手練と手管の程のよさはお女郎衆もトンと同じだ。これを若槻さんに從へば政策には消極も積極もござらぬつて事に當り、更に嘘つき彌次郎の哲學によれば誠は嘘の皮嘘は誠の骨、嘘と誠の仲の町つて事になる。だから我彌次郎君は三丈と五尺の大岩を引かゝへて千切つちや投げ千切つちや投げ

た。それが果して出來たての岩であつたかなかつたかを問題にする前に、先わが善良なる國民諸君は、「解散」の巖石の張りものであつた事に氣がつかなければならない。そこで川柳子は曰く「道具方岩をむしつて鼻をかみ。」――何だか話がゴッチャになつたやうだが、この際特にからゴッチャになるのも我等には一つの便宜でなければならない。

つまり今日の政治つてものの事實上の原則は、鬼谷子二卷十二篇で略盡きてゐやう。捭闔乃至符言の所說が時に緯となり時に經となつてゐると見ても必ずしも外れまい。きちやうめんな學者達から鬼谷子が鄙陋にして利己的の書と貶しまれたやうに、今の政治家諸君の心ある人々からひどく輕蔑しがられてゐるのもその理は遂に一つだと云へる。と同時に、我等は鬼谷子そのものを故にニヒリスティクに滑稽化して考へるが如くに、今日の大臣諸君はじめ他の御歷々諸君に對して、いつも漫畫上の存在以上に敬意を拂ひ兼ねてゐる事、その人格や名譽やに對しても殆どそれを「考慮」の外に置いてゐる事は、元より侮蔑の意味ではないが、どうもこいつ止むを得ない。只少し、不思議に思ふのは彼等にどういふ人德があるのか、チョロチョロと二口商ひのボロい儲けをする……その一事位なものである。

役は貧乏の妾看板は看板でも、先生堂々たるお邸もあれば別莊もある。お妾さんがどつかで待合を出してゐたり何かする。嘘でも何でも貰つたといへば最も少ないところで珍品五個、それも萬が單位の取り引きだから、こちとらの夜の目も寢ずに神經衰弱と釣り替へに取る稿料掛料に比べれば全く桁が違ふ。全くもつて恐れ入つたもんだ。

變な例を引くやうだが、海一つ向ふのアメリカつて國では大統領でも、大統領の任期が滿ちて職をやめれば、直ぐと辯護士を開業するとか蜜蜂を飼ふとかポンプ會社を經營するとか何とか彼とか、看板を上げて稅金の出る商賣をしなければ食つて行けない――まさか食つて行けないわけでもあるまいが兎に角に世間樣へ申し譯がないといふのが社會常識になつてゐるさうだが、我等の日本では……何だか支那の昔の役人が思はれて來る。

ところが、この傍から見て摩訶不可思議な政治家稼業、政治生活のそれが、今の政治家諸君には實に至當な事、公明にして且正大な常態なんである。だから今日の台閣諸君をはじめ苟くも身政治家を以つて任ずる限りの諸君子方には、少くとも現在やつてゐるところオの乃ち公明にして且正大、普通にして且當然であるところオの生活狀態を、我等から見れば頗る非科學的な利潤生活、千三ツ屋的生活を、更に一層增大擴大したい山々の希望でうづき拔いてゐる事も亦當然過ぎた當然でなければな

らない。これ丈はお互に嘘いつはりのない腹の機關だ。

こゝ迄來ると今度の三黨主領の妥協なんて事も、その内容たるやこのお互に嘘もいつはりもない一途でもつて、至極簡單にドントンの拍子も揃つたわけで、すべてが豫定の行程萬事台帳通りのお芝居でなければならない。——つてことになる。解散も不信任案もつまりは火のついてゐない爆彈と爆彈のひけらかしつこに過ぎなかつたんだから、あゝ實に國民つ位オメデてえ奴はない。待合三日の黒幕がパタリと落ちると、そこにはもう問題の白旗はなくつて白茶つけた舞台が、あつけらかんと廣がつてゐる呉越同舟漬けや漬け漬けコツクリこの競技會だ。御丁寧な奴はマイマイツブロのやうに涎までたらしてけつかる。

で、憲政の公道はまんまと舞台の裏から奈落を拔けて、さうして築地へ赤阪へ四通八達だ。事實かうならなくつては誰にも不自由、かうなるのが少くとも今日の政治道德では當り前の事なんだから仕方がない。ねえ諸君まだ〳〵國民共には政治思想つてものが普及してをらんで困るねえ。

と、まであけすけに考へて了へば、最早理屈も糸瓜もないわけで、妥協も考慮も必竟はこの現在の政治生活を現在の儘に延長しやうといふ執着と姑息な偸安心理——たゞそれ丈とより見られない。してさういふ執着と偸安とによつて三黨の首領同士がお互に相倚つたといふのは、いふ迄もなくお互がお互の政治道德に對し、さうしてお互が政治である事に於いて極めて公明正大であると考へてゐた仕事に對して、少からぬ不安を生じ顧慮を生じ疑惑を生じ暗鬼を生じたものといふ事になる。今迄なら事面倒となると、ウハ、、ハつとの腹皮をだぶつかせてもゴマ化せた問題が、今後は一寸ゴマ化しおうせさうもなくなつたと氣がついたわけで、今迄なら利權や官權の壓迫でなるところ迄はなしおうせた總選擧も、今度といふ今度は此こと覺束ない。何かと云へば國民の總意に問ふなんて事で大見得を切つては見たものの、蓋明きは普選だ。殊には中流無產手合勞働階級の鼻息がどういふ嵐になり旋じを卷くか、——先生少し恐くなつたと見える。心は同じ野黨と野黨、列なる陣笠の面々は倘更この先ドウなる自信もない。で、武士は相見互と來たものだ。氣の早いのは今日の政黨を打つて一團となし、さうして彼等無產者手合に當らうなんて息まいてゐる程で、夫子遂に語るに落ちて了つた。少くとも彼等には支那どころぢやない。——いやお察し申す。

これからの見ものは、彼等滑稽なる鬼谷子哲學の保持者達、この手の埒足の棚で如何に時世の潮流を豹堰き止めるかといふことと、飽く迄善良視せられた國民諸君がどこ迄善良であり得る

かといふ二つだ。が、そこはそれ前もいつた政治家道德政治家思想政治家精神、つて奴で 君子は豹變す――と來るに違ひない。憲政の公道右すれば奈落から新道の御待合の門に通じ、左すればチャンガラカツカの炭坑へも工場へも通じてゐやう

(六) 既成政治家の常套のみ

千葉龜雄

千鳥長者の隠居婆さんが、或る日、目を丸くして不思議がつたといふ話だ。およそ、日本中のどんな貧乏人にせよ、財布に一杯ぐらゐの小遣錢を持たない貧乏人が一體あるんだらうか……とネ。これは笑ひ話でもない、作り話でもない。自分が少年時代に、現に棲んだ或る地方での實話なさうだ。婆さんも驚ろいたかも知れぬが、自分はもつと驚ろいた。貧乏人として育つた自分は、婆さんの驚ろきに、もつと驚ろいたのだ。

それから後で、スウヴエストルの「パリイ屋根部屋の哲人日記」を讀んだ。これは一時、高等學校の教科書にも採用されたし、われわれ時代の青年には、一種の聖經として持てはやされたものだ。閑話休題、……その中にある一挿話、或る金持の貴夫人が、おそろしく寒い冬の日に、外から歸つて來た。部屋に入ると、いきなり「こんな寒い日には、貧乏人がどれほど冷たがつてゐることか。薪でも澤山呉れてやるがよい」と、侍女にいひつけたものだ。その中にぜいたくな部屋の、暖爐の火の舌が、だんだん焦げるやうに焚えて來た。好い加減暖まつて來ると、貴夫人が、侍女を呼んだ、「もう、薪などはやらずとも好いよ」と。話の筋が、正直この通りであつたかどうかは忘れたが、大體こんな筋道だつた。で、こゝだなと一寸感心したものだ。

何を一體感心したのか、つまらぬ話をくどくどと持つて廻つて、結論がどうだといふのだ。つまり、人間の生活行動は、從つて生活心理は、何といつたつて、生活環境に即してのみ、力强く、自然に動いて行くものだ。それが殆んど、第二次本能だと云ひたいのである。次に、たとへば心理だけが意識して、一時

生活環境から抜け出さうとしても、そして、自分が立派に抜け出し得たやうに考へても、存外、それから何ほども踏出しては居ない。またされ得ぬものだと云ひたいのである。西遊記の孫悟空が、十萬八千里の觔斗雲に乗つて、五大洲を周遊した積りであつても、よく見れば、菩薩の五指の中を、悠々と濶歩したに過ぎなかつたやうな譯だ。そこで華族がいくら勞働を體驗して見やうとしても、日比谷公園で草刈りをする勞働が落ちであつたやうな譯だ。次に、意識して、環境外飛躍をやらうとしてさへそれだ、まして、この生活環境を意識して、換がへのない理想鄕だと思ひ、必死にその生活環境を護衞して居る限りは、それが作り出す生活行動の指標が、なをの事、萬事がそれと反對の側に生きるものの指標と、どこからどこまで違つて來ることも、極くきまつた話ちやあるまいか。で、自分は最後にそれをも云はうとしたのだ。つまり彼等の生活環境の最後の防禦が、どんなに馬鹿々々しいものであらうとも、また、彼等の生活心理が、どんなに時代後れで、時代錯誤で、當世に通用しないものであらうとも、それを彼等が知つたことか。知らぬことに、彼等の唯一の安心がある。强味がある。だから、何で彼等が攻擊されるか自分にはわからない。わからぬから平氣だ。およそ世の中に何が氣强いと云つて、無知よりも氣强いものがある筈がない。

たとへば、目的意識なる標語が、最近の無產階級論陣に强調される。が、目的意識も、つまりは、或る生活行動を構成し、そこに到達させるための、一つの手段に過ぎないであらう。そして意識すべき目的は、どこまでも生活そのものなのである。生活と環境が、人類心理の一切を支配するからだ。かくて新たに喚起した無產階級が、新たな世界の生活を構成するために、かくも熱烈に、新興階級の陣營を防禦し、進軍する。それと同じ意味で、既成階級が、既成階級の滅亡をくひとめる目的意識から、あらゆる手段で防戰をし、戰鬪する。既成階級の生活心理が、元來が特にそうした心理要素を醸成する傾きを持つから、なほの事だ。どちらが正しいか、いなかは抜きにして、どちらの行き方にも無理がないとは云へるだらう。

だから、自分はいつも不思議に思ふのである。生活環境が、先天的に、後天的に、そうした心理を絶對支配する眞理を忘れて、その生活から派生された自然の行動のみを末梢神經的に、いくら攻擊したところが、一體何になるのか知らんと。また、各個人が思ひ思ひに、自分の考へる正義を彼等に遵奉させやうとしたり、または、時代性の流轉說などを、彼等に說敎して見たところが、何ほどの利目があるものか知らと。なるほど、そ

れは、攻撃するものの、一時の自慰だけにはなるだらう。けれどもそれ以外に何になるのか。なぜなら、彼等既成階級の心理なるものは、他人が想像するほどに、決してそれほどやわなものではない。むしろ、反對に、驚ろくべきほどそれ自身で完成して居るものだからである。何分、長い年期を入れた歴史つきのものだ。よく武勇傳をよむと、狒々の話が出て來る。狒々は、何十年となく深山に生きて、からだに松脂をぬり、毛皮が鋼鐵のやうになつて居るから、大抵な矢じりや刀刃が通らない。既成政治家の心理にも、やはりこの保護色が立派に出來て居る。外皮も内臓も、鋼鐵のやうにかたくて、正義や時代性の浸潤などには、とつくから不死身になつて居る。安心なものだ。

そうした生活人達に對して、今更何を攻撃し、何を説教しやうといふのか。またその説教が利き目が無いとて、何を無性にぢれたり、公憤せねばならぬといふのか。昔から、野中の石佛が、相談を聞いて呉れた例がない。もつとも、環境がどうだ、遺傳がどうだと云つたところ、まだ發育さかりの少年少女なら、たとへよほどの不良少年少女でも、教悔と懲話の方法によつては、まだ改悛も望まれやうといふものだが、もう六十も七十もに手が屆いて、特殊生活のしみが、頭の髄から足の爪先までしみ込んだものに、いまさら何の改悛だ。局面轉向だ。覺悟だ。そう甲羅がはへて來ると、何といつても、一ち、強い働らきをのももつは生きて來た經驗。生活環境が與へる心理以上のものがないのだから。

そんな人間達が、民衆などいふものにも、何かの發言權があるのかと怪しむのは、前の金持のお婆さんが、どんな貧乏人の財布にも、小遣いが一杯無いとて不思議がるのと同一心理だらう。また、彼等がうそにでも、民衆のためとか、何とか政治とか高調して見ても、元々身につかない附燒刄なのだから、共行き方が、所詮、緞帳で暖まつた貴夫人程度の同情以外に出ないのも不思議がない話だらう。むしろ彼等をして、民衆政治の、政治の時代化のと叫ばせるのが、八十のお婆さんに耳かくしを結はせるやうなもので、滑稽を通り越してむしろ悲慘となる。

と、抽象論ばかり管を捲いて居たのでは、この懸案に對する答案が落第になるかも知れない。そこで、さうした既成政治家の生活心理の何か、かうした妥協案を發明したかの問題に對して、ちよつぴり愚案を提供さしてもらう。で、そうした既成政治家の頭梁たる、三頭首の生きた生活を見ると、そこに、官僚心理といふものが共通する。彼等は、いづれもこちこちの官僚出身である。ことに政友の頭首などには、軍隊統治的な習性が第二の本能になつて居る。官僚心理は必然に、權力支配本能を

道連れとし、權力支配本能は、民衆と自己を、どこまでも別々の存在として對照させることを必要とする。官僚心理は、また保守主義を綱條とする、權力の保守、必要がないまでの傳統の保守、其他ここで、難波節尊重の本黨總裁床次氏が、最後までの普選實保留者であつたといつて、さて政友、憲政の二頭首が、それなら、どれほど自發主張者としての强味を見せたかとなると、その事實は、近年の新聞が、正直な記錄を保留して居る筈だからまあ、こゝでは何も云はない。そこで彼等は、政治における民衆の新興權力を、出來るだけ最終線まで引つ止めて置かうとする。それが消えんとする燭火を、せめても一秒でもとぼして置く最後の努力なのだ。そしてこの噴火山上に居て、彼等は民衆と無關係に、政權を讓り渡すとか、渡さぬとか、政治が、まるで自分達のものであるかに密談をして居る。身の程を知らぬにも程があるし、また政權熱の陶醉さの骨がらみになつてるに、感心させられる。次に官僚政治の他の一つの心理は、陰謀好きだといふことである。明るみでやつて一向差支ないことをも、好んで暗いところでやる。これも第二の本能だ。陰謀政治は、一切のあいまい化である。たとへば、今回の妥協でも、その以心傳心の合言葉は、「深甚なる考慮」といふのだ。現代の特性は科學的なことである。あらゆる概念は、包まれた意義を、出來るだけ明確にするために作られるのが近代的なのだ。それなのに彼等の政治概念は、出來るだけ意義を不明確にし、もうろうにすることに力點が置かれる。彼等の政治に對する觀念が、どんなに明るみに持ち出せないほど、不公明で、あいまいで、後暗いものであるかはそれによつても證據立てられやうが、彼等は、それで世間を煙に巻いて喜んで居る、陰謀の法悅だ。しかしそれも、今日だから變にも思はれやうが、前代までの政治世界では、立派に常道として通つて居たのだ。そんな世界に生きて居た人間達が、その常道で行つたところが今更一向怪しむにも及ばぬ。解散恐怖は、政權失墜恐怖の別名だ。頭首と同樣にその恐怖病に罹らぬものが、各黨の内にどれほど居ることか。その時代盲で、社會盲で、權力萬能を代表するの舊時代人が、無理に變な名目や言ひ前を拵らへ上げてその唯一の目的のために、つまり、政權專有の繩張りの準備のために、必死になつて妥協したり、時代正義を蹂躪することが何が不思議だ。彼等は、笑つたり、攻擊する人間を却つて可笑しがるだらう。今度だけに限つてそれが何で問題になる?

そこでそうした生活環境の人間に政治を任して置いて、その生活心理が怪しからぬと憤慨するやうな國民は、この場合發言の資格なし。

八石教會の跡

下田將美

谷中から道灌山、田端へかけての一帶の丘陵と其附近の野や小川は私の少年時代と切りはなすことの出來ない思ひ出の深い土地である。春も秋も學校から歸ると日課のやうに、そこらを歩き廻つた。今日でこそ電車の通じる立派な街になつてゐるが二三十年の昔は、團子阪の裏から田端へかけて一面の田圃と畑で秋になるといなごが雨のやうに飛び廻つてゐた。田端から根津まで山裾を一筋の小川が流れて大根洗ひが一つの名物になつてゐた。駒込の森に眞紅な日が落ちて、薄紫の夕靄が、そこら一面の田に畑に立こめる頃になると一日を野で働いた農夫達が、音無川と呼ばれた其小さな川の淵に立つて、鍬の泥を洗つたり、手や足を洗つたりしてゐた。そこらは餘程大根のよく出來る所だと見えて秋が深くなると此小川のほとりに山のやうに畑から拔いて來た大根を積上げ、百姓の娘たちが藁で造つた、たわしを持つてごし〳〵と川水に泥をあらひ流したのであつた。盛りの頃には川の淵にしやがんで洗ふだけでは間に合はなくなつて、娘たちは赤い腰卷を短くまくり上げててんでんに靴桶と云ふものをはき川の中に入つて大根を洗つた。つまり小さな桶の中に兩足を入れて下駄のやうにしながら水の中へ入るのであるが、小供の私達にはいかにも不思議なものに見えて、一度眞似がして見たくて仕方のなかつたことを覺えてゐる。見違へるやうに眞白に洗ひ上げられた大根は、車の上に積上げられた。娘達は時々腰をのばしてお老婆さんのやうに叩き乍ら滿足さうに大根の山を見上げてゐた。時々は村の若衆が通りかゝつて何か笑談を云つた。娘達は短くむき出しになつた大根のやうな足を氣にしなから若衆に川の水をはねとばしたりした。――かうした呑氣な田圃の情景などは今ではもう其近所を通つても思ひ出すのも困難な位に家が立並んで立派な街に變つてしまつた。音無川はすつかり地下の下水道になつて昔の小川の上は、

断髪の娘さんが濶歩する往來になつてしまつた。

道灌山を馬の背にして駒込や神明町の側は早く變化してしまつたけれども、尾久、千住側の日暮里は可成り遲くまで昔の姿を殘してゐた。まだ七八年前までは道灌山の上に立つて眺めると遠くにほの紫の筑波が見え、目の下には春は菜の花が一面に黄色く咲いてゐた。けれどもこゝも今ではすつかりかはつて菜の花などはどこを探しても見ることは出來なくなつてしまつた。二三十年の昔には今の諏訪神社の所の掛茶屋に瓦投げと云ふのがあつて、素燒の薄い瓦を五厘か一朱で賣つてゐた。物好きな人達はその瓦を買つて遠くへ投げるのである。何にしても見ゆる限りは一面の平野で、それが菜の花の黄と大根の花の白とに織り出された美くしい廣い毛氈のやうな所へ、高い所から瓦を投げるのである。危險はもとよりありやうはない。小さい瓦は矢のやうに空を切つて、やがて勢のつきた所で、くる／＼と廻りながら菜の花の上に、大根の花の上に落ちてゆく。他愛のない遊びだとは云ふものゝ今日の時勢では味はれぬ趣であらう。

◆一體に昔は人の心も長閑であつたらしい。菜の花の上に瓦を舞はせて悦んだ當時の人達は今の岩崎家の裏手あたりの山崖がくづれて大きな穴が出來た時に、「ホラの貝が天上したのだと騷き立てたものであつた。「道灌山からホラが天上したさうな。それはホラだろ、ホラの貝」と云ふわけのわからぬ呑氣な唄を流行らせながら、矢張り氣になると見えて毎日のやうに東京の市中から其大穴の見物にやつて來た。餘り見物が多いので近所の植木屋があてこみの掛茶やを出して團子を賣りはじめると、それが又評判になつて其團子を喰はなければ通でないやうになつてしまつた。今日でも殘つて居る有名な芋阪の團子がそれだと云ふことである。

平凡なことながら時代の推移ほど驚く可きものはない。いつ變るともなしに變つて十年二十年の後には舊態はいづこにも止まらぬやうになつてしまふ。道灌山も谷中も、田端も少年の頃の記憶を呼び起すには餘りにも極端に變りはてゝしまつた。團子阪の菊人形の話をしても最早珍らしがられる時代になつたのかと思ふと、まだ四十には間のある私も何となく老人じみた寂しい氣持になつて來るのである。さて、かうした少年時代の土地の回顧の中で比較的新しく變つて、しかも其變り方の最も甚しい所がある。それは道灌山下の渡邊町と呼ばれてゐる一角である。

今日では渡邊町と呼ばれてゐる二三萬坪の廣い一くるわは道灌山の上までも一體に文化的の上品な家が立並んで、私設水道

もあれば下水も完備した立派な街にかはり、文士や美術家でここに居を構えてゐる人も仲々多い。開成中學がこゝに分校を設けたのも二三年前からである。若しこの邊の過去をまるで知らない人が渡邊町へ來て見たならば、十年の昔には狐か狸の出さうな一面の荒原であつたのだと云つても誰も信ずるものはないかも知れない。しかし十年の前に見る影もない荒れた草原であつたことは事實である。その頃にはこゝは佐竹ヶ原と呼ばれてゐた。つまり佐竹樣の下屋敷であつたが爲めに呼ばれた名前で、永い間捨てゝ置かれた爲めか、花見寺の方に向いた口に見すぼらしい形ばかりの黑い門が立つてゐたが、それも全く崩れ果てゝ門の用はしなくなつてゐた。何しろ二三萬坪の廣い屋敷だつたのであるから昔は垣根も立派にあつたのであらうが、いつかそれは影も形もなくなつて一面の荒れた草原になつて誰でも勝手にそれを通りぬけた。原の中には道灌山の裾寄りの所に大きな松の樹があつて、そこに藁葺きの家が立つてゐた。下屋敷をあづかる留守居役が住んでゐた所らしいが、草茫々たる中にぽつんとその家がすくんでゐる有樣は餘り氣味のいゝものではなかつた。

草原には夏になると、蜻蛉とばつたの世界になつた。私達は一日眞黑になつて長い竿を振り廻しながら此原を縱横にかけ廻つたものである。

此佐竹ヶ原の外を廻る道について行くと田端へ出る。その途中で、丁度原のまん中あたりの道の左側に小さい家が澤山ごみ〳〵と立並んでゐた。小供の頃の私は、櫻の頃にも秋の蝗の頃にも、よく此道を通つて田端へと拔けて行つた。するといつも氣になることには其ごみ〳〵した家の並んだ細い露路にたどんが澤山に干してあつて、それを仕末してゐる人が皆丁髷を結つてゐることとであつた。多くは老人であつたが、そのたどんをこねたり、干したりしてゐる人達が、顔は違つても皆申し合せたやうに丁髷であることが實際不思議な位であつた。小供の私にも、もう丁髷は珍らしくなつてゐた。私はいつもこゝを通りすがる毎に、たどん場をのぞきこんだ、さうして、そこに丁髷の人間がゐると滿足して歩るき出すのが常であつた。何故あゝ丁髷ばかり結つた人間があそこに集つて朝から晩まで精出してたどんを造つてゐるのであらうかなどと云ふ疑問はもとより小供の頭には浮びやうはなかつた。私はたゞ不思議な丁髷が見られると云ふ樂しみだけでその道を根よく通つたのであつた。

小供の私はいつか青年になり、大人になつて學校を出るし月給取りになつて日暮里に住むことになつた。もうその頃には佐竹ヶ原はそろ〳〵測量師などが入つて渡邊町と名をかへる準備

をしてゐた。久しく忘れてゐた道を私はよく鶴田の方へを通つて行つた。しかしもうそこにはたどんの干場も見えず、丁髷の人達も見えなかつた。目に見えた變化が野原にも近所の家にも恐ろしい勢で起りつゝあつたのである。そうして二三年のうちには渡邊町に一新らしい智識階級の人達が住み出しそれに連れて、近所もすつかり變つてしまつた。私はもうたどんやのことも丁髷のこともいつか忘れるともなしに忘れてしまつてゐた。

近頃になつて私はフトした機緣から、八石教會と云ふものゝことを知つた。だん〳〵調べて見ると八石教會の最後の地が日暮里であり、少年の頃に見た、たどんやと丁髷の人達が其の最後の人々であることがわかつて、急に昔を懷かしく思ひ起すやうになつた。けれども、もう今日となつてはその頃の思ひ出は夢のやうに薄れて、たゞほのかに丁髷の老人達のことが頭に浮ぶばかり、どんな服裝をし、どんな生活をしてゐたものやら丸で思ひ起しやうもない。若し今日此教會が猶日暮里に存し、丁髷の人がたどんを造つてゞも居るのならば私は悅んで其家を訪ねて見たでもあらう、けれどもそれはもう消えた昔のことである。私はたゞ其當時を知つてゐる少數の人達の口から聞かれる話を綜合してこの記錄を造るより他はない。

下總國長部郡に八石と云ふ小さい村があつた。そこに遠藤良左衞門と云ふ傑物があつて慶應年間に聖學八石教會と云ふ、所の名を冠した一つの教義團體を組織したのがそも〳〵此教會のはじまりとなつてゐる。此遠藤良左衞門と云ふ人は余程の人物であつたものと見えて最初は自分の住む村位を中心にして居つたものが、だん〳〵に廣まつて、間もなく上總下總常陸の一國の百姓や土地の豪士がこの教會に屬するやうになり、やがて東京にもひろまつて行つた。後には根岸の笹の雪の附近と、日暮里の佐竹の下屋敷を中心として主義によつて集まる人の數が增して來て明治十四五年頃にはすばらしい勢で盛大になつて行つたものであるらしい。

遠藤良左衞門と云ふ人は明治の二宮尊德と評された位の人で、人物から云つても思想から云つても丁度尊德をそのまゝに思はせるやうな型の人であつたことは事實らしい。從つて此人が創始した八石教會なるものも其主旨とする所は一言で云へば働け〳〵根限り働けと云ふことにあつた。奢りと云ふことは絕對に避けて粗衣粗食に甘んじ、一寸の光陰をも惜しんで勞働し、それも自分達の幸福と富貴を目的とせずに、他人の爲めに盡すことを主眼とする。それ故此教會に屬して仲間入りをする

と朝は早くから起きて農人は田畑を耕し、豆腐やは豆腐を造り炭やは炭を燒く、それ〳〵の仕事に精一杯の力を出して働くことを專一とする。無論一つの教團なのであるから先生の說教は毎日行はれるのであるが、教徒は其說教すらも無爲にして聞くことは許されない。彼等は說教をきゝ乍らも絕えず手を動かして繩などをなつてゐたものだと云はれてゐる。それで村の橋が落ちたから造りかへるとか、堤防が崩れたから修繕をするとか、道路を作るとか云ふ場合になると教徒の連中は言葉通り朝から夜中までほとんど寢る目もねずに骨身を惜しまず働いて諸人の利益の爲めに仕事をしたと云ふから公共の爲めにも著しく効果を擧げた團體であつたものらしい。

たゞ此公共の爲め、私を捨てゝ公の利益ばかり計る、身を粉にして働いて諸人と共に榮えると云ふ思想が大分に徹底して居つて、此教會に入ると自分の財產と云ふものが無くなつてしまふ。私有財產制を撤廢して共產制にしやうとした所などは當時に於て隨分無理なことであらうとも思はれるが、兎も角もそれを實行した。教會に入つたものは自分の財產はないかはりに大勝小勝、と云つた名の付いた目付役があつて、一切の勞働を管理し、其收入の仕末をして立派に喰つてゆけるだけの扶持を與へる。尤も食扶持と云つても元來が粗衣粗食を主義として立つた團體のことであるから無論大したものではなかつたことは事實である。男も女も一樣に着物は黑の綿服に限られて居つて、女は無雜作に結つた髮に一定の櫛飾りをした。それは眞鍮のかんざしに黑檀の櫛笄となつてゐてその長さがきちんと一定してゐた。それ故此教會に屬して居る婦人でありさへしたら櫛を見、其大さ長さを見れば一見して同志であることがわかるやうになつてゐたのである。かやうに教會のしるしとも見る可き髮かざりであつたが爲めに其製造は一手に引うけさせる必要があつたので、池の端の川しまや、今日でも名代の老舖として知られて居り、先帝御大典當時の宮中の御用品一切を納めたので知られてゐる店でこの調進を一手に引受けて居つたものださうである。

かうした不思議な教團、勞働の神聖を高潮した共產的施設の團體、は創始者遠藤良左衛門と云ふ人が二宮尊德そのまゝの人格者であつた點などから考へ合せて見て、全く農民間の自治的精神運動の一つと見る可きものゝやうに思はれるが、實はこれにはもう一つ違つた意味も藏されて居たやうな氣がしないではない。それは舊幕時代を思慕し、何でも新らしく西洋文明をとり入れた所謂文明開化に反抗しやうとする思想の現はれだと見る可き點が多いことである。

私に八石教會のことをいろ〳〵話してくれた人の中にはこの教會を全然舊幕崇拜者の一團體であると觀察して居る人もあつた。それも或は極端であらう。遠藤良左衛門と云ふ人の行動や思想を見ると決してさうした意味が勝つてゐるものだとは思はれないが、しかし、この教會に參加して居つたものが割合に舊幕府に密接な關係をもつたものが多く特に婦人の中には舊幕臣の奥方が多數にあつたことや、教徒の日常の行動などを見ると少くとも新時代に反抗し、恐ろしく西洋風を嫌つたものであることだけは爭はれない傾向であつたらしい。

第一に八石教會に屬して居る男は悉く丁髷を頭にのせてをつた。丁髷が明治になつて以來變則のものであつて時代に添はぬものであることはわかり切つたものであるのに彼等は頑として斷髮に反抗し通してしまつたのである。食事が粗食主義であつたことは前にも書いた通りであるが特に西洋流の食べ物を擯ることを嫌つて、すでに牛肉や豚肉を食ふことが一般的になつた時に於てすら斷じてさうした獸肉の臭ひさへかがうとはしなかつた。更らにひどいのは乘物であつた。鎖國の夢が殘りなく消え失せて西洋の文明が日に月に日本に侵入し、やがて陸蒸氣と云はれた汽車が出來、海には汽船が浮び、街には人力車が奔り、鐵道馬車が驅ける世の中になつても八石教會の人達は決してさうしたものに乘らうとはしなかつた。明治になつてから出來たものは何一つ利用するのを潔しとしない覺悟だと見られても仕方のないものであつた。佐原附近に住むものとしては利根を下る通運丸の蒸汽船を利用せねばどこへ行くにも不便なことが多かつたであらうと思はれるが、教會の連中は無論かうした西洋臭い舟にのることなどは考へもしなかつた。彼等はどこまでも東京がまだ江戶と呼ばれた時代の面影を追つて、他行し、旅行するとすれば、脚絆、草鞋に身をかためて徒足でどこまでも歩るき廻つた。

この習慣は最後まで根よく續けられた。日暮里の佐竹の下屋敷のそばに八石教會の支部が設けられたのは明治十四五年頃らしく、そこの取締をして居つた長老は石毛源左衛門と云はれた人であつたさうであるが、此石毛先生が時折、東海道石部の宿にあつた教會の支部へ旅をすることがある。この人は嚴重に一生一汁一菜の粗食を守つて終始したのだと云ふが其旅の樣子はいかにも八石教會らしい變つたものであつたとのことである。勿論その當時には交通の便は可成りに進んで居つて普通人として旅をするのであつたならば石部の宿は遠いとは云へ、昔のやうに骨の折れるものでなかつたのは勿論である。しかるに其石毛老人は日暮里から昔風の山駕籠に乘る。その駕籠を教會の人

達にかつがせてエッサエッサと昔をそのまゝの姿をして、人力の奔り、馬車の驅ける東京の街を尻目にかけて平然とねつて行くのである。かうして東海道を一筋に、何の文明の利器をも利用せずに、ひた押しに箱根の山を越える。宿やへも滅多にはとまらないで弟子どもは疲れゝば眠り、さめれば又駕籠をかついで、どうにか石部まで非文明きはまる山駕籠で長老を運んで行つてしまふのが常なのださうである。人間の意地もこゝまで頑固になると何と形容してよいか一寸言葉に苦しまざるを得ない。尤もかうした無理な昔風の旅をする爲めには宿場宿場に休み場を置く必要もあつたのであらう。東海道への道すぢには八石教會の人達の設けた休み場も所々にあつたものらしい。先帝陛下がまだ東宮であらせられた時分、お立寄りになられたと云ふ箱根三島平の休み茶屋なども、八石教會の門人の造つたもので、石毛老人の石部通ひの山駕籠はいつもこゝで息を入れたものだと云ふことである。

池の端の川しまやの主人は純粋の江戸つ兒である。父祖代々の木綿やとして八石教會に綿を納めてゐた關係上、まだ石毛老人が存命中に石部へ旅立つ折にはきまつて店へ立よつたものだと云つて其節の思ひ出話しをきかせてくれた。

「何しろ昔風の山駕籠に石毛先生がのつてそれをかついでゐる人が皆丁髷の黒い綿服に脚絆ばきなのですから隨分人の目にも立つ奇妙な恰好なものでした。石毛先生はもういゝ年でして無論丁髷、懐ろには、昔を忘れぬ懐劍か何か一本ぶちこんでゐるのです。駕籠をかつぐ人達は門人なのですが、風態を見るといかにも昔風の田舎もの丸出しの素朴なものでしてね、さあ何と云ひますか、芝居に出て來る昔の百姓がありますね。あれだと思へば間違はありません。さうした連中が石部へ行く道中で手前共の店へ立ちよつてお茶でものんでゆかれるのでしたが、とにかくかはつてゐましたな、一體この八石教會の人には舊幕時代をあこがれた人が多かつたやうでしてね、汽車もあれば馬車もある世の中に山駕籠で道中をしやうと云ふのですから明治の時代の人とは思はれません。その代り徳川さんには隨分忠義を忘れなかつたものと見えて、何でも佐原に矢張八石教會を信仰してゐる大百姓があつて、その百姓はつい近年まで徳川さんに蜜柑獻上と云ふのをやつてゐたさうです。私もよくは知りませんが聞く所によると昔其百姓が徳川さんから佐原に三丁三角の蜜柑畑を拜領したものだと云ふことです。そこでその蜜柑畑で出來たものを毎年獻上する慣はしになつたらしいので、其又蜜柑と云ふものが大變です。何にしてもどこでも蜜柑はまあ暮の中には木からとつてしまひまさあね。それに青い葉をつけたまゝ

地の中か何かへかこつて置くのです。其當時としては大變な手間だつたに違ひありません。それを雛三月の三日にとり出して生き〳〵とした珍らしい美事な蜜柑を、景氣のいゝ青籠に入れて佐原から千駄ケ谷の徳川さんの所まで、ワツシヨ〳〵とかついで持つて行くのだと云ふから面白いぢやありませんか。これが習慣になつてずつと永い間、毎年の行事になつてゐたんだから變つてゐます。まあさつとかう云つたやうな昔かたぎの人が八石教會には隨分多かつたと云ふことです』と。

この話でも想像されるやうに創始者の遠藤良左衛門が八石教會を造り上げた主旨は質素と勤勉と博愛とにあつたには違ひなからうが、實際にこの教會を支へてゐた人達は舊幕時代に憧れをもつ人が多く、同時に其行動も奇矯と思はれるまで反文明の意地の強いものばかりであつたことは疑はれない所である。明治十四五年頃八石の教徒が非常に増えて勢力を得て來ると、政府も怪しいものとにらんで可成りの壓迫の手を加へさへしたと云ふことであるが、それも或は余りに舊幕の時代に憧れるやうな行動が許すべからざるものと映じた爲めであるかも知れないと思ふのである。

八石教會がどうして亡びて行つたか、その經路や歷史は私はまだはつきり知つては居らない。しかし何にしても新らしい文明開化に逆行して押通さうとする主張が、日に月に流れてゆく時勢の浪に押し返されて行くのは當然のことであつて、いつかは自ら滅すべき運命にあつたことは想像するに難くはない。教介はまづ其發生地である兩總地方から、崩れ出して影が淡くなり、最後に東京の日暮里にある支部がはかない姿で踏み止まつて居たものであるらしい。日暮里支部の取締である石毛源左衛門と云ふ先生は隨分弟子達から尊敬せられてゐたらしく明治の最後は八十何歳かの高齢で亡くなつたのだと云ふことであるが、此先生が亡くなると共に八石教會も最後の礎がゆるんだ形で、それから間もなく完全になくなつてしまつたのである。私が小供の時に見て不思議に思つてゐたどん造りの丁髷の一群は、此正に滅びんとする教團の最後の人々であつたに違ひないのである。何でも日暮里の八石教會には割合に舊幕時代の武士の奥方のなれの果てである婦人が多かつたとかいふことで、おけいさんと呼ばれてゐた老婦人は文晁の末裔であつて、先祖文晁の遺物なども相當に藏して居たといふことである。日暮里の支部に屬して居つたのではないが、木内重四郎氏の叔父の木内重兵衛氏も其親の重郎兵衛氏も共に此八石教會に入つてゐたのだと云ふことである。

八石教會についてはゆつくり調べればまだ面白いことが澤山にありさうに思はれる。特志の人があつて發生地の八石やら、江州の石部を訪ねて古老に聞いて見れば、或は新らしい川國史劇の材料位はころがつて居さうな氣もしてならない。ひよつとすると隱れたる維新史のとんだ資料を得られないとも限らないであらう。けれども私にとつては今はたゞ、少年時代から馴染の深かつた道灌山、田端一帶の地の變遷を忍びながら、そこに曾ては、現代文明に反抗しぬいた丁髷の人達が最後まで立こもつた一劃があつたのだと思ふだけで、可成りの興味を感ずるのである。

十何年かの昔、私が丁髷のたどん造りの人々を少年の好奇心にながめやつたあたりには今では郊外らしい住宅が立並んで、石毛老人が住んでゐたらしい素晴らしく立派な邸も形がなくなつてしまつて居る。そこから細い道一つへだてた向ふは昔の佐竹つ原が渡邊町と名をかへて、私設水道の大きなタンクが夜も晝も、ガタン、ゴトンとゆるく鈍い音を立てゝ居る。兎が住んで時折近所の畑のものを荒して困つた茫々たる枯野原には今では立派な道路が出來て氣の利いた自用自働車がタイヤの音も輕く辷つてゆく。前田侯の墓地の石垣と向ひ合つた側は丘からなだれて一面の大い竹藪であつた。木枯の夜などはサワ〳〵と鳴る葉ずれの音に多らしい寂びを見せて居たのであつたがそれもすつかり切りはらはれて今では、中學の運動場とかはり、元氣のいゝ學生たちが金棒につかまつて機械體操をやつてゐる。ただ變らぬものは昔ながらの松の梢である。ぽつんと一つ野中の孤つ家のやうに其の松の下に藁屋が見えてゐたのは昔のことで今では、松は昔と同じ松ながら、ひぐらし公園の一つの風致となつて、近頃建てられた幼稚園が文化村らしい色彩をいよ〳〵色こいものにしてゐる。

平凡なことながら『時勢は移る』としみ〴〵思はさるを得ない。移る時勢はやむを止ない。たゞ土地の變遷を默つて見つめて來た私にとつては、八石教會の連中を今しばらく日暮里の一隅に生き存らへさせて、八間道路かの文化村の眞ん中を丁髷で山駕籠にゆられてねつてゐる有樣を見たかつた氣がしてならないのである。

殘つた東京は無言の岸に！

佐々木指月

□

ひとりで往來を歩いてゐると、いつも、わたしは自分にものを云ひかけて、自分でそれに答へてゐる。

『こゝは、どこだらう？』

『こゝは本所のはづれだ。』

わたしの歩いてゐる道は、やはらかい土の道だつた。棒づくりの古風な家がひだりがはにあつて、そのなかばは、やはらかい土の中に沈んでゐた。

『土がやはらかいので、かうも、家がもぐるのだらう？』

『いゝや家は古るいし、道は新しい。道の方が追々に、もりあがつたのだ。』

わたしはその古い家のまへに立ちどまつて、つくづくと眺めた。軒の瓦と云ひ、桷の端をくるんだ銅の錆と云ひ、鴨居の工合から、柱の据はりにいたるまで、どことなく、おち着いてゐて、今でこそ空き家になつてゐるとは云へ、時めいたその昔が、その卸し戸のなかにいまだにとざされてでもゐるやうに、わたしには感じられた。

『家の造りから見ると酒屋の迹のやうではないか？』

『時代のあとにとり殘された物の一つだ。』

なるほどなア、凡て遺されたるものは無言の岸に立つと昔の詩人はうたつたが、それにちがひはない。あらゆる思索も、追憶も、想像も、その無言のうちから流れ出してくるのである。わたしが、その遺されてある物に向つて考へるのではない、そのものが、わたしのために考へてくれるのである。

また歩きだすわたしの足は、やはらかい道のつゞきを踏みながら、ほそい横丁をひだりに取つた。

ひだり側の黑塀で、右には家が並んでゐた。軒はみなかたむ

いて、格子戸の敷居は土にうもれてゐた。
　道を掃いてゐた若い女が、顔をあげて、こちらを見た。色じろな額から髪が、かう、肩にかゝつて、身は痩せほそつて、足袋もはかない趾尖はつめたさうに、下駄の鼻緒を引つかけてゐた。
「髪も結ばずに、なんと云ふことだらう。やつれきつてゐるが、貧しい人の娘と見える。」
「さういふ見方をするからいけない。あの髪の毛にさしてある黄色い櫛を見ろ。淡化粧して洗ひ髪に黄楊の櫛をさしてゐるのだ。」
　肩にあてた手拭の上から襷をかけて、足袋もはかずにゐるのは、足の白さを見せやうといふ気かも知れない。
　低い軒下にかけた名札を一つ一つのぞき込んで、人を尋ねまはるといふことは、いやなものである。近づきながら、わたしは、その若い女に「あの、この邊に、もしや前川さんといふお方のお宅はありませんでしやうか？」と、訊ねた。
「前川といふのは手前どもでございますが、」と、その娘はさッと顔を染めて、「あなたは、どなたさまでございますか。」その言葉つきが、わたしの耳へは極く親しげにひゞいた。
「おふみと申すものが、あなたさまに、御厄介になつてゐるといふことを承知いたしてまゐりましたが。」とわたしが答へると、その娘が、
「おふみさんは、地震前に手まへどもにおゐでゞしたが、丁度、あの日の朝、日本橋へ行つて來るとおつしやつて、お出かけになつたきり、お歸りがないのですの。」娘は、さう語りながら、わたしの顏を、しげじげと見上げた。
「さういふ事も承知いたしてまゐりました。なれども、わたしが、アメリカにをりましたときに、おふみから受取つたこの手紙は、」と、わたしはポケツトのなかゝらその手紙をだして、「これこの通り、こゝのところを御覽なさい。――命だけは助かりましたが、これから先を、どうしたらいゝかと、途方に暮れて居ります。たよりにしてゐた久松町の伯母さんはゆくへがわからず、外の身寄に厄介になるとしても、いまは、どこも、みんな困つてゐるとき、」と、わたしが讀んでゐるうちに、娘は顏の色を變へた。
「あれ、ほんとに、これは、おふみちやんの手にちがひない。まア、あの人は、それでは活きてゐるのかしら？さういふ噂をきいたこともありましたつけが、おふみさんてば、なぜ、こゝへ歸つていらつしやらないのでしやう？あの、その手紙はどこから出してあるのです？」

『さア、それが、はつきりしてゐるといゝのですけれども！』と、わたしが見せた封筒のその表には、誰に書いて貰つたか、ペンのはこびもたしかに、北米紐育市、日本帝國總領事館留置と、日英兩樣の文字で認めて、わたしへの名宛。裏にはつたない女の手で、市外、小村井、前川方、淺川ふみ子。本局の消印は九月の十四日附、支局の消印はどう見ても讀めないほどにかすれてゐた。

『只今、父親が留守でございますが、あの、どうか、格子のなかへなりとお這入りくださいまし。こゝは往來のはたで、お話しもできませんから。』と、その娘がいふまゝに、わたしは、這入つて、そこの上り口へ腰をかけた。娘は襷をはずして、『こんな姿をしてをりまして』と、詫びるやうに云ひながら、暗い六疊敷の障子に近い長火鉢の前で、お茶を入れる仕度をはじめた。

『いや、もう、おかまひ下さるな。なにか、ふみ子のもので、お宅に殘してあるものが、ございましたら、それなど、見せていたゞきましやう。』と、わたしが云ふと、

『おふみさんの物では』と、當惑したやうに、しばらく考へてゐた娘は、『なんにも殘つてはをりませんが、寫眞が一枚ございます。』と、長火鉢の抽斗のなかをさがして、とりだしたその寫眞。これで、ございますよ。これは震災の前の年にお寫しになつたのですがね！』と、云ひながら身をのばして手渡す、それを受け取つてつくづく見ると、夏の仕度で島田に結つて、あゝこれだな、わたしに送ると云つて、とつた寫眞といふのは、あの年が十八だつたから、あれから四年。今年は二十二。なんぼ、同じ腹からうまれたとはいへ、かうも、わたしに似るものか。今、こゝにゐたとすれば、丁度そこにすはつてゐる娘と同じ年頃であらうと、わたしは思ひながら、その娘の顏を見ると、

『ほんとにあなたは、おふみさんに、よく似てゐらつしやる。あたし、さつき往來で、あなたに聲をかけられたとき、これがあの、おふみさんから、いつも噂にきいてゐた、兄さんだと、すぐに氣がつきましたわ。だつて聲まで似てゐらつしやるのですもの。』と、娘はわたしの顏をまた、しげじげと見つめた。

　わたしたちは、お互ひに顏を見合つた。そこにはゐないおふみを仲に置いて、なにかそこに結ばれてゐる親しさを、わたしが感ずれば、向ふにも、それが通じてゐたのであらう。

『あなたは、おふみとはどういふあひだ柄になるのですか？』と、わたしは訊ねた。

『あたしは、おふみさんとは一つ上の從姉妹同志なの。亡くなつた淺川さんは、あたしの伯父さんなんですの。』と、娘は云

ふ。

『あゝ、さうですか、どうりで、あなたも、おふみにどこか似てゐます。』と、なほも見るその横顔に、洗ひ髪はくづれてゐた。

あの時に、おふみは、わたしの顔をつくゞゝ見て、あなたが外國へお歸りになつてしまへば、またいつお目にかゝれるか知れないから、よオく、お顔を見せて置いて下さいといつたつけ。これが、自分と母親を分けあつた兄だと知つた娘ごゝろに、わたしをなつかしいものと思つたか？どこかに活きてゐるのであらうと、わたしはまたも、寫眞の上に目をおとした。

『あの、なんでも、おふみさんによく似た娘を、船橋の町とかで、見かけた人があるといふ噂を、きいたことがありましたがね。』と、その娘は語り出した。

わたしは、目をとざして考へた。『あの、前川さんは、何時頃、お歸りになりますか？』

『もう、そろゝゝ歸つてくる時刻ですが。』と、娘がいふ。

日はもう暮れかゝつた。わたしは娘のついでだす渋茶をすゝつて、そこの主人の歸りを待つた。

わたしはまた自分で自分に問ひかけた。

『活きてゐるのなら、なぜこゝへ、居どころを知らせないのだらう？』

『それは、わけがあるんだ。』

□

場末とは云ひながら、なんといふ、これは狭い町だらう。店々の赤い幟に、とつぼりと日は暮れて、つらなる軒の電燈も氣のせいかうす暗い。土の上に並んだ店といふよりは、泡の上に建てられた町と云ひたい。見てゐるうちに消えてなくなつて、たゞ、冷たい風の吹きさらす冬の大空となつてしまひさうに思はれる。

『おゝ、こゝだ。石の狐がゐるではないか。』

わたしは、道のひだりにあつた、小さな鳥居をくゞつて、さゝやかなお宮のまへに、建てられた石の狐を左右に見て、その前に佇んだ。

迷へるものは石の前にも跪づくと云ふが、可愛さうに、親をなくして、そこことと迷つて歩いた。おふみは、この石の狐に日參してゐたといふ話し、なにかそれでも心のうちに、祈りごとがあつたと見える。

『この左の方の狐は何んといふ名だらう？』

『トワさんといふのだ。』

『この右の方の狐は？』
『アカさんといふのだ。』
石の狐にも各々の名がある。その名を知ると、それに親しむ心が芽生える。わたしは心を虚にして、その石に親しんだ。
『おまへたちは狐だといふが、狐とは一たい何だね？』
『あわたちの名はヘツネ。ものゝ種をまもる魂じや。』
『さうかい、トワさん。おまへたち二人は、いつからこの土地にゐるのだい？』
『あわたち二人は、ここに千年、しづまつてゐる魂じや。』
『千年！長い命だなア！』
石の命にくらべると、人間の一生は指をはじくひまにもあたらぬ。おのれの心に迷ふよりは、石の狐に祈つた方がいいかも知れない。
『トワさん、アカさん！わたしも妹おふみのために、おまへたちに祈らう！』
ほんのりと狐たちの顔を照らす石燈籠の灯の傍に、わたしは心を失なつたものゝやうに佇んだ。
さうだ。おふみが、この狐に日參したと云へば、活きてゐるからには、またこゝへ來ないとも限らない。この小さなお宮に、わたしの名と、居どころを記した物でも捧げて置いたら、それを見て、わたしが尋ねてゐることを知るかもしれない。
『あゝ、もし〳〵、』と、そこにあつた子供たちの遊び場のベンチに腰をかけて、先程からわたしの様子をながめながら、おぶつた子供をゆすつてゐた守ッ子らしい女の子に、『あの、このお宮に、燈明をあげたり、このなかを掃除したりする人のお家はどこだか知つてゐますか？』と、わたしは靜かに訊ねた。
『うん、うちのおッ母さんがしてるんだ。』と、その守ッ子は答へた。
『では、わたしを、おまへのおッ母さんのところへ連れて行つてくんないか？あの、少しわけがあつて、こゝのお狐さんに、いくらか奉納したいと思ふんだから。』あたしは優しく頼んだ。
『あゝいゝよ。あたい今、あすこにあがつてゐる、あの油揚を下げてくるから、ちよいと待つてゝ！』と、守ッ子は、お宮の前の石段に誰かゞあげた一枚の油揚を指でつまんでぶらさげて、『さア、行かう。』と、云つてわたしを導いた。
わたしたちはそこを出て、また電燈と、赤い旗の下を通つて半丁あまりも來たが、
『小父さんこゝを曲るんだよ。水のなかへ落ッこつちやいけないよ。』と、女の子は言葉をのこして、ある狭い木戸を這入つた。

なる程、これはあぶない。木戸のなかには路地らしいものもない。一面の下水溜りの片側に、幅の狭い板が敷いてあるばかり。下水には泡が立つて、腐つた水の臭ひがする。軒の低い棟割長屋がその上に傾きかゝつて、丈の高いわたしはこごんで歩いた。

一と足先に立つた女の子が、とある格子を明けて、なかへ把入ると、

『なんだつて早く歸つて來ないんだ。油揚はあがつてゐたか?』と、母親であらう、家のなかで喚いた。

『だつて、どこかの小父さんが、お宮の前に立つてゐたんだもの』と、女の子が答へた。

『油揚を盗んだ奴じやないか?』と、また喚き聲。

『ちがうんだい!洋服を着たどつかの小父さんだい。その小父さんが納め物をするつていふから、ここへ連れて來たよ。』と、その子の聲。

わたしは入りかねて、格子戸の外にすくまつてゐたが、子供が顔を出して、『小父さん、うちの、おツ母さんが、お把入りなさいつて、』と、いふそれをきいたので、思ひ切つてなかへ把入つた。

今迄に、ずゐぶんと、貧しい暮しも見て來たが、こんな暮しをする人も世の中にはあるのかと、わたしは、しばらく、ものも云へず、家のなかを見まはした。九尺二間の長屋住まひといふことは聞きもし、見もしたけれど、これは家とは名ばかりで、箱のなかの暮らしと云ひたい。柱は傾き壁は落ち、たつたいま、あの大地震に、ゆられたばかりのやうである。

女の子の母親は、綿のはみ出た半纏の上から前掛をかけて、内職に籐細工でもしてゐるのか、疊の上に卷きほぐれた籐だの糸だの色々な道具を置いて、そのなかにすはつたまゝ、わたしを見て、これも、ものを云はずにゐた。

女の子は、脊をうしろに、立つたまゝで、背中の赤子をゆする。ねんね子半纏を着た影が、割れた壁の上でゆれる。

『宵の口にお邪魔をしてすみません。實は少しわけがあつて、お稲荷さまへ、何か奉納をしやうと思ふんですがね。かう云ふわけなんです、』と、わたしは、あらましの話をした。

『それはまアお氣の毒のことで、お妹御がそれを知つたら、どんなにかまア、お力強くお思ひになることでしやう。』と、こんな貧しい人たちでも、人間の情はもつてゐた『日參に見える娘さんたちは澤山あります。龜井戸からくろ藝者衆などもゐましてね。さアどのお娘が、あなたのお尋ねになる方か、それはどうもわかりませんねエ』と、その母親は云ひすてた。

『おふみちやんて云ふ人かい？　あたい知つてるよ。』と、その女の子は云つた。『島田に結つてさ、そらよく、あたいたちのぶらんこを押してくれたんさ。』

『そんな娘が來たやうだつたねエ。けれども、そりや、おまへ、地震前のことだらう。』

『地震後にも來たよ。』

わたしは二人の話に心を打ち込んでゐた。地震後にも來たよと云つた女の子の目は、わたしには輝いて見えた。十二か、十三にもならうか、ひゞだらけの頰をして、わたしの顏をながめてゐる。

わたしは持つてゐた寫眞をだしてその子に見せた。

『あゝ、この人よ。だけども、もう來ないよ。』

『いつ頃から來なくなつたか、おまへ、知つてる？』とわたしの心はせいだ。

『もうながアいこと來ないよ。』と、女の子は云ひおとして、また背中の赤ん坊をゆりはじめた。

わたしは、一枚のお札をその子に渡して、自分の名刺に所書をして、それをその子の母に渡して、色々たのんでそこを出た。

ともかくも、ひもじさを感じてゐるので、何かたべやうと思つて、わたしは足をはやめたが、一つの橋へさしかゝつた。土の橋だか、木の橋だか、わからないやうな橋である。橋のなかばに立ちどまつて、わたしは水のおもてを見た。水は黑く濁つてゐて、流れてゐるやうにも見えぬ。つめたい月の光のなかに、こいとろ船が五六艘、寢てゐるやうに浮いてゐた。ひだりに並ぶ工場の煙突からは眞つ黑な、けむりが幾筋も流れてゐる。川岸の家はみんな傾いて、川のなかにいまにも崩れ落ちさうである。

『して見ると、この一劃は燒け殘つたのだな。』

『うしろを振り向いて見ろ。火はそこ迄來てゐる。』

うしろを振り向いて見ると、川岸の灯に照らし出された家並みは、殘らず新しく建てられた家だ。物すごいところもあればあるものだ。こゝは猛火の海の岸だ。火の瀧をくゞりぬけて、こゝで命を拾つた人の喜びの聲が、いまだにきこえてゐるやうだ。

『はてな、こゝは昔の十間川ではなかつたらうか？』

『あゝさうだ。そこの角の崩れかゝつたあの家が昔の橋本だ。春は鶯、梅の花かげに鼓が鳴り、秋は蜩、柳の葉の散るなかに三味線がきこえたその橋本も、これは何たる末路であらう。あれから川が曲の手にわかれて、向ふが龜井戸、こちら側が

白蛇で名だかい柳島。枕橋からこの川筋を舟で來て、そこにあつた棧橋から上つた橋本——この川でとれた鯉で、こしらへた鯉こくが名物だつた。菊いちやんといふ小意氣な女中がゐたことを、わたしは今でも覺えてゐる。だが、それはもう、二た昔、三昔まへのことである。もうこんなに、こいとろ船があつまつてゐる臭川になつて、水にギャスリンの浮垢が浮くやうになつては、鯉どころの話ではない。

昔は向ふは見晴しで、下總が見えたものだ。中川の川筋をのぼる白帆のかげを遠くにながめて、俳諧の宗匠などが、おほんとか何んとか咳拂ひで、その橋本で、一句ひねつたものなんだ。

それでも、今あの川の分れる石垣の角に、小さな、あづま屋が、昔のまゝに殘つてゐる。その葺の屋根にさす月の光はさみしい。

凡て遺されたるものは無言の岸に立つとはよく言つた。

『かうして昔の面影を見せてゐるものが、この東京にいくつあるだらう？』

『もう、殆んどあるまい。』

わたしは橋を渡つて、左に曲つて、またそこにある橋の袂の、橋本の門を把入つた。

座敷にあらぬ食堂で、セメントのフロアの上にテーブルが並び、白いエプロンの女給がゐて、

『なんになさいます？』

『鯉こくが出來ますか？』

『はい、出來ますよ。』と、それでも昔の鯉こゝはあつた。

女給がよそつて出す飯に、すき腹をふさげながら『ねえさん、かういふ娘を、ここらで見たことはないかね？』と、わたしが例の寫眞を見せると、

『あら、おたのしみ！これは龜井戸のお酌なんでしやう？』

と、その女給は云つた。

□

汐入りの川水は、さかさに流れる。みよしの尖つた小舟が、みよしを川のながれに向けて、並んでゐる。

さかさに流れる汐水はゆるやかで、海の匂ひを送つてくる。家鴨の群は靜かに泳いで、汐のさし入る川口から歸つて來た。

冬とは云へ、晝の日は暖かにさして、川岸の向ひの家々は、人のすむ世を忘れてゞもゐるやうに、さす日の下に午睡してゐる。

『よほど以前、深川の奥に、かういふところがあつたじやない

か？』

『それは昔の夢だ。』

夢も、うつゝも、みんな夢なんだ。かうして、わたしが坐つてゐる砂は夢より固いけれども、これも今に赤い煉瓦に變るだらうし、この汐入りの川もまた今に油の浮垢の浮く、どぶ川となることだらう。

今は亡びたその昔の深川のおもかげを、わたしは遠くこの船橋の町の裏の濱へ來て、目のあたりにまた眺めた。

『さア、今日は歸らう。いくら自分の直覺にしたがふとはいふものゝ、こゝにかうして一日坐つてゐてもどうにもなるまい。』

『直覺なんて、多くは推量だからな。』

町役場ではキ印だと思はれ、警察署ではおこられ、郵便局では冷かされた。多分は、あの、小村井の貧しい家に同居しかねるわけがあつて、地震の當時から別になる分別をしたものであらうと、これはわたしの想像だが、その後になつて死んだものとは思はれない。なにしろ、あれとは、謂はゞまア、同じ腹を借りたと云ふだけで、さう深く愛を感ずるわけのあるべきはずもないのだが、――またいつお目にかゝれるか知れないから、よオく、お顏を見せて置いて下さい――と云つたあの言葉にひかされて、活きてゐるのなら、もう一度、顏を見せてやりたいと思ふまでのことである。わたしも、近頃は、追々什麼かしたと見えて、ものゝ哀れを知るやうになつたのが可笑しい。

わたしは立つて洋服の砂を拂つて、もと來た小さな橋を渡つて、橋の袂の蛤を賣る店をまたのぞいた。そこへ、むきみを買ひに來てゐた娘が、たしかにあの娘だつたと、通りすがりにそれを見た人が、話したといふ話の噂。尤もこの近所に來てゐたかと思へば思はれぬこともない。なぜならば、先年わたしが日本にゐたとき、あれを連れて、一と夏、あすこの海水浴場へ、度々遊びに來たことがあつたので、その頃は、覺えた顏の人なぞも、この邊に住んでゐたからである。

その海水浴場は、今、あそこの濱邊に、冬の日の光のなかに、淋しげに殘つてゐる。

あたいは、泳ぐのはきらひ。兄いさん遠くまで泳いでは、あたいや――と、云つたあれの聲がまだ濱風のなかに聞こえてゐるやうである。

『濱風にも、聲があると見える。』

『あるとも、濱風には、無言の聲がある。』

わたしは、來た道を、また、電車に乘つて歸つて來たが、中川を渡る手前の停留場で下りて、川の堤に添ふて歩いた。小松川に住んでゐる實の從兄弟の家を訪れて、夕飯でも一緒に食べ

やうと思ひ立つたからである。

見ると、土手下の草原に坐り込んで、草のなかゝら釣竿をならべて、釣をしてゐる一と群の人がゐた。わたしはそこへ下り立つて、その釣人たちのうしろに立つて何がつれるかと默つて見てゐた。

『これは鯉釣りだな。』

『鯉こくにする鯉を釣るのだ。』

鯉は一つも釣れたやうな樣子もないが、それでも釣人たちは、手に握つた竿の尖の當りを見つめて、心を水底の釣ばりに打ち込んでゐた。

『先生マッチをお持ちですか?』と、だしぬけに、わたしに尋ねた一人の鯉釣があつた。

『持つてゐますよ。』と、わたしは答へた。

『それぢや一本拜借しましやう。ここの連中は、もう、マッチをみんなくなしてしまつて、煙草を吸ふことができないで弱つてゐるところなんです。』と、鯉釣は云つた。

『さア／＼おつかひなさい。』とポケットをさぐつて、わたしはマッチの箱を出した。

『これはどうも!』と、その男は、朝日を一本吸ひつけて、自分の隣りの男に、『おい、おまへも一つ拜借しな。』と云つた。

『マッチを拜借つてエやつがあるかい! てめい、その火を、おれに貸せ。』と、その男はバットを出して、朝日の火をそれに吸ひつけた。

『ちよいと貸しな。』と、またその火は、鯉釣から鯉釣の烟草にうつッて、元のマッチはわたしに戻つた。

『いや、お持ちなさい。あなた方、マッチがなけりや、おこまりでしやう。』と、わたしも自分の敷島へ吸ひつけて、そのマッチは、今のバットの男にくれた。

『では、遠慮なしに貰つて置きやしよう。おい! みんな! マッチを頂戴したぜ。』と、男は仲間に披露した。

中川の川岸の草原に、烟草のけむりは白くながれた。

『あなた方ア、のんきで、ようござんすねえ! かうして一日釣をして命がのびるでしやう。』と、わたしがいふと、

『命はちゞまる一方ですよ。これで一つも當らない日が二三日も續くと、鯉釣は飯のくひあげです。』と男は笑つた。

同じ言葉の訛のもつ親しみと、いふもの程、不思議なものはない。だん／＼話してゐるうちに、わたしもこゝの鯉釣の仲間にすつかり這入つてゐた。

『先生はなんですかい。市川の中學校にでも勤めてゐらつしやるんですかい?』と、男の問ひはうがつてゐた。

『いゝえ、わたしは山の手のものです。船橋へいつた歸りですが、小松川の方へまはらうと思つて、やつて來たところです。』と、わたしは笑ひながら答へた。

『へエ？ それはまた、たいさう遠くへお出かけでしたな。何か御商用で？』と、この男は、わたしを何んだか知りたがつてゐるのらしい。

『別に商用といふ程でもありませんが、すこし尋ねるものがありましてね。』

『さうですか。あすこはまだ、からツきし、田舍でしてね。』

わたしは、例のことを云ひ出さうとしたが、緣もゆかりもないものに、話して見たところが、はじまらないし、また、キ印とでも思はれてはつまらないから、それつきり、だまつてしまつた。

はるかに東京の空をながめると、空は入日に光つてゐた。全くなア！あの下で、怒つたり、泣いたり、石と煉瓦の間を馳けまはつて、やれ文化だとか、何んとか云つて騷いでゐるものよりもかうして川の水を睨んで、虛心平氣の三昧に入つて、渾賦天賦の鯉でも釣つてゐるものゝ方が、ことによつたら幸福かも知れない。どうせ人間は死と云ふ母親の胎內へ歸つて行くんだ。眞ツ直ぐな針で四十年、釣をしたといふ、あの聖人は徵してゐた。

『どら、出かけましやうか？』

『ぢやア、マツチは貰つて置きます。』

『さア、どうか。』と、云ひ殘して、また土手へ出て釣人たちの群を見下したが、もはや、入りかゝつた日の陰の、冷たい青のなかに染まつて、やツぱり、その人たちも、時代のあとに取り殘されてゐるのであつた。

『鯉は、もう、養魚場で造れるのじやアないか？』

『もう、作つてゐるのだらう？』

□

誰かの詩に――凡て無言はやはらかい翅(つばさ)の下にひそんでゐる。靜な大氣からは脉膊がつたはり、靜な大地からは命の鼓動がつたはる。と、いふのがあつたが、うまいことを云つたものだ。

わたしは眞ツくら闇のなかに立つて、小さな木造りの橋の上から、廣い堀り割りの夜の水を見つめてゐた。

水に浸つた材木が、ぬらりとした背中を列べて、そこここに、命(いのち)あるものゝやうに、ぶつくりと浮いてゐる。

どこからともなく材木を斷ち割る機械鋸の音が きこえて來

な。この冬の夜に夜延べ仕事をしてゐるのであらう。しーンと、ながアく音をひいて、ひゞいてくるその音を聞くと、わたしは深い林のなかの湖の、その湖心に舟をうかべて、たつた一人でぼんやりと、夜の霧のなかに包まれてでもゐるやうな心もちがしてくる。

『靜なところだなア!』

『夜もかう靜だと、かへつて心は賑かになる。』

だが、カフエと、ラヂオと、銀ブラの、西洋菓子のやうな、モダーンの東京を、半里ばかりはなれたところに、こんな靜なところがあらうとは誰しも思ふまい。

昔は丁度あの堀り割りの向ふに、お条柳といふ柳があつたが、昔こゝにあつた島田屋といふ材木問屋の一人娘お条といふのか、お婿さんの來る晩に、堀り割りの岸に浮いてゐた柳の大木の上に乘つて、水鏡でもしたものか、その拍子にその柳の大木が、ぐるりと反つて、あはれお条はその下に敷かれて死んだ。引き汐の時には、岸にある材木は、少しの重みでぐるりと反るものださうな。

お条の親たちは、それとは知らず、今夜が婿料の來るといふ晩に、娘の行方がしれなくなつたので、途方にくれたが、どうにも探しやうもなく、そのまゝになつてしまつた。

ある年、その柳の大木が倒れたので、男たちが總がゝりでそれを岸から引き出すと、その木の下の泥ぬかりから白骨が現はれたので、はじめて娘の見えなくなつたわけがわかつた。するとその白骨のあつたところから、一本の柳の芽が萠へ出して、やがてはそれが、大樹となつたといふ言ひつたへ。

この、お条柳の因縁は、わたしは實の母から聞いた。

わたしの實の母親は、わたしとは、年が十七しか違つてはゐなかつた。

もう、その母親も死に、義理のある育ての母も世を去つてしまつたので、こんな話も出來るのだが、丁度わたしが十八の夏、竹本わさ春といふ娘の義太夫語りがあつて、その頃あつた神田の白梅といふ席亭で、三十三間堂棟木の由來を語るのを聞いて、わたしは、その年頃になる迄に、かつて聞いたこともなく見たこともない、暗い不思議な夢幻の國へ、はじめて誘ひ込まれた。

わたしの目には、わさ春は、二十三か四ぐらひな大人びた娘義太夫語りに見えた。大きな眞ッ黑な目の上へ銀杏返しの前髪を出して、うるほひのある咽喉で、語り出した平太郎住家の段。——風が持てくる斧の音、といふところから、わさ春の黑い目は、もう、夢幻のなかのものだつた。——必ず夢と思さず

と、白地に聞いてたべ、と、云ひきつて一と息、無言の世界に
入るのであるが、そこへ、チン、と、一つ幽かな糸の音が把入
る。わさ春は、もう、柳の精靈になつてゐた。
わたしは毎晩のやうに、わさ春の出る席亭をさがして、かの
女のあとを馳けまはつた。向ふでもわたしの顔を見覺えたと見
えて、高座の上から、わたしの方を睨ツと見ることもあつた。
その後、半年はたしかに過ぎて、ある日のこと、わたしが、
兩國の回向院に突き當る細い道を歩いてゐると、『ちよいと、ち
よいと。』と、人を呼ぶ聲が左側にその頃あつた旅人宿のなかゝ
らきこえた。わたしは何氣なく振り返へると、わさ春が障子を
開けて立つてゐた。わたしは、はツとして――まだあの頃は子
供だつた――きまりわるさに逃げ出さうとすると、『ちよいと、
ちよいと來て下さい！』と、わさ春は聲を高めて云つた。
わたしは歩み戻つて、おづ〳〵と、かの女の前に立つと、『お
まへさんは、學生さんかい。女義太夫のあとなんか追ひまはし
て、ろくなものにはなれないよ。』と、その云ひ方は優しかつ
た。
『僕は、女義太夫のあとを追ひまはすんじやないよ。あなたの
語る柳が好きで、それを聞きたいから、あなたのあとを追ツか
けてあるくんです。』と、わたしの云つた云ひ草は、まんざら嘘
でもなかつた。
『嘘！おまへさんは、子供のくせに、あたしのあとなんか追ひ
まはすんぢやありません。おまへさんは、どこの息子さんで
す？』わさ春は、でも、やさしい目で、わたしを睨んだ。
『僕ですか、僕の名は、』と、わたしはせめて、この人に、名だ
けも知つて貰はうと思つて、自分の姓をかくさずに告げた。
『名まへは？』と、きかれた。
『名まへは、』と、わたしは自分の名を語つた。
わさ春は目をまるくして、わたしの顔をながめてゐた。
『おまへさんの顎の下を見せて御覧！』と、いはれてわたしは
顔を上げた。
『あれ！』と、かの女は、無言のまゝで、そこへすはつた。
わたしの顎の下には、今でも一つの痣がある。赤子の時にヂ
フテリアを病つて、口からは、もう、呼吸も出來なくなつたと
き、わたしの實母が、わたしを脇にかゝへたまゝ、夜通し十里
の道を馳けて、ある、オランダ醫者のところへ行つて、咽喉を
切つて、管を通して、そこから息をさしたと云ふ。その話は、
子供の時に、既に叔母から聞いてゐた。
だが、このわさ春が、わたしの實の母だとは、夢にも話して
くれた身内はゐなかつた。

その頃實母はまだ獨り身で、藥研堀に住んでゐたが、おふみは、ずつと後れて、わたしがはじめてアメリカへ渡る前の年に生れた。十五年の春秋を、わたしは異國で放浪して、先年歸つて來たときには、もう實母はゐなかつた。また間もなくわたしはアメリカへ行つて、今度歸つて來て見れば、おふみの行方は知れなかつた。殘されたわたしはそのために、かうしてあてもなく、さがしまはつてゐるのである。

お条柳はもうないが、この木場はづれの入舟町に、先年からおふみが、しよツ中、世話になりつけてゐるといふ、元は上繪師の吉松さんといふ人が、地震以後、引移つて住んでゐるといふことを、小松川の父方の從兄弟からきゝ出して、その人ならば、わたしも顏は見知つてゐるはずなので、これ迄、やつて來たのである。

時計を出して、うす暗い道の明りにすかして見ると、まだ九時には間がある。

大鋸屑の山と積つた路地を通つて、そこにあつた機械場をうしろへまはつて、わたしは、ある新築の、家の格子を靜にあけた。

『御免下さい！』と、聲をかけると、

『はい！』と明い聲がして、五十五六の人が出て來た。

その人は、わたしをしばらく見てゐたが、『おや、これはお[illegible]らしい。どなたかと思つたら——どうもすつかりお見違ひ申しましたなア。』彼はうしろを振りむいて、『おい！あの、そら、おふみさんの兄いさんが、お見えなすつたよ。』と、云つた。

『あら、それは！』と、いつて、そこへ出て來たのは、これも顏に見覺えのある上繪屋のおかみさん、『まア、ねエ、よるとさはるとお噂申してゐましたよ。よくお尋ねなすつて下すつた。さアどうか、こちらへお上りなさいまし。』と、おかみさんの肩は顫いた。

『もう、さうしてはゐられません。大變、遲く上つてすみませんでした。實は、おふみの行方をさがしてゐるのですが。』と、わたしがいゝかけると、主人は、けげんな顏をして、

『あなたは、おふみさんの居所を御存知ないのですか？』

『いゝえ。』と、笑へると、

夫婦は顏を見合はせた。

『あちらへ、あれが、よこした手紙には、小村井の方にゐるとふので、そこへ昨日行きましたところが、あれは地震の時ツきり歸らぬと云ふことですが？』と、わたしが云ひ出すと、

夫婦はまた顏を見合はせた。

汽笛の聲は川水に響いた。

夜の川は天鵞絨のやうに流れて、わたしの乘つたフエリーボートは、林のやうにマストを並べた船と船とのあひだを通る。

いつの間に西洋へ來たのかとわたしは思つた。

また汽笛が鳴る。川の兩岸には燈火が並んで、それが眞ツ暗な川水にうつる。こゝは無言の東京と、カフエと、ラヂオと、シネマの東京を、二つに分ける大川口で、日本にも、こんなところがあらうとは、わたしは夢にも思はなかつた。

フエリーボートは對岸に着いた。ノー、フエリーエーヂ、すなはち、渡船無料だ。東京も開けたものだなア、動く往來が出來た。わたしは月島の渡しを渡つて、いよいよこれから、モダーンの東京へ足を踏み込むわけである。

名は明石橋でも、白いセメントコンクリートの橋を渡つて、同じくセメントコンクリートのサイドヲークで、女や男の下駄が、かなでるカラコロの音樂を聽きながら、わたしは靴も輕々と備前橋から歌舞伎座前を通り越して、モダーン銀座を左に折れて、モダーンガールや、モダーンボーイのレンデーヴオー。レツドライトで名も高い、レ、グランデといふカフエの二階へ上つて來た。

『そんなカフエが銀座にあるのか。』

『レ、グランデと云ふ名にして置くさ。』

日本の西洋は、エー、ビー、シーの西洋ではなしに、ア、イ、ウ、エ、の西洋だ。

カフエ、レ、グランデのなかの文字は、みんな片假名ばかりだつた。吉備の眞備が、今の世にうまれかへつて來たならば、こんなつもりで片假名はこしらへやしなかつたと、さだめし嘆くことであらう。

わたしは客たちのあひだを通つて窓に近いテーブルに向つてかけた。

レースのエプロンを青い帶の上にして、青い半襟に、青い袖口を出して、何と云ふのか知らないが、髮を不思議なところで分けた女給が來て、わたしのテーブルの前に立ち、

『今晩は、おつれさんは？』と云つた。

はじめて來たのにお連れさんとは、男のお連れか、女のお連れか、わたしにはさつぱり意味がわからなかつた。

『連れはそこに立つてゐる。』と、わたしが答へる。

と、女給は自分のエプロンを見て、

『どこであなたそんなこと習つて來たの？』

『君はなくつても知つてゐる。』

『……！』女給はだまつた。

わたしは、カツクテールを命じた。

目の前の女給が去つたので、カフエのなかは、みんなわたしの目にあつまつた。吉備の眞備が作つた、ア、イ、ウ、エ、をのぞいて、あとはみんな、わたしの目に沙漠となつて見え渡つた。だが、その沙漠のなかに一點の赤い花が咲いてゐた。わたしはその赤い花を見守つた。

レースのエプロンを赤い帶の上にして、赤い半襟に、赤い袖口を出して、何といふのか知らないが、不思議なところで髮を分けたその髮が、燒いて波をもたしたのか、それとも自然か、工合よく縮れてゐて、丈のすらりとしたその女給。鏡を背にして、帶の形をふりむいては氣にしてゐた。

青い帶の女給はカツクテールをはこんで來た。

『あなたは何んといひます？』とわたしはきいた。

『雪といふのよ。』と女給はいふ。

『雪ちやん！あの赤い帶の女給さんを、ここへよこして。』と、わたしは頼んだ。

『千代ちやん、ちよいと。』と、雪ちやんは呼んだ。

『なアに？』といつて千代ちやんは來た。

わたしは靜に待つてゐた。

『この方があなたに内證話があるとさ。』と、雪ちやんは紹介の勞をとる。

『あたい、内證話きらひ！』と、云ひながら千代ちやんはわたしを見た。

二人は顏と顏とを向け合はして、お互ひに同じ無言の岸に立つた。

その時、わたしの目を、かすめて通つた幻の女があつた。

額のところで前髮を切り下げて、黄八丈の着物を着て、年の頃は十八か十九か、それとも廿か？　いつも幻に立つてこの女はわたしの顏を見ては泣く。

なんでもわたしの記憶によると、この若い女が一度、船の上で、波を見てゐる——その頃は三つか四つの——わたしを、手をのべて、つかまへてゐてくれたことがあつた。またこの若い女は一度、何んでもそれは、川の見える二階座敷で、わたしと、お取り膳に向き合つて、泣きながら御膳を一緒にたべてゐることがあつた。

髮を額に切り下げてゐたその若い女は、もの心つかない前の記憶として、誰だかそれはわからなかつたが、今この千代ちやんといふ女に、かうした沙漠のなかで出合つて、わたしは昔の

記憶を、またあらためて幻に見た。しかもその幻の若い女こそは、わたしを産んでくれた實の母親、お千代の姿であつたのだ。

今の年になつて考へて見ると、あの頃の若い女は、その頃、英國の女の風俗を眞似て、髮を額で切つたものであるらしい。またその黄八丈の着物といふのは、その後、叔母たちから耳にしたことを思ひ合はせると、それはわたしが四つの春に、伊勢參宮をする折に、父親はわたしたち二人に、揃ひの黄八丈を買つてくれたと云ふが、きつとその黄八丈であつたであらう。

お柳を語つたわさ春は、八丈の着物を着てこれが別れの我が子の前で、別れの膳に差向つて、さめざめと泣いたその女の行く末であつたのだ。

目の前に立つてゐるこの千代ちやんを見ると、その黄八丈に引きかへて、これはエプロンの女給姿と變つてゐるし、水色の肩衣つけたあのわさ春は、こゝでは赤い襟をかけて、赤い帶をしめてゐる。

『その後は、どうしました?』と、わたしは言葉やはらかに、その千代ちやんに訊いた。

『はい?』千代ちやんは下を向いた。

『どうしたのさアこの人は?』と、雪ちやんは、千代ちやんの淚をふいてやつてゐる。

□

モダーン東京の西洋は、向ふの人が、タキシードの上へ、印半纏を着て、おつウがつてるその裏を行つて、浴衣の上へ、フロックコートを着けて、粹がつてゐるやうなものだ。壽司皿の上へ、ケーキをのせたり、海苔卷のなかへ、バターやチーズをつめ込んだたぐひの西洋に過ぎないのだ。

しかし思ひ直して見ると、日本では、たゞ便利だから、調法だから、東京の眞ん中へ西洋を持ち込んだと云ふに過ぎないので、東京人の心のなかへまで西洋を引ッぱり込んだと云ふのではないらしい。

それはどうしてわかるかといへば、このモダーン東京の往還を御覽なさい。電車のなかを御覽なさい。カフェのなかを御覽なさい。西洋のやうに肘を組んで、睦じさうに歩いてゐる男と女がありますか?

なる程、たまには、あるかも知れない。だがもしそれが、若い女と男であつたら、その二人は、往來の人からあびせかけられる、冷たい目つきに堪へかねて、追はれた一匹の猫のやうに、はなればなれになつて走つてゆくではないか。

『もつと、こつちへ寄つて歩るきな。そんな歩き方をしてゐると却つて見つともない。』とわたしは、うしろから後れがちに歩いてくる一人の娘を顧みた。

『でも、あの、みんなが見るんですもの。』と、きまり悪るさうにその娘が云ふ。

『ちやんと並んで歩くものだよ、話をしながら歩きな。』わたしは知らず／＼その娘に、モダンガールの心掛を敎えてゐたのだ。

わたしの脇には髮の毛をちぢらして、羽織を帶でふくらまして、フエルトの草履に身をのせたその娘が寄り添ふて歩いてゐた。

だが、どうかするとその娘は、脇から離れて後れてしまふ。その度に、わたしは娘の袖をつまんで自分の方へ引き寄せた。

『かうして二人が並んで歩くのに、なんにも不思議はないのだよ。眞ッ直ぐに見て歩きな。人の顏色を見て歩くには及ばない。』と、わたしはこの心弱い娘をはげましながら歩いた。

わたしたちは馬場先門に向つて眞ッ直ぐに、お濠ッぱたへ出て來た。

地震後の東京に殘つたものは何んにもない。凡ては焦土に歸したと、わたしはよく、あちらにゐる友達への手紙に書いたが、ここへ來てお濠の向ふの石垣をながめると、殘つたものがないとはあやまりで、江戸の昔から瓦一枚、遂一紋なくさずに傳つたこの御門や石垣は什麼だ。

お濠の水は昔ながらの綠の水で、無言の岸はそこにもある。あらゆる江戸の昔を物語るその岸は尊い。無言の白壁、無言の松。凡て遺されたるものは、あゝして無言の岸に立つのだ。

わたしたちは、お濠つぱたを右へとつて歩いた。その昔のお濠ッぱたは、土手の上に松が並んで、わたしが子供の時分には、こゝで茅花をぬいたものだ。今のやうに電車なんて——便利と云ふことを二の次にすれば——こんな見ッとも無いものは通つてはゐなかつた。

或る年の夏、實母とわたしは雨あがりに、ここへさしかゝつて、丁度その時ぬかるみの水があふれて、しやなりとした實母には、それをまたいで通ることが出來なかつた。

實母はその時、思ひ切つた若づくりで、うしほ染めの縮みの浴衣で、高足駄のつま皮に跳ひとつ上げず歩いて來たが、なにしろ道一ぱいの水なので、さアと、立ちどまつてしまつた。

女蛇の目の傘のなかばすぼめたのを、から、手に持つて、のぞいた水に、その頃流行の夜會結びとかいふ髮が映つて、その映つた影の上を、母は高い足駄の歯で踏んでゐようと、足を浮

かして水の深さを知らうとしてゐた。足駄の齒は、ずるりツと把入つた。母は、よろりツとして、そばにゐたわたしの肩につかまつた。

『よいしよ、待つてました！』と、そこを通りかけた虚ら車の人力車夫が聲をかけた。

わたしはその聲を聞いて、顏色をかへたまゝ涙ぐんでしまつた。

母は、わたしの心を察したか、耳の根まで赤くして、じろりとその車夫を見た。

『いよツ！』と、云ひかけて、車夫はだまつた。

わたしたちはその時、土手へ上つてそこを通りぬけたものである。

わたしは、また、ここに並んで歩いてゐる、その娘の顏を見た。

『兄いさん何んだつて、あたいの顏を時々見るの？』

『さう云ふ、おまへも見るぢやないか。』

わたしたちはお互ひに、母の俤を覗いて見ようとしたのであつた。

わたしたちはタキシを見つけて、これに乘つて上野で下りた。あれからこゝ迄、二人で二圓。

『勿體ないわ？』と、娘は云つた。

活動寫眞場の看板の前に立つて、この娘はしばらく動かない。

その看板には、八雲恵美子といふ女優が『彼女』に扮してゐる繪が出てゐた。

『これを見たかい？』

『見た。』と、いふ。

『どんなだい？』

『哀れだわ！』といふ。

もう一つの看板には新撰組の隊長、近藤勇が、亂鬪の巷のなかで白刃の下に死人の山を築いてゐる繪が出てゐる。

『これを見たかい？』

『見たわ！』と、いふ。

『面白いかい？』

『面白い！』と、娘は答へた。

わたしは笑つた

こんな娘に至る迄、刃物三昧の氣分を味ふことが好きだとは、全く恐れ入つてしまふ。今の日本人には、どういふものだか、あの刀をぬいて、ばつさりとやツつける讀物や繪が、ひどく好まれてゐるやうだ。これは一たいどういふわけのものなん

だらう。

今の、せつぱつまつた日本に住んでゐる人たちは、心のなかでは、あゝした亂鬪の巷に立つて、現狀をぶちこはして、什麼にかしたいのだらうけれども時勢が型にはまつてゐて、さうはさせない。そこで、その内心の要求を、かうした繪などに反映さして、それを見て喜んでゐるのに違ひない。無論、さうだと自覺してゐるわけではないのだが、自然そこへ來てゐるのだ。

それからもう一つは、日本人が過去の生活から、だん／＼離れて來るにしたがつて、その血のなかに沁み入つてゐた過去の習氣が、今度は夢となつて呼び返へされて來るので、それは丁度太陽を見てゐた目で、目をつぶるとその目のなかへ小さな靑い太陽が、あらはれるやうなものだ。だが、それもしばらくのことで、目のなかの靑い太陽は遂には消える。それを消すまいと思へばもう一度目をひらいて太陽を見ることだ。日本人の血に印された日本刀の光も遂には消えて夢のうちにもあらはれなくなる時代が來るであらう？

次に來る亂鬪の巷は、どんな太陽の照る下に展開されることだらう。あの、無言の岸に立つ松は、それに就いて、何にも語つてはゐなからうか？

わたしたちは、そこからまた歩き出した。不忍池は年々に小さくなり。昔見た山内の老木は影さへ止めず。その跡に植えられた苗木は、先年歸つて見たときよりは、いくらか育つてゐるやうである。

變りはてた公園のなかをぬけて、わたしたちは、以前の屛風坂のところへ出來た展望台の上から、燒けた東京を見晴らした。

『こゝから船橋が見えるだらう？』

『見えやしないことよ。』と、娘は笑ふ。

『ここから小村井が見えるだらう？』

『見えはしないことよ。』

『おまへ、あの叔父さんをどうしてきらふんだい？』

『…………』返事がない。

『兄いさん、あすこの、お米ちやん好き？』

『あゝ好きだよ。』

『ぢやよくッてよ。』

何がいゝんだかさつぱりわからないが、女の子といふものは、言葉がすべて情から割り出されてくるのだから智慧でもつて判斷することの出來ないものだ。

わたしたちは、そこから谷中の方へ向つた。

この娘の話によると、わたしの知つたといふことに人から聞

いて知つてゐたさうである。のみならず、どこかへ電話をかけて、前のところに住んでゐるといふことも知つてゐたさうである。けれども、女給なんかしてゐる身では、逢つたところで知らない顔をされるかも知れないし、緣があつたら、お狐さんが、いづれ案じて逢はしてくれるものと信じて、それを靜かに待つてゐたさうである。

あのトワさんとアカさんに、默つて祈つてゐさへすれば、必ず待人に逢はれる時節が回つてくるのださうである。今ではもう日參は出來ないが、お姿とかを頂戴して、肌身はなさず、それを持つてゐるさうな。

『これよッ』と、云つてその娘が、と、內ぶところに手を入れて、出して見せた。お守り入は、黃と黑の辨慶縞の八丈の裂で小さく出來てゐた。

『この裂は、おまへ、どうしたの？』

『それはねエ、あたしがまだ子供の時に、おッ母さんが貰つて縫つてくれた、あれは、袷の殘りなのよ。』と、かの女は答へた。

フエルトの草履に身を乘せた、モダーンの東京娘のふところには、幻の八丈の裂で包んだ紙の狐が仕舞つてあつた。

『あたし、もう、いらないから、兄さんにあげましよう！』

『さうかい？では貰つて置かう！』と、押し頂いて、わたしはそれを洋服の內のかくしに納めた。

わたしたちは、谷中の墓地へやつて來た。入日は斜めに冬の樹々の隙からもれて、ここは凡てが無言の領土であつた。

わたしたちは多くの墓の間を縫つて、ある小さな墓石の前に佇んだ。

永遠に殘るものは、かうした石の姿である。

永遠に殘るものはかうした石の靈である。

わたしたちは死と云ふ母親の前に立つて、人間の言葉を語ることは出來なかつた。　―了―

御挨拶

島中雄作

今度、私が十二年ぶりで本誌中央公論の編輯に當ることになりまして、これを機會に御挨拶かたぐ本誌の立場と態度とを闡明にしておきたいと思ひます。

何人が、その局に當るにしても、本誌多年の傳統的態度は飽くまでも儼守されなければなりません。四十二年の歴史は無言の裡にその精神を語り傳へて今日に及んでゐます。何等の背景に頼むところもなければ何者の前にも屈しない、從つて寸毫も他の制肘威嚇を甘んぜず、全く獨步の立場に立つて嚴正中立の大道を歩んで來たのが中央公論であります。今後とても素よりこの大道を踏み外すやうな事はしません。否、過去に於いてそれが必要であつたよりも、今日及將來に於いてより必要喫緊事であるを信じます。今日の如き思想界經濟界の昏迷時代に在つて齊しく翹望せらるゝところのものは、何者の威力、何者の情實にも囚はれない嚴正批判の一大炬火でなければなりません。休火山上一睡の偸安を貪る知き因循固陋の嗤ふべきは云ふまでもありませんが、又徒らに奇矯激越に奔つて人心の適歸を謬らしめてはならない。富貴權門に阿負することの醜は勿論、算盤に立脚して大衆に媚びるのも亦吾等の潔しとしないところであります。たゞ吾等の存在を脅かすものありとすれば、それは常に權力に非ずして金力であります。故に今日の如き經濟界稀に見る不況時に在つては何等かの打開轉換の策を講ずる亦已むを得ないところであります。同業「改造」の値下げ斷行も吾等はその意味に於いて首肯します。そして改造社に非ざれば敢行し得ざる壯擧として推稱するに躊躇しません。然しながら、さうかといつて中央公論もその顰みに倣ふかといふに、それは遠い未來に於いては知らず少くとも當分、絕對にしないつもりであります。事實、今日の經濟では吾等にとつてそれは不可能事です。又たとひ可能であつたとしても、これに追隨して行かねばたらぬ理由が何處に在りませう。これは、[illegible]

ゐるものでありまして、お互に傷つくぐらゐが關の山でせう。いくら同種の雜誌だからとて、その把持する節操において、見解において、主張において自ら異なるところがあります。殊には、でなくてさへ同じやうな種類の雜誌が多過ぎても少な過ぎない今日、斷然と時流を拔いた雜誌の一つ位は存在してもいゝではないでせうか。それをして容れないほどに日本の社會が疲弊してゐるとも考へられないではないでせうか。

安い事勿論結構です。固より全盛の世の中です。薄利多賣固より賛成です。八百膳が腰掛になつて客を呼ぶのに不思議はない筈です。たゞ些か憂ふるところのものは、その庖刀にそのクションにその陳列に、自らなる變化が作つて來はしないだらうかといふことです。率直、私は今の場合、些の妥協と讓歩となしに大衆と交るの自信を不幸にして持合せてゐません。値下げが販路の擴張を前提とし、販路の擴張が聊かでも妥協を餘儀なくされるものとしたら、吾等は吾等の主義のために、苦しくとも此態度を持續し、與へられたる大雜誌の使命を果して行きたいと思ふ。――これが本誌今日の立場であります。

でありますから、雜誌が高くても安くても、吾等に貽された問題は一に繋つてその內容に在ります。が、その點に關しては就任早々、何の纏つた抱負も私は有つてゐません。たゞ偏へに寄稿家諸氏の好意と同情に縋つて本誌の誌面を飾る他ないと思ふのであります。編輯者は要するにたゞ板前の職人であります。生きのいゝ材料を選ぶことは固より必要ですが、腕が冴えてゐるかゐないかは、庖刀の切味一つで食膳に上つた刺身の舌觸りにも現れて來る筈だからであります。どうぞ此腕の冴えを見て下さい――と云ひたいところですが、そこまでは言ひ得ません。然しながら今後は、回數ばかりで食傷するほど尨大な特別號を無理に膨めたりだけはしないつもりです。見てくればかりの精進料理や、何時食べてもよい鑵詰料理はいづれも禁物です。さうかといつてヴイタミンAや何々エキスばかりも食膳には上されますまい。そこが板前の腕のいるところで、又編輯者の苦心を要するところであります。が要するに、食物がその日〳〵の嗜好を滿足させて行くやうに、新聞が「今日の必要品」であるやうに、雜誌は今月に無くてならないもの、今月讀まずにゐられないものであつて欲しいと思ひます。一年前に讀んでも半年後に讀んでも、一向に變りのないやうな讀物は、之を或種の雜誌と單行本とに任せておいて「今月の必要品」を作ることに努力し精進したいと思ひます。私の申上げたいことは是れだけです。喋舌つてゐるよりも實行した方がよさ相だからであります。大方の諸君子幸に諒せられよ。

貴族院暗中飛躍物語

來間恭

最近に至つて貴族院がまた政界の眞中にのさばりだす傾向がある。動き方はや丶影に隱れ闇を縫ふ式であつてもかなり人目につく。もうはや護憲貴革のことをうち忘れて懲性もない。

一

一月十日の朝、駒込大和村の一角にそ丶り立つ若槻氏邸の玄關へ一台の自動車がとまつた、青木信光子の姿が現はれてすぐ玄關の中へ消えた。まもなく又一台來た、邊りを憚るもの丶如く下りたのは水野直子であつた。心がけのよい新聞記者がか丶ることもあらんかと正月早々霜をふみながら張つてゐた網の中へまんまと掛つたのである。水野子はその前日に自動車を驅つて成田不動へ參詣し悠々自適ぶりを見せたのであつた。

主客鼎座なに事か話し合はれたか誰も知らない。當の三人以外には床次竹二郎、牧野忠篤氏等数人が知つてゐるだけであらう。

その日青木子は自宅へ歸つてから『若槻さんから呼ばれたのではありません、新年の挨拶に行つたのでもありません』とだけ語つた。若槻氏に聞いても水野子を叩いても口を堅くとぢて言はなかつたので樣々な臆測が行はれた。當時自分の進退に苦んでゐた水野子が活路を開くために首相と青木を會はせたのだとか、議會に臨む前の腹さぐりだとか、兩子が野黨の情勢を傳へたに過ぎないとかその他いろ〳〵に解釋された。

しかしその日に小笠原伯を訪うて伯の口から『この際新聞記者に見つかるなんてざま見やがれ』との嘲るやうな憤るやうな一語を聞いた者は『ハ、ア昭和の政治のスタートだな』と感づいた。中にも敏感なる一記者は翌十一日の朝刊に『近く三黨首の會見行はれん』と書いて後から思へば驚くべき先見能力を示したのであつた。

十日の會見內容は今日もなほ謎のまゝに解かれないでゐる。が或消息通は『深甚なる考慮の意味を知つてゐるのは青木と水野だよ』といつてゐる。必ずしも信じ難いがもし果して然りとすればこれから先政局の開閉を自由にする鍵は研究會の二子の掌中にある。二子は政權取引所に二人しか居ない仲買人だといへるわけである。

二

大正の御代であつた舊臘十二日に發表された貴族院各派有志の綱紀肅正覺書なるものに盡きぬ興趣がある。

文句を見ると「道義衰へ綱紀弛み貴族院は憂慮に堪えず……政府の善處を望む」といふやうな漠とした抒情文だが、上品さと意地の惡さを半々につきまぜた貴族院一流の首眞綿であると誰にもすぐ讀める。覺書に附屬した理由書には首相被訴事件、青木問題、司法威信問題なんかをあげてかなり濃厚に政府糺彈の色を出してゐた。

各派有志の會合あることを前日にかぎつけた政府の狼狽はひと通りでなかつた、十一日の日が暮れると太田總監は小笠原伯、塚本翰長は青木水野兩子、川崎次官は船越男へと夫々手をわけて嘆願運動を開始したけれどもどこも『誠にお氣の毒さま』で、政府でいくらか味方と頼む青木子が隊長になつてその無氣味極まる無烟彈がボンと翌日ほうり出された。政本兩黨は嵐の如く大向ふから手を叩いて喜んだのであつた。

さてその爆彈は若槻內閣にどの程度の損傷を與へたか。當ることは確に當つた、若槻氏をして『うつかり解散できないわい』と思はせるだけの手答はあつた。が爆彈の力は一部の人々の豫期に反して政府に致命傷を與へなかつた。なぜさうであつたか、曰く火藥の調合が然らしめたのである。

どうしてさう云ふのか。まあ聞き給へ。抑々覺書の發頭人は石塚英藏氏なのだ、それに飛びついたのが福原俊丸男や馬場鍈一氏などだ。その蔭の方に山本悌二郎氏や榊田清兵衛氏なんかがうろついてゐたともいふ。研究會の青木氏や公正會の船越男などは後から加はつたのである。近來特に田中政友總裁へ接近してゐる福原、馬場の兩氏や、かくれもなき後藤系の石塚氏等は內閣を議會前に倒すつもりで即功火藥を持ちこんだ、ところが青木、船越などの親玉株は藥の效目が强すぎては困る立場にある。研究會は政權を田中にやるよりは何とかして床次に取らせたい。公正會には厄介な反幹部熱が起つてゐる。そんな分別をした二氏はそつとなま温い火藥を盛り込んだのである。始めから生かさず殺さずの爆彈であつたのだ。

弾の力が青木氏などにとつては思ふ壺であつたといへるならば昭和勞頭の妥協政治は早くもその第一歩をこの時踏み出したといへる。

或老政客は『研究會が上段に構へて强さうにしてゐたら裏にきつと何かある、それを見脱すやうぢや駄目だよ』と言つてくれた。

三

端倪すべからざる研究會の所業は水野直子を聯想させる。

『政務次官などは到底つとまりません』とはつきり言つた翌日にもう陸軍省の自動車で走つてゐる。ふと自動車をとめて、ブラブラ緣日の夜店を歩き出す。『ゆふべから下痢してあんぽうして居ります』といふかと思へば氷水を取りよせて何杯でもガブガブ飲んでゐる。醫學上の研究材料でもある。

政務次官をよすのかと聞くと『私はこの通り丈夫でやつて居ります』と答へる。今後はどうなさるかと突つ込めば『どうしたらよいでせうか』と逆にもちかける、あなたのやることは判らないと批評すれば『私はお見かけの通り正直者ですから小笠原さんや青木さんが可愛がつて下さいます』と煙に捲く。とぼけてゐるやうにも思はれるがやはりほんとの氣持を云つてるやうにも思はれる。風采が禪味をおびて態度がいかにも謹嚴であるから人を冷かすのだとは受取れない。同じ時の話でも前と後とで違ふ。日が違へば言ふことはなほ更違つてくる。が一語々々はみんなほんとうでそれが段々辻褄が合はなくなるのもこの人にはほんとうなのではないか知らと思はれて來る。

震災の日に小笠原伯邸へ自動車を乘りつけていきなり伯を捉へて『犬に噛まれました、庭へ飛び下りるひよう子に犬の尻尾を踏んだからです。どうしたらよいでせうか。どこへ行つたらよいでせうか』とせき込んで訊ねたがその時位水野子の言ふことがはつきりして居つたことはないと小笠原伯がよく話す。床次氏でさへ『水野のいふことは判らない』といつてゐる。

が不思議にも他人の言つたことを水野氏くらゐ正確に覺えてゐる者は一寸ない。いざといふ時には啖呵を切るさうであるがそれは滅多に聞いた者がない。

去年あたり流感もないのに議會中始終烏天狗みたいにマスクをかけて咽喉が痛いと稱してゐたが答辯よけのまじなひとすれば仲々巧者である。『研究會から大臣を出すことは罷りならんが個人に交涉があれば別だ』といふことにして已れの意中の井上子を鐵道大臣に据えた手際なんかは鮮かなものである。自分の嫌ひな人間には見向きもしないが子分らしい者をドン／＼引き

上げる。朝早くから夜おそくまで何處をどう歩いてゐるものか判らないのに要所々々とはちやんと電話で聯絡をとつてゐる。そんなことを思ふと流石に今日の隆々たる水野子あるわけがいくらか肯ける。

實に捕捉しがたい海坊主である。性質は「どぶ鼠」である。人目を避けて裏を裏をと行くからである。內幸町の研究會事務所へ入るのにも決して表玄關を通らないでわざ／＼裏門に車をのり捨てゝ小使部屋や臺所を通るのである。

天才といはうか、狂人といはうか、或は怪物といはうか、一言にして評し去るべき言葉に困る。がこの人によつて貴族院がひつかき廻はされ、政黨や政府までがゆすぶり動かされつゝあることも亦かなりに奇怪な現象ではないか。

四

青木信光子は水野子と取組んで表裏一體をなしつゝ研究會の最高政治をとつてゐる。青木子の方が貴族院の最多數百五十四人を包容する研究會の表看板であり總裁格である。從つて貴族院全體の代表者と見なされる場合もある。

端的にどこが偉いのか、曰く判らない。抱負見識はないか、曰く無さゝうだ。

そんならでくの棒か、曰く然らず。

少々能書をならべるならば子はまづ常識家である、殿様ばかりの中では常識が相當に勝利を占める。子は實に觸りがいい、宿場女郎にさへ譬へられる、腹に一物あつても觸りはよいとの意味らしいがとにかく四方圓滿八方美人である。他派との面倒な交渉なんかは青木子に限るといふのも一つの身上である。子は能辯家である、演壇に立てる種類ではないが座談になると呉服屋の番頭みたいにベラ／＼といくらでもしやべる、が自分に都合の惡いことなら決して要領を得させぬだけの用心をしてる。

たつた一つだけうんと偉いところがある、といふのは水野子といふものゝコツを飮みこんでゐることだ、水野子のいふことが青木子だけには判るからこれは偉いものである。

青木子が故三島子のメッセンジアボーイをつとめてゐた頃には中澁谷で見すぼらしい借家住ひであつたのに今では牛込に大した洋館を構へてゐる、尤も小笠原伯に云はせると『あれは辯護士事務所だ、青木には美術眼がないから』ださうであるけれども。

青木子の愛息信武君は一高の生徒時代に歌道の天分を稱されたが伊豆の大島へ歌行脚に出かけてそこで果敢なく夭折した。

遺稿集にこんな歌もあつた。

歩みつかれ椿の下に憩ひをればわか身めぐりで慾なくも

その遺稿集に太田水穂氏が書いた序文に

『今の政界には詩がない、文學があまりに欠けてゐる、信武君のやうな人が貴族院へ出る日に初めて貴族院は救はれるだらうと思つてゐた』といふ意味の一節があつた。

五

研究會については逸し難い牧野忠篤子と近衛文麿公がある。

牧野子は持前の親切で長年の間いろ／＼と人の世話を燒いた副産物として子爵界に牢乎たる勢力を築いた。息子が學校を出ると聞けば銀行會社へ入れる世話をする、年頃の娘ができればいゝ婿を連れて來てやる、貧乏なのには鍋釜へ入れるものゝ算段までしてやつた。牧野子のは打算ぬきの情から出てゐるだけに皆有難がつた。直接に世話を受けない人でも「いゝおやぢ」として一目置いた。これ牧野子が今日子爵議員選擧の元締をやれる所以である。

子は實直な人である、飾り立てたりホラを吹いたりしない。多少皮肉をいふ位なものである、從つて新聞社では牧野子の話といへば間違のないものとして信用してゐる。

子は常に華族の體面といふことを考へる、從て政治的には消極論者である、研究會の政黨化をきらひ、ほんとうの是々非々を主張して策動辯に富む青木水野子等にブレーキをかける。青木子等が獨りで威張つて見ても牧野子あたりが内輪を締めてくれねば動きがとれない。幸にして青木子等は牧野子に聞き牧野子は青木子等を助けてゐるから大世帯が張れてゐる。牧野子は政治に野望がないやうで年中ブラリ／＼と寫眞器を持ち歩いてゐる。宅を訪問するとよく暗室から出て來る。

子は最近に大日本蠶糸會頭の職を憲政會の黨略によつて止めさせられたことに少からぬ憤りを懐いてゐるやうだ。

近衛公と差し向ひで話してると學校出しなの書生といふ氣がする、公の純眞な証據である。政界の泥水にまだ染まつて居ない。五ツ紋の羽織かなんかで長驅壇上に立つとさすがに生れついた氣品が備はつてゐる。

研究會では青木子が常時の看板であつて近衛公は取つて置きの看板である、時々『近衛さん一つお願します』といふことになる。

加藤高明子は近衛公を介して研究會から政務官をとつた。若槻氏は内閣改造のとき近衛公に頼んで床次氏の腹を探つて貰つた。近衛公はいつの間にかさびつゝある。

近衞公の背には西園寺公の後光がさしてゐる。親交あつた先代篤麿公の遺子を立派に仕上げてやりたいのは尤もな陶庵公の心である。

近衞公が京都に在學當時の住居は鴨川の東堤に沿うてゐて園公の田中村別莊から一二丁しか離れてゐなかつた、金釦の制服をきて時々別莊の低い門を潜つたものである。

今でも老公は何くれとなく注意もする代り若き公のいふことも本氣で聞いてやる。現にこの二月十日にも近衞公は研究會幹部の依賴を受けて興津へ行つた。

六

研究會に屬する伯爵議員中の出色は小笠原長幹、松浦厚、松平賴壽の三伯である。

小笠原の風貌はユーモアを發散してゐる、その氣性に至ると一層愉快である。氣性は俠氣、稚氣、野心、押し、風流氣の各二分づゝから成る。

誰が行つても折入つて賴めば一と肌ぬぐ方だが、原敬氏に引立てられて陸軍省勅參となり國勢院總裁にまでヘシ上つた恩義に感じて政友會のためなら今でも水火を辭せない。

『子供の時分に西園寺のぢいさんに抱かれて膝の上へ小便をひつかけたことがあるでのう』なんか云つて園公との親交を裏書しようとする、稚氣滿腹である。

『今さら政務次官にはなれんぢやないか、國勢院總裁は親任官だつたからの』とかう正直にブチまけられては野心も野心と云へなくなる。

青木水野子あたりがこつそり大切な話をしてゐるところへ割りこんで『わしには敎へてくれんのかい』といふ調子で自發的に樞機に加はつて行く。押しも强いが情勢も知つてるわけである。

夫人小間使下女藝者すべて美しいのを傍に置きたがつたり、拙い彫刻を展覽會へ持ち出したりする風流氣もある。

氣性だけ見て小笠原伯を小馬鹿にするのは全豹を見ぬ者である。伯爵の肩書をつけて金を湯水の如く撒きながら特性の輕快さを以て飛びまわつてゐるのである。國勢院總裁くらゐの役につけたくて何としよう。努力の結晶が研究會で着々勢力を得てゐる。小笠原伯を小目に見た爲に飛んだ目に會つた內閣もある。

政府諸公よ、研究會へ賴みごとあるときは忘れずに伯へも一口かけておけ。

松浦伯は故大木伯を繞る一派と長らく抗爭したものである、

しかし大木派の松平小笠原兩伯等が時を得顏に振舞ふ今日であるけれども最早ことさらに波瀾をおこすやうなことはしない。多少たかをくゝられてる形だが研究會では獨自の氣儘な地位にゐてしきりに若槻氏あたりと漢詩のやりとりなんかしてゐる。松浦伯のやうなのがほんとの昔の殿樣なんだらう、それだけ熱が足らず活動も鈍いが一種の風格を持つてる。

松平賴壽伯は大木伯亡き後の一派を統率する地位にある、が生憎野心が少いのであまり飛んで步かない。話しぶりはザックバランで小氣味がいゝ、なんでも早判りがする。昔の大々名は下町の商家の女を好んで側室にしたものだそうだが賴壽伯はその方の出かどうか知らない、が氣質は江戸ッ兒である。護憲運動の當時は渡邊千冬子と二人で毎日研究會へ押しかける暴力團を一々相手にとつて追ひ返した。臨時に妙な役をつとめたものだ。今は研究會相談役となつて兵站部受持である。

七

子爵團中心の研究會を語つた以上は男爵團の公正會に付てもいくらか語らねばならぬ。

研究會は六十六人の子爵の外に三公七侯十八伯と勅選及多額六十人を有するに對して公正會は六十七人中六十六人が男爵である。殘る一人だけ多額である、のに公正會は内部の統制がとれない、とかく步調が亂れがちである。研究會は徵兵制度で公正會は傭兵制度のやうな氣がする。

それは統率の器に乏しいにもよるが構成分子にもよる。同じ男爵といつても陸軍系と海軍系、舊華族と新華族などが一つ軒下に雜居しててんでに理屈をいふためである。政界で理屈を云ふ日には萬年在野黨でゐるより仕方がない。萬年政府黨の研究會が原敬時代の政友會とよろしくやつてゐた時には憲政會の味方をして、今は若槻內閣へ牙を向けてゐる。

研究會と公正會はとかくアベコベに步かうとする、尤も公正會がなんでも研究會の尻馬に乘るやうになつたら大變であるが幸に反撥性が公正會にある。「子爵は子爵、男爵は男爵」といふ意地と研究會がいつも時の政府の寵兒たるに對するやきもちがある。けれども研究會は一枚うは手で時々公正會を利用する、貴族院一致といふ大義名分が要るときには巧みに公正會を口說きおとす手管がある。兩者は平素仲が惡いだけ偶々結んだとなれば名分の威力はいとゞ增すわけだから都合がよい。

近ごろ公正會で面白いことには反幹部熱が起こりつゝある、しかも相當に根强いものである。野崎、藤枝、石原、山田男等の幹部派に向つて黒田長和、岩倉道倶男等の純男派と今井九八

郎男等の憲政系が一緒になつて縋ついてゐる。

昨年の六月、黒田岩倉兩男等が持ち出した公正會々則改正問題が第一矢であつた、會の決議をもつて拘束することをやめて一人一黨主義で行かうとしたのである、しかし幹部派の多數によつて第一矢は葬られた。次いで九月に同じ兩男等が「公正會解體新團體組織」を提唱し出した、形勢不穩と見た福原男が『つまり貴族院の黎明運動をやればいゝんだらう、それには僕も贊成だが公正會を解體せんでもよからう』てなことでうやむやに丸めこんでしまつた。すると今度は無所屬の六侯爵から新團體組織の提議が來て公正會解體問題が再燃したがそれも幹部派で一蹴した。

けれどもこの反動力は手をかへ品をかへて表面にふき出さうとしてゐた。果然今期議會の初めに幹部が目論んだ對支外交決議の計畫は非幹部派の論戰によつてお流れとなり幹部の面目丸潰れとなつて了つた。

反幹部派には黒田、岩倉、坪井の三男の外に斯波忠三郎、松岡均平、安場末喜、大寺純藏など華胄界のしつかり者が入つてゐる、その上に藤田平太郎男（幹部派）と對峙する會內の財閥鄕誠之助男が最近に非幹部派へ投じたのには幹部派も仰天して目下船越男あたりは緩和運動に狂奔中である。けれども公正會分裂の危機であると切りに傳へられる。分裂免れる能はずと斷言してる人もある。

非幹部派の頭目黒田男は公正會創立の功勞者で選擧母體協同會の幹事である。英國仕込の理想家肌で國政を誤らせがちな貴族院の妄動を心から排斥してゐる。かういふ人の運動が順調に行けば貴族院にも一道の光明が見られるんだが貴族院の內部から起る改革運動はとかく變な方向にそれて龍頭蛇尾に終る歴史を持つてゐる。

八

公正會は世にいふ三エフの船越、藤村、福原の三男と池田男と今は四男爵の合議政治である。

船越男は靑木子に似て溫厚な年寄りである、先代の船越衞男は故山縣公の何羽烏かの一人であつた緣故で息光之丞男のために老公の愛孃を貰ひ受けた。老公は今の船越夫人が無暗に可愛ゆくて短い旅行先からでも通信を忘れなかつたさうだ。船越男は婿としては誂ひ向きであるだけに男子一片の覇氣を持ち合はせない。頭だつて惡いことはないけれど冴えてるとは言はれぬ。尤もそれでこそいつもまあ〱と仲裁役がつとまるのかも知れない。

藤村男は船越男と合せて丁度一對である。が氣性はよほど異つてゐる。藤村男は鋭い、三井物産の支店長をやつただけにそろばんのはぢき方も知つてゐる。計畫もあり策もある、だから「かまきり」だの「鞘とり」だのとさも惡黨かなんぞのやうに云はれる、温和な船越男の力を借りなければ獨り歩きがむつかしい弱點がそこにある。

福原俊丸池田長康といふのがまた一對の夫婦であつて前者は不得要領な潜航艇、後者は堂々と貴革反對演説をやらかすやうた猪突漢であるが長短相補つて仲よくやつてゐる。清浦內閣のできる時福原男は內閣書記官長を、池田男は法制局長官をねらつて共に打ちそこねたのは若干ユーモアである。

公正會の長老に陸軍派の山內長人男、海軍派に坂本俊篤男がある。阪谷芳郎男は無視できない獨自の地歩を占めてゐる。阪谷男は頭もよければ辯も立つし澁澤財閥の背景もあるけれども自己の信念に執しすぎることに災される。『議論が高くて困る』といつて大木伯が清浦內閣へ阪谷男の入閣を忌避したことがある。

九

いかに有能な幹部があつてもついて來る者がなければ仕事にたらず、從つて貴族院の勢力は大きく育たないわけであるがよくしたもので皆ついて動く。堂々たる一國の貴族院議員に盲從を强いるところの動力は何だらうか、詮じつめればやはり浮世は同じこと名譽と金である。

貴族院に議席を持つほどの人はひと通りすでに名譽を得て來てゐる。その上の名譽といふのだから特性を帶びてくる、その最なるものに大臣病がある。

『大臣のよさなんかと野暮なことを聞くな一度なつて見ろ』と某前大臣に叱られた者がある。大臣の味は格別で、これはかりは一度より二度、二度より三度と多いほどよくなるさうだ。『次官までは勤めたから序にたつた一度でもよいなつて見たい』と本音を吐いた人もあつた。

清浦內閣は貴族院內閣であつただけに大臣病ゴシップをたくさん殘した。清浦子へ組閣の大命が降下したとき水野錬太郎氏や勝田主計氏は自分らにまで椅子が廻つてくると思はなかつたから『今どき超然內閣の出る幕ぢやない』なんかと冷笑してゐたが數日後に首相官邸へ呼ばれて清浦氏が入閣を求めると二つ返事で急に笑顔を作りながら滔々と抱負の一端をのべたさうである。

藤村男は山本權兵衛伯に向つて『憲政の常道を超越する超然內

閣』と噓ついておきながら『清浦さんは同郷の先輩だから』といつてあつさり大臣になつた。大臣病といふのは主義節操義理人情を一遍に忘れる精神病であるらしい。

江木千之老は多年研究會の暴狀を痛罵して貴族院改革の必要まで叫んだもんだが大木伯に『今度はいづれ君にも出て貰はにやなるまい』と云はれてすつかり悅に入つていつでも清浦子からの招きに應じられるやうにタクシイを呼んで門前へ待たせておいたところが組閣行き惱んで二三日待ち呆けを喰つた爲め大變なタクシイ代を拂つたさうだ。外務省が藤村男を忌避したので椅子の方が一つ足りなくなつて研究會の幹部が頭をしぼつた結果前田利定子にやめて貰ふことになり青木水野兩子が前田邸を訪うて『大臣が一人多くなつたがどうしたものだらう』と暗に勇退を促したところが前田子は『小松か江木をやめれば譯はない、僕は椅子はどこでもよいよ』とノホヽンの挨拶をしたのには流石の青木水野も呆れ返つて引き下つたさうだ。その結果大木伯が辭退してかへつて男を上げた。

今でもさうだ、井上鐵相があまりいゝ心持になつてゐるので『井上君は憲政會へ鞍替したんだよ』なんかと皮肉る岡燒が出た。そのくせ議會の大臣席へ座つた鐵相を見ると『運さへよければわしもなれるのだが』といふ氣がするらしい。政務次官になつた矢吹省三男だつて羨まれてゐる、矢吹男は前々議會で今の內閣が出した普選案に對して反對演說をやつたものである。小笠原伯などははむしろ正直で『うちの三太夫が今度は殿樣の番でせうとぬかして弱らせるよウハハ』である。

大臣病は決して華族に限らない、どころか勅選議員の方がずつと猛烈である、實力においても官歷においても大臣になつてよい人物が目白押しに並んでゐるのだからその筈ではある、彼等には名譽問題といふよりも生活問題として切實である、遊びではない。もはや故人になつたが曾て大臣となり後に貴族院の論客と謳はれた某氏が『歲費と恩給だけではやつてゆけない、五圓會費の會へも平氣では行かれぬ』と泌々述懷するのを聞いたことがある。

貴族院の政治的活動の裏に動力として黃金の流れがあるであらうといふことも容易に想像はされるがこれこそ秘中秘でその動き具合を一々指して示すわけに行かない、たゞ極めて見易いところでは研究會の大幹部連と特殊銀行との間に結ばれてゐる密接な關係である。松平賴壽伯は日銀、酒井忠亮子は正金、八條隆正子は興銀、奧平昌恭伯は勸銀の各重役である。どうしてさうなつたかといふことはせんさくの限りでない、たゞこの關係あることが研究會の結束の上に相當大なる力を及ぼしてゐる

點に注意を促したい。なぜならば研究會には多額議員の大多數が入つてゐるが多額議員はその地方々々に大てい一つ二つの銀行を經營してゐる、萬一銀行に難關が迫つた場合には特殊銀行に關係ある研究會幹部に救濟の手引を頼むことができるではないか。

一〇

特權を抱いて高枕安臥する貴族院の諸公にも一つの惱みがある。貴族院改革の聲これである、彼等はそのよつて立つ樓閣の礎石をゆり動かす魔鳥の羽ばたきを寢ざめの夢に聞くのである。

このあひだ政友會議代士會で少壯の小募武太夫氏が『今ではもはや攝政御治世でなくなつて必要に應じて憲法の改正もできるが政友會の幹部は貴革を徹底する意味はないのか』と質問を發したことを傳へ聞いて某貴族院議員は非常に神經を尖らせて居た。笑ひごとではない、墓穴を掘る者が自分の墓穴と知りつゝ掘つてゐる勇氣には敬意を表してよい、道樂息子か放蕩をつづけながらでも身代の減るのを氣にしてゐるなら讃めてやつてよいではないか。

今日までの投稿について

今日までの投稿で、投稿者の宿所不明のために返送することの出來ないものや、返送しても不明のために舞戻つて來るやうな原稿が可なり澤山溜つてゐます。中には三四年前のものもあるやうですが、整理に困りますので此際何とか處分したいと思ひます。

お心當りの方は至急申越し下さいませんか。題と名前と種類とをお知らせ下さらば取調べた上御返送します。

若し今後三ヶ月間に何の消息にも接せない時は、御不用のものと見做して處分します。

それも散逸を虞れて燒却します。

右御了承のほど御願ひします

二月十五日

現代勤人氣質

下關名產龜の子煎餅

小池四郎

俸給生活者Zは、新婚早々の新妻を連れてさる大邸宅の門から玄關にかゝる上り坂道をさくさくと小砂利を踏み締めて行くのであつた。

所は阪神のさる郊外、箕面に人足のむきさうな暖かい秋日和。

Zは神戸の成金會社、と云ふよりも世界的の貿易商として知られてゐた會社の傭人である――こゝでは特に古風に店員と云ひ慣らはしてゐたが――處がこの會社の昔からのしきたりとして店員が結婚すると、この會社の社長であり會社全體の持主である一人のお婆さんの私邸に伺候して、新妻と共に更めて御目見得をしなければならぬ不文律の習慣になつてゐた。Zはこの滑稽な習慣を今迄同僚が、宮中へでも伺候するかの様に考へて、光榮そうに實行してゐたのを、侮蔑の眼で冷笑してゐたのであつたが、さて自分の番になつて見ると、馬鹿々々しいとは思ひ乍らも、そこには有難い俸給生活者特有の諦と云ふ奴で、行つて見ようかといふ氣になつてゐた。それに此の會社では店員が結婚して社長に目見得がすむと毎月何圓宛か家族手當が御下賜に相成るといふ恩典があるので、旁々慾も手傳つて、電車の中でも人に見せまいと隱す様に大事にして來た新妻の肉體を、社長である皺くちやの婆さんの前に進んで陳列しようと云ふ氣になつて、ふらふらとこゝまで來て終つたのであつた。

だが、Zはむかつ腹が立つて仕様がなかつた、と云ふのは、こゝへ來る前に社長の邸の在處(ありか)を聞くために、神戸の會社の店

務課に寄つて來たのである。虚がむくんだザボンの様な顔をした庶務課長は、

「いゝや、お宅はんの御邸に行くならば、土産をもつて行く事になつてゐます。そう金を張る必要はないが一圓か二圓のものをもつてお出でなさい」

糞をくらへ！ベラボーめ、何億圓と云ふ金持の處へ高が七八十圓の月給取が、一文だつて土産をもつて行く奴が、何處の國にあるもんか！　あぶなく口から噴き出す處を、流石はZも俸給生活者階級の一員として充分の訓練と洗練とを受けてゐる有難さで、

「そうですか、ありがたう」

輕くから答へて、Zはすごすごと引上げて來たのである。引上げて來て見ると押へた鬱憤がむらむらと燃えさかつて來る。なぜあの時ザボンの様な課長を相手に、思ひ切り啖呵を切つて來なかつたのか、今になつてZは自責の念にさいなまれた。俸給生活者はいつも後から憤慨する様に生れついてゐる。Zはこうしたむかつ腹の始末に困り乍ら、いらいらした神經そのものの様に、彼の生命のきづなをもつ社長の邸の玄關に差かゝつて行くのである。

彼は大玄關の前に突立つた。その側に中玄關のある事を彼は知らないではない。だがわざと中玄關に廻る卑屈さを避け一堂々と大玄關の前に突立つて案内を請ふた。此の家の主人と對當の御挨拶だ、と強いて思はうとしてはZは一生懸命に力み返つてゐる。新妻が彼の後におづおづと立つてゐる。彼はもう新妻などの存在を忘れてゐた程興奮して終つてゐる。彼の戰術はからである。名刺を通じた揚句、もし取次が中玄關へ廻れとでも云つたらば、今度こそいやつと云ふ程啖呵を切つてやらうと、こう云ふ積りなのである。彼はゴム風船の様に膨らんで力み返つてゐる。それに大玄關の式臺の前に小腰の柵が廻してあるのが第一癪である。闖入者除けかも知れないがこんな型許りのものが何になる、亂入しようと思へば、今でも蹴ころがして見せる、から迄してこの邸の主人が外界を侮蔑し外界と絶縁するその根性に痰でも吐きかけてやりたい、とから彼は出來るだけ自分の神經を尖らせてくれる材料を探し乍ら取次の出て來るのを待つてゐた。

大玄關の障子が滑る様にあいて、三太夫が去勢された様な顔を出した。どうぞ〳〵と御上りと慇懃に云はれた時には、Zの張りつめた全身の腱と筋肉とははかなくも一時に緩んで終つた。氣の拔けたZは後にゐる妻君を促して奥に通つた。通されたのは座敷に續いた茶間みたいた部屋であつた。本座敷との境

らしい四枚戸の襖に向つて、Z夫婦は坐らせられた。上方風の暗い部屋である。暫くして襖が二枚左右にすうつと開かれた。すると床を脊にして小造りな婆さんが緞子の座蒲團の上にちよこんと控へてゐる。そこで三太夫が側からZ夫婦の姓名をその婆さんに申上げる。婆さんがへエと輕くうなづくと、Z夫婦は膽に吸ひ込まれた樣に頭を下げた。まるで陛下に拜謁する樣な騷ぎである。

大玄關で力み返つた掛付スカタンを喰はされて氣も張も緩んで終つたZは、この時にだんだんと再び元氣を回復して來た。第一主人たるものが床柱を脊にして正座に控へると云ふ法がどこにあるか。店員と雖も今日は御客樣だ、Zは先づこれが癪に觸つて堪まらなかつた。吾々今日の俸給生活者は、昔の丁稚や番頭とは違ふ。資本主義生産樣式の下に獨立的經濟主體を形成すべき新中間階級である。吾々は資本家である傭主に勤勞を提供して代償を受くる所の獨立人である。もし傭主が給料を支拂ふ事によつて吾々の生活を支持してゐる事を誇ろうとするならば、吾々は鉾を逆にして、彼等こそ吾々の勤勞によつて初めて生活を維持し得るものであることを恩に着せてやつて然るべきである。Zの頭の中には最初の對座の瞬間にかうした雜多な理窟が交錯して去來した。然しむつくと立ち上つてこの婆さんを蹴倒して正座になほるだけの塙團右衛門式の蠻勇をZが持ち合してゐなかつた事は、この婆さんにとつて大きな仕合せであつた。

二三會話が交はされた。すると婆さんは大樣に、

「家内はいくつですか？」

Zは先づぎくりとした。乃公の可愛い新妻がしかも乃公と云ふ一角の人物の權威ある妻と信じ切つてゐる新妻が、假令社長の口からとは云ひ乍ら家内と呼び捨にされるその事が、どんなに愛妻の少さい胸を傷ける事だらうか。第一夫たる乃公の腹が收まらない。なんて不屆至極な婆婆さんだらう！彼は胸の中にプロペラで掻き廻された樣な混亂を感じた。

「家内とは誰の事ですか？」

Zが酬ひ得た一矢は僅かに之だけであつた。

「いや失禮しました、奥さんはおいくつですか？」

これだけで問題はあつさりと片付けられて終つた。實はZはこれから大戰爭を始める覺悟でゐたのである。Zは夢遊病者が初めて正氣付いた時の樣にキヨトンとして、寧ろ羞かしさに顏を赤くして終つたのである。

婆さんは三太夫に眼くばせをする。三太夫は奥に立つて行つたが、茶と菓子とをもつて出て來てZ夫婦の前に置いた。此の

時であるZははつと思つた。怪しくもZの眼は半紙に載せられた鶏の子煎餅の上に注がれた。今Zの胸には氣にもとめてゐなかつた同僚の徒然の戯談話が稲妻の様に閃いたのである。御家はんのうちで、長崎カステラが出れば上々吉榮轉の兆であるが、鶏の子煎餅が出されると南無三その人間は一年以内に馘られると云ふ統計學上から來た嘘の様な話を思ひ出したのである。彼はギヨツとした。今迄あれ程迄に赤化してゐたZの興奮が一瞬の内に青い吐息にとつて代えられた。いとも鄭重な挨拶をして、青菜に鹽の體たらく、Zは妻を促して悄惶として引上げて終つたのである

かくして彼の得た處のものは、沸きたぎる憤 と反抗の内から彼の主人に向つて僅かに、酬ひ得た反問の一矢、そして今彼の主人の心盡しによつて彼の妻の手に持たされてゐる下關名産鶏の子煎餅の一包であつた。

Zは運命の呪であり乍らも、又捨て難き愛着を感じたものか、鶏の子煎餅を大事そうにトランクに蔵ひ込んで、新妻と共に遠く山陰の任地に歸るのであつた。

勤めは悲しい

安成二郎

勤め人といふのは、マルクシズムの謂ゆる賃銀奴隷に外ならぬので、勤め人氣質といふのは、つまり奴隷根性の事だ。

島崎さんの小説『並木』には、主人公が、夕方あの大手町邊を一日の勞働から解放されて歸る勤め人達の群れを見て、半ば彼等を哀れみ半ば自ら勵ますやうな氣持ちで『もつと頭を上げて歩け！』と呟やいてゐるが、成る程一日の勤めからは解放されるけれど、それは單に翌日また働くための休息を與へられるだけで、つまりは永久の奴隷なのだから、どうして昂然と頭などを上げて歩けるものではない。肉體は疲れてゐる、心は日々の營みに壓し潰されてゐる、眼には暗い家庭の幻がある。足の運びのたど〲しいのも、打たれた犬のやうな卑屈な表情も、奴隷のもつてゐるものは勤め人は皆な持つてゐるのである。

考へるだに退屈な勤め人の暮しである。同じ時間に同じ道を往返して、何とかの時計になれや小商人、小商人は少くも自主的な商賣である點、勤め人こそ時間を束縛された機械で、自分

では尤もらしい顏をしてゐるつもりでも、それ、あのカイゼル髭が歸つて來た、おや、うちの時計は一分三十秒ばかり後れてゐるよ、いや〱、今日はあのお髭さん、新らしい靴を穿いてゐる、素敵だね、それで今日は一分半ほど早く歸つたんだ——。そんな、時計と精巧を爭ふやうな機械になつて、だんだんに油が切れ、錆びついて死んで了ふ。

　毎日の勤めはいやだ
　しん〱と
　雪が降つてる、今日も今日とて

氣になるのは天候だ。郊外に住んでゐるとザクリと足駄の齒の埋まるやうな霜柱だが、銀座のペーヴメントはから〱だ。郊外の住居が、一日働いた神經を休めると言つても、あの電路と、朝夕二度のラッシュ・アワアの電車には、どんなに休めた神經の緩も一度で張り切つて了ふだらう。そして、あの電車もまた何と退屈な事だ。變哲もない洋服紳士がずらりと並んで、朝は朝刊、晩は夕刊を讀んでゐる電車の光景！

　この間大阪へ行つた時、夙川から阪急線に乘つて池田へ下りたが、夕方用を濟まして驛へ來ると、恰どそこへ來た電車へ私はあはてて乘つたが、無論大阪行きのつもりであつたが、地理を知らないので神戸行きへ乘つたのである。が、それは人に訊ねる迄もなく、すぐに間違ひと解つた。といふのは、その車内にずらりと並んで腰かけてゐる兩側の背廣の紳士なのだ。今時分、大阪に何の大事件があつてこんなに多數の賃銀奴隷が驅けつけるものでない。皆な大阪の煤煙の下で働き疲れて、やう〱郊外の家に歸る人々である事は一と目で解るではないか。私は自分の乘り違へた事は旅の一興とも思つたが、遠い旅に來て圖らず目にしたその電車の退屈な光景に、旅の興も何も搔き消されて憂鬱になつて了つたのであつた。次ぎの驛で下りると、私は果して乘り違へてゐた。

　若い時分はそれでも、勤め人製造學校を出て、入學試驗よりも烈しい就職爭ひの難關をパスして安月給に縋りついた時は、人生は自分の爲めに輝くやうにも思ふだらう。そして利巧な者は上手に泳ぎ廻り、立身出世を目がけて一心不亂になり、たとひ天日を指して誓つた仲でないにしても、同じ教室に机を並べ、一冊の本を讀み合つた友達の前に、肩で風を切るばかりならまだしも、その友達の位置を取つて代らうとしたり、就職を防げたり、そんな人間は決して死ぬまで勤め人の退屈を感じないのである。

　Aは今、或る大新聞の羽振りのいい記者なのであるが、もう十年も前、彼がその新聞にはいつて間もなく、彼が嘗ては一緒

に遊蕩もし、同じ先輩の門に幾年も手を携へて出入したBが、同じ新聞に入社の運動をして、そこの幹部の某氏に頼んだので、某氏はBがどんな人物かとAに問合せたところが、Aの言ふことに、あアBですか、あれが新聞記者になるなどとは飛んでもない話です、私の友人ではあるが、あんな惰け者を私は見た事がありません、といふ返事で、その證言で某氏はとうたうBを採用する事を斷念したが、後にその證言者がAである事を某氏から打明けられて、Bは怒るよりも呆れてゐた。たとへば惰け者であるにもしろ、賃銀奴隷に自ら進んでならうとするのは、惰けずに働かうと考へるからではないか。事實、A自身もBに劣らない惰け者で省てあつたのだ。ただ惰ける徹底さも、働く才能も自分がBに劣つてゐる事をよく知つてゐるA、世渡りの狡猾さだけがBに優つてゐたAの勤め人根性には、單に賃銀制の呪はしさと言つてしまへない、淺ましい世渡りの秘訣があるやうに思はれる。

ある新聞記者をしてゐたCの親友で、銀行員のDが行金を何千圓か持つて失踪した。Dは若い有能な男で、その間違ひは銀行の支配人にも惜しまれ、どうにかして表向きにせずに探し出さう、金は使つたものなら仕方がないとして、長い前途をそのために過たせたくないといふ行届いた方針であつた。それでDの友人達の許にも、それ〴〵通知をして、それとなく目を配るやうに頼み、殊に親友のCは新聞記者でもあり、何かと便宜もあらうと特別な頼みで、なほ決して新聞には書かないやうに。若し他の通信社から通信でも廻るやうな事があつたら、極力各新聞に奔走して紙上に掲載されないやうに——といふ事であつた。が、何といふ呪はしい勤め人氣質だらう！CはDの行方を心配して探すやうな顔をして、Dの周圍から彼の失踪前後の材料を集め、一番先きにそれを新聞記事に書き上げたのであつた。そして其の新聞が出た翌々日、Dはある山の中の温泉で自殺して了つた。Cの記事が彼を殺したと斷定するのは早計かも知れない。殊に私はそれをここで詮索するのではなく、ただCの勤め人根性を悲しむばかりである。

が、私も新聞記者であるが、多かれ少かれ、新聞記者でCのやうな根性を持たないものがあるだらうか。悲しいかな、その根性の少しも無い人間は新聞記者にはなれないのだ。ただ立派な記者はその根性を抑壓するばかりである。もしそれが、Cの場合のやうな市井の一些事でなかつたなら、その時には泣いて馬稷を斬るであらう。

私のやうに新聞記者を十年近くもしてゐれば、記者といふには餘りに哀れな記者であるだけに、寄る所も哀れな記者氣質

で、幾つも幾つも、こんな話はあるのであるが、勤めは生きる惱みの營みだ。人よ、あまりに冷靜な客觀的な批判を勤め人根性に向ける前に、その根性を生れさせた根本の社會的缺陷がどこに在るかを觀るべきであらう。何が彼等をさうさせたか？

雜談ビジネス

畑 耕 一

君は蒲田撮影所の從業員か？ときかれると、僕は言下にうんと應へる。で、なんの役目をしてゐるのかね？ときかれると、僕はずつと小さな聲で、企畫部長と應へる。おや君が部長？そして企畫部長とはどんな職能をもつてゐるんだい？ときかれると、僕はいよ〳〵小さな、相手に聞きとれぬやうな聲で、はなはだ踟躕逡巡しながら、つまり、その、勤務時間を撮影所にゐて、いろんな人々と雜談する役目なのさと應へる。雜談？へえ、雜談？妙なことをするんだね。それでもビジネスになるんかい？と大抵の人は怪訝な顏をする。僕は唯苦笑して、うんと應へる。

——學校を出て、N新聞社へ入つて、それをやめると撮影所の從業員になつて、研究所（俳優養成所）の仕事をひきうけて、何十人かの男女俳優の卵をつくりあげた。それから企畫部をひきうけた。所長は、一つ對外的な高等政策をやつてくれと僕に命じた。それから對內的には、脚本部、監督、俳優の諸君と相通じて、シナリオの種をさがす役目、それから宣傳係の統御をしてくれと命じた。——かうならべ立てると、僕のビジネスはなか〳〵繁忙で、頭腦と手腕と、大いに聰明敏活なるを要するかのごとくである。ところで、この聰明敏活なるものが、遺憾ながら僕にははなはだ稀薄である。いや、絕無である。そこで僕は考へた。かく聰明敏活ならざる以上、くだらぬ策をかまへ智を弄して、飛んだ大怪我をするよりも、一つこれを逆に行つて、愚蠢鈍感、持ち前のところで特色を發揮しやうと。

——いつだつたか、支那から歸つて來たばかりの友人に、支那の大商人の取引き振りの話を聞いたことがある。なんでも、華麗に飾り立てた客間で、すばらしい上等の煙草をプカリ〳〵とふかしながら、悠々閑々、愚にもつかぬ雜談をかはしてゐるのださうである。あれほど金錢にはムキになる支那人が、何萬何十萬といふ大取引をしてゐるのに、まるで金貨は、敲いてどんな音がするものか、一向承知仕らぬといふ風で、ノホヽン然

と雜談をしてゐる。ところが驚くべし、この雜談裡に、ちやんと、どえらい契約や定款がきめられてゐるといふのである。さすがに大人國の大商人だ。えらいものだと、僕は大いに感心した。――僕の雜談ビジネスは、もとよりこれほどの威力はもつてをらぬが、しかし雜談裡に職能の運行をよろしくすることは、この支那商人に學ぶところが多い。

いつたい Gossip なるものは辭書をひいて見ると、雜談の義のほかに、教父教母の義がある。これはもと Godsib から轉訛した言葉なのだそうである。Sib とは古代アングロ・サキソンにあつては、血族同族の意味に用ひられた。つまり Godsib は神を通しての血族同族――神に誓約を立てたる保證人と子供の關係である。Gossip と轉訛したのは、シエークスピアからのことださうで、翁の戯曲「ヘンリイ八世」の第五幕の何場かで、ヘンリイ王が王女エリザベスの教父だか教母だかに呼びかける言葉は、たしか my noble gossip といふやうにあつたと思ふ。雜談の義の一面に、西洋では畏敬すべき教父教母の義があるのだから、大したものである。同音異義など野暮をいつちやいけない。たいていの英和辭典にも、Gossip は第一の解釋に、教父、教母それから入魂、知己などあつて、それから第二の解釋として、雜談、漫談のやうにいつてある。して見ると、Gossip の元來は神聖侵すべからざる筈のものである。――やれ〳〵、ながい道草だ。僕の雜談ビジネスをして、しかく意義あらしめんがためには、辭書の御厄介にまでならなくちやならない。

そこで、僕は、撮影所の企畫部なる一室のストーブの前で、入つて來る脚本作者、監督、撮影技師、俳優の諸君、それから新聞雜誌の映畫記者、或は官職上研究上の特別參觀者諸君をつかまへて、さかんに雜談を戰はす。

『時に君、こんど出版された××氏の小說は、たしかに映畫でいけると思ふがどうですかね？　お涙もありラヴ・シインもあり格闘もあり、まさに興行價値絶大ですがね……やあ、××君、ゐらつしやい。こゝにいゝ筋がありますぜ。今月の××雜誌の卷頭に出てゐるものなんだが、德川末期の怪奇と流血と滑稽のからんでゐる、ちよつと讀める筋ですぜ……おや、××新聞の××さん、その後ちつとも顏を見せませんな。近頃面白い話はありませんか？　孝子美談、殉職美談などは、ジミで暗くて困るが、なんか女の子役を使つてやれるやうな哀話がほしいのです。この間第七面のかこひになつた記事の子守つ兒の放火……あれはいかにも哀れだつた、さつそく種にとりたかつたのだが、どうも全部が悲慘すぎて受けないと思ひますよ。情話悲

話、珍談奇談、なんか質社會とピタリと膠着し相對するやうなものがほしいのですよ。滑稽物もほしい。佛蘭西風の、あかるく氣が利いてさつくりといふサゲのついたものが文壇でも流行して來たやうだが、映畫方面でも、もうドス黒い重くるしい露西亞風の作物や、いやに嚴格なしかめつ面の獨逸風のものは今のところちよつと困るんです。劍戟なんかも、流行のスポーツ式でいかねば受けませんからな……この間お送りした女優の寫眞はどうです？　まさにモダン・ガール以上の代物でせう？　將來の妖婦型です。あの張りのいゝ眼を御覽なさい。あれは今のところ伏せてあるが、一氣に賣り出させてやりたいと思ひます……や、失敬！　ようこそ、××君！　え？　なんか映畫藝術の新らしい開拓についての意見をいつて見ろつて？　そりやあ僕では駄目だ。僕はこの撮影所では、第二線に立つて働いてゐる人間ですからね。そんなことはやつぱり第一線に立つ、俳優なり監督なりの諸君から聞くことですね……おい、給仕、もつとストーヴに石炭をブチ込んでくれたまへ……それからお茶を出すんだ。待つた〳〵、ついでにチエリイを一つ買つて來てくれたまへ……』

——千客萬來、大入叶。僕はたゞへたやたらにしやべつて、合の手にへたやたら煙草をプカ〳〵ふかしてゐるのである。宣傳係の人々は、この間に、扮裝寫眞の發送、撮影所内の苦心談失敗談の記事作成、ポスターの撰定、演藝通信社への電話、新入所俳優の略歴の取調べ、全國の各新聞雜誌や各直營館特約館歩合館、その他必要なる官廳や學校の映畫研究會、俳優の後援會に送るべき數千の蒲田週報の整理など、氣の毒なほど忙がしい。宣傳がきかぬと所長次長から俳優監督あたりからも、註文やら抗議やらが來る。午前十時から午後五時まで、まつたくフウ〳〵してゐる次第である。

しかし、どうにか手がたらぬながらも一日を過す。まだしも僕だけは雜談ビジネスだけに呑氣である。——が、僕はかうして雜談に神聖を感じたり威力を感じてゐる間は、まづ、幇間、箱屋の類にはならないですみさうだと思つてゐる。——今の僕に難有いのは、なんといつても支那商人と、シエークスピアでなければならぬ。なんでも聞いたこと、讀んだことは、よくおぼえて置いて、無駄にはならないものだと、つくづくひとりで感心してゐることである。以上。

學校教師として

谷崎精二

學校教師も勤人であるには違ひないが、私は一週間に十二時間しか時間を受持つて居ないし、從つて毎日出勤する必要も無く、どうも勤人らしい氣がしない。軍人に軍人氣質、會社員に會社員氣質がある樣に、教師にも教師氣質があるに違ひないが、どう云ふものか私にはまだ教師氣質と云ふ物が染み込まない。

普通の勤人にあつては上役との關係と云ふことが一番面倒らしいが、幸ひにして教師と云ふ職業は比較的さう云ふ問題に煩はされなくつて濟む。勿論教師にも上役があるに違ひないし、稀には上役の家へ御機嫌伺ひに行つた方がいゝかも知れないが、私は生來さうした事が嫌ひなので、用事があつて學校の先輩を訪問する事は無いではないが、御機嫌伺ひと云ふ事をした事がない。其れにもう七年ばかり教師をして居るが、私は一人も教師仲間で友達が出來ない。つきあつて居る人は學生時代から友人として、或ひは先生として、知つて居た人ばかりである。(此の點文壇生活に於ても同じである。私の文壇の友人は、お互に文壇に出ない前から知つて居た人ばかりで、其れが一緒に文壇に出たと云ふだけの事である。)勿論學校の講師室で顏を合せると、挨拶を交したり、世間話をしたりする人はいくらもあるし、氣心が合つて深い交際が出來さうな人もあるが、つい面倒なので、講師室の雜談だけの程度に止めて置く。

教師の生活は文壇人の其れと比べて著しく質素である。(勿論文壇人の生活が皆贅澤だとは云へまいが、私の文壇の友人は浪費家が多い。)學校へは洋服で來る人が大多數だが、稀に和服で來る人などの樣子を見ると、隨分野暮な、粗末な服裝をして居る。下駄などは私たちが學生時代に履いた樣な安物だ。彼等の下駄のおそらく十足の代價で三上於菟吉や宇野浩二の一足の下駄しか買へないだらう。だが私は教師を輕蔑する念からこんな事を云ふのでは決してない。教師は貧乏でいゝ。貧乏を誇つていゝ。學問をしながら小金を貯める人間こそ恥づべきである。此の頃私の學校では學生の月謝を値上げして、教師の増給の財源に宛てた樣だが、私一個としてはかうしたやり方は反對だ。一割や二割教師の俸給を上げたところで、どれだけ生活が豐かにされるだらう。其れより學生の學資を値上げする方が大問題だ。現在早稻田の學生の學費は[illegible]他校の[illegible]に近い。こんな

に高い學費を取る樣になると、將來早稻田へはブルジョアの子弟だけが集つて、貧しい境遇にある好學の靑年がはいれなくなるだらう。私たちの學生時代、早稻田の文科の學生と云へば、揃ひも揃つて弊衣破帽の貧乏學生だつた。先生も服裝などに無頓着な人が多く、故島村抱月先生の如きは、よく袖の切れたシャツを平氣で着て居られた事を記憶する。學生も、敎師も、昔のまゝに貧乏で、薄汚ない服裝をして、一緒にこつ〳〵勉强した方がずつと感じがいゝ。

　學校の敎師は普通の勤人の樣に同僚とか、上役とか云ふ人たちとの煩はしい交渉が少ない代りに、學生と云ふ多勢の人間を始終相手にしなければならない。だが學生と云ふ者は槪して愛すべき者が多くつて、憎くむべき者は殆ど居ない。無氣力なのや、怠けるのや、不行儀なのや、それ〳〵の意味で敎師に多少なりとも不快の念を抱かしめるのはあるが、私一個の經驗から云ふと、未だ曾て憎むべき學生に會つた事は無い。個人々々に就て、Aは陰欝だとか、Bは輕薄だとか、Cはよく遲刻するとか、云ふ樣な事になると、お互樣であつて、學生の方からも多勢の敎師に對して同じ樣な注文が出るだらう。全體として學生はいつも愛すべきだ。

　敎室で學生を相手に喋る事は愉快であるか――これは時にもより、學課の內容にもよる事だが、講演會などでまるで知らない人たちの前に立つて喋るよりも、氣持がずつと樂であり、互に親しみが通ふ事は確かである。だが私は生來何事にも自信が無い方で、どうかすると敎壇に立つて喋つて居る中に、『僅かばかりの智識を取柄にして、こんな事を喋つたつて何になるだらう？』と反省し出す事がある。そんな場合、忽ちじわ〳〵と氣持が凋れて、憂欝になつて來る。敎科書と一緒に自信を提げて勇ましく敎室へ出かけて行く人たちが私には羨しい。學問に手が屆かないのではない、學生が怖ろしいのでもない。私は何事に對しても自信が無いのだ。だが敎師として一人前の仕事が自分に出來ないとも思つて居ない。

『先生と云はれる程の馬鹿でなし』と云ふ言葉があるが、學生以外の人たちから『先生』と呼ばれると、妙に氣がひけて擽つたい氣持になる事があるが、一日でも敎室で敎へた人から呼びかけられる「先生」と云ふ言葉は、いつも素直に受容れられる。

　結局敎師と云ふ勤めを樂しくさせるのも、させないのも、學生如何にあると云ふ事にもなる。

『女學校の敎師をして居ると、生徒が學校を出て嫁に行つてからでも、夫に死別れたとか、離緣になつたとか云ふと、一々相

談にやつて來られる。結局一生涯いろ〳〵面倒をみてやらなければならない。』

或る女學校の校長がこんな事を云つたが、男の學校の教師をしても或る意味で同じ樣に學生から一生涯相談相手にさせられなければならない。單に教室で物を教へる仕事よりも、此の方がずつと難かしい。

影辨慶の討死

小山壽夫

一

嘗ては學窓にある殆ど全部の青年の憧れの的となり、年頃の娘と云ふ娘に望まれた勤人、左程羽振のよかつた勤人も資本主義制度爛熟期に入つては所謂中間階級沒落の大勢には抗し難く、非常なる急速度を以て無產者化しつつある。否。今では全く一個の頭腦勞働者と成下つて仕舞つた。

從て當世勤人氣質は昔のそれとは大いに趣を異にするものがあつて然るべきだが實は取立てて言ふ程のものは何にも無い。

成程一方には勤人の階級的自覺を叫んだり、團結の急務を說く者も現れ、進んでは俸給生活者の爭議も事實行はれて世の耳目を引く時勢とはなつたが、一般勤人大衆に至つては依然として長い物には卷れろと觀念し、個人主義で、見榮坊で、エラがりで卑怯で、打算一天張りで隸屬根性の根强い事、今も昔も全く同樣である。

陰慘な顏付で小腰を屈め、腹の中から辨當提げて出てきたと云ひたげな老勤人、レデーメードの背廣に赤皮の靴、今日は何處まで御遠足です、と聞きたくなる體のゲートル穿きの間借嬢。給料さへ取ればよいのだ資本家が何だと深い怨を心に結んで白い眼を光らして居る急進的若勤人。「實業之日本」を信奉して將來の重役を夢見つつ殊更らしく忠勤振る模範勤人。彼等はそも如何なる折衷に化し、如何なる氣質を有するや。私は說明を避けて一二の挿話を語らう。

私は學校を出ると直ぐに某造船所に勤めた。六年の勤人生活の後、朽ち行く自身を吊して斷然勤人稼業を廢し、今では尾羽打枯した浪人である。月末になると月給袋を握る人の身の上が羨ましくなる事も無いではないが、生活は資本家の前に叩頭して五斗米に腰を屈する外はない。今茲に至るものは殆ど去

に於て實際に經驗した苦實談である。

二

何と云ふ事はなしに皆總立となつた。バラバラと礫の音が聞える。叫聲が聞える。ワーと鬨の聲が上る。ワッショ、ワッショ、人なだれを打つて大群衆が殺到する。何處へ行くと云ふ目當もなく熱狂せる長蛇が狂亂の渦を卷く。「諸君！仕事を止めよ。吾等は暴虐なる共同の敵、彼資本家に對して戰を開くのだ。事こゝに至つては最早や最後の手段の他ない。さあ諸共に戰うぞ」拍手、喝采。「そら行け。」「ワッショ、ワッショ」。「止れ。今より勇敢なる鬪士△△君の演說がある」。「ヤレヤレ!!」「確乎りたのむぞ！。」

ストライキが勃發したのだ。思へば玆數日間の空氣は底氣味惡い緊張を持て居た。私は怪しきばかり落付いて、熱狂せる職工と色を失つて事務室へ逃込む係員とウロタへ廻る上級社員とを冷かな目で眺めて居た。「態ア見ろ」。

會社は臨時休業を宣告して直に門を閉めた。爭議團は會社の近くに幾つもの事務所を設けて赤い旗を飜し、腕に赤布を卷いた壯漢が幾人も腕を扼して威容を示して居る。双方睨合の儘で一日一日と暮れて行つた。職工は出勤せず業務は休みでも社員は每日出勤する。そして必ずタイムレコーダーを打つ。皆勤や遲刻が恐ろしいのだ。いやその影響がボーナスや進級の上に現れるのが恐ろしいのだ。主任級以上の社員は重役と共謀になつて間諜を放つて爭議團の內狀を探らせたり、切崩しに腐心したりして居る。中以下の社員は勞働將棋（勞働爭議）と號して每日將棋ばかり指して居る。一體彼等は何のために每日會社へ出て來るのだらうか。一體彼等は每日自分等の手足の樣に使つた職工が一身一家を擧げて困窮の中で血の滲む樣な叫を擧げて居るのを何と聞きなして居るのだらうか。私は大勢集つて笑ひ興じて居る將棋の席で「諸君は何故每日會社へ出て來るのですか」と尋ねて見た。或る年を取つた分別ありげな男が不思議相な顏をして「社員は休んでもよいと會社が云はんじやないか」と答へた。「勞働爭議に際し社員の取るべき態度如何。俸給生活者の正體如何。」とやり返すと、「職工は職工、社員は社員さ、腕のある者は資本家になるし、意氣地のないのが職工になる。何つちにも付かぬ者が社員さ。僕等は職工に使はれて居るのではない、會社に使はれて職工を使つて居るのだから會社の言ふ通りになつてさへ居ればよいのだ」と又分別面が言ふ。私は胸がムカムカとした。「諸君は何故に今日出勤したのか。それも解らないのか。無自覺も甚しい。何故會社の手先になつて裏切者を作らう

とするのか。社員も揃つて休業する氣はないのか。職工が可愛くはないか。無事太平の時に職工を叱り飛ばすばかりが能ではあるまい。此んな時には、ちと、親身になつてやれ。」「よう成田屋。もつとやれ。」顧みると眞面目なのは自分一人であつた。「今日の歸りは○○道は危いぞ、大勢が待伏せて居るとの情報だ。」「何がコワイ。警察があるじやないか。」「僕は獨身だから會社に泊つてもよい。」こんな笑聲を耳にして私は熟々同僚が嫌になつた。

こんな事では勤人等と云ふ階級はきつと亡ぶであらう。それで居て知識階級だの指導階級だの、産業界の鬪士だのと已惚れ返つて居るとは聞いて呆れる。私は翌日から會社を休んで仕舞つた。

三

海運界の不況がドン底にまで徹して造船會社は身動きもならぬ悲況に沈淪して仕舞つた。遠からず會社は一大整理を斷行しなければならぬと云ふ事は誰の眼にも充分明かに成つて來た。社員も職工も寄るとさわると首切の噂や會社身賣の話で持切で皆内心ビク／＼して居た。此樣な時に誰の腹にもあることは「乃公丈けは殘り度い。」「どうせ首になるなら退職手當を充分に貰ひ度い。」と云ふ事であつたらう。然し此會社の退職手當と來ては天下飛切の少額で殆ど御話にもならないものなのである。然も重役從來のやり口は、何事によらず社員なり職工なりから申出さねば自發的には實行をせぬと云ふ惡い癖がある。此處に於て誰か一問題起して卒先して會社に交渉する人の現れる事が社員一同の期せずして一致した願望であつた。然し自から進んで其衝に當らうと云ふ人はない。御利益は頂き度いが賽錢を上げるのは嫌だと云ふのである。勤人生活に愛想をつかし、浪人しやうと決心して居た私は到々この役を買て出た。

私は職工團體とも連絡を取り、社員一同の結束を作らうとして連判帳を作り、社内を驅廻つて捺印を求めた。一課擧つて早速捺印する處もあるが、中々澁つて居て捺さぬ處もある。「君達は反對なのか。然らば不贊成者名簿に記入しよう。」と云ふと「大贊成だよ。勿論。」「贊成なら贊成の證として印を捺せばよからう」と云ふ風な押問答よろしくあつて漸くにして殆ど全部集つた。只一つ。重役の御膝元近くに奉仕する秘書課丈けが連判狀を提出せぬ。「君の方だけだ。今夜こそは是非出して貰はう。愈々出さぬとなれば永く君等とは緣が絶えるかも知れぬ。」「いや出さぬとは言はぬ、實は茲に持つて來て居る。然し他部の方はどうか。これを見た上、皆な揃つて居つたらば僕等も

出そうよ。」皆な揃つて居る。これ見ろ。」「別に疑ふのではないが提出は明朝まで保留しよう。」「明朝は必ず出すか、よし、それたら此の全部取纏めた連判狀を君に渡さう。これを持て歸つて明朝これに綴込んで返してくれ。」これで漸く、全社員の連判は出來上つた。

各部課選出の實行委員會で要求事項を決定し、交渉委員五名を擧げて會社當局に當る事となつた。交渉委員の決定に際し、謙讓なる辭退や物柔らかな讓合が行はれたのは勿論で並大抵の手數ではなかつた。さて交渉開始と云ふ段になつて色々問題が起つて來た。「直接重役に出しては失禮に當る、是非部長の手を經由したい。その方が效果があらう。」「部長に賴んで未だ曾て成功した例が無いではないか。部長等にまかせるのなら我等は手を退く。」「直接重役に當るのなら連判を返してくれ。」私はジツト眼を閉じて此等の論爭を聞いて居た。「要求書。とは少し不穩だ、歎願書として欲しい。」「情ない事を云ふな、堂々と要求すべし」「一體どこ迄やる考へなのか。」「最後までやるサ、聽かれなければ最後の決心がある。」「吾等は知識階級なんだから職工の樣な眞似は嫌だ、只自分達の希望を重役の耳に入れさへすればよいではないか。」「その問題には觸れまい。それは第二段だ。」勝手々々の考を持て、只管に自分一個の立場をよくしようとのみ焦る人々の中に立て、此れを只一筋に結束せしむるのは中々骨であつた。かくて、日は一日一日と暮れて行つた。何と云つても賴むべきは結成の威力だが、又何と云つても情けないのは勤人の團結だ。朝纏めて置いたものが夕には壞れて居る。夕方まとめて置いたものが翌朝は崩れて居る。半日とは保たぬ結束である。この爲めには一方ならず心を勞した。處が突然、會社は私に出張を命じた。私が出張して仕舞つたら必ず事は破れようと云ふ豫感がヒシヒシする。「出張を取消させよう」と主張する者もあつたが誰一人それを訴へる人もないので私は焦々する心を抱いて阪神地方に出かけた。四日目に家へ歸つて見ると「昨日以來會社から度々呼びに來た」との事。大急ぎで出社して見ると留守の中に、部長連の切崩しの魔手に會つて殆ど根こそぎグラ付いて居た。實行を延遷したのは戰術の最も拙なるもの、私は突嗟に即時斷行と決心した。副長連の關所、部長連の關所を一つ一つ突破して終に重役の前に出た。重役は「乃公を信じて一切委せ」との事であつた。重役室を引揚げて實行委員會の席に歸り、會見顚末を報告すると、委かす委かさぬか問題となり、日を期して回答を求めようと云ふ者、吾等の希望さへ通じて置けばよい回答等は求むべきでない。此れで一切終結だ。と云ふ者、軟派硬派の論議が起つた。三四日の後、愈々回

答を求めに行くか否かを決した時には軟論が勝を制し、結束は破れて遂に泣寝入りの止むなきに立到つた。此の裏面の消息としてはつい先日まで硬派の旗頭の樣な顔をして居た男が、すつかり部長連に抱込まれて切崩しに策動し、自分の部課を擧げて强制的に脱退せしめたのである。

數日經たぬ中に大整理の斧は振はれた。私は勿論自ら進んで自刄した。重役は更に吾々の要求の趣旨を實行しない。多くの同僚が僅な涙金で追拂はれた。大風一過。後に殘つた者は涼しい顔をして居る。彼の裏切者等は進級昇給をもつて厚く賞せられた。

「じつとして居ればよいのに馬鹿な奴だ」それが私に報はれた挽歌であつた。

四

勤人程弱い者はない。彼等の弱いのは團結の力を持たぬからだ。團結が出來ないのは卑怯だからだ。然し何時までも斯かる狀態に在るべきではない。頭腦勞働者としての身分に眼覺め、勤勞階級としての使命に奮起して、一大勢力を結成し、彼等の當然行くべき道を辿り始めるだらう。私共は其日の一日も早く到來せむ事を望んで居る。（二・二・一〇）

ダンテについて

正宗白鳥

一

聖書は面白い書物である。基督敎の神を信ぜず、基督敎の敎理に心服しない私も、一部の新舊全書を、一生座側に具へ置くべき愛讀書の一つとしてゐる。私はそれを古代史として、人生記錄として、素朴なる小說として、純新なる詩歌として、愛讀してゐるので、イザヤ、エレミヤなどの慷慨悲憤の豫言書や、ポーロの傳道的書翰などには、左程の興味を寄せてゐない。エバがアダムを誘惑し、カインが嫉妬のために弟アベルを殺し、エサウ一杯の羹物のために弟に家督の權を讓りヨセフが自分を挑んだ主人の妻に肱鐵砲をくはしたゝめに寃罪を脊負つたことなど、創世紀の古代人の物語は、さながら現代人の生活を映してゐるやうに私には思はれる。出埃及記、利末記など、人類の集團的生活を寫した寫實小說のやうに思はれる。

しかし、私は、近來、しみ〴〵と古書に心を潛めたことがなかつた。每日、每月、目に觸れてゐる文章は多く新聞のそれである。雜誌のそれである。新刊書のそれである。世に遲れまいとして、現代の雜駁な知識をそれ等から得るのに急がしい。自然速讀の習慣がついた。一卷の書物を手にしても、汽車の窓から外を見るやうな態度で讀むやうになつゐてゐる。山を下り谷を渡り、一步々々移り行く光景を靜かに眺め靜かに味はふやうなことは稀になつた。

私は、時としては印刷術の幼稚だつた昔を羨ましく思ふ。歐洲の中世紀、日本の德川期以前には、多數者は殆んど文字を解しないのであつたが、その頃少數の讀書力を具へてゐた人々は、自分の趣味に適した書卷を一字一句反復熟讀して、そこに含まれた滋味を殘るところなく味得したのであつた。私なども幼少の時分には、一篇の小說一卷の史傳を珍重して、殆んど暗誦するほどに耽讀したことがあつた。種々雜多の書物の目まぐるしく出版される今日は、書物の有難さ尊さが薄らいだ。

書物の尊さを云へば、少年の頃、まだ都會の地を踏まない前に、僻陬の鄕里の、古ぼけた二階の一室で、東京から取寄せた雜誌や新刊書を讀んでゐるうちに、西洋では、ホーマー、ダンテ、シエークスピア、ゲーテといふ人々を、古今を貫いた大詩人として尊崇してゐることを知つた。それは、團菊左の三人が、當時の東京の劇壇での三大名優であることを知つたのと同樣であつて、東京へ行つたら、それ等三名優の芝居を觀なければならない、東京へ行つたら、早く英語に熟達して、それ等西洋の四大詩人の傑作を讀まなければならないと、前途に樂しい希望を描いた。

私は今、薄葉に印刷された、携帶に便利な、ケリー英譯の「神曲」を座右に置いてゐる。韋編三たび絕つと云ふほどでなくつても、方々が手垢に汚れてゐる。"dog eared Virgil" といふ言葉を、學窓でマコーレーのミルトン論講讀の際に學んだことを覺えてゐるが、私の所持してゐる「神曲」は、私の"dog eared Dante" である。扉に、鉛筆で小さく、三十八年六月十九日といふ、丸善で買つた時の日附が記されてゐる。沙翁全集や近松全集すら持つてゐないほどに、藏書に乏しい私も、二十餘年間、この英譯「神曲」は手離さないで、旅中にもたび／＼これを懷に入れて、あちらこちらの一曲あるひは一章を、恣まゝに讀誦してゐたのである。外國の書籍のうち、私がこれほどに親しんだ者は他に一つもないと云つてゐゝ。……それに關はらず、私はまだダンテを充分に理解したとは云はれない。英譯「神曲」を一通り讀みこなしたと云ふのも躊躇されるくらゐである。

少年の頃すでに名前だけを知つてゐたダンテに關して、具體的の知識を最初に與へて呉れた者は、例のマコーレーのミルトン論であつた。（それには、「失樂園」と「神曲」との比較論がされてあつた。ダンテの地獄の描寫は繪の如く、惡魔の身の丈を物差しで計つてゐるやうに筆が具體的であるといふ風に說いてあつたと記臆してゐる）それから、カーライルの「英雄崇拜論」であつた。內村鑑三氏の「文學講演」であつた。內村氏は、例の不敬事件に基いた迫害を誇張して考へ、自己を「國人に棄てられし」人としてしまつて、ひそかにおのれをダンテに比べてゐたらしく、峻銳の語調は、年少にして感じ易い、思慮の單純な私の心胸を、少からず刺戟したのであつたが、それにもまして、私をして、六百年前の外國の詩人に對して、正體を見ぬさきから、隨喜渴仰の掌を合させたものは、例の「英雄崇拜論」中の、詩人としての英雄の一章であつた。今日はどうだか知らないが、この論文は、以前は諸方の學校の英語の教科書とされてゐて、カーライルの著作中最も廣く讀まれたものであつた。「サルトルレザルタス」とか「フランス革命」とか云ふやうな難解な著書に比べると、遙かに讀易いためでもあつたが、第一、「英雄崇拜」といふ題目が、內容の如何に關はらず、日本の青年の心を動かしたのであらう。文學鑑賞の幼稚であつたその頃の讀者は、スコットを讀むにしても、まづ「湖上の佳人」を撰んだ。「英雄と英雄崇拜について」の講演は、當時の聽衆であつた鈍重な英人をも昂奮させたであらうと思はれるやうな、言々風霜を含んだ峻烈な調子のものである。カーライルが自己の不平の鬱憤晴らしをしてゐるやうで鋒芒を現はし過ぎてゐる感じがあるが、兎に角、今でも、一氣に讀通されるほどの興味に富んだものである。「詩人としての英雄」の章下には、シエークスピアとダンテとを並せ論じて、例の「印度帝國を失ふとも我々はシエークスピアを失ふ能はず」などゝ叫んでゐるのだが、ダンテについても、「十世紀間默してゐた歲月がダンテによつてはじめて聲を放つた」と云つてゐる。

「ダンテの神曲は、中世紀千年間の沈默の聲なり」と云つたカーライルらしい評語は、はじめてそれを聞いて以來、

數十年後の今日まで、神曲を讀むたびに、私は思出すのである。私は、基督教を信奉してゐた二十歲前後の當時から、基督教とその信者とを嫌忌してゐる今日まで、――矛盾してゐるやうだが――歐洲の中世紀に對してある憧憬を寄せてゐる。早くから中世紀千年の人生を具體化した神曲の前に拜跪する心を起したのは當然であつた。

信者であつた青年の私は、教理の繪解きのやうなバンヤンの「天路歷程」を面白く讀んだ。無學者の筆になつたこの書物は、通俗ではあるが、話上手が浮世噺を話してゐるやうな劇的筆致に富んだ傑れた宗教文學であつた。しかし、ダンテは六ケしかつた。六ケしいのが當り前なので、伊太利人でさへ、ダンテ歿後間もなく、神曲を讀むのに註解を必要としたほどなのであつた。

開卷第一の長詩の一聯「われ正路を失ひ、人生の羇旅半ばにありて、とある暗き林のなかにありき」云々は、ファウスト開卷の獨白と同樣に、續いて起る物語の意味の深さを豫想させて、先づ私の心を緊張させた。それから、地獄の門の頂に、「我れを過ぐれば、憂ひの都あり。我れを過ぐれば永遠（とこしへ）の苦患（なやみ）あり。我れを過ぐれば滅亡（ほろび）の民あり。……永遠の物の外物として我れよりさきに造られしはなし。しかしてわれ永遠に立つ。汝等此處に入るもの一切の望みを棄てよ」と黑く記されてゐる言葉を讀むあたりまでは、兎に角喘ぎ〳〵隨いて行けたのだが、そこらから私はへこたれて讀惱んだ。シエークスピアのハムレットなんかに隨喜渇仰したゲーテは、ダンテの「地獄篇は嫌惡すべく、煉獄篇は茫漠たり、天國篇は倦怠を齎らす」と云つてゐるさうである。近代思想の權化であつたゲーテには、中世紀の陰氣な思想や感情が厭はしく思はれたのであらうが、ゲーテをも黴の生へた前代人として取扱ふやうになつてゐる日本の現代には、尙更ダンテなどの迎へられよう筈はない。全體彼れは、西洋の文學者のうちでも、最も日本向きでない一人なのだ。

しかし、私自身は、中世の煩瑣なスコラ哲學には何等の興味をも感ぜず、ダンテの人生觀にも必しも共鳴してゐるのではないが、中世紀に對してある種の希望を寄せてゐる。「神曲」をも今なほ、棄て難い良書としてゐる。………日本も

文運隆盛の結果日本向きでない、ダンテに關しても、その飜譯や研究書が可成り出版されるやうになつた。「神曲」の全譯も二つ世に出てゐるが、私は、山川丙三郎氏のそれを購讀した。譯者は多分カトリックの信者であるらしく、文學上の名譽心よりも宗教上の信仰を動機として、この神聖なる喜劇の飜譯に着手したのであらうが、譯文の態度は甚だ忠實である。原詩に含まれてゐると云はれる音樂の響きや詞句の風韻が缺けてゐるとしても、あんな難解な長詩を、日本文でこれだけに譯しこなすことは大事業である。近代小說の出鱈目な飜譯とはその難易同一視すべきものではない。私は、ケリーの英譯本では曖昧模糊の感じのしたところを、山川氏の日本譯によつて明かにした。ことに、首尾を通じて精細な註釋が附せられてあるのは、譯者の誠意を推察することが出來る。ダンテばかりは、註解に依らなくつては、いかなる人も讀みこなし得られないのである。山川氏は、宗教以外に文學上の名譽心はないのか、これほど丹念に仕上げた譯書に於て飜譯の苦心談、あるひは自己のダンテ觀などを一言一句も述べず、ダンテの略傳さへも添へないで、たゞ氏の師である新井先生の、村學究然たる面白くもない感想錄を、每卷の卷頭に有難さうに揭げてゐるのは、今日の文學者氣質とは、全く類を異にしてゐる。私は蔭ながら、氏の飜譯の勞を感謝しながら、その浮世離れのした氏の人となりを想望してゐる。山川氏の外に、中山昌樹氏は、「神曲」をはじめ、ダンテの著作全部を譯述してゐる。氏は、その上「ダンテ傳」と「神曲研究」の二書を著はしてゐる。日本のダンテ學者の隨一人は、多分中山氏であらうと思はれる。氏の感想は隨所に現はれてゐるが、それによつて見ると、氏も宗教信者であるらしい。そして、西洋の多くのダンテ學者の如く、氏も、神曲を以つて、人類所產の最高の作品であると極言して、讚禮してゐる。

私が寄集めた日本のダンテ書類は、以上二氏の譯著の外に、黑田正利氏の「ダンテと其の時代」と、阿部次郎氏の「ダンテの神曲とニイチエのツアラツストラ」及び「ダンテ雜話」（評論集「地獄の征服」中に編入されたもの）などがある。黑田氏のは、今まで日本に現はれたダンテ傳中、最も浩瀚なもので、一通りダンテの生涯について知らうとす

るには、これで澤山なのである。西洋では、ダンテに關する書類の夥しきこと、むしろシエークスピアをも凌ぐほどで、最近に至つて、ダンテ研究はます〱旺盛で、新著が續々と現はれるさうだが、ダンテ自身は著作の數は少く、その實生活についても、調べ得られる限りは大體知り盡されてゐるのだから、さう新しい發見のあらう筈はないと、私は讀まないで推察してゐる。しかし、この中世紀の詩人に關する研究が旺盛で新著が頻繁になるのによつて見ると、西洋でも、中世紀を夢想し憧憬する人々の尠くないことが推察されて、私は人生の歸趨について考へさゝれるのである。「現世を苦の世界とし假りの住ゐとして、修道院に籠つて、天の一方を夢む」中世紀氣質は、いかに強烈な近代の力、文明の光を以つてしても人心から消亡させ得られないのである。私は、歴史の表面では陰慘であつたらしい中世紀の人々を、羨望の目をもつて見詰めることがある。

阿部氏の「神曲とツアラツストラ」論は、氏の哲學的知識と聰明な批判力とを示した大論文である。私はこれによつて、はじめて、ダンテに對する日本人の獨創の見解に接したので、學ぶところが尠くなかつた。飜譯して歐米のダンテ學者に示すに足る者である。……しかし、私は必しも氏の所説に贊同してゐるのではない。英國のダンテ學者の中、最も深遠らしい哲理的攷察を試みたムーアの所論と同樣に、それに暗示されて出立した阿部氏の、ダンテの罪惡觀についての批判にも、左程の興味を感じ得ないのである。

私が、年少にしてケリーの譯本を手にして以來、ところ〲を拾讀みしながら、感動した詞句には鉛筆やインキで線を引いたが、今その二三を摘出して見ると、

淨火篇の第十一曲、傲慢罪を淨めつゝある畫家オデリジと、ダンテとの會話が、その一つである。

「あゝ、君はグッビオの譽れと云はれた人で、巴里で色彩畫として持囃す術の名人のオデリジさんではないか」

「いや、兄弟よ。ボローニア人フランコの描いた繪の方が、僕のよりは華やかで賑つてゐる。今にあの人が名を一人

占めにして、僕の名聲はほんの一部分に過ぎないのだ。……僕も生きてゐた間は、頻りに人を凌がうとして、心がその方にばかり向つてゐたから、今のやうにこんなに人に讓る氣にはなれなかつたが、………あゝ、人間の力は空しい。先輩を凌駕する者の出て來ないやうな衰へた世なら兎に角、さうでない限りは、青々と茂つた名聲の頂上も、直ちに枯れつ葉になるのだ。……昨日までチマーブエが繪畫界で覇を唱えてゐたと思ふのに、今はジョットの呼聲が高くなつて、あの男の名聲は微かになつた。……それに同樣に、一人のグイードが、他のグイードから文章の名譽を奪つたが、間もなくこの二人を巢から逐出す者が生れて來るだらう。……浮世の名聞は、此方へ吹き彼方へ吹いて、處次第で名前までも變るやうな風の一息に過ぎないのだ。……」

分り易い現代語に譯したから、こんなに冗漫になつたが、ケリーの飜文によつても、實に簡潔に含蓄のある文辭で言現はされてゐる。西鶴の文章が思出される。ストリンドベリーの「ダマスクスへ」にも、畫家を例に擧げて、浮世の毀譽褒貶の賴み難いことが詳しく述べられてゐるが、さう云へば「ダマスクスへ」は、ストリンドベリーの神曲であり、神曲はダンテの「ダマスクスへ」である。一人は中世紀の末期に生れたゝめにあゝいふ形に於て、おのが心の記錄を留め、一人は十九世紀末期に生きてゐたゝめにあゝいふ形に於て、おのれの心靈の經驗を記したのである。古今の文人の中でも類を絕してゐたと云はれるほどに高貴な相をして、沈欝と思慮とが面に現はれてゐたダンテと、山猫のやうな顏して世を睨んでゐたストリンドベリーとは、容貌からして非常に違つてゐる。それで私は、この二人の肖像を並べて見て、中世紀と近代と二つの時代の象徵の如くに感じてゐるのだが、この二人は、根本に於てはそんなに相違してゐないのだ。ストリンドベリーは、世評で極められてゐるほどの憎人家でも女嫌ひでもないし、ダンテもダンテ學者によつて理想化されてゐるほどの愛の權化ではないのだ。そして、かの北歐の近代詩人も、近代らしい形に於て、地獄と煉獄とを通過して自己の心魂を鍛えてから、つまりはカソリックの宗教的恍惚境に老後の平安を求めたのであつた。

私は、また「わが血は嫉妬のために湧きたり。われ若し人の幸福を見たらんには、汝はわれの憎悪の色に被はるゝを見たりしなるべし」(淨火篇第十四曲、グイード、デル、ヅーカの言葉)といふ詞句に線を引いてゐる。「不幸な境遇にゐて、幸福だつた昔を思出すほど大なる悲みはなし」と云つたフランチエスカの有名な歎息に圏點をつけたのは云ふまでもない。

「いと深く愛する物をば汝悉く棄て去らん。これすなはち流罪の弓の第一に射放つ矢なり。……他人の麵麭のいかばかり苦く、他人の家の階子段の昇り下りのいかばかりつらきかを汝自ら驗すならん」(天堂篇第十七曲」

これは、ダンテが天上で出會つた自分の祖先のカチヤグイダから、ダンテ自身の將來の不幸なる生涯を豫告されるところであるが、云ふまでもなく、祖先の豫言に托して、ダンテ自身の流竄の艱苦の一端を微見せたのだ。「他所の家の飯には骨がある」と日本でも寄食者の苦しみが云はれてゐる。二階借りの苦しさは東西古今同じことである。

かういふ風にダンテを拾讀みしても、現實の世相、現實の人生の描寫が、至るところにきらめいてゐるのだ。たゞ、ダンテは中世紀らしい表現法を用ひ、ストリンドベリーなどは近代らしい表現法を用ひた相違があるだけだが、しかし、あれほど強烈な主觀的詩人であつたダンテが、自巳の心魂の苦悶と解脫の經路——すなはち自叙傳を筆にしながら、なぜストリンドベリーなどとは違つて、自己の生活の直寫を試みなかつたか。彼れが二十年間の流離の生涯を何處でどうして過したかについては、斷片的に知られてゐるばかりで、後世のダンテ學者をしてその穿鑿に苦心させてゐるのだが、彼れは何故に、自己の實生活については自から語るに躊躇したのであらうか。

私はそれについて考へた。そして、中世紀の詩人氣質について大なる興味を覺えてゐる。

二

「我々が今日實世界と云ひ事實と云ふものも、中世紀の人々から見ると、それらは人智で豫測し得られない神の叡智の深淵が象徵されたものに過ぎない。現實の世界、それがすでにアレゴリーである。」實生活は影であり幻であつて、眞の事實の天の彼方にあると確信してゐた中世紀の人の考へに私の心は惹かれてゐる。さういふ夢想を羨望してゐる。

　ダンテは、その自傳的「神曲」に於て、自分の子供や妻や兄弟については一言半句も記してゐない。兩親についても、彼等がイタリー語を用ひたことを記してゐるばかりである。彼れには姉妹が二人あつたが、そのうちの一人について「新生」のある條下に、一度ボンヤリした事を書留めてゐるに過ぎない。彼れの肉親について云つてゐることはこれつきりである。彼自身の行爲にも殆んど筆を觸れてゐない。さういふことを敢てするのを恐れてゐるやうな態度を執つてゐる。何故であるか。

　この頃、讀んだグランドゼントの「ダンテの威力」といふ講演集のうちに、「中世紀に於て最も尊敬された修辭學の權威はアリストートルとシセロであつた。十三世紀では、修辭學ばかりでなく、辯論術と論理學とが、大學で重んぜられた。そして、その修辭學は文章を沒個性たらしめるやうに教へたので、ダンテのやうな强烈な個性を持つた作家でもそれに感化されるを免れなかつた。彼れが修辭學を學ばなかつたならば、「新生」と「神曲」との心靈的自叙傳に於ても、自分の物質的實際生活についてもつと何かを書留めたに違ひないだらう。誰れでも必要がないのに自分について語ることは、修辭學者に許されてゐないと、彼れは云つてゐる……」と說いてあつたが、かういふ修辭學が信奉されたのは、中世紀の人生觀に深い關係があるのである。人間の實際生活、すなはち外形的生活は、さして重んずべきものではないので、重んずべきはたゞ心靈の生活だけであつた。だから、今日の日本の小說のやうに、自分の煩瑣な日常生活をゴタゴタと書く必要はなかつたのである。自分の個人的行爲を喋々と語ることは耻とされてゐたのだ。

「ダマスタスへ」が私戲曲である如く、「神曲」も私戯曲である。しかし、それは、自己日常の行動をゴタ〳〵と書並べ

た日本の私小説などとは、正反對の文學である。それで、今日の雜誌文學を讀厭いた私は、屢々目を「神曲」などに注ぐやうになつた。

それでは、ダンテは、人間を描くこと亡靈のやうであつたかと思ふと、決してさうではなかつた。ケリーの英譯本には「ダンテの幻相」と題目がつけられてゐるが、この幻相が寫實の妙を極めてゐることは、地獄篇の幾曲かを熟讀すれば、誰れにでもよく解るのだ。天性の洞察力と寫實の才とは、地獄を描いても、天堂を描いても、人間を描いても天使を描いても、それ等を讀者の眼前に浮上らせるほどの妙境に自から徹してゐたのだ。彼れの寫實の手腕は、シエークスピアなどの及ぶところでないと、私は確信してゐる。有名なフランチエスカの情話やウゴリノ伯の慘話は云ふまでもなく、火氣や焦土を手で拂ひながらも、それ〴〵に頸に懸けた財布を見て目を喜ばしてゐる高利貸でも、雨や雹や濁水で悪臭を放つてゐる地上を轉つてゐる貪食家でも、作者の主觀と、場景とが融和して、繪の如く描かれてゐる。神曲がダンテの存命中すでに、イタリーの有力な貴族達に興味をもつて愛讀され、また一般人民も街上でその一部を愛唱したと云はれるのは、さもあるべきことゝ思はれる。辛辣な寫實の筆が面白かつたのだ。時としては他を怒らせたであらうと思はれるくらゐに無遠慮に、辛辣に、當時の人々の知つてゐる人間や事件を描いたのだから、我々が時所を隔てゝ今日此所で讀んでゐるよりも、當時のイタリー人には遙かに興味が多かつたに違ひない。……現在の大臣や代議士や陸軍大將や大學教授など知名の人物を「神曲」の地獄中の罪人どものやうに取扱つた演劇が今日實演されたとしたらどうであらう。

驚くべきことは、ダンテがこの書の發表を決行した以上、彼れが書中の地獄へ追込んで恐ろしい刑罰を受けさせた人々の子や弟妹や妻などが、その父や兄や夫の處遇を如何に感じたかと云ふことである。その上、驚くべきことは、ダンテによつて地獄圏内の極刑に處せられた人は、死者ばかりではなかつたので、たとへば、地獄篇の第三十三曲に現はれ

てゐるアルベリゴやブランカ（殺人者で、千三百年頃には二人ともまだ生きてゐた）は、地獄でダンテに會つたことになつてゐるが、肉體はまだこの世に殘つてゐたのだ。……また、フローレンスの樂器製造家のベラツカは、かつて戸口に坐つて、膝に肱を當て頭を手で支えて懶けてゐたのを、ダンテに見られて笑はれたことがあつたゝめに、まだ生きてゐるのに、ダンテのために、その作中の淨罪山の麓に、膝や頭をあのまゝで坐らせられ、懶けものだから山へ登れないことを現はさねばならなかつた。

かくて、ダンテは自己の生活の直寫は試みなかつたが、その幻想には人生の諸相が織込まれてゐるのであつた。寫實味に富んでゐるのであつた。ところが、この人生觀察を、中世紀の神學によつて錬磨されたダンテ自身の主觀で如何に取扱つたかといふことが、ムーアや阿部氏などのダンテ學者の重大な問題になつてゐるのである。前に云つた如く、阿部氏の哲學的倫理考察は面白い。地獄の前界から最後の第九獄までの罪人に對するダンテの態度について、細かに批判し、高貴なる道徳を說いてゐるところは、哲學にも神學にも暗く、聖書をもたゞ、古代史として人生記錄として鑑賞してゐる私には、物珍らしく感ぜられたのであつた。

「我々は哀憐（エレオス）と同類感（フイラントローピア）との差別を何處に置くべきであるか。哀憐は對者の價値に同感することを條件とする同情である。同情感は對者が凡そ我々の同類であることを條件とする同情であつて、必しも彼れに人間としての價値があるかないかを問はない。たとへ彼れが極惡非道の者であつても、苟も彼れが劇痛に嬰はれて輾轉するのを見れば、我々の心にはフイラントローピアの感情なきを得ないが、この感情には對者を是認する心境が缺けてゐるが故に、それはエレオスと呼ばれることが出來ない。エレオスは唯價値ある者の苦惱に對してのみ可能である。アリストートルの有名な悲劇論に從へば、それは唯、當然以上に苦惱する者、價値ありてしかも罪過ある者に對してのみ可能である。哀憐と同類感とは其のうちに價値の――人格價値の――見地を含むか含まないかによつて、明瞭な

差別を持つてゐるのである。……ピエタに對する詩人ダンテの態度は、神曲のある個所に於て甚しく註釋家を惱した。しかし、ピエタの中には哀憐と同類感との二つの意味が含まれてゐることを悟れば、彼れがピエタを是認する場合と非認する場合との差別は、必しも戸惑ひを要するほど混雜してゐるのではないのである。大體から云へば、ダンテは罪人に對するエレオスを是認してフイラントローピアを非認する。これは冥々の間に高貴の道徳を奉ずるダンテに取つては當然のことであるが、それだけに、我々は努々この觀點を見失はぬやうにしなければならない」

阿部氏はかういふ倫理觀を抱持して、ダンテに隨つて地獄の門へ入つて、詩人の行動について注意深き研鑽を試みた。私は敢て氏の見解に反對しようと思はないのみならず、さういふ見解も自己修養のよすがとなるのであらうと思つてゐるが、しかし、私は、超人を説いたニーチエの倫理觀を具體化したやうな人間の見本としてダンテを見ることを好まない。彼れは彼れの心に地獄と錬獄との修業を積んでやうやく天堂に達したのではないか。道案内にヴアジルを賴んでおど〳〵しながら暗黑裡の旅をした彼れではないか。錬獄は他人のことよりも彼自身の心の鍛錬の道場であつた。前に「神曲」から引用した言葉でも、「自分が幸福であることよりも他人が不幸であることを喜んだ」と云ふ嫉妬深い貴婦人サピアの懺悔の言葉でも、ダンテ自身にさういふ感じを經驗してゐればこそ、他の心が洞察されたのだ。地獄旅行最初の用意として、「われは唯ひとり、旅路と同情(なさけ)と二つのいくさに、兼ねて堪ふべく身裝ひしつ」と心構へをしたのは當然であつても、恐怖の世界を辿るにつれて、同情（或はある飜譯書の恐れ）の念に動かされて、用意の亂れるのも當然であつた。中世の神學に基いて、それ〴〵の罪人をそれ〴〵の適所に置きながらも、知人としての個人的感情から心の亂れるのも當然であつた。ダンテならぬ者もさうではあるまいか。男色の徒の群の中に、舊師ブルネツトを見て、その罪に對する憎みを忘れて、思はず優しい感情を起すのも當然であるし、一人の女を一生思詰めたほど戀に徹してゐたダンテが、フランチエスカなど所縁の二人に哀憐の感じを寄せるのも當然であつて、こと更高貴の心として批判するほど

のことではないのではあるまいか。ダンテは神經過敏で感情の激しい皮肉な男であつたらしい。今日では創作中の人物となり切つて分らなくつてゐたが當時は、モデルに對する作者の愛憎の感じが讀者に認められてゐたであらうと察せられる。政爭のために故國を放逐されて、二十年間の艱苦を嘗めたダンテだもの、背信の裏切り者に對して憤激して、その髮の毛を引抜くぐらゐ當然であつて、强いて倫理問題を云爲するには及ばないのである。彼が流竄の生を送つてゐる間、夜半の寢醒めに、いくたびか、政敵や賣國奴に對して憎しみを覺えて、彼等の髮の毛でも引つこ抜かうと空想したか知れなかつたと、私には察せられる。それが地獄の幻想となつて現はれたと見てはいけないのだらうか。ウゴリノ伯の慘事は、ダンテが二十餘歳の頃に起つたのだから、多感な彼れは、ピサから傳はつて來た報告を耳にして、若き心に戰慄を覺えたであらうと察せられる。凄慘な詞句の響きが、無緣の私などの心にも脈々として傳はる譯である。

私は神學の規定によつて罪人を配置しながら、七情を備へたダンテの心がいろ／＼に動搖したところに、彼れの心の自敍傳を見てゐる。そして、そこに共鳴を感じてゐる。

三

放浪してゐたダンテは、巴里へも行つたと傳へられてゐる。その途上、ある僧院に宿を求めると、そこの僧侶は、旅人の誰れにでも訊ねる通りに、「お前さんは何を求めに此方へ來たのか」と訊いた。ダンテが返事をしなかつたので、僧侶は驚いて、同じ問ひを再び發した。すると、ダンテは、たゞ一言「平和」と答へたさうである。

この逸話によつて私は、早くからダンテの心境を想望してゐた。

彼れは、聖フランチエスコの敎團のある人々の如く、絶對の平和に安住し得られる聖人ではなかつた。辛辣な皮肉や、機智や、痛快な激語が、彼れの逸話として殘つてゐる如く、彼れは浮世の事相周圍の人間の言行から超然としてゐ

られる人ではなかつた。……彼れは彼れの政治的見解から望を囑してゐたハインリッヒの死によつてイタリー統一の平和の夢が消えてしまつたので、俗界に斷念して、ある山腹の修道院に隱退して心を安んじやうとしたさうである。その修道院の光景らしいものが、天堂篇の第二十一曲に、他人から聞かされた話に托して書かれてゐる。

「伊太利の二つの岸の間、汝の郷土よりいと遠くはあらざる處に、雷の背遙かに下に聞ゆるばかり高く聳ゆる岩ありて、一つの峰を成す。この峰カートリアと呼ばれ、これが下にはたゞ禮拜のために用ゐる習ひなりし一つの庵淸めらる。……かしこにてわれひたすらに神に事へ、默想に心を足はしつゝ、橄欖の液の食物のみにて、輕く暑さ寒さを過せり」といふのは、ダンテ自身の經驗であつたかも知れないのだが、彼れは、その聖境で神を讃美し永遠を瞑想し、あるひは詩作に耽つてゐるだけでは堪へられないで間もなく里へ下つて、あちらこちらの貴族の家などに寄寓して、「他人のパンの如何に辛きか」を味はつたのであつた。あるひは冷嘲の目を向けられ、あるひは尊敬を寄せられたりする境地へ、進んで身を置いたのであつた。「おゝ惠まれし孤獨よ、おゝたゞ一つの祝福よ」といふ、僧院の門に立つた修道僧の囁きは、六百年後の今日、なほ私の耳底に響いて、思はず首を垂れさせられるのであるが、ダンテはその修道院の神聖なる孤獨と祝福とに心身を埋沒してはゐられなかつた。

さういふダンテなればこそ、九歳の幼時に見染めたベアトリチエを、五十を過ぎた老境に達してまでも思詰めて、「久遠の女性」に仕上げたのであつた。世に戀物語多しと雖も、この大詩人の不變の戀ほど世に名高いものはない。……ベアトリチエに關するダンテ學者の解釋や批判のうるさゝよ。戀愛の神秘境を私が覗ひ得ないためであるか知らないが、彼等がわれ劣らじと持出す勿體ぶつた見解に、私はをり／＼噴飯するのである。……そして、簡潔銳利にさまざまな人間を描いたダンテも、肝心なベアトリチエだけはよく書けてゐないと、私は思つてゐる。私は彼女よりも地上樂園のマチルダの方に懷みを有つてゐる。このマチルダを點景人物とした地上樂園の描寫は、詩の極致のやうた感じがさ

れるのであるが、肝心の天上界は、時世の相違してゐるためでもあらうが、私には甚しく興味索然として感ぜられる。

J、A、サイモンズも云つてゐる如く、淨罪界の終りに近いところの、ヴイルジリオとベアトリチエとのパセチツクな對立ほど、讀者の心を傷ましめるところはない。地獄錬獄の苦艱の世界の忠實な案内者であつた彼れも、天堂の女王である彼女の前では、曉の光によつて影の薄らぐ月しろの如くなるのである。……ダンテに別れて、永へに救はれないリンボの世界へ落ちて行く彼れヴイルジリオの悄然たる孤影を眺めて、サイモンヅは一掬の涙を濺いだのである。サイモンヅはまた「新生」では、最も若い天使のやうに美しい少女であつたベアトリチエが、ダンテに對して、氣取つた說教師が乾涸びた自働人形のやうに行動するのを難じてゐる。

人間はヴイルジリオによつて表象されてゐるやうな理智によつては救はれないで、ベアトリチエによつて表象されてゐるやうな愛によつて救はれることが、誰れでも云つてゐる如く、「神曲」一篇の眼目なのであらうが、此處に現はれてゐる天堂の光景は、我々には甚しく無味乾燥である。それは時代の相違上止むを得ないとして、ベアトリチエの愛の光が私などには痛切に感ぜられないのはどういふ譯であらうか。……愛を得たり救ひを得たりした人生至上の恍惚境は、文字をもつて傳ふるに困難なのではあるまいか。艱苦哀傷の事相は、詩に唱へ文字に現はして他に傳へ得られても、自足した境地は文字では現はせないのかも知れない。

近年「ヒステリーの研究」をはじめ、さま〴〵な精神分析の新研究を發表し、舊套を脫した所說によつて世を驚したフロイドの性慾觀に據つて批判すると、「神曲」の天堂も、畢竟ベアトリチエに對するダンテの壓迫されたる性慾の變形と見られるのである。シエークスピアは萬人を描き得てもデイヴアインな人間だけは描き得なかつたとか、ダンテの肖像にあつてゲーテの肖像に缺けてゐるものはデイヴアインな相だとか、ダンテと云へば"divine"高貴、神聖の形容を附するのが、古來の常例になつてゐるので、フロイド流の解釋は、大にその神聖を害する譯であるが、しかし、「久遠の

女性」といふものは、男子が婦人に對して充されない思ひをしてゐる結果として現はれる迷妄ではあるまいか。……ダンテは實生活に於てはゼンマといふ女を妻としてゐたのであつたが、ボツカチオの傳ふる所によると、ゼンマは猜疑深くつて、ダンテは妻の前では溜息一つ自由に出來なかつたくらゐで、結婚後は良友との交際をも斷つやうになつたさうである。晩年のトルストイの妻、ストリンドベリーの妻、盲詩人ミルトンの妻のことなど思出される。この傳説の眞否は疑はれるにしても、現實の妻に飽足りない思ひを、空想裡のベアトリチエによつて充たすことは、ダンテならぬ今日の男子にても、常に經驗することではあるまいか。そして、ダンテが流竄の日夜の淋しさをベアトリチエの追想によつて慰められたことは推察される。日常の喜憂を分つた實在の妻や情婦を理想化して天上に奉ることは困難であるが、少年期の空想の女をエンジエルとすることはさう困難ではあるまい。その代りさういふ空想の女には生氣が缺けてゐる。

私は「神曲」に親しんでゐる。しかし、六百餘年前の伊太利の小都會で短い生涯を送つた一少女子に久遠の救ひを、求めるためではない。

昔高山樗牛は、中世紀の神學に對して、人間がいかに馬鹿なことに頭を使つたかといふことを現はしてゐるに過ぎないといふ意味の評語を放つた。今日は誰れしもさう思ふだらう。私なども神學には何の興味も有つてゐない。しかし中世紀の人々の心境を羨望してゐる。憧憬さへもしてゐる。そこには現代文明人のとても味ひ得られない靜寂な恍惚境が出現してゐたのに違ひない。「靈魂は地上に於ける巡禮」であつた。「この世は一夜の假りの宿で故郷は彼方にあつた」、すべてを棄てゝ修道院へ行け。そこにて「橄欖の液（しる）の食物のみにて、輕く暑さ寒さを過したり」

表面的歴史の記述によると、中世紀は所謂暗黒時代なるもので、僧侶や帝王の横恣な專制政治の下に、一般人民は悲慘な生活をしてゐたことになつてゐるのであるが、しかし、その暗黒專制の世は、德川專制治下の陰欝な泰平の世とは

遭つてゐたやうに思はれる。壓迫の下に徒らに蠢動してゐた賤民ではなくつて、蜉蝣の生涯のうちに、美しい夢を見てゐたやうに思はれる。頑瑣な哲學も、その夢を夢ませる藥として役立つてゐたのだから、彼等には無用でなかつたのだ。………「どうせ一夜の假りの宿ではないか」地球が圓からうとも平からうとも、自轉してゐようとゐまいと、そんなことはどうでもいゝではないか。………彼等は不安な思ひをしておど〳〵してゐないで、地上の巡禮の終るを待つてゐた………私は思ふ。人間はさうなり切ればそれでいゝのではあるまいか。

歐洲でも大戰後は、中世紀渴仰者が殖ゑたさうである。從つてダンテ研究がます〳〵盛んになつたさうである。私も、興味深いダンテを、新たに讀直さうと思つてゐる。

西班牙の風物と其國の殖民傳敎史

（オットオ・マアス師の西班牙記）

木下杢太郎

わたしはベルリンの、主に舊敎に關する書籍を售る本屋で偶然オットオ・マアスといふ僧侶の「スパニエン」といふ著書（P.OttoMoas,O.F.M.:Spanien Eine Studienreise. Franziskaner-Missionsverlag, Münster i. W.1922.）を見つけた。寓居に歸つて來て之を讀むと豫期したより面白く、エスパニヤ、ポルツガルに對する游志が一層熾烈になつた。此著者はミユンステルの高等學校に學び、殊に Schmidlin 教授の傳敎史の講義から多大の感激を受けたと云ふ。而して著者はその方面の研究に深入りすべく、其史料をエスパニヤの古文書閣に求めようといふ氣を起したのである。始めには唯二箇月三箇月の旅行の積であつた。著者が途フランスを過つて、其國境を越え、イルンの驛に着いたのは千九百十四年の七月三十日の正午で、佛獨開戰の後正に數時間の事であつた。さういふ關係で僅か數箇月の旅行の豫定が四箇年に延びた。その代り著者は其目的たる傳敎史の研究の上に豫期以上の收獲を得たのみならず亦能くエスパニヤの風物を樂しみ其人情を識ることが出來たのであつた。

著者は新メキシコに於けるフランシスカノ派の傳敎史、十七世紀支那書翰集等に對する著書をエスパニヤの言葉を以

て出版してゐる。孰れも未刊の稿本に就いて編纂したものである。（其他千九百十三年には佛教に關する研究などをも著してゐる。）此等のエスパニヤ語の書籍は、わたくしはその一本をも得ることが出來なかつた。既記の「スパニエン」と題する一書は、學術的の書ではないが、自然人生に對しても同情のある一學究の精緻なる觀察と並びに其温雅の文體に由り、風土記又は旅行記としても甚だ興味がある。唯隨所にお國自慢とお國贔負との出て來るのが目ざはりであるが、是は已むを得ぬことであらう。わたしは實に此書に由つてエスパニヤの各地のアルチボス（文書館）に關する知識を得たのである。わたしが後にセビルラに「印度文書館」を訪ぬるに至つたのは全く此書の指嗾に因るのである。

著者の先づ落付いた處はパストラアナ Pastrana である。昔は宏壯なる寺院の裡に二百人の學僧を棲ましたといふが、今は蕭條たる荒村に寂しく立つ一廢屋に過ぎぬ。フランシスカノ派僧院の長パドレ・ロレンゾオ・ペレス P. Lorenzo Pérez は亦基督教傳導史の書に由つて知られて居り、此獨逸學僧を待つこと甚だ懇ろであつた。食後の好きカフエエ、好きシガレットに由つて、著者はつくづくと身の今エスパニアに在るのを感じたと告白してゐる。而して著者の此地で檢閲したのは主として十七世紀に於ける支那傳教史の文書であつた。是れ著者の三個月の滯在の間の心の糧であつたといふ。「紙は屢破れて居りその字體は甚だ拙い。殊に原本たる場合にさうである。十七世紀はエスパニヤの字體の墮落期であつた。又寫本には誤謬が多く、既にかなりエスパニヤの語に熟しては居たが、然し其言ひ廻しの微細な點に就いては必しも十分とは行かなかつた自分をいたく惱まして、時とすると失望に陷らしめた。後から一ぱい書き入れをして居る文書は、たつたフオリオ板の三四枚のものでも豫期の進行を妨げた。」と記して居るが、大に同感せられることである。唯、著者はタイプライタアの使用及び寫眞の術に熟して居たから寫本の事は著しく進歩したのであつた。時とすると一日に二百枚のフオリオを寫したといふ。然し埋沒せる史料の豐富な事は著者も亦之を驚嘆してゐる。著者の點檢したものは、十七世紀に支那に於けるフランシスコス社の創立者たる P. Antonio de Santa Maria の手翰であ

る。支那に於ける祖先崇拜の習俗と基督教の教條の背反するといふ問題の解決が此フランシコス派宣教師の主な爲事であつた。

パストラアナの爲事が濟んでからマドリイに來た。カイエ、デル、シスネのフランシスカノ派僧院に止宿して國民圖書館に通ひ、パストラアナ以來の爲事を繼續した。マドリイでは諸所で獨逸に對する同情を聽いて喜んだと云つてゐる。

十一月になつて著者はセビリアに往つた。此途中の汽車で廿二歳のエスパニヤ青年と道連れになつた。此男はマドリイ大學で歷史の講義をも聽いたといひ、相當に本も讀んで居り、又此國人の常として、話好きであつた。然し話して行くうちに此男が親佛派であることが分つたので戰爭の話に觸れることは避けたといふ。この男は南イスパニヤ（アンダルシア）を世界中の極樂土だと考へ、この Tierra de Maria Santissima（アンダルシアの別名）に於けるほど樹木草花の美しく、女の婀娜なる處はないと誇つた。女性の事については出發前にもある夫人から「あなた、女には御安心なさいよ、あちらでは女の人が綺麗ださうですから」と笑談を言はれたことがあつたが、いま其事を想出したといふ。

「あんた、セビリヤへ往つてまるで小說の中のやうな狹い街道を歩かれると活快で勇敢なセビリヤ女のいつもうきうきした眼ににらまれて、僧服なんぞだつて、あんたの助にはなりませんよ。無論惡意も邪念もあるのぢやないのです。唯調戯ふのが好きなんです」などと、その青年が得意になつて話した。その間に太つた男が車室に入り來り彼等の傍に坐した。バルセロナからセビリヤに旅行する商人であつた。四下をしろじろと見廻したあとで、手に持つ反獨系の新聞紙 La Correspondencia de España に眼を落した。

發車すると青年がまた始めた。「セビリヤほどの處は世界中に有りませんな。」商人はちよつと眼を上げる。

「殊にセビリヤの女と來たら。歩き方から話しぶり、人惡るさうな笑顔、いつもそはそはしやいでゐるところ。色の白いのはグラナダの女以上ですな。アラビヤの血とアラビヤの美が殘つてゐるのです。」

商人は顔をしかめた。

「女ばかりではありませんね。生活に凡て南國の氣質があるのです。ラス・シエルペスの通を御覽なさい。商店、カフエ、カジノ……。」

商人が始めて口を開いた。「ええ、ええ、其他にも埃だらけで、でこぼこした鋪石道の通りがいくらでもありまさあ。」

「そりや、あんた、何もセビリヤに限つたことはありません（譯者註、この青年が若し日本を識つてゐたならきつと言つたであらう、東京を見て御覽なさいと）。」

「そして綺麗な女と一緒にうようよと乞食が一杯居て、一刻も人を落付かしやしません。」

「マドリイでも、バルセロナでもそれや同じ事です。」と青年が應じた。

「他の人だつてみんな怠け者で、冬は tomar el sol（日なたぼつこ）、夏は tomar el fresco（日陰で休息）、その他の時は tomar un café（カフエエを一杯）でさあ。」

此會話は果して實際のものの寫生であるか、著者の創作であるか疑はしいが、とに角エスパニヤの人、殊に南方の人人の氣質を巧に描寫したものと評せねばならぬ。

セビリヤでは同じくフランシスカノ派僧院の客となり、其翌日からは有名な印度文書館 Archivo general de Injias に通ふことになつた。「印度」といふよりも「殖民地」と直した方が、今ではむしろ解し易い。是れこの獨逸學僧をセビリヤに引寄せた原動力であり、而も彼は豫期せざりし四箇年の長日月をここに暮すことになつたのである。

その日はそこの事務官で有名な漫畫家 Don Juan Lafita 氏にあちこちと案内して貰つた。（註。わたくしも亦同氏の厄介になつたので、この記事は甚だ興味がある。同氏は佛語を解した。その漫畫を好くすることはわたくしは知らなかつた。）

「エスパニヤ領のアメリカ、及びフイリツピナの全史、支那、日本史の一部がこの室の裡に眠つてゐる」と著者は記す。
(然し實際は日本に關するものは――少くともラフイタ氏の説明では――さう多くはないらしい。)
四時になると室が閉される。その前に使丁が聲高に La hora!(時間です。)と呼ぶ。
セビリヤに於ける研究から得た感想として著者はエスパニヤ人の殖民政策をかなり同情的に批評し、是等の人々は法律を作つて土人を好く待遇し、之を敎化することに力めた、而も後世、殖民地に於てエスパニヤ人に殘酷の行の多かつたやうに說くのは、主として英米歷史家の誣言であると斷じてゐる。掠奪を行へるは寧ろ次期の英人であるからかくの如く史實を枉ぐるのを要したのであるが、近來アメリカの歷史家は源泉的史料の研究に由り漸く其眞相を闡明するに至つた云々。
黃金を求むること、黃金の國、エル・ドラドォを搜しあてることは航海の重要な目的の一には相違なかつたが、コロンブスの主意には同時に、更に高い人道的なものがあつた。即ち世界を擧げて基督敎信仰の國土にしようとすることである。それ故に掠奪、壓制等の如き事は必しも常住に行はれたのでなく、寧ろ土民の爲めに出來るだけの事が盡されたのであつたと辯解してゐる。
著者は亦詩人の才を有し、セビリアの聖週を叙して甚だ趣がある。
復活祭の日曜にはセビリヤの市中に行く人出が多く、午后の一時頃になると其甚だ狹くして劇錯なる街道ラス・シエルペス(蛇の意)は身動もならぬ程である。聖週の行事のプラグラムを呼び賣るものの
「エル・プログラマ・エル・プログラマ。」
と云ふ聲がそのうちでも一際高い。白或は紫の、外套を着、一メエトルも高い異樣の帽子を被つた人々が集つて來、其額には非常に長い假面を被つてゐる。それは輿(パソス)を負うて街を練り步くべき人々である。これは實に世襲の

戰であり、其組合は三十一もあると云ふ。

午后三時になるといよいよ行列が始まる。夕方の七時には是非サン・フランシスコの廣場を通過しなければならぬ豫定である。人形や蠟燭や天蓋などを載せた輿が行列の中に介つて進行するのである。輿は皆甚だ重い。

行列は時々止る。すると群集中の或者が救世主或は聖母の爲めに「サエタ」を投げる。即ち頌歌を唱へるのである。歌が巧に歌はれると群集が雷鳴の如く「オレエ」(伊太利亞其他歐羅巴二三國のブラヴオ、支那の好なり。日本には之に當る現代語なし。昔のやんれやんれは是か。九州ではちえすとおと云ふと云ふ。)を浴びせかける。

見物の席では水賣が「アイ・アグワ」と呼び、菓子賣が「アイ・カラメロス」と觸れ歩く。子供に風船球、杖。おとなには新聞、雜誌。全市を擧げて是れ祭典であり文宛として競賣場である。唯行列の過ぎる時だけは、人々は帽を脱し、甚だ敬虔である。そしていづれ十七世紀のモンタニエスか、或は其弟子のロルダンか乃至は、他の工人の造つた美しい基督像を嘆賞する。

行列の通つたあとには大話が始まる。

「今通つた聖像は一番古いものだ。」

「さうぢやない。マルカレエナの方が好いんだ。」

「セビリヤの城壁に匿してある基督の聖像が一番好いのだつてことだ。」

「それやどうか知らんが、勝利の聖女の着てゐる外套ほどの外套は二つとはないことは確かだ。」

それは赤、黑、紫の天鵞絨で作られ、黃金の縫を置いたものであつた。

「夕方の七時に行列の先頭が始めてラス・シエルペスを通過し終る。いつもはもつと遲くなつたさうだが、其年は外國の見物の退屈を恐れてきつちりの時間に行はれた。即ち金貨の威力がこののんきな市民にも効果を見せたのである。

第一の輿(パソ)はサグラアダ・セエナ・サタラメンタールと云ひ、最も大にして最も重たいものであつた。聖晩餐の式を殆ど等身大の人形を以て現はしたものである。輿の構造は美しいゴチック風であり、黃金の裝飾がぴかぴかと輝いてゐる。夜の十一時頃まで祭が續く、行列はなほ夜半を過ぎるのである。かくの如き演戯はなほ水曜、木曜及び金曜日にも繰返される。

輿のうちでは「希望の處女(ラ・ヴィルゼン・デ・ラ・エスペランサ)」といふのと、「大威力の我等が父イエス(ヌエストロ・パドレ・ジエスス・デル・グラン・ポデル)」といふのが最も人の好むところであつた。

「この上もない立派なものが
セビリヤの市(まち)には二つある。
希望の聖女(ビルゼン)さまに
大威力の御主(おんあるじ)さま。」

こんなことを抄譯してゐては限がないから止める。予も夏の聖屍祭の行列をば見たことがあるが、ここに記されるほどではなかつたが、亦頗る奇なものであつた。

著者はなほ附加して曰ふには、この日のセビリアの女は其服裝全く古風で亦一つの見物(みもの)であつた。即ち黑の絹衣を着け、高き櫛の上に黑のマンチリヤを被り、それが白き額、白き首と好對照をなした。聖像の通る度ごとに、一家の人々が最敬禮を施すのを見るのは可憐の極みであつた。

著者はなほセビルラのミサの日を記し、鬪牛を敍することが甚だ精しいが、今此(ここ)には抄しない。唯然し此南歐の都會の夏の夜の市井生活の描寫は割愛の出來ぬやうな氣がする。

グツダルクイビルに懸る大橋を渡るとトリアナである。そこにドミニカノの寺があり、その附近と親しくしたから著者はしばしば此やや汚いごたごたした場末の市街に往つた。夕方の六時にはこの道筋は殊に賑ふ。それは皆女房や娘た

ちで、長い總のくつついた黑いショオルを肩から掛ける。薔薇や石竹の花を髮にさす。即ち葉卷煙草の工場の工女たちである。青白い、或は日にやけた顏で、人惡るげに通行人をしげしげと見る。殊に外國人に對しては一層ひどいので、この行列を見ると、遠廻りをして避けなければならなかつた。

夜になると此橋の上には電氣の弧燈がつく。晝間と同じやうな繁劇の生活がそこにある。唯遠くの方のみがさすがに夜らしい檸檬の新綠が河岸にゆくに從つてこんもりと黑くなり、水の面には、白、赤、綠の灯がきらきらと映る。そこには黑く大きな船が靜に碇泊してゐる。鋭い汽笛が響く。これこの果物を、英國、或は穀物をタンジエルに運ぶものであらう。船の黑き影はやうやくに岸を遠かつてゆく。

河岸の石の腰掛には幾組かの男女の群が坐してゐる。大街を外れて、河岸に沿う家並に隨いてゆくと、どの家も中は死んだやうにひつそりとして居り、生活は專ら戶外で行はれるのである。近くでギタルラの柔い響がする。やさしい人聲の哀調がそれに雜る。カスタニエツトの間拍子で、セビリヤの踊があるのだなといふことが分る。
「五月の十字架祭（ラ・クルス・デ・マアヨオ）です。」の連れの人が說明してくれた。「この月は每晚每晚人が集つて踊るのです。昔からの習慣で中々やみません。貧富に係らず、よりよりの家に集つて踊るのです。」

その場に往つて見ると二十人ばかりの人が天幕の下に群り、今三組の人々が踊つてゐ、一人のわか者がギタルラを彈じて居た。後ろにはちよつとした花壇があり、その眞中に木の十字架が立ててあつた。紙でこしらへた花の房があちこちに引張渡される。

踊は格別のものではなかつた。人々は手と手と組み合はすやうなことさへも殆どない。まるで唯めいめいに踊るのである。然しその時お互に顏を見合はす。女（むすめ）は唯一人きりで踊ることが屢である。其運動は頗る典雅であつて、毫も野鄙のところがない。祭は夜中まで續くので、全く危險なことはないとは言へぬが、然し人々は聖十字架の前にそんな事が

有らう筈がないと信じ切つてゐる。踊がおしまひになると「オレエ、オレエ」の讃辭と喝采とが響く。

更に先に行くと道は狹く、段々と寂しくなる。然し家の内にはなほ人影が見える。それは主に女房や女で、男たちは大抵好い着物を着てカフエでふざけ、ギタルラに合せて歌を唄つてゐる。アンダルシヤ地方の歌は皆悲哀調を帶びてゐる。哀調ではあるが能く南國の烈しい氣分、生活に適してゐる。街道では盲目の樂人に出會ふが、死、喪、憧憬、涙また悲しき戀等が凡ての歌詞のうちに出て來る。「誰ぞや、我胸に刃を立つる。」そして泣といふ詞のない歌と云つたら無いくらゐである。

なほあちこちの家の前では、黒い姿が道ばたに立つて、窓の格子に顏を當てて室の内部をのぞいてゐる。是れは一體何者であるか。時とすると日中でもさういふ人に出あふことがある。よく注意するとそんな人は皆わかい男である。そして家の半ば開かれたる窓の蔭には必ず女の顏が隱れて居るのである。

同伴は「Estan pelando la pava」と敎へてくれた。謂ふは「雌の孔雀を引つぱる」の意である。アラビヤ人が棲んだ以來の習慣で、この地方では女は深窓のうちに生ひ立つて外に出ない。それでわかい男はただ窓の前で話すことを許されるのである。その時は他の人は見て見ぬふりをする。彼等の話は一時間餘も續くことがある。唯かはいさうなのは、二階から上に住んでゐる女たちである。一寸電話仕掛で話するわけにも行かぬのであらう。

予の抄譯が少しく長きに過ぎたやうであるからそろそろやめにして、グラナダ、そのアルアンブラ、又コルドバ、トレドなどの聞見錄からは引用しまい。唯終に臨み、當時セビリヤの印度文書館に於て、どう云ふ人々が研究に從事してゐたかといふことを傳譯しよう。

第一に著者自身は主として十七八世紀に於ける支那フイリツピノ等の傳敎の事に關する文書を調査したのであるが、滯在長くなるに及んで又亞米利加に於けるフランシスカノ派の活動の研究に移つて行つた。最もこの方面には、既によう

・プラタ地方に於けるフランシスカノ派の事業に就いては數年前アルヂエンチンの Zeno Bustos 司教の調査があり、其後尙わかい西班牙人が其事業を繼續してゐる。又チリイの Robert Lagos 師は二十年ばかり前にチリイ傳教の史料を編纂し、其第一卷は千九百八年に出版せられてゐる。北部メキシコ、即ち今の北米合衆國の南部に於けるフランシスカノ派の事業をば有名なアメリカの教授Adolf Bamdelier がアルチボの塵埃の裡から明みへ出してゐる。その夫人が亦その研究に多大の援助を爲した。然し何と云つても Pablo Pastells 師が第一である。エスイト派で已に七十歳の老人であるが、五十年の間毎日毎日この文書館で研究を續けた。メキシコの Mariano Cueves 師は初期のメキシコの傳教史及び殖民史を研究し、エクワドオルの Enrique Vacas Galindo （ドミニカノ、）ベネヅエラの Froilan de Rionegro （カプチノ派）等も亦古代の西班牙殖民史を調べてゐた。又フランシスカノ派では既に記せるパストラアナの Lorinz Perez 師、ペルウのプロビンシアルの Bernardino Izaguirre師があり、前者は日本及びフイリツピノ、後者はペルウの傳教史を調べてゐた。又メルセエド派では Pedro Perez が今尙ほチリイには殘つてゐる其派の歷史を研究してゐた。かくの如く、主に西班牙の語に於てゞあるが、既に多くの傳教史は作られて爲るのであるから、それを研究するには、必ずこのアルチボに往かねばならぬと說くのは正當だとは謂へない。先づ圖書館に往き刊本に就くべく、而して若しなほ滿足し難き處あれば始めて此古文書館に赴くべきであり、之を逆にするのは家を建てるのに屋根から始めるのも同樣だとは著者の意見である。

この文書館の研究者はお互に甚だ親密で、解りにくい讀み難いものがあれば互に相談し合つた。而も文字の難解なるは、結局館員の Don Francisco Navas に持つて行つて埒を明けて貰つた。館長の Don Pedro Torres Lanzas は每日客員たちに挨拶してその研究を補助した。

この文書館に於ける研究は又コロンビナ圖書館、文科大學の圖書館、及びビブリオテカ・プロビンシアルの所藏の文

書に出つて助けられる所が多かつた。

（以上はオットオ・マアス師の著書の極めて大體の抄譯であるがわたくし自身も亦セビリアに赴いて是等の圖書館、古文書館を見物した。記は既に公表せる「西葡記」中にあり。而してわたくしに趣味と實益とを與へたる此書を紹介するのも無益の業には非ざるべきを思うて、今此稿を起したのである。）

春風馬堤圖譜

（蕪村の詩句によるシナリオ）

佐藤春夫

1

蝶が二つ、もつれあひながら、畫面の下から上へ消えて行くのです。

2

藪入の下女――この娘は十八でせう。醜からず。
男、二十二ぐらゐです。風俗は同じく藪入の下男です。
彼等の上半身が現はれるのです。彼女と彼とは樂しげに話し合つてゐます。彼女は桃割の髮。又きらきらと光り動く銀短冊ある花簪。

3

彼と彼女との全身が現はれる。
二つの蝶は彼等のあとを追ふやうに飛んでゐるのです。
彼等の足もとは川原。

4

遠景。――堤がある。川原がある。最も近くに川がある。川の上には渡舟がこちらに近づいて來る。

5

川の汀に渡舟を待つ男が二三人。猿まわし。行商人など、彼等は草鞋脚絆、肩には小荷物をふりわけにかけてゐる。
この男たちのなかに籔入の若い男女が加はる。彼女を男たちは注意して見る。

6

渡舟が着く。
舟に乘る人々。下りる人々。
下りる人々は若者も若い娘もみな鄙びた風俗。この人々も籔入の娘を、その都ぶりの風俗を、見る。

7

娘と一緒に歩いて來たかの若者は舟には乘らず。彼女の舟の方を見送つてゐる。

8

舟は一旦動き出してから、船頭、岸の方を見て舟をもう一度汀につける。舟の人々は岸の方を見る。

9

川原の上には、娘を見送りながら去る若者とすれ違ひに、半僧半俗の風俗をした六十ばかりの老人、杖をつきながら急いで來る。この人は老俳諧師である。

10

タイトル

「やぶ入や浪花を出て長柄川」

11

舟の待つてゐる間、娘は手の風呂敷包を開く。そのなかから先づやや大きな馬のおもちやをとり出してそれを片わきに置く。次には風車。風車はまわる。風車も馬の傍に置かれる。それから脚絆をとり出す。馬のおもちやと風車とをまたもとのとほり風呂敷につつみ直す。包みの一はじから風車が見えてゐる。

12

既に岸をはなれた渡し舟。

舟頭は棹を動かしてゐる。
行商人たちは話に熱心である。
猿まはしは小猿とたはむれてゐる。
老俳諧師はあたりの景色を見てゐる。
それらの人物を背景にして、舟の片すみでは、娘がこごんで脚絆をはいてゐる。なまめかしく。袂から布ぎれを出してそれを裂いてひつかけ草履にする。

13

長い堤の上の路。渡し舟を下りた人々。先頭に行商人たち。猿まはしもつゞく。彼等から半町ほど離れて娘。その二三十歩あとに老俳諧師。

14

娘のうしろ姿、上半身。右手には腕の上にかかへてゐる風呂敷づつみ。それを持ち支へてゐる手の指はしなやかである。風呂敷づつみの端に見える風車が、クル〱とまはりつづけてゐる。彼女は左手をあげて自分の桃割の髪から髷を輕くさわつてみる。

15　タイトル

「春風や堤長うして家遠し」

16

路ばたにこごんだ娘のうしろ姿。彼女は新らしい手拭ひで、姉さんかぶりをする。彼女の前に長い路が展けてゐる。

17

彼女、堤から川原に下りる、小ばしりに元氣よく。

まづ風呂敷づつみをおろす。それから若草の萌えてゐる上に腰を下す。足をなげ出して憩ふ。あたりの蓬の葉をなぐさみにつんでは袂のなかに入れる。蓬をつむ事に興味を覺えて、立つてあたりの草むらの方まで摘んで行く。

草の刺に手をさされたらしく、手の甲を自分の唇で吸ふ――空を見上げながら。

18

空には紙鳶があがつてゐる。高く、また低く。

19

彼女の目前にうかぶまぼろし。……五つぐらゐな男の兒。まづその顏。それは彼女のものに似てゐる。その兒のすがた。……その兒は母親に手をひかれてゐる。母親は四十七八、同じく彼女に似てゐる。それらの人物はみな田舎びた風俗である。

……最後に草屋根のささやかな家が淡く浮んでは消える……

20

彼女は荷物をひろひ上げる。川原の上をいそいそと歩き出す。
川原の窪に川水がたまつてゐる。彼女は水の上を石を傳うて飛びわたる。

21

一軒の掛茶屋。屋外には一本の幹古びた柳が新らしい芽をふいてゐる。柳の糸はもつれてゆれてゐる。その腰掛には二人の若者「い」「ろ」が談笑してゐる。氣の利いた旅人の風俗。彼等は猿をまはさせてゐる。
猿まはしは出て行く。
柳の枝のうしろを通つて、藪入の娘が姉さん冠をとりながらこの家へ這入つて來る。
茶店の老婆が出て彼女を迎へる。彼女たちは顔馴染らしい様子。老婆は娘の着物の袖を手にとつてほめる。娘は彼女の花簪を手でふれて見ながらにこやかに笑つてゐる。
二人の客が彼女を注視する。そのうちのひとり「い」は席を立つて彼女を呼びかける。彼女のために席をすすめる。
彼女、會釋をする。
笑ひながら「ろ」は「い」を輕く打つ。「ろ」も立ちながら席の茶盆の上に二文錢を三枚置く。笑ひながら今度は「い」が「ろ」を打つ。彼等は笑ひ興じながら、店を立ち出る。
老婆、三枚の二文錢をいただきながら禮を言ふ。娘に席をすすめる。娘腰をかける。
老婆、茶碗を持つて奥に去る。

柳の枝ごしに今の二人の客が、もう一度、娘の方を見る。娘も彼等を見送る。

22

腰掛の上に娘ひとり、今、立去つた若者のふりかへつた柳の枝の間を見つづけてゐる。その空間に一つの顏が浮ぶ。
それは渡場で別れた若者の顏である。
新らしい茶碗を用意して老婆出て來る。
空間の顏は消える。娘はふりかへつて老婆から茶を受け取る。
老俳諧師が、柳の枝のかげから出て來てこの茶店に憩ふ。

23

娘が歩いて行く。行く手には三四軒ほどの田舍家がかたまつてゐる。猿まはしの後姿。子供が三四人その後に從ふ。

24

草屋根の裾にある板廂。その上に虎猫が一疋。立つて啼いてゐる。

25

日あたりのよい田舍家の緣側に、頸飾のある三毛猫が一疋、丸くなつてねむつてゐる。頭を上げて目をあけて振り返つて見る。そのまま再び眠つてしまふ。

26

その屋根に虎猫のゐる田舍家及びその隣家。それらの家の前の路。

藪入の娘その前をとほりかかる。

偶々或る十ばかりの小童が家のなかから出て來て、通りかかる彼女を見る。急にはしやぎながら、路ばたの石をひろつて屋根の上の虎猫を目がけて投げつける。石は當らないが、猫は逃げてしまふ。小童は元氣よく棒ぎれを振りながら馳け出して行つてしまふ——前方に小さく見える猿まはしを追うて。

27

雞が慌しくひよつ子を呼ぶ。六七羽のひよつ子が飛んで來る。母雞がその雛を彼女の羽根の下にかばふ。

28

路に沿うたまばらな竹垣。その下にはひよつ子が再び母雞の羽根の下から出て來て草をついばんでゐる。母雞が、草のあるところを數へて呼んでゐる。

藪入りの娘はそれを見ながら、その路を通りすぎる。

29

堤の路。川原の方でない側には田畑が打開けて、堤からその畦道におりろ階がある。

娘は畔徑の方へおりる。

30

彼女の下半身。もう大ぶん古くなつた草履の足もとに、早咲きのたんぽぽの花が一つ。

31

彼女はしやがんでたんぽぽを摘む。

32

畫面の半分に彼女の横顔。その目のまへにはたんぽぽの花が、彼女の指に摘まれて、くる〳〵とゆるくまはつて居る。その花莖の折りとられた部分からは、乳に似た汁がふき出てゐる。彼女は花をさかしまにして、その莖の折れ口の汁を見る。それをしぼつて見る。

33

……乳の出てゐる乳房……

34

……その乳房にすがつてゐる小さな女の子。

35　タイトル

「むかし〳〵しきりにおもふ慈母の恩
慈母の懐抱別に春あり」

36　……女の子に乳をふくませてゐる三十ばかりの若い母親の上半身。その母は19景に出て來た母親の若い時である。（それは今數人に歸る娘に似てゐなければならない）

37　……男の子に乳をふくませてゐる四十二三の母親。（抱かれてゐる男の子は19景に出て來た兒のより少さい時でなければならない）その母と子とのそばに、十二三の女の子（彼女自身）が、抱かれてゐる弟をあやしてゐる。

38　……母の乳房から男の子は、姉の背に背負はれる。弟を背負ふて嬉戯してゐる十二三の女の子。

39

……貧しい田舍の家の一室に病みやつれた瀕死の男——五十ばかり。その枕もとには三つぐらゐの男の兒を抱いた四十五ぐらゐの母親と、十五ぐらゐの女の子。彼女たちは泣いてゐる。外に村人が數人。

40

……19景と全く同じ田舍家。その戸口に四十七八の母に抱かれてゐる五つばかりの男の子。この二人の人物も亦19景と全く同じである。

41

藪入の娘が畦道のなかをうな垂れながら歩いてゐる。その顏の前では、たんぽぽの花を指につまんでくる〱とゆるくまはしてゐる。（32景と同じく）

42

……富有な都會の家。朝早く。白髭の隱居がじよたんのなかから、鶯の籠をとり出してゐる。
老人が座敷の障子をあける。外は緣側である。
緣側の向ふに、庭木の梅が花をつけてゐる

43

庭を掃いてゐる若者がある。彼、その顏を緣側の方に向ける。藪入りの娘を渡場まで見送つて來た彼である。

縁側に鶯の籠を持出した隠居が手をたたく。そこへ餌すり鉢と青菜とを用意して出て來る仲働きの女中――それは今、藪入をしつゝある娘と同じ人物である。彼女庭の方を見る……

44

彼女、うなだれた手にたんぽぽの花をくるくると弄びながら歩いてゐる。

45

かの若者の胸に顔をおしあてて、羞づかしげにうなだれてゐる彼女。（前景の上におぼろに二重露出）

46

歩んでゐる彼女、おもむろに笑ひ顔になる。

47

故郷の家、弟を抱いてその戸口にゐる母親（19景と同じもの、前景の上におぼろに二重露出）彼女の笑ひは顔から消える。彼女、手の荷物を持ちかへる。

48

タイトル

「故郷春深し行々て又行々」

49

彼女の上半身。その手には蒲公の外に菫、蓮華草、菜の花など摘みとられてゐる。彼女は首を上げて前方ばかり望んでゐる。

50

畫面の下隅には、彼女の手に持たれたさまざまの野の花が見える。それを前景にして、遠景には、路の片側に三軒ばかり草屋根がまばらに並んでゐる。屋根には夕日があたつてゐる。その家々がたんだんと近づいて來る。

51

杉の梢が夕日を受けてゐる。たくさんの鴉がみだれて飛ぶ。

52

50景の家々近づく。その家の一軒（19景47景に現はれたもの）に、母親とその手に抱かれてゐる弟とが見える。畫面の片隅にあつた花と手とが斜に上へ動く、遠景の家を遮りながら。

53

彼女、花を持つた手をあげて遠方の家の戸に立つてゐる母子に相圖をする。

54　タイトル

「黄昏戸に倚る白髮の人
弟を抱き我を待つ春又春」

55

戸口に立つて笑をたたへてゐる母親、二三歩前に進み出る。男の兒は母に抱かれながら、滿面の笑に、双手を擧げて人を迎へる有樣。彼女が畫面に後姿を現はす。己の家と母と弟とに近づく。

56

彼女は手の花を捨てて弟を抱く。
母は娘の荷物をとつて持つてやる。また娘の髮の上に冠つてゐる新らしい手拭をもとつてやる。
小さな男の兒は抱かれて、しつかりと姉につかまつる。姉は頰ずりをする。
彼女は母の手に持たれた自分の荷物のなかから、風車を拔きとつて弟に持たせてやる。弟はそれを高くさし上げる。
風車はクル〳〵〳〵とまはる。

57

母が先に立つて家のなかに這入る。

貧しい田舍家の内部。（39景、瀕死の病人がゐた部屋に同じ）

弟が炎のゆれてゐる新らしい蠟燭をそろ〳〵と歩みながら持つて來る。

姉はその部屋の押入れをあける。その内部に現れた貧しい佛壇に、弟から受取つた蠟燭を立てる。さうして拜む。

58

老俳諧師が、彼女の家もそのなかに雜つてゐる三四軒の家並の前の路を行きすぎる。日が暮れかかつてゐるなかを、彼は小さく遠ざかつて行く。

59

淡い月光の中。或る門ある家の前。梅の花が咲いてゐる。老俳諧師は來て立ちどまる。案内を乞ふ。

60

タイトル

「燈を置かで人あるさまや梅が宿」

61

玄關の障子に内部から、灯影がうつり、障子が開いて、手燭を持つた老翁が顏を出す。笑顏になる。老俳諧師と互に會釋をする。

62

貧しい田舎家の内部（57景と同じところ）。

行燈の下に食事を終つた母と娘とがゐる。幼い弟は、まだ食事を終らずに、しかも姉の土産の馬のおもちや、——その底に車のあるものを押し動かしてゐる。またその馬のぐるりには、小さな猿まはしと猿とがおぼろに浮んでゐる。

顔を上げた娘の前にはまぼろしのやうに7景（渡し場）の若者がにこやかに立つてゐる……

目を伏せた母の顔の下には、おぼろに39景の溺死の病人が見えてゐる。……

しかし、この三人はみんなそれぞれに笑顔をしてゐる。

* * * * *

63

上り框におもちやの馬を置いて男の兒は泣きしやくつてゐる。

母親は泣いてゐる弟をすかしてゐる。

泣く兒の姉は、腰をかけて新らしい草履をはき試み、それからきのふの脚絆を脚につけてゐる。

64

姉は泣いてゐる幼い弟を抱いて家を出る。母はそのうしろから重箱らしい風呂敷づつみを持つてゐる。

65

姉と母とは、子供と重箱の包みとをとりかへる。弟はあきらめてもう泣かない。たゞ不機嫌な顔をしてゐる。

娘は歩きつづける。母は立ちとまる。彼女たちは正午の短い影を曳いてゐる。

66 娘は歩きつづける。母が小さく遠ざかる。母は手をあげて目かざしをする。娘は振かへつてみる。

67 59景の門ある家を、61景の老翁に見送られて老俳諧師が出て來る。正午の短い影を曳いてゐる。

68 老俳諧師は歩きつづけて58景のあたりをとほる。道ばたに菜の花。

69 柳のある掛茶屋（21景）から、主家に戻る彼女が出て來る。彼女は、入日のころの長い自分の影を踏みながら歩いて行く。

70 彼女は歩いてゐる――……42景、43景、63景、65景、39景、など交々二重におぼろにうつつた中を。最後に7景の幻影のなかを最も長い間。彼女の影、だんだん長く地にうつる。

71 掛茶屋の側に、十月ばかりの月がおぼろにかすんでゐる。老俳諧師がその景色のなかを通りすぎる。——長堤の上をゆく彼は影繪の如く。（以後は月光の世界。）

72 路の上に老俳諧師が立ちとまる。彼は立ちとまつて川原の方を見る。

73 凝視してゐる老俳諧師の顏。驚き。感心する表情。

74 月夜の川原。その灌木の茂みのなかに一疋の狐がゐる。狐はくるりと一つころんで立ち上ると、……一人の貴公子の後姿を見せる。

75 73景と同じ表情で、俳諧師は歩き出す。月を見上げる。

76　タイトル
「公達に狐化たり宵の春」

77　老俳諧師はあたりを見まはして歩いてゐたが、小さな竹籔のある別の場所に立ちとまる。再び川原の方を見る。

78　73景と同じく驚き感心する人の顏。

79　月夜の川原。74景よりももつとよく茂つてゐる灌木の草原のかげに、睦しげに座つてゐる若者と娘との形が見える。

80　瀑現してゐる老俳諧師の顏。驚き、感心し、次には少し怖ろしげな表情。

81　老俳諧師は歩き出す。彼の目の前にはころんでぢやれて遊んでゐる一疋の狐がおぼろに浮ぶ。彼は感心して、自分の

眉毛に唾をつける。

82

彼は堤の道から渡場のある川原へ下りる。(13景と同じ場所)

83

77景の小さな竹藪のある場所。川原から路へ、まづ若者が出て來る。手には重箱のつつみをさげてゐる。そのあとから挑割に髪を結つた娘が出來る。脚絆がけである。娘はうなだれてゐる。

84

若者と娘との顔。彼等は目をそらし合つて、しかし互によりそうてゐる。若者は眞面目な顔つきをしてゐる。娘は羞じらつてゐる。彼女の花簪の銀短冊が月の先でぎらぎらかかやいて光る。

85

川原の渡舟場。人を乗せてゐない渡し舟が向ふ岸から川の半ばまで來てゐる。

老俳諧師が舟のつくのを待つてゐる。

若者と娘とそこに現はれる。

老俳諧師はつくづくと彼等を眺める。

若者と娘とは顏を伏せて人目を避ける。

渡舟は着く。

老俳諧師が來る。若者が乘る。娘が乘る。

若者と娘とは、少し間をへだてて同じ舷に腰かける。老俳諧師はひとり別の舷に腰を下しながら、岸の方を見る。

舟頭は棹をとつて舟を出さうとする。

俳諧師は陸の方を指差す。

86

川原には渡場に近づく人影。遠目には、見なれない風俗である。だんだん近づく。ひとりの公達である。しかしその

顏は狐である！

87

舟頭は棹をとつて打ち殺す用意をする。

老俳諧師はそれを手でおしとどめて、舷から立つて舟首に行く。

88

老俳諧師、舟まで近づいた狐の公達に會釋する。手をさし出して狐が舟に乘ることをたすける

彼は狐の手をひいてそれを自分のとなりに座らせる。

娘はおそろしげに若者により添ふ。怯えながら若者の肩にすがる。

89

舟は動き出す。

船頭、若者、狐の顔と姿とを見てクス〳〵と笑ふ。娘もいつの間にか怯れを去つて笑顔になる。袖口で口をかくして笑ふ。媚を含んで若者を見る。

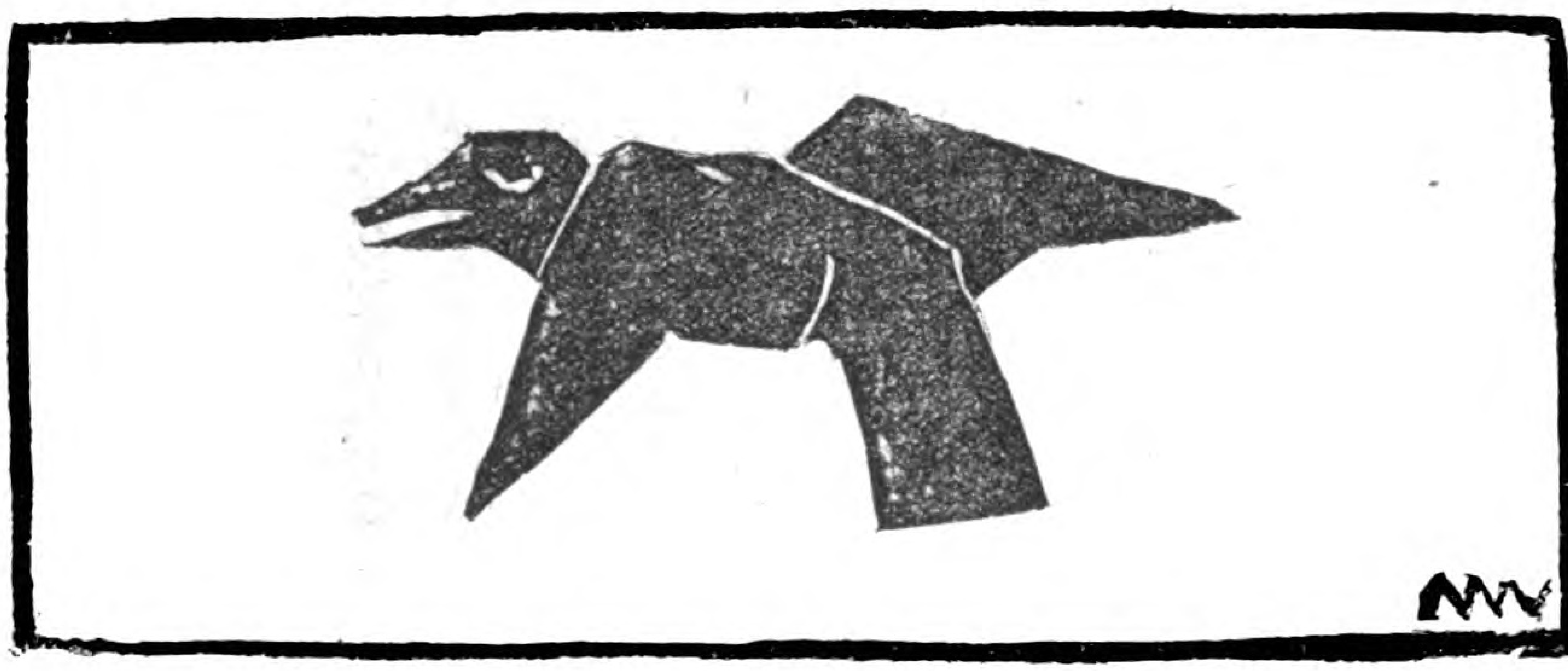
90

老俳諧師と狐とは甚だ普通の顔つきをしてゐる。

91

おぼろの十日月が、大きな口を開けて楽しさうに笑ひつづけて消えてゆく……

（終）



鱗雲

牧野信一

一

百足凧（ムカデダコ）――これは私達の幼時には毎年見物させられた珍らしくもなかつた凧である。當時は、大なり小なり大概の家にはこの百足の姿に擬した凧が大切に保存されてゐた。私の生家にも前代から持ち傳へられたといふ三間ばかりの長さのある百足凧があつた。この大きさでは自慢にはならなかつた。小の部に屬するものだつた。それだと云つても子供の慰み物ではない。子供などは手を觸れることさへも許されなかつたのだ。端午の節句には三人の人手をかりて嚴かな凧上げ式を擧行したものである。――因縁も傳說も迷信も、そして何とした風習であつたのかといふことも私は、凧に就いては聞き洩したので今でも何らの智識はない。花々しい凧上げの日

の記憶が、たゞ漠然と殘つてゐるばかりである。それにしてもあれ程凄まじかつた從來の流行が、今はもう全くの昔の夢になつたのかと思ふと若い私は可怪しな氣がする。

「ほう！　そんな凧が流行したことがあつたのかね、この邊で――」

故鄕の同じ町にゐる私と同年の青年ですら、私が一寸した興味から詳しいことを知りたくなつて凧のことを訊ねたら、反つて私が法螺でも吹いてゐるんぢやないかといふ風に容々し氣な眼を輝かせてゐた。「ほんの一部分の風習だつたのだらうね。それが子供の君の眼には世界中のお祭りのやうに映つたのさ。君の子供の頃まで、それ程にも未開な區域が殘つてゐたのかねえ。」

「B村には僕の親類があつたのだが、あの村などは一層烈しかつたぜ。僕は祖母や母に伴れられて遙々と凧見物に出かけたものだ。」

「B村と云へば、あの村は中央電車鐵道に買收されて、電車道になつてしまつたな。」

「B村が！」と私は叫んだ。

「あれを知らないの？今は家なんて一軒もあるまい。B村なんて云ふ名稱も殘つてゐるかどうか。」

「そんなことはない。吾家の知合ひの青野家はちやんとある。伜のFとは今でも僕は文通してゐるんだもの。」

「一軒位ひはあるかも知れんな。」

「百足凧といふのは――」と私は、こゝで何やら感慨深さうに首を振つたが、煩瑣を忍んで、瞑眯ながらにでも此方が凧の構造を說明しなければならなかつた。

凧だから勿論竹の骨に紙を貼つたものである。巨大な百足なのだ。大[illegible]のやうに[illegible]にして、さうだ、丁度ど

エロオが飛び出す紙貼りの輪だ。之を百足の節足の數と同じく四十二枚、それには兩端に竹の脚がついてゐる、つまり團扇の柄が上下についてゐるやうなものである。その脚の尖端には夫々一束の棕梠の毛が爪の代りに結びつけてある。この四十二枚の胴片はその左右の脚を、夫々均等の間隔を保つて二條の糸でつなぎ合せるのだ。だから胴片は水平にひら〳〵とする。尻は、主に銀色で長く二つに岐れてゐる。頭には金色の眼球が風車の仕かけになつて取りつけてあるから、らんらんと陽に映えるのである。房々と風になびく巨大な鬚は、馬の尻尾を引きぬいて結びつけたものである。

勿論凧師と稱する職業家が造るのであるが私は、製造の實際は見たことがない。十日位ひ前に凧師が來て手入れをする光景より他には知らない。青野家などではその手入れだけでも三ケ月も前から凧師が滯在して準備に忙殺されてゐたさうである。爪の代りの棕梠の毛からしてその年毎にいちいち分銅に懸けて重さを計つて置かなければならなかつたのだ。紙は毎年貼り代へるところもあるし、塗り代へで濟すところもあつたさうだ。いざ當日となつて、吾家の凧などは到底この仲間には入らなかつたが、主だつた持主は夫々工夫を凝らした上何の新奇を競ふのであつた。B村の當日の騒ぎなどは恰も大川の川開きのやうな賑ひだつた。前日までは堅く秘密が守られてゐたから、何んな姿の百足が現れるかと、見物人は片唾をのんで待ち構へてゐる。競爭者同志の間では深夜に間者を放つて敵手の工夫を窺ひにやつたなどといふ挿話も屢々傳へられた。或る持主は見物人に賄賂を贈つたり或ひは内意を含んだ數十名の味方を見物中に秘かに放つて、自家の凧が現れると同時に割れんばかりの賞讃の喚聲を放たしめて敵手の意氣を挫いてやる計畫を立てた。A家の今年の凧の眼玉は本物の金だといふ噂が傳つて愕然としたB家では、にわかに胴片の鱗を悉く金箔で塗り潰した。C家では先代が採集の途中で倒れ、遺言狀の個條書の一つに加へられてゐたといふ白馬の尻尾の毛を、漸く今年は新しい當主が完成して凧の鬚を雪のやうな白髮に變へたといふ噂も流布された。だが反對黨（議員選擧などのいきさつからで

あるか、或ひは凧の爭ひがもとになつて選擧の方も分れてゐたのか？大凧の持主程の者は常々から幾派にも分裂してゐた。）の說に依ると、C家の主人が褌がけになつて深夜こつそりと黑い馬の尻尾を胡粉で染めてゐるところを垣間見て來た者がある、雨が降れば化の皮が現れる、それが證據にはあの主人はこの一兩日每晩天候の具合を窺つて星月夜が續いてゐることをたしかめた後に、自分から吾家の今年の凧はこれこれだと吹聽し廻つたのであるなどゝも云はれた。D家の主人は當日二人曳きの車を一里も先きの隣村の境畔まで飛して、望遠鏡をもつて遙かに吾家の凧を望んで、E家のよりも二間あまり高く飛んでゐたと云つて溜飮を下げようとすると、E家の主人はそれは風の享け具合で糸の長い方は反つて下に見ゆるものだと主張した。この兩家は每年糸の長さを競ふてゐた。

私は、このB村の凧上げ日の朝の光景などもはつきりと覺えてゐる。晩春のうらうらとする陽を浴びた芝生である小山の斜面に赤い毛氈を敷いて私達は競馬場のやうな円地を見降してゐるのだ。競技に出場する程の凧になると一つの胴片の直徑が五尺近くもあつたに相違ない、一つの胴片を一人の男が捧げるに充分だつた、それらは夫々兩端を糸でつないであるのだが、彼等が意氣揚々と繰り込んで來る光景を遠くから眺めると柄をかざした一列縱隊の兵士が調練をしてゐるやうに見えた。金色の柄をかざした一隊があつた。紅色の分隊があつた。銀色の柄をきらめかせて整然と駆けて來る小隊があつた。觀衆は聲をからして自黨の隊伍に向つて、あらん限りの聲援と賞讃をおくつた。——私には、あれが百足のかたちをした凧になるとは思へなかつた。つなぎ目なども見えない、バラバラの美しい團扇か柄により他見えなかつた。得體の知れない土人の踊りでも見てゐるやうな氣もした位ひだつた。……ところが、そのバラバラの柄や大團扇が一度び地を離れて空中高く舞ひあがつたのを眺めると、まさしく一個の巨大な百足に一變するのだ。百足は悠々と金色の胴體をうねらせて面白氣に浮游してゐる。下で見た時にはハタキのやうだつた左右の棕櫚の毛を結びつけた脚は、

見事に百足の節足に變つて具合好く胴體の釣り合ひを保つてゐる。短か過ぎはしないかと思はれた馬の尻尾の鬣も、まことに百足のそれらしい。眼玉がクルクルと回つて滑稽な凄味を添てゐるし、數片の鱗はキラキラと陽に映えながら節足類のそれらしい細やかなうねりを見せてゐた。然し、百足らしく見ゆるまでには其處に餘程の時がはさまれての後だつた。即ち、銀色の栖の一隊が先づ一町も先きまで進むと彼等は各自の栖を靜かに芝生の上に立てかけた。そして、また一町を戻り彼等は一條の綱に三間置き位ひの割合ひで取りすがるのであつた。風見係りの者が、いざと號令を懸けると、彼等は慌しい井戸換への連中のやうに綱を引いて一勢に驅け出すのである。同時に、パラパラと向方の栖が舞ひあがる、それはつなぎ提燈のやうになつたり、彌次郎兵衞のやうに兩脚をよちよちと打ち振つたり、それぞれあちらこちらに飛び散るやうに見えたり、してゐるかと見ると、やがて中空に浮んで大うねりを漂はせながら一列に竝んでしまふ。驅け續けてゐるあげ手の方では、凧に最も近い者から順々に手を離して行くのである。この呼吸を見るのが餘程の熟練を要するらしい。うつかり早過ぎて離すと凧があがり損ふ。また、まごまごして離し損ふと勢に釣られて綱と一處に五體が空に舞ひあがされてしまふ。先のあげ手がためらふてゐるうちに、次の一人が先に離したら、先の者はアワヤと云ふ間に何十尺もの高さに釣りあげられた、ゆつくりと綱を傳つて降りて來れば無事だつたらうに、泡を食つて思はず手を離したから忽ち糊になつて落下し、氣絶した慘事を私は目擊したが、そんなことは珍らしくはないさうだ。

いつの間にか、凧は、小さく完全な百足の姿に化して遙かの空中にのたり〳〵と泳いでゐるのであつた。鱗がキラキラと光つてゐる。二條の尾が胴に逆つてあちらこちらになびいてゐる。——まつたく、假裝行列の出たら目な道具のやうだつた片々が、忽ちのうちに活きた百足の模型に早變りして悠々と青空にのたうちまはつてゐるのだ。

私は、夢見心地になつて飽かずに眺めた。私は、吾家の百足凧があまりに貧弱なことを顧みて、吾家に凧道樂の人が

出なかつたのを憾んだり、自分も大人になつたらあれよりも素晴しい凧の持主になりたいものだと泌々と願望した思ひを今だに記憶してゐる。

「何と云つても青野の凧が一番立派ですね、あそこではなまじな塗り換へなんぞはしないで、毎年同じ意匠のまゝであげてゐるんだが――」と母は、私の肩に手をかけながら祖母に話しかけてゐた。

「それでもあの方が反つて毎年の手入れは厄介なんだつて。その代り凧としては一年増に具合は好くなるばかりです。あそこでは張り合ひなんぞは一度だつてしたことはないが、釣合ひの好い、出來る限り上りの好い凧にするやうに究めるのが、おぢいさんの望みだつたんだよ。」

私は、青野の悴のFと一處に見物してゐたのだが、他所（よそ）のやうに花々しくはないが知り合ひの家がさういふ勝れた凧の持主であるといふだけでも何となく肩身の廣い思ひがあつた。

「青野でも今ではFさんと妹と二人ぎりになつたので、二人とも主に東京に住んでゐるさうだがお前は會つたことがあるの、向方で？」

つい、此間の晩母と私は、月を仰いで夕涼みをしながら斯んな會話をやりとりした。

「お前が居なくつても家には時々來るよ。」

「さう……」

「だけど何時でも云ふことが違つてゐるので何だか案ぜられてならない！」

「どんな風に？」

「田舎に引き籠つてもう暫らく研究をするんだと云つたかと思へば、突然その翌日來ると一ト月ばかりの豫定で東北の

旅行に行つて來るといふいとま乞ひ！」

「おや、ぢや今は留守かしら？」

「此方に？ それあ、だつて普段は東京——。東京では務めに出てゐるとは云つてゐるが？」

「………」

「大變なお酒飲みになつたといふ話だが？」

「……」

「あの子は理科だつたね。」

「えゝ、僕よりも一年先きに大學のそれを出てゐる。」

「さうかと思ふと、斯うしては居られない、斯んな風に愚圖〳〵と遊んでゐたひには……」

「………」

「とう〳〵屋敷も取られちやつたよ、なんて笑つてはゐるが。」

「とうとう！」と私は、思はず眼を丸くして口眞似した。そして、口のうちで意久地なく呟いだ。「チヨツ、何處まで俺に好く似てゐるんだらう！」

——質問した私が、あべこべに說明者の位置に立せられて答案した、凧の極く大ざつぱな構造をその儘私は此處で述べるつもりだつたのが、その時もさうだつた通りまた私は餘計な感情に走つて無駄な努力を込め過ぎてしまつたらしい。青野に關する母と私の會話は永々と續いたのであるが緒口だけで絕つて置かう。

別の晩であつた。ふとしたことから母と私はあの凧に關する思ひ出噺に新しく花を咲かせた。夜が十二時に近くなる

頃から私は、突然凧の熱心な研究家に變つた。手製で小さな百足凧を製造して子供を悦ばせてやらうと氣づいたのである。然し實際の構造に就いては母も私以上の智識は持つてゐなかつた。

「それは好いだらう。」

「僕、如何しても拵えたい、直ぐにでも。」と私は、一言毎に熱度を增した。子供のため、そんなことも何時の間にか忘れてしまつた。その晩私は珍らしいことだ、朗らかな夢を見たのは——。

朝になつて勢ひ好く飛び起ると私は、一目散に別の知人を自轉車で訪れた。Aは云つた。「そんな凧なんて俺は見たことゝない。」Bも云つた。「へえ！珍らしいね、そんなのなら俺も一つ欲しいから君先きに作つて呉れ。」Cは云つた。「あげる場所があるまい、今では。」

「いや俺のは小さいんだ、胴の太さは直徑五寸位ひのもので好いんだ。」と私は、落膽しながら性急に答へた。私は、あれと同じ説明を何處でゝも返つて求められたのだ。

「これはどうしても自分だけの怪し氣な記憶をたどるより他は道がなさゝうだ。だが僕は一層拵らえずには居られなくなつた。あゝ。」

「私も少しは手傳つても好い。」と母は、私の沈み方や熱情が案外眞劍なのに驚いた。

私は物差、分廻し、定規、コンパス、その他の道具が散亂してゐる中で頭に氷を縛りつけて物思ひに沈んでゐた。

「あの竹を丸くするのは仲々六ケ敷いだらう、あれは傘屋か提燈屋に賴まなければ無理だらう。」

「いゝや、それ位ひのものは一切自分で拵えてしまふんだが。此方に居る間にこつこつと夜なべをしながらでも拵へあげてしまひたいと思つて……」

「それは――。で、何が？」

「胴片のつなぎ方、脚のつけ方、繪の具の塗り具合、そして尻尾のつけ方までは大體見當がついたし、寸法も定つたんだが――と云ひかけて私は、自分の頭の氷を忘れてがつくりと首垂れた。「頭の組立と顏つきのところが如何しても思ひ出せない。眼が風車仕掛けのことは解つてゐる、鬚のあることも知つてゐる。兎も角部分的には解つてゐるのだが、それが如何な形ちの顏に如何な風についてゐるんだか？」

「さう云はれて見ると私にも？」と母もハタと行き詰つて凝つと外を眺めた。

「あゝ、焦れつたい！」

「やつぱし胴と同じマルに、眼をつけたり……」

「そんな馬鹿なことはない……？」

「何でも口からは長い舌が垂れてゐた。」

「それも僕は忘れてゐた。あゝさうだ。舌があつた、たしかに。」

「釣りの懸け方は？」

私はドキリとして。「さうだ、それも解らない。」とうなつたが、わけもなく向ツ腹が立つて來て「そんなことは後で考へればどうにかなる、大事な頭のことや眼口の配置が解らないうちに、さう傍から先のことを口出しされては一層此方の頭が混亂してしまふばかりだ。もう、好いです、一人で順々にゆつくりと考へれば屹度思ひつく……」と迷惑さうに口を尖らせて横を向いた。

私は、この章の冒頭に設計書の寫しだけをその儘書き誌すつもりだつたが、今もつて如何程思案しても頭部の構造と

眼口の配置が出來ない、代りに思ひ出の風に就いてのみあの樣に散漫に書き記すより他はなくなつてゐるのだ。だから私は、あの熱病から稍醒めて斯樣な筆を執つ餘裕位ひは生じてゐる現在でも、私の思ひの大半は、洞ろのまゝに執念深く、彼處にのみ走つてゐるのだ。今も私は空殼のやうになつて呆然とあの愚かな夢を追ひながら、せめてもあの間の始末書を書かうと思ひ立つたのである。さうでもして救はれることを祈らないと私は、更に更にあの續きを演じ兼ねない狀態である。あの間、といふのは、私が、永い前から沒頭し續けてゐる或る自傳風の創作を續けることゝ、不健康な飲酒生活を改革する目的で佳き暑中休暇をする學生の心にかへつて、海邊の郷里に歸省してゐた、つひ此間の夏の話である。

二

日が經つに伴れて私は、可怪(をか)しな憂鬱病患者になつてしまつた。日頃は市井的の小感情のみに動かされて夢に似たものさへもあまり抱いたことのない私が、たゞ變にぐつたりとしてしまつた。私は、單に煙草を喫すばかりの人形になつてゐた。眼に映る凡ての實在の物の輪廓が滲み、感情が消え、性格が滅び、五慾を失ひ、その癖奇妙に心が慌しく、ゼンマイ仕掛けの如くに疲勞を知らずに――と、左樣な形容を與へても何らの誇張も覺えない私は、可笑しな憂鬱病患者になつてしまつた。意味は淺く、理由は簡明なのだ。私は、どうしても完成出來さうもない百足風が思ひ切れないのだ。日夜日夜、私の腦裏を間斷なく去來するものは、あの美しく奇怪な風が天空を悠々と游ぎ廻つてゐる姿のみだつた。そして彼は、私に限りない憧憬を强ひ、空々しい同情を與へた。「來年の春まで考へて御覽よ、何あにちつとも六ケ敷いものぢやないさ、アメリカ製のビックリ箱から飛び出す怪物に似た顏で好いんだよ、でなかつたらポンチ繪の虎が笑つた

やうな顔だ。」

「さうだ。——俺は、實物の蟲であるお前は蛇の次に嫌ひなんだが、紙製のお前にはこのやうに親しめるんだ。だが、どうしても頭部の竹の組立と眼口の配置と釣りの懸け具合が思ひ出せないんだ、見えない、此處からは！」

「しつかりして、思ひ出してくれ。來年の春遊ばうぜ——面白いぞう！」

「俺はもうそんな呑氣な餘裕はない、一日も早くお前を拵えたいばかりで俺は、斯んなに窶れてぼんやりしてゐるんだよ。」と私は、掻きくどきながら、遙かの空を羨望した。

また彼は、泌々と私の愚鈍さを輕蔑して執拗な嘲笑を浴せるのであつた。「お前などはどんなに首をひねつたつて俺は、これよりお前に近づきはしないよ。手のとどきもしない望みなんぞを起さずに、センチメンタルの涙でも滾しながら口でもあいて眺めてゐるが好いんだ、追憶だけは許してやるから！」

「お母さん、あなたが餘外なことを教へて呉れたので私は、あいつに輕蔑されまいといふ反抗心を持つたり、疑つたり……つまらない感情の浪費を强いられます。私は、あいつに舌があつたことはあの時まで忘れてゐたのです、幸ひだつたんだ。一つ餘外な思案が增した、あの舌は如何いふ風につけるのか？何といふ憎態な舌だらう、ぺらぺらと風に翻つてゐやあがる。——おいおい、然し俺だつて拵へる段には、小さいながらもせめて靑野の凧に似るほどの完全なものにする、無論舌だつて取りつけるんだ、だからもう少し低くなつて顏つきの構造を見せてくれ、眼玉と鬚と口の格構と舌の動き具合と、……」

「不器用なくせに！」

「いゝや、これ程俺は一生懸命なんだ、ほんの一寸とで好いから眼近く現れて呉れ、命を縮めても見とゞけずには居な

い。」

「馬鹿の一念か！俺は、かくれもしない。この通り悠々とお前の眼の上で泳いでゐるぢやないか。」

「だ、だ、だからよう。」

「出來上つたらお目にかゝらう。話はいづれその時にしようよ。」

「ツンボ！空とぼけるないッ！」

「フン、泣き出しさうな顔をしてやあがる、此方からは好く見えらあ！」

「意地悪るの鬼！」

「お前は體の具合でも悪いんぢやないの、何だかこの四五日急に元氣がなくなつたやうだ。凧の話は如何したの、もうあきらめたと見えるね、お前は子供の時から物に飽き性だつた。」

「この頃お酒だつてそんなに飲まないのに！好いあんばいにゲーゲーが治つたと思つたら、――お酒がもうそれ程身にしみたのかしら、好く飲まないから反つて氣分が悪いといふほど？」

あまり私が打ち沈んで物をも言はず、稀に盃をなめては天井にばかり陰氣な凝視を放つてゐるので母や妻は、私の歸りたての頃の元氣好さに引き比べて、夫々案じてゐた。私は決して他の前では凧のことは口にしなくなつてゐた。思ひが内にたかぶるばかりだつたのだ。

「いつもは少々氣のふさいでゐる時などは傍から口など出すと酷い癇癪を起すのに、今度は違ふ、口を利くのも退儀さうです、この頃何と云はれても怒つたこともありません。」と妻は、私の眼の前で物品の批評でもするやうにそんなことを母に告げたり、手をかけて私をゆすつたりした。「何時もならこんな眞似でもしたら大變だ！ねえ、どうなさつたんで

すか？頭の具合でも惡いの？」

「吾家には代々頭の病氣の血統があるから氣をつけないと……」と母は努めて嗤つた

「頭の話は止してお呉れ。」私は、こわれものでも扱ふやうに靜かに首を振つた。

「つまんないなあ、あたし折角泳ぎが出來るやうになつたのにまた海へも行かれなくなつてしまつた。危い海なんだからあなたが一處に行つて呉れないと……」

「一度思ひ立つたことなんだから、ぼつぼつと手工に取りかゝつたら如何なの、風の？頭だけは後まはしにして置いても好いぢやないか、そのうちに私が昔の知つた人を訊ねて見ようぢやないか。」

「そんなに珍らしい風なら、好い加減でも關はないから早く拵えて見せて下さいよ、あしも好きよ、風あげは。」

妻も無造作に調子づいて傍からせきたてるのであつたが、寧ろ私はそれらの呑氣さ加減が悲しい程羨ましかつた。

「いゝや、俺はもうそんなことを考へてゐるんぢやないよ。別段氣分が惡いといふわけでもないんだ……他のことを……」と私は、故意に打ち消さうとしたが、聲の調子はひとりでに可細く芝居染みて消え込み、にわかに胸が一杯になる切なさに襲はれた。

「おやおや、もう泣き出すのかね。何といふ意久地のない男なんだらう、あの面を見ろ、泣くんならせめて顏を覆へよ。涙なんて見せられては此方は、笑ひたくなる位ひのものだ。」

「馬鹿野郎！」と私は、口惜し紛れに叫んで、ポンチ繪の虎が笑つた顏と假りに定めた風を睨みあげた。「泣いてゐるんぢやないや、これが俺のあたり前の顏なんだい。」

「頃合ひの風が吹いて來た、馬鹿にからかつてゐないで、もう少しのしてやらう。釣りの懸け具合が至極うまいので、

この分ではうつら〳〵と居眠りでも出來さうだ。春とはいひながら、ても快いお天氣だなあ！」

「あゝ、あんなに小さくなつてしまつた！ボーフラのやうに小さくなつてしまつた。あいつが、たつた今あんな憎いことを云つて俺をからかつた奴かと思ふと、何だかおかしな氣がする。おーい、おーい！」

だが、もう何の應へもなかつた。私は、飽くまでも未練深く眼をかすめてボーフラの姿を仰いでゐた。

「駄目かなあ！」と私は嘆息を洩した。

「氣分だつて紛れるよ、お拵えよ。」

「そんなに六ケ敷いの？頭と顏が？」と妻は、其處で私の氣分をそれに惹き込まうと思つたらしく膝を乘り出して私の顏をのぞき込んだ。

「うむ。」と私は、やつと凧のことに心を移したやうにして默頭いた。

「おばあさんが居たら解るんだけれどもね。いゝえ、私にも朧ろ氣には解つてゐるんだけれど？」と母も一層の乘氣を示して仔細らしく首をひねつた。

「駄目かなあ！」と私は、更に心底からの嘆息を洩した。私の腦裏にはボーフラの影だけがはつきりと印されてゐた。

「記憶！それに數學的の才能がない者には、記憶の見當が違ふので一切役に立たない。」母は自身が批難でもされたかのやうに思つて、顏をあかくした。「思ふと、私も上つてゐる小さい凧の姿しか思ひ出せない。」

「だん〳〵小さくなる。」と私は呟いた。……土堤の上の私達が、重箱を開いて辨當をつかつてゐると、忽然空地の一隅からワーッといふおだやかならぬ波のやうな鬨の聲が捲き起つた。見ると、むげ手の一團がまさしく敵味方の子を散ら

したやうにパッと飛び散つた。

「喧嘩かな？」

「毎年一度は屹度だ！」

「早く仲裁が入れば好いが？」

私と祖母と母は、同時に斯う云つて箸を置いた。口々に彼等は何事かを叫んでゐるのだが、遠いので意味は解らなかつた。それにしても喧嘩にしては何だか妙だな？と私は思つた。と、見ると彼等は一勢にスタートを切つて此方に駈け出した。

空には、何の變りもないボーフラがうつら〳〵と居眠りをしてゐる。

「お母さん、どうしたのでせう？」と母は祖母を振り返つて訊ねた。

「喧嘩かも知れない、立ちのこうかな？」

間もなく一團の駈け手は、砂を卷いて、滑走する巨大な磁石になつて次々にあたりの群勢を吸ひ込み、最初の何倍にも人數を增して、私達がおろおろと立ちあがつた丘の下に差しかゝつた。

「追つかけろウ――」

「糸が切れたア――」

私達は、はつきりとさういふ叫聲を聞きわけた。意味のない悲鳴が、爆竹の音のやうに耳をつんざき、渦になつて眼を眩まし、激流に化して私達の眼の下を流れた。人々の怖ろしく凄まじい形相が、柘榴のつぶてのやうに私達の眼前を寄切つて行つた。私は、思はず蹣めいて母の袂に縋つた。人々の眼は、極度に視張られて血走つてゐた。人々の百の眼

は一つになつて空の一點のみを凝視したまゝ、一勢に双手を高く差し伸して、烈風の如くおし寄せた。私達は、顔の大半を口にして悲愴な應援を求めながら、韋駄天となつて眞ッ先きに驅けて來る青野の主人を見た。はしよりもしない裾が、ひとりでに肌脱ぎになつた袖と一所に尾となつて跳ねあがり、胸板に西陽を浴び、太腿を露出した彼は、差し伸べた兩手の先きを次の瞬間には凧をひつかけてしまはうとする熊手にして、白足袋の跣足で驅けて來た。私達は、紋付きの夏羽織を昆布のやうに飜がへして猪の勢ひで突喚して來る山高帽子の村長の淺猿しい姿を見た。續く多數の勢子達も、口々にあらゆる驚嘆詞を絶叫しながら、身を忘れて、一樣に天空を指差して——誰も彼も足許などに氣を配る餘裕はない、空の一點以外に視線を放す者はない、亢奮の絶頂に置かれた彼等は、夢中になつて驅けつては、ピヨンと跳ねあがつて無駄に虛空を握む、今にもつかまへて見せるといふ必死の意氣が露骨に彼等の五體にみなぎつてゐるのだ、彼等一同は一片の食物の影を見誤つて滿腔の憧憬を寄せた動物のやうに、理性を沒却し常識に追放され、ひたすらに無知なる性急に逆上して、思はず跳ねあがつては空を握んだ、驅けては又飛びあがつて空しく拳固を拵える、全くの無駄事を繰り返しながら息の切れも知らずに驅けて來た。三間驅けたかと思ふと三尺飛びあがる、果物をもぎとらうとでもするやうに素早く身構えては、輕やかに跳躍する……さういふ動作を間斷なく續けながら、不思議とすみやかな速力で驅けてゐる。彼等は、見ずにハードルを巧みに飛び越え、——一途に天を凝視した阿修羅になつて驅けてゐる。稍おくれて續く者共は、手に手に竹の長竿を打ち振りながら、同じく身を忘れ、奇妙な跳躍をし續けて一散に驅けて來た。

私達だつて息をつく間もなかつた。どんな言葉を放つ間もなかつた。唖然として立ち竦んだ儘だつた。忽ち、この驚くべき Cross country racer 達の目眩しい流れは、地をゆるがせて一陣の風と共に私達の眼前を通過すると、本當に

猛烈なあの Fox Trot を踏みながら、まつしぐらに野を越え、丘を蹴り、畑をよぎつて、見る間に指呼の彼方に影を沒した。

「あの凧の糸が切れたのだらうか、さつきと同じところに止つてゐるやうに見えるけれど——」と私は、漸く言葉を得て嘆聲を交へながら母に訊ねた。

「ほんとうにね……？」と母も蒼ざめた顏に不思議な眼を視開いて、私と同じく呆然と空の小さな凧を見あげた。「あれ位ひの高さになると、一寸とは遠ざかつて行くのが解らないのだね！」

祖母は、丘に腰を降すと聲を擧げて神に念じた。そして、青野の凧が村としての自慢の凧であることや、二度と拵えるわけに行かない昔からの丹精がこもつてゐることや、あれは他所のと違つて張り合ひなどはしないでも濟まされてゐる特別な凧である。だから誰も彼もが自分の凧を棄てゝあのやうに血相を變へて追ひかけて行つたのだ等のことを、涙を拭きながら述懷した。

母の眼にも涙が宿つてゐた。母は、震え聲を忍ばせて、

「あれあれ！解るよ、御覽な、もうあんなに小さくなつた。」と私に告げた。

凧は、ほんとうのボーフラのやうに小さくなつて靜かに浮いてゐた。凧のことはそれほどでもなかつたが私は、祖母や母の涙に氣がつき、そして小さな凧を仰いでゐると、だんだんに涙がうすら甘く込みあげて來るのに氣づいた。睫毛がぬれて凧の姿が眺めにくゝなつて私は、まだ切りに上ばかりを仰いでゐる母の蔭にかくれて、そつと首垂れた。凹地の廣い芝生は、もう祭りの翌日のやうにひつそり閑として、竹の皮や紙屑と一處に鮮やかな陽炎がゆらゆらとしてゐた。

「あれッきりなんだ、だから如何しても思ひ出せないんだ、小さ過ぎる……」
「小さいのを拵えるんだと云つてゐたぢやありませんか、あなたは?」と妻が云つた。
「凧のことぢやないんだよ。他の……」と私は、言葉を濁したが、あくまでもはつきりと浮遊してゐる小さい凧の印象以外のことでは、何の紛す言葉も知らなかつた。凧を話材にされると私の氣分は、滅入り込むばかりであつたにもかゝはらず――。

解つてゐる部分だけを眼近く取りあげて幾度となく私は、夢を拂つて細工に取りかゝらうと振ひ立つたが、いつの間にか私の心身は共に疲れたと見えて、實務に對する凡ての働きが臆劫になり、數理的の觀念が消えて、反動の如く強く徒らに妄想病が募るばかりであつた。妄想の範圍は、あの凧のあれだけの姿に限られてゐた。

頭や顏ばかりではない、尾の附け方だつて、胴片のつなぎ具合だつて、脚の釣合ひのとり方だつて、釣の掛け方は云ふまでもなく、塗料のあんばいだつて――一途に心が狂奔するばかりで、今はもう部分的に手に取つて見ようとすれば何も彼も滅茶滅茶で凡てが手の施しようもなかつた。そして、たゞボーフラのやうに小さい凧が空の一點から切りにまねいては嘲笑ひ、私の悲慘な憧憬を彌が上にもたかぶらせながら、絶え間なく白日の夢に髣髴としてゐるのであつた。

三

「ゆうべもまたあなたは宿をあけたでせう、毎晩毎晩何處へ行くの?」

妻は、胡亂な眼差しで私を屹と睨めた。あたりが薄暗くなつたのを待ち構えて私は、四五日前から引き移つてゐる海邊の寮舍を毎晩空にするのであつた。今も私は、出かけようとして玄關に立ち現れたところを彼女につかまつたのである。

「晝間だつてあたしは、さつきも來て見たのよ。」

「晝間も！」

「毎日のぞきに來てゐるわよ。」

「……」

私は、わけもなく酷くたぢろいだ。別段妻に見つけられて後ろ目たい思ひをしなければならないといふやうな種類の行動を爲してゐるわけではなかつたのに私は、愕然とした。

「變だ！」と妻は、私の態度から自分の想像が當つたと思ひ違へて、眼を据えた。「ゆうべは、あなたはとう〳〵歸つて來なかつたんぢやないの、ちやんと解つてゐる。」

「お前は――」と私は靜かに諭さうとしたが、妻の想像に辯護すると思はれるのも嫌だつたし、また思ひ返して見れば前夜の自分の行動も酷く曖昧でとらへ處もなかつた。「そんな疑ひを持つものぢやない、自分の氣持を汚すばかりでなく此方の氣分を……」

「へんッ！」と妻は、鼻先きで卑しくせゝらわらつた。「何が氣持さ！」

私は、私自身を妻の立場から眺めて殘酷に感じた。私は、相手からさう見られることに怯えを感じた。だが、說明の仕樣がなかつた。此方が、たぢろげばたぢろぐ程妻の嫉妬を掻きたてるやうなものだつたが、沈默を保つてゐるより他に方便がなかつた。斯んな場合に妻を慰撫する術もあつたが今の私はそんな餘裕もなかつた。

「吾家ではお母さんやあたしの手前が具合が惡いもので、それで勉强だとか何とかと吹聽して斯んな處に移つたに相違ない。」

「それは、さうだ。」と私は、思はず實際の氣持を表白した。私は、窓に腰を降して海の上を見晴した。寸暇もなかつた激務の間に、ふと休息を持つたやうな靜けさを感じた。

「それは、さうだつて？」と彼女は、苛立つて唇を震はせた。「まァ、何といふ圖々しいことを平氣で云ふ人だらう！」

「…………」

こんな海の傍に居ながら、この靜かな夕暮の海邊の景色を眺める閑もなかつたのか！俺は！……！私は、帽子をかむつた儘何時になく落着いて、暮れて行く海原を眺めてゐた。

「机の上にはペン一本載つてゐない。部屋中には本一冊見當らない。約束のハガキは書いたの、東京のお友達に？」

「さうだ、忘れてゐた、エハガキとペンとインキを買つて來て呉れ、大急ぎで――あゝ、惡いことをしてしまつた、此方で會ふ約束がしてあつたのだ。遊びに來て呉れるんだ、俺が此方に居る間に――。」

「だから吾家に引き上げたら如何？どうせ斯んな風にしてゐる位ひなら……」

「云ふのは、たゞ面倒だから止めてゐるが俺は何もお前が想像してゐるやうな惡い生活を此處に來てしてゐるわけではないよ。」

「だからさ、吾家で風でも拵えてゐれば好いぢやないの、折角思ひたつた仕事なのに？」

彼女は、私の想ひなどには夢にも氣づかずに强ひて氣嫌を直して、そんなことをすゝめた。

「餘外なことを云はないで呉れ。」と私は、弱々しく歎願すると、にわかに悲し氣に頭をかゝえて其處に打ち倒れてしまつた。まつたく私は、吾家にゐると母や妻が空しく風の製作を私にすゝめ、内心の私の火よりも强い風の製作慾に責めな幻滅を覺えさせられることの苦痛から逃れるだけの目的で此方に引き移つたのである。若し私は、斯んな風にでもし

たら凧のことなどは容易く思ひ切れて、創作にも取りかゝれるかも知れないといふ望みも抱いて來たのであつた。

歸りになつて見ると私の凧に對する憧憬は、何のはゞかる者もなくなつた爲か、吾家に居る時の狀態とは全く變つて、實はに身を焦し始めてゐた。私は、一部屋に居ても寸分の間も凝つとしてはゐられなかつた。腕を組み首をかしげて、檻の中の動物のやうに奇々と歩き回つた。暫く遠ざかつてゐた洋酒に私は再び慣れて、一回りしては一杯宛傾けた。盃を片手にして私は回り燈籠の影繪のやうにグルグルと堂々回りをした。床に打ち倒れてボーフラのやうに身を悶いた。毒藥を嚥んだ者のやうに髮の毛を掻き毟つて、空壜に等しい頭を揺つた。その擧句の果、泥醉はしてゐるものゝそれだけ一途に凧を追つてまつしぐらに夜の街に飛び出すのが常だつた。

故郷の町であるのに其處は全く私にとつては見知らぬ街だつた。といふのは、あの大地震の後に上京した私は、時々此處に歸るのであつたが、いつも何故か無性に人目をはゞかつて、逃げるやうに眼を覆つて母の家に行き着く以外には何處にも出なかつた。だから私には、一朝の間に消え失せた曾ての薄暗い古びた街の印象より他はなかつた。

私には見當もつかない。道幅の廣い瓦斯燈が晝のやうに煌いてゐる樹木の一本もない不思議な街を私は見た。私は、此邊こそ暗い横丁だらうと思つて逃げ込むと、其處にはペンキ塗りのバーやカフエーが軒をそろえて客を招んでゐる。たしかに知合ひの茶屋のあたりだと思つて、一散に驅け込むと活動寫眞館だつた。知つた人の影にも遇はないのは私にとつては幸ひだつたが、せめて知合ひの茶屋の行衛を往來の人を捉へて訊ねて見ると空しく言下に首を振られる。カフエーなどは停車場の前より他には無かつた筈だ。私が母家を離れて住んだことのある竹藪を背つた家の跡らしいあたりには、支那そば屋と氷屋と居酒屋が竝んでゐる。母家の跡には銘酒屋が立ち竝んで景氣の好い三味線の音が鳴つてゐる。私は隣りのバーによろけ込んだ。

「あんた東京の學生さん？」

「うむ……。」

「おゝ、嬉しい、妾も東京よ。」

また隣りの洋食屋に私は移つた。「いけ好かないアンちやんだよう、誰がおなじみなのよ。藝者が招べるのかだつて、斯う見えてもちやんと屆け濟みよ。ふんとに人が惡い、しらばつくれて！」

……往來に轉げ出ると、思ひも寄らぬタクシーが通つてゐる。「青野に會ひたい、あいつが俺のことを忘れてゐるにしても、あいつの顏を見るだけでも俺はいくらか救はれるだらう。」——屹度私は斯う呟くのである。夢中で私は、一里あまりあるB村に自働車を飛ばせるのが常だつた。私は、大聲を擧げて腕を振り地團駄を踏んだ。私は、青野の父や村長の後に續いた決死の勢子達の一員に花々しく吾身を投じた陶醉をはつきりと味つた。

青野の家は、以前の姿をあたりの景色と同様に全く滅ぼして、丘の一隅に粗末な洋館に變つてゐる。闇の中に一點の灯が浮んでゐる。畑を越えた一軒家である。

「もう來る時分だと思つてゐた。妾、今日あんたの家へ行つてたつた今歸つて來たところなのよ。アラ、歩けないの！」

「青野が留守のことは解つてゐる筈なのに……あゝ、俺はまた來てしまつた。」

私は、救けられて長椅子に腰を降すと共に直ぐに跳ね上るのであつた。「青野に會ひに來たんだ。……ぢや、さよなら。」

「毎日繰り反してゐる。失敬ね、突然來て、突然さよなら！」

「あの頃は、まだ冬ちやんは赤ン坊の時分だつた、だから冬ちやんは知るまい……」

「昔の話は御免よ。今日もあんたのお母さんから昔の吾家の話を聞されて、退屈してしまつた。何んなことを聞いても妾は何とも思はない、だつて今の生活が氣に入つてゐるんだもの。あんたも東京なんて止めにして此處の隣りに斯んな家でも建てないこと、千圓位ひで出來るつてさ、土地はタヾでやるわ。」

「兄さんは何時歸るだらう?」

「解らないんだと云ふのに!……」

「うむ、これで好い。さうだ、冬ちやんも飲むんだつたね。」

冬子が棚から取り降した洋酒を私は、勢ひ好くあをつた。「おや、此處にお父さんの油繪が懸つてゐた筈だが、あれはどうしたの?」

さう云つて私は、壁を指差した。確かに其處には兄妹の兩親の肖像畫が一對竝んでゐたのだ。私は、兄妹の父親の肖像が見たかつた。――今見ると其處には冬子の寫眞が、大きな金縁の額に入つて懸けてあつた。

「それは去年のことぢやないの?」

「さうかなあ!あのお父さんの肖像も僕にははつきり殘つてゐる。」

「肖像も?」

「いや、肖像畫があり／＼と殘つてゐる。」

「何をそんな處ばかり眺めてゐるのさ。妾は古い吾家のもので何にも欲しいと思ふものはないけれど、あの馬だけには未練がある。」冬子はさう云つて馬上姿の自分の寫眞を見上げた。私は、其處にあつた筈の父親の肖像畫に未練を繫い

でゐたのだ。

「さうだらう、冬ちやんはあの馬と一處に育つたやうなものだからね。」

「まさか――」と冬子は、つまらなさうな苦笑を浮べた。彼女の眼は、此方の顏を眺めてはゐるのだが、例へれば、その網膜には實在の物は映つてゐない、何か形のない物を視詰めてゐる、明るく惱みなく一途に何かを見透してゐる――そんな風に圓らに光つてゐるのだ。彼女の眼蓋は、殆んど眼ばたきを見せない。彼女の唇から洩れる言葉は、彼女にとつては徒然に吹く口笛に過ぎない――そんな感じを私に與へるのであつた。私は、惡酒に醉ひ痴れて、一途に風の影を追つてゐるのみなのだ。そして彼女の吐く言葉も私にとつては遠い囁に過ぎなかつた。二人は勝手に辻褄の合はぬ言葉を交してゐるに過ぎない。それが何處かの點で稀に對照されたに過ぎない。……彼女は私の顏を眺めてゐる。私も亦彼女の顏を眺めてゐる。だが私の網膜にも彼女の顏は在りの儘には映つてゐない。卑俗な私の眼は、せめて兄弟の父親の眼に觸れて心細い風の憧れを活氣づけずには居られなかつたのである。

「妾は馬に乘つて駈ける夢は、今でも見て、風になる程心が躍る……あれは妾にとつて一種の秘術な快樂だつたから……」

私が極力止めるのも諾かずに冬子は、馬小屋に忍び込んで「お父さんに見つかると叱られるんだが、妾は夕方如何してもこれに乘つて遊んで來ないと夜眠れないのよ。」

さう云つて私にも一處に乘れとすゝめた。もう私は、たしか中學の初年級に入つてゐた頃だつたらう、私は酷く小柄な少年だつたが、私が前に乘つて、手綱を持つた冬子が私の背後に股がると彼女は首をすぼめて漸く私の胴脇からでないと前方を見ることは出來なかつた。彼女は、臆病な私に樣々な警告を與へながら次第に馬の速度をはやめた。私は

酷くテレ臭い格構で石のやうにギゴチなく凝然としてゐるばかりであつたが（私は正當な乘手になつて前方を視詰めてゐるわけにも行かなかつた、羞み笑ひを浮べる程の餘裕もない、と云つて餘り悸々するのも自尊心に關した。私は主に蹄の音に耳を傾けてゐた。）背後の冬子が如何に爽快に已れの五體を自由な鞭に變へて、毛程の邪魔もなく私の身を輕輕とその翼に抱き、如何に見事な騎手の役目を果してゐるかといふことが、安んじて窺はれた。安心がなかつたら、あのやうに一散に駈る馬の背に一時たりとも私が乘つてゐられる筈はない。

冬子は汽笛のやうに唇を鳴らした。

「こわくはないだらう！」

「あゝ。」と私は默頭いた。

「さうだ、もつと體を前にのめらせて！帆になつては駄目よ。……馬場まで行くのよ。」

「大丈夫かい？日が暮れやしないのか。」と私は、聲色だけは威嚴を含めて呟いた。

「普段はもつと遲く出掛けるのよ。夕御飯の仕度が出來た頃に、一寸と姿は紛らせて。」

冬子が知らない頃に凧上げの場所だつた盆地が、その頃は競馬場に變つてゐた。馬場に來ると大概私は、自分から降りて見物者になるのが例だつた。

冬子を乘せた彼女は、裸馬のやうに自らスタートを切つた。冬子は、小さな白い顏をぴつたりと馬の首側に吸ひつけて、振動に一微の抵抗も示さずに肢體をその背に沈めてゐるので、夕靄が低く垂れこめてゐる時刻の爲もあつたらうが、眼前をよぎられても私は乘手の姿を認めることが出來なかつた。放たれた馬が氣儘に狂奔してゐるとより他は見えなかつた。

たゞ私は、眞向きに馬に面した刹那々々に、鼠の陸に異狀な鋭さを放つて霜を突き射してゐる二つの眼球を視た。馬を見失つて、光る視線に射られた。

「馬乘りなんて賴まないで、冬ちやんが出たつて平氣だね。」と私は、何よりもあの眼から壓迫を感じて、言葉を代へて感嘆した。

「それア。」

彼女は當然のことのやうに聞き流した。――「だけどお父さん達は妾がこれの傍に寄つたこともないだらうと思つてゐるのよ。叱られたつて怖くもないんだが、妾何だかそれが面白くつてワザとかくれて、これと遊んでゐるのさ。競馬の前になると、いろんな奴が集つて大騷ぎで練習をするんだが、妾程うまくやれる奴は一人も居ないわ、それを妾は知らん振りをして遠くから眺めてゐるのが、何だか好きで――」

私は一寸と反感も覺えたが、そんな事を云つてゐる冬子の樣子に得意氣らしいところも見えず、嘲笑の色もなく、寧ろ寂し氣な氣合さへ感じられたり、その上私は彼女に安らかな依賴心が起きて、變な夢心地に陷ちてしまふのであつた。――亞々と鳴る蹄の音を、私は和やかな自分の鼓動のやうに感じながら、もう殆んど暮れかゝつてゐる野路を駈けてゐた。行きがけと違つて自分も一個の騎手になつてゐるかのやうな面白さに打たれ、背後に冬子が居ることも忘れて、有頂天で手綱を握つた。

「お父さんは何時々々分から競馬に凝り出したんだらう。死ぬまで妾達は氣が附かなかつたが、馬の爲だけでもあらまし吾家の財產は借金に代つてゐたらしいのよ。」

「……………」

屍以來であることを私は傳へ聞いたことがある。今私の胸には、あの主人が屍を追ひかけて行つた時の二つの炎えた眼だけが烙印になつて殘つてゐるのだ。私は、主人の肖像畫の後を追ひかけてゐた。

「馬鹿〳〵しい熱情家さ。何かしら變な目的を拵えて、それに夢中になつて、慌てゝ死んだやうなものね。……癡に觸つたから妾、肖像畫も懸け換へてしまつたのよ。」

「あの肖像畫を見せてお呉れ！」

「厭アよ、そんな大きな聲を出して！」

「何處に藏つてあるの？」

「兄さんが賣つてしまつたわよ、無理におしつけて、叔父さんに。」

「叔父さんに?!」

「學生時分に妾が行つてゐたことがあるでせう、英語の勉强とかに…横濱の――。此頃、外交官になつて、變な國に行つてゐる。」

「俺、俺……僕は、知らない、そんな叔父さんなんか！あゝ、それは、ほんとに……――

「兄弟の肖像だから買つたといふわけぢやないんだわ、屹度！　あの見得坊が、あんな變挺な姿の繪なんぞを若し人にでも訊かれて、ハイこれは私の兄であります、なんて吹聽出來る筈はない。吾々の故郷では當時斯樣な姿をしてゐたものです、それ位ひの愛嬌で、ほんの標本にされてゐるだけなんだ。」

「………」反抗心をそゝられて私は、屹つと脣を嚙んだ。

「ハ、、、、さう思ふと、一寸と氣の毒な氣もする。あの保守的な親父が變な國の應接間かなんかの曝し物になつて

ゐるかと思ふと――。」

「……君の、ものゝ云ひ振りの方が寧ろ怪しからんよ。」

「チエッ！」と冬子は、鋭く舌を鳴した。私は、ギヨッとして彼女の顏を見直したが、其處には、私の存在の氣合もなかつた。彼女が何に向つて舌を鳴したのか私には、計り知れなかつた。彼女は、終始變りのない眼ばたきの少い眼を、ゆつたりと視張つてゐるばかりだつた。

「僕こそ、あの肖像畫が欲しかつたんだがな――」

私達は、別々な想ひに煩つたまゝ對坐してゐるのだ。彼女が呟く言葉は自身に取つては末梢的なものに過ぎないやうだつた。――たゞ、顏を見合せてゐるばかりだつた。

「賣る奴も馬鹿なんだけれど、もう半分自暴にもなつてゐるらしい、兄さんは――」

彼女は、近頃の青野の愚かし氣な動靜を語つたり、また彼等兄妹が舊知の人々から如何な風に取り扱はれてゐるかといふことも告げた。氣狂ひ兄妹だと云つて、誰もが相手にしなくなつてゐる……

「考へるまでもなく、それも無理はないんだけれどね……。あんた知つてゐるわね、妾は子供の時分からの癇性で髮の毛を長くしてはゐられない、子供の時の儘で、ずつと斯う斷つてゐるのを？　こんなことまで今更、氣狂ひの附け足しにして何とか云ふのよ。」

「この間うちそんな風な頭がはやつてゐたらしいが――」

「どうだか知らない。」……正常な交際を續けてゐるのは私の母より他になくなつたが、此頃では如何かすると何處か母の態度にも此方を病人扱ひにしてゐるやうなところも窺はれる、だから此方からはなるべく訪れないやうにしてゐる、

今では他人と言葉を交へるやうな日は滅多にない、源爺やだけが昔ながらにたつた一人殘つてゐる、そして妾達の世話をしてゐて吳れる、それは――と彼女が、續けやうとした時に、私は突然膝を打つて歡喜の聲を擧げた。

「源爺やが居る！そんなら僕は今直ぐに訊きたいことがあるんだ！」

冬子は、私の樣子には氣附かないやうに言葉を續けてゐた。「妾達は、爺やに給料を拂ふどころかあべこべに、世話になつてゐる、この家だつて……」

「起したつて好いだらう、何處に寢てゐるの？僕は會ひたい！」

この家だつて彼の出費で建築されたんだ、ひよつとすると彼は少しばかりの財産を妾達に讓らうとしてゐるらしいが……などといふことを冬子は續けてゐたが、今にも私が部屋から飛び出さうとした時に、彼女は靜かに私をおしとゞめた。「會つたつて駄目よ。あれも頭が妙になつてゐて妾と兄さんの顏だけしか覺えてゐないのよ。そして、酷い聾者になつてゐるの。」

さう云つて彼女は、私も時々それに眼をつけて何に用ひるものなんだらうか？と思つたが、訊ねる際もなかつた手製らしいメガホンを取りあげると、扉をあけて、「オーーッ」と鳴らした。

「爺やと話すんなら、あんたもこれで云はなければならないのよ。だけど、これを使つたつて言葉は通じないのよ。たゞ合圖だけのことよ。私達の間には、いつの間にか十通りばかりの合圖の種類が出來てしまつて、それで一通りの用事は足りてゐる。あれは、字は何も知らない。」

私は、頭をかゝえてドンと椅子に落ちた。

オーツといふのが呼聲の代りだと見えて、間もなく源爺は直ぐ隣室から現れて冬子の傍に來ると、昔のまゝな円滿な

微笑を湛えて、ちよこなんと主人の足もとに坐つてゐた。

「お前は達者で好かつたね。何よりも先に、僕はお前に訊ねたいことがあるんだよ。お前ならば屹度知つてゐるんだ。」

私は、懐しさの情に溢れて、冬子の云つたことなどは忘れて、思はずしつかりと彼の手を握ると、烈しく打ち振つた。

「駄目よ、何と云つたつて。」と冬子は、寂しく笑ひながら徒らにメガホンを私に渡した。源爺は、にこ〳〵と笑ひながら、自分で持つて來た盃をとり出して、有りがたさうにいちいち戴きながら傾けてゐた。向方で獨りで今頃まで晩酌をしてゐたらしい私達のとは別な酒を其處に運んで樂しさうに飮んでゐた。

「もう一度若しそれを吹くと、今度は歸つて行くのよ。時々妾達は斯うして向き合つて夜の更けるのも忘れるんだが、爺やはこれが何よりもの樂しみなのよ。」

私は、空しく壁を眺めて、涙に似たものを堪へてゐた。（あゝ、あの粉もそんな遠い國に行つてしまつたのか、俺は何處まで獨りであの凧を追はなければならないのだらう、あゝ、あの主人の眼が懐しい。）

「それでも兄さんは、仕事を探すと云つて出歩いてゐるんだが、おそらくA町あたりの obscene house（ナンバー・ナイン） あたりにもぐつてゐるに違ひない、と妾は思ふんだが……」

「さうだ、あの邊の小料理は悉くナンバー・ナインの類ひらしい、A町だ、昔の吾家のあたりだ。だが、吾野はあの邊には居ない。」

私は、漠然と吾野の行衛を考へたり、握つてゐるメガホンを覗いて、どうしたならば自分の音聲を源爺に通じることが出來るだらうかなどといふことに空しく思案を傾けてゐた。

「ぢや、東京かも知れないね。」

「何のために行くのかと訊かれても返答の仕様もないので僕は、吾家（うち）の者にこゝに來ることは云はないでゐるんだが、吾家では僕が惡い遊びにでも行くのかと疑つてゐる。」

「あんたと同じやうなことを兄さんも何處かで演じてゐるのかも知れないね。」

「えツ、何が？　どうして！」と私は、何だか譯がわからぬ氣がして問ひ返したが、彼女は、私の言葉は耳にも入らぬやうに、變らぬおだやかな調子で呟いでゐた。

「あゝいふ種類の熱情家が、財産を失ふといふことは悲慘ね。」

「あゝ、俺はあいつに遇ひたい！」と私も私で獨り言のやうな嘆息を洩した。

「兄さんは、顏は、妾の知らないお母さんにそつくりなさうだけれど、心はお父さんそつくりなのよ。」

「さうかしら……」と私は、わけもなく聲を震はせて叫んだ。

「そして妾はね、兄さんとは反對で顏はお父さん似――」と云つた冬子の聲が、私の耳に奇妙な新しさを持つて響いた。彼女の言葉は、私の心持を洞察しきつてゐるかのやうに響いて、私に、安んじて依賴せしめるやうな朗らかさを感じさせた。「お父さんの顏を思ひ出したかつたら、好く私の顏を見ると好いんだ……」

「………」

何かに打たれたやうにぴりツとした私の眼の先に

「ほうら！」

さう云ひながら、戲れるやうに眼を視張つて彼女が顏を突き出した。凝つと私はその眼を視詰めて

「さうだ！　俺は今迄氣がつかなかつた。」と云ひ放つた。……（だが、主人の眼とは違ふ。主人の眼は俺にこのやうな靜けさは與へて呉れない？）

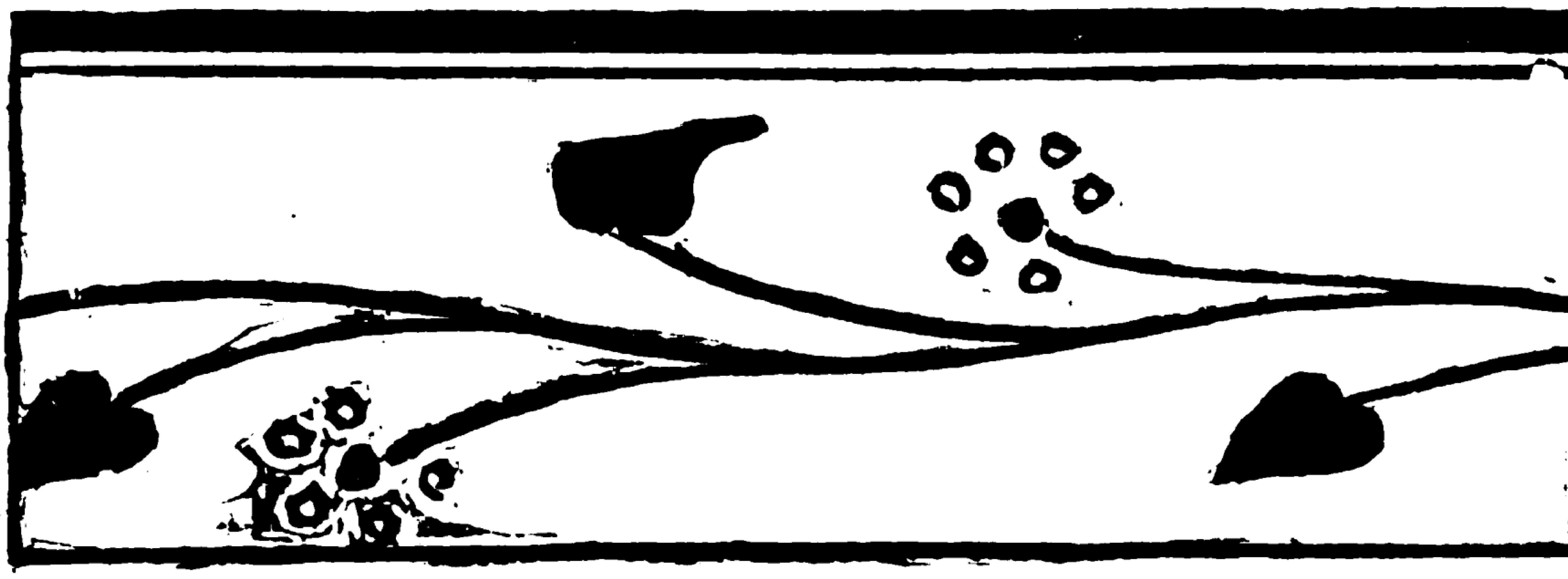
多子は、私に示したことは忘れたかのやうに、いつまでも、無心氣に、私の眼近かで視張つてゐた。私は、その視線に、鋭く、小氣味好く、快く、突き刺された。——耳を澄すと、蹄の音がした。爽やかな鬣が私の頬をさらさらと打ち撫でた。風笛のやうに鳴る口笛を感じた。私は、巧妙な騎手になつて、風を切つて駿馬を飛ばしてゐた。夕靄の中に光つた、彼女の眼があつた。——私は、「ボーフラ」の姿が、次第に近づいて來るのを、凝つと鬣の陰から打ち仰いで、微笑を感じた。

「さう思はない？」

「……」

私は、はつきりと展開されてゐる私のあの幻の中だけに生きた。私の心は、五體を鞭にして、唇を鳴し、馬を驅つて、まつしぐらに風を追つてゐた。——私は、一寸（いつすん）眼近かに多子の瞳に自分の視線を吸ひとられた刹那に、極度の痴醉に惑極まり、其處に顔希のゐることも忘れて、奇聲を放つと同時に彼女の頬を兩手の平でぴつたりとはさんだ。……

同じやうな夜ばかりが私に繰り返されてゐたのだ。だから幾部分かのこの章の動詞は寧ろ Present Narration に綴るべきが、現在の私の心域に照しても順當なのだが、今は青野兄弟も共々に面會の許されない或る腦病院に入院してゐるのでもある故、一先づ過去のかたちに統一して叙したのである。



村の野菜洗ひ場

——(喜劇一幕)——

相馬泰三

人物

百姓　佐八
同　門平
同喜平治の妻
村の醫者　高木老人
その他、村の女房たち、少年たち、年寄りたち、合はせて十四五人。

時　秋　午後から日くれ

舞台　池(大きくない、といつて、あまり小さくもない)のほとり——村の野菜洗ひ場。下手寄り、百姓喜平治の屋敷の一部——藁にほ、柿の木、竹藪、奥の方に開けつぱなしにしてある土間の入口が見えてゐる。前面左右に通ず

る路、中ほどから岐れて池に添ひ正面奥下手へ、百姓家の蔭へ消えてゐる。百姓女たちが五六人、せつせと野菜の泥おとしをやつてゐる。子供たちが、あとから〳〵とそれを、あるものは道ばたに置いてある荷車に積みこみ、他のものは天びんで、または手に携げ、抱へなどして各自(めい〳〵)の家へ運んでゐる。

見物には見えないが、舞台からは、上手池の向ふに、木立をすかして遠く田畑、街道、用水堀、寺の屋根などが見えてゐる心持ち。

人々の會話は靜かにゆる〳〵、幾分咏嘆の調子ではじまり、中ほどにぎやかに饒舌、おはりの部分は慌たゞしく、やがて急速にめちやくちやな混亂に陥る。

（一）

――はあ、まだをしめいにやならねえのか。

――もうちつとだ。

――おらア、へえ、厭(いや)んなつちまつただよ。

――そのかはり、あした、市(いち)から歸(けへ)つて來たら、駄賃をあげるだからな。

――だつて、おらア、馬小屋の掃除もしなきあなんねえだもん。

――そんなこと、あしたにしたつていいだ。（女たちに）おかしな野郎でな、あれは。馬のことと、家鴨(あひる)の世話だけは自分の仕事にきめてゐるもんだから、はたから彼れ此れ云はれねえでもきちん〳〵やるかはり、ほかの事といふと、直ぐに愚圖り出しやがるだ。

――お前んとこの子なんか出來のいい方だよ。おらアとこの餓鬼と來たら、なりばつか大かくても、頓馬で、やくざで、何一つやらせるにも目が放されねえだからな。仕事によつちや、手傳えさせて、却つてはかがいかねえつて勘定になるだ。

――そこへ行くと、お前んとこなんかいいな。一番上が女の子で、それに、もうあんなに大きくなつてゐるだからな。

――ところが、あの子と來たら、百姓が嫌えだの、田舍で暮らす氣はねえのつて生意氣云ひやがつて、どうしても野良仕事に出たがらねえだもん。それに、何でもつて云ふもんだから高等科へ出してあるんだが、今度のことで長えこと休ましてあるんで、それで、そつちのことばつか氣にして、どうかすると、めそ〳〵泣き出したりしやがるんで手におへねえだ。

――おみよさたちのやうな年頃にもう一度なつてみてえだな。さうしたら、おらアだつて、きつと、どこか都會へ行つてしめえたくなるだ。

――さういや、おらア、もうちつとで小須戸の横丁の豆腐屋の嫁になるところだつただよ。惜しいことをしたつけな。

――出放題もいい加減にするだ。その前にちやんとあの人といい仲になつてゐたくせに！

――はゝゝ。

――それによ、豆腐屋ぢや、百姓とどれほどのちげえでもあるめえにさ。

――はゝゝ。

――おらアところでは、まだ麥蒔きもしてゐねえだ。

――おらアとこぢや、甘藷を半分掘つて、それつきりにしてあるだ。

――豆も干しておかなくつちや！

――そんなことを云ふけど、おらアとこを見さつしやい。五才をかしらに三人の子持ちぢや、てんで、田ん甫も畑もあつたもんぢやねえてば。

――一年ぢゆうで一番忙しい季節によ、村ぢゆうの男共に見放されたんぢや、どんな仕事だつて、どうせ、みんな半ちくになつてしまふなあ知れ切つてゐるだ。

――こんなことがいつまでも續いてゐたら、これこそ、くらしも何も立ててなんかゆかれるもんかよ。

――さうだとも！

――それに、山はもうあの通り眞白だ。このまま冬になつて、雪に埋まつてしまつたらどうしやう。おらア、何よりもそれが氣がかりでならねえだ。

（二）

上手から、遠く、ときの聲がきこえて來る。

――ああ、またやつてゐる！

――まあ、なんてでつけえ騒ぎだ！

――何でも、めい〳〵が指を切つて、印形のかはりに捺すだとよ。

――そんなことをして何にするだ？

――誓を立てるだな。

――だから、みんなで一旦きめたことは、どんなことがあつても破ることは出來ねえだとよ。

――何でも、あの衆たちの間ぢや、大變おそろしい約束が出來てゐるんだとな。

——間違えがおこつてくれなけりやいいがの。

——ほんにさ。

——おらア、何だか、急に寒むけがして來たが。

——でも、今日で、とにかく、一片づき片がつくだな。

——どうか、組合がゐの勝ちになつてくれればいいがの。

——うまく行けあ、今度はうんと樂が出來るつてことだ。

——男共に聞くと、みんなそんなことを云ふだが、おらアなんかにや、どうしてもそんなことは考えられねえだよ。

——だつて、まんざら當てがねえこともねえだな、きつと。

——さうよな、組合だ〳〵つて毎日のやうにあの寄り合をやり初めてからだつて、かれこれ半月にはなつてゐるだ。その手前にだけでも、何か、ちつとはいい事がなくつちや。

——さうだとも！

ときの聲（前と同じ）

——あんなにして一所懸命でやつてゐる矢先き、こんなことを云つちや濟まねえが、おらアの考えるにや、村の衆がみんなあの北海道がへりの仁助どんに欺されてゐるやうな氣がしてならねえだよ。

——まさか、そんなこともあるめえさ。

——仁助どんは、ほんとに豪えだとな。

——さうだつてことだ。

——法律のことでも何でも、みんな、ちやんと心得てゐるつてことだ。

――裸一貫で飛び出して行つて成功するだけあつて、どこか普通でねえところがあるだな。
――何でも、北海道の銀行に、うなるほど金が預けてあるツてことだ。
――北海道つて、一てい、どんなところだらうな？
――何でも、えらく荒つぽいところだつてはなしだ。
――畑で仕事をしてゐると、たまには、大きな熊が山からのそ〳〵と下りて來たりするだとな。
――おつかねえだな。
――どこへ行つても、二抱えも三抱えもあるやうな、でつけえ樹が始末におへねえほど生えてゐるだとな。
――それを切り倒して、燒き拂つてしまふだつてよ。
――何のためにや？
――さうしねえと、開墾が來ねえんだな。
――もつてえねえこつた！
――馬鈴薯ばつか食べてゐるんだとな。
――いい時にはうんといいが、そのかはり、惡いとなると、それこそ、何十萬もの身代が一ぺんにふいになつてしまふくれえ何でもねえだとよ。
――そんなふうだから、みんなの氣が荒くなるだな。
――きつと、さうなんだな。
――仁助どんは鐵砲だの、仕込み杖だのつてものを、いくらも持つてゐる用だ。
――ピストルだつて持つてゐるだ。

――おらア、どいふもんだか、あの人の眼附きが氣に入らねえだよ。
――おめえのお婿さんにするぢやあるめえし、そんなこと、どうだつて構はねえでねえかよ。
――さうでねえだ。ああいふ眼附きをしてゐるものは、心の中で何かしらたくらみを持つてゐるもんだよ。
――村の衆に云はせると、また、そこがいいらしいだな。何でも、人相が惡いくれえな人間でねえと、でつけえことはやり遂げられるもんでねえ相だよ。
――小作人組合は仁助どんがこしれえたにちげえねえが、それだからつてよ、幹部が揃えも揃つて、みんなあの人の親戚だけだつてのがおかしいでねえか。
――そりや、思ひちげえといふもんだ。初めに、村の衆が旦那衆がたに氣兼ねをして、誰一人そんなものになりてがなかつたせえでねえか。それもその筈よな、つゐ去年の秋までは、立見の時に、小作人が頬かむりをしたままで旦那衆がたに口を利いたとかで、番頭衆に叱り飛ばされたりしてゐたもんな。
――そのことを思や、今は百姓も強くなつたもんだ。旦那衆がたと喧嘩をしてまでも、自分たちの云ひ分を通さうつていふんだからの。
――それもみんな、あの仁助どんの後押しがあればこそのことでねえかよ。

（三）

少年たちは、さつきから、下手寄り道ばたで焚火を初めてゐる。仕事のすんだ女たち、あとから／＼とそこへやつて來て、手をかざしたり、濡れた着物をかわかしたりしてゐる。いつからといふこともなく、二三の老人たちも加はつて、會話の中心は漸次こつちへ移つてゆく。思ひ出したやうに、ときの聲が起る。

――それはさうと、郡役所の役人衆はまだごさらつしやらねえのかな。

――初まりが馬鹿におせえでねえか。

――それよか、おらア氣になつてならねえだよ。組合がわぢや、八免なんて云つてるだけど、な、今日、竿を入れるあの寺裏の稻の出來ぢや、旦那衆がたの見込み通り、誰に見せたつて三免か、精々四免がいいところだによ。

――もしか、組合がわの負けになつたらどうなるだ?

――ひまつぶしをしてよ、大騷ぎをやつて、そして、あげくの果てに役人衆に叱られてひつこんでしまふんぢや、あんまり埒もねえはなしだ。

――それだけですめばいいだが、ひよつとしたら、怪我人が出來たり、誰かが警察へ引つぱられて行くやうなことにでもなるんでねえだか。おらア、何だかそんな氣がしてならねえだ。

――さういへば、お寺へ町からお巡さんが二人も來て、つめかけてゐるだよ。

――おらア、身慄えがしだして來ただ。

――看護婦も來てゐるやうだ。

――あれはちがふだよ。お寺の若奥さまがひどく不快い相だ。それで、二三日前からあの人が來てゐるだ。何でも、腰がたゝなくなつたんだとかつてな。

――さうけえ。おらア、つゐ隣り合つてゐて、ちつとも知らなかつただ。

(四)

――おらア、いくら難儀をしても、いくら困つても、もとのやうに何も面倒のねえ方がいいだよ。

――だけど、いまに、きつと、よくなるだ。そのことを考えりや、少しぐれえなことは辛抱し合はねえぢやならねえだよ。

――さうだてば！　こんなことは善かれ惡かれ男共にまかして置くのが一番だ。そして、どんなことがあつても、年寄りや女どもの口を出すこつちやねえ。

――そして、あの衆のいふ百姓樣々の世になるのを、おとなしく待つてゐるこつたな。

――おらア、よくは知らねえだけど、さうなるにや、その手始めとして、旦那衆がたと百姓たちと敵味方にならなけりやいけねえだつてことだ。

――それだもんだから、今度は初めから、組合がわで遮二無二喧嘩を買りにかゝつてゐるんだ相だ。

――さうかも知れねえだな。

――さうだとも。でなけりや、八兎だなんて、あんまり無茶苦茶過ぎるだ。

――ぢや、つまり、旦那衆がたをみんな仇だと思へつて云ふだな。

――そんなこと、うまく行くもんか。

――行かねえでも、するだとよ。

――ほかの衆はともかくだが、あの西新田の佐藤さまにだけは、この界隈だつて後指一つさせるものがあると思ふだか。

――さうよな。

――あの方がござらつしやらなかつたら、第一、この村なんか一日だつて治まつて行くでねえだ。この村はおろか、こと十里四方のことは何一つだつて、あの方のお陰を蒙らねえでやれることはねえツてくれえなもんだ。縣會でも、郡

今でも、あの方の云ふことなら、何だつて文句なしに通るつて云ふんだから豪儀なもんさ。あの方の持つて步かつしやるあの折鞄の中には、いつも百人も千人もの死に生きにかかわるやうな大した書きつけや何かが入つてゐるだで、何でも、あれには五千圓とかの保險がかけてあるだつてことだ。

――一萬圓だつてことでねえだか。

――さうかも知れねえ。

――さうかの。

――大したもんだ！

――それに、あすこのお家は、この界隈の草分けで、先祖代々、みんながあすこのご主人にはお世話になつて來てゐるだからな。

――ずーつとの大昔は、この邊はびしよ〳〵した野地で、一面に蒲だの茅だのが茫々と生えてゐただつてこんだな。

――さうかの。

――さうだと。

――佐藤さまだけは、何があつても、別にして置かねことにはな。

――さうだとも。

――うらみどころか、ご恩返へしの借りが、まだ、どつさり殘つてゐるだ。

（五）

――だけど、な、これまでは、一てえに、百姓があんまり損をし過ぎてゐたんだつてこんだ。仁助どんに云にせると、

汗水たらして稼いでゐるものが食ふや食はずでよ、何もしねえでゐるものが贅澤してゐるなんて、それからしてが間違つてゐるだつて。
――さう言はれりや、それにちげえねえだ。
――地面は旦那衆のものだが、そこで出來た米は百姓のものだから、これまでとは反對に、これからは、百姓の方でいいだけとつて、あとの餘りを旦那衆がたへ納めれば、それでいい理屈なんだ相だよ。
――そんなことを、こつちだけ決めたつて、先き樣で承知しなかつたら、それまでのことでねえか。
――何でも、それを承知させるやうにするんで、それでみんながあやつて骨を折つてゐるだな。
――そんな蟲のいいことが出來るもんか。
――よそでは、もう、ちやんとさうやつてゐるところがあるつてことだ。
――さうかと思や、折合がつかねえで、旦那衆の方で田をとりあげてしまつたところもある相だ。
――どこかとかで、村でも、百姓が怒つて、出來稻を燒き拂つてしまつただとな。
――おらが村でも、いつか、きつと、そんな騷ぎが持ち上るにきまつてゐるだ。
――緣喜でもねえこと云ふな。
――もし、萬一のことがあれば、何でもかんでも、仁助どんがみんな引きうけてくれるツてことだ。うそか本當か知らねえが、その爲めになら、自分の身代をすつからかんにしてしまつても構はねえつて云つてゐられるつてことだ。
――豪えもんだな
――はなしがあんまりうま過ぎるでねえか。
――そんだもんだから、村の衆はすつかり信用しきつて、一も二もなく、あの人の言ひなり放題になつて しまつてゐ

るだ。
――おらア、また、それが間違のもとぢやねえかと思ふだ。

（六）

――一つの田地に底地主と上地主とあつて、下の方は旦那衆がたのもの、上ツかわは小作人のものといふきめになつてゐるところがある相だよ。
――へえ！
――どこでや？
――何でもドイツとかつて云つたつけか。
――何のこつた。外國のはなしなんか何になるだ。
――おらア、學校の先生に聞いたゞ。ほら、お婆さんのとこに泊つてゐるあの若い人……
――そんなこと、本當だかどうだか、あてになつたもんでねえだ。
――あの人、間牒だつてことでねえか。
――旦那衆がたのか？
――さあ？
――組合がわのか？
――双方のだつてことを云ふものもあるだ。
――をかしげた人だ。

――あれで、小林さまのところのお貴美さまに惚れてゐるだ。おらア、こないだ、からかつてやつたら、眞赤な顏をしてゐさしつたつけよ。

――あのにきびつ面で！

――はゝゝゝ。

――それでも、容子がちよつと氣取つてゐるでねえだか。

――及ばぬ戀つてやつさ。

――さうだとも！あんな、どこの馬の骨だかわからねえものが、いくら倒(さかさ)になつて思ひをかけたつて、あの衆がたが何で自分の大事な娘御をくれてやりなさるもんかよ。

――だけど、よそからやつて來た者には油斷がならねえだ。あの手合は、いざとなると、どんな藝當をやり出さねえとも限らねえだからな。

――あの人、えらく勉强してるつてことでねえか。

――社會主義だつてな。おらア、誰かにそんなことを聞いただ。

――あの仁助どんだつて、……

――誰だ、そんなことを云ふのは？　ひよつとして、村の衆の耳へでも入えつてみろ、それこそ、どんな目に會はされるか知れたものでねえだ。みんな、氣が立つてゐるだからな。

――ほんのこつた。みんな、口(くち)、氣をつけるだ。

(七)

——やあ、お巡さんが走つてゐらあ……

——やあい！　みんな見よう、向ふの街道をお巡さんが走つてゐるだあ！

——ああ、びつくりした。何だつてそんな頓狂な聲を出すか。

——だつて、お巡さんが走つてゐるだもん。

——馬鹿だな、この兒は。

——なぜよ？

——そんなこと、何が珍らしいだ？

——だつて、おらア、お巡さんの走るのを見たなあ、今がはじめてだ。

——さういや、おらだつて見たことがねえだよ。

——はゝゝゝ。

——あれ、あのをかしげな格好！

——なるほど、これは面白えや。

——おつと、どつこい！

——はゝゝゝ。

——ほゝゝゝ。

——サーベルが足にからまつて、うまく走れねえだな。

——おつとつとつと！

——はゝゝゝ。

――ほゝゝゝ。
――サーベルを抱へこんだら、よかり相なもんだにな。
――わつはつはつはつは。
――やあ、お寺の裏から、ぞろ〳〵洋服を着た人が出て來ただ。
ときの聲きこゆ。
――向ふの方から、村の衆もくりこんで來ただ！
――いよ〳〵初まるだな。
一同上手に向き直り、背のびをするやうにして遠くをながめる。少年たちの或るものは逸早く柿の木に登り、或るものはどこからか梯子を持ち出して來て、藥によつて上へ乘る。
――（下から）見えるか？
――（上から）ごちや〳〵してゐて、誰が誰だか、よくわからねえだよ。
――（上から）誰だか、長い棒を持つて振りまわしてゐるだ！

（八）

百姓佐八、あわたゞしく、上手から登場。
佐八　喜平治どんの女房ゐるか？
喜平治の妻　え？
佐八　亭主ゐるか？

喜平治の妻　いいえ。

佐八　へんだな。

喜平治の妻　今朝出たつきりだ。仁助どんのとこへ行つてゐねえのけえ？

佐八　一時間ばかり前に、ちよつくら家へ行つて來るつて出たがなあ。（獨言のやうに云ひながら、下手奥へ、つかつかと入つてゆく）今となつて居なくなつたりしたら、それこそ大ごとだ！

喜平治の妻　うちの人がどうかしただか？

（佐八のあとを追ひかけてゆく）

二人とも、土間の入口から中へ入つて行つて、直ぐに、また、出て來る。

佐八　ほんとだの？　きつと、家へは戻つて來なかつただつて云ふだの。

喜平治の妻　おらア、何で、そんなことに嘘を云ふだ。それはさうと、うちの人何をしただ？　え？

佐八（それには關係なく）ほんとに、喜平治どんはどこへ行つてゐるだかなあ？　ああ、困つたなあ！

喜平治の妻（ます／＼じれつたがる。佐八にとりすがりながら）どうしたつていふだ？　わけをきかしておくれ！　ようツたら！

田甫の喧騒がきこえてくる。爾後、斷續的につづく。

佐八（喜平治の妻を振りはなしながら、まるで氣でも狂つてしまつたやうに、急に落ち付きを失ふ。）ああ、困つた！ああ、困つた！　（いきなり大きな聲で）やーい！　喜平治どん！　どこにゐるだあ？　喜平治どーん！　喜平治どー　ん！　（わめきながら、正面奥へ走り去らうとする）

百姓門平、正面奥から走りながら登場。出合ひがしらに佐八と衝突、二人とも尻もちをつく。喜平治の妻、今度は

門平をつかまへる。一同、三人を取りまく。

（九）

喜平治の妻　うちの人が何をしたんだよ？

門平（佐八にむかひ）もう、心配することねえだ。喜平治どんは見つかつただ！

佐八　さうか、それはよかつたな。

門平　そして、もう、向ふへ行つてゐるだから。

佐八　さうか。おらア、それでやつと安心しただ。

門平　おれも、どんなに氣をもんだか知れねえだ。喜平治どんに、あとで辛い目を見させたくねえと思つてな。

佐八　喜平治どん、どこにゐた？

門平　なあにね。仁助どんの土藏の裏の草叢(くさむら)の中にかくれてゐただよ。おれが行つて、そーつと引つぱり出して來ただ。あれがほかの者にでも見つかつたんだつたら、それこそ、一騒動持ち上らずにやおかねえところだによ。

――喜平治どんが、一體、なにしただ？

――何で、そんなに逼げかくれするだ？

門平　それはな、かういふわけなんだ。（佐八は門平を眼で制す）なあに、構やしねえだ。どうせ、ぢつきに知れてしまふこつた。今日あの騒ぎの最中(まつさいちう)に、組合の衆が、旦那衆がたを堀んなかへ突き落とすことになつてゐるだ。

――堀の中へ突き落すだつて！

――旦那衆がたをや？

門平　上興野の小林さまを西新田の作造どんが………

——まあ！

——作造どんが？

——小林さまを！

門平　それから、下興野の新井さまを上興野の源次郎どんが………

——え？源次郎どんが？

門平　それから、西新田の佐藤さまを、こゝの喜平治どんが………

——喜平治どんが？

喜平治の妻　何だつて、え？

——佐藤さまを！

——佐藤さまを？

——そんな馬鹿なことを、誰がさせるだ？

——みんな逆上せけえつて、目茶苦茶になつてしまつてゐるだ。

喜平治の妻　うちの人が、あの佐藤さまを！　ああ、どうしたらいいだ？　人もあらうに、佐藤さまを！

——喜平治どんの姉つ子が佐藤さまへ奉公に行つてゐるでねえか。

——喜平治どんも、若え時には、長いことあこで男衆に住みこんでゐただ。

喜平治の妻　そんなことを誰がきめただ？どこの何奴が？（佐八と門平に）近所のよしみで、お前がたそれを黙つて見てゐるつてこともねえでねえか。

佐八　くち引きできまつただから仕方がねえだ。
喜平治の妻　うちの人がおとなしいと思つて、みんなで押しつけてしまつたに違えねえだ。
門平　そんなことはねえだ。
喜平治の妻　いや、さうだ。うちの人が何惡いことをした？　何の怨みがあるだ！（泣き聲になる）うちの人を懲役人にしようつて云ひ出したなあ誰だ？
佐八　喜平次どん一人にとがは來ねえだから、そのことなら、心配しねえでもいいだ。
門平　さうだとも！　組合できめたことは何だつてみんな組合全體の責任になるだからな。
佐八　それにな、もしものことがあれば、東新田の五郎兵衞どんが一人で罪を背負ふことに、ちやんと手筈がきまつてゐるだ。
喜平次の妻　おらア、どうしても、あの人にそんなことをさせるわけにいかねえだ。誰が何と云つたつて、これから行つて、遮二無二引つぱつて來てしまふだ。（狂亂のやうになり、人々を掻き分けて、上手へ走り去る）
門平　（あとを追ひながら）そんなことをしちやいけねえだ。喜平治どんの女房あ！　行つちやいけねつてば！　これ！　喜平次どんの女房あ！　（上手へ走り去る）
佐八　だから、おれが默つてゐなくつちやいけねえつて云つただ。しやうがありやしねえ。（云ひながら、二人のあとを追つて走り去る）

（十）

今の騷ぎで、人物が大分ふえてゐる。

――大變なことになつてしまつただ。

――それにしても、喜平治どんが可哀相でねえか。

――あの人は、人一倍氣がちいせえだからな。

――おらア、今日は何かあるだとは思つてゐただが、まさか、こんなたくらみがあらうとは知らなかつただ。

――ほんにさ。

――そんなことをすりや、旦那衆がただつて、今度こそ、本氣になつて怒つてしまふだ。

――それが組合がわの望みなんだつて云ふだから仕方がねえだ。

――だん〳〵うまく行かなくなるにきまつてゐるだ！

――仲たげえをしなくつちや、本當の喧嘩は出來ねえだ。

――それにしても、あの大恩のある佐藤さまに亂暴はたらくなんて、どう考へてみたつて間違つてゐるだな。

――さうだとも！

――おらアには、何が何だか、さつぱり譯がわからねえだ。

――なむあみだぶ、なむあみだぶ！

――どうか、何事もなく、おだやかにおさまりますやうに！

――誰か仲裁に入るものはねえのかなあ。

――役場の衆はどうしてゐなさるだ？

――村長さんは親戚に不幸があるとかで、昨日から泊りがけで三條の町へ行つてござらつしやるだ。

——學校の校長さんは？

——あんな金つんぼ、どうなるだ。

——あゝさうだつたつけよ。

——はゝゝゝ。

——ほゝゝゝ。

——助役は？

——高橋さまは親戚にお目出度があるとかで、今朝早く出かけて行かつしやつただ。

——ぢや、收入役の太田さんはどうしてゐなさるだ？

——これもお留守らしいな。

——何でも、お午少し前ぐれえに、隣り村に用が出來たとかつて……

——馬鹿に、一ぺんにいろんなことが重なつただな。

——なあに、あとが面倒だから、みんな體よくにげてゐるだ。

——役場ぢや、今ごろは、戸籍係りの佐々木の爺さんが、小使をつかめえて、パチンパチンとへぼ將棋でもさしてゐるだあよ。

——あの爺さんの將棋好きつたらねえからな。

——みんな、そんな呑氣なことを云つて濟ましてゐていいだか？

——と云つたつてよ、おれたちの力でどうすることも出來ねえでねえか。

——誰かゐねえのかなあ？仲へ入つて、とにかく、旦那衆がたを堀の中へ突き落とすなんてことだけは止めさせた方が

いいだ。
——さうだ！
——さうだとも！
——あれ、向ふから、お醫者さまがやつてござらつしやつただ。
——丁度いいだ。あの方にお願え申すことにしたら⁉
——さうだ、それがいい！

（十一）

村の醫者高木老人（洋服、めがね、かばん）
上手から登場、下手へ通り過ぎようとする。三四人のものその前に立ち塞がる。
——（一齊に）お願ひでごぜえます。どうかあの騒ぎの仲裁に入つてやつておくんなせえまし。
高木　（呆れて）飛んでもねえ。わしに何でそんなことが出來るもんか。それに、いつもとは少し事が違ふんで、今度は初めから、わしなどの出る幕は一つもねえだ。
——それだからつて、放つて置いたら、どんなことになるか知れましねえだ。
高木　なあに、心配するだけのこともあるめえよ。わしは、今、あすこのところをちよつと覗いて來たんだが、竿の入れかたがちがつてゐるとかでごた〳〵してゐただ。何でも、稲の株の先きから測るだとか、株も入れて測るだとかつてな。ところが、本當のことは誰一人知つてゐるものがねえツて云つたやうな譯なんだからの。
——何しろ、これまでは、いつだつて、みんな目見ではつかまへてゐただからな。

――さうよ、おらアなんか、これでこの村の一番の年寄りの方なんだが、それでせえ、こんなことつて、つひぞおぼえてゐねだもんな。

高木　それに、第一、大事な間竿からして、地主がわで持ち出したのと、小作がわのと長さが違つてゐるといふ始末なんだ。あの按配ぢや、どうせ、うやむやになつてしまふにきまつてゐるさ。

――どつちのが長えだ？

――そりや、旦那衆がたのにきまつてゐらあな。（高木に向ひ）ね、さうでごぜえませう？

高木　さうなんださうだがね……

――それとも、組合の方で、承知しながら態とそんなことをやつたのかも知れねえだな。

――さうかも知れねえ。

高木　もつとも、違ひと云つたところで、たつた六分とかつて云ふんだから、どつちしたつて大したことぢやねえのさ。

――六分でごぜえますつて？

――たつた！

高木　さうさ。あれは三間竿だからさうすると、一間について一分づつ、それを双方に割れば五厘づつつて勘定ぢやねえか。

――なあんのこツた！

高木　それでも、それをこしれえさせた大工をそれ〳〵呼び出して訊すだとかつて騒ぎ立ててゐただが、さあ、どんなことになつたかさ。（間）それはさうと、わしはこれから横二郎どんのところへ行つてやらなけりやならねえだ。

――誰がわるいでごぜえます？

高木　豚が難産ださうでね。

――豚でござえますつて？

――豚が？

――豚のお産だとよ。

――どこの？

――横二郎どんの。

――横二郎どんの豚が惡いだ？

――（一きわ大きな聲で）横二郎どんの豚が難産だつてことだ！

高木　むろん。わしは斷つただ。わしは獸醫ではないつてね。しかし、何でも來てくれつて賴むだ。いくら豚にしても、こんな時には素人よりはましだらうつてわけでね。

――おらア、あすこの豚が仔を産んだら、一匹貰ふ約束がしてあるだ。さあ、みんな、道をあけて、先生を通らしてあげるだ！

――慾ばつてゐやがらあ！

（十二）

急になだれかかるやうな大きなときの聲。一同沈默。一樣に上手に向き直つて伸び上る。

――（藁によの上から）やあ！喧嘩だ！

ときの聲。

――（柿の木の上から）さうだ、喧嘩だぞ！
――（藥によいの上から）やあ、誰だか堀の中へ突き飛ばされただ！
ときの聲。
――！（柿の木の上から）や、や！またやられたぞ！
――（藥によいの上から）あれ、あれ！びしよ濡れになつて、誰だかお寺の方へにげて行くだ！
――とう〳〵、やりやがつただな！
――えれえことになつてしまつただ！
――仁助の馬鹿野郎！
「萬歲！々々！」と連呼する聲、はつきりときこえて來る。が、やがて、しーんとなる。
――どうしたらいいだ？
――なむあみだぶ、なむあみだぶ！
――（藥によいの上から）やあ、今度は大勢して堀の中へ入つて行くだ！
――（柿の木の上から）何をしてゐるだ、あれは？
――（藥によいの上から）みんなで、何か探しものでもやつてゐるやうだ。
――（柿の木の上から）さうだな。
喜平治の妻の聲（上手から、次第に近づいて來る）西新田の佐藤さまが……
――佐藤さまが？
――佐藤さまが？

喜平治の妻の聲　堀の中へ……

——堀の中へ！

喜平治の妻の聲　佐藤さまの鞄が……

——鞄が？

——あの佐藤さまの鞄が！

喜平治の妻の聲　堀の中へ落ちて見えなくなつてしまつただよォ！

——あの五千圓の保險のついてゐる……

——五千圓ぢやねえ、一萬圓だとよ。

——大變だ！

——みんなで行つて、探し出さなくつちや！

——さうだ！

——どうしても探し出さなくつちや！

——さうだとも！

一同、うろ〳〵と騷ぎ出す。

百姓の聲（上手から）提灯だ！

——それ、提灯だと。

——提灯！

——こら、提灯を出して來い！

――提灯だ！

百姓の聲（同じく）梯子だ！

――そら、梯子！

――梯子だと。

――梯子！

百姓の聲（同じく）鳶口を持つて來るだ！

――鳶口だ！

――鳶口？

――鳶口だ！

口々に叫びながら、人々思ひ／＼の方へ走り去る。

高木（みんなと一しよに、ただわけもなくうろ／＼してゐたが、急に思ひ出したやうに）豚！　豚！　さう／＼、わしもからはしてゐられなかつたんだ！（云ひながら、急に慌しく下手へ走り去る）幕。

――二年・一月稿――



水ぎわの家

徳田秋聲

その時彼はちようど二人の女と差向ひにすわつてゐた。一人はその家の主婦で、一人は一流の花柳界にゐる女であつた。

そこは彼が時々息安めに行くところであつた。何の意味がある譯でもなかつた。生活の對象とか何とかいふ種類のものでは無論なかつた。緊張した愛の生活をするには、誰しもさう云ふものを欲するとほりに、彼も亦心易く友達と一緒に御飯の食べられるところが一つくらゐほしかつた。それには其處より外、知つたところがなかつた。餘り好子のことで苦しくなつたとき、水邊のその家へ彼は出向いて行つた。その主婦の三十年の生活には、なまじつかな作家が筆をつけられないやうな人生と戀愛場面とが、まるで斧鉞を入れない森林のやうにあつたといふことも、彼としてはなか〳〵に看脱せないことであつた。

その時も彼はその家の小座敷にゐた。彼は昨日仕事の道具をもつてホテルへ出かけた。そして今日こゝへ飯を食ひにやつて來て、暫らく話しこんでゐた。昨日はちやうど好子が宏太郎と一緒に濱へ行くことになつてゐた。宏太郎の友人の洋行を見送り旁々、船を見たいといふので、同伴する相談が、二三日前宏太郎と彼女のあひだに成立つてゐた。その友人は好子の作品を讀んで「男まさりだ」などと讃美したとかで、好子も未見の若いその讀者に感激を感じてゐた矢先き、さうした若い人達の雰圍氣に觸れるのも惡くなかつたし、見送りの光景を見ておかうと云ふ心持も手傳つて、聊か好意を示さうといふ彼女らしい思ひつきであつた。

「私船を見たことがないから、それを見い旁々宏太郎さんのお友達を見送りに、一緒に行かうと思ふんですけれど、貴方もいらつしやらない？」

好子が宏太郎と一緒に行くことは、彼にも惡い氣持ではなかつたが、何だか寂しかつた。

「僕は行かない。」彼は斷はつた。

彼には寂しがりの癖があつた。格別作家生活の對象にはならない妻ではあつたけれど、半日でも用足しに出てゐると、何か物足りない感じがした。下宿に出てゐるこの頃の好子は餘り家へ顏をもつて來なかつた。偶々病院へ行く日は、お書頃家を出ると歸りは大抵遲かつた。でなければ大抵下宿に寢てゐた。痔疾が全癒に近づいてから、時々熱が出たりして捗々しく行かないのにじれじれしてゐた。彼は靜かに一人で暮したい日もあつたが、彼女がゐないと矢張り寂しかつた。無論横濱行きの歸りは遲くなるに違ひないのであつた。彼は必ずしも隙間を覗つて其の家へ行く譯ではなかつた。好子の歸りを待つてゐるのが苦しかつた。好子が何をしてゐるかを想像するのが惱ましかつた。

派手な服裝をしてゐる主婦と並んで、ちやうど遊びに來てゐた主婦の友達の其の女がゐた。これは澁い茶の結城御召なぞ着るやうな女であつた。

「私なぞ待合の主婦には本當はこんなものが好いのね。處が私には何うしてもさういふものが似合はないのよ。」主婦はその女に言つた。「私は錦紗とかお召とかいふものでなくちや駄目なの。第一お鳥目が出たくて、綺麗なものを着てゐるやうに見えるぢやないの。」

「それもさうね。」

「その人の柄だね。顔の派手なものは濃いものは駄目さ。好子さんなんかも……。」

「先生は好子さんが口についてるのよ。」主婦は笑つた。

友達は苦笑してゐた。彼女は餘り好遇されなかつたし寧ろ薄情に取扱はれた其の旦那とも良人とも決まらない男と、更に角關係をつゞけてゐる間も、男が不意に死んでから後も餘り幸福ではなかつた。そして作品を通して見る彼に好意を寄せて、是非一度逢ひたいと言つてゐたところから、その日主婦が電話で呼び寄せたのであつた。彼女はその男と別れてから再びお座敷へ出ることになつた。そして其の男と久しぶりで逢つた或晩、その男は遽かに胃が痛み出して頓死してしまつた。何うした加減でか、不斷健康であつた彼の胃袋が其時破れてしまつたのであつた。

「この頃は私お墓詣りばかりしてゐるのよ。氣が腐々するとお詣りに行つてよ。」彼女は自惚を言つてゐた。

「先生が何うして好子さんに惚れたろつて、不思議がつてる人がありましたけれど。」その女は彼に言つた。そして主婦が座を立つたところで、彼の子供の數や年なぞを訊いてゐた。

彼の作品に現はれる人生には、偶にさう云つた女にでも共鳴されるやうな暗さしかなかつた。好子と愛の生活を營むやうになつたお蔭で、そしてこれが或る人達には彼に取つて、苦惱の種子としか思はれないところから、妻を失つた彼の家庭へ入つて、子供達の面倒でも見ようといふ人が、餘り幸福でない、多くの女のなかにゐるのであつた。

「先生は好子さんに餘り甘いつて評判よ。」

「さうかね。」

「好い加減何うかしたら可いぢやありませんか。」女は少し苛ついた調子で言つたりした。

座へ復つて來た主婦は、晴れやかな顔をして煙草を喫してゐた。

彼はさうやつてゐても、何かしら空虚を感じた。彼は横濱から歸つたら好子を呼ぶつもりで、ホテルに部屋を取つて時々彼女の宿へ電話をかけた。午後から二度ばかり、夜になつて又た二度ばかり。しかし十時頃になつても歸つてゐなかつた。

「奥さんからお電話でしたけれど、切れてしまひました。」

三度目に電話をかけようとしてゐる時、下宿にゐる好子の女中から電話がかゝつて來たので、彼は途中どこかで青年たちと飯でも喰つてゐる彼女が、彼を呼び出さうとして、電話が切れたものだと想像して、電話といふものゝ悟かしさを感じながら、二度目に來るのを待つてゐた。しかし電話は來なかつた。彼はベツトに横はりながらじれ〳〵してゐた。そして其の一夜が明けた。そして今彼は好子を氣にしながら、ぐづぐづしてゐるうちに時間がたつた。彼は好子との今の生活に入つてから、生きる慵さを時々感じてゐた。去年までは多少の興味をもつことの出來た趣味や享樂も、今の彼に取つては、道傍の瓦礫にも劣るものであつた。庭とか家とか謡とか、陶器とか、又は芝居音曲――それらのものは無論のこと、生きることに不思議な慵るさを感じた。時とすると好子の刺戟で向上心が燃えたつた。そして今までよりか氣持が藝術に傾いたが、自分の藝術に自信がなくなると生活もやがて消えて行くやうな感じであつた。好子の顔や手や姿や、色々の場合の表情の美しさと、爽やかな無邪氣な性情と、情熱的藝術欲、それと子供への愛、責任感、そんなものに彼は陶醉し惑溺し、引立てられ鞭たれながら、前進的な壯心を鼓舞されてゐた。その外現世には美しい樂しい何ものをも見ることができなかつた。戀愛生活についての周圍や一般社會への態度とか、時々は避けがたい戀愛の惱み

とかく、彼の氣分を緊張させ張合ひづけた。この戀愛生活をこえて、何か知ら大きな高い世界が展開して來さうにもへたが、それは限りなく寂しい世界であつた。今の生活の軋轢と苦惱と美感とが失はれるとき超越したとき、そこに無限の寂寥と寂光の領土が見出されるやうにも思へた。惱みを經るごとに少しづつ活路が開けて來るかのやうな感じであつた。

「先生、好子さんからお電話よ。」女中があわただしくやつて來た。

「まあ」主婦は目を丸くした。

「少し強く出てごらんなさいよ。先生は優しすぎるから駄目よ。」友達が興奮した口調で言つた。

彼は不愉快に感じた。過去の噂だけしか知らない限り、誰も好子の好いところと惡いところを知るものはなかつた。たゞ彼のみが彼女の全部に、目が開くやうになりつゝあつた。

　彼ははらりとしたが、兎に角帳場へ出て卓上電話へかゝつた。

「人をこんなに苦しめてもいゝものなの。大藝術家は違つたものね。何をしたつて好いんでせう。一體いつからそこにいらつしやるの。私二夕晩も苦しんだわ。」

「苦しむのはお互ひさ。僕は今まで餘りにも君の前にへたばつて來たからね。」

「ほゝ、貴方は皮肉を言つてらつしやるの。昨夜も一昨晩もそこに泊つたんでせう。」

「笑談ぢやない。今朝までホテルにゐたのさ。あの晩あんなに電話をかけたぢやないか。ホテルにきいて御覧なさい。」

「貴方が電話をおかけになつて、間もなく歸つて來ましたわ。そこに泊つたんでせう。」

「いゝや。泊るものか。僕は苦しかつたんだ。持つて行きところがないから……。」

「私田舍へ歸つてよ。」

「歸るつて。まあ、そんな事を言はないで、こつちへ來ない。來れば判つてもらへるよ。何でもないんだよ。」

「そつちへ。さうね。……行つてもいゝけれど。」

「來なさい。主婦も見たがつてゐるから。」

「行つてもいゝけれど、何を着ていくの。」

「何でもいゝさ。せいぐ〳〵美しくして」

「ほゝ」

「今Mーさんも來るかも知れない。花を引きに。」

「Mーさん。あの人まで連れて行つたんですつて。」好子の聲音が遽かに變つた。そしてふつと電話を切つてしまつた。大體さういつたやうな話が、可なり忽ぜわしく應答された。好子のいぢらしさを、彼は見たやうに感じた。

彼は座に戻つて行つた。

「怒つちやつた。」彼は息苦しげに呟いた。

「お呼びなさいよ。」

「さう言つたんだがね。」

「私がお呼びしますわ。」主婦が起つて行つた。間もなく「先生に」と言つて女中が駈けて來た。彼はまた出て行つた。そして好子と三言四言話し合つた結果、急いで歸ることになつた。

「……大急ぎで……二十五分以内に歸つていらして下さい。」

「ぢや歸らう。」

座にかへると、主婦が、
「歸つておあげなさいよ、先生。」
「いや、歸らない方がいゝのよ。これだから素人は厭だといふのよ。」友達がいきり立つた。
直にタキシイが呼びよせられた。
「私も歸らう。そこまで載せて行つていたゞきますわ。」友達は遽かに歸り支度をした。
自動車のなかでは格別の話もなかつた。彼は餘り愉快ではなかつた。途中でおりる前に、彼女はノートの一頁をちぎつて、鉛筆で居所なぞ書いて「どうぞ又お遊びに」と言つて渡した。
彼はそのまゝ外套のポケットへ押しこんだ。

二

下宿へ歸つて、急いで好子の部屋の開戸を開けると、そこに何時ものやうに、朗らかな顔をして好子が彼を見迎へた。洋服を着た客が一人窓ぎわにゐた。それは原稿の要件で來た人であつた。好子が彼にその人を紹介した。
彼と彼女とは二言三言應答した。
「先生は水際に好い人があるんですのよ。」好子は床のなかから微笑みながら言つた。
記者は笑つてゐたが、間もなく歸つて行つた。
「よく歸つて來てくれましたね。」好子は手を差伸べた。
彼はその手に唇をつけた。
「一昨日の晩から先生はゐなかつたのね。」

「そんな事はない。昨日の朝出たのさ。ホテルでは極りが惡かつた。君が來ないんで。」
「さう。勘忍して！貴方のお電話のすぐ後へ歸つたのよ。」
「僕は我慢ができなかつたからね。」
暫くしてから、好子が言つた。
「私何かおいしいもの食べたい。支那料理か何か。」
「ぢや行かう。」
「行きませう。」
好子は床を出ると、鏡の前でお化粧（つくり）をした。
「どの着物にしませう。」
「何でもいゝよ。」
「此間拵へた着ものがいゝでせう。」好子はさう言つて、女中を呼び入れて、着物を命じた。
「羽織は黑ね。」
「いゝね。」
仕度ができたところで、二人は表へ出た。
「電車で好いわ。」
「さうね。」
好子と二人で、或ひはお客をつれて行きつけてゐる支那料理屋では滿員であつた。そして少し入口のところで待たされてから、二階の小間へ案内された。

「濟みませんが何うぞ此方で……。」
そこには火鉢が積んであつたりした。
「結構。」
「ちまつとして好い部屋ね。」
「さう。」
「私今日は汚い？」好子はいつもの樣の顏の美醜を氣にした。彼女は何んな場合にも容貌を忘れなかつた。顏が美しくないと、氣分までが荒んで、人生が暗くなるのであつた。彼女は自己陶醉者であつた。
食事がはじまつた。
「おいしいわ。幸福ね」
「さう。」彼も何だかさういふ氣がしてゐたが、好子のやうにさう素直に現實の幸福に醉へない質であつた。
「先生、水ぎはの家へ行つちや厭よ。」
「行かないよ。行つたつて何でもないんだけれど。先刻くれば可かつたぢやないか。己がいつも自惚を言ふもんだから、主婦が見たがつてゐる。來てくれると、却つてよく解つたんだ。」
「M―さんもつれて行つたの。」
「いゝや。今日花を引かうと思つて、初めて呼んでみたのさ。だけど來なかつた。」
「さう。」
「行かない？」彼は氣輕に誘つて見た。
「行つてもいゝ。」

勿論好子はちよつと行つて見たい氣もしてゐたのであつた。彼は誘ひは誘つたけれど「少し困つたな！」と思つた。しかし矢張り行つてみる事にした。

「でも行くんでしたら、着物を……。このまんまでも好い。」

「可いとも。」

好子は叉手を眺めながら、

「今日は指環もないのよ。だけど此の方が却つてきつとして可いわね。」

「さう。」

少し遲かつたけれど、彼はその家へ電話をかけた。

「先程は」

「どうなすつたの。」

「好子をつれて行かうと思ふんだ。」

「どうぞ……。」

そんな會話が交はされてから電話をはなれようとして振りかへると、段梯子の中程のところまでおりて、好子が耳を立てゝゐた。さつき歸つたばかりの其の家へ行くことにした。

「あんな女にも逢つておいて好よ。ちよつと小說なんかも解るんだからね。」

「さう。私水を見たいわ。水の見えるところは好きよ。」

「水の見えるところは思出があるからね。」

好子が彼に來る前に結婚しようとした男と、初めて逢つたのが、水の見える家だつたといふことを、彼は前に聞いた

ことがあつた。

「うゝん！」好子は甘へるやうに言つて、肩で小突いた。そして

「私しんみりした唄が聞きたいのよ。聞かしてね。」

「あゝ、可いとも。」

彼女はいつものやうに彼の膝のうへに乗つてゐた。手術後の痔か未だ全く癒えてゐなかつた。白狐の襟卷をした彼女の頰が、ちやうど彼の顏と並ぶくらゐに、體を持たせかけて、手を彼の膝についてゐた。

その家では客が少し立込んでゐた。彼は先きへ立つて入つて行つた。そして中庭の中程にかゝつた橋を渡つて行くと、その一方の端の方の廊下を渡つて來る黑目な服裝をした主婦の姿が目についた。彼女も氣づいてゐたらしかつたが、わざと聲もかけないで茶の間の方へ入つて行つた。

女中が水に臨んだ部屋の一つへ案内した。彼は好子をこゝへつれて來たことを、今の主婦の態度や、女中たちの氣分で、後悔した。

「今あすこの廊下を渡つて行つたらう、あれが主婦さ。」

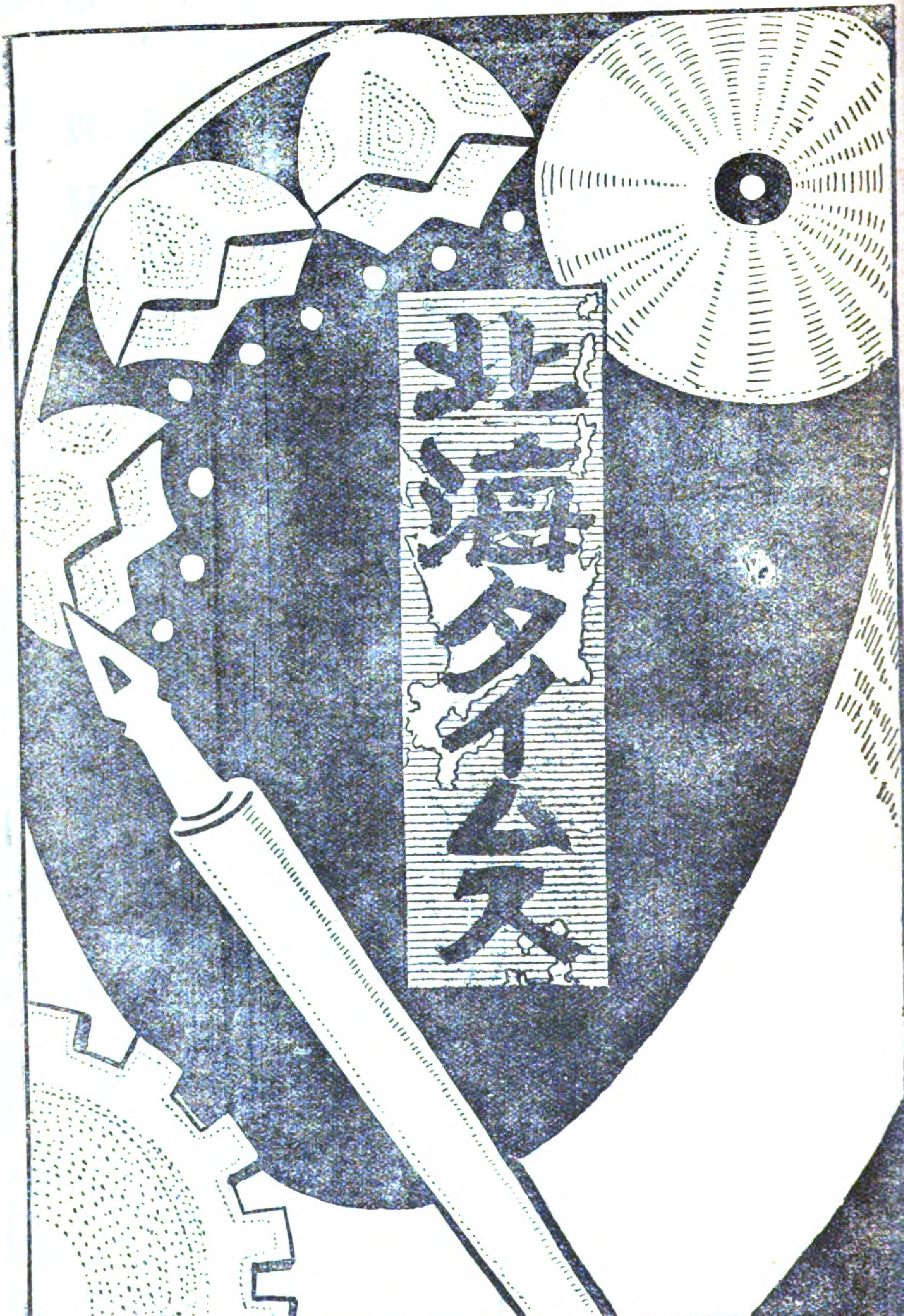
彼は好子と座敷に落着いてから言つた。

「さう、あれが！　背の高い。」

「背は高くない。」

好子の表情や氣分では、それが全く豫想に反したものであることを感じてゐるやうに見えた。火鉢や菓子を運んでくる、一人の女中も妙に硬くなつてゐた。好子の表情も先刻飯を食つたときほど晴々してはゐなかつた。

彼は益々この會合に幻滅を感じた。


北海タイムス

投稿規定

一、投稿は今後書留郵便にて送附されたし。尚返信用書留郵券を必ず封入の事。

此規定に反して萬一紛失したる場合あるも本社はその責に任ぜず。

一、投稿は「中央公論編輯部、投稿係」宛に郵送されたし。その場合必ず「中央公論原稿」と傍書ありたき事。

個人に宛てゝ發送せらるゝは差支なきも一度は必ず係の手に渡るものなれば直接係に送らるゝ方便利です。尚個人の私宅に宛てゝ送らるゝ事は絶對にお斷りします。

一、今日までの投稿で宙に迷つてゐる原稿が山積してゐます。お心當りの方で返送を希望せらるゝ方は、書留郵券を添へて早速申込まれたし。今後三ヶ月を經て何等の交渉に接せざるものは燒棄します。

定價	定價	送料
一冊	八十錢	參錢
六冊	四圓八十錢	送料共
十二冊	九圓六十錢	同

毎月一日發行

△但し前表は普通號のみの定價にて年四回發行の特別號は定價送料共不同に付其の都度別に申受けます

△外國行送料は普通號一冊に付十六錢申受けます

△御送金は前金にて可成振替貯金を御利用下さい　郵券代用は一割增の事

△集金郵便で誌代取立希望の方は其旨御通知願ます

廣告料

△御照會次第詳細御回答申上ます

昭和二年二月二十日印刷

昭和二年三月一日發行　（禁轉載）

編輯兼發行人　島中雄作

印刷人　高木島三

印刷所　東京市牛込區市谷加賀町一丁目十二番地　株式會社秀英舍

東京市丸ノ内ビルヂング七七六區

中央公論社

電話牛込五〇八九番

振替東京三四

同　長野三


オヒナサマ ガ
ダイスキナ
滋強飲料
カルピス

GHUO KORON (*The Central Review.*)
By THE CHUO KORON SHA PUBLISHING Co, Published Monthly.
Terms of Subscription : Annual subscription *yen* 12.48, Single copy 80 *sen* including postage. Entered at The Post Office at Los Angeles, Cal. U.S.A. as second-class mail matter.